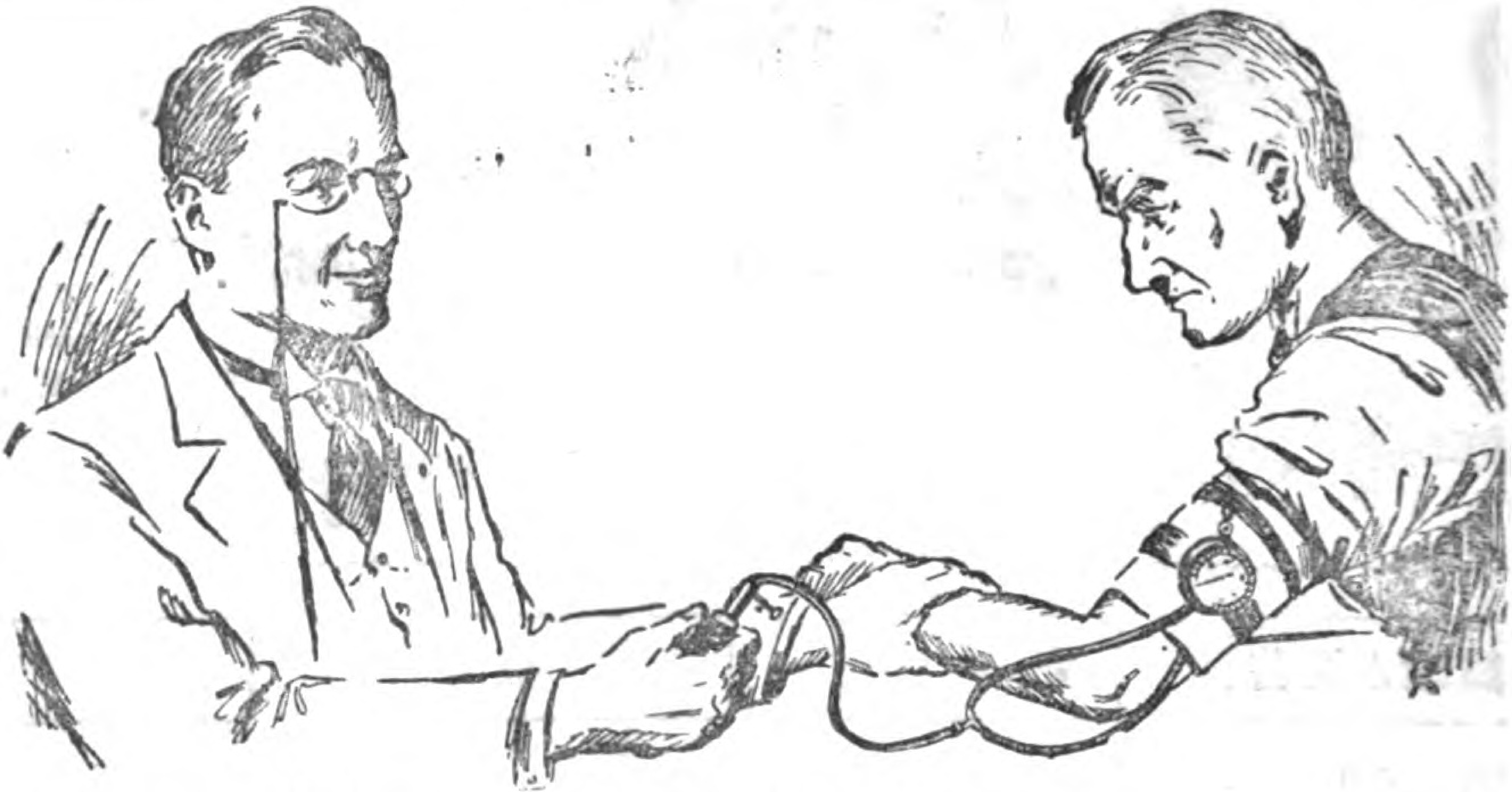
THE KAIZO

改造

普選特輯

五月號


外國品に優る
プラトン
萬年筆
從來の萬年筆の欠點
を悉く除いた完全無
缺の理想的萬年筆
萬年筆用
プラトンインキ
PLATON
FOUNTAIN-PEN



血管の硬化と……腦溢血の危險

その治療及豫防内服藥

アニマザ

血壓を低下し諸症狀を輕快す

動脈の硬化は怖る可き腦溢血の誘因となり、壯年期にある貴重の人命に急死の不幸を與ふ。その治療と豫防は世界各國の醫家が最も苦慮するところなりしが、健康なる幼若動物の血管内膜及中膜より得たる臓器製劑アニマザの内服が、最も信頼し得る藥劑として獨逸ギーゼン大學グリースバッハ教授を始め多數醫家により高唱さるゝに至れり。

本症は特殊の生活狀態にあるもの例へば、大酒家、美食家、體格肥滿者、腦力過勞者、白粉(鉛)中毒者、腎臓炎、糖尿病患者、煙草中毒者、梅毒罹患者等を襲ひ、眩暈、不眠、頭痛、呼吸促進、心悸亢進等の症狀を訴へ、血壓の昂進を來すものなり

アニマザは動脈硬化症の進行を阻止し、延いては腦溢血をも防止し得る有力なる治療劑たるのみならず、血壓亢進し易く動脈硬化症を續發すと考へらるゝものに對しては貴重なる豫防劑として近時盛んに賞用せらるゝに至れり。



說明書進呈

三〇錠入 貳円四拾錢　一〇〇錠入 六円八拾錢　各地有名藥店にあり

獨逸オスナブルク臓器治療藥會社

日本總代理店　東京市日本橋區本町

株式會社 田邊元三郎商店

改造五月特別號目次

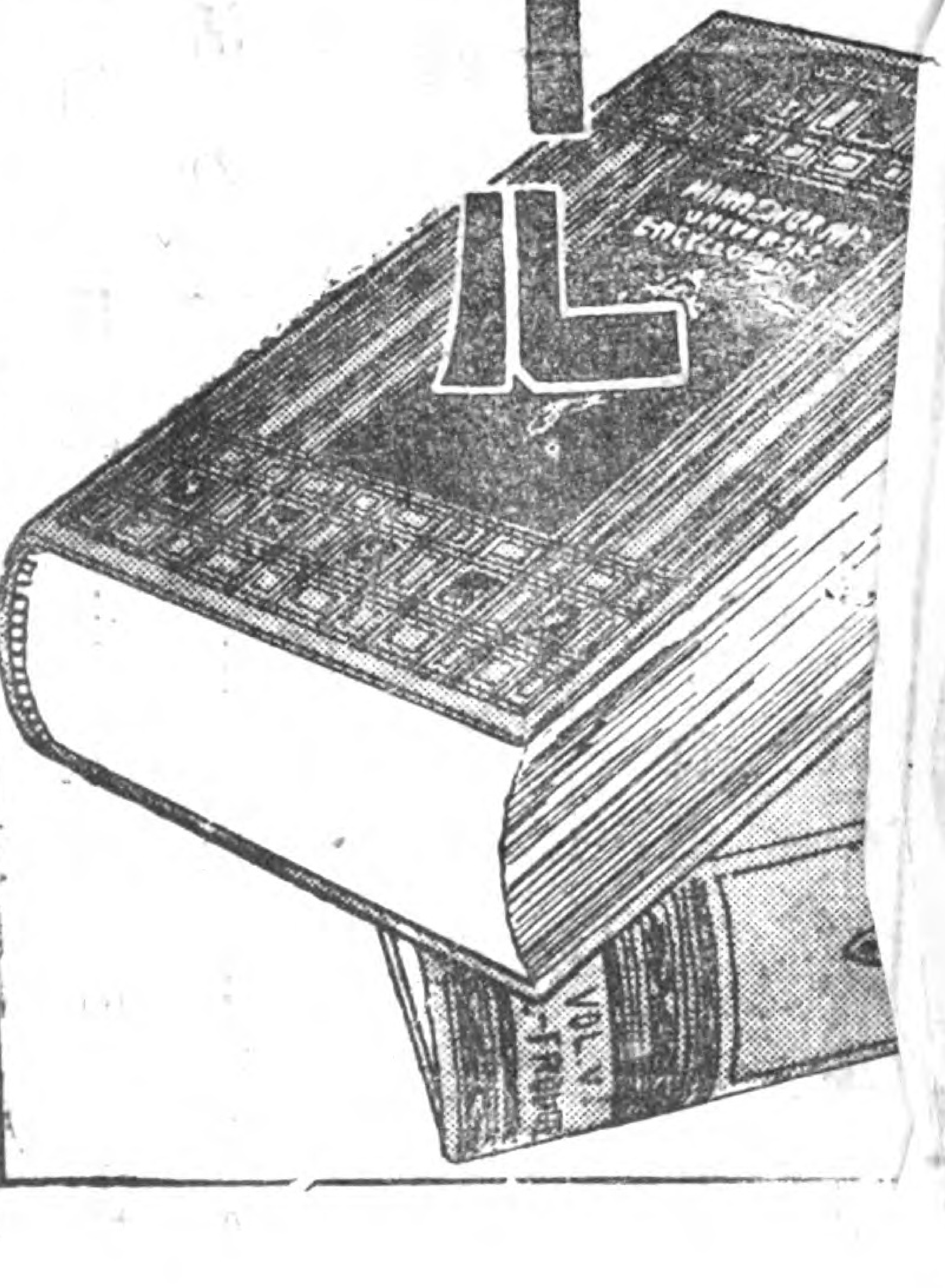
猿猴水月を覗く……卷頭言……一
現代卑屈論……杉森孝次郎……二

略史

兩院協議會に於ける普選審議……石井謹吾……一六四
帝國議會に於ける普選運動略史……林田雲梯……一七六
島田三郎と河野廣中……石川半山……一九〇

普選と政黨

普選とわが對策……松田源治……一九六
選擧費用の節約と陰謀政治の廢滅……安達謙藏……一九九
普選の後……岩崎勳……一



影

普選實施後既成政黨の政綱はどうなるか……關口泰…一〇五
普選後の各政黨を豫測す……田川大吉郎…一一三
民衆が天下を取る方式……馬場恒吾…一一七
……山川均…一二三

作

西瓜ひとつ……近松秋江…八四

◇全篇漢字をあてゝ講義に代へ頭註精を極め粹を萃む

新刊

源氏物語活釋

小林榮子著

全部完成す

この書を讀む人は到底行はれざる源氏物語の全講を居ながらにして聽くと共に又中古國語辭典を座右に備ふるの效果を收め得べし加之本書の一大異彩として著者が研鑽の餘紫式部の源氏物語は雲隱までなりとの斷案を下したる事と紫式部日記の抄錄講義によりて式部が擾々たる公子貴女を靜觀せるさまの躍如たるを見るべし日本國民として本書を是非一度は讀まれんことを切に希望す。

四六判最上製美本
全貳冊壹千六百餘頁
（前編）（後編）各冊
正價四圓八拾錢
送料各十八錢

◇長崎高等商業學校教授 伊東勇太郎氏著◇

【本邦最初の著述】

忽ち三版

文檢受驗用

英語研究者のために

英語研究の暗路を照す燈明は輝き出た!!

本書は中學卒業後獨學で文檢に合格し得られる勉强の方法を說いたものである內容は讀むべき書物の內容・程度・語學的及文學的の價値筆致の一班作者の人物を示し且つ勉强の科目・目標及び方法を敎ふること周匝懇切、加ふるに試驗の模樣受驗直前三ヶ月の勉强方法合格後の研學方針を以てし行文流麗にして雅健所說斬新にして穩正詩を許しエッセイを說き書取會話の上達法新聞雜誌の活用辭書の特色使用法に及び溢るゝが如き熱誠と津々不盡の妙味とは文檢受驗者ならざる一般文學愛好者及高等諸學生の趣味の讀み物とするも無限の興趣を措く能はざらしむるものがある。受驗志望者及一般英語英文學研究者の一讀をすゝむ。

四六判最上製美本
全壹冊四百頁
正價金貳圓
送料十二錢

守屋豐秀
奈良島知堂著

●少年曾我物語（最新刊）

正價壹圓八拾錢
送料金十八錢

東京市神田區表神保町七番地

大同館發行

振替貯金口座東京八七貳番

法學博士 福田德三著

◇最新刊◇

定價六圓五十錢
送料十八錢

流通經濟講話

◇名著◇

國民經濟講話の續篇

體裁

四六版一一〇〇頁コロタイプ石版挿畫三十葉餘
茶色リンネル製、背革張箱入美裝、總索引付、

本書の出版の仰首期待さるゝこと既に數年。世界的聲名を有する著者が推敲鍛錬多年の蘊蓄を傾倒して漸く會心の力作を完成され、世間大方の渇は今や遺憾なく醫さるゝことゝなつた高遠深奥の學理は茲に初めて平易解明、自在の靈筆を驅つて何人にも了解し易く、しかも莊重丁寧眞に著者の謦咳に接するの感がある。机上敢て一本を薦む。

東京神田
今川小路一ノ一
合資會社
大鐙閣
電話四谷四六五八
振替東京三三六一八

字塔

芥川龍之介氏
裝幀 岡田三郎助氏

へ、殆ど日本語の達し得る最高の表現と稱しても好い。加之颯爽たる理想主義的人生觀は至る處に光芒を露し、如何に此の偉大な藝術家の背後に偉大なる思想家があるかを示してゐる。即ち「鏡花全集」十五卷は、明治大正の文藝のみならず、日本文藝の建造した一大金字塔と言はなければならぬ。

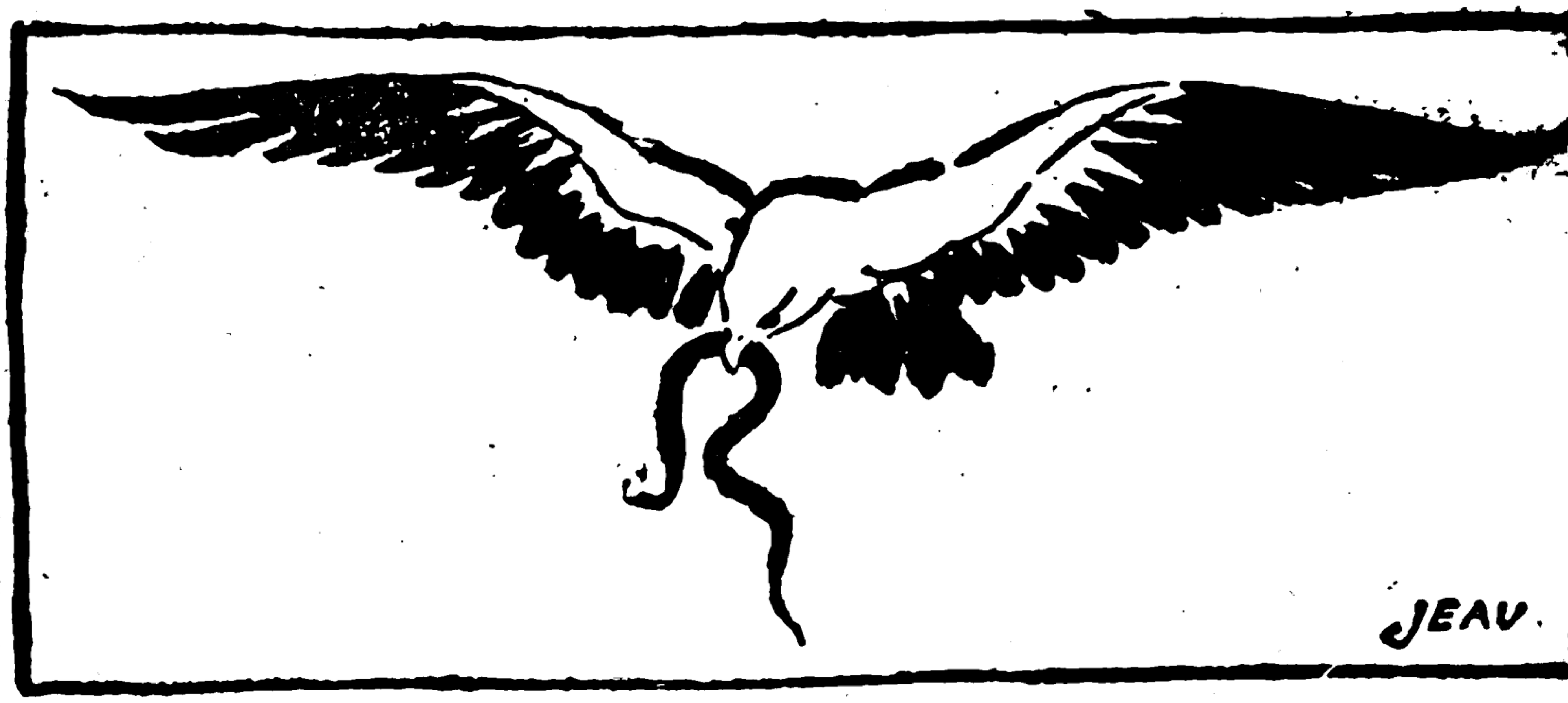
家庭圖書館學校に必ず備ふべきものは日本の生んだ大藝術家鏡花泉先生の全集である。

葉書にて御申越次第 **內容見本進呈**

體裁	豫約略規
菊大判天金總絹表紙、岡田三郎助畫伯の苦心の意匠になれる透し繪金線裝幀、總ての全集中最も贅澤なるもの、用紙純良、活字九ポイント總振假名付、一册八百五十頁位 特製本	▼豫約者のみに頒つ ▼申込金五圓五十錢（此申込金は最終會費に充當す） ▼會費は毎月拂金五圓五十錢宛、一時拂金八拾圓（別に送本料を要す） ▼十四年六月より毎月一册宛發行十五ヶ月完結す ▼特製本、申込金、會費共金七圓宛、體裁三方金、鏡花先生署名せらる。

豫約申込 **五月五日限**

豫約申込所 東京日本橋通 振替東京一六一七 電話大手五一、四二二〇 **春陽堂**〔其他全國書店〕



(五月號)

猿猴水月を覗く

猿猴は海に棲むはづではないが、時々海中の月を物欲しく覗くことがあるそうだ。どこかの國の政界は丁度、それに類した珍事のみが打ちつづく。人物本位の政治は、東洋人には趣味多いものではあるが、しかし、現代では猿猴の水月を模索するやうに危ぶないものである。非論理な國民と、無思慮の蠻族には政策、主張に耳を藉すの知識と思索とを缺ぐのは免れざるとするも、普選運動の中堅を以つて任じ、急進、左翼として國民の期待は第一黨を凌ぐ慨のあつた第三黨が、近時、不思議にも軍閥の頭領に追隨するに至つたことは僅にペンキ屋以上の鑑賞である。何の爲めに權力把握をそんなに急がねばならぬか、そんな無理までして あんな危道、奇兵を用ゐねばならぬか、識者は近時第三黨の議會内に於ける爭氣と時代に順應する政策には少くも微笑を以つて迎へてゐたのであつたが。そのあまりにあせり氣分で、舊式政治の陰謀をたくらむことに反感を持たれる。三四幹部の雁首すげ換への舊式陰謀は行き詰れる現時の政界に一脈の生氣を注ぐやうであつても、多數國民の耳目は到底そんなことで僞瞞されやうがない。そう云ふ頭で普選後の政界にのぞまれてはそれこそ一大事である。大衆と共に動き、民衆の中に生きる爲にあれだけ左傾しかかつた第三黨が軍閥の巨頭を拉して自分達の本尊とする心理は全く近代的社會意識に背致する尤なるものである。そして勞働立法を今後の旗印として進まうとするものの判つた、殊勝な黨員を有する第三黨が立 政治に何等の理解も、準備もない人を迎へたことは如何にも矛盾に徹底してゐる。歴史的に意義ある軍縮を沈めてまでも華盛頓會議に誓紙を添つた政友會が、そして無爵の野人を薨くを以つて無上の光榮とした政友會が、有爵の軍宰を迎へて春風來に謳歌するとは何の態ぞ。しかし何處を見ても、雁首に價値のあるものは尠いやうでもあるから、そうなつた以上は中堅の陣笠どもでグン〳〵この有爵閣下の頭腦の改造をやることだ。その太つ腹の所は四つの雁首中の尤なるものではあるが、陰謀、多策權道は民衆政治に最も忌まるべきものであるが故に、星や横田の歩いた舊道路は普選の實施と共に全く廢道になつたことをつくづくと思索する哲人の領域を窺ふことが肝心である。往來では早くも『道草先生』との誹謗の綽名で稱してゐるのは、軍閥閣下が心を虚ふして聽かねばならぬ痛い、そしていい言葉である。いつでも拔け道を探したり、近道が好きになると恒に正道のあることを忘れてしまうものである。

現代卑屈論

杉森孝次郎

一　産業自治運動の第一意義としての卑屈破棄

經濟的生産者殊に勞働者の、その資格に於ての自治乃至完全自治への運動は、現代社會組織に關する進歩的傾向の世界に於て、一つの最も著大なる先發隊的現象だ。

いはゆるギルド、ソーシャリズムはそれの一代表形だが、このギルド、ソーシャリズムが、國家社會主義またはコレクチギズムから正當に識別される一理由は、國家社會主義は財物の國内的分配方法を國内的に社會化することをそれの直接主要目的とした、及びするに反し、いなそれから進一歩して、ギルド、ソーシャリズムは、資本主義經濟組織に於ける眞義及び廣義道德的即ち精神的奴隷制度の破棄にそれの直接主要目的を確認してゐることにある。

工場及び廣く生産世界に於ける、その勞働者群から正直に、聰明に思索して、かれら自身に、他のなに人にとつてよ

りも直接の關係を有する種類の立法及び行政が、即ち規則、經營、組織が、これらさへもが、なほかつかれら以外の人間群または人間部分によつて、その人々の自由意志のみにしたがつて、設定され、保持され、變改される制度及び慣習は、他の利害關係を先づ問題として考慮することを必要とする餘地も餘裕もない端的さ、自身目的慣的切實さまたは無上必要さに於て、すくなくともその勞働者群自身からしては破棄されねばならんといふ意識、意志、衝動、ここに產業自治または生產者自治の名に於ける現代勞働者群の、及びかれらに對する知的友援者の、最も實質的な一大努力の心理的極奧原因がある。

各工場に於ける職工長または監督職工、監視者または管理者等を任選する權利の如きをも、かれらの統制下に作業する勞働者群自身をすくなくとも一主體として、それの公選にすくなくとも相當に移さねばいかんといふ主張の如きも、また、各工場に於ける勞働者的部分が、すくなくとも相當にその關係工場の全體的經營に參與する權利を持たなくてはいかんといふ主張の如きも、全體の事業能率に對する、または勞働者自身から見た物質的、感覺的、有形的諸利益に對する打算に立脚するよりも深く、卑屈破棄の精神的、道德的必要に、たとひ現在の勞働意識に於てはなほ多少不充分的にさうなつてゐながらも、可能的、無意識的、潜働意識的には最も確實に、有力に、代表的に根源してゐる主張にほかならない。

二　資本主義の主惡としての卑屈肯定制

現代人から卑屈を取り去れば、資本主義は無くなる。

資本主義に對する分析的考察は、二つの代表的要素の發見にすぐ到達する。その一は所有方法に於ける私有主義であ

り、他の一は生産方法に於ける集團主義だ。

資本主義は、この兩主義の結合體にほかならないた、この結合體は、生産する、しかし所有しない人々に於ける知識の發達のみを條件として、壞滅する必然がある。しかし、その知識は、かれら自身の卑屈に對する知識を第一內容とするものであることが必要だ。かれら自身の卑屈に對する知識が發達しないあひだ、かれらに於ける他の知識がどんなに發達しやうとも、資本主義の壞滅は必然化されない。これに反して、かれら自身の卑屈に對する知識さへ發達すれば、それだけの事實によつても、即ちかれらに於ける他の知識はいかに未發達であつてさへも、なほかつ資本主義は壞滅を必然化される最も確實な理由がある。どうしてかといふに、人は、自分が卑屈狀態にあることを知れば、到底その狀態に安住しえないやうに性質づけられてゐる。しかるに、資本主義に於ける私有制と、集團的または社會的生産制との間なる關係は、生産する、しかし所有しない人々が、生産しない、しかし所有する人々に對する卑屈關係を最も根本的に意味する。

現代に於て、生産する、しかし所有しない人々はいはゆる、勞働者だけだと普通には考想されてゐる。いはゆる勞働者が、この關係に於て最も資格に富んだ人々であることはたしかだ。しかし、多少低い程度別だけを保つて、いはゆる重役級でさへもが、某々個人または家族の名によつて所有關係を明示されてゐる會社、工場、商店等に於ける被使用人である限り、その關係に於ては、身をもつてそれだけの卑屈狀態を直接に形成してゐるものにほかならない。

被使用人、被雇用者といふたぐひのことばが、通用してゐる、または通用しうることそのことが、決して單なる言語的便宜を意味する現象ではない。一人が他人を使用するといふ關係は、事實上、一人が他人を所有するといふ關係を多少意味する。そも〳〵、所有の社會的意義は使用の自由にほかならない。例へば、一人が財物を所有する、即ちかれの

私有財物として所有するといふ事實は、かれはその財物をかれの任意に使用してさしつかへないといふ、かれの社會から認許されてゐるかれの權利または自由を意味するものにほかならない。かくして例へば自分持ちの自動車であれば、それを乘用しようと、賣り拂はうと、その人の自由だが、よその自動車をさうする社會的自由はわれらにない。

多少の他人を、多少間接的權利としてながらも、自分の任意に使用する、したがつてまた任免黜拔する上は役としての位置にゐるといふ事實によつて慰められ、媚悅され、おだて上げられて、多く問題ともせずに甘心してゐるけれども、現代のいはゆる被使用人階級は、すべて多少、かれらが從事する產業の所有主その人に對する關係に於ては、恥かしくも卑屈してゐるのだ。たゞ多くの場合、恥を恥とも思はずに、即ち自分の卑屈に對する知識なしに、かれらは、みづから滿足し、他からもうらやまれたり、うやまはれたりしてゐるだけの事だ。かれらが卑屈者であるといふ事實はそれによつて寸毫も否定されない。

財物の生產には、多くの經營的、事務的被使用人、及び更に遙かに多くの勞働的被雇用者等を絕對的に必要とする事情下に、それの所有權、使用權、またその全組織のそれは、その生產には實質的にはすこしも寄與せず、或ひは極めて部分的に寄與するに過ぎない一人または少數者に、大體に於て專屬する制度は、その一人または少數者以外の關係者の卑屈を意味しないものだとは、且つ最も主もな要點としてそれを意味するものでないとは、われらがそれの眞理價を信ずる人性觀及び社會觀の立ち場からしては、つひに考斷されない。

產業公營、財物公有の主義、したがつて國家社會主義またはコレクチヰズムは、これまでの事實としては、多くの場合、私有即ち私營制にもとづく反社會的分配の現實及び可能に對する救除を意識的代表目的としたものではあつたが、所有權、經營權の主體を、實質的には非生產者である少數者から、政治的公共組織體へ、それの特權及び責任として、移

した點に於て、實質的生産者の精神的卑屈を救除する方向に向かつての一努力でもあつた。國家は、市といふが如き自治體はいふまでもなく、現代に於ては、通則として、もはや決して、一人の姓名や、一族の姓によつて標識されないだけに、その意味に於て非人格的なものだからだ。國家を使用主、雇用主とする被使用人、被雇用者は、明白に一姓名や、一姓によつて標識される人または人々、またその會社、工場、商店をそれらとするものとの比較に於て、すくなくとも遙かにすくなく卑屈者だ。殊にその國家が、國民の國家、社會民の國家たる意義を完全に具備するにしたがつていよ〳〵さうだ。

しかしながら、資本主義經濟組織に於ける卑屈背定制を被棄するための努力としては、すくなくとも實質的生産者からいふ限り、單なる産業公營主義よりも、産業自治主義の方が、一層進歩したものであることは明確だ。どうしてかといふに、單なる産業公營主義によつては、實質的生産者は、かれら自身を雇用する、また使用する、即ちたとひ實質的生産者としての資格に於て の限りだと多少不精確に範圍づけて見ても、かれらを所有するものが、餘りにも酷烈に他「人」、自分たち以外の、しかし自分たちと同じ人間でなくされるだけの變改が與へられる。それが私人としての他人でなくされるだけの變改が與へられる。産業自治主義によつては、しかるに、實質的生産者を雇用する、使用する、即ち所有するものが、比較的完全にかれら自身であるやうにされるといふ一層顯果な、一層切實にかれら自身の卑屈を否定する、そして伸達を肯定する內深の要求に應答される外圍的變改が與へられる。

單なる公有及び公營は、財物及び産業の場合に於て、要するに經濟的消費欲を、比較的に、即ち資本主義との比較に於て、社會化された方法によつて滿足させる一努力として特徵づけられる。經濟的生産者に於ける精神的卑屈否定欲を滿足させる努力は、産業自治運動と共に、それの意味として開始されたと斷載される。そして經濟的生産者に於ける精神

的卑屈が自覺されるにしたがつて、かれらの經濟的所有即ち消費に於ける缺乏は、かれらをして、資本主義に於ける私有制を、それが缺乏でなく富足であつたならばよりも力強く否定せしめる一つの大きな助成事情であることは勿論だが、たとひその缺乏だけは救除されても、即ちかれらが貧乏でだけはなくされても、なほかつかれらは、それを否定せずには措けない必然がある。單に經濟人としての本能及び自覺からしてでなく、もつと綜合的に人としての本能及び自覺からして、資本主義に於ける私有制には、永く生き延びえない、それを可能にされない無理、弱點がある。私有制は、大體に於て、生産者が即ち消費者であつた時代に於てのみ、また今後の社會に於てもその關係が成り立つ場合に於てのみ、健康または健全であつたと認められ、またそれでありうると豫斷される。

生産が集團的、多數者の組織的努力を必要とする場合に、所有權、使用權、消費權のみが個人的、少數者的特權に、生産が個人的、少數者的努力を充分なる必要とした時代または場合に於けるかの如くに、依然として委されたと、また委されるとは、生産的勤勞者の思索に於ける習性的、環境的障碍が除去されないあひだだけの現實であつたし、また可能だ。その習性的、環境的障碍は無數に多種だが、生産的勤勞者をして、かれらの自己卑屈に對する思索、即ちこの問題の場合に於て最も生命的な思索を不可能または不活潑ならしめた、またならしめる最大障碍は、いはゆる筋肉勞働者としての生産的勤勞者の場合に於ては財物缺乏、物質的窮迫によつて代表され、いはゆる頭腦勞働者としての生産的勤勞者の場合に於ては、財物禮拜、物質的飽慢によつて代表される。そして　いはゆる筋勞者及び腦勞者をして、消極的及び積極的兩樣式の間なる差別だけを保つて、要するに　それぐに、經濟的生活の奴隸たらしめた主勢力は、機械殊に生産用機械の超人間的發達と、盲目的にそれに附隨した十八世紀以來の抽象的、原子的個人主義とであつた。前者は生産のための生産の一路をいや增すモメンタムに於て追ひ進み、後者は營利的無制限競爭を制度化し、慣習化した。その

超人間的發達と盲目的附隨に對する責任が結局人間自身に歸せられねばならんことはいふまでもないが 過去及び現在にかける多少の事實としてそれがさうあつた及びあることが先づ注意され、その事實自身、また人間が時代的、社會的に經濟生活の奴隷となつたこと 及びいまなほなつてゐることが、卑屈の或かたちにほかならないことが續いて注意されないことは出來ない。

しかし、現代が經濟生活の奴隷としての卑屈狀態にあるといふ比較的に總般的な事實に對する考察から多少獨立に、分配の單なる社會化と、生産の責任ある自治化とを對比するならば、この後者の方が、資本主義の最も根本的な弱點に救除の手を伸ばすものだと明確に考斷される。どうしてかといふに、私有としての所有は、使用の自由を意味するものにはほかならないが、事實として、現代に於ては、いかに大なる財物の所有者といへども、それを、多少不完全ながらも要するに社會價あるしかたに於て、通則的には、使用する、即ち所有する。かれらは、例へば十億圓の富を所有するといはれる産業界のいはゆる巨頭である場合に於ても、それだけの富を、自己の絶對任意に使用しうるかたちに於て所有してはゐない。工場、會社、商店、銀行等、々のかたちに於てかれらはそれを、すくなくともそれの大部分をば所有してゐるものにほかならない。かれらの工場が生産し、かれらの商店が販賣する品物にしても、かれら自身が主としてそれを消費する關係には決してなつてゐない。只でこそ分配せざれ、値段金との交換を條件として、その範圍内に於て需要者の意志にしたがつてかれらはそれを分配する。されば、單なる分配が私營から公營に移されても、殊にすくなくとも現代に於ける一國内的規模に於てそれが行はれる場合には、その國家内に於ける社會的救貧もしくは興富の上に、われらが普通に不用意に想像するほどの著大なる成績は現はれないに相違ない。即ち分配公營の經濟的價値にはほゞ見え透いた限度がある。

しかし、生産は集團的努力または社會的努力に主として負ひ、所有權は個人または少數者に專屬し、集中し、獨占されることを公許する資本主義經濟組織は、この一點に於て、單なる經濟的でない、深い道德的または精神的不完全だ。それは、實に、多數生産者の卑屈を意味する事實だからだ。そして、その事實は、その事實だけの道德惡として見られべき關係のものではない。その一事實の感染力、感化力が不可測的に大きい。經濟生活に於てかゝる卑屈を制度的に許容することは、經濟以外の一般生活に於ても、卑屈を許容する習性を助長する。例へば政治生活に於ても、教育生活に於ても、家庭生活に於ても、學問及び藝術生活に於てさへも、更にまた道德的、宗教的生活に於てさへもといふやうにだ。一事が萬事といふ格言も、その一事のものがらによつては大して當てはまらないが、經濟生活に於ける樞軸的一組織がその一事である場合には、その格言では力說し足らないほどの影響が他の萬事に及ぶ。現代に於て、經濟生活の人性、社會、文化に於ける酵母力は、それがいかに深く、遠く、そして强く達する力であるかは、すくなくとも假設された一大問題たる位置を形成してゐる。

單なる分配は、要するに、單なる事務に比される。內閣が變はつても、政黨が變はつても、政治組織が變はつてさへも、單なる事務には著大なる變はりはなくて濟みうる如くに、生産から識別された分配は、原則から識別された末則にほかならない。

資本主義は、それの分配方法に於てでなく、それの所有權的部分に於て、人性最深の卑屈否定本能の開知即ち啓蒙によつて、それの發達にしたがつて、つひに否定される結論を豫想する大小前提を、或、即ち資本主義としての、かたちに於て確實に意味する。

三　貧乏を條件とする卑屈の存在とそれに對する社會的責任

ア　序　說

現代は、それの經濟組織に於ては資本主義によつて代表され、それの政治組織に於ては國民主義によつて代表される。資本主義と國民主義とは、しば〳〵豫想されるやうに相呼應する友援關係にあるのみでは決してなく、相制限する敵爭關係にも、事實上、またその兩者の各の內的關係に屬する、及び兩者間の關係に屬する、要するにその兩者が意味する事物自身の本質的論理に必然的に支配されて、すくなからずある。しかしながら、兩者は、各自的にも、協働的にも、社會の或部分に貧乏を不可避とする作用を、勿論兩者の全作用としてではないが、固有する。貧乏は、一般に、卑屈の一條件たりうるが、そして、貧乏が現にそれである場合に於ては、その卑屈を救除するための方法としては、先づその貧乏を救除する一必要があることはいふまでもないから、もしも現代に於ける貧乏の或部分が、資本主義的經濟組織及び國民主義的政治組織にそれの原因を有する現象にほかならないと確實に知られるならば、その貧乏をすくなくとも一條件因とする卑屈を救除するためには、資本主義的經濟組織及び國民主義的政治組織そのものに於ける相當原因部分、即ちその貧乏の原因としての部分を先づ救除する一必要があることは、したがつて、いふまでもない。

現代の貧乏のどれほどの部分が資本主義及び國民主義にそれの原因を有するかといふ問ひは、貧乏の程度標準の定めかたにも依るが、現代を舉げて、全部的に貧乏だと見る立ち場からでなく、即ち、現代が所有する自然資源と、技術力に代表される人力とにむかつては不足をいはぬ立ち場からいふならば、現代の貧乏の全部またはすくなくとも代表的大部

分は、資本主義及び國民主義にそれの原因を有する。いひかへるならば、資本主義及び國民主義に單なる制度的相當改善を加へるならば救除される、現象だと明確に考斷される。

勿論、資本主義に原因する貧乏は、主として、國內社會に於ける部分的、階級的貧乏であり、國民主義に原因する貧乏は、主として、國際社會に於ける一民族全體、一國家全體としての部分的貧乏だ。その國民主義に原因する貧乏が、その國民主義を甚だしば〱、資本主義に利用され、及び加勢されたかたちの國民主義として見いだすことは顯著にして確實だが、單なる資本主義によつては、いはゆる未開民族及び後進國家の貧乏を、すくなくとも一大緣因的に、原因づける現代式帝國主義が、それの構成要素を決して全部的に供給される事實も可能もないことは、顯著ではないが確實だ。國民主義は、歷史的に、資本主義によつて發明された關係に於てよりも、それによつて發見された關係に於て特徵的だ。しかも、その發見されかたが、國民主義は、資本主義によつて利用されることは出來るが、無視されたり、破壞されたりすることをば、たとひそれが資本主義自身の純粹興味からしては有益だとしても、容易に許さない深根柢ある一大習性力、社會力として確認されるほかないかたちに於てであつた。そも〱、國民主義に於ては感情がそれの代表的位置にあり、資本主義に於ては利益がそれの代表的位置にある。情と欲とが兩者を本質的に色わけする。兩者ともに或憎愛であり、或損得であることは無論だが、それの對象または內容に、看過することの出來ない著大な種類別がある。感情だからたつとく、利益だからいやしいとか、利益だから迷信ばなれがしてゐ、感情だから不聰明だとかいふやうな、まちがつた原則意識をば勿論すこしもさしはさまずに、この關係は、この機會にも自然に注意される。

イ　資本主義に關する部分

資本主義が國内に貧乏を原因づける理由は、いふまでもなくそれの私有制によつて代表される。私有制にもとづく分配の反社會的方法によつて代表される。その私有制のうちには、原料即ち自然資源としての土地の私有も自由に許容されてあり、全財産の世襲的相續も自由に許容されてあることを注意すれば、現代資本主義經濟組織に於ける私有制が、いかに貧乏をその社會の或部分に必然づけるかは、それ以上及び以外に多く考察を費やして見るまでもなく著明だ。どうしてかといふに、土地即ちこの場合に於ては自然資源は、人力による自由増殖を比較的に極めて許さない固定的有限物だ。しかも、それなしでは、どんなに勞働力、技術力、科學力、經營力が完備してゐてさへも、生産は絶對的に不可能だ。その土地を、單なる財力にまかせて、いかに少數の人々または人でさへもが、世襲的にさへ私有物として使用する。また廣く所有することを權利として公許されてゐるならば、その制度下に於ては、その社會に於けるいかに少數の人々または人もが、その社會の富の可能的全額の範圍内に於て、どんなにも富みうる可能があると同時に、その社會に於けるいかに多數の人々もが、どんなにも貧窮しうる可能がある。

財産の世界に於ける土地と、所有の世界に於ける世襲的私有とを、それの原則的意義にしたがつて考察するならば、現代に於けるすべての財産は土地的であり、現代に於けるすべての所有は世襲的だと、有意義に賢叙される。財産は土地、そして所有權は世襲だと見なほすことが、たとひ多少譬喩的及び象徴的にながらも、極めて有意義に出來る經濟組織は、それだけの事實によつてさへも、その社會に多數の貧窮者を生じうる理由を充分に含んでゐる。

この充分に含まれてゐる理由は、世界の大局面についていふならば、十八世紀のヨーロッパに非常の發達を始めた、性急にして單純な、即ち幼稚な、したがつてまた原子的な個人主義の支配及び勢援下に、産業革命以來、産業の發達と共に、いよいよ完全に事實化されつつ今日に及んだ。そして、各産業圏に、またそれを中心としてそれの關係範圍に、

新經濟組織の必然的犧牲者としての多數の貧窮者及び貧乏人が生じた。

社會に於けるすべての部分または人々が同樣に、平等に貧乏であるならば、それは特に貧乏といふ名を精確にはあたひしない、即ちそれは貧乏ではないのだから、敢ていふまでもない事のやうでもあるが、その事情下には、貧乏を條件因とする人間同志間または對人的關係としての卑屈はありえない。しかしながら、一とつの社會内の或部分が多少懸絕的に富んでゐると同時に、その社會内の他の或部分がそれに反向して懸絕的に貧しいならば、そも〱、富はそれだけの自由を意味するものにほかならないがゆゑに、その比較的貧者には、その比較的富者に對する多少の卑屈が成り立つ多少の不可避的必然がある。背に腹はかへられないといふ諺を例證する幾多の餘儀ない、せつない事情と場合と局面がそこには發生し、展開する。

人格的、本質的高能者に對して、人格的、本質的低能者は、敬服することをば、また前者は後者に對して敬愛することをば、その能力が關する限りに於てさうすることをば、その兩者の成長のために必要とする。しかし、そこには、その低能者の卑屈を必要とする道德的理由はすこしもない。卑屈は、實に、すくなくともその當人から、その當人のためにいふ限り、かれに於ける人性的實在の最深目的を否定する一方法だからだ。

資本主義經濟組織が多少必然づける部分的社會の貧乏は、しかるに、土地としての財産の世襲的私有權の性質及び關係によつて例證される如くに、人格的、本質的能力、またそれの社會價値化としての公益的功績の大小や有無を條件とも、原則ともしない部分を、たとい全部的ではないとしても、著大にそれの内容とする制度的必然關係がある。これは勿論、道德的には存在理由なき貧乏だ。かくの如き貧乏を條件因として成り立つ卑屈をば、この關係からしても、寛容すべき、すくなくとも忍耐すべき理由がない。

人は本能的に、また本質的にさへも、多少利己的に出來てゐるから、他人の卑屈を、したがつてまたそれの條件因として確認されえた場合の貧乏をも、寛容すべき道徳的理由を結局徒勞ながら要求する心理的可能は尤分にある。しかし、その卑屈及び貧乏が自分の狀態である場合には、その反對の心理的可能が尤分にあるから、資本主義經濟組織に於ける反人格的、反社會的制度部分に原因する貧乏、したがつて卑屈を救除する努力は、現實的に及び可能的にその制度部分の犠牲者である人々から、最初の刺戟だけを他から受けて、發達するほかないことはいふまでもないが、その努力の發達の方法が、分配方法の社會化に始まり、或ひは、最低賃銀、最長時間といふが如き、一見餘りに財物目的及び閑暇目的の觀を呈しうる努力に集中することに始まつた場合に於て、比較的に最も成功したといふ過去の事實は、多少の新意味を發見させる餘地あるものとして、多少新たに注意される。

財力と閑暇即ち自由時間とに餘りに缺乏してゐるあひだ、人は自分の智能を開發し、訓練するために必要な方法をすらも持つことが出來ない。自己の卑屈を知るためにすら、相當の財物と自由時間は必要だ。即ち例へば讀學、聽學の機會を持ち、自己教育のためにそれを利用しうるだけの能力の準備、環境の選擇または造設を可能にされることが必要だ。

貧乏と、貧乏ゆゑの無閑とが或程度以上に制限されないあひだ、生産者自治運動は始まらず、始まつても早く不成功に終はる必然は、資本主義に原因する現代の卑屈を、その卑屈の持ちぬしが貧者である場合に、救除する方法は、先づその貧を救ふにあることを、限りもなく多くの實質的關係に於て示唆し且つ證明する。

最低賃銀と最長時間は、これを單なる意識的現象として見去らず、無意識深の人性論理及び社會理想に自然的、合理的に關係づけて再觀するならば、なに人をしても、かれが社會と人間とを概念的、抽象的に構想しうる限り、その瞬間

または期間のかれをしては、當面の、しかし深い、全い理由ある、一つの肯定されべき要求及び主張だと見なほすほかありえない位置に移らしめるかたちを取つて再現する。

社會的責任は、しかるに、社會のすべての人々に、社會及び人間を多少とも純粋に、充分に、完全に概念化し、抽象化したかたちに於て構想する能力及び本能があることを、それの存在第一理由とする。

貧乏を條件因とする卑屈者は、もとより工業勞働者に限らない。例へばわが農業勞働者の或著大なる部分が、自己の卑屈狀態を知るべく餘りに絶望的に、歷史的及び環境的貧乏ゆゑに無智、蒙昧、愚鈍の谷底に、人間以下の或柔順なる生物ででもあるかの如くに苟生、偷安してゐるといふ事實は、間接、直接にわれらの確實な知識だ。

現代のすべての貧なる卑屈者には先づ人間的最低限必要、獨立自敬人的最低限必要の富を、社會的、制度的、公的方法によつて供給せよ、そして、その事自身を目的としてでなく、かれらに於ける人性的卑屈を、人性的伸達、暢榮、興起に轉換するための第一着手的事業としてさうせよ、それは、すくなくともわれらの各に於ける大我的、社會我的、またすくなくとも共通人性的部分を、その事自身、伸達させる方法でもある。

しかも、その公的方法としては、生產及び分配に於ける公營制を、一層進んだ方法としては充分に社會的責任ある自治制を、生產及び分配の世界に深く、廣く根柢を先づ張らせることを要件として高く、廣く繁茂させるほかない。さうするための各の機會を、それを發見しうる限り發見し、發明しうる限り發明して、善用する努力を吝しまないやうにするほかない。

最近の過去及び現在のロシヤに於ける產業自治、即ち生產及び分配の當事者自治の努力の比較的失敗と、同時代の英國に於けるそれの比較的成功とは、產業自治が、いかにその社會民殊に當事者に於ける智能の開發と訓練を一先要件と

するか、したがつてかれらに於ける貧と無閑とが或程度以上に先づ救除される必要あるかをも例證する。

現代に於ける貧者の卑屈を救除する方法が、先づかれらに自己教育のための最低限必要の財と自由時間とを社會的方法によつて供給するにあるが如くに、現代に於ける富者の卑屈を救除する方法は、社會的方法によつて、かれらの私人的無制限增富を制限し、さうすることによつてかれらに、さもなくば營利的、生産のための生産的活動に使はれてしまふであらう時間を、自由時間、したがつて自己教育に使ひうる時間として、供給するにある。

勿論、この場合、いふところの貧者も、富者も、資本主義經濟組織によつて原因づけられる、したがつて主として國内社會に於けるそれらだ。

その如き富者が、現代の代表的事實及び傾向として、單なる地主、殊にもわが國の最近に於けるそれの如きものには屬せず、もつと純粹に工業的、商業的、及び金融的營利活動に從事するものに屬することはいふまでもない。かれらの生産的、いひかへるならば營利的、即ち精確には營利的といひかへられねばならんかたちの生産的活動の社會的、制度的自由は、資本主義經濟組織の世界に於ては無限大だ。

したがつて、現代に於て富みうる事情下に生まれ、育ち、生きる多く乃至すべての人々は、人情の自然として、飽かず無限に富みたがる。かれらが有するすべての精力と時間と機會を、かれらは、かくして、營利、增富のために消盡して悔いない。公的及び私的の會合席上に於て、また廣く機會に於て、例へば豪華旅行車のなか、應接間のなか等に於てたりとも、現代富者の自由雜談を傍聽したことのある人々は、いかに現代富者が、その頭腦と心胸とを擧げて、營利のための生産、營利のためのビズネスによつて完全に所有されてゐるかを想起しうるだらう。かれらが哲學を口にすることはある、藝術を大いに所有したり、話說することは殊にいちじるしくある、しかしながら、その哲學、その藝

術、及び殊にかれらのそれに對する心的、全體的態度は、すくなくとも通則的に、極めて淺薄なものだ。かれらの主要興味は、もとよりその邊にはないからだ。かれらの主要興味は、營利、增富、それによつて權勢と、威福と、歡樂を比較的にほしいまゝにしうる傲慢、驕奢、內悅以外にはない。かれらの價値判斷の標準は單なる財に存するがゆゑに、かれら以上の富者に對するかれらの卑屈は、かれら以下の貧者に對するかれらの、すらなくとも內心に於ける、輕蔑との反比に於て著烈だ。

かれらは富を所有し、富を所有することによつて社會を所有し、他人の自由を所有してゐるつもりだが、そしてそれは客觀的にも事實だが、かれら自身、富以上のものを所有し、それによつて社會と他人の自由とを、もつと根本的に所有することには全然無感覺者、無能力者であることには氣づかない。かれらは富及びそれの支配圈だけを所有する、しかしそれ以外のなにものをも所有しない。かれらは、實は、富に所有されてゐる。

しかしながら、人が富に所有されることは、第一にかれの不幸だ。かれがその不幸を自覺しない場合に於て、かへつてそれを幸福として自覺する場合に於て、その不幸は、大慈大悲の眼から見るを待たず、一般的卑屈否定者、各人に多少とも、すくなくとも潛在してゐるそれの眼から見て、殊にいちぢるしい。かれらは、その眼には、憐いよりも氣の毒な生物として映ずる。

人間の誇りが、富及びそれの支配力あたりに代表されることはいかにも悲しむべき事だ。かれは、もつと深い自己の眼をあけずに、したがつてもつと美しい世界を見ずに、惜たらしい生きかたをして過ぎてしまふ。感傷主義によつてでなく、事實と論理の科學的示說に責任を持ちうる人性哲學の立ち場からして、確實にさう判斷される。

しかしながら、富者のこの不幸、營利、增富の奴隸としての卑屈が意味する不幸を救除する方法は、資本主義に原因

する富者の場合に於ては、それに原因する貧者の奴隷的卑屈が意味する不幸を救除する方法と完全に一體であること、及びそのわけは、あらためて說くまでもない。ただ、その方法が、私的でなく、社會的であり、任意的でなく、公設制度的であるべきことは、目的の要點が卑屈救除にあることによつて自明的に說明される。貧者が貧を制限され、富者が富を制限される目的と方法が比較的に非人格的な、しかしながら綜合人間的な、社會に直接に屬するものであることが必要だ。

私人としての資格に於ては、なに人も、富を無制限に追求し、獲得しうる自由が、制度的に否定されゝば、さもなくば漁富に浪費されるだらうだけの人間的元氣活力は、いや應なしに、一層高級の文化活動に「サブリメート」されるほかなくなる。現代の富者、及び富者たりうる人々に對する保護として、これよりも本質的な方法はない。

社會のすべての人々が、貧者は貧者としての關係から、富者は富者としての關係から、それ〳〵に、廣義經濟の奴隸屈狀態にある現實としての卑を、貧者は絕望的生活難に對する制度因を除去され、富者は不飽的營利欲に對する制度因を除去されることによつて、經濟以上の目的に代表される現實に改作することに對しては、富者階級に屬する人々から考へても、深い反對理由は成り立たない。

經濟的生產は、廣義生產の世界に於て、比較的に最も手段價だけを固有するものゝ一だ。經濟的生產の目的は、それ自身によつては殆どすこしも代表されず、それの消費によつて殆ど完全に代表されることがこれを證明する。かくして例へば、なに人か、工場に於ける生產的勞働を、それ自身として享樂することが出來やう。しかるに、廣義藝術的生產は、生產自身にも目的價を、どんなに全部的にも持ちうる。廣義藝術的生產の場合に於ては、生產行動が同時に消費行動でもある意味が、比較的に著大だ。

けれども、目的價のために手段價を使用するかたちが伸進であり、手段價のために目的價を犧牲にするかたちが卑屈

だ。資本主義が代表する現代は、しかるに、資本家の場合を見てさへも、勞働的形式に於ける經濟的生産と、財力が支配しうる範圍内に於ての、したがつて要するに經濟的本質によつて代表される種類の、消費との兩者によつてそれの最高目的を形成されてゐる。

資本主義は、歷史的、社會的、文化的一全體として、それの不可測大的の功績を永く承認される正當權利ある近代的一巨絶創造及び努力であることは、一つの事實として、疑ふ餘地なき、ただなほ充分に認識される餘地ある事實だが、資本主義の功績は、要するに人間の便利を增したこと、また增しうと信ぜられたことによつて代表される。しかるに經驗は、資本主義が與へうる限りの便利は、その便利の實質的生産者、及び科學的、哲學的純粹考察者から見れば、純粹の生産能率に於てそれに劣らない方法によつてでさへあれば、資本主義によつてでなくても充分に與へられる可能があることを、一つには資本主義の分析の結果として、確實に發見した。この比較的に無意識深的な、しかしながら最も平和的な社會利福保護の新可能の意識に無限に助けられて、資本主義に於ける罪過的要素が、次第に明確に意識された。實質的生産者に屬する大多數人の制度的必然貧窮が先づ意識され、かれらの制度的必然卑屈が續いて意識されて來た。そして、生産の公營化及び自治化によつて、資本主義の功績的要素をば、資本主義以上にも保存し、資本主義の罪過的要素をば、完全に棄却する可能が信ぜられて來た。これが一つの極めて有意義な進歩的現象であることをば、なに人もつひに懷疑する、況んや否定することは出來ない。現代の社會的責任としては、この問題が關する限り、もはや、その制度的必然卑屈を完全に意識することに第一的努力をさゝげ、それに次いで、及び續いて、いはゆる資本家階級の、營利崇拜、增富崇拜、生産崇拜のかたちに於ての制度的必然卑屈を意識することに努力し、最後に、しかしながら時の關係に於ては出來るだけ早く、資本主義の感化を受けた一般現代人の、資本主義の罪過的要素の一發展としての、便利

前なる卑屈を、他の關係に於ける卑屈と共に意識することに努力すべきだと考へる。

「汽車が出來、汽船が出來、電信が出來、電燈が出來、便利な世の中になつた」、これは、わが國に資本主義が、それの一形、他形に於て發達し始めた當時に、自然に無邪氣な常識から放たれた言葉であつた。「機械は重寶なものだ」、これもそれであつた。みづから僞はらないかたちの常識的判斷及びそれの表現としての言葉は、しば〳〵、でッち廻はされたいはゆる學說よりも聰明だ。資本主義は、その功績的要素に於ては、實に、その「便利」「重寶」以外のものではないのだ。

けれども、人は、原則として、卑屈してまで便利に從ふべきものではない。便利は、字面自身が示す通りに、目的ではなく、手段だ。それは、手段價の一別名にほかならない。「重寶」に至つては、なほさら明白にそれだ。目的を達成するための障碍が除去され、方法が設備されたかたちが「便利」だ。目的を達成するために「役立つ」ことが「重寶」の意味だ。

人間が物力からの支配を制限し、物力を支配する關係を增加することが、資本主義に於ける功績的要素の最初からの意味であつた。しかるに、資本主義に於ける罪過的要素は、人間をして、單なる物力を餘計に所有する同じ人間の前に卑屈せしめ、またすべての人々をして、物力そのものの前に卑屈せしめる新習性を形成した。

現代は、資本主義に對して「サブリメーション」を施こすべき時代だ。そこに加護されべき純粹物は社會的消費を目的とする社會的生產であり、そこに排除されべき混雜物は多數者の貧乏と、多數者及び少數者の卑屈とを必然づける制度だ。

ツ　國民主義に關する部分

例へば日本は、國内的に資本主義的經濟組織を、前節が說いたやうな進步的意義あるしかたに於て改廢しても、それだけの事實によつては、國際的社會に於ける日本の貧乏と、それを一條件因とする卑屈とが救除された新狀態は、すくなくとも必然的には、包含もされず、觸發もされない。

現代に於て、國民的または民族的一社會の國際的貧乏と、それに强制される國際的卑屈とを救除するためには、政治組織としての國民主義を、進步的意義あるしかたに於て改廢する必要がある。

もしそれ、現代に、國民的または民族的一社會の國際的貧乏と、それに强制される國際的卑屈とが、存在的現實として、及び可能的現實として、あるか、ないかといふ先決問題に對しては、それは、目下、殊にわが國に於ては、比較的不充分に注意されてこそゐるが、それだけで一つの獨立した問題として扱はれべき、即ち、必ずしも國内に資本主義的經濟組織が改廢されるを待たずに扱はれべき、さうされる國民的及び社會的一大急要務を課するかたちに於て、たしかにあると、智識に責任を帶ばれて、即答される。

國民主義は、制度的には、國家によつて代表される。そして、國家は、實質的には、領土によつて代表される。現代に於ける各國家は、それ〴〵に、地球の表面の明確に限界された或部分を、それの領土として所有する。そして、その領土としての土地が意味する自然資源も、したがつてその國家、即ち或一國の所有物として、公認されてゐる。これ及びこの種の關係に於ては、國家は一個の資本家團體にほかならず、國民主義は一種の資本主義にほかならない觀を呈する。しかし、現代に於て、各の國民主義は一つの國家を持ち、各の國家は或領土を所有するといふ事實は、それの原因

に於て、經濟意識的であるよりも餘計に民族意識的だ。或ひは、餘計にの代はりに深くといへば一層適當だ。更に或ひは、單なる經濟意識的であるよりも綜合的政治意識的だといへば更に一層完全だ。

國家の名に於ての、一定土地の國際社會に於ける私有制は、しかるに、それの原因に於てこそ單なる經濟的資本主義意識ではないが、それの作用及び結果に於ては、資本主義に於ける私有制と同一的、共通的部分及び性質を大きく持つ。

第一に、國家の名に於ての一定土地の國際社會に於ける私有制は、その國民の世襲的特權として公認されてゐる。しかるに、他面に於て、現代に於ける各主權國家と各民族とは、普通に考想されるよりも遙かに大きく、經濟的にも、經濟以外の生活的にも、依他的だ。ただ、例へばアメリカの如きは、比較的に最もすくなくみづからに他に依り、比較的に最も多く他からは依られる事情及び現實力の持ちぬしだが、現代諸國民、諸民族に通則的に存在する事實及び傾向としては、要するに、地上は、不完全ながら、人類一社會の狀態を、實質的には、或ひは行動的には、各國、各民の原子的獨立狀態よりも代表的な狀態としてすでに確設し、迅速に發達させつゝある。實質的には、或ひは行動的にはといふわけは、必ずしも意志に從つてでもなければ、また必ずしも自覺を伴つてでもないからだ。

しかしながら、國家別、民族別が、すでに現代の事實に於けるほど、實質的社會別ではなくなつてゐる場合に、土地の世襲的私有が最も著烈にではあるが、要するに代表例的に示すかたちに於て、國家の名に於ての富の國際的社會に於ける私有が制定されてゐる事情下には、その制度が必然づける貧富別が國際間にいちじるしく生ずる。その貧富別が、その制度に原因を有する限りに於て、しかしながら、その貧は直接にその貧者の罪科ではなく、その富は直接にその富者の功績ではない。

けれども、國際に社會的關係が現代ほどに發達した以上、貧國家と貧民族とは、その貧ゆゑに、富める國家または民族に對して、卑屈せざるをえざる多少の不可避がある。

もしも人類社會の各人員をして、充分に個人格及び社會人として成長せしめる責任を、その人類社會は負ふべきだとするならば、すくなくともその人類社會的意識からしては、國家の名に於ての、國際的または人類的社會に於ける富の私有制を、現制のまゝに保存することは許されない。

現に、地球の表面は、極めて偶然的な、及び多少不道德的な理由によつて廣大なる領土を、したがつて自然資源及び生活場を、比較的に少數の人口によつて、且つ場合によつては産業的利用力なき人口によつて、所有する若干國と、理由は假りに同樣性質のものだとしても、現實に於て、全く反對の國家及び民族の比較的多數存在を示す。純粹人口のかたちに於て、兩者のうちいづれが多數か、少數か、また兩者同數かは、問題とするに及ばず、事自身の性質から考へて、純粹に人格を目的とし、社會を目的とする立ち場からしては、これは放任することの出來ない狀態だ。

この狀態に對して、自然放任を最善方法と考へることは、すくなくとも、産業史に於ける「自由競爭」主義、「不干涉」主義、また政治史に於ける「力の權衡」主義、及び道德思想史に於ける「弱肉强食」、「優勝劣敗」、「適者生存」主義と同樣に賢であり、同樣に愚だ。史上に於けるそれらの主義には、主として惡意があつたよりも、主として善意があつたことは周知だ。同時にしかしながら、その善意が、みづから欺むかれた善意であつたことも、勿論全部的にではないが、現代に於ては、不可疑の判斷だ。それらの諸主義は、多少實驗された結果、豫期と正反對の成績を、部分的になから著大に證示した。國家社會主義、同業組合、國際聯盟、民族自決等は、それぞれに、それの本質的成功部分に於て、不完全ながらその反省を例示する或ものだ。

國民も、民族も、人の或かたちだ。國家も、意味に於て人以外のものではない。人が自然力のために不便することとは、不幸ではあるが卑屈ではない。人が制度のために卑屈せざるをえないことは、對人關係に於てさうせざるをえないことは、その制度そのもの丶罪責だ。制度は一つの人爲物にほかならないから、それは、結局、人自身の罪責だ。

直接に人を見、人に注意することを、現代はまだ學び足らない。人としての自己が、人としての他人に對して卑屈することは、たとひその自己が、また他人が、民族とか、國民とか、國家とかいふ團體的または組織的形式を取つてゐやうとも、要するに對人的卑屈だから、それが眞に對人的卑屈だとわかれば、忍耐しえられることではない。また第三者の立ち場からしても、一の他人が、他の他人に對して示す卑屈をば、それが卑屈だと知られ丶ば、寛容することとはなに何人にも出來ない。觀劇の心理がこれを例證する。專制を憎む心は、卑屈を憎む心と同根だ。卑屈を憎む心は、物の最も自然な伸達を悅ぶ心だ。各物の伸達を悅ぶ心が、神の心とでもいふべきものだらうが、各人の伸達を悅ぶ心が、すくなくとも社會的良心でなくてはならん。

異民族だからとて、また異國民だからとて、卑屈させて悅び、自民族、自國民だからとて、傲慢し、または傲慢させて悅ぶ心は、淺い心だといふ批評をだけは免れない。

單に國民として、民族として社會、文化、人間を見るだけでなしに、人間として、人として、一層綜合的に、一層直接に、一層眞實にそれらを見る訓練が、現代人にはまだ出來てゐない。

かやうなわけからして、現代のいはゆる國民主義なるものは、強い感情ではあるが、淺い知識だといふ一般的批難を、ほとんど例外なしにあたひする。

資本主義の場合に於ける如く、、いな實にそれ以上に、われらは、國民主義の功績的要素をば確認する。しかし、國

民主義は、要するに、國際的または人類的社會が、交通が不便または不存在ゆゑに、實質的に發達しなかつた或期間に於て、最も賢こい、最も正しい、最も善い一つの方法であつた。その時代に於てさへも、それは或方法以上のものでは、結論としては、ありえなかつた。國民主義の本質的關係上、これは自明的といふを至當とする、勿論のことであつた。

國民主義が、政治組織の原則であることが、現代に於ては一つの時代錯誤的惡であるのだ。政治は綜合的社會經營を意味すべきものだ。それゆゑに、政治は、社會的、人間的綜合必要に忠實である必要がある。現代に於ては、しかるに、經濟に於て、またその他の人間必要に於て、それの社會的關係は、いかなる一國民や、一民族の範圍をもいちじるしく超越してゐる。かゝる時代に、政治組織の原則を單なる國民主義に委して置くことは、各國民の經濟的生活、及びその他の文化的、人間的諸生活が、第一にその政治組織の前に、卑屈せざるをえないことを、結果としては意味する。政治は、それらの實質的、內容的、根本的諸生活を保護するための方法であらねばならんのに、それらの諸生活が、自身の伸達を犧牲にして、政治組織そのものを保護する關係は、それらの諸生活から見て、目的價が手段價に奉仕するかたちの、明白に一つの卑屈を意味するものだ。

國民主義的政治組織の現代に於ては、かくして、必然的に、純粹自然資源的原料が、產業化されずに腐朽したり、浪費的樣式に於て產業化されたりする事實が、或國々の領土內の事實としてあると同時に原料なきがゆゑに、人力が、やはり產業化されずに腐朽したり、浪費的形式に於て產業化されたりする事實が、他の或國々の領土內の事實としてある。そして、原料に於て有り餘る國々に對して、原料に於て無さ過ぎる國々は、いく多のかたち於ての卑屈を餘儀なくされる。

もしも或國々が、原料には不足してゐないが、技術力その他の、純粹に人間的な能力に於て幼稚であるために、即ち智能に於て不足してゐるために、他の或國々にたよらねばならんとするならば、たとひそれが多少の卑屈を構成しやう

とも、その罪責は、人間としては、かれらの自己完成的努力に於ける缺乏にあると結論する自由が比較的にある。しかしながら、原料及び生活場としての土地を不足的に所有してゐるだけの理由によつて、それを過剩的に所有してゐる國々に對して、或國々が卑屈せざるをえない狀態にあるとするならば、その原因が單なる制度に存する限り、その制度を問題ともせずに、それに宿命主義的に服してゐることは、すくなくともその卑屈者たる國々の、そもそも一種の機械にほかならない制度に對する卑屈を、それは根柢に於て意味する。

國際平和が必要である限り、そして、國際と平和でさへもが、卑屈を代價とするものであつては、買ふ價値はない。國家といふ國家はことごとく、自いふ語が明示する通り、國家の複數存在が不可避的與件として假定されてゐる限り、その國民が、和戰兩態を、卑屈然資源及び生活場としての、しかも最も人力をまじへないかたちに於ての、土地をば、その國民が、和戰兩態を、卑屈せずに經營するに必要なだけの量に於て所有する制度を先づ必要とする。

現在通りのかたちに、國家の名に於ての、國際的社會に於ける土地の私有制を放任して置きながら、戰爭罪惡論、國際平和論を單純に主張することは、或國々の卑屈を肯定することだといふ意味を、すくなくとも無視し去りがたい程度に於て帶んでゐる。

しかしながら、この問題の解決は、現に卑屈狀態にある國民と民族とが、他の國民及び民族との間に、實力ある共通利害、共通目的を充分に發見し、發明することを先要件とする。この努力が充分に拂はれないあひだ、その卑屈國民及び民族は、最も根本的に自己の卑屈を肯定するものにほかならない。

資本主義の場合に於ては、卑屈階級は、實質的には生産、形式的には團結を方法とすることのうちに、對側階級との間なる、實力ある共通利害及び共通目的を發見した、そしてそれを發達させる努力に從事した。國民主義の場合に於て

は、しかるに、それに類する事實はほとんど全然未發達だ。

國際的社會に於ける、國際的社會價ある生産は、いまなほ、ほとんど全然、すくなくとも代表的、優越的に、卑屈國民及び民族以外の人間の手と心を待ち、そして、卑屈國民及び民族同志間には、貧弱ながらもかれらが現に有する國際的社會價、及び本質的には富足してゐる筈のかれら自身の人格價に立脚したかたちの團結は、いまなほ、それの第一歩をも踏みださない。

個人の場合に於て、かれが深い自尊心を缺いてゐる限り、その部分からしては、かれの自治も、かれの責任も、かれの創造も、不可能化されるだけであつて、すこしも可能化されない。國民とか、民族とかいふ團人の場合に於ても、この原則に變はりはない。

現代卑屈國民及び民族の第一病源は、かれらが、かれら自身の深い自尊心に再生しないことにある。現にかれらが有する自尊心は、甚だしば〳〵、また餘りにしば〳〵、みづから欺むかれてゐるかたちのものだ。單なる國民主義的または民族主義的自尊心の如きは、それ自身、それの一形にほかならない。

國民主義は、民族主義の政治組織化にほかならないではないか。その民族主義は、民族的特質に對する自覺を根本衝動とするものではないか。民族的特質は、しかるに、過去的環境としての歴史及び傳統とか、自然物的環境としての地理とか、たましひに取つての單なる生理的環境としての肉體組織とか、思想に取つての單なる用具に過ぎない言語とかいふ種類のものに於ける多少の特異質にほかならないではないか。將來が過去を目的としまたは權威とし、倫理が物理を目的としまたは權威とし、精神が身體を、思想がそれの單なる用具をそれとすることは、人性の綜合目的から考へて、卑屈でなくてなにか。

數學及び科學が示す對人性的普遍妥當價値は、通則の一例にほかならない。二に二を加へて四にならず、五になるといふ判斷は、それがいかなる民族によつて、いかなる國語に於て構成され、表現されやうとも、數學に代表される人性目的から考へて、單純に非認されねばならん。その反對の判斷は、同樣の場合、單純に是認されねばなん。藝術にしても、道德にしても、ここの關係に於てはすこしも別でない。

人性に於ける道德的、藝術的、科學的及び哲學的要素等が、それらに代表される限りの人性が、多少とも卑屈せざるをえないやうな政治組織及び政治原則は、人性に於ける經濟的要素、それに代表される限りの人性をも、多少とも卑屈づけるかたちに於て强制する必然があることは、多く考へて見るまでもなく、原理的に明瞭だといはねばならん。

富國强兵は、つひ先刻までは、各國の金科玉條であつた。それは次第に、そして當然的及び必然的に、富國一元の形式に單純化されて來た。富國强兵が對外國是とされた過去に於てもさうであつが、富國集中がそれとされる現代に於ても、それの目的は、自國民の卑屈を否定すること、それの伸達を肯定することに主として存せねばならん。さうでないならば、その事自身に卑屈がある。そして、その富國强兵といふ目的にしても、富國といふ目的にしても、その事情下には成功しない。

現代に於ける國際的卑屈國民及び民族が、その卑屈を破棄するためには、先づかれらの貧を無くする必要がある。そして、その貧を無くするためには、かれらは、かれらの國民主義的政治原則に於ける卑屈的、卑屈肯定的要素を破棄する必要が先づある。

四　卑屈破棄の新方法の目的化としての新卑屈

卑屈破棄の新方法は團結の新方法だ。そして、それは、經濟の世界に於ける、實質的殊に筋勞的生産者を中心とする、及び多少それ以外の貧者と、その中心部分に對する知識的共鳴者とを包含する、したがつて多少不定的な大數者の間に發達しつゝある、かれら自身の多少明確に階級意識的な團結だ。

しかし、その中心部分だけは、明確に組合的、結社的組織を發達させつゝあるから、外延に於ても、內包に於ても、比較的に事實性と統一性を缺いてゐるその全團結の範圍內に於て、その關係からしても、比較的に最も完全にそれらの性質を具備してゐる、實質的に代表的な位置にある。

曾て國民主義は、自民族の對外人的卑屈を、それの現實形及び可能形に於て、否定する方法として、近代の多くの民族によつて發明され、採用されたものであつた。そして、それは、勿論、團結の一形式にほかならなかつた。更にそして、それは、その目的を達するための方法として、最も聰明なものであつた。

けれども、その國民主義は、それの發生後まもなく、それ自身、最高目的であるかの如き位置を、心理的にも、制度的にも、その國民によつて形成され始めた。そして、現代は、、この國民主義の過錯を意識し始めたと同時に、なほ習性化されたそれの不幸なる支配をすくなからず受けつゝある。

國民主義は、例へば支那の如き、まだそれを確設しない民族、またそのかたちに於ての國民にとつては、卑屈破棄の代表的方法たる位置を要請しうるが、すでにそれを確設した人類部分に取つては、もはや、卑屈破棄の代表的方法ではない。國民主義はすでに確設され、しかも産業化された、或は産業化されつゝある人類部分に取つては、そこにも勿論卑屈があり、それの自覺に應じて卑屈破棄のもがきがあるが、そして發明され、採用された方法はその卑屈者を中心としての團結だが、その團結の形式は、即ち卑屈破棄の代表的方法としての團結は、必然的に、國內に於ける無産勞働者

を中心とした階級意識的團結だ。こゝで必然的にといふたのは、文字通りに、現在までの事實の原因に注意した限りに於てであつて、いく多の意味に於て、決して完全必要的にではないことをことはつて置く。

現代に於ける團結形成の眞必要は、決してすでに國民化され、また産業化された人類部分に取つてさへも、現に意識され、實現されつゝあるだけの、國内に於ける無産勞働者を中心とした階級意識的團結形成によつては、量的にも、質的にも、完全に代表されることは出來ない。しかし、それは別の問題として、目下、すでに國民化された、加ふるに産業化された、或は産業化されつゝある人類部分の全體を通じて、多少とも顯著に、いふが如き團結意識及び團結組織が發達しつゝあることは事實だ。

この事實は、例へば國民主義に比しては、未發達の事實であるだけに、それの本質的功績は、同じく例へばそれに比しては、それ自身によつて意識されてゐる部分に於てよりも、それ自身によつて意識されてゐない部分に多くある。しかし、現在の事實として、いはゆる階級意識的團結は、それの組織的及び意識的各種形に於て、多少すでに、それの手段價に對する意識、及びそれの手段價としての位置及び實力の發達にしたがつて、それが眞實には決して有しない最高目的價を、それの使用者及び信仰者によつて與へられて來た。そして、こゝに、過去に於て、國家が人間世界に於ける最高價値として迷信されたと、いまなほ多少さうされつゝあると、原則に於て同一の不幸があると考へる。その不幸が、或卑屈を意味するものであることも、また國家の場合と原則に於て同一だと考へる。

以上全體は、現代卑屈の、或部分的存在、關係、及び性質だけに對する注意にほかならない。

本邦銀行業の改善

堀江歸一

一、我國銀行業界の支拂停止——銀行破綻の原因——經濟社會の動搖——銀行破綻と政府の責任——經濟的變動と英國の實例——我國銀行業に瑕疵あり、二、銀行業と政府の監督——監督の方法——其價値に乏しき理由——政府の監督と特殊銀行、三、銀行と公共的職分——銀行の利益配當に對する干渉——我國に於ける機關銀行——其起る所以——機關銀行の弊、四、機關銀行に破綻の伴ふ所以——我國の實例——金利本來の性質を明にす——機關銀行取締の方法——一個の取引先に對する取引の偏倚——銀行の重役に對する取引の制限——ウヰリス氏の說——重役兼任制の弊、五、我國銀行組織に於ける缺陷——小銀行簇生の事實——其金融上に於ける結果——銀行間に於ける無謀の競爭——一人一銀行主義——其我國に行はれざる所以、六、預金利子と銀行の競爭——預金利子の協定——協定利子の維持難——協定利子の打破七、預金銀行と企業銀行との關係——企業銀行の安全に對する保障——日本銀行と市中諸銀行業との關係——市中諸銀行の支拂準備金、八、發達せざる我國の銀行業——銀行の定期預金——貯蓄預金に依賴するの弊——信託會社との對抗——民の監督を必要とす

一

經濟社會に於ける狀況の極めて平靜なる場合なり、又は好景氣の爲めに、諸般の事情の頗る順調である場合なりには兎に角、恐慌の破裂とか、不景氣の繼續とか、經濟社會に取つて、不祥なる事相の起つた際、我國に於て必ず此事相に上塗りをして、其社會に及ぼす影響を一層不良ならしめ、不利ならしめるは、都鄙の銀行に破綻を暴露して、支拂停止の窮境に陷るものゝ少なからざる一事である。現に大正九年三月の恐慌以來我國の銀行中、此種の不始末を示すものは、屈指に遑あらざる程の次第であつて、單に私の記憶に殘るものだけを舉げても、橫濱の七十四銀行東京の報德銀行大阪の積善銀行等の名を語るを得るし、更に其後に至つては、最近永樂銀行の支拂を停止したのを始めとして、諸地方に亙つて、同樣の所業に出でた銀行あ

るやに傳へられる。畢竟恐慌の襲來、中間景氣の挫折、不景氣の浸潤等が原因と爲つて、經濟社會に變動を生ずるや銀行の內には、其影響に堪へずして、資產と負債との間に於て、平生維持されつゝある權衡を支へるに難く、破綻曝露の已むを得ざるに至つたものゝ如くに考へられるのである。蓋し我國に於て、大正三年以來歐洲戰爭に際會して、經濟社會に好景氣を告げたのは、固より當然の勢であつたとは云ひながら、好景氣の後に投機熱が勃興し、其熱の昂進して、收まる所なきに至れば、遂に恐慌を誘致することの動かす可からざる事實である以上は、好景氣の際に、政府が經濟社會の趨勢に對して、相當の警戒を施す可き筈であつたのに、當時政府の爲す所は此れと趣を異にして、所謂積極政策なるものを以つて、彌が上にも好景氣の勢を煽揚して、止まる所を知らなかつた。殊に當時政友會內閣の經濟政策に於て、此種病弊の著しかつたことは、公知の事實であつて、斯くて一方に好景氣の勢を旺盛ならしめると共に、他の一方に其反動として來つた不景氣を深刻のものたらしめ、兩極點に翻弄された諸種の事業に過大の變動を及ぼした事實の爭ふ可からざるものがある。銀行業の如きも、恐慌襲來以後兎角失態を演出するものゝあるは、要するに斯る經濟政策の方針の宜しきを得なかつたことに胚胎すると云へるかも知れない、經濟政策が正しき道に居り、彼れまでに甚だしく經濟社會を宇宙に翻翻せしめなかつたならば、銀行業の如きも、自ら安全を保ち得たであらうと云ふことは、當業者殊に失敗を演じた銀行業者の常に政府に向つて、愁訴する所であつて、此事にも亦一應の道理ありと云へる。又近年政府の財政計畫が常に積極政策の下に攪亂され、收支の不權衡に加ふるに、公債の間斷なき發行を以つてし、公債の市價は下落して、止まる所を知らなかつた。最近此點に就て、官民の注意を惹起し、政府亦非募債政策を必要と認めるに至つたものゝ、未だ之を徹底するを得ない。斯くて公債市價の低落する場合に、爲めに大なる打擊を蒙るものは、比較的多額の公債を所有する銀行であつて、資產價格に於ける減損を塡補する爲めに、營業上に苦境に陷りつゝあることは、爭ふ可からざる事實である。

是等の道理にして肯定される以上は、近年續出する銀行業の破綻に對しては、獨り當業者のみを責めるを得ない。一方に政府自ら或る程度の責任を負荷せざる可からざるに至るのは勿論であつて、此責任論から出發して、破綻銀行に對して、政府に於て救濟を施すと云ふ議論が發生する。思ふに我國の如く會社や、銀行に破綻を惹起した際に、政府自ら救濟を試みて、政治

の任に當る例の多きは、他の諸國に全然共類を見る能はざる所である。而して斯る救濟の行はれるや、其理由は專ら社會公益を保護することに置かれるようであるが、私を以つて見れば、我國の政府が斯く迅速に、又頻繁に實業界救濟の急に赴くのは、自己の秕政に對する責任の自覺の之を然らしめるものではあるまいか。故に銀行業の破綻を未發に防止する一法として、私は先づ政府に向つて、經濟財政策を更新すること、殊に平地に波瀾を誘致する底の謬妄を敢てせざることの必要を主張するの正しきを信ずるのである。

然しながら一面から考へると、一國の經濟社會に起る變動たる、恐慌襲來、不景氣徹底等より來るものを以つて、必ずしも絕大なるものであるとするを得ない。時に是等よりも更に大なる變動の起ることは諸外國に於て、屢々見る所であるに拘はらず、其の國に於て銀行に破綻の起ることは、必ずしも頻繁なるものではない。現に歐洲開戰當初倫敦市場を襲ひ來つた恐慌の如き、市場の全機關を破壞し去ると云ふ前代未聞のものであつて、或は株式取引所が閉鎖されるとか、或は外國爲替の取引が斷絕するとか、或は英蘭銀行の公定利率が一割と云ふ禁止的高率に引上げられるとか、凄慘の狀、甚だしきを告げたのである。然も其際倫敦其他の都會に於ける銀行は如何なる狀態に居つたであらうか。若しも日本に同樣の事變が起つたならば、全國大小の銀行中に幾多の破綻を暴露し、諸銀行をして所謂將棋倒しの慘狀に陷らしめることを以つて、當然の成行とす可きであるのに、英國に於ては、必らずしも然らず、當時倫敦市に於て支拂停止の止むを得ざるに至つたのは、ナショナル、ペンニー銀行並にネーヴアル銀行と云ふ無名の小銀行に止まり、の諸銀行に至つては、暫時銀行休日を延長して、一時の急を凌いだり、政府の救濟を受けて、當時の困難に當つたりしたことはあるとしても、別に著しき不始末を演出せず、寧ろ戰時數年間を通じて、政府や、英蘭銀行と協力して、金融の難局に臨んで、大過なきを得た事實の掩ふ可からざるものがある。此事實と我國に於て兎角銀行に破綻を生ずるものゝ多き事實とを對照して考へると銀行の破綻殊に頻繁なる破綻と經濟社會の變動との間に於ける關係を以つて、不可避のものと見るのは、盡く正鵠を得た說ではない。經濟財政策の謬妄から經濟社會に生じた變動が銀行業を撼搖したことは、事實であるとしても、尙ほ其撼搖される程度の如何は影響を受ける銀行其ものゝ強弱に依つて、異なるものと認められる。英國の銀行が彼の如き大混亂に堪へて、難關を踰越するを得たのに對して、我國の銀行が其れに比較すれば、十分の一にも、二十分の一にも當らない位の些

細なる變動を蒙つて、之に堪えることが出來ず、先づ世間に不祥の風聞を流布し、續いて支拂停止に依つて、預金者にも迷惑を及ぼし、結局預金者に不利なる條件の整理の下に、開業するか、或は其儘破産處分を受けて、解散するか、其孰れを以つてしても、經濟社會に損害を及ぼすことの少なからざるに就ては、銀行業其ものに幾多の瑕疵があり、少なくとも英國の銀行業に比較して、失態を醸す原因の存するが故であると斷定することを以つて、正しいとするのである。

二

我國に於ける銀行業の缺陷を指摘するに先だつて、吾人の一言しようとするのは、斯業に對する政府の監督である。現行の法制に據れば、銀行に對する國家的監督の道は略ぼ備はつて居る。即ち銀行條例第八條に於ては、大藏大臣は何時たりとも、地方長官又は其他の官吏に命じて、銀行の業務の實況及び財産の現況を檢査せしめるを得るし、同條第二に於ては、大藏大臣は銀行の業務又は財産の狀況に依り、必要ありと認めるときは、其事業の停止を命じ、其他必要なる命令を爲すことを得るし、更に銀行が法令、定款又は大藏大臣の命令に違反し、其他公益を害す可き行爲を爲したときには、大藏大臣は事業の停止若しくは役員の改任を命じ、又は營業の認可を取消すを得ることゝ爲つて居る。故に法制の上に於て、大藏大臣が銀行に對して持つ監督權は餘程強大なるものであつて、檢査、停止、取消、改任等を以つて、銀行に臨むこと、恰も農商務大臣の保險會社に對すると異なる所を認めない。而して後者の場合に於ては、政府の監督は能く不良保險會社を督勵し、契約の停止其他の方法に依つて、保險契約者の利益を保護することがあるようであるが、政府の銀行監督に至つては、從來の實驗に徴して、必ずしも效果の大なることが期待されない。今日まで支拂を停止して、世間を騷がした銀行は澤山あるが、其銀行に對して、政府が豫め警告を發し、斯くて其營業上の破綻を未然に防止するを得たことがあるかと云へば、斯る有效なる監督は毫も行はれた跡がなく、不良なる銀行は政府監督の有無に拘はらず、不良なる儘、行詰りの窮境に陷るの常であつて、寧ろ政府の如き銀行が預金の取付を蒙つたり、又は支拂を停止したりした後に於て、其營業狀態の如何に不良であつたかを知るの有樣であり、却つて此點に於ては、一般世人の感覺の敏捷であるを示すのである。斯く政府の銀行に加へる監督の效果の不充分であるのは、第一我國に於て、獨立の小銀行が多數並立し、其れ等に對して充分なる監督を施すには、如何に多くの官吏を常備した

とした所で、其不足を訴へざるを得ざること、第二に多數の銀行に對して、萬遍なく監督を行ふに足る官吏を常備するを得たとしても、我國に於ける官吏の常として、檢査が形式に流れ、皮相に墮し、遂に事の眞髓に達するを得ざること、第三銀行監督の局に當る官吏にして、銀行實務の細目に通じ、紙背に徹する底の眼光を以つて、銀行に監督を施す明に缺けることの諸點に胚胎するものと認められる。現に我國に於ける特殊銀行の如きは、盡く嚴酷なる政府監督の下に立つものであつて、其監督を厲行する爲めに、政府は特に大藏省の官吏を擧げて、其れ〳〵特殊銀行の監理官たる職務を盡さしめて居る次第であるのに、監理の効果は必ずしも、顯著ならず、臺灣銀行に、朝鮮銀行に、日本興業銀行に破綻の續出するに至つた事實に徴しても、政府の銀行に對する監督の價値に乏しきことを明にするを得るであらう。政府の銀行に加へる監督の信賴す可からざること、斯の如くである以上は、政府の監督に依つて、銀行制度の改善を求めようとするが如き、企て及ぶ可からざる所であつて、勢他に改善策を求める必要に接するのである。

三

銀行業が商業の一種であつて、其經營の目的の營利の一事に存することは、一般に認められる所であるが、然らば銀行は營利以外に、何等の顧念する所なく、恰も市井の小商業者が其業務に當ると、同一の考へを以つてすることを憚らざるかと云へば、私は此處に一の疑惑を持つのである。蓋し銀行の營業に於て、其取扱ふ所は信用の一事であつて、社會の一面に信用を負ひながら、他の一面に信用を授け、其之を授受する間に於て、資金に對する需要と其供給とを調節し、斯くて信用の行はれることを圓滑ならしめるものである以上は、其職務に公共的分子の伴ふことは、當然の事實である。殊に今日の如く一方に諸種の事業の規模擴大して、其經營上に巨額の資金を需要して止まざる他の一方に、斯る資金供給の任に當るものも亦事實に於て少數なる大銀行に限られるの狀態であつて、一國金融市場に於ける普通の運行は兎に角、少しく市場に或る動きを生じ來つた場合には、之に應ずる金融上の任務は專ら少數の大銀行に委ねられるを常とする。我國に於て、金利步合の不廉である一原因も大銀行の金融市場に獨占的勢力を有する事實に基くものと見るのを至當とするのであつて、此點から考へても、銀行に公共的職分の存することを認めざるを得ない。既に此事の認められる以上は、銀行をして其公共的職分を全うせしめる爲めに、社會から銀行に對して、種々の要求を生ずることゝ爲るし、銀行

亦何處までも、其公共的職分を尊重しなければならない筈である。然るに我國の銀行業界に於ては、此般の關係が多くの場合を通じて、閑却されたり、蹂躪されたりしては居らないであらうか。即ち公共的職分を盡す可き銀行が其出資者に多額の利益金を配當する機關と爲つたり、出資を代表する株式に高價を維持せしめる必要から、利益配當の増加することを期圖したりして、不知不識の間に、時には或る計畫の下に、殊更に危險なる營業を敢てして、爲めに銀行を危地に陷らしめるが如きは、屢々實際に見る所であつて、近年我國に於て、銀行の利益配當に對して、或る制限を置く可しと云ふ議論の生ずるに至つたのも、亦異とするに足らない。現に最近大藏省は銀行の利益配當に制限を加へる行政上の方針を取り、東京市内の或る銀行が九分の利益配當率を申請した際に、政府は之を八分に引下げる旨を命令したことがある。斯る命令の當否は姑く措き、其精神とする所は銀行をして銀行一個の利益若しくは目前の利益に驅られて、行動せしめざるの意に存するものと見ることが出來る。唯第一に、此種の行政方針が總ての銀行に對して、普偏的に行はれて、誤まらざるを得るかどうか、第二に銀行に對して、配當率を制限したことのみに依つて、銀行業其もの丶安全を期するを得るかどうかを以つて、問題とするものである。

或は北米合衆國の聯邦準備金銀行の如く、其成立に於て、公共機關たり、公益機關たる意義を持ち、其出資者たる諸銀行亦利益金の配當よりも、銀行の取引先として、營業上の便宜に浴すると云ふ點に於て、利益を頒つを得る場合には、利益配當に對して加へられた法律上の制限は比較的圓滑に運用されることを望み得るが、然らざる場合に、配當率に法定の制限を加へて、其履行を期することは、實際に困難であると云はなければならない。殊に我國の如く出資者が銀行に對する出資を通じて、單に確實なる利益を獲得するとのみを以つて、滿足せず、確實なる上に、相當高率の利益を獲得することに汲々たる場合には、一方に配當率が制限されたならば、他の一方に積立金の増殖、増殖された積立金の増資に依る新株拂込の充當に依つて、株式の市價をして其高きに居らしめる策略が講ぜられて、其銀行營業上に漁利を盡さしめる所以と爲るや、論を俟たない。配當率に對する法定の制限に依つて、銀行の營業其ものを改善せしめようとするが如き、聊か因緣の遠き話とせざるを得ないのである。

私は今、北米合衆國に於て、聯邦準備金銀行に對する出資者（諸銀行）は準備金銀行から資金の融通を受ける形を以つて、利益を得ると云ふことを述べた。是れは聯邦準備金銀行と出資

諸銀行との關係を律し、前者をして後者の爲めに、必要なる金融上の援助を致し、斯くて一の準備金區域に於て、中央銀行たる地位に立たしめる所以であつて、合衆國の金融組織に於て、最も重要視す可き所である。而して出資諸銀行が聯邦準備金銀行に就て、資金の融通を仰ぐには、如何なる條件を備へた手形證券を以つてす可きものであるか、又其融通は幾何の金額を以つて、制限とするかと云ふ諸點に就ても、法律上嚴重なる規定があつて、濫に其定むる所を超ゆることを許されない。然るに我國の銀行業界には右の關係と似て、非なる一の事實がある。其れは所謂機關銀行なるものであつて、此種型式の銀行の存する爲めに、我國の金融界なり、事業界なりを荼毒することの幾何であるか、殆ど測り知るを得ない。何を以つて機關銀行と呼ぶ可きであらうか。我國に於て、富豪財産家が事業を經營する場合に、自己の財産上又は事業上に於ける信用を根據として、世間一般の銀行に就き、資金の融通を受けて、以つて自己營業上の必要を充す場合には、特に銀行の組織に關聯して、機關銀行の問題を惹起すに至らない。然るに事業家が世間一般の銀行に就て、資金の融通を受ける場合には、世間並みに行はれる高利を負擔しなければならないのは勿論、融通の金額なり、擔保品の種類なりに就ても、其れ〲制限を蒙り、此般の範圍の少なからざるを感ずる。斯くて事業家にして一方に相當金額の資金を運用する地位に立つと共に、他の一方に世間から自己の事業なり、資産狀態なりに對して、信用を繋がれて居ると考へるや、自己並に親戚知己等を中心として、必ず一個の銀行を設立し、此銀行が銀行として世間公衆から吸收するを得た預金を事業家自ら自己の營業に必要なる資金として、融通するに至るのである。銀行の預金利子が貸出利子よりも、低廉であるのは、當然であつて、事業家は右の如き場合に、預金利子並み若しくは之より幾分か高い利子を銀行に支拂つても、世間一般の銀行に就て、貸出利子を負擔して、資金の融通を受けるのに比較したならば、利子負擔の輕重は日を同じくして談ず可きでない。更に我國に於ては、日本銀行が金融上に重大なる勢力を持つことは、著明の事實であるが、其日本銀行は個人取引を行ふことを好まず、取引先を銀行のみに限らうとする。隨つて個人として日本銀行に資金の融通を受けることは困難であるが、其個人が相集まつて、銀行を組織すれば、其銀行を通じて、日本銀行に就て、金融の便を受けることは、頗る容易と爲る。斯くて銀行の日本銀行から融通を受けた資金を其銀行の關係者間に利用せしめることゝすれば、至極の好都合であつて、此事情から云つても、機關銀行の起ることを當然とする。

斯く事業家が自己經營の事業に必要とする資金を預金の形に於て、日銀借入金の形に於て、容易に調達する目的を以つて、設立した銀行こそ、即ち所謂機關銀行に當るのであつて、此種型式の銀行の特色として、

第一、預金利子は事業家の一般世間の銀行に就て、資金を借入れる場合に支拂ふ貸出利子よりも幾何か低き程度に置かれて居れば、優に機關銀行たる職責を果し得る次第であるから、一般世間の銀行に比較して、幾分か高く定められ、斯くて預金吸收に資するであらう、

第二、既に機關銀行にして其設立に就て、資金を醵出した人の爲めに、金融上の便宜を謀ることを目的とするものである以上は、此種銀行の貸付金が或る限られたる方面なり、又は或る少數の取引先なりに偏倚して、世間の廣き所に取引先を求めるを得ないことは、已むを得ざる所である、

第三、機關銀行に於ては、其經營の衝に當る者を廣く天下に就て求めない、銀行に對する重なる出資者、其代表者若しくは特殊の緣故者の內から、經營者を出す結果多く同一の利害關係に支配される同型の人物をして銀行を經營せしめ、殊に重なる出資者に經營上の全權を掌握せしめるに至る、

第四、事業家が機關銀行を設立した目的は上記の如く單に自己の事業經營に必要なる資金を此銀行を通じて、調達しようとするのであるから、銀行其ものを大規模にするが如き、必ずしも其の重きを置く所でなく、隨つて機關銀行は其性質から云つて、多く其規模の小なるを常とすると云ふことが觀察されるのである。

四

以上の諸點は盡く機關銀行の病弊とする所であつて、經濟社會の動搖と共に、機關銀行に破綻を生ずるものゝ多きは、畢竟是等病弊の然らしめる所であると云へる。即ち機關銀行は資本醵出者の所望に應じて、金融の便を付ける爲めに、高利を付して、預金を吸收するが如き、斯く吸收した資金を銀行の重役其他緣故者に對して、無制限無節制に融通して、憚らざるが如き、同穴の狐狸とも見る可き輩が重役として任を共にする爲め、取引先に對する制限や警戒の行はれないのは勿論、衆智を集めて營業上に公正を保たしめる趣意に反するが如き、本來規模の小なる銀行である爲めに、經濟社會の變動に依つて、致命的損傷を蒙る場合の少なからざるが如き、何れも機關銀行に破綻を暴露するものゝ多き原因である。最近支拂ひ停止を行ひ、今日尚ほ營業開始の運びに至らない永樂銀行に就て見たなら

ば、如何であらうか。其高田商會の機關銀行である故を以つて、同商會に對して、多大の貸付を爲し、商會の業務行詰りから、直に同銀行をして支拂停止の已むを得ざるに至らしめたことは、公知の事實である其上に、同銀行の經營者は盡く高田商會の出資者と同一系統の人物であり、加ふるに拂込資本金百七十五萬圓の小銀行であると云ふ諸多の事實は盡く其機關銀行たる弱點を示して、餘りあると云へる。此外更に既往に遡つて云へば、日露開戰の直前、支拂停止の窮狀に陷つた百三十銀行と松本重太郎氏、日露戰後の反動時代に失態を曝露した北濱銀行と岩下清周氏、歐洲戰後の不景氣に際して、破綻を示した七十四銀行と茂木惣兵衞氏、積善銀行と高倉爲三氏との關係の如き、總て機關銀行の弊害を語るものであつて、何故に斯く先例の明白なるものあるに拘はらず、世人が機關銀行に取引を結び、殊に預金者として預金を預入れ、其支拂停止に依つて、損失を蒙ることを繰返して、已まないのであらうか、私の寧ろ不思議に感ずる所である。

玆に於てか私は金利本來の性質に就て、銀行預金者の反省を促さゞるを得ない。世人の内に銀行の種類若しくは其安否に就て、全然無關心であつて、單に其銀行と云ふ看板に眩惑し、直に之を相手として、取引を結ぶ者あると云ふのが我國の或る方面に見受けられる事實であつて、斯る方面に對しては、銀行亦預金吸收に就て、勸誘其他種々の手段を盡して居るやに聞くが、是等社會の方面に對しては姑く之を措き、多少の知識を備へ、文字を解し、聊かながら銀行の良否を識別するを得る地位に居る人が預金を通じて、銀行と取引を開かうとする場合に、何を標準として、一の銀行を排して、他の銀行を選ぶかと云へば、其一の標準が銀行の預金に付する利子の高低に置かれて居ることは、爭ふ可からざる事實である。故に彼の機關銀行の如き、上述特殊の事情に依つて、一般普通の銀行よりも、高利を預金に付する餘裕を有するものは、高率の預金利子を武器として、同業者の間に活躍し、營業の發展を謀ることを難しとない。

而して世人の多くは斯る營業振りの銀行に接するや、之を以つて營業に勉強するものとし、之に對する感歎と高利獲得の慾望とに制されて、此銀行に預金を爲し、又は他の銀行から斯る銀行に移すことを怠らないのである。然しながら斯の如き世人の態度は全然利子本來の性質を閑却したものと云はざるを得ない。利子の一要素として、危險に對する賠償が其内に包含されて居る以上は、利子の高いと云ふことは、他の總ての事情を同一であると假定して、資本の放下、運用、回收等に關聯する危險率の高きを示すものと認めなければならない。即ち企業に依

つて與へられる信用の程度と預金利子の高低とは正に反比例の關係を保つものであるとしたならば、今機關銀行が預金吸收の目的を以つて、高率の利子を付する場合には、世人は先づ之に對して疑惧の念を懷き、斯る銀行に近づかざる態度に出るのが當然であるのに、世人の内には、其高利を喜んで、機關銀行をして營業上に名を成さしめ、其破綻に際して、之に伴ふ影響を大ならしめる者のあるのは、私共の甚だ遺憾とする所である。利子の高低と放資に於ける危險の大小との間に、避く可からざる關係のある以上は、單に利子の高きに眩惑して、機關銀行を繁昌せしめるが如き、要するに利子の本質に對する世人の理解の足らざるに座するものと云はなければならない。

茲に於てか如何にして機關銀行を取締る可きかと云ふ問題を生ずる。此點に就ては、北米合衆國に於ける銀行制度に參考とす可き規定がある。即ち同國の聯邦準備金法に於て、聯邦準備金銀行の出資銀行たるものは、資本金并に積立金の一割以上に當る金額を一個の取引先に對して、融通す可からざる制限を加へられて居るが如き、要するに銀行が一人又は少數者の爲めに法外なる資金の融通を爲し、銀行を擧げて、其人々の機關とするの極、其人々の業務に於ける盛衰と銀行の興廢とを同一の運命に立たしめることを回避するの用意に出でたものであつて、其精神には尊重す可き所ありとしなければならない。唯幾多の者が共謀し、互に異なつた名義の下に、銀行から資金の融通を受け、後に其內の一人、其全額を利用するが如き策略に出でたならば、右の制限的規定に大なる効果の伴ふことを期待するを得ない。隨つて此點に於ては、一に國民の遵法的精神殊に銀行當局者の持つ此種精神の働きに待つことを大なりとするのである。之と相並んで機關銀行の弊害を制するに効果ありと考へられるのは、銀行が銀行自身の重役又は行員に對して、爲す資金の融通を制限し、或は禁止するの一事であつて、此事は機關銀行の依つて設立されるに至つた根本の理由を滅失せしめるものと云へる。隨つて其實行され、厲行された曉には、機關銀行存在の理由を掣肘し、設立計畫者をして其計畫を斷念せしめることゝ爲るであらう。唯此場合に於ても、法律上銀行に對する取引を禁止された輩が幾多の影武者を立てゝ、之を通じて、取引を爲す場合に、如何にして之を防止するかと云ふことを以つて、一の問題とするのである。此點に就て、合衆國の銀行業に經驗あり、兼ねて斯業の學問的研究に一頭地を抜くエッチ、パーカー、ウヰリス氏の說く所は傾聽するに足りる。即ち曰く重役行員に對する貸付金の問題も亦當時銀行を支配する地位に居る人々に資金を融通することを制する爲めに、適宜考慮されなければなら

ない問題である。然も此事は銀行に對して定期の檢査を爲し、檢査の結果、銀行營業の行はれる方嚮に就て、忠告を試みることを職責とする監督官の行政的監視の下に、行はれるを至當とすると、果して然らば合衆國の銀行業界に於ては、監督官の監視に依つて、一銀行の重役行員の機關銀行たる弊が抑制されるに至るものと考へられるのである。

我國に於て、果して監督官の處置に依つて、銀行の關係者に對する不當の貸出を抑制すること、合衆國の如く爲るを得るかどうか、之を知るを得ざる一方に、我國に於ては特に機關銀行の弊害を逞うするに至らしめる一の事情がある。其れは重役兼任の無遠慮に行はれることであつて、此事たる、殆ど我國獨特の事情と云へるであらう。即ち我國に於ては、一の銀行と他の銀行との間に於ては勿論、一の銀行と工業會社との間に於ても重役の兼任の行はれることが殆ど一の動かす可からざる慣例と爲つて居り、實業家中聊か世間に羽振り善き輩は銀行たると、會社たるとに論なく、數十の事業に亘つて、或は取締役たり、頭取たり、社長たり、監査役たることを憚らない。假に一の銀行頭取たる者が他の會社の重役であつた場合に、前者の資金を後者に融通するに當り、後者の重役たるの關係に依つて、知り得た知識を基礎として、資金融通なり、融通の方法なりに就て誤まる所なからしめるを得るであらうか。若しも之を得るとすれば、此事たる、即ち重役兼任制度の齎す利益の一と見ることも出來るが、我國の重役兼任制度には斯る利益の伴うものあるや否や、甚だ疑はしき一方に、弊害の著しきものがある。即ち兼任重役が自己の重役たる地位を利用し、自己の會社の爲めに、銀行を利用し、或る限度を超過して、會社に資金を融通せしめることを謀つたり、又は不良の貸付であることを承知しつつ會社の爲めに、銀行をして之を爲さしめたりすることは頻繁に起るのであつて、我國銀行業の基礎は重役兼任の制度に依つて破壞されるもの少なしとしないのである。

五

我國の銀行業界に於て、銀行の破綻の續出するもの多きは、必ずしも機關銀行の存立するの爲めのみではない。本來我國の斯業界には、獨立の小銀行の無數に對立して居る一方に、大銀行支店制度の發達しないと云ふことが一の特色を以て見られ、此特色あるが故に、銀行制度全體の薄弱と爲つて居ることは、爭う可からざる事實である。近年大銀行が小銀行を併合したり、小銀行同志が併合して、大銀行と爲つたりすることが一の風潮を爲しつゝあるやに見受けられる。安田銀行が兩三

年前同一系統の諸銀行を併合して資本金一億五千萬圓を數へる大銀行となると共に、被合併銀行の業務を繼承して、全國に亙り、數多き支店を統して、金融網を張り擴げたことの如き、我國に於ける大銀行制度發達の歷史に一の資料を供へたものと見る可きであつて、若しも他の銀行にして、同銀行の方針に出づることを期したならば、恰も倫敦に於て所謂ビッグファイヴと稱される五大銀行が金融を統制し、伯林に於てドイチュ銀行以下の四大銀行が全國の金融を管掌すると同樣の狀態の出現することも、或は豫期するを得るかも知れないのであるが、不幸にして我國銀行業界の狀態に於ては斯る事實の出現は未だ之を望むを得ない。所謂大銀行を以つて、自ら居る諸銀行に就て、之を見ても、第一資本金は前記の安田銀行を除けば、一億圓を擁する三井銀行十五銀行等を最高として、他は何れも其れより以下であり、第二支店の設置は市内に於ける三四個所若しくは樞要なる地方都會に張られて、敢て他に及ばず、大銀行としての資格を備へざるやの觀なきを得ない。即ち我國の大銀行なるものが支店を通じて、銀行網を全國の廣きに張るに至らざる結果として、我國には如何なる所にも、小規模の銀行が簇生して、營業上に根據を得る餘地があり、加ふるに預金利子の些細にても高きを可なりとする國民の心事は斯る小銀行をして營業上に繁昌せしめるのである。現に大正十年末に於て、全國を通じて、所在する銀行の本店數二千十五に對して、支店出張所の數は五千四百十八であつて、前者の一に對して後者の二、六八九を數ふに過ぎないと云ふが如き、如何に我國に於て支店制度が發達しないか、如何に我國に小資本小規模の銀行が散在するかを語る事實とす可きである。斯く小銀行の散在し對立する結果として、

第一、銀行の内に些細なる經濟上の變動に依つて、忽にして其影響を蒙り、支拂停止、破産等の窮態に陷り、銀行全體の信用を失墜するもの丶多きこと、

第二、銀行間に預金の吸收に、資金の貸出に無謀なる競爭が行はれ、結局銀行自身の存立を危うするに至ること、

第三、銀行間に於ける競爭の劇烈は銀行を驅つて、大都會に於ける預金銀行として、不適當なる營業に執着し、斯くて銀行業發展の機運を挫折すること、

第四、然も諸銀行にして、過度の競爭を回避する爲めに、或る聯合的行動に出でようとしても、其効果を擧げる點に於て、不可能に終らざるを得ざること、

の諸點が觀察される。我國に於て銀行業者間に競爭の頗る劇烈なるもの丶あることは、世間公知の事實に屬する。競爭が進步

の母であると云ふ道理は私共が小學校の讀本に依つて、敎へられた所であつて、今日尙ほ記臆に殘つて居るが、競爭には必ずしも斯る萬全の効果が認められる譯のものではない。競爭の行はれる爲め、殊に其過度に行はれる爲めに、銀行が全體を通じて、品位の劣つた所業に指を染めることのあるのは免かれ難き所であつて、時に狡猾なる取引先の乘ずる所となつて、銀行をして心ならずも、不利益なる營業を行はしめる虞れなしとしない。「一人一銀行」の主義と云ふことは英米兩國の大都會に於て、銀行と取引先との關係を律する標語として重きを成す。蓋し一の取引先は專ら一の銀行に金融上の取引を集中せしめ可きであつて、三四の銀行と取引を開き、其れ等の銀行を操つて自己に最も有利なる條件を占めようとするが如き取引先があれば、之に對しては、銀行は固く警戒を加へ可きであり、取引先も亦斯る卑劣の所業に出でざることを以て、商業上の道德とする意に外ならないのである。若しも我國に於ても、銀行業界に斯る「一人一銀行主義」が行はれたならば、銀行と取引先との關係密接となつて、資金の融通の圓滑と爲るは勿論、銀行の取引先に對する融通は取引先の信用を限度として、此以上に超過する虞れのないと共に、銀行が經濟上の必要に應じて、信用を收縮しようとする場合に、其行はれることを容易ならしめるを得るものと云へる。然るに銀行業界に於ける競爭の劇烈なる我國に於て、斯る事の期せられざるは、明白の事實であつて、新に或る人をして自行の取引先たらしめようとするや、銀行は其れ〴〵傳手を求め、種々の運動勸誘を試みて、以て目的を達しようとすること、恰も保險會社の勸誘員の保險契約者に對する態度と異る所を知らない。斯くて假に「一人一銀行主義」を守らうとする人があつても、銀行の賣込的競爭は此主義を破らしめされば措かないのみならず、取引先自身多數の銀行を操つて、自己の辣腕を縱にする考への盛である以上は、不知不識の間に銀行競爭の弊の暴露するに至るものも、亦怪むに足らないのである。

六

殊に銀行競爭の弊は預金利子の決定に關聯して現はれるのである。我國に於て銀行業の創設された當時、國民に銀行を利用して、資金を利殖したり、更に進んで預金を支拂方便としたりする習慣の乏しかつた結果、銀行が預金殘高に利子を付して、取引先を誘ひ、斯くて當座取引の開始を促し、又定期預金には第一流有價證券の利廻りに當る利子を付し、以つて營業資金の豐富と爲り、其充實されることを期圖したのは、實際に已むを

得ざる所であつたかも知れない。爾來年を閲すること、三十年四十年の久しきに及び、其間我國の國力は著しく進歩し經濟社會亦其面目を一新したと稱されるに拘はらず、銀行が當座預金を利付にし、又定期預金を相當に高い利付にし、斯くて吸收された預金を營業資金の重要なる地位に置く慣行は依然として、更まる所を見ないのである。既に斯る利付を以つて、吸收された營業資金である以上は、之を運用するに就て、預金利子に營業上の費用なり、收益步率なりを加へた利子を回收することを念としなければならず、斯る高利率の回收される資金放下の道である以上は、其放下運用の實際に多少の危險の伴ふことを覺悟せざる可からざる道理であつて、我國銀行業に於ける危險は實に預金の利付であり、高利付であることに胚胎する所少なからざるものであると云へる。銀行業をして堅實な基礎に居らしめるには、實に當座預金に對する利子の廢止、定期預金に對する利子の引下を以つて、其出發點に充て可き道理であるのに、今日に至るまで、其事の行はれないのは、吾人の遺憾とする所である。

銀行業者をして云はしめれば、我國に於ては、國民に小切手を利用する慣行に乏しく、當座取引を通じて、銀行から各種の便宜を受けることを以つて、必ずしも各自の特權と考へて居らない。銀行に定期預金を爲す者も亦利率の高きことを以つて、唯一の着眼點として居る次第であるから、當座預金を利付とし、定期預金を高利付とするのは、國情の已むを得ざるに出づるものであると辯解するかも知れない。此辯解に一應の道理あることは、吾人の認める所であるが、然も私が我國の銀行業者に對して、其態度の非なるを責めざるを得ないのは、彼等が營業上に於ける競爭の極、預金利子を引上げて、憚らざるの一事であつて、金融市場の趨勢、繁忙を告げて、資金の充實を必要とするや、諸銀行は相爭つて、預金者と特別利子を協定することを怠らない隨つて銀行の公表する預金利子の如きは、唯一のの看板たるに止まり、世間を僞り、欺くの甚だしきものである。斯くて銀行は高利を以つて、預金者を誘ひ、預金者亦高利を逐うて、一の銀行から、他の銀行に取引を移すことに躊躇しないと云ふのが我國銀行業界の實狀であつて、銀行間の此點に於ける競爭の劇烈なることは、銀行業を混亂せしめる有力なる原因と爲つたのである。

茲に於てか競爭防止の一策として、從來一の都會に於ける銀行業者の間に、預金利子の率を協定することが一の慣例と爲り、一日協定が成立し、其れが破れて、競爭が始まるかと思へば、更に斯る協定の遂げられる有樣であつた。今日東京市中

の銀行業者間に於ては、銀行を甲乙二種に區別し、甲種に屬する銀行には協定利子を低くすると共に、乙種に屬する銀行には、幾分か之を高率に置くのである。蓋し斯の如くして信用程度の低き銀行に高利を以つて、預金を吸收する自由を與へ、他の銀行と相對立して、營業するに遺憾なからしめる趣意に出づるものと考へられる。然しながら世間公衆が銀行に對して持つ信用の程度には高低の差がある可き譯であり、其高き銀行は低廉なる利子を以つて、預金を吸收するを難しとしないが、信用程度の低き銀行に至つては、高利を以つてしなければ、到底世人をして資金を預託するだけの擧に出でしめるを得ないであらう。誠に高率の預金利子は小銀行をして大銀行に對抗せしめる一の武器と爲るのである。然らば今我國に於ける如く、甲乙二種の預金利子を協定し、銀行の種類に依つて、預金利子に區別を置く方針を取るときは、如何なる結果を生ずるであらうか。我國に於て、大小銀行の無數に並立する事實は東京銀行集會所組合に屬する銀行が本店銀行四十二、支店銀行三十七、合計七十九行の多きに上り、拂込資本金に就て見れば、其最も大なる安田銀行の九千二百七十五萬圓から、其最も小なる廣部銀行の十萬圓に至るまで、幾多の差別の存する一事に依つて、之を知るを得るのである。銀行の規模若しくは資力に懸隔の存することと、斯の如く大なる場合に、假令ひ甲乙兩種の區別は設けるとしても、預金利子を協定し、諸銀行をして之に服從せしめやうとする。假に協定利子が諸銀行を通じて、勵行させたならば、預金者は銀行に對して、如何なる態度を取るであらうか。甲種に配列された銀行にしても、將た又乙種に配列された銀行にしても、同一種類の間に於て、信用や、資力の異なる以上は、預金者は甲種の内に於て、或は乙種の内に於て、最も信用の高き銀行を選んで、預金取引を行はうとするに至るのであるから、預金利子の協定殊に其勵行は大銀行に向つて、小銀行を壓迫する武器を與へたのと、事實に於て、異なる所ないのである。而して小銀行たるもの、固より斯る壓迫を受けて、之に服するものではない。之に對抗する爲めに、彼等が表面に預金利子の協定を遵奉することを裝ひながら、其裏面に於ては、所得税の銀行負擔とか、毎半季に於ける進物とか、種々の形態に於て、協定打破の所業に出でゝ止まざるが如き、公然の秘密に屬する。即ち預金利子協定の如きは、問題の末であつて、今日の如き亂雜なる銀行の狀態を其儘に置いて、獨り預金利子のみを協定し、其效果を收めんとするが如き、至難の業なりとしなければならない。問題は更に深き所に存するのである。

七

更に我國銀行業界に於て、一個の問題と爲るのは、預金銀行と企業銀行との關係である。我國の銀行制度は明治初年國立銀行の設立されたのを發端とし、爾後或は普通銀行の開設されたものがあり、或は國立銀行の改造されたものもあつて、以つて今日に及んで居るのであるが、特種銀行の或るものを除き、普通銀行は盡く英國流の預金銀行を範として、以つて今日の發達を遂げたのである。既に然る以上は、預金銀行を以つて、終始するのが當然であるのに、我國銀行の當業者中、動もすれば此定められた埒内に居ることを以つて、滿足せず、動もすれば此埒外に逸出し去らんとするものがある。殊に近年預金銀行の營業狀態に行詰れる趣きあるや、當業者の内には之を打開して營業上の利益を増進し、併せて銀行としての勢力を社會に擴充するには、獨逸流の企業銀行の形態に移らなければならないと云ふ說を生じ、啻に之を說くに止まらず、早くも此流儀を營業上に加味し、前記の機關銀行として、重役出資者等の爲めに、資金を供給する以外に、特殊の企業に對して、深き關係を持ち、多額の資金を其事業に注入するの結果、事業の失敗と共に、銀行を危地に陷らしめること、多しとする。預金銀行の形態不可にして、企業銀行の形態可なるかどうかは、一個の重大問題であつて、愼重なる考査に依つて、解決しなければならない。唯玆に私の斷言して憚らざるは、企業銀行と預金銀行と根本の性質に於て、相容れざるものゝある一事であつて、随つて一銀行に於て、兩者の業務を兼營しようとする以上は、企業々務に依つて、預金業務の脅かされざる保障を設けることを必要とする。何を以つて其保障とするかと云へば、

第一、銀行は其資本金積立金に屬する資金に限つて、之を企業々務に運用すること、

第二、銀行は企業々務遂行の爲めに、資金を融通した會社の事業を監督する爲め、銀行の重役をして會社の重役を兼任せしめること、

第三、銀行役員中に工業の狀態に對する鑑識を下すを得る者を養成すること、

の三條件は即ち之に當るものであつて、斯る保障を閑却しながら、銀行として預金銀行と企業銀行との兩形態を併せ備へようとするが如き、預金銀行たる基礎を危うするものであると共に、企業銀行としても、亦其效果擧らず、結局虻蜂取らずに終る。而して經濟社會に變動の生ずるに當り、平生企業に關係する所の深かつた預金銀行に失敗する危險の多きことも、爭う可

からざる事實に屬するのである。

日本銀行と市中諸銀行との關係を如何にするかと云ふことも我國銀行制度の改善に關して、當然問題に上らさるを得ざる所である。明治十五年日本銀行の設立された一の理由は同銀行をして諸銀行に、低利の資金を供給し、以つて其擁護者たらしめんとするにあつた一事は今日に至るまで、我國の銀行制度に因縁し、第一諸銀行は預金銀行として、預金取引に重きを置き、斯くて營業資金の調達を謀るよりも、寧ろ日本銀行に依頼し、同銀行に就て、其發行する銀行券を借入れて、以つて業務を營まうとし、日本銀行亦市場に行はれる金利歩合よりも、低い歩合を以つて、資金を融通する爲め、市中諸銀行の内には金利の鞘取を重なる業務とするものを生じて已まざるのみならず、日本銀行に就て、資金の融通を容易に受けることは、市中諸銀行をして支拂準備を低廉なる程度に置いて、顧みる所なからしめるに至るのである。我國の銀行業界に於て、市中諸銀行の支拂準備金率が法外に低廉であることは、世人の認める所であつて或は銀行の當業者をして之を辯解せしめれば、何時に於ても、賣買處分の容易なる公債を多分に所有して居る一事を擧げるようであるが、重なる原因は寧ろ日本銀行の援助に依頼することに存するものと云はざるを得ない。然も日本銀行の市中諸銀行に對する援助にも、或る限度があり、必ずしも其普偏的に行はれることが望まれない。援助の受けられることを期待して、支拂準備金率を低廉にして置いた銀行が或る機會に預金に對する取付を受けたとして、自己の好む程度に於て、日本銀行の援助を仰ぐを得れば、何等議す可き問題はないが、日本銀行が援助を拒否したり、又は之を制限したりしたならば、忽にして其銀行は支拂停止と窮境に沈むであらう。我國に於て銀行の支拂停止の頻發する原因の一は支拂準備金率の低廉である其上に、自家の獨力を以つて、之を維持し、充實する覺悟を缺くの一事に存するのである。

八

社會上の事物は年と共に、發達し、進歩するを以つて、自然の約束とする。我國の銀行業亦此法則に依つて、果して進歩の跡の見る可きものがあるであらうか。資本金が増大したとか、預金が増加したとか、貸出能力が膨脹したとか云ふことは、何れも銀行業の發達を語る資料とするを得るかも知れないが、一方に銀行が其大小を問はず、一樣に定期預金を吸收して、之を重なる營業資金に充てること、今日に至るまで、尙特別當座預金の名義を以つて、零碎なる貯蓄金を蒐集することの一點は我

國銀行業の幼稚なる域を脱する能はざる證據なりとしなければならない。定期預金の如き、利殖放資の方便の未だ備はらざりし時代には、銀行の之を引受けることを以つて、公衆の便利としたに相違ないが、今日の如く確實なる短期の社債券が種々の方面に亘つて、發行され、加ふるに信託會社の信託預金業務亦發達しつゝある場合には、定期預金は銀行の手を離れて、他に赴くことを以つて、當然とする。然るに我國の銀行業者が依然として定期預金に重きを置き、百方其吸收に力を致して、已まざるが如き、當座預金の取引に依つて、銀行本然の職務を社會に及ぼすことを閑却し、利子の鞘取を以つて、滿足するの結果であると認めなければならない。

更に我國の銀行業に於て、一の醜態とす可きは、諸銀行が特別當座預金を重要視する一事である。近年貯蓄銀行條例の改正に據り、普通銀行が特別當座預金の名義を以つて、吸收する預金の一回預入れ最低限度は五圓から十圓に引上げられたと云ふものゝ、現在に於ける我國民の生活標準から考へれば、一回十圓の預入れの如きは、中流以下の階級に於て、何人も能く之を爲すを誤まらない。市中諸銀行が特別當座預金に於ける一回の預入れ限度を十圓の低きに置くことは、銀行自ら求めて社會下層の階級に親しまうとするものであつて、斯くて生ずる結果として、一方に營業資金を潤澤ならしめる利益はあるとしても、他の一方に預金に對する不時の取付の避け難きことを知らなければならない。蓋し下層階級の人々は銀行に對して、確乎たる信用を持つものではない、單に一時の便宜に制せられて、預金を爲すに過ぎざる以上は、漠たる風說に動かされて、預金の取付を爲すことも、亦往々にして起る可き所であつて、銀行が一方に支拂準備金を手薄にして置きながら、他の一方に斯く動搖して已まざる預金者を相手とするのは、求めて銀行の營業に危險性を帶ばしめるものと云ふ可きである。歐米の諸國大都會に於て、苟も預金銀行の看板を掲げた銀行である以上は、其處に出入して、取引を爲す人の種類には自ら限りがある。然るに我國の銀行は如何であるか、一流銀行を以つて、自他共に許すものであつても、其店頭には商人事務家の蝟集するは勿論、兒守下婢、學生、主婦等世間一切の階級に屬する人の出入するが如き、要するに銀行が貯蓄金取扱の業務に重きを置くの結果であつて、斯の如きは銀行發達の過渡的狀態を示すものに外ならないのである。

最近我國に信託業が勃興し來り。殊に有力なる富豪を背景とする信託會社が業務を開始するに至つて以來、銀行の定期預金が信託會社の信託預金に移される傾向の顯著なるもののあるに至

つた。若しも、我國の銀行にして當座預金を基礎として營業し、斯くて預金銀行の本色を發揮するに勉める以上は、定期預金の如きは、寧ろ之を信託會社に移されるに任せて、不可なき道理あるのに、我國の銀行業者は斯る態度に出るを得ず、遂に大藏大臣に迫つて、金錢信託預金の期間を二個年とする命令を發布せしめ、斯くて定期預金を銀行に留置する猾策に出でたことの如き、如何に我國の銀行が定期預金に執着し、利鞘の獲得に專念しつゝあるかの證左であつて、此處にも亦銀行業の發達の幼稚なることを語る資料が提供されたのである。

之を要するに、我國銀行業界に幾多の病弊の伏在しつゝあることは、爭ふ可からざる事實であつて、經濟社會の健全なる發達を期するには、先づ銀行業界の改新を要するのである。第一銀行を合併其他の方便に依つて、大規模のものとし、支店制度を誘導すると共に、小資本の銀行の存續する餘地なきに至らしめること、第二機關銀行を一掃し、銀行をして眞に公共の機關たらしめること、第三企業銀行との別を明にし、後者が前者を兼營する場合には、營業上の安全を維持する保障を置くこと、第四預金銀行をして其本色たる預金取引に基礎を置いて、金融上の便宜を致さしめることの諸點は差當り、我國の銀行業を改善するに必要なる施設であつて、國家の法令も或る程度まで右の趣意を達成する爲めに、働かなければならないが、更に必要なるは民智の進歩に根據を置き、民衆の力に依つて、銀行業に監督するの一事である。從來の如く銀行と云へば、如何なるものであつても、直に之を信用する。高利を以つて預金を吸收する銀行があれば、之に應ずると云ふ有樣であつては、小規模の銀行が簇生して、其間の競爭劇烈と爲り、種々の弊害の醸成されるのも、亦已むを得ざる所に屬するのである。

團結權より見たる我國勞働運動の展開

北澤新次郎

はしがき

我國に於てる勞働者の團結權の問題が、國際的注意の標的となつたのは昨年第六回國際勞働總會に於て、我國勞働代表であつた鈴木文治氏が此の問題に關して決議案を提出したことに始まつて居る。そして鈴木氏の決議案は、或種の事情の下に同總會の議を經るに至らないで、勞働理事會に附托せられることになつた。そこで本年の同總會に於ても、此の問題に關する論議は愈々高調せられるに違ひない。故に我國に於ける勞働者の團結權が、事實上如何に抑壓せられて居るかを從來の勞働運動の展開を通じて見るも、敢へて無用の業ではないと思ふ。

由來、我國に於ては原則として結社の自由は憲法に依つて保證せられて居る。即ち憲法第二十九條に「日本臣民ハ法律ノ範圍內ニ於テ言論著作印行集會及ヒ結社ノ自由ヲ有ス」と規定せられて居る。從つて、Le Jure に於ては、勞働者が其の經濟上並びに社會上の利益を維持增進せんとする目的を以て、勞働組合を組織し、且つそれを運用する權利を享有して居る。そして各個人は斯くの如き團體に加入することも亦加入せざることも亦自由である。併し、Le Facto に於ては、幾多の法規に依つて結社の自由が直接間接に阻止せられて居ることは爭はれない事實である。例へば、勞働者が勞働組合を組織し、それを維持し、それを活用なさんとする場合に際して、之れを防止することも出來るし又事實上官憲或は資本家が直接間接それを僞した事例は、數限りなくあつたし且つ現在に於てもある。更に勞働者が斯くの如き團體に加入することを阻害した例證も無くはない。其の甚しきに於ては、勞働者をして斯くの如き團體に加入

せざることを誓約せしめたことも屢々ある。要するに官憲及び資本家階級は勞働者が勞働組合の如き集團を組織することに對して、著しき反感を有して居る。之れは單に資本家階級ばかりでなく地主階級も亦同樣で、小作人が農民組合の如きものを組織する際に於ては、官憲と協力して之れが根絶に腐心して居る。從つて我國には今日に於ても、勞働組合法或は農民組合法なるものが存在して居ない。故に現今我國に存在して居る約四百五十の勞働組合並びは約五十の農民組合は、De jure のものではない。だから官憲も、資本家も、地主も此等の勞働者の集團を合法的機關として認定しては居ない。玆に於て勞働者が斯かる集團に加盟して活動することは、直接間接幾多の抑壓困難に逢着するを常とする。

要するに、我國に於ては勞働者の團結權は社會的にも個人的にも確立せられて居らないと見ることが正當であると信ずる。

一

勞働者の集團的運動は、資本主義經濟組織の發達に伴ふて進展することは、何れの國に於ても其の軌を一にして居る。そして我國に於ける勞働者の組織的運動は、明治二十七、八年の日清戰爭に依つて刺戟せられて急速に勃興したる我國產業界の展開以後である。尤も此以前に於ても勞働階級の經濟的並びに社會的改善を企圖せんとする運動が無かつたのではない。即ち明治十七年に東京印刷會社の課長であつた池田氏は、我國に職工組合創設の必要を感じ、佐久間貞一氏の後援を得て其の設立を計つたが、當時の勞働者は未だ階級的自覺なく自ら斯くの如き運動を不穩なるものゝ如く考へ、且つ其れは發議者の何か爲めにする運動と曲解した。そこで池田氏は、斯くの如き運動の時期尚早なるを考慮して之れを中止した。更に明治二十二年跡部氏は再び佐久間貞一氏の贊成の下に、勞働組合運動を開始した。之れに對して秀英社印刷工場の職工は大部分共鳴した。ところが、秀英社以外の多くの活版工は跡部氏を以て資本家の走狗と見做して、反對した結果其の運動は消滅した。

斯くして活版職工に對して爲されたる最初の集團的運動は、勞働者自身の階級的自覺の欠除に依つて失敗に終つた。けれども鐵工の仲間には夙に勞働組合運動を計畫したものも無くはなかつた。即ち明治二十年頃、鐵工であつた小澤辨藏氏は勞働組合の必要を感知し、遂に二十二年六月同志の者と協力して「同盟進工組」なるものを組織した。此の組合の主要なる目的は積立金を蓄積して共同資本となし、以て工場を設立せんとするのであつて、一種の生產組合を組織せんとしたのであるが、此の

運動も中途で挫折した。

日清戰爭は我國の産業をして急激なる發展をなさしめた。即ち戰勝の機運に乘じて各種の事業が勃興し、其の結果社會百般の事物は幾多の變調を來たし、從つて此等の新現象に對する種々なる施設がなされた。例へば勞働者對雇主の關係の如きものも、從來は命令服從の規範に基づく主從關係に依つて支配されて居たが、明治二十九年四月には民法中總則、物權及び債權の法規が制定實施せられ、雇傭關係は債權中に規定せられて、それに依つて法律上は尠くとも從來の主從的觀念は廢棄せられ、勞働者と雇主とは法律上均等の立場に置かれることになつた。即ち民法の第六百二十三條はそれで、「雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カコレニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニヨリテ其效力ヲ生ス」とある。勿論それに依つて勞働者並びに雇主の實際上の勢力が均等に置かれたものでないことは明白であるが、法律上に於ては尠くとも兩者間の從來の主從關係は放棄せられたものである。

戰勝の勢につれて躍進的に勃興した我國産業界は、明治三十年になつて其反動として甚大なる不況狀態を呈し、其の結果各種事業は衰退を示した。而かも一方に於ては物價の騰貴が顯著であつた爲め、勞働階級は其の生活上尠からざる困憊を感じた從つて同盟罷業、締め出し等の勞働爭議續出し、勞働階級は漸く其の集團的運動の緊要なることを痛感した。此の時に際して、勞働者を激勵して其の自助的團體の必要を絶叫し、遂に「勞働組合期成會」の發生を助長したのは高野房太郎、城常太郎、澤田半三郎、平野榮太郎の諸氏で職工義友會に屬する人々であつた。

元來職工義友會は、明治二十三年の夏當時米國桑港に滯在した此等の人々の組織したもので、其の目標は歐米諸國に於ける勞働問題の實相を研究して、他日日本に於ける該問題の解決に備へんとするにあつた。其後此等の人々は歸國して、我國の社會的情勢が勞働者の自助的機關の發生を必要とすることを痛感し、明治三十年四月東京麹町區内幸町に「職工義友會」を設け「職工諸君に寄す」なる印刷物を廣く各工場に配布し、勞働者の階級的覺醒を促がした。此の印刷物は極めて輕快流暢で、而かも何人にも理解し得る通俗なる文句で現時の資本主義組織下に於ける勞働者の社會的環境を述べ、其の改善の必要を說き且つ其の方法を教へて居る。今、文中勞働者の團結の必要と其の方法に關する論點を見ると、次の如く述べて居る。

「而して我等の諸君に勸告する所は、同業相集り同氣相求むと云ふ人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して、全國聯合

協同一致以て事を爲すことにあり。熟々已往に於て諸君の爲す所を見るに個々相乘離し、同業相鬩ぎ其間更に一致の行ひ無し左れば一方に於て慘憺たる苦心の後、百方懇請の末漸く增給を得るものあれば、他方に於ては法外の廉賃銀を以て甘んずるもあり、不德の同業者を懲戒せんとするものあると共に、それを擁護せんとするものあり、…………諸君にして固く集りて散せず、社會進化の大勢に伴ひて內健全なる思想を養ひ、外着實なる行動を爲し、以て外人に對し無情の雇主に對し將た又弊風の矯正に努めんか、世間諸君の意の如く爲らざるもの幾何かあるべきや、況して勞働は神聖にして結合は勢力なり、神聖なる勞働に從事するものにして勢力なる結合を造る羽毛よく船を沈め得べくんば諸君の熱血の迸るところは何事かを爲し得ざるべきものあるべき……我輩は爰に再び諸君に同業組合の組織を勸告するものなり、然らば如何にして同業組合は組織すべきか、

第一、一郡市內同業者七人以上ある職業者集りて地方同業組合を設くべし

第二、一郡市內にある種々の同業組合聯合して地方聯合團を設くべし

第三、全國所々にある地方同業組合聯合して全國同業聯合團を設くべし。

第四、全國所々にある全國同業聯合團を聯合して大日本同盟團を設くべし」

そして斯くして成立する同業組合は、其の職掌として會員の疾病、災厄、老衰に備へんとし、勞働者が斯くの如く團結することに依つてのみ獨立的の生活を爲し得ることを力說し、「立て職工諸君、立つて組合を組織し以て其重大なる責務と其男子たる面目を保つを努めよ、諸君の前途は多望なり要する所は不拔の精神と不屈の意志のみ、天は自ら助くる者を助くと云はずや、奮へや諸君、其の自助心を發揮せよ」と激勵して居る。

「職工義友會」は最初の演說會を同年六月二十五日夜神田青年會館に開催し、幾多の辯士が何れも勞働者團體の必要を力說した。演說會に列する者約千二百名中此の擧に贊意を表明せし者が四十七名あつた。其後贊成者次第に增加し、七月五日には七十一名の同志相集つて、茲に「勞働組合期成會」を設立した。

更に同會は東京市內及諸地方に遊說して、勞働者の加盟を勸誘したので會員も漸次增加し、同年十二月には同會中の鐵工約千二百名が協議して「鐵工組合」を組織した。尙當時に發刊せられたる「勞働世界」は、我國に於ける勞働雜誌の嚆矢である。

斯くして順調に發展した「勞働組合期成會」は、其の實力

の擴大するにつれて官憲の嫌惡するところとなり、其の抑壓の機會は三十一年四月同會が會員の親睦を計るために、上野公園に於て運動會を開催せんとする際に現はれた。即ち政府當事者は、勞働組合期成會員が上野公園に運動會を開催するは正しく勞働者の示威運動と目して禁止したものであるが、同會が年を逐ふて强大となるを好まずこれを防止せんとしたことは明白である。

併し官憲の抑壓が漸次强大となるにも拘らず、同會の幹部は盛んに活躍し東奔西走して、到る處に於て勞働者の自覺を促し、其の團結の重要なるを唱導した。從つて同會は愈々盛大に赴き其の會員も明治三十一年末には二千七百余人、其の翌年末には五千七百余人を算するに至つた。

「勞働組合期成會」は一方に勞働者の集團的運動を助長啓發すると共に、他方に於ては勞働階級の保護的法規の制定に關して極力活動した。丁度明治三十一年當時の政府が工場法案を議會に提出するに先だち、これを全國取引所の諮問に附するや、同會は工場法制定運動を開始し且つ工場法案を批評し、これが修正案を作成し、其の通過を期するために東京並びに横濱に於て演說會を催し或は陳情員を設けて政府當事者及び朝野の名士を歷訪し、又會員全部の調印したる請願書を農商務省に差出した。

ところが、政府は資本家階級の反對に逢着するに及んで、工場法案を議會に提出することを控へた。のみならず政府は勞働者の集團的運動が益々擴大し且つこれが永續化せられんとする傾向を見るに及んで、之れを抑壓することの必要を痛感し、遂にそれが具體化して現はれたものが明治三十三年三月十日法律第三十六號に依つて發布せられた治安警察法である。

政府が該法を制定せんとする意志あるを確かめた「勞働期成會」は猛然と反對運動を起したが、何等其の效果はなかつた。そして該法が發布せられるに及んで、同會の幹部は盛んに其の不法を詰つた。例へば「勞働世界」は之れを非難して左の如く論じた。

「吾人は警察權の神聖を望むものなり、故に人民の行爲擧動が生命財產に害を及ぼさゞる限りは自由に任すべきなり、同盟罷業は憲法の下に契約の最終談判を爲す手段なり、勞働者の權利を決行するものなり、之がために遊說して運動するも資本雇主の生命を毀害せず、財產を破壞せざる以上は警察權を以て左右すべきに非ず言論の自由を許すべきなり、運動に障碍すべからざるなり、資本家と勞働者との衝突、地主と小作人との關係は經濟問題なり、警察權の干涉すべき範圍に非ず、故に吾人は

此案の如き實には大反對を唱ふるものなり、斯かる法律は吾が勞働者小作人に不平の種を蒔くものなり、然り無政府黨と虛無黨とを吾が社會に蒔くものなり、吾人は極力以てアナーキストとナイヒリストに反對するものなり、其の起るを杞憂するものなり、故に斯かる法律には反對するものなり。」

工場法制定運動並びに治安警察法妨止運動に何等の效果が無かつたことゝ、其れに當時の勞働者が未だ階級的自覺の不足であつたことゝが、「勞働組合期成會」の衰退を招致し、明治三十三年に至りては會員の減少著しく忽ち其の存在すら消滅するに及んだ。

「勞働組合期成會」は其の存在中夫れ自體の發達に努めた許りでなく、其の當時存在して居た他の勞働組合に對する幾多の同情と後援とを惜しまなかつた。例へば、「活版工同志懇和會」の創立發起人が雇主のために解雇せられ、ために懇和會員全部が同盟罷業を行ふや、期成會は全力をあげて之れを援助したるが如き、或は日本鐵道機關手の組織する「矯正會」、「市內鐵道馬車馭者車掌組合期成會」、「東京鑄製造業組合」、「石版印刷職員組合」、「東京船大工職工組合」、「東京雛人形組合」、等に對しても尠からざる助力をした。

そして「勞働組合期成會」の活動を中心として新に設立せら [illegible]

れた組合としては、既に述べた「鐵工組合」の外に重要なるものは、「日鐵矯正會」並びに「活版工組合」である。而かも此等の諸組合は何れも皆官憲及び資本家の憎むところとなつて、遂に潰滅するの已むなきに及んだ。

「鐵工組合」は勞働組合期成會員中の鐵工が相集つて組織したもので、明治三十年十二月一日に其の發會式を擧げてより最初は旭日の勢を以て進展した。即ち其の組織當初の會員は千百八十人であつたが、其れが急激に增加して三十一年には二千七百十七人、更に三十三年に於ては五千四百餘名の多きに達した。そして同組合は其の發達するにつれて、東京市內は勿論全國到る處に支部が設けられた。例へば三十一年には芝浦工場、新橋鐵道局、石川造船所、橫須賀造船所、甲武鐵道、砲兵工廠精密工場、赤羽海軍工場等に支部が新設せられ、更に福島、黑磯、仙台、青森等にも發展し、其の翌年に於ては王子、旭川、札幌等にも會員が增加した。

「鐵工組合」の主要なる目的は勞働條件の改善と組合員の相互救濟にあつた。そして資本家に對しては、堂々の陣を張つたがために資本家はそれが發展を阻害せんと努めた。同時に官憲も亦同會に抑壓を加へ同會が三十二年一月八日其の一週年祭を上野公園に開催せんとするや、突然警察官のために治安妨害なり [illegible]

として解散を命ぜられた。勞働組合の盛衰は勞働爭議に逢着した際の成績如何に掛る場合が屡々ある。そして明治三十二年十一月大宮工場に於て八名の職工が解雇されたことに就いて、工場と職工との間に爭議が開始せられ、組合の敗北するや組合員の脱會、會費不納者續出し遂に組合自身も消滅するに至つた。

明治三十一年二月日本鐵道會社の各驛機關手にあてゝ、「我黨待遇期成大同盟會」といふ名稱の下に一つの秘密印刷物が配布せられた。其の印刷物の內容は會社の待遇の劣惡なるを說き、其の改善のために團結して會社に對抗せんとするにある。それを手にしたる機關手は直ちに會社に請願書を差出さんとした。ところが會社は豫め機關手の斯くの如き擧動を推知し、其の主謀者と目するものを十名馘首した。そこで機關手は非常に憤慨して福島を中心として、上野、宇都宮、黑磯、仙臺、靑森、尻內、一ノ關等に於ける機關手四百餘名は奮然起つて同盟罷業を敢行した。之れが爲めに東北線一圓は列車の運轉が不能となつた。玆に於て會社と機關手の代表者が相協議し、會社は機關手の要求は或程度まで容れた。

此の同盟罷業の成功は機關手並びに火夫をして、集團的運動の效果を認識せしめ、ために彼等は直ちに「日鐵矯正會」なる組合を組織した。そして矯正會は一方には組合員の團結を强固にすると同時に、他方には其の財政的基礎を强固にするとに努めた。即ち同會は其の組合員をして最初の一年間は日給の一日分、二年目は日給の半額宛を醵出さして組合の積立會とした。そして此の金額は三十二年には會員一千名に就いて一萬圓となり、同年末には二萬圓に上つた。ところが此會も亦會社の常に憎むところとなり、且つ同會が社會主義的傾向を帶びたとの理由で官憲の抑壓が極度に及んだので、遂に瓦解するに及んだ。

「日鐵矯正會」の衰運に向ふ際活版工の組織した組合が「活工組合」である。之れは三十一年活版工の創設した「活版工同志懇和會」の後身で、三十二年十一月に島田三郎氏を會頭として設立されたるものである。同會は極めて穩健なる主旨を旗印として勞資の協調を濃厚に出して、出來得るだけ資本家と協調し併せて組合員の共濟的事項に努力した。此の組合は一時甚だ盛大となり、其の會員も二千名を數へたが、明治三十三年會社と組合との衝突から遂に解散の悲運に逢つた。

斯くして「勞働組合期成會」以來の幾多の勞働組合運動は、雇主乃至官憲の直接間接の抑壓に因つて瓦解した。其後大正元年までの間は、無産階級の集團的運動は殆んど存在する餘地が無かつた。殊に四十一年七月の「赤旗事件」並びに四十三年の「大逆事件」後に於ては、政府に極力民衆の結社は對して强壓

的政策を採つたものであるから、結社の自由は全く威壓せられた。即ち憲法上保證せられたる結社の自由は何等實施せられないで、民衆の集團的運動に對しては治安警察法、警察犯處罰令等の法規の適用極めて峻嚴にして、殆んどあらゆる社會的運動は一時屏息したかの如き感があつた。

二

此の民衆運動に於ける暗陰なる社會的雰圍氣を排擠して設立せられたものは、かの「友愛會」即ち現在の「日本勞働總同盟」の前身である。友愛會は大正元年八月鈴木文治氏が率先して十四人の同志の者と組織したもので、其の趣旨も當初に於ては極めて微温的のもので、且つ目的の存立を擁護するために當時の有力者を後援者とした。友愛會當初の趣旨は左の如くであつた。

一、我等は公共の理想に從ひ識見の開發、徳性道德品性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す。

二、我等は共同の力に依り着實なる方法を以て我等の地位の改善を圖らんことを期す、

三、我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

之れを今日の日本勞働總同盟の階級鬪爭を基調とする綱領に比すれば、今昔の感に堪へないものがある。そして友愛會は徐々に發展し、其の會員の如きも創立後一年を經過しない中に一千三百余名を數へ、大正三年七月には三千三百人を超過した。

友愛會に對する官憲並びに資本家の當時の態度は、從來存在した幾多の勞働組合に對するそれと大なる差異あるものではなかつた。即ち政府當事者も資本家も斯くの如き勞働者團體の存在は、徒らに勞働不安を醸生し社會的平和を攪亂するものと思惟して居るのであるのであるから、何か機會があれば其の消滅を希望して居た。併し兎に角友愛會は其の顧問として澁澤男爵、添田、桑田、小川の諸博士の如き有力者の後援する團體であつたから、其團體的活動に對しては表面に於ては左程の壓迫を爲さゞるが如き態度を保持して居た。けれども事實上に於ては資本家は決して勞働團體としての友愛會を認めなかつたのみならず、自己の工場に於ける同會員に對してはあらゆる方法を以て脫退を迫つた。之れは政府の經營する官立工場に於ても亦同樣であつた。

大正四年並びに五年に於ける鈴木會長の二回の渡米は、國内に於て未だ其の基礎の左程强固でなかつた友愛會をして、一躍國際的活動を爲さしめた。即ち大正四年に於ては米國加州に於

ける排日問題が、單なる人種的偏見に基づくものでなく、經濟的原因によること多く從つて我國勞働階級の代表者とも稱すべき者を彼地に派遣して親交を求むるは、排日問題の解決上極めて有效であるとのマシニース、並びにギユーリツクの勸告で、遂に友愛會會長鈴木文治氏が其の適任者であるとして米國に渡り、加州勞働大會並びに全米勞働大會に於て我國勞働者を代表し、親交を圖つて歸朝した。此の事は我國勞働階級に異常なる刺戟を與へ從つて其の會員も大正五年一月には一萬余人に達し、全國到る處に支部の設立を見た。續いて大正五年九月に同氏は再び渡米し、加州に開催せられたる加州勞働大會並びに十一月メリランド州ボルチモア市に於ける全米勞働大會に出席して、日米勞働者の親交を溫めて歸國した。

ところが大正六年から七年にかけて襲來した經濟界の不安は、失業者の簇生と勞働爭議の頻出となり、其の結果勞働組合運動は衰退を呈した。けれども此の時分になると我が國到る處の工場勞働者は、最早團結の必要と其の效果を確認するに及び、假令經濟界の不況、官憲の抑壓政策のため組合員は減少するとしても、組合そのものを根絶することは不可能になつた。換言すれば、我國の勞働者の集團的運動は、壓迫と困憊のために量的に減少しても質的に增進するの狀態を示すに至つた。

三

更に大正八年に於いては、我國の勞働組合運動は躍進的の進境を見た。否、眞實なる意味に於いて同年は我國民衆の集團的運動史上に於ける劃期的の年であると云つても敢て過言のことではない。即ち一方には産業界が好況に向ふにつれて、勞働者が其の勞働條件の改善を要求する叫びは、到る處に勞働爭議となつて出現し、他方に於いては我國に於ける産業界の有らゆる方面に勞働組合が組織せられて、勞働者の集團的運動は各地に勃興した。尙同年第一回國際勞働會議が米國ワシントンに開催せられるに關して、我國の勞働者代表を派遣することが勞働階級全般に一大激動を與へ、其の結果として所謂勞働問題は澎湃として我國の一大社會問題となつた。そこで或は從來官憲並びに資本家の强制的壓迫を恐れて、コツソリと勞働組合を組織して居たものは、公然と其の存在を表現し始めるものもあり、或は新に勞働組合を起すものもあり、或は又資本家と相結托して資本家に都合の良き黄色組合の發生するあり、更にこれまで何等集團的勞働の擧に出でないで沈默を守つて居た俸給生活者が組合を創設するなど、此の情勢は恰も新春の來復につれて種々の草木が一時に芽生えしたかの如き觀があつた。

茲に於て大正元年以來兎も角我國勞働運動の中樞的勢力として活動して來た友愛會は、全國的に多くの會員を有し其の存在の基礎も漸次強固になつたので、大正八年九月の同會七週年の大會に於て「大日本勞働總同盟友愛會」（其翌年に大日本の大を削り、更に十年には友愛會なる文字も廢して單に「日本勞働總同盟」と稱して居る。）とし、其の組合精神も從來の勞働協調主義を捨てゝ階級爭鬪を基調として、以て其の傘下に我國に於ける職業別並びに產業別組合を包含したる勞働者の一大陣營たらしめんとするの決意を表明した。

日本勞働總同盟以外の勞働者の諸團體、例へば「活版印刷組合信友會」、「大阪鐵工組合」、其他幾多の組合も非常なる活氣を呈し始めた。そして勞働者の集團的運動が愈々高調するにつれて、其の妨害物である治安警察法第十七條の規定に對する勞働者の反感は著しくなつて來た。何故ならば、勞働運動の擴大せらるるにつれて此法規の存在するがために生ずる犧牲者が頗る多數に上つたからである。そこで勞働者の該法撤廢の要求は、愈々甚しくなり、之れがために幾多の演說會或は請願運動が行はれた。例へば同年三月友愛會本部は幹部總會を開き、其の決議に基づき三月十五日代議士今井嘉幸氏の手に依り該法撤廢の請願をした。此の請願に調印した會員は五千六十八名の多きに達した。

勞働團體は一方には治安警察法第十七條の撤廢を要求すると同時に、他方には官憲並びに雇主に對して勞働組合公認の要求をなし、之れがためにも多くの演說會や示威運動が行はれた。然らば此の二つの勞働者の要求に對する政府當事者並びに資本家の態度は如何かと云ふに、政府は此の時に於ては最早我國勞働者の集團的運動を根絕するの不可能なるを感知し、殊に國際勞働會議に對する我國勞働代表選出事件に關して、手痛き失態を演じた結果從來の抑壓的態度を幾分緩和して、勞働者の集團的運動を或程度まで默認するに至つた。そして治安警察法第十七條の規定は之れを撤回することはしないが、其の適用に關して手心をゆるめる態度をほのめかした。斯かる政府當事者の態度は同年二月十三日の東京朝日新聞紙上に於ける川村警保局長の述べたところに依つて窺ふことが出來る。

「我國には勞働組合は之れを禁止する法律がない故に設立は自由である英國は始め禁止する法令があつたから千八百七十一年に勞働組合法を制定して、從來の禁止を解いたので、沿革上の意義を持つて居る。……又治安警察法第十七條は誘惑煽動は禁じて居るが、同盟罷業を禁じてゐるのではないから、平穩なる手段に依りて團結の加入其他の行爲をなすには何の障害にもな

らぬ。結局問題は同盟罷業の煽動誘惑を禁ずるや否やと云ふことであるが、之れは社會萬般の實況に察し、事實の基礎に立ちて要否を決し、時宜に適したる處置を施すべきである。又若し同條を改正して煽動誘惑を勝手なりとせんか、過激思想煽動の徒輩が自覺の足らない勞働者を煽動して輕擧妄動せしめ、却つて勞働者自身の幸福を害ふ結果になるかも知れぬ。要するに穩健なる勞働組合の發達は全く勞働者自身の自覺に待つべきで、勞働法の制定又は治安警察法等に左程大なる關係あるものではない。」

斯くして政府當事者は、表面上に於ては勞働者の團結權を認容してゐるが如き態度を採つたが、之れを法制化して勞働合組法を制定するが如きは時期尚早なりとし、且つ勞働組合運動の進展上甚しき障害物である治安警察法第十七條の規定は、治安を維持する上に必要であるとして、之れを撤廢する意志は毛頭無かつた。けれども勞働者は其後此二項に關する彼等の要求を主張して已まない。殊に大正九年を經て十年に至りては、勞働組合の公認、横斷的勞働組合加入の自由、更に進んでは團體交渉權の確認、工場委員制度の實施等を要求し、之れがために屢々勞働爭議が頻出した。

四

大正八年に勃興したる勞働者の集團的行動は、啻に勞働組合の發展に傾注されたる許りでなく、政治上に於ける民衆的權利を伸張することにも發現した。即ち當時我國政治上の一大問題であつた普通選擧を實施せんとする在野政黨の宣傳的努力に對して、幾多の勞働團體は熱心に之れが達成運動に參與し、勞働組合は在野政黨政治家と提携して或は演說會に或は示威運動に參加して、以て普通選擧の實施貫徹に非常なる盡力をした。ところが勞働組合の普通選擧獲得運動は、大正九年二月原首相が普通選擧に關して議會の解散を行つてからは頓に冷却した。それは勞働階級が既成政黨者流の民衆に對する不眞面目なる心情、政府當事者の不誠意等であつた。加ふるに歐米諸國の勞働組合の政治活動に關する不成功は、我國勞働組合の指導者をして××××××××を思はしめ、のみならず勞働組合に對する政府當事者の誠意なき態度は、×××××××××××××××るを感知せしめた。折しも當時の勞働組合運動者に斯くの如き觀念を理論化せしめたものは、革命的サンヂカリズムの思想であつて、之れが動機となつて革命的サンヂカリズムの思想は、我國勞働組合運動者の××××××××るところとな

り。其の自然の結果として××××××、××××××、國際勞働會議默殺の聲は、多くの勞働組合の信ずる所となつた。

斯くして經濟的行動を主流として起つた各種の勞働組合は、其の旗色が著しく鬪爭的となり、其の思想は急進的のものとなつた。然るに大正九年から十年へ掛けて、依然として繼續したる經濟界の攪亂的狀態は、勞働階級の上に甚大なる影響を及ぼし、工場の閉鎖、解雇、失業の諸現象は社會の注意を喚起し、勞働階級全般は困憊と艱難をつぶさに味はつた。從つて勞働組合も其の勢力を維持し且つ進展するがために、各種勞働組合間に共同戰線を張る必要が主張せられ、組合同志の提携協力が主張せられた。そして之れがために勞働同盟會の創設となり、遂に全國に於ける各種勞働組合の總聯盟なるものが提案せられ、其の企圖を實現せんがために大正十一年九月大阪に日本勞働總同盟を始めとして、信友會、正進會其他數多の勞働組合が集合して協議したが、此の運動は失敗に終つた。之れはボルシエビズム對アナーキズムの思想的不和と、集中合同論と自由聯合論との方法的衝突のためであつた。爾來我國に於ける勞働組合運動の思想的主流は、此の二つに分離され、前者の見解を保持する總同盟系と後者に依る反總同盟系とに分解した。尤も此の何れにも屬せざる中間的勞働組合も存在することは勿論である。

五

我國の勞働者の集團的運動に一轉期を劃したのは、昨年の第六回國際會議に派遣すべき我國勞働代表選出の件である。即ち從來勞働組合の存在を事實上公認しなかつた我が政府當事者も、多年の失敗の跡に鑑みて此年始めて勞働者代表を勞働組合を通じて選定することにした。之れは明白に我國勞働者の團體的運動に對する官廳の態度の重要なる一進步と見て差支へない。即ち我國の爲政者は、世界の大勢に促進せられて漸次勞働者團結權の認容を余儀なくせられて來たことを立證するものである。そして社會民衆の權利の政治上に於ける現はれとしての普通選擧に關しても、政府當事者の態度は變調を來たし、山本內閣に至つては普通選擧の實施聲明をせざるを得なくなつた。

政府當事者の一般民衆に對する政策の變轉は、之れが直ちに勞働組合運動にも反應し、加ふるに英國に勞働黨內閣の出現したことは、間接の影響を及ぼして日本勞働總同盟は昨年に於て、所謂方向轉換なるものを宣明した。之れは、此の年を期して從來の「經濟的行動と共に政治的行動を併せ用ひ、從來極めて消極的であつた改良政策に對する態度は積極的利用に改める。」と云ふことで、從つて普通選擧の實施せられたる曉には勞

働階級の代表者を議會に出すであらうし、又國際勞働會議も肯定することゝした。斯かる態度の變換は、單に日本勞働總同盟のみでなく、機械勞働組合聯合會でも亦其他多くの勞働組合によつても共鳴された。

六

斯くの如くして、我國に於ける團結權より見たる勞働者の集團的運動の展開は、幾多の階段的進化を經て今日に及んで居る。そして政府當事者も亦資本家階級も將た又地主階級も、時代の流れと國際的關係の壓力の下に、彼等の意志に反し乍らも勞働者の團結の自由を認容する必要に迫られて居る。けれども我國は未だ勞働者の團結權を法制化したる勞働組合法が存在しないばかりでなく、勞働者の集團的運動上一大障碍である治安警察法第十七條の規定は今尙依然として存在して居る。加ふるに勞働政策から見ると、最も無爲無能なる現內閣は勞働者の團結權公認に關して何等の努力をしないのみでなく、それを運用する上に盡大なる障碍を爲すに違ひないと思はれる治安維持法の如きものを制定して居るが如きは、如何に現內閣が普通選擧の實施に貢獻することの大なるものあるとしても、吾人は彼等の勞働政策上に於ける短見と無識とを嘲はざるを得ない。

（一四・四・二）

在歐通信（第二）

——英國勞働運動——

河合榮治郎

R君

（一）

千九百二十三年一月十二日夕、僕は英國海峽を渡つてロンドンに向つた。ドーヴアーの白い崖を眺めた時、果しなく五年の昔を想ひ出した、其の時僕はニューヨークの埠頭に於て、此の國に來ることを憧れたのである。今五年立つて漸く宿志を達するを得た。

英國と云ふ國は日本に於て極めて不人氣である、英語があれ丈日本に普及してゐるに拘はらず、又最近まで同盟の干係があつたに拘はらず、實に不人氣である。アジアに於ける日英の利害は衝突するから、軍人、商人は好かない。學者は皆獨逸へ渡る、藝術家は藝術のない國と罵る。英國其のものに居る日本人[illegible]が、我が英國を誇る老人を除いては、皆此の國をよく云はない。何故であらうか。

R君

僕は今此の議論をしやうと云ふのではない、然し兎も角、僕は此の國を好む、假令嫌だと思ふ澤山のものを含むにしても、隨分忌憚なく英人自身とは議論したにしても、此の國は矢張り世界の大國民だと思はざるを得ない。人間の感じはいかにも遲い、然し悠々として遂には大事をなす。獨逸人の持つやうな組織的な頭がない、それにも拘はらずよく考へ、よく行ふ。自己を客觀することの決して巧な國民ではない、然し何か制度を創造する本能を持つてゐる。其の制度の説明を他國の優秀の頭腦に委しつゝ、世界の第一線に立つて常に新な制度を編み出してゐる。民權政治、階級闘爭、之等に關する精緻な説明をモンテ

スキユーやマルクスに委ねつゝ、悠々として新な制度を工夫しつゝ世界の社會進歩の舞臺を濶歩してるではないか。若い社會思想家は此の國を逸してはなるまい、此の國の實際を視て獨逸の學問を顧み、獨逸人の頭で此の國の運動を眺めることに妙味があるのではあるまいか。

R君

僕が着いた時分、英國は丁度一つの廻轉の時機に立つてゐた、休戰直後の英國は隨分變つてゐたものらしい、生命身體に對する尊重、財産器物に對する尊重の念は衰へるし、快樂を求める欲求は強くても、もう英國は昔の英國ではないと云ふ感は中年以上の人に深かつた。然し千九百十九年、廿年と續いて少し此の風が衰へ、廿二年に入つてから或は此の風は戰爭の永い緊張の齎らした非常の氣風で、永續的なものではないのかと云ふ安心が、漸く識者の眉字に現れて來た時であつた。

經濟界は大戰直後の好景氣の後を受けて、廿年の暮から不景氣に入つて、今漸く回復の兆が見え出したかと云ふ時であつた。好景氣の時に革命來と思はしめるまで、陣容を整へてルビユンの河を渡つた勞働運動は、不景氣の來るや否や、石炭ストライキの大敗を機として、すつかり資本家の逆襲を受けて、みじめな悲境に落ちてゐた。それが漸く Back to union"（組合に歸れ）と云ふやうな運動を始めて、此の間に失つた何百萬の組合員の回收に着手した時である。

政治界は永い間戰爭熱を煽つて來たロイドジョジ内閣が仆れて前年の暮にボーナー・ローの内閣が出來て間もない時である。彌が上の不換紙幣の濫發に、すつかりロイド・ジョージやウイストン・チャーチルが飽かれて來て、無能でも正直な政治家が欲しいと云ふ聲が高かつた。ボーナー・ローやボルド・ウインの一々の言に、正直とか眞摯とか評して滿足してゐた時である。更に又戰爭氣分の英雄であつた、ロイドジョージやチャーチルの沒落に引代へて、戰爭中平和主義を唱へて、國民怨府の中心であつた、マクドーナルド一派の社會主義者が、漸く國民から見返される時であつた。要するに大戰直後の第一期が過ぎて、少し落着いた回轉の機運の動き始めた時、僕は英國に着いたのであつた。

R君

今少し視野を廣げて眺めると、目下の英國は十九世紀初頭の英國とよく似てゐる。海の向ふにフランス革命とロシヤ革命とを持つた事に於て、永い戰爭の負擔で不安と動搖とが滿ちてゐる事に於て、新興勢力が目立つて社會の表面に現はれて來た事に於て。殊に面白いのは此の國が結局進歩的な國であるに拘は

らず、海の彼方の革命思想に同じないことである。其の意味に於て保守的のやうに見えながら、結局革命の本國に變轉が續いて、反動が起つたりする時に淺き瀨に立つ仇浪を知らぬ顏に此の國は世界の最も進歩的な國として悠々として濶歩する。十九世紀の初頭に於ては、進歩思想の代辯人として立つたのは、ジエレシー・ベンサムであつた。廿世紀の大戰後の社會思想には誰が立つたか。僕は此の點に於てコールが New Standards の誌上に於て、英國社會主義はゆきつまつた、新な局面に應ずる新思想が出なければならぬと云つた一言に、同意する。ともかく千八百廿年代の英國と目下の英國とは實によい興味の對照である。僕は曾て之を "Shelley, Godwin and Their Circles" を書いたブレールスフオルドに語つた時、氏も實際さうだと云はれた、そして唯其の差は目下の英國に天才詩人シエレーがない事だと皮肉を云はれた。

（二）

R君

僕が英國に着いた時は、前に述べた樣に各方面に、回轉の傾向の表はれつゝあつた時ではあつたが、其の最も著しく目を惹いたのは勞働運動の政治的方面、即ち言を換へれば勞働黨の活躍であつた。君も知る通り英國の勞働運動は三つの主要な方面に分たれる、一つは勞働組合の運動で、所謂直接資本家に對する産業方面の活動である。其の二つは消費組合の運動で、消費者として主として商人に對する運動であり、其の三が政黨としての政治的活動である。大戰中ある意味に於て苦境にあつた勞働黨は、戰後自由な立場に返ることになり、殊に前年千九百二十二年暮の總選擧に於て、百四十餘名の代議士を得て、自由黨を越えて、遂に名譽なる陛下の反對黨となつた時であつた。僕が着いた後間もなく、二月十一日、ロンドンの劇場ホルボン・エンパイアーに於て勞働黨の機關新聞デーリーヘラルドの主催で、將に來らんとする新議會に於て英國の歷史上曾てなき反對黨となつた勞働黨の奮闘を祝ふ爲、演説會が開かれたりした。一年の後に於て此の政黨が內閣を組織しやうなどとは夢にも知らずに、陛下の反對黨となつた事を夢中に喜んで居た時であつた。勞働黨が反對黨としての一年を經て、內閣を組織するに至つた目覺ましい變化は、僕が此の留學中に出會つた最大の出來事で、永く僕に忘れることの出來ない感激を與へたものであつた、が內閣組織の問題に付ては、他日別に項を改めて君に書かう。唯立黨以來僅に四分の一世紀の後、此まで漕ぎ付けて、今は歐洲に於ける最も有望な勞働黨となつた發達の徑路は、誰か

立派な纏つた著述があつて欲しいと思ふ。シドネー・ウェッブは付て語つたが、消費組合に付ても、勞働組合に付ても、自分等夫妻は大きな著述をしたが、勞働黨に付てはまだ何も書いては居ない、誰かゞ英國勞働黨史を書かなければいけないと。

英國勞働黨は君も知る通り、一種別樣な構成を持つてゐる。其の最大の分子は勞働組合で、之に社會主義の團體が加はつて、幾つかの團體の集合體と云ふ形式になつてゐる。フェデラリズムの好きな國丈あつて、直に各の分子に獨立を保有しつゝそれを集めて協同動作を採る集合を作ることの得意な國である。扨其の社會主義の團體の中にフェビアン協會、獨立勞働黨(即ちインデペンデント・レーバア・パーテー略してI、L、P、)社會民主黨(ソーシアル・デモクラチック・フェデレーション)及その他の二三の小さな團體がある。社會民主黨はハインドマンの作つた英國に於ける唯一のマルクス主義の政黨であるが、元來が大きな勢力を持たなかつたし、殊に今日に於て、其の勞働黨を動かす力は微々たるものである。フェビアン協會の特長は實際問題に付て調査と成案を纒めることにある、之によつて勞働黨に防禦と攻擊の武器を與へるにある。I、L、P、の特長は其の宗教的の熱情を以て勞働黨に感激を鼓吹する源泉たるにある。誰かゞフェビアンは英國勞働黨の頭(ヘッド)であつて、I、L、Pは心(ハート)であると云つたのは、此の意味に於て肯綮を得て居る。僕個人としての考へは、フェビアンは既に其の爲すべき使命を果した、之れ以上英國社會主義の團體として、意義あるものとして續くには、あの儘では駄目だと思ふ。I、L、P、は元來が自由黨より分離して、獨立の勞働黨を作らしむると云ふ趣意を以て起つたもので、實に勞働黨立黨の主動者たるのみならず、立黨以來今日に至る迄、團體の大きいそして稍もすれば保守的な勞働組合の團體を促して、一歩一歩として此まで勞働黨を社會主義の政黨とするに努力をして來たものである。過去に於ても、今日に於ても、勞働黨を率ゐる主要な人物が此から出て居る、ケヤー・ハーディーとラムゼー・マクドーナルドと此の二人を擧げても、何れもI、L、Pの出身者である。

(三)

かうした英國勞働黨は　歐洲大陸の勞働黨殊に獨逸の社會民主黨と、どう云ふ點に於て異るか。誰でもすぐ氣の付くことは恐らくマルクス主義に對する根本態度の差異であらう。大陸の社會黨に程度の差はあるにしても　何れもカール・マルクスの影響を受け　其の學說の上に立ち　其の信條を守つて居る。之に反して英國ではマルクスの影響は實に尠い。マルクス自身が

永い晩年をロンドンに送つたのであり、必ずしも隱者の樣な生活を續けて來たと云ふのではなくて現に勞働者の國際的運動に對しては　あれ丈活潑な參加をしたに拘はらず、英國勞働運動に殘した足跡は極めて小さい。勿論マルクスの述べた言の內で餘剩價値の搾取とか萬國の勞働者よ聯合せよとか、勞働者には祖國なしなどと云ふ斷片的の言は一種胸奧の琴線に觸れる標語として　勞働運動者殊に智識階級の者にある種の感激を與へて居ないではない。然し之れ唯漠然たる格言の樣なものであつて之を以てカール・マルクスの學説とか思想とかの影響と目することは全く出來ないであらう。固より大陸勞働運動者に實際どれ位の程度に　マルクスの影響があるかは、中々容易に判斷の出來る事ではない。然し兎も角、社會黨が其の信條に、綱領にマルクス主義を採つて唯物史觀、勞働價値説、階級鬪爭を標榜してゐる。此に似た態度は英國勞働黨に付ては、微塵も之を見出すことは出來ない。現に千九百二十三年六月の全黨大會に於て　シドネー・ウェッブは議長としての演説に於て、マルクス主義を根本から排斥して、英國勞働運動はマルクスから何物をも受けては居ない。我々に與へたものはカール、マルクスに非ずして、ロバート・オーウェンであり、ウィリアム・モリスであると云つてゐる。之は確に多數の人の志を表はしたものであらう。

そこで一體何故に英國勞働運動は、カール・マルクスに立寄らずに、通り過ぎたかと云ふ事になる。僕は此の問を持つて色々の人に當つてみたが、どうも明瞭な答を得ることが出來なかつた。唯斷片的に知り得た所を綜合すると、かう云ふ事らしい。第一にマルクスと云ふ人は在世中ロンドンに於て、英人から好かれた人ではなかつた。マルクス自身がさまで積極的に英人に何かを與へやうと努力した譯ではないが。と云つて然し感化を與へる機會はなくはなかつた。現にハイドンマンの如きは其の門弟として、マルクス主義を標榜したし、確かバーナード・ショウの如きも一時は勞働價値説を信じた事もあつた。然しマルクスと云ふ人柄が英人の好な人柄でなかつたらしい。之に付てはかなり多くの頁を費して更めて書かなければならない事が多いが、要するに英人には好む一種の人物がある。其の資格は色々あらうが、人間味があると云ふ事が最も重要なものである。學識があるとか鋭利な頭とかは必ずしも高く評價はされない。マルクスは必ずしも枯淡な學究であつたのではないが　英人の好む人間味を缺いてゐたものらしい。恰も同時にロンドンには二人の有名な外國亡命者が居た　其の一人はマルクスで　其の一人はイタリアのマジニーであるが、マジニーがあれ丈ロンドンの上下に人氣があつて　すべての英人に好かれたのは、其の人

柄にあつたもののやうである。英人はどんな人物を好くか　人人が指導者として立てる人物はどんな型かは　中々面白い問題であるが、他日改めて書くことにしやう。

（四）

R君

僕は第一の原因として、マルクスの人柄に歸したが、第二の原因は英國勞働運動はマルクスを必要としないと云ふ事であらう。マルクスは獨逸に於ては勞働者運動の先覺者であらうが、英國に於ては模倣者であると云ふのである。英國には既に永い間の勞働運動があり　更に其の前に所謂第三階級の民權運動があつた。今更マルクスから何物を借りる必要がない。マルクス自身が英國に既存のものにインスピレーションを得て、之を系統的に記述したに過ぎないと云ふ。前に述べたウエッブがロバート・オーウエンが先驅者であると云つたのは、これを云つたのであらう。マルクスは確に斷片的な社會運動の標識を整理し組織的な體系を建てた點には特異な偉大さはあるが、此の點は英國人の國民性が餘り感心しない點なので、彼等は理路整然とすることにそんなに感心しないし　拔差しの出來ない原理を固守せしむるに反感を持つ　僕が會つたある宗教學者は云つた。英國勞働者の教育の程度は低いから、マルクスが理解が出來ないし　又あゝしたものを分らうとする趣味がない。又あれが分る優秀な頭のものはマルクスの誤謬を感じて、之に共鳴しない。要するに何れから云つてもマルクスは英國人には合はないのだと。之はある一面に於て穿つた言であると思ふ。

然し第三の原因として、此に積極的にマルクスを嫌ふ原因がある。それは英國勞働運動にある理想主義的傾向で、此の點からマルクスの唯物論的色彩に不滿を感ずることである。英國勞働運動に於ける理想主義と云つても、必ずしもランク・エンドファイルに到る所に理想主義が光つてゐると云ふのではない。此の傾向は主として主要な領袖連にあることで、殊にI、L、Pにある顯著な色彩である。書かれた著述を讀んでも、其の演說を聽いても、個人個人と坐談をしても、亦色々の集會の空氣から云つても、到る所に此の傾向が目に付く。此の點は英國勞働運動を觀察した大陸の人の眼にも　充分に觸れると見えて、同樣の事を彼等の言や筆で出會ふことが珍らしくない。付て昨年千九百二十四年の一月八日　勞働黨が愈々內閣を取ることが確實になつた時、盛大な祝賀會がロンドンのアルバート・ホールで開かれたが、其の會場に於ける演說聽衆の空氣など、まるで宗教の大會かなぞのやうであつた　說教を聽いて、讃美歌を

歐つてゐると云ふのと少しも違はなかつた。此の傾向は何所から來たのかと云ふことは　かなり多くの英人に僕が質問した所であつたが、彼等の答は判で押したやうに一律であつた。それは英國の社會運動は十八世紀の末から一貫してエバンヂェリカルの運動と提携して來たからだと云ふのである。確に十八世紀から十九世紀にかけて、爲された色々の社會の改革は、奴隷解放でも監獄の改良でも、刑罰の廢止に付ても、常に宗教家と當時の社會改良家であつたベンサム學徒、及び其の上に立つた自由黨の人々とは互に提携して來たのである。世は移り變つて自由黨の時代から勞働黨に代つても其の傳統今に傳はつて、宗教家は現存秩序の變革事業として、勞働運動に加はり、勞働運動者は宗教家から援助を借りる事になつてゐると云ふのが答である。

僕等は更に云ふ元來基督教と云ふものが其の始めに於いて貧民の宗教であつた。それが段々治者階級と密接な干係を持つやうになつて、現存秩序に對しては保守的なものとなつた　現に英國に於ても國教であるアングリカン・チャーチルに屬するものは概して保守黨に屬するもので　決して勞働運動に好意を表すものではない。唯重要なる事は　英國では國教以外の宗派に屬するもの即ち所謂Non-Conpormistと稱せらるゝものが　早くから自由を得て　國教に屬するものと同一の立場に置かれた。之が立派な教會で金持に說教をするのでなしに　粗末な集會の破屋で貧民を相手に說教して來た。十八世紀末に於て社會改良に從事した宗教家と云ふのは此の種の人を云ふのである。そこで國教以外の宗教で全く政府とか官權とかと何等の干係のないものが　國教と對等の立場に立つて自由を早くから得て來た所に英國の特長があつた。若し現存秩序の變革を企てる運動があつたとしても、それは國教に反對することにはなつても、宗教全體に反對することにはならなくともよい譯である。之に反して獨逸では宗教が政府と密接な干係にあつて、政府ゝ教會、國家と宗教とを離して考へることが出來なかつた。そこで現存秩序凡の變革を企てる運動即ち、政府に反抗する運動は同時に教會、宗教に反對する運動とならざるを得ず。即ち無神論、物質論にならざるを得ないのである。僕は其の後ウィーンに於て其大學教授と話をした時　談會々此の事に及んだ。僕が英人の此の答を話したら、同氏はそれは違ふ、獨逸では宗教の社會に有する力が弱い、だから之を攻擊しても少しも社會の迫害は恐ろしくない、そしてある意味の喝采を拍する、之に反して英國では宗教の持つ社會的勢力は實に强いから、一旦宗教に反抗したら最後非常な迫害を受けるし、宗教的感情に訴るへのが、通りがよいのだと云つて居た。此の說は必ずしも英人の答と矛盾はしない

と思ふ。

R君

僕一個の者としては英國の社會運動は　リベラリズムの論理的發展をしたものだと解するのが一番よいと思ふ　そして此の前條の問題を解く鍵もあると思ふ。ウイークリッスジョン・バクス以來ピム、ハムデン、クロンウェルを通じて　宗教の自由を求むる運動は　其の儘傳はつて　十八世紀來の民權運動になつて居る。經濟上の自由放任の運動は、あの宗教自由の運動と決して離れた運動ではない　そのリベラリズムが十九世紀の後半に於て、當然に開發して　社會主義となつたのである、此の點は獨逸の社會主義と異る所で　之がリベラリズムに反抗して起つたのに反し　英國の社會主義はリベラリズムの基礎の上に立つて、却つて之を論理的に發展せしめて、其の結論まで往つたものだと解すべきである、此の關係が大陸の社會主義と英國の社會主義との大きな差で、其の差は色々の方面に差違を來す原因となつてゐる、殊に社會主義がリベラリズムから發展して獨立した時のリベラリズムが、ジョン・スチュアート・ミル・を轉回點として　ベンサムの學說と全く異る立場にある、トーマス　ヒル・グリーンの理想主義を基礎とした時であるから、其れから分裂した社會黨に一種の理想主義の存するのは・思想上の系統から云つて　決して不自然ではない、ともかく今迄自由黨に屬してゐたブレールスフォルドやポンソンビーやバックストン等の人々が、戰後續々勞働黨に入黨したが、之等は單に一つの政黨から他の政黨に移ると云ふ單純の意義でなしに、彼等の立場からして極めて當然の道行として解釋が出來るのである。先づ其の說明は之丈として、勞働黨中の主要な人物には不思議に、所謂 lay preacher が多い、クラインス、ヘンダーソン、ランズベリー等何れも田舍に於て　牧師の樣な事をしてゐた人達であるし　I L P 出身の人を見ると　特に宗教的色彩が强い、現議長クリッフォード、アレンや幹事のフェンナー、ブロックウエーなどは何れもクリスチアンで、それから出發した社會主義者である、兎も角も此の問題は興味あるもので他日又ゆつくり君の批評を聽かうと思ふ、

（五）

R君

少し話が理に落ちたから、話頭を轉じて、勞働運動中の人物の印象記でも書きたい。先づマクドナルドからでも始めやう。僕が英國滯在中にマクドナルドの演說を聽いたのは三度である。其の一つは前に述べた千九百二十三年二月十一日のホルボン、

エンパイアルに於ける演說會で、マクドナルドが反對黨の首領となつた時の演說である。二番目が前に述べたアルバート・ホールに於て將に首相にならうと云ふ時の演說で、最後は議會に於て首相としての答辯演說であつた。其の內で僕に最も忘れ難いのは、一番最初の演說であつた。其の時司會者はマクドナルドを紹介して云つた。今私の前に二つの光景が浮ぶ、其の一つは千九百十八年ロイド・ジョージの總選擧に於てマクドナルドが一敗地に塗れて慘めな落選をした時である、其の二は其の後補缺選擧に當選して、凱歌を擧げて議會に入つた時である。彼が敗れた時、彼は英國の公生活から葬られるかと思はれた、然し今や陛下の名譽なる反對黨の首領であると。僕は此の紹介の辭と當夜に於けるマクドーナルドの演說とは、數年前にアメリカに於てウイルソンの演說を聽いた時と共に、一生忘れ難い印象を與へられたものであつた。君も知る通り千九百十四年八月大戰の始めに、アスクィスとグレーとが議會に於て、英獨外交關係を述べて、開戰の止むべからざるを說いた時、突然として起つて非戰論を唱へたのは勞働黨の首領たりし、マクドーナルドであつた。第二インターナショナルの幹部の一人として、平和主義者として、彼として此の擧に出でたのは主義より來る當然の態度であるが、正しく彼は此の一言によつて、前途ある未來をすべて抛つたのである。數年の後に勞働黨が內閣を組成するとは夢にも思はれなかつたにしても、四十餘名を率ゐる政黨の首領として、前途に發展の望ある政黨の首領として、彼は正しく自己の前途を葬つたのであつた。其の後の彼は勞働黨首領の地位を辭して、南船北馬非戰論を唱へて止まなかつた、政府と民衆の迫害は其の極に達した。彼が屬したゴルフのクラブさへ彼を除名したといふ事であり、彼の素性を洗つて彼が私生兒であると云ふことまで、新聞紙上に於て發いたものがあつた。そうして彼は社會から葬られた、そして其れが表はれたのが千九百十八年戰勝の後に、ロイド、ジョージが試みた總選擧に於てであつて、見事に民衆から見放されて落選したのであつた。其の時すべての人が最早マクドーナルドは再び公人として立つことは出來ないと思つたさうである。然し彼は此の迫害の中に屈することなしに、社會主義の宣傳を地方に怠らなかつた、戰後勞働黨の發展は彼が此の時人知らず試みた努力に負ふ所尠くないといふ事である。

やがて戰爭の狂熱が醒めて、民衆が冷靜に返つた時、正しい人物の評價に戻つた、ロイド、ジョージやウィストン チャーチルの名聲は落ちて、アイクィスやグレーが少し見直されるやうになり、更にマクドーナルドが浮び上ることになつた。あれ

丈の前途を棄てる位に主義に對するシンセリチーを持つ人として、國民の尊敬は期せずして、氏に集まり、千九百二十二年の總選擧後に於て氏は再び選ばれて勞働黨の首領となつたのであつた。僕は此の事を考ふる時、英國民衆の雅量と悔ゆることの早さに敬服する、殊に勞働黨の人々に敬服する。かうした出來事に接する時に、正しい立派な人が結局捨てられないことを想うて、人の事ながら涙が浮ぶやうに嬉しい。其の雄辯に於て、頭腦に於て、其の人格に於て、其の精力に於て、氏は啻に勞働黨の第一人者たるのみならず、英國政界に於て人格と能力とを併せ有する唯一人の人であらう。其の演說は政治家の演說ではない、正に學者の辯であり、宗教家の說教である、其の道義的の力に於て、英國を指導しつゝあるの慨があつた。氏の亡き夫人はやはり勞働運動に貢獻した人であつたが、其夫人に別れた時の氏の書いた追想錄は今 Margaret Ethel Macdonald となつて、出版されてゐるが、言辭切々として人に迫るものがある。ホルボン・エンパイヤの演說會の後僕は丁度氏と地下鐵道に乘り合せた。氏は僕の向の側に坐つてゐた、大政黨の首領としてはいかにも質素で驕らない。僕は車中氏と相對して、泌々と氏の風丰を眺めた。髮は大分白さが混つてゐる、一見すると精力が少くて疲れてゐるやうに見える、然し氏の特長は其の精力の絕倫たるにあらう。ロンドンで議會の答辯をしてから、夜行列車でスコツトランドへ出掛けて選擧演說をして、又夜行でウエールスに走るといふやうな無理の利く人である。其の後ブレールスフォルドから聞いた事であるが、マクドーナルドは如何にも態度の慇懃な人ですべての人から愛され敬されるが、然し本當に氏と個人的に心持のピツタリ合ふ友達を持たない、此の意味に於て氏は超然とした心の寂しい人であると云ふ事である。後から考へると何所かさうした俤の見えないではない。やがて車を下りてエレベーターで往來に出る時、さる英人の紹介で氏と握手して別れたのであつた。氏と交はした握手は永く僕の記憶から離れない。マクドーナルドは本當に懷しい人である。

（六）

シドネー、ウエツブにはフェビアンの夏期學校へ往つた時、學校の庭で二時間餘隨分ゆつくり話をする機會を持つた。氏の容貌を見るといかにも日本の紙幣に印刷してある武內宿禰を想ひ出す、溫和な隔てを置かない人の好い感じを持つ。僕が用意をして往つた二三の質問を出した時、之に一々答へた後で、氏が云つた言で今に頭に殘るのは、氏があの「勞働組合主義の歷

史」を書いた時の話であつた。氏夫妻はあの本を書く爲に正味六年の歲月を注いだ、そして各工業地方の資本家と會談し、勞働組合の本部支部を訪うて、其の保存する一切の文書帳簿を見せて貰つて苦心の結果あれを作つた。それ以來米國に於て組合の事を論ずるもの、どうあつてもあの本を繙かざるをえないし、あの本あることによつて、其の後の研究の勞を省いた事がどれ程であるか分らない。あれ以來三十年を經たが、今日に至つても遂に勞働組合の原理に付て、あの本を凌ぐ大著が出ない、英國に於てもあの後、各産業に付て勞働と資本との關係を説く各論的研究が出た丈である（之はコール等の近業を云ふのであらう）と。氏は決して人に己を誇るやうな人ではない、此の話は決して己を誇つたものでなくて、學究の業蹟の何を期すべきかを、異國の後進に語つたものであらう。其の後公の席上に於て幾度か氏を見、個人としても御茶に招ばれた事もあつたが、所用あつて失禮したが、氏を想ふとき想ひ起すのは上述の話である。然しウエッブやショウの様なフエビアンの人々に付ては、又別に外の事と一緒に書く時があらうと思ふ。

智識階級に屬しない方で僕の好きなのはジョージ、ランズベリーである。此の人を持つとは英國勞働黨の誇であらう。侃々諤々權威に屈せず、時人に阿らずと云ふのがあゝした人を云ふのである。曾て僕は印度獨立運動の演説會で氏の演説を聽いた事があつた。場所はマンチエスターの自由貿易會館で、コブデン、ブライト等の活動した會場である。永く印度に居つたアンニー、ベザント夫人を主たる辯士として、ランズベリーが之を應援したのであつた。かうした運動を自由にやらせて、少しも干渉しない所に、英國と云ふ國の大きい所があると思ふが、其の會場に於てもベザント夫人が印度に於ける英國の非政を攻撃した時、たつた一人丈之を野次つたものがあつたが、他は實に冷靜に之を謹聽したのを見て、僕は心から羨ましいと思はざるを得なかつた。話が少し横道に外れたが、ランズベリーの順番が來て司會者が氏を紹介する時、何と云ふかと思つたら、the best man in England と云つた、僕は此の一句實によくランズベリーを道破すると思つた、聽衆は實に狂喜して此の紹介の辭に贊成した。彼は確に現代英國の有する最良の人である。

勞働黨内閣の出來た時、氏の閣員に列しないのは、一般に人の怪しむ所であつたが、それは何かの地位を提供されたが、氏自身獨立の立場を保持する爲に、固く辭したものの様である。果せるかな、勞働黨内閣になつてから、小アジア地方に於て軍隊が飛行機から爆彈を投げて、土人を威嚇した事があつた。其の時死傷があつたとか、なかつたとか云ふのであるが、ランズ

ペリーが議會に於て、此の事を質問して、航空省當局の非を鳴らし、最後に、同じやうな事を獨逸人がした時に、我々は之を偽奴と呼びました、英國が之をしてもよいのですかと云つて當局に詰めよつた時、滿場唯默するの外なかつたと云ふ事である。僕は此の話を聽いて、之れランズベリーならずんば云へない事である、彼を有するは英國の誇であり、勞働黨の誇であると思つた。僕は不幸にしてまだ氏と個人的に面識を持たないが、友人K君が氏と會つた時、英國には革命があるでせうかと尋ねたら、氏は答へて、英國には決して革命が起りません、其の理由は二つあります、一つは英國では何を云つても罰されません、吾々には絶對に言論の自由があつて、云ひたい放題の事が云へます、其の二は英國人はどんなに食ふに困つても結局貧民法によつて救はれます、餓えて死ぬことは英國にはありませんからと云つたさうである。一寸味ふべき答ではないか。

(七)

勞働黨に關して一種特異の地位を占めるものは、ホルデーン卿である。氏は現代英國の有する第一のヘーゲル研究者であり、又恐らく第一のゲーテ研究者であらう。千八百七十年代にオックスフォルド大學から、グリーン、ケヤードを陣頭に押し立てゝ、一群の若い哲人が理想主義を標榜して、ミル、スペンサーの學說に鉄鋒を向けた事があつた。其の哲人の一人にホルデンが屬してゐた。今世紀の始めに於て、自由黨が分裂して、互に相爭つたとき、氏はアスクイス、グレー等と行動を共にし、アスクイス內閣に於て閣員に列したが、平常から獨逸を理解し同情を持つてゐる所から、英獨製艦競爭の時にも、英國の代表者として、獨逸に協定を求めに往つた事もあつた。氏は常に獨逸は自分の spiritual home 精神的の祖國であると云つて居たので、大戰始まつて極端の反獨逸熱の起つた時、氏は國民怨府の的となつた、氏が閣員を辭したのも、國民の反感に堪へなかつたからであると云ふ。國民は氏が獨逸好みの故を以て、氏の行動に疑を挿み、殊に戰前氏が陸軍大臣をした事があつたので、其の業績に頗る猜疑の念を抱いたのであつた。所が氏が辭して後、キチナー元帥が陸軍大臣の地位に据ゑられた。元帥は大戰の當初に於て、あれ丈早く運送船を一手に集中し、あれ丈早く英國の國防軍をフランスに上陸せしめて、マルヌの會戰に間に合せたのには、尠からず驚いてゐたのであつた。そして如何にしてあれが可能であつたか、誰が之を爲し得たか、之に尠からぬ興味を持つたのださうである。元帥が陸相になつたとき、早速檢べさせたのは、此の事であつた、而してそれが意外

にも、すべての功績はホルデーンの盡瘁に歸すべきものであることを發見したのである。正直な軍人である元帥は怒つた、之丈の功績を盡して、聯合軍の運命を危きに救つた人を、誤解の中に見棄てるは人道に反すると云つて、直に新聞記者を集めて、かくかくの次第である、國民の誤解を述べて、ホルデーン氏を救ふことは、新聞の責務であることを切言した。所が一保守黨の新聞記者は答へたさうである、實は其の事はよく存じて居ります、吾々も重々ホルデーン氏には同情する、唯我々は黨の最高幹部の命を受けて、自由黨のホルデーン氏に致命傷を與ふべく命令を受けて居るので、如何ともすることが出來ませんと云つたさうだ。キチナー元帥は憤然として、其の卑怯なる宣傳の本元が何所に在るかを問ひ詰めたら、記者はそれはバルフォア氏であると答へたので流石の元帥は啞然として、人世の事の意外なるを喫嘆したさうである。

R君、

僕は今バルフォア卿を難ぜんとするのではない。唯此れ對照の妙を感ずるのである。バルフォア卿も亦現代英國の有する第一流の哲學者である。氏はケンブリッヂに育つて、ヘンリー、ジヂウイックと系統を同じくする、リアリズムの大家である。今バルフォア氏の採つた行動に比較する時に、ホルデーンの採つた擧止如何に高雅を極めたものであらう。氏は國民怨府の中心となつて、內閣から追はれたが、唯の一句も一身に付て辯明を試みなかつた、唯非難と誤解の赴くまゝに放任し、自ら悠遊自適の生活を樂んだ。Mirrors of Downing Street の著者の言に依ると、あれが本當に哲學を體驗した人なのである、此の世の猥雜を脫した超人的の俤を有してゐた事に於て、確に氏は理想主義を生きた人と云へるであらう。僕が英國に着いた時はまだ Spiritual home と云ふ言が嘲弄の樣に新聞や雜誌に散見する時ではあつたが、マクドーナルドが國民から見返されたと同じ樣に、ホルデーン卿が見返されつゝあつた。氏はまだ自由黨を公然脫しては居なかつたが、かなり勞働黨に近いと云はれて居たが、今度勞働黨內閣に上院議長になつて、明に勞働黨系統の人たるを公にした。僕が氏の風丰に接したのは二回で、一度は官公吏の組合のやうなものが出來た時、其の總裁として氏が、ミルナー卿の演說を紹介した時であり、其の二度目はロンドン大學のバークベック、コレッヂでゲーテに付て、講演をした時であつた。生氣はあるが、身體は衰へて、少し憔つてゐるやうであつた。ゲーテの思想を構成したものとして、ギリシアの思想と、キリスト教とスピノザの哲學との名を擧げ、々之を說明し、ワイマールに於ける脩遊の物語などをした。其

の後氏は英國にゲーテ協會と云ふものを發起したらしい。前陸軍大臣のヘーゲル研究とゲーテ研究、英國も中々變つた人を持つてゐる。

(八)

R君

僕は更に進んで、是非とも君に紹介しなければならない名人がある。それはI、L、P、の現議長クリフォード・アレンである。勞働黨の內閣が出來てから、曾て僕は勞働黨中の左翼の地位にある某氏と會食をして、談會々マクドーナルドの首相振りに及んだことがあつた。同氏は勿論マクドーナルドの傑出した人材たることに充分敬意を表してゐる人ではあるが、左翼の地位にある人として內閣に立つたマクドーナルドの態度が餘りにイマジネーションを欠いているといふ事に、少からぬ不平を漏らしてゐた。そこで僕は問ふたのである若し勞働黨中にマクドーナルドに不平なものがあつた時、誰か叛旗を立てゝ彼に拮抗し得るものはないかと。其の時氏は云つた。それは今英國勞働黨には一人もない、人格と頭腦、才腕と精力、すべてに於てマクドーナルドは餘りに傑出してゐる、彼に張り合ひの人は一人も見出されない。唯若しクリッフォード・アレンに精力が與へられさへすれば、其の他の點に於ては實に申分がないのだが、と云はれた。勞働黨中に於けるアレンの地位は、かくの如きものもある。そしてそれが年齢僅に三十五六才の青年であるに至つては、實に驚かざるを得ない。此の若輩を拔いで、擧げられてI、L、P、の議長となり、今日既にケヤー・ハアデー、ラムゼー・マクドーナルド、而してクリッフォード・アレンと竝稱せられるのである。

僕がアレンを見たのは、千九百二十三年の春四月、ロンドンに於てI、L、Pの例年大會が開かれた時であつた。數日續いた大會が終りかけて、議長の改選があつた。其の時もう會場はざはついて、議席を立つて會場を出掛けるものがある位であつた。やがて舊議長が新議長を紹介して、議長の席を讓つた時、今迄落付かなかつた、議場が水を打つた樣に靜まり返つて、眞に嚴肅な感じを與へたのに、僕は異樣な氣持をしたのである。やがて起つて挨拶をしかけた新議長はと見るに、年の頃三十を越したかどうかと思はれるやうな若さで、女かと疑はれるやうな優男である。而も其の說く一句一句は金鐵の强さがあつた。彼は果して誰か、僕は驚異の念を以て明日の新聞を待ち兼ねたのが、それがクリフォード・アレンであつた。其の週のI、L、P、の機關雜誌 New Leader を見たら、稍詳しくアレンの事が書かれて

あつた。彼れ其の時確か三十四か五であつた。然し勞働運動に從事してから此に、十數年を經たと云ふから、廿歲以前に運動に加つたものらしい。彼が嘖々の聲名を擧げたのは、大戰中に於ける平和運動の指導者としてである。彼も亦マクドーナルドと同じく、第二インターナショナルの幹部の一人として、社會主義者として、戰爭に反對であつた。極度の迫害を受けながら、戰爭反對の宣傳をなし、徵兵令が布かれてから、所謂 Conscious objector として、徵集に應ずることを拒んだので、彼は幾度か獄舍に投ぜられ、生來强壯でない彼は、此の間に肺患を得て、爾來之は彼の痼疾として、遂に全癒することが出來なかつた。アレンに精力が與へられたらばと人をして嗟嘆せしむる原因は此に在る。戰後勞働黨の人々と共に、露西亞に使したが、其の時病の爲に仆れて、既にアレンは死んだと傳へられたが、氣丈の彼は友人に助けられて、故國に歸り、ともかく今も何運動に參加する丈には回復することが出來た。最近に於てはI、L、P、の會計部を擔任して、其の才腕によつて巧に會計整理を果し、莫大の基金を作つたのに、注目を惹き、遂に議長に選ばるゝに至つた。New Leader の記者は云ふ、アレンこそは實際的の理想家で、そして又、理想主義的な實際家であると。

僕は前に述べた大會に於て、アレンの姿を遠くから眺めて、爾來之が聲容に接する機を樂しんだが、同年夏のI、L、P、の夏期學校がホッデスドンで開かれた時、僕も加はつて一週間アレン等と起居を共にすることが出來て、宿志を果すことが出來たのである。此の生活に付ては何れ筆を改めて書くことにしようが、一週間アレンは討論の議長として、議事の整理をしてゐたし、又食事の際には椅子を並べて、色々の會話をすべき多くの機會が與へられた。此の間僕はアレンによつて與へられた一種異樣の印象を忘れることが出來ない。彼はいかにも謙遜で慇懃である。極東から來た此の一靑年を遇するに、涙の出るやうな厚意を盡して吳れた。議長として議事の整理をする時、其の大きな眞黑な一双の眼は、優しい光を以て聽衆を見渡す。討論に熱中して、誰も彼もが議長と叫んで、議場混亂に陷りかける時、彼のあの優しい眼は驚くべき强さを以て、聽衆を射る。此の眼に觸れる時すべての人は射すくまされざるを得ないであらう僕はアレンの議長としての柔剛一樣の眼光の使方に接して、只管驚嘆せずにゐられなかつた。

歐洲に滯留一年、かなり多くの人に面接したが、其の人物の前に、心から頭が下つて、偉い人が世の中にゐればゐるものだと思つたのは、クリフォード、アレンであつた。其の後僕は彼の家庭に招かれて、生立の物語を聽いたが、少年時代熱心なるクリ

スチアンとして育ち、ケンブリッヂ大學中にケヤー・ハーデーとマクドーナルドの演説を聽いて、在來のクリスト敎の結局空虚なものなることを感じ、クリスト敎の敎を徹底せしめたもの、即ち社會主義であることを悟り、決然として其の運動に加つたのであると云ふ。然し人間には昔持つた思想は決して捨てられるものではない。良いにしろ、又悪いにしろ、一旦持つた思想は現在の思想を裏付けるものだと僕は思ふが、アレンに於ても亦其の社會主義に理想主義的色彩の强いことに於て、主義に對する熱情に於て、求めることのない點に於て、人に對する態度の謙遜なるに於て、彼は依然として往年のクリスチアンである。彼は肺患の爲めに背中が曲つて、一寸猫背のやうになつてゐる。少し議事を續けても、窓を開けるにも呼吸が苦しくなる位である。此の人に健康があつたらばとはアレンを見る何人も一樣に發する嘆聲であるが、氏自身は志を政界に絕つて、I、L、P、の會員として、勞働黨に宗敎的の熱情を持つた社會主義の宣傳をするに一生を獻ぐるらしい。氏の如き純潔雪のやうな人を持つとは、本當に英國勞働運動にとつて羨ましい。アレンを語つたらどうしてもフエンナー、ブロックウェーを語らさるを得ない、彼はI、L、Pの理事で、アレンと形影相伴ふとでも云ふやうな親友である。然しブロックウエーに就ては、他日クエーカー宗徒の事を語ることに一緒にして、今は之を割愛しやう。

（九）

R君

最後に僕は New Leader の主筆ブレールスフォルドを語らう。英國勞働運動は色々の雜誌を持つてゐる。共産主義の雜誌として、Rommunist Review. があり、マルクス派の雜誌として Labour Monthly がある。Labour Magazine は勞働組合に屬する右翼の態度を代表し、週刊 New Statesman は先づフエビアンを中心にした中央派の思想と見てよからう。左翼の方のILPは月刊として Socialist Review を持ち先日までマクドーナルドが其の主筆をしてゐた、週刊として New Leader がある、其の主筆が此に述べやうと云ふブレールスフォルドである。尤も此の外に注目すべきものとして、勞働黨に屬する勞働調査局の出してゐる Monthly Circular がある、之は物價や賃銀等の數字がよく現はれることに於て、數字の方から勞働運動の傾向を注意する人が逸してならないものであらう。又ヂー・デイー・エッチ・コールが New Standards. と云ふ月刊の雜誌を獨立で出して、ギルド、ソシアリズムの立場に立つて、産業管理を力說してゐた。其の卷頭の評論はコールの筆になり時

流を抜く見識があることを思はせてゐたが、惜しいことに昨年の十一月かに殞凋して了つた。

扨僕がブレールスフォルドの名を知つたのはかなり前である、ホーム・ユニバーシチー、ライヴラリー中にシエレー、ゴドウインの思想を論じた本を始として、War of Steele and Gold の著者として、又國際聯盟に關する數冊の著者として、僕は昔アメリカにゐた時から、氏の令名を聞いてゐた。今度英國に往つてから不思議に各所の會合で氏と面を合はせ、個人的にも招んだり、招ばれたり、手紙の往復もかなり頻繁にして、英國で出來た最も新しい知人の一人になつた。氏はグラスゴー大學に哲學と文學とを專攻し、一時同大學の論理學の講師などした事があつたやうだ、エドワード・ケヤードの哲學の講義を聽いたといつて居られた。其の後轉じて新聞記者になり、モーニング・ポスト、タイムス、ネーション等の記者をして、ニユー、リーダーがI、L、Pの機關雜誌として創刊せらるるや、聘せられて其の主筆になつた。氏の特長は其の名文にある、其の見識にある、其の好んで論ずるものは、國際問題に就てであるが、高明な平和主義者として、氏の筆を採るニユー、リーダー卷頭の時事評論は、其の氣品の高いことに於て、理想主義的色彩の强いことに於て、他雜誌の群を拔いてゐる。殊に嘗てウイルソンの長逝に際して、之を弔ふた一文の如き、勞働黨内閣の成立に際して、其の使命を論じた一文の如き、道義の使徒の言を聽くの感があつて、僕は氏に一書を送つて、所感の一端を漏らしたのであつた。シンガポール築港廢止は氏の最も力を注いだ所で、勞働黨内閣の決定は氏の宣傳に負ふ所が多い。

更に氏の說を重からしむるものは、氏が旅行を好んで、歐洲に足跡至らざるなく、各國の國語に精通して、實によく人情國風を辨へてゐることにある。殊に僕の感心した事はトルコ、小アジア方面に迄、氏が隈なく步いてゐる事で、又別の意味に於て、感心するのは、氏がよく獨逸を理解してゐる事である。話が少し横道に外れるが、一體に英國人は驚くべき程獨逸を解しない、之は僕が英國へ來て、意外に感じた一つであるが、割合にまだフランスは分つてゐる、然し獨逸に至つては殆ど分らない。獨逸にも缺點はある、然しあの國民の偉大は認めなければならないと思ふが、學者が又實に獨逸の學問を注意しない。僕の知る限りに於ては神學を研究する人丈はどういふものか、獨逸の學問に注意してゐる、伯林大學のハルナックとか死んだトレルチなどは誰でも知つてゐるし、其の文獻にも通じて居る。然し其の他の社會科學者に至つては、實に獨逸の文獻に通じない。名前は憚あつて此に出さないが、現代英國に於て若手の哲學者として

の花形であり兼て政治學や社會問題にも、興味を持つてゐる、さる人と會談した時に、僕が獨逸の文獻を問ふた時、氏の答へたものはエリオツクの國家學原論丈で、ジムメルの「社會學」は讀みたいと思ふがまだ讀んでゐないと云はれ、獨逸に於ける新カント派の運動に及んだとき、そんなものが獨逸にあるのかと云はれたのには、僕は尠からず面喰つた。自國の學問丈で一切を事足して往ける又往かうとしてゐることに、勿論偉い所はある。我々日本人の就て學ぶべき點だとは思ふが、外國に關係ある人が、外國の事情を解しないのは困るじやないか。僕の話はいつも脇道へ入るが、僕がブレールスフオルドに感心するのは、氏が獨逸語が得意で、獨逸を理解し、同情を持つてゐることである。曾て僕が獨逸最近に於ける、社會主義の名著を問ふた時、氏が直に答へたのはヒルフハヂングのフイナンツカピタルであつた。獨逸の事を知つてゐる人にとつて、ヒルフハヂングを云ふ事は決して難くはないが、英國の人の中で、フヒナンツカピタルを擧げ得る人は殆どあるまいと思ふから、僕は一寸驚いたのであつた。氏の國際事情に對する博識は、群を拔いてゐるので、氏のニユー、リーダーの文章は、外務省當局が非常な注意を拂ひ、氏の言論に喜憂を分つと云ふ事である。兎も角氏は現代英國が有する第一の新聞記者である。氏を有することは、マクドーナルドを有する事やクリツフオード、アレンを有することに劣らずに、勞働黨を重からしむるものである。

（十）

R君

かなり多く僕は語つた、此の外にトーマス、スマイリー、クラインス、ヘンダーソン等の人々に付て、語れば語るのであるが、正直に云へば僕は之等の人に大した興味を持たない。台閣に立つを辭して、最後まで勞働者出身の氣持を失ふまいとしたスマイリーを除いては、特に語るべきものを持たない。唯氣の毒なのは、クラインスで、勞働黨が反對黨と公認された時には、首領の選擧に氏とマクドーナルドとは僅か五六票の差しかなかつた。勞働組合の系統が氏を押し、I、L、P、その他の社會主義者團體がマクドーナルドを押して、危い所で後者が多數を占めたのであるが、人或は勞働黨の內紛を恐れるものがあつた。然しクラインスは逸早く、マクドーナルドを誠意を以て、援助すべきを宣明して、不安と疑惧とを一掃したのである。今日に於ては、クラインスとマクドーナルドとの間には、多大の距離が出來て、兩者を對等に並べるものはないが、あの當時に於て、這般の態度はクラインスに同情を集め、多くの人の尊敬

月刊雜誌 社會

『社會科學』の發行につき

『社會科學』研究問題は隨分我國で大波瀾を惹起したが、本社の茲に發刊せんと欲するものは、單にそんな意味からでなく、學問の獨立が、學徒としての生命であり、眞理の追求に社會的、政治的の何等の妥協がないものと信ずるが故に、本誌は敢然と立つたのです。しかし本誌は飽迄學究的に質實な進路に就きます。本誌は全國の選ばれたる學徒の手により新興精神科學の建設に從ひます。隨つて本誌は社會的に名だたる大家のみを集めて舊學問に絢爛の花を唉かせようとは思ひません。質實ではあるが、生氣勃々たる學徒の新學に對する

を博したのであつた。僕はいつもながら、かうした場合に於ける英人の公明な進退に感心すると共に、之を促し之を評價する輿論の道義的水準の高いことに敬服する。公共生活に於ける公人の進退の公明であることは、實に英國の特質で、我々の以て學ぶべきことが多い。扨以上の人々に付ては曾て、クリフォード・アレンが之にマクドーナルドを加へて皆を御茶にでも招んで、僕に紹介するからと云ふ事で、他日を期して別れたのであるが、まもなく勞働黨內閣が出來て、皆大臣になつて多忙を極めてゐるので、其の御茶の會は開くの暇なくして、僕は英國を去つて了つた。

之等の人を陣頭に押し立てゝ進む英國勞働黨は、いかにも巨人が歩む樣な確からしさを以て進んでゐる、其の一人一人を採つて學識を檢査すると、獨逸の社會黨に見る樣な學的巨作を爲し得る人は一人も居まい。然し尙彼等は皆一人一人が實によくデンケンし、眞劍に歩んでゐる。花々しい急激な踊動のないと共に、又急激な反動がない。英人特有に、ジワリ〳〵と巨人が歩む樣な徐々とした進みで、そして撓まず屈せず迫つて來るそうして此の一團の人々の進みと共に、一刻一刻に英國は大きな社會的變動をなしつゝあるのである。死んだダイシー教授は晩年書いた自傳的作物の中で、英國が過去百年の間に經過した社會的變革は歷史あつて以來、他に類例がない。而も又其の特長は一つの革命もなく戰爭もなかつたことに在ると、言つてゐるが、英國の動かぬやうで、絕えず動いてゐる變動は、實に盡きざる興味があるじやないか。

扨次回は話頭を轉じて別事を語らして呉れ給へ。

(二月十三日)

劃時代的『普選』の研究

普通選擧法要綱……坂千秋
貧困に因る缺格と勞働權……清瀨一郎
普通選擧法罰則解義……三宅正太郎
新衆議院議員選擧法條文……
フセン・フアンに一言……室伏高信
藥石の効なき普選……高畠素之
普選の價札……山川菊榮
兩院協議會に於ける普選審議……石井謹吾
帝國議會に於ける普選運動略史……林田雲梯
島田三郎と河野廣中……石川半山
普選とわが對策……松田源治
選擧費用の節約と陰謀政治の廢滅……安達謙藏
普通の後……岩崎勳
普選實施後既成政黨の政綱はどうなるか……關口泰
普選後の各政黨を豫測す……田川大吉郎
民衆が天下を取る方式……馬場恒吾
普選に映じた日本の政情……山川均

普通選擧法要綱

內務書記官　坂　千秋

我が國政界多年の懸案たりし選擧法改正の問題＝所謂普選問題＝も、幸にして本年の議會に於て、その解決を見るを得た。昨年十二月十八日樞密院に諮詢せられた政府の原案は、二箇月の永きに亙りて愼重審議せられ、その間屢々政府との間に應答折衝もあり。漸く本年二月二十日に至りて攝政宮御親臨の御前會議に於て、希望決議付を以て可決せられた。政府は直に翌二月二十一日、同案を衆議院に提出した。衆議院は即日本會議を開いて同案を上程したが、即日之を特別委員會の議に附し、特別委員會は政府の出席を求めて連日攻究すること一週間、多少の修正を加へて之を可決し、本會議も亦その修正を認めて、三月二日可決確定し、直に之を貴族院に廻付した。貴族院にかては同案を三月四日の本會議に上程したる後、四日間に互りて政府との間に總括的質問應答あり、次で特別委員會の議に附し、特別委員會は三月十日より二十四日に至る間、最も周密精細なる審議を遂げたが、不幸にして委員會は政府及衆議院と見るところを異にし、政府の原案及衆議院の修正案に對して、更に若干の點に於て修正を加へたのである。三月二十五日、特別委員會の修正案は貴族院の本會議に上程せられたが、討議二日に亙り遂に貴族院の大多數を以て委員會の修正案を可決し、即日衆議院に廻付した。衆議院は斷乎として即時に貴族院の修正を斥けたのである。かくして兩院の議合はず、直に兩院協議會の開催となつたのであるが、兩院は各々その意見を固執して相讓らず、一時は案の成立は殆んどその絶望を謳はれた程であつた。三月二十八日の夜更協議會の議將に決裂に垂んとして、辛ふじて兩者の間に妥協點を發見し、本案解決の曙光を見た。三月二十九日前夜成立せる兩院協議會の妥協案は、無事に兩院大多數の議決を經て、さしもに難產を極めた普通選擧法案も、幸に誕生を見るに至つたのである。この間、會期の延長せらるゝこと三回、實に空前の出來事であつた。かくて惡戰苦闘を極めて成立した普通選擧法案は、たしかに其の間に數箇所の手傷を負つた。人によつては、完全の形態を具せざる畸形兒であると、酷評するかも知れぬ。それも一理ある。而してそれは、批評する人の自由である。只畸形兒なるにせよ、ならざるにせよ、國民が多年渴望せる普通選擧の大法典が、さしたる不祥事の惹起せらるゝこともなく、平穩無事の裡に芽出度く解決せられ得たる一事に至りては、邦家の爲めに之を多大の幸福としなければならぬ。普通選擧の實施によつて、全國民參政の途は大に開け、君臣同治、共存共榮の實は

界る。この劃時代的大法典は、更めて樞密院の諮詢を經、不日公布の運びに至ることゝ信ぜられる。新選擧法はその內容に於て、現行法に比し改正追補せられた點が、頗る多い。又その形式上より云ふも、實に十三章百五十條より成る浩瀚なる法典であつて。多年多數の人々の心血によつて、成立したものである。筆者亦本法起案の席末に列した一人たるの故を以て、自ら揣らず敢て改造社の希望に應じ、極めて匆急の間にこの普通選擧法の梗概に關する未熟なる常識的平面解說を敢てする所以のものは、云ふ迄もなく國民的經典たるべき新選擧法の內容をして、成る可く速に多數國民に諒知せしめむとするの微意に外ならぬのである。匆忙の際頗る推敲を缺き、首尾精粗一ならず。粗漏杜撰の非難は、固よりそのところである。——一四、四、九——

第一　選擧權

一　納稅要件の撤廢　云ふ迄もなく選擧資格の要件中より、納稅要件を撤廢したことは今回の選擧法改正の最大眼目である。世間に所謂普通選擧の斷行と稱せらるゝもの、即ち之である。世間に於て新選擧法を唱して普通選擧法と謂ふは專らこの點に原由する。

抑普通選擧とは、如何なることの謂であるか。普通選擧なる文字を用ふる者は多い。しかしその所謂普通選擧なる文字は、必ずしも一定の明確なる語義を有するものでなくして、之を用ふる者によつて多くその意義を異にする。

法律の用語にあらざる普通選擧なる言辭を捉へて、その嚴密精確なる意義を探究穿鑿することは、この際に於て恐らくは無意味の業である。唯一般の用例を通じて、この文字によつて表はされた一箇の確定的意義は、「納稅要件の撤廢」と云ふことに畢竟歸着するのである。納稅要件の撤廢即ち普通選擧の斷行と解して、現在に於て大體大した間違ひはないと思ふ。而してこの意味に於て云ふならば、改正選擧法は完全に所謂普通選擧の目的を貫徹したものと云へるのである。現行法の規定（第八條第三號）によれば「選擧人名簿調製の期日迄引續き滿一年以上直接國稅三圓以上を納むる者」たることを以て、選擧權享有の絕對的要件と爲し、苟もこの要件を缺如するに於ては、何人と雖選擧に參與することを許されないのである。その直接國稅の種類としては、一、地租二、所得稅（所得稅法第三條第一項第二種の所得中無記名債券の所得に係はる所得稅を除く）三、營業稅四、賣藥營業稅五、鑛業稅六、砂鑛區稅が擧げられる（選擧法第百九條施行令第三十三條）或る程度の土地を有し、營業を爲し、鑛業に從事し其の他相當額の收入を確保せられたる有產階級の者でなければ、國家の公務に參與するの資格がなきものとせられ、土地なく、營業又は鑛業を營むの資力なく、一定額の所得稅を納むるに足るべき收入なき無產階級の者は、全く國家の政

治國外に放擲せられてゐる。或は恒産なき者は恒心なしと云ひ、或は衣食足りて禮節を知るを人倫の常徑なりと主張する。かくの如くにして産無く財無きプロレタリヤは、國政上一切の發言權を拒否せられてゐたのである。幸にしてこの謬想は敗れた。新選擧法（第五條第一項）は明白に「帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選擧權ヲ有ス」と規定して、無産階級に對する選擧權の徹底的解放を斷行したのである。富めるも貧しきも、政治上其處に何等の差別的待遇を認めず、苟も法定の年齢に達したる男子たる者に在りては、原則として總て平等の立場に於て國家の選擧に參與し、併立して國家の重きに任ずることが許されたのである。之れ正に我が國憲政の一大革新期である。萬機を公論に決するは憲法政治の要諦であつて、憲法政治は斯くの如き普通選擧の斷行によつて、その當然に進むべき進路を躍進し窮極の理想境に近づいて行くのである。

新選擧法が積極的に選擧資格の條件として要求するものは、單に帝國臣民たる男子たることゝ、及年齢二十五年に達したることの二事のみである。說明する迄もなく帝國臣民とは日本の國籍を有する自然人の義である。而してその國籍を取得した場合の原因如何を問はぬのである。從て一般の內地人以外に於ても、朝鮮人、台灣人等領土の併合、割讓によつて日本の國籍を取得したる者を包含し又歸化によつて日本人となりたる者をも總て含むと解すべきである。(但し歸化人は被選擧權に就きては、或る種の制限を受ける。國籍法第十六條第十七條)。女子參政權の問題は、言論界に於ても將又議會內に於ても、往々その熱心なる論議主張なきにあらざりしも、仍一般の空氣は之を以て時機尙早と認めてゐる樣である。歐米の諸國は、夙に男子の普通選擧問題を解決し、今や殆んど女子參政權の問題をも解決した。議ありて未だ實現せざるものは、佛、伊、瑞、白等の羅甸系統の諸國である。而して是等の諸國に於て、女子參政權が未だ實現を見るに至らざる所以は、その宗教上の原因が重きを爲すものと謂はれてゐるのである。選擧資格の年齢に付ては此の際之を二十年の程度に低下し、選擧年齢を民法上の成年と一律にしたいと云ふ、急進的な議論も亦屢々唱へられたのではあつたが、仍選擧人は相當思慮の圓熟せること必要なりとせられ、新選擧法亦現行法通りに、之を二十五年に据置いた。而して二十年以上の男子を採ると二十五年以上の男子を採るとでは、有權者の總數に於て約二百萬人餘の相異が出るのである。念の爲めに外國の立法例を參照すれば、その殆んど全部は選擧年齢と民法上の成年期とを一致せしめてゐる樣である。新選擧法が選擧資格の要件として規定せるものは、單にこの二者のみで、現

行法に於けるが如く住所の要件は之を必要とせぬ。「選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選擧區內ニ住所ヲ有スル者」たることは、現行法の選擧資格の一要件であるが、この要件を選擧資格中に存置する理由は、選擧人名簿調製の便宜の爲めと並にその精確を期することである。此の故に、この要件は之を選擧資格より削除して、直に選擧人名簿の登錄に關する要件とすること、換言すれば之を選擧權享有の要件とはせずして、選擧權行使の要件とする方が、寧ろその性質に適し妥當なるの感がある。新選擧法はこの趣意に遵ひ、選擧資格中より住所の要件を削り、新に「引續キ一年以上其ノ市町村內ニ住居ヲ有スル者」たることを以て、選擧人名簿の登錄要件として規定したのである（第十二條第一項、第三項、第四項）。所謂住所に關する要件を選擧資格の要件として存置するか、果又之を名簿登錄の要件として規定するかは、全く法文整理上の形式的相異に過ぎずして、實質的に何等格別の變更を生ずるものではない。蓋し、假令選擧權を享有する者であつても、選擧人名簿に登錄せられた場合でなければ、事實上投票することは許されないからである（第二十九條）。只現行法と改正法とを對比して、實質的にも亦變更を生した點を抽出すれば、六箇月の期間が一年に、選擧區の區域が市町村に、而して住所とありしが住居に改正せられた三點であるその住居とは、人の生活の本據たる有形的「すまゐ」を云ふのである。

かくの如く選擧資格の內容に大改正を加へた結果として、有權者の數は大なる增加を見た。現行法の規定によれば、全國の選擧有權者の數は三百三十四萬余人（大正一二、一〇、一現在）であつて、人口總數（五五、九六三、〇五三人大正九、一〇、一現在國勢調査の結果による）に對する百分比六%であるが、改正法の規定によれば、全國の選擧有權者の數は千四百十五萬余人（大正一三、一〇、一現在）となり、人口總數に對する百分比は二五%である。但し改正法の規定による選擧有權者の推定數は、第五條第一項の規定する「帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者」の總數であるから、この中より選擧人名簿に登錄せらるべき資格なき者（即チ同一市町村內ニ引續キ一年以上住居スルコトナキ二十五年以上ノ男子）を控除すれば、大凡百萬人近くの數を減じて千三百二十萬人見當となり、更に是れ等の有權者の中よりして、各種の欠格原因（後出）に該當する者の數を控除すれば、精確な數字は目下の處不明であるけれども、尙相當の數を減ずるに至るは、疑ないことである。從て事實上完全に選擧權を行使し得べき者の數は、上揭千四百十五萬余人よりも相當の程度に於て減少すべきことは疑な

いのであるが、之を現在の有權者數に比すれば、總數に於て約一千萬、增加步合に於て四倍近くの激增となるであらうと思ふ。正に之れ徹底的なる選擧權の大解放である。その主として從來の無權者たる無產階級に對して、解放せられるものなることは、勿論である。この選擧權の普及の割合は、之を現狀に比して是に目醒しい飛躍を遂げたものと云ふことは出來るけれども、之を外國の實例に較ぶれば未だ相當の距離がある樣である。獨逸の六〇%、英吉利の五〇%、米國の四二%は、男子のみならずして女子にも選擧權を附與せるとの結果であつて、直に女子參政權を認めざる我が國の狀態に比較するを適當ならずとするも、女子參政權なき佛蘭西の二七%、伊太利の三四%の如きは、矢張り我が國よりも高度の普及率を示してゐる。一躍して有權者の數一千萬人を增加すること、急激に過ぐるの改正なりとし、種々の名目の下に之に反對せむとする論者も少からずあつたのであるが、この程度の數の有權者の增加する事實は、必ずしも外國に於てその類例のないことでもないのである。

例へば或る程度の選擧權の擴張は、當今の時勢上假令避くべからざるの大勢なりとするも、直に無條件に納稅要件を撤廢することを非なりとし、之に或る種の制限を附加すべしと主張した說である。獨立の生計者に限るべしとする說、戶主に限るべしとする說は、之である。前者は、明瞭なる具體的形式を以て主張せられたのではないが、貴族院の一部分に於て政府案に對する修正意見として、最も有力に唱へられたるところであつて、後者は衆議院に於ては政友本黨により、院外に於ては所謂純正普選の團體によりて、旺に唱導せられたものである。獨立の生計者に限るの說によるときは、推定有權者（年齡二十五年以上の男子にして、獨立の生計を營む者）の數は大凡九百六十餘萬人（大正一二、一〇、一現在）となり、戶主たる者に限るの說によるときは、その戶主たる者の意義が稍明瞭を缺くのであるけれども、假し之を以て世帶主の意義なりと解すれば、推定有權者（年齡二十五年以上の男子にして世帶主たる者）の數は大凡九百四十餘萬人（大正一二、一〇、一現在）となり、假し之を以て民法上の戶主の意義なりと解すれば、推定有權者（年齡二十五年以上の男子にして民法上の戶主たる者）の數は大凡八百六十餘萬人（大正一二、一〇、一現在）となる。論者或は責任政治の理論を以て、或は我が國固有の家族制度の維持の必要を以て、その主張の思想的又は實質的背景と爲し、同時に三百三十餘萬人の有權者より一躍して一千四百餘萬人に增加するが如きは、急激の變化にして適當にあらず。その兩者の中間に於

て、八百萬乃至九百萬人台に止まる選擧權擴張の一階段を設くるは、過激の變化を緩和する最適當の處置であると、主張したのである。

二　欠格者　選擧欠格者とは、積極的に選擧法が要求する選擧資格の各要件を具備するにも拘らず、特に法律が定めたる、或る特定の事由に該當するが爲めに、消極的に選擧權を享有せしめられざるに至る者を謂ふ。而して法律が定めたるその特定の事由を、欠格原因又は除斥原因と云ふ。云ふまでもなく、選擧欠格者は柔に之を作るべきものでない。眞に止むを得ざる事由を存する場合に限り、必要缺くべからざる最小限度の範圍内に於て、特に存在を認容せらるべき性質のものである。若し然らずして、故なく欠格者の範圍を擴張するが如きことあらば、或は選擧權擴張の目的を沒却するに至るの虞がある。

甲　華族の戶主（第七條第一項）　華族の戶主に選擧權を與ふべきや否やは、最も議論を紛糾した一點である。この問題は、同時に政府より貴族院に提出せられた貴族院改革問題と絡んで、極めてデリケートな政治問題となり、再三變更せらるゝの運命に遭逢した。最初政府が衆議院に提出した原案は、現行法通り「華族ノ戶主ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス」と云ふにあつた。而して內務大臣の說明するところに依れば、この問題は選擧法中解決の極めて困難なるものゝ一であつて、之を與ふべしとする論にも相當の理由があり又之を與ふべからずとする論にも相當の理由がある樣に思ふ。故に政府は姑く現行法の規定の方針を踏襲し、之を與ふべからずとする原案を立てた次第であると、云ふのであつた。衆議院は、此の原案に强硬に反對し、特に各階級の代表機關たるべき衆議院の組織に於て、華族の戶主をして發言權を有せしめざるの理由毫末も存せずとし、遂に本項を削除して華族の戶主にも選擧權を與ふるに至つた。貴族院は之に反し、衆議院の修正を以て二院制度の根本を紊るものとし、却て政府原案に復活するの修正を爲した。最後に開かれた兩院協議會は、兩院相互の交讓妥協により極力成案の獲得に努めた結果として、この點は衆議院に於て貴族院の修正に讓步し、政府最初の原案通りに、華族の戶主に對しては選擧權を附與せざるものと決定せられた。

乙　現役の陸海軍軍人等（第七條第二項）「陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ」大體に於て、現行法第十二條第二項前段と同趣意である。是れ等現役の陸海軍軍

人等をして、選擧に參與することを許さないものと規定したのは、專ら軍紀軍律保持の必要からである。決して是れ等の者が選擧能力を有せずとするの精神ではない。從て新選擧法は現行法と異り、未入營又は歸休中の軍人に關しては、特にその選擧權を制限せざるものと定め、又兵籍に編入せられた學生生徒（陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒等）に關しても、特に勅令に指定する種類のもの（委託學生、生徒の類）に就ては、その選擧權を制限せざるものとしたのである。本項に於て特に兵籍に編入せられたる學生生徒を掲出したのは、一般の學生生徒に關する選擧權の制限が撤廢せられたからであつて、又新に志願に依り國民軍に編入せられた者を追加した理由は他の場合との均衡を考慮したに過ぎない。

丙　第六條列擧の者　一、禁治產者及準禁治產者。　禁治產者とは心神喪失の狀況に在る者、準禁治產者とは、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及浪費者であつて、それ〳〵禁治產又は準禁治產の裁判の宣告を受けた者の謂である。是れ等の精神能力に缺陷ある者を、選擧缺格者とする理由に關しては、全く現行法に同じ。二、破產者ニシテ復權ヲ得サル者。　現行法第十一條第二號「身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散者ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定、確定スルニ至ル迄ノ者」と、趣意に於て全く變るところはないが、破產法改正の結果（同法第三百八十六條參照）として、不用の文字を整理した迄のことである。陪審法（第十三條第一號）に、その先例がある。此の種の者を選擧缺格者と爲したるは、現行法に於けると同じく是れ等の者は債權債務の關係に於て、社會生活上信義の原則を充足すること能はざる者であるからである。三、貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者。　本號の缺格原因は、實に選擧法改正の最大難關であつた。本號の缺格者を如何に規定するかに就き、貴族院と衆議院とは頗る見る所を異にし、爲めに兩院協議會は殆んど訣裂を告げむとした。幸にして妥協成立し、本號の如き意味深長なる規定を生じたのである。元來本號に關する政府の原案は「貧困ノ爲公私ノ救恤ヲ受クル者」と云ふのであつて、それは單に「貧困の爲めに公私の社會的施設より救恤を受くる者」を缺格者とするの趣意であつた。衆議院は原案のまゝに可決したが、貴族院はこの規定の字義を不明瞭なりとし、且その趣意に於ても徹底を缺くの恨あるものとし、廣く「生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」と之を修正した。もし貴族院の修正の如くなれなば、本號の規定はその意義頗る廣濶となり、本號の缺格者中には罹災救助、軍事救護、廢兵院に於ける救

護、工場法又は鑛業法に基く扶助、民法上の扶養を受くる者等、一切を包含するに至るの虞がある。かくては獨立の生計を營まざる者を缺格者と爲すと、趣意に於て多く異らず。獨立の生計を營まざる者を以て缺格者と爲すと云ふことは、換言すれば獨立の生計を營む者たることを以て選擧資格の要件と爲すことゝである。故に政府及與黨三派は、之を以て普選法案の骨子に觸るゝ重大問題なりとし、頑强に貴族院の修正に反對した。結局「貧困に因り」の五字を本號の冒頭に冠せ、貧困の原因に出ずる場合にのみ本號の缺格者の範圍を限定することゝして、兩者の妥協は成立したのであるが、この第三號の文字の解釋に就きては、頗る疑義が殘つてゐる樣である。この缺格者の範圍を廣く解するときは、殆んど獨立の生計を營まざる者と云ふと選ぶ所なきに至り、逆にその範圍を廣く解するときは、頗る政府の原案に接近して來るのである、かくの如く解釋に多大の相違を生じ得べきことは簡單明瞭を尙ぶ缺格者に關する規定として、之を不適當の文字であると云はざるを得ぬ。一言文字の解釋として注意して置きたいことは、「貧困ニ依リ生活ノ爲」と云ふ最初の語は、前段の「公私ノ救助ヲ受ケ」にも後段の「又ハ扶助ヲ受クル者」にも双方にかゝるの趣意であることである。四、一定ノ住居ヲ有セサル者。　一定の住居即ち定まりたる自己の「すまゐ」を有せざるが如き者は、社會の正當なる組成分子と認め得ざるが故に、之を缺格者としたのである。本號の規定によつて選擧より排斥せらるゝ者は、乞食浮浪人の類である。五、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者。　此の如き反社會性著しき者は、之をして選擧に參與せしめないことが固より適當である。此の點全く現行法第十一條第三號と同じ。六、刑法第二編第一章第三章第九章第十六章乃至第二十一章第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス。七、六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者。　第六號及第七號の缺格者は、現行法第十一條第四號に「六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者」と規定せられたる欠格者を二種に區別し、等しく六年未滿の懲役の刑に處せられたる者に在りても、改正法第六號に列擧せる皇室罪、外患罪、放火罪、各種僞造罪、僞證罪、誣告罪、瀆職罪、竊盜强盜罪、詐欺恐喝罪、橫領罪、及贓物罪の

犯罪者の如き、特に罪質の悪しきものと認めらるゝ者に在つては、他の場合と異りて其の選擧權の欠格期間を殊更に伸長し、刑の執行を終り又は（執行猶豫期間の滿了、刑の執行免除又は恩赦に依り）執行を受くることなきに至る迄の期間のみならず、更にその後に於ても刑期の二倍に相當する期間（その期間五年より短きときは、之を五年とする）丈けは、尙選擧權を有せしめないことゝしたのである。

丁　選擧犯罪者（第百三十七條）「本章（第十二章罰則）ニ掲クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時效ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間」及「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間」は、選擧權を有しない。

この條文は可成り讀み難い規定であるが、要するに選擧犯罪に付處刑せられた者は、（イ）罰金刑なる場合に於ては裁判確定後五年間選擧權を有せず（ロ）禁錮以上の刑なる場合に於ては、原則として裁判確定後刑の執行中及その後五年間選擧權を有しないのであるが、只刑の時效に因りて刑の執行の免除を受けたとき及執行猶豫期間の滿了若くは恩赦に因つて刑の言渡しが效力を失つたときに限りては、裁判確定後刑の執行を受くることなきに至る迄の期間丈け、選擧權を有しない旨を規定してゐるのである。その大體の趣意は、現行法第百二條と全く同じいのであるが、特に新選擧法に於て改正せられたる一點は、選擧犯罪に伴ふ此の種の附加刑を、單に衆議院議員の選擧權（及被選擧權）のみに止めずして、府縣會、市會、町村會、水利組合會其の他選擧に付選擧法罰則の規定を準用する議會の議員の選擧權（及被選擧權）にも及ぼしたことゝ、又「情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ前項ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得」る途を拓いたことである。蓋し、制裁を嚴重にして選擧犯罪の發生を未然に防止せむとすると共に、裁判所をして事宜に適したる適當の判決を爲さしめむとする趣意である。

選擧缺格者に關し注意すべき一點は、從來存したる「官立公立私立學校ノ學生、生徒」に關する選擧權の制限（現行法第十二條第二項後段）が、新選擧法に於て全然撤廢せられ、假令學生生徒たる身分を有する者でも一切の選擧資格を具備するに於ては、完全なる選擧人としてその權利を行使し得ることゝなつたのである。但し「兵籍ニ編入セラレタル學生生徒」に關しては、その軍規軍律を維持するの立場よりして、原則としてその

選擧權を制限せらるゝものなることは、已に前述の如くである。（改正法第七條第二項後段）

第二　被　選　擧　權

一　被選擧權の內容　選擧權を擴張して、多數國民の意思を國政の上に參加せしむることは、同時に可及的寛大に被選資格を解放して、輿論衆望の歸するところを以て、直に議政壇上に出現せしめ得るの途を開く趣意を含むものである。この意味に於て、被選擧權の資格要件は努めて之を緩和し、その不必要なる制限を撤廢せられた。第一に問題とせられたのは、被選擧年齡を如何に定むるかの點であつた。現行法（第十條）は之を三十年に定めてゐるのであるが、之は以て不必要に高き不合理の制限なりとし、選擧年齡と同程度に之を二十五年迄低下すべしとの論は、最も有力に主張せられたのである。諸國の立法例に徵するも、選擧年齡と被選擧年齡とを一致せしめたる例少からず、又我が現行の貴族院令に於ては公侯伯子男爵議員は總て二十五年にして貴族院議員たることを得るものとせられ地方制度に在りても亦その被選擧年齡は總て二十五年である。獨り衆議院議員に限りてのみ、特に被選擧年齡を三十年に高むる理由は毫末もない、と云ふ見解である。しかしこの二十五年說は、遺憾乍ら、未だ兩院の大勢を支配するに至らず、被選擧人は極めて思慮の圓熟せることを必要なりとせられ、政府も亦從來の三十年說を固持して讓らず、却て同時に政府より提出したる貴族院令の改正案に於ては、公侯伯子男爵議員の年齡資格を三十年に引き上げた程である。結局改正法も亦現行法通りに「帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選擧權ヲ有ス」と云ふことに、落着いたのであつた（改正法第五條第二項）。過去十數回に亘る總選擧に於ける議員の平均年齡を見るに、第一回總選擧四十二年四月を最低とし、第十三回五十一年一月を最高とし、最近の二回（第十四回第十五回）に於ては五十年六月と四十九年十月である。

二　缺格者の解放　上述の如く根本的被選擧資格の內容に就ては、現行法に於けると大した相違はなかつたのであるが、現行法の規定する被選擧欠格者にして、新選擧法に於てその制限を解放又は緩和せられた者は鮮くない。（イ）學生生徒「官立公立私立學校ノ學生生徒」は、從來被選擧權を享有し得なかつた者であるが、新選擧法に於ては之に完全なる被選擧資格を認めたのである。全く學生生徒に關する選擧權の解放と、同一の理由に出づるものである。（ロ）神官僧侶等現行法の規定（第十三條第一項）が「神官神職僧侶其の他諸宗教師」を被選擧欠格者

とした理由は、是れ等の者をして專心その職務に當らしめむとしたことと、是等の者がその職務に隨伴する不當の勢威を利用して、選擧の公正を不當に害するに至るか如きこと無からしめむとせるに在る。新選擧法は、今日の時勢に於て神官僧侶等の被選擧權を制限するを不適當なりとし、その總てを解放することゝしたのである。從て全國数十萬の神官僧侶等は、今後は自由に選擧場裡に角逐することを得る。但し神官神職にして、官吏又は待遇官吏たるの身分を有するものは、改正法第十條の規定により、議員との兼職は當然禁止せられる。(ハ)小學校教員、小學校教員も亦、神官僧侶等に於けると略々同一の理由により、その被選擧權を制限せられてゐたが(現行法第十三條第一項)之亦今回その制限を解除せられた。但し公立小學校の教員にして、待遇官吏たるの身分を有する者は、改正法第十條の規定により、議員との兼職を禁止せられる。(ニ)請負者、現行法の規定(第十三條第二項第三項)は「政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選擧權ヲ有セス」とせられ、その「役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ」のである。請負者の被選擧權を制限する理由は、是れ等の者が政府に對する請負者たるの立場上、議員として自由公正なる意見を發表し得ざるの虞があり、且一面に於てはその議員たるの地位を利用して、不正の行爲を圖るに至るの危險を慮つたのであるが、會計法規等の整備せる今日は、この方面の懸念も比較的薄くなり、又假令此の如き禁止規定を存置するとするも、之を潜脱することは極めて容易な業であるので、本號規定の目的を達しない。故にこの制限を撤廢したのである。(ホ)選擧事務關係者「選擧事務ニ關係アル官吏吏員」が、その關係區域内(現行法によれば關係郡市内)に於て被選擧權を有せさることは、現行法と同趣意であるが、現行法の如く「其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者」に關する制限は撤廢せられ、是等の官吏吏員一度その職務を離るれば、直に被選擧權を享有し得るものとせられたのである。(現行法第八條改正法第十四條。)但し他の一面に於て、此の解放に伴ふ弊害の發生を防止するが爲めに、選擧事務に關係ある官吏吏員が、在職のまゝ關係區域内に於ける選擧運動を爲すことは、之を嚴禁したのである(第九十九條第二項。)

新選擧法に於ても尚依然として被選擧欠格者として規定せられた者には、甲華族の戸主(第七條第一項)乙現役の陸海軍軍人等(第七條第二項)、丙第六條列擧の者、丁選擧犯罪者(第百三十七條)があるが、之は選擧欠格者として說明したところ

と、全くその内容に於て同一である。故に、重復を避けて之を再説せぬ。仍此の外に、戊選擧事務に關係ある官吏吏員（前出）と、己宮内官、司法官、租税官吏、警察官吏等がある。この最後の各種の官吏に關する被選擧權の制限は、略々現行法第十五條の規定と同趣意であるが、新に殖民地の司法官（朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢事）並に陸海軍法務官を加へ、且本條列記の官吏が在職中の者に限るべき旨を明にしたものである。

三　議員との兼職禁止　新選擧法の規定に於て、衆議院議員との兼職を禁止せられたものは、政務官以外の官吏及待遇官吏並に道府縣會の議員である。是れ等の者は被選擧權を制限せらるゝのではないが、双方の職務を同時に兼行することは、許されないのである。從てもし是等の者が一方の在職のまゝで衆議院議員に當選したならば、その當選承諾の屆出（第七十三條第七十四條）以前に於て、孰れを選擇するやを決心し、若し議員たらむことを欲するならば、當選承諾の屆出以前に、一方を辭職するの手續を採らねばならぬ。もし然らずむば、その當選承諾の屆出は、法律の規定によりて當然無效となるのである。（イ）官吏及待遇官吏（第十條）現行法（第十六條）は「官吏ハ其ノ職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼スルコトヲ得」ることを、その原則としてゐるのであるが、改正法は全然之に反對した。即ち官吏又は待遇官吏と議員と相兼ぬることを認むるときは、各種の弊害を生ずるの虞ありとし、且政務官と事務官とを分別したる制度の根本精神に適合せざるものとし、政務官即ち一國務大臣二内閣書記官長三法制局長官四各省政務次官五各省參與官六內閣總理大臣秘書官七各省秘書官を除くの外、一般に官吏及待遇官吏は、在職中議員と相兼ぬることを得ざるものとした。政務官に限りて議員との兼職を認めたるは、その性質上止むを得ざる必要があるからである。（ロ）北海道會議員及府縣會議員（第十一條、府縣制第六條第十三項、北海道會法第七條第六項）「北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス」とせらるゝこと、全く現行法と同じ。改正法が特に北海道會議員を明文に表はしたるは、條文の文字整理の結果たるに過ぎぬ。果して道府縣會議員と衆議院議員との兼職を禁止するの必要ありや否や、又もしその必要ありとするならば、それとの均衡上大都市の市會議員と衆議院議員との兼職禁止の必要なきや等、相當理由ある質問があつたのであるが、姑く現行法通りに之を存置することゝなつた。

第三　選擧區

一　**中選擧區制の採用**　選擧區の構成は、實際の選擧に對しても密接の關係を有するものである。從て選擧區制を如何に考案するかは、選擧後改正に付、極めて重要の價値を持つものである。選擧區の構成如何によつては、政黨の黨勢の消長に對し、決定的效果を與へ得るものとさへ云はれる。現行法は大正八年の改正に成り、原則として小選擧區の主義を採り、全國を三七三の選擧區に分割し、就中市部選擧區九二、郡部選擧區二七七、島嶼選擧區四、又一人區二九三、二人區六九、三人區一一である。その議員の定數は四六四名である。改正後は徹底的に小選擧區制を廢止して、新に中選擧區の制を採用した。その中選擧區制とは、議員の定數三名乃至五名の選擧區制の謂である。

大凡選擧區制に關しては、從來大小選擧區制の別がある。小選擧區制とは、議員の定數一區一人の選擧區制の義、大選擧區制とは議員の定數一區二人以上の選擧區の義である。從て新選擧法の選擧區制も、謂はゞ一種の大選擧區制であつて、之を特に中選擧區制と云ふは當らぬかも知れぬ。しかし、世間普通に今回の選擧區制を評して中選擧區制と稱するのであるから姑くその名を借用して、之を中選擧區と呼稱して置きたい。元來大選擧區制とは、上述の如く一區二人以上の議員定數を有する選擧區制の謂であるが、我が國に於て通常大選擧區制と呼ばれるものは、明治三十三年の選擧法が規定した府縣の區域を以てする選擧區制の意である。大選擧區制即府縣選擧區制の前提の下に、大多數の府縣を數個の選擧區に分割した新選擧法の區制を以て、小選擧區と大選擧區との中間に位する所謂中選擧區と呼び爲たものであらう。何か故に、新選擧法はこの中選擧區制と云へる新案を出したのであるか。大小選擧區制の可否の論に就きては、從來殆んど論じ盡くされたところであつて、今更喋々するの必要を認めない。小選擧區制には、小選擧區に伴ふ利益と弊害とがあり、大選擧區制には大選擧區制に伴ふ利益と弊害とがある。一長一短利弊相表裏し、理論上のみより遽にその可否を斷定することは困難である。或る者は小選擧區制を可なりとし、或る者は大選擧區制を可なりとする。又或る者は大體に於て小選擧區制を可なりとするも、若し大選擧區制に比例代表法を併用するならば、その大選擧區制の方に贊成するとも謂ふ。我が國從來の沿革を見れば、當初（明治二十二年選擧法）小選擧區制にして中程（明治三十三年選擧法）大選擧區となり、近時（大正八年選擧法）更に小選擧區制に復歸したのである。而して過數十年の選擧の實績に鑑みて、來たその孰れにも

滿足するに至らない。諸國の立法例を參照すれば、英米に比例代表法を採用せず（英國の大學選擧區を除く）同時に古來の小選擧區制を捨てず、佛獨墺伊白瑞其の他大多數の大陸諸國は、大選擧區制を採用すると共に比例代表法を併用してゐる。政府は普通選擧の斷行と共に、選擧區制に對しても亦革新的變更を加ふるの必要ありと爲し、新に從來比類なき中選擧區制を採用したのである。この新奇なる中選擧區制の採用の趣意は、之に依りて大小選擧區制に纏綿する各種の弊害を除き且一面に於ては之に隨伴する多くの利益を收めむとした點にある。換言すれば、中選擧區制は選擧區域の擴大に伴ふ多くの利益を吸收し得ると共に、選擧區域の過小過大より生ずる各種の弊竇を免るゝことを得べしと云ふのである。中選擧區制採用の具體的理由としては、（イ）小選擧區制は、小數代表の機會に乏しく死票（議會に代表せられざる投票の義）の數を增加せしむること、（ロ）小選擧區制は、各選擧區に付當選點に多大の相異を生ぜしめ全國的に觀察して選擧の結果を不公平ならしむること、（ハ）小選擧區制は、選擧競爭を激甚ならしむること、（ニ）小選擧區制は、地方的利益の代表者を多く當選せしむる傾向あること（ホ）中選擧區制を採用すれば、大選擧區制に伴ふ補缺選擧の煩を減少し得ること（ヘ）中選擧區制は、大選擧區制に伴ふ同志打の弊を緩和すること、等が擧げられた。中選擧區制に反對する者は、之を以て大小選擧區制の弊害のみを免めた制度であるとして、極力非難するのである。理非孰れに在るかは、讀者の判斷に訴ふるの外はない。中選擧區制の標準を定むるに當り、各選擧區に於ける議員の定數を必ず三名乃至五名としたことは、格別深い根據のあるものではなく、唯この邊を以て相當の區域なりと認めたに過ぎない。而して絕對に二名又は六名以上の選擧區と云ふ例外を認めなかつたのは、專ら中選擧區制の主義を徹底せむが爲である。

各選擧區を分割するに當りては、先づ人口（大正九、一〇、一現在國勢調査の結果による。但し部隊艦船監獄內の人員を除く。）を標準として人口十二萬人に付議員一人（端數人口は四捨五入の法による）の割合を以て各道府縣に對して議員を配當し、各道府縣內に於て、更に同一の標準又は割合に依つて、郡市を單位として議員の定數三名乃至五名の選擧區を構成したのである。一縣の配當議員數五名以下なるときは、その縣を以て直に一選擧區とする。かくの如き縣は七縣（山梨、滋賀、福井、鳥取、奈良、宮崎、沖繩）である。この結果として全國に一一二の選擧區を生じ、就中三人區五三、四人區三八、五人區二一、又道府縣にして一區たるもの七、二區たるもの二二、

第二　選擧區

一　中選擧區制の採用　選擧區の構成は、實際の選擧に對しても密接の關係を有するものである。從て選擧區制を如何に考案するかは、選擧後改正に付、極めて重要の價値を持つものである。選擧區の構成如何によつては、政黨の黨勢の消長に對し、決定的效果を與へ得るものとさへ云はれる。現行法は大正八年の改正に成り、原則として小選擧區の主義を採り、全國を三七三の選擧區に分割し、就中市部選擧區九二、郡部選擧區二七七、島嶼選擧區四、又一人區二九三、二人區六九、三人區一一である。その議員の定數は四六四名である。改正後は徹底的に小選擧區制を廢止して、新に中選擧區の制を採用した。その中選擧區制とは、議員の定數三名乃至五名の選擧區制の謂である。

大凡選擧區制に關しては、從來大小選擧區制の別がある。小選擧區制とは、議員の定數一區一人の選擧區制の義、大選擧區制とは議員の定數一區二人以上の選擧區の義である。從て新選擧法の選擧區制も、謂はゞ一種の大選擧區制であつて、之を特に中選擧區制と云ふは當らぬかも知れぬ。しかし、世間普通に今回の選擧區制を評して中選擧區制と稱するのであるから姑くその名を借用して、之を中選擧區と呼稱して置きたい。元來大選擧區制とは、上述の如く一區二人以上の議員定數を有する選擧區制の謂であるが、我が國に於て通常大選擧區制と呼ばれるものは、明治三十三年の選擧法が規定した府縣の區域を以てする選擧區制の意である。大選擧區制卽府縣選擧區制の前提の下に、大多數の府縣を數個の選擧區に分割した新選擧法の區制を以て、小選擧區と大選擧區との中間に位する所謂中選擧區と呼び爲たものであらう。何か故に、新選擧法はこの中選擧區制と云へる新案を出したのであるか。大小選擧區制の可否の論に就きては、從來殆んど論じ盡くされたところであつて、今更喋々するの必要を認めない。小選擧區制には、小選擧區に伴ふ利益と弊害とがあり、大選擧區制には大選擧區制に伴ふ利益と弊害とがある。一長一短利弊相表裏し、理論上のみより遽にその可否を斷定することは困難である。或る者は小選擧區制を可なりとし、或る者は大選擧區制を可なりとする。又或る者は大體に於て小選擧區制を可なりとするも、若し大選擧區制に比例代表法を併用するならば、その大選擧區制の方に贊成するとも謂ふ。我が國從來の沿革を見れば、當初（明治二十二年選擧法）小選擧區制にして中程（明治三十三年選擧法）大選擧區となり、近時（大正八年選擧法）更に小選擧區制に復歸したのである。而して過數十年の選擧の實績に鑑みて、來たその執れにも

滿足するに至らない。諸國の立法例を參照すれば、英米に比例代表法を採用せず(英國の大學選擧區を除く)同時に古來の小選擧區制を捨てず、佛獨墺伊白瑞其の他大多數の大陸諸國は、大選擧區制を採用すると共に比例代表法を併用してゐる。政府は普通選擧の斷行と共に、選擧區制に對しても亦革新的變更を加ふるの必要ありと爲し、新に從來比類なき中選擧區制を採用したのである。この新奇なる中選擧區制の採用の趣意は、之に依りて大小選擧區制に纏綿する各種の弊害を除き且一面に於ては之に隨伴する多くの利益を收めむとした點にある。換言すれば、中選擧區制は選擧區域の擴大に伴ふ多くの利益を吸收し得ると共に、選擧區域の過小過大より生ずる各種の弊竇を免ることを得べしと云ふのである。中選擧區制採用の具體的理由としては、(イ)小選擧區制は、小數代表の機會に乏しく死票(議會に代表せられざる投票の義)の數を增加せしむること、(ロ)小選擧區制は、各選擧區に付當選額に多大の相異を生ぜしめ全國的に觀察して選擧の結果を不公平ならしむること、(ハ)小選擧區制は、選擧競爭を激甚ならしむること、(ニ)小選擧區制は、地方的利益の代表者を多く當選せしむる傾向あること(ホ)中選擧區制を採用すれば、大選擧區制に伴ふ補缺選擧の煩を減少し得ること(ヘ)中選擧區制は、大選擧區制に伴ふ同志打の弊を緩和すること、等が擧げられた。中選擧區制に反對する者は、之を以て大小選擧區制の弊害のみを蒐めた制度であるとして、極力非難するのである。理非孰れに在るかは、讀者の判斷に訴ふるの外はない。中選擧區制の標準を定むるに當り、各選擧區に於ける議員の定數を必ず三名乃至五名としたことは、格別深い根據のあるものではなく、唯この邊を以て相當の區域なりと認めたに過ぎない。而して絕對に二名又は六名以上の選擧區と云ふ例外を認めなかつたのは、專ら中選擧區制の主義を徹底せむが爲である。

各選擧區を分割するに當りては、先づ人口(大正九、一〇、一現在國勢調査の結果による。但し部隊艦船監獄内の人員を除く。)を標準として人口十二萬人に付議員一人(端數人口は四捨五入の法による)の割合を以て各道府縣に對して議員を配當し、各道府縣内に於て、更に同一の標準又は割合に依つて、郡市を單位として議員の定數三名乃至五名の選擧區を構成したのである。一縣の配當議員數五名以下なるときは、その縣を以て直に一選擧區とする。かくの如き縣は七縣(山梨、滋賀、福井、鳥取、奈良、宮崎、沖繩)である。この結果として全國に一一二の選擧區を生じ、就中三人區五三、四人區三八、五人區三一、又道府縣にして一區たるもの七、二區たるもの二一、

三區たるもの一一、四區たるもの三、五區たるもの三、六區たるもの一、七區たるもの一である。議員の總數は四六六名となり、現在に比して二名の增加である。道府縣に對する配當議員數の最大なるものは、東京府の三一名であつて、最小は鳥取縣の四名である。

二　獨立選擧區制の廢止　現行法は、市部及島嶼に付、獨立選擧區の制を認めてゐる。市部及島嶼の獨立選擧區制とは、市制施行地及交通不便の島嶼に關し、之を一般の地方と區別してそれ自體のみを以て獨立の選擧を構成せしむる制度を謂ふ。且獨立選擧區制には、單にその地域を一般の地方と區別して、獨立自存せしむると云ふ利益の外に、或る種の特權を伴つてゐるのである。即ち一般の地方の選擧區に關しては、恒に人口十三萬人に付議員一人の割合を以て議員を配當せらるゝに拘らず、市部の獨立選擧區に關しては、已に人口三萬人に達したる市には一人の議員が配當せられ、人口十三萬人を超過する市に限りて、一般の地方と同一標準を以て、議員を配當せらるゝものである。島嶼（對馬、佐渡、隱岐、大島）の獨立選擧區に對しても、亦、その人口の寡少なるに拘らず、恒に一人の議員が配當せられてゐる。從て一般選擧區と獨立選擧區との間に於ては、議員の配當上の甚だしき不公平が存在し、獨立選擧區は一般選擧區に比して遙に有利の地歩を占めてゐるのである。改正法は、この獨立選擧區制を否認した。市部及島嶼と一般地方との間に於て斯くの如き不均衡を存在せしむべき何等の理由なきものとし、且中選擧區制の主義を徹底せむが爲めに、市部に關しても島嶼に關しても、一切獨立選擧區の制度を廢止したのである。即ち全國一體一律に、人口十二萬人に付議員一人の割合とし、この標準を以て均等に新なる一二二の選擧區を分割した。市部の獨立選擧區制度が初めて認められたは、明治三十三年の選擧法改正に於て小選擧區制を廢して大選擧區制を採つた際であつて、その立法の理由は、專ら之に依つて商工業の代表者を議會に送らんとするに在つた。農業者の勢力强大にして、之に對して當時漸く勃興の機運に向はむとした商工業の利益を保護せむが爲め、此の特別なる選擧區制度を設けたることは、當時の事情上時宜の便法として、或は適當の措置であつたであらう。唯今日に於ては、最早やその必要はない。商工業の勢力は隆々として、農業者に壓倒せらるゝの虞もなく、且今日の如く社會經濟組織の有機的に複雜化せる時代に在りて、商工業の利益と農業の利益と截然之を分別せむとすることは、却つて適當を缺き、況んや商工業の利益は、必ずしも市制施行地のみに依りて代表せらるゝものとも解し難いのであるから、本來選擧區が各

種の地方的又は職業的利益を代表すべきものにあらざる本然の性質に還元せしめて、茲に獨立選擧區の制度を否認したのである。島嶼の獨立選擧區制を認めたる理由は、是れ等の島嶼が本土と懸絶し、交通不便にして特殊の事情の存したることに起因するのであるが、已に今日に於ては交通機關備はり人文發達し、多く一般の地方と異ることなき狀態となつたので、市部の獨立選擧區と同樣に、最早やその存在理由を失つたものとせられたのである。

三、比例代表法の採否　選擧區制の改正に伴ひ、當然に考慮せらるべきは比例代表法の問題である。今回の改正に於て、併せて比例代表法を採用すべきや否やに關しては、政府部内に於ても又議會内に於ても、相當に熱心に論議せられた問題であつた。しかし政府は、今回の改正に於ては普選の斷行を以て第一の急務なりとし、比例代表法の如き之を將來の問題に殘すも尚遲からずとし、且假令比例代表法を採用するとしても、何れの形式又は方法を選定すべきやに就ては、尚充分に考慮の餘地を存する旨を述べて、遂に實現の曙光だも見出し得なかつた。

第四　各種の選擧方法

各種の選擧方法に就き、改正ありし箇所なかりし點の全部に亘り、詳細にその説明を爲すことは、此の場合に於て到底不可能である。故に茲には各種の選擧方法中、特に重要の改正を加へられた部分と、新に追加せられた必要事項のみに關し、大略の説明を爲すに止めたいと思ふ。

一　選擧期間の短縮　選擧の期間に關して、現行法に別段の規定を存せず、僅に「總選擧ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ三十日前ニ之ヲ公布ス」（第二十八條）べき旨の規定と、補欠選擧に關し「地方長官ハ……前項ノ規定ニ依ル命令（内務大臣の發する補欠の命令）ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補欠選擧ヲ行ハシムヘシ云々」（第七十八條第二項）の規定があるのみである。惟ふに選擧期間の徒に永引くことは、百弊ありて一利ない。不必要に長期間に亘りて世間を騷擾せしめ、その間面白からざる事態の發生する機會を多くし、又選擧運動の費用は之が爲めに頗る高額に上るの弊がある。選擧競爭が結局資力の競爭となり、貧乏候補者は如何に人格識見に於て卓拔するも、到底金持候補者に一籌を輸するに至るは、選擧期間の徒に長きに渉ることも、その一原因である。

この弊を矯めんが爲めに、新選擧法は各種の選擧に就き、均しく選擧期間の短縮を行つた。甲、總選擧の場合（第十八條）總選擧の場合に就ても、更に二種の區別がある。（イ）通常の任

期終了の場合（同條第一項）この場合には、原則として「議員ノ任期終リタル日ノ翌日」總選擧を行ふのであるが、例外として「特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ」總選擧を行ふことが出來る。可及的議員に欠缺を生ぜしめない爲めに、任期終了の翌日に總選擧を行ふを本筋とするか、何等かの事由によりて翌日之を行ひ難き故障の存する場合を慮つて、五日間丈けの總選擧を延期し得べき猶豫期間を存したのである。（ロ）議會開會中及議會閉會の日より二十五日以内に議員の任期終る場合（同條第二項）議員は「議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス」（第七十八條但書）るのであるが、斯くの如き場合に於て議會閉會後直に、又は「議會閉會ノ日ヨリ二十五日以內ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テ」その任期終了後直に、本條第一項の原則に立ち戻つて「任期終リタル日ノ翌日」又は「任期終リタル日ヨリ五日以內ニ」總選擧を行ふものとすれば、現に在職中の議員は到底その間に立候補準備又は選擧運動を爲すの餘裕がない。故に此の如き例外の場合に於ては、特に在職中の議員の立候補又は選擧運動の便宜を慮つて「總選擧ハ議會閉會ノ日ヨリ二十六日以後三十日以內ニ之ヲ行フ」ものとした。（ハ）解散の場合（同條第三項）最も問題となるのは、解散の場合である。解散の場合に於て、どの程度の選擧期間を存置するを適當とするかは、その決定的標準を發見することは困難であるが、新選擧法は先づ三十日間を以て相當なる期間と認めた。三十日ならば長きに失するの怨もなく、又短に失して立候補又は選擧の準備期間に付、不足を感ずる程のこともあるまい。從て「總選擧ハ解散ノ日ヨリ三十日以內ニ之ヲ行フ」ものと規定した。（通じて選擧法に於て、「……ノ日ヨリ……」とあるときは、その日數の計算に於いては、初日は之を算入せず、「……ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算シ……」と解すべきものである。明に初日を算入して計算すべき場合に於ては、第七十八條の議員の任期の計算の場合の如く、「總選擧ノ期日ヨリ之ヲ起算ス」と明規してあるのである。誤解なきを要す。）以上（イ）（ロ）（ハ）何れの場合たるを問はず、總選擧の期日即何月何日に於て總選擧を行ふかは、豫め之を一般に知らしむる必要がある。殊に新選擧法は議員候補者屆出の制度（第六十七條）を認めてゐるのであるから、總選擧の期日の豫告は、缺くべからざる必要事項である。依て「總選擧ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス」の規定がある。斯くの如き、選擧期間を制限して、諸弊の發生を防止せむとする制度に關しては、英國に之と類似の立法例がある。乙、再選擧の場合（第七十五條第四項）再選擧の選擧期間に關しては、現行法は唯「地方長官ハ選擧ノ

期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ」（現行法第七十四條第一項）と云ふのみにして、他に別段の規定はない。改正法は再選擧の選擧期間を以て、二十日以內と規定した。即ち「第一項ノ選擧（再選擧）ノ期日ハ第九章ノ規定ニ依ル訴訟（選擧訴訟、當選訴訟、費用訴訟、補償訴訟）ノ出訴期間滿了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セサルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通知ヲ受ケタル日又ハ第百四十三條ノ規定ニ依ル通知（當選人選擧犯罪に因り處刑せられたるとき、又は選擧事務長或る種の選擧犯罪に因り處刑せられたるときの裁判所長の通知）ヲ受ケタル日ヨリ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス。」而して再選擧の期日は「地方長官之ヲ定メ少クトモ十四日前ニ之ヲ告示」する。（第七十五條第一項）而、補缺選擧の場合（第七十九條第五項第六項）補欠選擧の選擧期間に關しては、現行法にも「地方長官ハ……前項ノ規定ニ依ル命令（內務大臣の補欠命令）ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ補欠選擧ヲ行ハシムヘシ云々」（第七十八條第二項）の規定があるが、改正法亦全くこの主義を踏襲し、「地方長官ハ……第二項ノ規定ニ依ル通知（內務大臣の補欠の通知）ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ補欠選擧ヲ行ハシムヘシ」と規定し、且「補欠選擧ノ期日ハ地方長官少クトモ十四日前ニ之ヲ告示スヘシ」とした。

二　立會人の選任　投票立會人及開票立會人に關しては、從來郡市長又は地方長官に於てその適任者と認むる者を選任したのであるが（現行法第三十一條、第五十三條）、その選任に關しては屢々紛爭を醸し、或は選擧の公正を疑はしむるの論議を招いたことが、少からずあつた且一面に於て是れ等の立會人（改正法に於ては、開票立會人を含む）は、議員候補者と極めて密接の利害關係を有するものである。故に、斯の如き紛議の發生を豫防すると同時に、適當に各議員候補者の利益を主張せしめむが爲めに、新選擧法は原則として是れ等の立會人を各議員候補者より屆出でしむるものとした。唯屆出ありたる立會人の數が、三人に足らず又は三人を缺ぐに至りたるが如き例外の場合に限り、投票管理者、開票管理者又は選擧長に於て、不足の立會人を選任し得るものとした。（第二十四條、第四十七條、第六十一條）新選擧法の改正は、立會人の選任方法を變更したのみで、之が爲めに何等立會人の性質に影響を及ぼすものではない。

三　點字投票の有効　盲人の點字投票を有効と認むべきや否やは、從來の久しい問題であつた。智能才幹格別不足なるにあらす、只失明と云へる身體的不具の結果として、通常の文字を投票用紙に書するの能力を缺く爲めに、國家の重要なる公務を履

行するこど能はざる盲人は、洵に氣の毒なる事情の者と謂はなければならぬ。且一面に於て大審院は已にローマ字の投票すら之を有効と認めてゐるのであるから、改正法は規定を設けて明に點字投票を有効と認むることとした。點字の様式は、勅令を以て之を定むる（第二十八條）。改正法が點字投票を有効と認めたのは、その目的固より盲人の爲めに投票の便法を設けむとするに在る。しかしこの便法に依り得べき者を、必ず盲人に限ると決定したならば、更に所謂盲人なるものの意義又は範圍に關して、頗る疑義を生ずるに至るの虞がある。故に、改正法に、點字投票を必ずしも盲人のみに限るものとはして居らない。盲人にして年齢二十五年以上の男子の數は、大凡三萬人である。

四　不在投票　不在者、即ち選擧の當日投票區内に在らざる爲め投票を爲し能はざる選擧人の投票に關し、何等かの便法を設くべしとは、永く唱導せられた所である。殊にこの問題は、業務上不在を常況とする船員たる選擧人の投票方法に關して、殊に力説せられ來つた歴史を有する。改正法は、この點にも一生面を開いた。「選擧人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選擧ノ當日自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル者」の投票に關しては、勅令を以て特別の規定を設くることを得るものとした。所謂不在投票の便法に依り得べき選擧人の範圍及不在投票の方法を如何に考案するかは、全く勅令の規定するところに委任せられてゐる。而して政府が未定稿として兩院に配付した勅令案要綱に依れば、不在投票を爲し得べき者の範圍を「船員法ノ適用ヲ受クル船員タル選擧人ニシテ選擧ノ當日海上勤務ニ服スル者」に限定し、不在投票の方法は一定の手續を履める郵便投票としてある。現行法の選擧人たる船員の數は、大凡三千六七百名であつて、その投票成績を見るに、棄權率大正九年總選擧に於て五四％、大正十三年總選擧に於て五七％であつた。之を一般選擧人の棄權率が、大正九年總選擧に於て一三％、大正十三年總選擧に於て九％に比すれば、その大なることは言を俟たぬ。

五　開票區制度　改正法は、投票區と選擧區との中間に、開票區なる制度を設けた。（第三條及第五章）之は、曾て大選擧區制時代に於て存在したる舊制に、復活したのである。開票區を設けた趣意は、普通選擧を斷行した結果として選擧人の數は一躍して四倍に増加し、且小選擧區制を廢止して中選擧區制を採用した結果、選擧區の區域は從來に比し可成りに擴張したのであるから、改正法による一選擧區内の有權者の總投票を、一箇所の選擧會場に集めて開票することは、到底不可能となつたから

である。如何に開票時間が遲延しても、如何に選擧の結果の確定が遲延しても、一切之を無視して差支ないと云ふのならば、一選擧區内の總投票を、一箇所に蒐めて點檢することも、強ちに不可能事とは云へないけれども斯くの如きことはその間に於て種々なる弊害を誘發するの危險があり、又選擧の結果が一刻も早く確定することは、選擧の執行上、最も望ましいことに屬するのであるから、此の趣意を以て、改正法は開票區制度を新設したのである。之を事實上の數字に就て說明すれば、從來の選擧の經驗に於て、平均して百票の開票に約六分を要する。換言すれば、千票の開票に一時間を要するのである。改正法に於ける有權者最多數の選擧區は東京府第六區であつて、見込有權者數二二二、三四一人、その總投票の開票には、上述の計算によつて二二二時間即ち晝夜兼行九日余を要する。又一選擧區平均の有權者數は、一一〇、〇七九人であつて、この開票時間は一一〇時間即ち晝夜兼行四日半に亘る。この數字は端的に開票區制度設置の必要を、最も有辯に物語つてゐる。開票區制度を設けた他の一の理由は、投票所と選擧會場と相當遠隔の地に存在するとゝなるので、長途の投票函運搬の不便と危險とを慮つた點である。原則として「開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル」のであるが「地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ郡市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設クルコトヲ得。」特別の事情とは、一郡市内の選擧人の數多數にして、開票事務の執行に困難を來すが如き場合を云ふのである。例へば神戸市の如きは、市内の見込有權者數一六〇、九四四人に達し、上述の計算により開票時間一六〇時間、晝夜兼行大凡七日を要するものである。是れ等はどうしても之を數開票區に分割して、開票事務の敏活を期せねばならぬ。開票事務を擔任すべき開票管理者は、原則として、郡市長である。各開票區に於て投票を點檢する場合には、現行法の如く郡市毎に各投票所の投票を混同して開票するのでなくして、投票區各別に投票函を開いて、その投票を點檢するのである。（第四十九條第二項）斯くの如く各投票區毎に投票の點檢を爲すことは、選擧の一部無效の範圍を縮少せしめ且選擧事務に關係ある官吏吏員の被選擧權の制限の區域を縮少せしむるの利益がある。反對者は之を以て秘密投票の主義を破壞するに至るの虞があると非難するのであるが、改正法の如く有權者の數が增加するときには、此の非難は比較的根據が薄弱になるかと思ふ。

六　議員候補者の屆出　議員候補者の屆出制度を制定したこと亦、新選擧法の新機軸の一である。議員候補者又は議員候補者名簿の屆出を爲すことは、比例代表法の行はるゝ諸國に於て

は、普通に行はるゝところの選擧の手續であるが、比例代表法を採用せずして議員候補者の届出のみを規定した此の制度は、英米のノミネーション制度に類似して、多少趣を異にするものである。現行法には、議員候補者に關する何等の規定もない。何人が何時議員候補者になることも、全くその人の自由勝手である。改正法は、新に議員候補者に關する規定を設けた。（第六十七條第六十八條）その規定する一定の手續を履行した者でなければ、之を法律上有効なる議員候補者とは認めない。法律上有効なる議員候補者と認められない者、即ち法定の手續を履行せざる所謂事實上の議員候補者に對して爲されたる投票は、總て選擧法上無效の投票とせらるゝのである。（第五十二條第一項第二號）從て選擧法の認むる形式的議員候補者たる者以外の者は、絕對に有効投票の最多數を得て當選人となることが出來ない。而して選擧法上有効なる議員候補者たる資格を獲得するには、大凡三の場合がある。甲、自ら届出を爲す場合（第六十七條第一項）「議員候補者タラムトスル者ハ選擧ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選擧ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選擧長ニ届出ツヘシ。」何人も自らこの届出を爲すによりて、法律上有効なる議員候補者たるの資格を獲得するのである。この届出には後述するが如く、同時に二千圓又は同額の國債證書を供託することを要するのであるが、その他特別に面倒な手續を要しない。選擧の期日の公布とは、總選擧の場合に付て謂ひ、選擧の期日の告示とは、再選擧又は補缺選擧の場合に付て云ふ。その何れの場合たるとを問はず、選擧の期日の公布又は告示ありたる日より、選擧の期日の七日前迄（選擧の期日と中間六日を距てたる日の終り迄）の間に、その届出をすればよい。此の届出期間を經過したときは、丙に於て述ぶるところの特別の場合の外は、絕對に届出を爲すことを許されない。故に議員候補者たらむとする者は、この期間の計算等を誤らぬ樣に注意しなければならぬ。乙、他人を推薦して届出る場合（第六十七條第二項）自ら届出を爲すことは之を屑しとせざるも、人格識見高邁卓拔にして、眞に議員たるに適當なる者あるときは、他人より之を推薦して議員候補者と爲すことが出來る。且此の場合に於ては、その被推薦者の承諾をも必要としない。只この推薦の届出を爲す者は其の選擧區に於ける「選擧人名簿ニ記載セラレタル者」たることを要するが、單に一人のみにて推薦すると數人連署して推薦するとは、全く推薦する者の自由である。推薦届出の期間及推薦届出と同時に二千圓若は同額の國債證書を供託することを要することに關しては、甲に於て述べた自ら届出を爲す場合と全く同一である。丙、通常の届出期間經過後に於て、例外と

して議員候補者の届出及推薦届出を爲すことの許される場合（第六十七條第三項）議員候補者の届出及推薦届出は、「選擧ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選擧ノ期日前七日迄ニ」之を爲すことを要すること前述の如くであるが、特にその「期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ」は、尚「選擧ノ期日ノ前日迄」甲乙に述べたると同一の形式に依り、議員候補者の届出又は推薦届出を爲すことが出來る。以上甲乙丙三箇の場合に就て述べたる何れに依るに拘らず、已に或る手續を踐んで議員候補者たるの資格を獲得した者に關しては、重ねて議員候補者の届出又は推薦届出を爲すことを得ない。蓋し、斯の如きことは畢竟無意味のことであるからである。又既に議員候補者たる資格を獲得した者は、「選擧長ニ届出ヲ爲スニ非ザレバ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス」（第六十七條第四項）としたるは、議員候補者辭退の事實を明確にする必要あるによる。議員候補者の届出又は推薦届出に際しては、之を受理する選擧長に於て、議員候補者の被選擧權の有無を審査する必要はない。形式上その届出又は推薦届出が正當なるものであれば、選擧長に於てその内容迄に立ち入つて、實質的審査を爲すの權限はないのである。

上述した甲乙丙の何れの場合に於ても、「議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス」（第六十八條第一項）而してこの供託物は（イ）「議員候補者ノ得票數其ノ選擧區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキ」（議員の定數四人の選擧區に於て、有效投票の總數十萬票とすれば、十萬票を四で割つたものゝ十分の一、即ち二千五百票以下の得票なりしとき）及（ロ）「議員候補者となりたる後「被選擧權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ」」を除くの外「議員候補者選擧ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ」は、政府に歸屬するものとせられ、之を本人に還付しない。その他の場合に於ては、選擧の完了次第に此の供託物は總て本人に還付するのである。（第六十八條第二項第三項）この供託を爲すことは、議員候補者の届出又は推薦届出の要件であつて、假しこの要件を缺くに於ては、議員候補者の届出及推薦届出は全くその效力を生じない。斯くの如き供託を爲すことを以て、議員候補者の届出又は推薦届出の要件と爲したことは、專ら立候補の制限をして愼重ならしめむとするの趣意に外ならぬ。供託金制度は、

英國に之と類似の立法例を存するのであるが（英國は一五〇磅）尚諸國の立法例に於ては（英國亦然り）立候補の届出に一定數の選舉人の同意を要件としたものが少くない。要するに、供託金付議員候補者の届出制度を認めた趣意は、近時に於ける選舉界の流弊に鑑み、立候補の手續をして最も愼重眞摯ならしめ、泡沫候補者投機候補者の簇出を防止せむとするつもりである。

七　無競爭當選　議員候補者の届出の制度を設けた結果として、無競爭當選の制度が認められた。無競爭當選（アンコンテスチッド、エレクシヨン）の制度は、或は無投票選舉と云ふが適當かも知れぬが、要するに投票（ボート）の手續を履まないで、當選人を定むる便宜の方法である。或る選舉區に於て届出ありたる議員候補者の數が、選舉すべき議員の數に超えない場合に於ては、その議員候補者は投票の結果當選人となることは、極めて稀有なる例外の場合の外、必定のことである。從てかくの如き場合に於て、尚投票の手續を履行すると云ふことは、餘りに理論に偏した不必要事である。故にこの不必要なる投票の手續を省略して、成る可く選舉の執行をして簡略容易ならしめ、又、選舉人に對しても無用の煩勞をかけまいとするのが、所謂無競爭當選の制度である。（第七十一條「届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超エサルトキハ其ノ選舉區ニ於テハ投票ヲ行ハス」此の場合には「選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以內ニ選舉會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選人ト定ム」るのであるが、その「議員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定ス」る。この投票を行はずして當選人を定むる制度は、憲法第三十五條の規定する「公選」の意義に反するものではないか、と云ふ意味の疑問も出たのであるが、憲法は「選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル云々」と規定して必ずしも投票と云はず、その趣意は廣く輿望を負ふ者をして議員たらしむる點に存すと解すべきであるとして、この憲法違反の論は止んだのである。

八　次點者の補充　現行法は、極めて局限せられたる場合にのみ、次點者補充の制度を認むるに過ぎないのであるが（第十七條第四項第七十八條第二項）、改正法は次點者補充の場合を之よりも稍擴張した。（イ）當選人又は議員が、當選承諾の届出を爲さざる以前又は當選承諾届出の期限の經過前に於て、闕くるに至りたる場合に於ては、恒に法定數以上の得票ある次點者を以て補充し（第六十九條第四項、第五項前段第七十九條第三項前段）、（ロ）當選人又は議員が、當選承諾届出の期限の經過後に於て欠くるに至りたる場合に於ては、同點者にして抽籤又は年齡の順位により當選人となり得ざりし者のあるときに限り、

その者を以て補充することゝした（第六十九條第五項後段第七十九條第三項後段）。次點者補充の便法の適用の範圍を擴張した趣意は、成る可く選擧の煩を省きたいと云ふに在る。

九　再選擧及補欠選擧の制限　現行法に於ては、苟も再選擧又は補欠選擧を行ふべき事由を發生すれば、恒に選擧を執行すべきものとせられてあるのであるが、改正法は此の原則に多少の修正を加へ、或る場合に於ては假令事由を發生するも、再選擧又は補欠選擧を行はざるものとした。（イ）再選擧又は補欠選擧を行ふべき事由が、議員の任期終る前六月以内に生じたるときは、再選擧又は補欠選擧は之を行はない。（第七十四條第四項第七十九條第七項）蓋し、斯くの如き任期終了の眼前に推し迫つた期間に至つて、再選擧又は補欠選擧を行ふも、その効果が極めて少ないからである。（ロ）補欠選擧に關しては、一選擧區に於て一人の議員の欠員を生じたのみでは、之を行はない。（第七十九條第一項第五項）即ち「議員ニ欠員ヲ生スルモ其ノ欠員ノ數同一選擧區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補欠選擧ハ之ヲ行ハス」「其ノ欠員ノ數同一選擧區ニ於テ二人ニ達スルヲ待チ」補欠選擧を行ふのである。補欠選擧に關しこの制限を設けたのは、代議制度の運用を害しない程度に於て、成る可く選擧の煩を避けむとしたものである。

以上の外法定當選者の算定方法（第六十九條第一項但書）、當選人たるべき者の失格（第六十九條第六項）、當選人の失格（第七十條）、當選人に關する告示（第七十二條）、補欠選擧の手續（第七十九條第二項）等に關して、改正せられたる點もあるけれども、その説明は割愛する。

第五　訴訟

一　訴訟の一審制　現行法は、選擧訴訟に關して又當選訴訟に關しても、控訴院を第一審とし大審院を第二審とする二審制である。第一次に控訴院に出訴し、控訴院の判決に不服ある者は、大審院に上告する。通常の民事訴訟が三審制なるに拘らず、等しく民事訴訟の性質を有する選擧に關する訴訟に限りて特に之を二審制と爲したる理由は、選擧の結果をして成る可く速に確定せしめむとするに在る。一度選擧界に於て當選人と決定せられ、當選を承諾して議員となりたる後は、假令その者に關して選擧訴訟又は當選訴訟が提起せられ、その審議續行中の場合に在りても、議員は訴訟の裁判により「其ノ資格ナキコトヲ證明セラルヽニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス」とせらるゝのであるから（議院法第八十條）場合により訴訟の審理が遲延して、判決が未だに下されないときには、

來無資格者たるべき議員にして、長年月の間議院に列席を許め、議事及表決に參與するに至るの不合理が生ずることがある。故に選擧に關する訴訟の確定は、早きが上にも早きを望むの必要があるのである。この理由により、選擧に關する訴訟に就ては現在の二審制を改めて一審制とし、之を大審院の管轄に屬せしめることとした。選擧訴訟、當選訴訟及新に認められたる選擧費用超過の訴訟、選擧事務長の選擧犯罪に因る連座訴訟等、總て第一審にして終審として、之を大審院に出訴すべきものとせられたのである。(第八十一條、第八十三條、第八十四條)この一審制採用の主義は、曾て法制審議會に於ても議決せられた點であるが、大審院の一審制は、訴訟の審理をして周密ならしめず、又全國の訴訟が一時に大審院に輻輳する結果として、却つて訴訟の審理を遲延せしむる虞はないか、と云ふ反對があつた。又選擧に關する訴訟は裁判所に繋屬せしめず、貴族院の先例に倣つて(貴族院令第九條)衆議院をして之を判決せしめたらば如何、と云ふ意見も出たが實現せず。

二　費用訴訟、連座訴訟　選擧訴訟(第八十一條)及當選訴訟(第八十三條)に就きては、原告被告たる者及出訴期間の起算點等に關し、些少の改正が行はれたのみで、その内容に於て從來と大した相違はない。訴訟に關し特に注意すべき點は、改正法に於て費用訴訟及連座訴訟と云ふ二種の新なる訴訟が認められたことである。(イ)費用訴訟(第八十四條第一項)とは、選擧運動の費用が法定額を超過した爲めに、後で説明するところの第百十條の規定に依り、當該議員候補者の當選が無効とせらるゝ場合に於て、その無效の事實の確認を求むるが爲めに、提起することを認められた訴訟である。第百十條は當選人の費用超過の場合には、その當選を無效とする。且それには、一定の免責要件がある。故に果して費用が超過したりや否や、又は免責要件に該當すべき事實が存在するや否や、之等は裁判所の判決を以て之を確定せしむることが最も適當の方法であるが故に、「第百十條ノ規定ニ依リ當選ヲ無效ナリト認ムル選擧人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項ノ告示(當選人の氏名告示)ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得」るものと規定した。(ロ)連座訴訟(第八十四條第二項)とは、後に述ぶる所謂連座規定たる第百三十六條の規定に依り、選擧事務長が罰則第百十二條又は第百十三條の犯罪(廣義の投票買收に關する諸犯罪)を爲したる爲め處刑せられ、その結果として當該選擧事務長を使用した當選人の當選が無效とせらるゝ場合に於て、その無效の事實の確認を求むるが爲めに、提起することを認められた訴訟である。第百三十六條の規定は、選

擧事務長がその種の選擧犯罪で處刑せられた場合には、當選人の當選を無效とするのであるが、此の場合にも亦、一定の免責要件がある。從て、その免責要件に該當する事實の存在するや否やは、裁判所の判決を以て之を決定するの必要があるから、新に連座訴訟の規定として「第百三十六條ノ規定ニ依リ選擧事務長カ第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ當選ヲ無效ナリト認ムル選擧人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ其裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得」と定めた。

第六　選擧運動

選擧運動及次に述ぶる選擧運動の費用に關しては、現行法に於ては何等の規定もない。改正法は從來に於ける選擧の實績に鑑みて、選擧運動及選擧運動の費用に關して嚴格なる制限規定を設くるの必要を感じ、新に第十章選擧運動第十一章選擧運動の費用の規定を設けた。多く英國の立法例を參酌したのである。

一　**選擧事務長選擧委員、選擧事務員**　大凡選擧運動員を以て選擧事務長、選擧委員及選擧事務員と爲し、選擧事務長は選擧運動の中心機關として一切の選擧運動事務の元締となり、選擧委員選擧事務員は選擧事務長の補助機關となつて、各種の選擧運動事務を擔任する。之が改正法に於ける選擧運動員に關する大體の骨子である。「選擧事務長ニ非サレハ選擧事務所ヲ設置シ又ハ選擧委員又ハ選擧事務員ヲ選任スルコトヲ得ス」（第八十九條第一項）。「立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除クノ外選擧運動ノ費用ハ選擧事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス但シ議員候補者選擧委員又ハ選擧事務員ハ文書ニ依ル承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ妨ケス」（第百一條第一項）。その他、改正法が選擧運動に關し規定した選擧事務長の職務は頗る多い。一切の選擧運動は必ず選擧事務長の手を通じて行はれ、假令議員候補者自身と雖、苟も選擧運動に關しては選擧事務長を通ずるにあらざれば（議員候補者が自ら選擧事務長と爲りたる場合は格別なれども）、何事をも爲すことが出來ない。新選擧法の選擧運動及選擧運動費用に關する規定は、總て選擧事務長を中心として規定せられてゐる。選擧運動の中心人物たる選擧事務長は、議員候補者が之を選任するが原則であるが、場合によりては「議員候補者自ラ選擧事務長ト爲リ又ハ推薦屆出者（推薦屆出者數人アルトキハ其ノ代表者）議員候補者ノ承諾ヲ得テ選擧事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選擧事務長ト爲ルコトヲ妨ケス」且「議員候補者ノ承諾ヲ得スシテ其ノ推薦ノ屆出ヲ爲シタル者ハ前項但

書ノ（議員候補者の）承諾ヲ得ルコトヲ要セス」（第八十八條第一項第二項）選擧事務長の補助機關たる選擧委員又は選擧事務員の選任は、選擧事務長がある。（第八十九條第一項）選擧事務長、選擧委員又は選擧事務員の選任その他異動は、之を警察官署に屆出づることを要する。（第八十八條第五項乃至第七項、第八十九條第四項）選擧委員と選擧事務員とは、職務上格別の區別はなく、孰れの者が如何なる選擧運動事務を擔任するも、全く自由である。只選擧委員たる者は、選擧運動を爲すに付實費の辨償を受くることを得るに止まる（第九十七條第一項）に反して、選擧事務員たる者は實費の辨償の外に、別に報酬をも受くることが出來るのである。（第九十七條第二項）「選擧委員及選擧事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス」（第九十三條第一項）とせられ、通じて必ず五十人以内たるべきことと云ふ人數の制限は存するのであるが、就中幾人を以て選擧委員とし、幾人を以て選擧事務員とするかは、全く各選擧事務長の任意であつて、場合によつては五十人の全部を以て選擧委員又は選擧事務員のみを選任することも出來るのである。一部の再選擧又は再投票の場合には、地方長官（東京府に在りては警視總監）に於てこの人數の最高限を決める。（第九十三條第二項）「選擧權ヲ有セサル者ハ選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ト爲ルコトヲ得ス。」（第九十九條第一項）選擧事務長、選擧委員又は選擧事務員が選擧權を有せざる者なるとき、又は選擧委員若は選擧事務員が定數を超過して選任せられたとき等には、地方長官（東京府に在りては警視總監）に於てその解任を命ずることが出來るものとせられる（第九十四條第一項第三項）

二　選擧事務所、休憩所　選擧事務所即ち選擧運動の事務を行ふ場所は、選擧事務長に非ざれば之を設置することを得ず（第八十九條第一項）、且「選擧事務所ハ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス。」（第九十條第一項）一部の再選擧又は再投票の場合には、地方長官（東京府に在りては警視總監）に於て選擧事務所の數の最高限を決める。（第九十條第二項第三項）もし選擧事務長に非ざる者が選擧事務所を設置し、又は選擧事務長が定數を超えて選擧事務所を設置したときには、地方長官（東京府に在りては警視總監）に於てその閉鎖を命ずることが出來る。（第九十二條第二項）「選擧事務所ハ選擧ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス。」（第九十一條）選擧の當日投票所附近に選擧事務所を設けて、投票に來る有權者に列立叩頭するが如きは、選擧運動の嫌の甚たるものである。又「休憩所其ノ他之ニ類似スル設備

ハ選擧運動ノ爲之ヲ設クルコトヲ得ス」としたのは、選擧事務所の數を制限する趣意を徹底し、苟も休憩所等の名義を用ひて、この制限規定を潜脱するの虞なからしめむが爲めである。

三　戸別訪問の禁止　戸別訪問の流行は、選擧運動の弊害の最大なるものとせらる。多數相集ひて軒別歴訪し、叩頭百拜して投票の他人に赴かずその自己に來らむことを哀願することは、人情の機微に來するものとして頗る有効の運動方法なりとせられ近時競ひて之を爲すの風があるが、その隱約の間に釀成せらるゝ弊竇に關しては、識者の間に夙に定論があるのである。故に新選擧法は斷然之を禁止し「何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス」と規定した。(第九十八條第一項)戸別訪問の意義に關しては、法に何等の說明的規定なく、專ら社會觀念の解釋するところに委せてある。戸別訪問とは解し得ないけれども事實上之と類似するところの選擧運動即ち「前項ノ(投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ)目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選擧人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選擧運動ヲ爲スコト」は、併せて之を禁止せられて居る(第九十八條第二項)蓋し、連續して個人に面接し又は電話を用ひて選擧運動を爲すが如き行爲を放任するときは、戸別訪問嚴禁の趣意が破壞せらるゝからである。

四　第三者の選擧運動の禁止　第三者即ち直接の選擧運動の關係者に非ざる者が、勝手に、或る議員候補者の爲めに選擧運動をすることは、演說又は推薦狀に依る選擧運動の外は、一切之を禁止せらるゝのである。議員候補者と意思を通じて爲す場合たると、將た又全く之と無關係に自己のみ獨立して爲す場合たるとを、區別しない。演說又は推薦狀による場合の外、一切の第三者の選擧運動を禁止する。「議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サレハ選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル選擧運動ハ此ノ限ニ在ラス。」(第九十六條)又「議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サル者ハ選擧運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ得ス但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル選擧運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス。」(第百一條第二項)但し、第三者が演說又は推薦狀による選擧運動を爲す場合には、その選擧運動に要する實費の辨償を受くることは出來る。(第九十七條第一項)演說又は推薦狀による選擧運動に限りて自由に第三者に於て之を爲すことを容認したる立法の趣意は、新選擧法實施後に於ける選擧運動は、努めて言論文章に依らしめむとする精神である。

五　文書圖畫の制限　「內務大臣ハ選擧運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得。」第百

條)

第七　選擧運動の費用

一　選擧運動の費用の制限　選擧の公正を保持し、選擧犯罪の誘發を未然に防止するの必要あることは、久しく提唱せられ來つたところであるが、而かも各種の弊害の發生すべき最大且直接の原因は、結局金である。選擧運動の費用は、選擧の回數を加ふる毎に益々增加し、殆んど底止するところを知らない。假し現狀の儘に推移したならば、將來に於ける選擧運動の費用の膨脹並に之に伴ふ金力競爭の弊害は、實に恐るべきものがあらうと懸念せられる。物質的に貧弱なる議員候補者は、その人格識見如何に卓越する者であつても、資力の豐富なる議員候補者に對して太刀打が出來ない。かくて選擧の競爭は、人格識見の競爭でなくして、資産財力の競爭となる、今日選擧競爭場裡に出馬せむとするときに、人は先づその議員候補者の懷の重味を聞くと云ふ。斯くの如き資力の競爭、金力の爭闘は、決して公正純清なる選擧の競爭と云ふことを得ないのである。選擧の競爭をして物の競爭にあらずして、人の競爭たらしめなければならぬ。新選擧法が新に選擧費用の制限に關する各種の規定を設けて、選擧運動の費用を直接間接に制限せむとした所以は、玆に在る。而して選擧運動の費用の制限に關する規定としては、直接に之れを制限するものと間接に制限するものとの二種ある。

甲　直接に選擧運動の費用を制限する規定　直接に選擧運動の費用を制限する趣意の規定としては、選擧運動の費用の最大限度を定めたことである。(後出)

乙　間接に選擧運動の費用を制限する規定　間接に選擧運動の費用を制限する趣意の規定としては(イ)選擧運動員の數を限定し(第八十八條第九十二條)(ロ)選擧運動員に對する給與に制限を設け(第九十七條)(ハ)選擧事務所の數を限定し(第九十條)(ニ)休憩所其の他之に類似する設備を設くることを禁止し(第九十二條)(ホ)選擧の當日投票所附近に選擧事務所を設くることを得ざらしめ(第九十一條)たこと等、總て之である。是等の事項に關しては、已に選擧運動の所で說明した。第三者が演說又は推薦狀に依る場合の外、一切選擧運動を爲し又は選擧運動の費用を支出することを禁止したこと(第九十六條第百一條第二項)も、直接には議員候補者自身の負擔する選擧運動の費用を減少せしむるものではないが、間接には廣き意味に於ける選擧運動の費用の增高することを、防止せむとするの趣意を含むものである。

二　郵便等料、學校使用　新選擧法は、各種の制限規定を設け

て選擧運動の費用の減少を圖ると共に、更に積極的に國家が出來得る範圍内に於て議員候補者に對して經濟的便益を與へ、之に依りて議員候補者に對する選擧運動の費用の助勢をなさむとした。一回に限りて郵便の無料發送を認め（第百四十條第一項）、又は或る範圍内に於て學校其の他の營造物の使用を許したこと（第百四十條第二項）は、全くこの精神である。この特典の附與によつて、議員候補者はその選擧運動を爲すに就き、多大の利便を得ることゝ信ぜられる。而して之れ單に經濟上の利益のみならずして、戸別訪問等嚴禁せられた爲め、專ら言論文章によりて選擧運動を爲さなければならぬ新選擧法の下に於て、演說會場等の缺乏より生ずる事實上の不便を、少からず緩和し得るものと謂はなければならぬ。郵便無料、學校使用の制度の立法例は、英國の一九一八年國民代表法にある。「議員候補者又ハ推薦屆出者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ選擧區内ニ在ル選擧人ニ對シ選擧運動ノ爲ニスル通常郵便物ヲ選擧人一人ニ付一通を限リ無料ヲ以テ差出スコトヲ得。」郵便發送の方法は、追て勅令を以て定められる。法文に「議員候補者又ハ推薦屆出者」とあるも、推薦屆出者が之を差出し得る場合は、議員候補者が自ら選擧運動を爲さざる場合に限るのであつて、二者各一回宛差出し得るの意ではない。「公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說ニ依ル選擧運動ノ爲其使用ヲ許可スベシ。」本項には、廣く「公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備」と規定してあるが、事實上最も屢々問題とせられ、選擧運動に利用して多大の價値あるものは、小學校の校舍である。小學校の校舍を、演說による選擧運動の爲めに使用せしむることに關しては、教育の純正を害し、直接間接に就學兒童に對して悪影響を及ぼし、教育を政爭の渦中に沒入せしめ、或は校舍の管理者の黨派的關係によりて、その使用許可に關する公正を期し難かるべし等の批難も出たのであるけれども、各種の方面に關して使用上の嚴密なる取締事項を勅令に規定するものとすれば、左程の不都合も出でざるべしとの說明であつた。小學校の外、各種學校の、校舍、公會堂、議事堂、陳列館等がある。公立學校其の他勅令に指定する營造物は、必ずしも常に之を無料で使用せしむる意味ではない。公會堂、議事堂等の營造物に付、一定の使用料を徵收して使用せしむる旨の規定が設けられてある場合の如きには、その所定の使用料は之を納付せしむることが適當であり、小學校舍等の如き使用料の定めなきものに付では、特に使用料を納付せしむるの必要はなかるべきも、その使用の爲めに要したる暖房燈火等の實費、器具を損傷したる場合に於ける補償費等は、固より使用

者に於て之を負擔したければなるまい。

三　選擧運動費の支出者最高額　改正法は選擧事務長なるものを設け、之を選擧運動の中心たらしめた。選擧運動の費用の支出も亦、必ず選擧事務長を經由しなければならぬ。即ち選擧事務長自ら選擧運動の費用を支出するか、又は選擧事務長の文書に依る承諾を存する場合でなければならぬ。「立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除クノ外選擧運動ノ費用ハ選擧事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス但シ議員候補者選擧委員又ハ選擧事務員ハ選擧事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ妨ケス。」(第百一條第一項) 假令選擧事務長の承諾ある場合でも、議員候補者選擧委員又は選擧事務員以外の第三者は、演說又は推薦狀に依る選擧運動の費用の外、絕對に選擧運動の費用を支出することを許されない。(第百一條第二項) もし違反すれば、處罰せられる。(第百三十四條)

選擧運動の費用は、議員候補者一人に付、左の額を超ゆることを得ない。(第百二條)

(一) 選擧區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選擧人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額具體的數字に就きて說明すれば、甲選擧區議員の定數四人、選擧人名簿確定の日に於て之に記載せられた者の總數一〇〇、〇〇〇人とせよ。一〇〇、〇〇〇を四で割つて得たる數は二五、〇〇〇である。之を四十錢に乘すれば、一萬圓が出る。その一萬圓が、甲選擧區に於ける選擧運動の費用の最高額である。この計算に依れば、全國選擧區の平均選擧運動費用の最高額は一一、五二八圓となり、最多は東京第六區の一七、七〇七圓で、最少は佐賀縣第一區の八、〇六一圓である。改正法が勵行せられ、眞にこの程度で一切の選擧運動の費用が濟むものであれば、從來に於ける選擧の實績に鑑みて、非常なる大進歩であると云はなければならぬ。

(二) 選擧ノ一部無效ト爲リ更ニ選擧ヲ行フ場合ニ於テハ選擧區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選擧人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域内ノ選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額

(三) 第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）必要アリト認ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得

四　選擧運動費の制限超過と當選無效　上叙の如く、選擧運動の費用の最高限を設けて、尙も之を超過すること無からしめむとした趣意の貫徹を期せむか爲めに、議員候補者の爲め支出せられたる選擧運動の費用が、法定せられたる最高限を超過した

場合には、原則として議員候補者の當選を無效とした。(第百十條) この嚴重なる制裁を附することに依つて、選擧運動費の制限規定の勵行を期したのである。選擧運動費の支出が、もし制限額を超過することあれば、忽ちその當選が無效とせられるのでは恐ろしくて何人も選擧運動費の支出に充分の注意を加へるのである。唯尙も選擧運動費が制限額を超過した場合に於ては、恒にその議員候補者の當選を以て無效とするとのでは、餘りに峻嚴に流れて頗る實情に適せない。故に或る範圍の免責要件を定め、この免責要件に該當するときには、假令選擧運動費の支出が制限額を超過した場合と雖も、その議員候補者の當選を無效としない必要がある免責要件とは「議員候補者及推薦屆出者が選擧事務長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シ且選擧事務長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選擧運動ノ費用ノ支出ニ付過失ナカリシトキ」である。選任及監督に付相當の注意を爲したること、費用の支出に付過失なかりしことと、この要件を兼ね備ふる場合でなければならぬ。而して當該議員候補者が、果してこの免責要件に該當するや否やは、裁判所の認定を以て之を決定することが最も適當なるが故に、特に之が爲めに一種の選擧訴訟(第八十四條第一項)を認めたことは前に之を說明した通りである。(第五訴訟の部參照)

選擧運動の費用とは、大凡特定の選擧に於て特定人の當選を目的として爲す選擧運動の爲めに、消費せらるゝところの金錢の義であるが、假令金錢に非ざるものと雖「選擧運動ノ爲財産上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ他ノ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ見積リタル金額ヲ以テ選擧運動ノ費用ト看做ス」のである。(第百二條) 例へば現金の支拂を爲さずと雖、選擧運動の爲めに或る金錢債務を負擔すれば、新選擧法上その金額に相當する選擧運動の費用の支出ありたるものと看做し、各種の規定に適用するものである。從て新選擧法に所謂選擧運動の費用の中には、單に金錢のみならずして金錢以外の一切の財産上の利益をも包含するものである。唯特に新選擧法が實質上選擧運動の費用たるものにして、形式上選擧運動の費用にあらざるものと看做したものがある。(第百四條) 例へば(イ)議員候補者が乘用スル船車馬等ノ爲ニ要シタル費用(ロ)選擧ノ期日後ニ於テ選擧運動ノ殘務整理ノ爲ニ要シタル費用(ハ)選擧委員又ハ選擧事務員ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選擧事務長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ(但シ第百一條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス)(ニ)第六十七條第一項乃

至第三項ノ届出（議員候補者の届出又は推薦届出）アリタル後議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サル者ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選擧事務長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ（但シ第百一條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス）（ホ）立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ選擧事務長トナリタル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノである。是れ等の費用は新選擧法上全く選擧運動の費用として之を取扱はないのであるから、從て亦選擧運動の費用の制限額の中に算入せらるゝことはない。

選擧運動の費用に關する帳簿の作成（第百五條）選擧運動の費用の精算、届出並に告示（第百六條）選擧運動の費用に關する帳簿及書類の保存（第百七條）警察官吏の檢査（第百八條）選擧運動の費用に關する事務の引繼（第百九條）に關しては、各々規定がある。

第八　罰則

罰則に關する詳細を、茲で說明する必要を認めない。只改正法が現行法に對して加へたる改正の要點のみを摘記すれば、大凡次の如くである。改正法は、現行法の定むる刑罰規定は全部之を存置し、之に必要なる追加と改正とを加へた。（イ）現行法の定むる刑罰は、輕きに失するの嫌があるので、改正法は一般にその刑を重くしたこと（第百十一條、第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十六條、第百十七條、第百十八條、第百十九條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十七條、第百二十八條）（ロ）煩瑣にして難解なる條文の整理を爲したこと（現行法八十七條、改正法第百十二條、第百十三條）（ハ）從來屢々問題とせられた「利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタル」犯罪（現行法第八十七條第四號及第六號）の意義及範圍を明確ならしむる爲めに、「特殊ノ直接利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ」と書き改めたこと（第百十二條第二號）（尙現行法第八十八條第三號改正法第百十五條第三號參照）（ニ）言論の自由を保護したこと（第百十五條第二號）（ホ）當選を得るの目的を以て議員候補者に關し、虛僞の事項を公にする行爲を罰したこと（第百二十六條第一號）（ヘ）選擧運動及選擧運動の費用に關する規定の違反者を罰する規定を設けたこと（第百二十九條乃至第百三十五條）（ト）選擧犯罪の時效に關する規定を改めたこと（第百三十八條）等は、その主要なるものである。

嚴密に謂へば純粹の刑罰規定ではないのであるが、刑罰の附

罰的効果たる或る種の制裁に關する規定として、第十一章罰則中に規定せられたものに、第百三十六條と第百三十七條とがある。全く現行法第百一條及第百二條に相當する規定であるが、その内容に於て相當の改正が加へられた。第百三十六條は「當選人其ノ選擧ニ關シ本章ニ揭クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無效トス選擧事務長第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選擧事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ規定であつて、前段は現行法第百一條と全く同じく、選擧犯罪で處罰せられた當選人の當選を無效とする旨の規定であるが、後段は新に追加せられた新機軸で、世間所謂連座規定と稱せらるゝものである。專ら選擧の公正を庶幾せむが爲めに、當選人自身が選擧犯罪によりて處罰せられた場合にのみその當選を無效とするを以て足らずとし、更に選擧事務長が或る悪性の選擧犯罪（即ち第百十二條又は第百十三條の選擧犯罪）を爲して處刑せられた場合に於ては、その選擧事務長の處刑に連座して、當選人の當選を失はしむることゝ定めた規定である。即ち自己に直接の犯罪原因なきも、自己の信頼せる選擧事務長の非行に連座して、その當選を無效とせらるゝの制裁を受くるに至る。蓋し、連座規定の稱起る所以である。但し「選擧事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ」には、特に例外として連座規定の適用を受けないものとせられる。蓋し、斯くの如き事情の存する場合にも仍連座規定の適用あるものとするは、余りに過酷に失して常識に合しないからである。而して各個の具體的場合に付、果してこの免責要件が存在するや否やの判斷は、裁判所をして之を爲さしむることが最も適當の方法であるのであるから、この場合に付、選擧人又は議員候補者より當選人を被告として、一定の出訴期間内に大審院に出訴し得べき途を開いたこと（第八十四條第二項）は、已に述べた通りである。（第五訴訟の部參照）第百三十七條は、選擧犯罪に因る選擧權及被選擧權の停止に關する規定であるが、現行法の如くその停止を單に衆議院議員の選擧權及被選擧權にのみ止めしめず、廣く「衆議院議員及選擧ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會ノ議員ノ選擧權及被選擧權」にも及ぼすものとし、且一面に於ては裁判所は情狀により、刑の言渡と同時に此の禁止を爲さず、又は禁止期間を短縮する旨の宣告を爲し得るものとした。選擧に付衆議院議員選擧法罰則の規定を準用する議會の議員とは、北海道會議員（北海道會法第十四條）、府縣會議員（府縣制第四十條）、市會議員（市制第四十條）、町村會議員（町村制第三十七條）、水利組合會議員（水利組合法第十八條）等である。其の他尙少くない。貴族院

令の改正及法律の制定によつて、貴族院令第六條の議員（所謂多額納税議員）の選擧に關しても、勅令の定むるところに依り選擧法罰則の規定を準用する樣になつたから、第百三十七條の規定の効果は、今後此の議員の選擧權及被選擧權にも及ぶ理である。

以上大略選擧法改正の梗概に關する説明を爲した。新選擧法は「次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス」るのである。從て、解散等のこと行はるれば格別通常に任期を滿たして總選擧を迎ふるものとすれば、大正十七年に至つて始めて行はれる。それ迄の間に於て行はるべき再選擧、補欠選擧は、皆現行法の規定に依るのである。

貧困に因る缺格と勞働權

（第六條第三號を論評す）

清瀨一郎

目次

一 「貧困」の責任
二 本條項の由來
三 法律はそれ自身を以て解釋すべし
四 何人が解釋するか
五 解釋私見
（イ）假令救助を受くるも缺格者たらず
（ロ）過去に於ける功勞に報ゆる爲めの扶助、扶助は缺格者を生ぜす
（ハ）法律上の權利として受くる扶助は缺格を生ぜず
（ニ）私法上の扶養の義務に基くものは如何
（ホ）學生は如何
（ヘ）缺格の實例如何
六 立法的解決を要す
（イ）六條三號を削除すべし
（ロ）本人に過失なき貧困を缺格條件とせざる法律を作るべし
（ハ）勞働の保障を徹底すべし

一、「貧困」の責任　第五十議會を通過した普選法第六條第三

號に依れば「貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」には國政參與の權は與へられぬ。「貧困」の事實は不幸にして存在する「貧困」の原因は何であるか。人事は錯雜であるが、凡そ之を大別すれば疾病、老年、失業の三者であらう。疾病、老年は其人に過失なきは言を待たぬ。問題となるは失業である。失業とは言ふまでもなく、勞働の意思と能力とを有し乍ら勞働の機會を獲ざるを言ふ。其人に過失なくして失業が發生し失業に原因して貧困が發生することは之れ亦事實である。而して、其人に過失なくして、失業と貧困が連發することは資本主義的經濟組織の一大缺陷なりとして指摘せられる所である。國家の法律が、失業に因る貧困をも缺格條件に算ふる以上は國家は失業を防止する責任を、法律的に負擔したものと言はねばならぬ。國家は勞働の意思と能力とを有する者には勞働の機會を與へねばならぬ。勞働の意思ある者に對し勞働の機會を與へずして、其者の貧困なることを責むるは道理の許さゞる所である。六條三號は國民に勞働權を保證することに依りてのみ合理的に解釋が出來る。

二、本條項の由來　六條三號は、將來、政治上からも、法學上からも、論爭の標的となるべき運命を有つて居る。依て玆に其成立の由來を記錄して置くことは無用ではあるまい。元來普選法案は、大正十三年夏以來、三派の委員に於て其要項を定め、之に基きて政府が立案し、正規に從ひ之を樞密院に諮詢して始めて政府原案となしたものである。六條三號に相當する缺格條件は三派案にも、政府の立案にも存在しなかつたが、之に相當するものゝ挿入の端を發したのは樞密院である。樞密院に於て始めて缺格條件の一として、

「貧困ノ爲公私ノ救恤ヲ受クル者」

を挿入した。當時世論は一齊に之に反對した　此法案は二月二十日衆議院に提出せられ、其翌二十一日より審議を始めたのであるが、此缺格條件については、與黨三派に於ても不滿の聲が多かつた。殊に公の救恤の外に私の救恤を加ふるを以て不可解なりとの論が强かつた。此際政府では私の救恤とは「或る施設を有する救助のみなり」、「社會的救助の意味なり」、「親族等の救助は此内に入らず」と說明した。此說明固より不徹底ではあるが、本案を貴族院で通過せしめるには多く修正を施さぬのがよからうといふ氣分で、衆議院は政府原案を可決したのであつた。

選擧法案は三月四日以來貴族院で審議せらるゝ事となつたのであるが、三月二十六日（因に、會期は二十五日終了し、此時は正に第一回の延長後であつた）同院の決したるものは更に一層此缺格範圍を擴張したものであつた。曰く、

「生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」

と。而して貴族院が政府原案に對し、此修正を爲した理由として説明せられたるものは、(1)政府の原案は不明であつて、之を適用するに當り幾多の疑義を生ずる處がある (2)他人の救助を受けて生活を爲す者の如きは選擧權を與ふる必要なしと云ふ出發點より、貧困なると否とに關せず生活を爲す必要上、他人の助力を要する者は缺格と爲すべしといふ論據より『貧困の爲』を「生活の爲」と改めた。(3)但し過去に於ける功勞又は勞務の結果に依り法律上救助を受ける者、例へば廢兵院に收容せられた者、軍人救護法に依り救助を受ける者等は缺格者としない。(4)政府案の「救恤」では社會的救恤の外は其内に入らぬからして更に「扶助」の文字を加へた其結果、親族關係あり、友人關係ありて扶助を受ける者は勿論、一家内に在りて親の扶助を受けて居る者も缺格者とするのであると謂ふに至つた。(三月二十六日、官報號外、委員長渡邊千冬君報告參照)。

此貴族院案では、今回の普選案は、獨立生計案と相去る遠くない。衆議院が、かゝる案を承諾しさうな筈がない。衆議院は今日此案の回附を受けたが翌三月二十七日之に同意せざる旨を決した。そこで法規に從ひ、兩院協議會となるので直ちに十名の兩院協議員の選擧を爲した。

兩院協議は二十七、八の兩日に亘りたるが、中々成案を得ぬ一時政界の危機を傳へられたのは、世人記憶の通りである。兩院協議會に於て二日間捻ぢつた結果生れたのが、今茲に論ずる六條三號である 貴族院案の上に更に「貧困に依り」の五文字を冠したのである。之を再錄すれば、

「貧困ニ依リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」

である。三月廿九日兩院共に之に同意を與へ(勿論他の件と共に茲に普選法が成立したのである。

(註) 兩院協議會の成案を護る迄には、各協議員より種々なる提案を爲せしことは、當時新聞紙にも報導せられた通りである。其經過は貴族院本會議に於て、協議員の一人松平頼壽伯より公式に報告せられて居る。後日の參考の爲めに其一節を記錄して置かう。「此の修正案の出まする迄には貴族院及衆議院より幾多の修正案が出ました。茲に修正案の出ましたのだけを朗讀して見ますると、衆議院より第一に出ましたのは、貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受クル者』斯樣なものが第一に出ました。又貴族院の方に於きましては、此修正された字句の後へ但書を附けまして『但、中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ハ此ノ限ニ在ラス』と云ふ文言を附けて提出致しました。是も衆議院の方で、御容れになることも出來ませず、是も先づ廢案になりました。次に至りまして、衆議院の方より『貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者』斯樣なものも出ました。又是。不幸にして

貴族院の容るる所となりませぬでした。又次に衆議院より「貧困ニ因リ生活ノ爲ニ公私ノ救助ヲ受ケ又ハ他人ノ恩惠ニ依リ扶助ヲヲ受クル者』斯樣なる御修正もありました。其も亦不調に終りました。次に貴族院より出しましたのは「他ノ扶助ニ依リテ生活ヲスル者」、但書は先程申上げました、中學程度の學校のことを入れたのを提出致しました此是も十分に調和を得ることが出來ずに終りました。其結果『貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者』と云ふことに兩院の方々で御決しになり、可決致したのでございます』云々。

三、法律はそれ自身を以て解釋すべし、以上の來歷を以て、缺格條項は出來上つた。而して此條項の解釋と適用とに疑義多かるべきは何人も想像する所である。斯る場合に、此疑義を決する爲め議會の議事錄を參照すべきであるとは往々、耳にする所である。しかし、それは法律家的でない。一體、法律の解釋の爲めに立案者、又は議決者の意思を探究することは無用である。古來「法律の意思を研究せよ、立法者の意思を研究する勿れ」Die Sententia legis nicht die Sententia Legislatoris zu erforschen と稱せられて居る。又「法律はそれ自身を以て解釋すべし」Das Gesetz ist aus sich selbst zu Interpretieren といふのが解釋法の原則である。斯る解釋法則は、今日の如き合議制の立法制度、殊に二院制の邦國に於ては益々其適切なるを思はざるを得ない。何となれば合議體に於て一つの法案に贊成しつゝある各員の意思は十人十種である。又下院に於ける討論に顯はれたる意見は上院に於ける討論に顯はれたる意見と一致しない。然も猶且、同一法律案を可決することがあるからである。本缺格條項の議決も亦然り。此の場合でもつて、衆議院、貴族院の各員の意思、必ずしも一致して居ら[illegible]。現に貴族院の討論に於て其議員は「此協議會ノ成案ハ貴族院ノ修正案ト殆ド異ル所ナシト解スルモノデアル」「貧困ニ因リト有ルハ附ケタレトモ其意味ハ自己ノ資産又ハ勞務ニ依リ生活ヲ爲スコト能ハザル者ガ、其生活資料ヲ他カラ仰イデ居ル、若クハ他人ニ扶助セラレテ居ルト云フ者ヲ缺格者トスル意味デアル」と唱へ、他の議員は貴族院修正案と兩院協議會成案とは根本に於ては同一であるが、其範圍に於ては固より廣狹があることを明言し居る。而も兩者共に此成案に贊成して居るではないか。故に斯る法條の解釋には議事錄は之を顧ることなく、確定したる法律の文字を基本とし、立法の精神に鑑み、一般法學的見地より解釋を下すべきである。文理解釋と謂ひ、論理解釋と謂ふは此意味である是れ契約の解釋法と法律の解釋法との間に多少の相違ある所以である。契約は當事者間の私事である。契約を作る人と之に拘束せられる人とが同一である。故に契約作成者の意思が解釋上最大の權威である。法律は社會の公事である。之を作る者と之

を識り、之に從ふ者とは一致しない。社會は發表せられたる法文を識り、此認識を基準として之に從ふのである。故に法律の解釋上に於ては發表せられたる法文（社會認識の基本）が最大の權威である。法律の意思を研究せよとは此意味である。

四　何人が解釋するか　本編執筆の前後に於て、缺格條件に關する內務省の解釋、法制局の解釋なるものが新聞紙に散見する。立憲國に於て、立法機關の作成した法規を、行政廳が自由に解釋するといふことは變に聞える。尤もこれ亦全然無意味なことでもない。全國に亘り選擧人名簿作成に一定の規準を與へる爲めに事務的必要もあることであらう。然しながら內務省や、法制局や、乃至は司法省の解釋に依つて、國民の權利が消長するものと思ふならば、それほど大きな見當ちがひはない。何れ追々は樞密院の解釋なるものも新聞に載ることであらうが樞密院亦、法律の解釋權を持つものでない。立法者の意思さへも必ずしも標準とせずといふ立憲主義の國家に於て、行政府や、諮問府の意思が、法律殊に國民選擧權に關する法律の範圍を伸縮すべき權能を持つ筈がない。

然らば、斯の疑多き選擧法の解釋は何人が之れをなすか。この解釋權者は我國に於ては裁判所、殊に大審院である。(1)選擧人名簿登錄に關する異議に關しては、先づ郡市長之を決定するが、此決定に不服ある者は地方裁判所に出訴する。地方裁判所の判決に對し不服ある者は直接大審院に上告することゝ爲るのである。（此手續に於ては地方裁判所の判決に對する控訴を許さず。）以上は選擧法第十四條乃至十六條の定むる所である。(2)選擧權があつても名簿に登錄せざるものは投票が出來ない。此意味に於て選擧人名簿に一種の確定力がある。併し乍ら、名簿に登錄せられて居つても、實體法上から見て選擧權がない者であれば、其投票は無效である。（選擧法第二十九條第三十條。）それ故に、開票の結果選擧長が一定の候補者を當選人と定めても、其計算したる投票が缺格者の投票を包含するときは（其有効無効に依り選擧に影響ある限り）當選訴訟又は選擧訴訟の形を以て之を爭ふ事が出來る。當落の差が比較的少數なるときは尙更の事である。此種の訴訟は直ちに大審院に於て審判せられる。（選擧法第八十一條以下）大審院は固より獨立機關である。行政府の解釋を顧慮するものでない。法制上然るのみならず、實際我國の大審院は此主義を實行して居る。斯の如く缺格條件の範圍は結局大審院の解釋權內に落ち來る。一旦大審院に於てある一件につき判決すれば、それは判決例として一應の標準となる。何となれば、大審院の或る部に於て下したる解釋と異る解釋を、他の部に於て採らんとするときは其部は之を大審院長

に報告し、大審院長は其の報告に依り、事件の性質に從ひ、民事の總部、若は刑事の總部、又は民刑事の總部の聯合審判に附する手續を採る。（裁判所構成法第四十九條）此手續を採る迄は前判例は一應の規準となる。（尤も當時は聯合審判を經ずして反對の判決を爲したる例證もあるけれども、是れは正當の手續でない）――――乃ち缺格條項の解釋は名簿に關する訴訟又は選擧訴訟に依り大審院の解釋の定まる迄は未決の問題といふの外はない。

五、解釋、私見　然し、大審院は解釋するのみである。解釋は法の發見である。何が法であるかを、前項所述の解釋法則に依り定めるのである。此範圍を踰越するものでない。そこで學理上此法條の解釋を研究するの必要を生ずる。學問上正しき解釋論は大審院は之を拒むことは出來ない。

筆者は固より選擧法に關する專門家ではない。此種法規の解釋に付き發言の權威を持つ者では毫もないのである。誰だ俗に怪我の功名といふこともある。後來の解釋家に何等かの索線を與ふることもあらんかと考へ、私解二、三を記述して見る。

（イ）羅災救助を受くるも缺格者たらず　水難、火災等の爲め公私の費を以て救濟を受くるも缺格者となることなきは明であらう。罹災の爲め、一時に自己の財産を喪ふた結果、生活の手段を有せざる狀態は「貧困」に相違なけれども、選擧法が、貧困者に選擧權を與へざる主旨は、やはり能力本位であると解せねばならぬから（尤も疾病、失業等に因る貧困の場合には此論は徹底を欠くけれども）、羅災救助を受くるが如きは何人が見ても欠格者の内には入れざるが相當である。而して此ことは明治三十二年法律第七十七號罹災救助基金法に依る公の救助であつても、私人の好意に依る焚き出しの類であつても同一である。

（ロ）過去に於ける功勞に酬ゆる爲めの救助、扶助、は缺格を生ぜず　此種の典型的のものは廢兵院法（明治三十九年法律第二十九號）に依るものである。廢兵院法第一條に曰く、戰鬪の爲め傷痍を受け軍人恩給法に依り增加恩給を受くる者にして、救護を要するものは命令の定むる所に依り廢兵院に收容す。廢兵院に收容したる者は國費を以て終身之を扶養すと。是れ過去に於ける國家奉公の理由に依り國費を以て酬ゆるものにして、之が爲め本人の名譽と權利に減少を來すべき理由はない。軍人救護法（大正六年法律第一號）に依る救助を受くる者も亦同一である。

（ハ）法律上の權利として受くる扶助料は缺格を生ぜず　之に該當すべきものゝ第一は恩給法（大正十二年法律第四十八號）に依る扶助料を受くる者である。此種扶助料は同法第七十二條

以下の規定に限り公務員又は之に準すべき者の遺族が權利として受けるものであつて、それ自身一の財産權である。之を受くることは自己の資産に衣食すると同一であるから、固より欠格を生じない。之と同一理由に依り工場法（大正十二年法律第三三號）に依る扶助も亦缺格を生ぜず。同法第十五條に曰く（十二年の改正法はまだ實施せられぬが、いつかは實施せられるものであるから、玆に改正法を擧げる）工業主は勅令の定むる所に依り職工が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したる場合に於て本人又は其の遺族若は本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者を扶助すべし」と。以て其法律上の權利なることを知るに足る。鑛業法（明治三十八年法律第四五號）並に同法に基き發せられたる鑛夫勞役扶助規則（大正五年農商務省令第二一號）に依る扶助に就いても同一である。

（二）民法上の扶養の義務に基くものは如何、是れ最も爭のある所であらう。民法第七百四十七條には戸主は其家族に對し扶養の義務を負ふとあり、同法第九百五十四條以下には直系血族、兄弟姉妹間並に夫婦の一方と他の一方の直系姻族にして其家に在る者との間の扶養義務を認めて居る。此等規定に依り戸主又は親族の扶養を受くる者は缺格者となるであらうか。もし然りと答ふるならば今回の普選は獨立生計論と相去る遠からず、世帶主々義と殆んど同一となつて了ふ。之が解釋問題の出である。

之を缺格者に算へんとする者は必ず先づ民法第九百五十九條を引用するであらう。同條に依れば「扶養の義務は扶養を受くべき者が自己の資産又は勞務に依りて生活を爲すこと能はざるときにのみ存在す」とある。民法七百四十七條、九百五十四條以下には扶養の義務の順位等が一應規定してあるけれども、實際扶養義務の發生するのは自己の資産、勞務に依り生活する能はざる場合ではないか。資産勞務に依り自己の生活を支ふる能はざる者は貧困者ではないか。さすれば縱令戸主又は親族から扶養を受けつゝある者は貧困に依り扶養を受けつゝある者と言はねばならぬ。即ち、「貧困に依り生活の爲私の扶助を受くる者」に相當するのであると。

然し此論は甚だ當らぬ。勿論政治上の立場等は全く離れ去り、單純に法學上の問題として此論を調べて見やう。第一民法には扶養の義務は扶養を受くる者が、自己の資産又は勞務を以て生活を爲し能はざるときに發生すとはあるが、世間の實際は、戸主、又は親族は家族其他の受扶養者が、生活不能となるを坐視して、此時に初めて扶養をするといふ經過を取つては居らぬ。受扶養者の自活力の有無に拘らず、戸主は家族を養ひ、

子は親を養ふ。兩者のよく口にする家族制度、孝悌の道は是である。從て、戸主又は親戚から扶養を受けつゝあると云ふ事は、必ずしも其者に自活の能力なき事の證據とはならぬ。況んや貧困に依り自活を爲す能はざるの證據と爲る道理がない。第二、假りに自己の資産又は能力にて生活を爲す能はざる爲め扶養を受くる者ありとするも、此場合、資産、勞力にて自營し得ざる理由は貧困の爲めなりとは限らない。勞力を生活方面に使用すれば、自活を爲し得る事は明かなれども、生活の爲めに勞務を用ゐる事をしばらく避け、專心學問の研究を爲す者は多數あるのである。此場合には其扶養を受くるは貧困に依るのではあるまい。又、中流階級の子弟にして自らの勞務を生活の爲めに使用せず、却て一方父兄の仕送りを受け乍ら社會奉仕の爲め一身を獻ぐる者も多からう。此場合に於ても其扶養を受くるは貧困に依るのではなからう。全體我國中流以下の農、工、商の家庭に於ては、子弟が學校を卒業すれば家事、手傳の名の下に家業に從事するのである。而して戸主は之を扶養する。子弟は自ら戸主となる迄は生涯に亘つて猶ほ此地位に在る。農家に於て然り。商家に於て然り。此場合、子弟が戸主の扶養を受くるは貧困なるが爲めではない。家族たるが爲めである。一家同炊は我國の風俗である。之を貧困の爲めといふは事實を無視するものである。要する獨立の資産、獨立の勞務にて自活せざる爲め戸主、親族の扶養を受くるも、我國俗に於ける場合は貧困原因の扶助とは全然其性質を異にするのである。第三、元來、扶助と扶養とは同じく「扶」の文字を用ゐれども、二者其用例を異にして居る。扶養の「養」は老養等の場合の「養」である。扶助の「助」は救助の「助」である。子が親を養ひ、親が子を養ふのを扶助とはいはぬ。一家内は皆此扶養關係である。選擧法に於て此親族的扶養を言はんと欲したらば必ずや「養」の一字を用ゐべかりしものであつたのである。之を用ゐずして依然「扶助」に止めたより見れば之を扶養に擴張するは文字の用法上よりいふも亦不可である。なほ法律文例上の用法としては民事訴訟法第六百十八條の第一號「法律上ノ養料」の文字と同條五號の「其親族ノ扶助料」の文字とを比較すべきである獨り日本文のみならず之に相當する歐文も亦別箇の文字を以てして居る。扶養は「Unterhalt であり、扶助は「Unterstützung である。

之を要するに戸主、父兄の扶養を受くる者はそれ自身貧困者なりと斷ずるは誤斷である。又扶養は扶助でない。

（ホ）學生は如何　學生にして學資を父兄に仰ぐ者は其扶養を受くる者であつて此等は缺格者でない事は以上の說明で明白となつたと思ふ。これは貧困に依るのでもなければ又扶助を受く

るのでもない。彼の苦學生は自活者である。始より缺格の問題を生ぜぬ。彼の給費生の如きは他人の「扶助」を受くるものといはねばならぬが、其之を受くる理由は貧困の爲めではない、學問を爲す爲めである。貧困原因の扶助でないから、是れ亦缺格者とはならない。學問に專心せず、自活すれば自活し得る者であるから他の扶助を受けても、それは貧困の爲めに受くるのではない。

(へ)缺格の實例如何。以上は問題となる場合にして左注目、缺格とならざる場合を論じた。然らば缺格となるべき實例は如何。右は法文の示す如く(1)貧困に因り生活の爲め公の救助を受くる場合、(2)貧困に因り生活の爲め公の扶助を受くる場合、(3)貧困に因り生活の爲め私の救助を受くる場合、(4)貧困に因り生活の爲め私の扶助を受くる場合の四場合に於て發生するであらう。國家、公共團體の防貧並に救貧設備に依る場合、例へば恤救規則(註)に依る施與を受け、公設救貧院に入る者は(1)又は(2)であらう。養老年金制はまだ我國に施行せられぬから、今日之を豫斷することが出來ぬ。制度の立て方では(2)に入ることもあるであらう。慈善團體の保護を受くる者、乞丐(こじき)(警察犯處罰令第二號第三號)、何已、隣術の喜捨、合力に依り生命を維持する者は(3)又は(4)に該當し、何れも選擧缺格者となるであらう。

終に茲に讀者諸君の格段の注意を乞はざるべからざるは、右(1)乃至(4)の欠缺は、其之を生じたる原因が何であらうとも、それは顧みないのである。貧困の原因は問はぬ。怠惰者は別とし、疾病、老年、失業の如く其人に咎むべき所なくして貧困に陷りたる場合に於ても此貴重なる國民權は褫奪せられる。

(註)我國の救貧法制は甚だ古風なものである。明治七年の「救恤規則」及び同八年の内務省達が現行法である。左に參考の爲め之を錄する。近く改正を要するや勿論である。

(明治七年十二月八日太政官達第百六十二號(輪廓附)府縣へ)濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以內ノ分左ノ規則ニ照シ取計置キ內務省へ可伺出此旨相達候事

恤救規則

一 極貧ノ者獨身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ケ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ケ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病

ニ罷リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニシテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ

一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

○明治八年七月三日內務省達乙第八十五號（輪廓附）　府縣

窮民恤救ノ義ニ付テハ昨七年第百六十二號ヲ以テ御達ノ趣モ有之候處爾後右等ノ者其救助方申請ノ節ハ左ノ條件ニ照シ篤ト調査ノ上可伺出此旨心得トシテ相達候事

第一條

一 恤救規則ニヨル可キモノハ獨身老幼癈疾疾病等ニテ何等ノ業モ爲ス不能事實赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民而已ニ限ルヘシ然ルニ唯年齡癈疾等ノ名義ニヨリ救助伺出ル等ノ儀コレアリテハ恤救規則ノ趣旨ニモ乖戻可致ニ付假令七十年以上又ハ癈疾ノ者タリト雖モ其業ニヨリテハ生產ノ道可相立者ナシトセサレハ篤ト現場ノ實況ヲ査定シ眞ニ不得止者而已具狀イタスヘシ

第二條

一 同上ニヨリ是迄其市町村內或ハ隣保ノ情誼ヨリ互ニ協救仕來如キハ別段官ノ給與ヲ不乞ヲ以本旨トスヘシ

第三條

一 同上ニヨリ互ニ協救スルト雖トモ若シ其手當不足ニシテ其內幾分ヲ官ヨリ不仰ハ補助スル不能等ノ如キハ其幾分給助之次第及ヒ石數金員ニ至ル迄詳悉記載申出ヘシ

第四條

一 同上ニテ十三年以上七十年以下ノ者疾病中救助米賜ルト雖トモ全快ノ期ヲ篤ト調査シ荏苒支給等無之樣注意イタスヘシ

第五條

一 同上ニヨリ疾病或ハ病者トノミ記載申請ノ向モ有之候得共爾後左ノ雛形ニ準シ詳悉記載別紙ニ製シ具申イタスヘシ

但規則脇書ニコレアル餘ノ家人アラハ本文雛形ニ記載スル本人名前ノ左傍ニ委詳書記スヘシ

第六條

一 同上ニヨリ五十日以內給與シ申請ノ節何月幾日ヨリ同幾日マテ幾日分ト記載伺出ヘシ

第七條

一 同上ニヨリ伺濟ミノ上其石割ヲ以給與セシムルハ勿論ナレトモ譬ハ一ケ年一石八斗ヲ目途ニ立其以內ヲ以テ足レリトスルカ如キハ其數量實地至當ニ斟酌シ適宜ノ處分ハ不苦候間其旨精細具狀イタスヘシ

第八條

一 老幼癈疾疾病等ニテ獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下タレハ本人ノミヘ獨身ニ準シ給與スヘキ成規ノ處若シ餘ノ家人癈疾疾病老幼ニテ事實難捨置情故アラハ其者共ヘモ救助セシムルコトアルヘキニ付其旨趣ヲ以具狀スヘシ併シ右樣ノ場合ニオイテハ一家數人ノ救助ニ及フトキハ各自給與ヲ致サストモ其適度ニ斟酌シ成可丈減省ヲ見込ミ伺出ツヘシ

六、立法的解決を要す。以上は解釋論である。解釋は法を發見するを限度とする。如何なる解釋家も本條項の本質的なる不

合理的性を蔽ふ譯には行かぬ。普選法中の此汚點を滌除するには立法手段に依るの外はない。茲に筆者は二種の立法解釋策を提案する。

(イ)六條三號を削除すべし　これには何等の註解も必要とせぬ。不合理の原因を除けば不合理は終熄する。

(ロ)本人に過失なき貧困を缺格條件とせざる法律を作るべし

今回の缺格條件が不合理であるのは、其人を責むへからざる原因の爲め貧困者となりたる場合に於ても猶且、之を缺格者の内に包含せしめるの點に在る。疾病の爲め、老年の爲め、並に失業の爲めに生じたる貧困は缺格條件と爲すべき筋のものでない。失業原因の如きは寧ろ社會に責任がある。現在の社會は寧ろ彼に謝罪せねばならぬ。彼に參政權を與へ相共に失業防止、失業救濟を議せねばならぬ。之が發言權を奪ふ理由は少くもない。故にもし六條三號の削除が出來なければ、貧困救助の中にても、本人に過失なき場合は之を缺格條件より除外する法律を作るべきである。一定原因の貧困救助を欠缺に加へずとの法制の先例は獨逸に存在する。獨逸の地方制度は我國の地方制度と同樣(寧ろ我國が彼國を模倣したのであるが)貧困に依ッ公費の救助を受けたる場合」を公民權喪失の原因として居る。其他貧困救助を公民權喪失の原因として居る數種の法律がある。

そこで總ての貧困救助を公權喪失の原因とすることが如何にも不都合であるので、一九〇九年三月十五日に「貧困救助の公權に及ぼす効力に關する法律」なるものを發布し、公權喪失の原因たる救助と然らざるものとを區別した。右は唯だ一ケ條より成る法律であつて、其全文は左の如くである。

「法律に於て貧困救助を受けたることを以て公權喪失の原因と爲す場合に關しては、左記各號の場合は之を貧困救助に屬せざるものと見做す。

一、疾病に因る救助

二、精神的又は肉體的の欠陷の爲め一定の設備に收容したる場合

三、少年の教化、養育、授職の爲めの救助

四、其他一時の緊急的必要の爲め、個々の給付の形式を以て與へられたる救助

五、規定上給與せらるゝ扶助料

と。」右立法はやや古きものであるが爲め、其規定も必ずしも今日の時代に必適して居るとは言へないが、要するに其人の過失に原因せざる救助を缺格の原因としない立法の主旨なることが看取せられる。我國に於ても、近く此種の立法を必要とする。然らざれば彼の社會政策の實行は同時に他方に於て參政失權者を

[illegible]ふことゝなるのであらう。これは[illegible]自身の[illegible]であるのみでなく、立憲思想の蹉跌となり、國民精神上に惡影響を生ずる處がある。貧困の爲めには選擧權も亦賣るべしとの考を起す者が國内に一人でも發生することは立憲政治の爲めに痛嘆すべきことではないか。

(八)勞働の保障を徹底すべし　この事は既に本編の冒頭にも一言した。失業が貧困を生じ貧困は參政權の缺格を生ず。而も國家は國民に參政の權利と同時に責任を負擔せしめる。其論理の結果は國家に失業防止の大責任を生じたものと言ふべきである。勞働權 le droit au travail とは一八四〇年代に於て「フーリエ」「ルイブラン」等に依りて用ゐられたる言葉である。苟も勞働の意思と能力とを有する者が適當なる職業を得ざるときは、國家(社會)は之に對し一定の勞働の機會を與ふべしといふのである。近く一九一二年に於て英國勞働黨は[illegible]の意味に於ける勞働權法案 The right to work bill を議會に提出した。我國に於ても失業は刻下の問題となり來つた。[illegible]の下、多數の自由勞働者は政府に向て「我に職業を與へよ」と愬へた。議會に向ても失業救濟を請願した。政府と議會は之に職業を與へずして「缺格」を與へた。未だ雨ふらざる門戸を綢繆するの聲もある。社會不滿の深刻たらざるに先ち、速に適當の立法を爲すにあらずんば、我社會の安全なる發達は期しがたい。貧困缺格を議會に國民に職業を保證するの大策を樹つるの政治家はないか。政治家の興味は依然、舊政黨の離合集散にのみ固着して離れないのか。起て我國社會立法の完成を聯盟する朋はないか。素懐、未だ盡さざるを怨む。(一四、四、九夜於戸居稿)

普通選擧法の罰則解義

司法書記官　三宅正太郎

選擧法罰則の改正といふ事は過去に於て選擧法改正の議のある度毎に必ず唱へられたところで今回の改正に當つても其物か

ら改正の主要な題目になつてゐたものであるか果して新法に於て如何なる點まで其事が實現されたか此點に付て概略の説明を試みるのが本編の目的である

選擧場裡に於て投票買收を始め各種の選擧犯罪の普く行はれてゐる事は今更説くまでもない現に昨年の總選擧に於て選擧犯罪の爲起訴された人員は一萬四千三百六十三人に上り昨年末までに言渡された罰金だけでも約六十萬圓を算する事實であつて而も發覺した犯罪は現實に犯された犯罪の中の極めて小部分である事を考ふるとき選擧の腐敗洵に云ふに忍びざる物がある。

そこでもつと罰則を嚴重にしてその腐敗の根を絶つべしといふ論が起る。殊に普選が實施さるる曉尚依然として舊の如き弊風が行はるるものとすれば普選によつて民衆の要望するところとは全然正反對な現象が選擧の結果にあらはるゝ事になるのは極めて明瞭の事であるから罰則を改正して積弊を矯め様と主張する聲のあがるのは洵に無理からぬ事である。しかし新法は是等の論者の期待するところを十分に滿足せしめざる點に於て恐らくばその失望を買ふ事であらうから最初に此點について釋明を試みる必要がある。

自分はまづ選擧場裡の腐敗は選擧罰則の不備に原因するものでない事を言ひたい。我選擧法は罰則に於てもその組立に相當な注意が拂つてあつて各國の選擧罰則を比較して見てむしろ精しい方である　それなのに何が故に今日の如く投票買收の様な腐敗行爲が依然として行はれるのか、蓋しそれは犯罪の檢擧の實を充分に擧げる事が困難であるからである。選擧犯罪者の投票買收の如き行爲は今日では選擧期日に直近して一時に行はれる從つて限りある人數の檢事、司法警察官を以てしては此全國一齊に行はるゝ犯罪に付いて萬遍なく檢擧の手配をする事は事實困難である。更に此等の行爲は多く目的罪であつて犯意に關する取調が甚だ容易でない。是等の事情は常に多數の犯罪者をして檢擧の手より免れしめ、却つて偶々檢擧されたる者をして其罪を悔いる前に自己の薄倖を喞ぜしむるの實狀を呈するに至らしめてある。既に現在の罰則に對する違反に對し十分取締の效果を擧げ得ざる事情がある以上此上如何に罰則を増加し精密に規定を作つたところで之が爲めに著しく選擧犯罪を防遏し選擧界の廓清を期し得るものとは思はれない、殊に罰則を精細ならしむる事は却て選擧干渉を容易ならしむる危險を包藏するに罰則が神經質になればなるほど違反の嫌疑は繁くなる道理であるのに加へて此犯罪が殆ど同時に各所に行はるゝ關係上始めて捜査に着手される候補者の側が著しく不利益を受ける事になるので法の運用は此間不法なる干渉を加へらるゝの餘地を多く存

せしむる結果となる事も考へなければならない（爲政者として選擧罰則の建て直しを苦心するよりもむしろその周到なる勵行に對し一段の工風を運らすを賢とする　新法は此方針を採つて努めて舊法の體裁を存し特段なる理由が存する場合に改正を加へる事とした。

自分はこれから此改正された新法の下で如何なる行爲が犯罪行爲として處罰されるかといふ事を考へて見たい。

一　買收行爲

買收行爲といふのは新法第百十二條第百十三條に揭ぐる犯罪行爲を總括していふのであつて選擧犯罪として起訴さるゝ事犯の大部分は此種の犯罪である。現に昨年の總選擧に於て起訴された一萬四千三百六十三人の中一萬三千九百八十六人は此種の犯罪者である。

買收行爲の第一種に屬する者は選擧人又は選擧運動者に對する買收行爲で第二種に屬するのは議員候補者に對する買收行爲である。之を區別する理由は新法の下では議員候補者をして屆出を爲さしめ定まつた人數の間で競爭を行ふ事とし又補充當選の範圍を擴張した爲め屆出でた議員候補者をして候補者たる事を止めしめる事將來議員候補者の屆出をなさむとする者をして屆出を斷念せしめる事又は候補者が當選した後其當選を辭せしめる事は選擧場裡に於て極めて重大なる意義を有する事となつた故その中止又は辭退に利害關係ある者がその候補者に利を啖はして自己に有利な情勢を展開せしめんとする事例が盛に起るとは想像し得る事であつて此の如きは其影響の及ぶ所廣く選擧界を毒する事甚しいものであるから此種の買收行爲は特に重い刑を課して此種の取引をなす關係者に痛棒を加ふる事としたのである。

一體買收行爲とは何を指すかといふ事については其内容が甚複雜で簡單な說明を加ふるに困難であるが之を別ちて

甲種　狹義の買收行爲
乙種　利害關係利用行爲
丙種　事情に於ける報酬供與行爲
丁種　以上の行爲に對する受諾行爲
戊種　以上の行爲に關する周旋勸誘行爲

とする。

甲種に屬する行爲は（一）金品其他財產上の利益の供與（二）財產上の利益といひ得ざるも同樣の價値のある公私の職務の供與（三）財產上の利益といひ得ざる種類の饗應接待（四）それ等を將來に與ふべき申込又は約束をなす事であつて第一種選擧

人及選擧運動者に對する場合に在つては（イ）候補者が自ら當選を得んとする目的を以てするか（ロ）選擧運動者が候補者を當選せしめんとする目的を以てするか（ハ）候補者又は選擧運動者が他の候補者を當選せしめざらんとする目的を以てするを要するものである。從來の選擧では選擧運動者に對して運動の爲にする實費を支拂ふ可否については法文上規定がなく僅に判例上適法なりとされて居たのであつたが、新法は選擧運動は選擧事務長選擧委員選擧事務員及演說又は推薦狀に依り選擧運動を爲す者以外には之を禁じ而も此等の者には選擧運動の爲に要する費用實費の支拂を爲し得る事として此點を明確にした故是等の者以外の者に費用及實費を給するのは甲種又は丙種の犯罪行爲に該當する事となるわけである。

乙種の利害關係利用行爲は相手方又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合市町村等に對し用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用して自己に有利に相手方を誘導する行爲であつて第一種の行爲（第百十二條）に在つては其の相手方は選擧人又は選擧運動者であり甲種に於て述べたと同樣の目的が存在せねばならない。元來此犯罪は候補者が政見發表に際し屢々之に觸れた事實があつたのと從來の判例が利害關係を稍廣く解釋した爲め種々の議論があつたのであるか新法は利害關係に冠するに特殊及直接の二字を以てし茲に所謂利害關係は選擧人又は選擧運動者にとり直接に利害を及ぼす關係にあること且其問題は國家社會全般の利害に關するものにあらずして特に限定されたる範圍に於ける利害と關係するものなる事を明瞭にした、從つて例へば選擧に際し候補者が當選を得るの目的を以て國家の利害に關係を有する具體的政策問題に付其政見を發表し選擧人又は選擧運動者の贊同を求むる場合に於て其政見が之を客觀的に觀察したとして國家の政策問題たる性質を有するに於ては其の政策が延て地方の利害に關係を及ぼす事ありとしても固より利害關係利用の罪とはならないが之に反して其利害關係が主として地方的利害に限局され其の地方に於ける住民に對し特殊の利害を及ぼすべき事項を利用して選擧人又は選擧運動者を誘導する行爲は選擧の公正を紊るものであつて假令其事項が獨り是等一地方の利害のみならず延いて國家全般の利害に多少の影響を及ぼす事ありとしても利用罪を構成するものである。而して或事情が地方的特殊の利害問題であるか將又國家一般的の利害問題にあるかは主として其利害關係の及ぶべき範圍の廣狹を基準とするものであるが、結局は裁判所が諸般の事情を綜合して判定するのを俟つの外はない。

丙種の行爲たる事情に於ける報酬供與の行爲といふのは選擧

人が投票を爲したる事又は爲さざりし事選擧運動者が選擧運動を爲したる事又はなさざりし事是等の行爲の周旋勸誘を爲したる事の報酬とする目的を以て選擧人選擧運動者に對し甲種の如き行爲を爲すをいふものであつて甲種は事前の行爲であり丙種は事後の行爲である點が異なるのである。從來は如何なる場合でも選擧運動に對する報酬の供與は許されたかつたのであるが新法は選擧事務員が報酬を受くる事を認めて居るので事務員だけには本條の適用がない。丁種の行爲たる相手方の受託行爲には各種の種類を別ちうる即甲種及丙種の行爲に對する場合にはその供與饗應接待を現實に受くの行爲、反對に之を要求する行爲、其の申込を承諾する行爲であり乙種の行爲に對する場合には其の誘導に應ずる行爲、反對に其誘導を促かす行爲である。此最後の行爲は新法の始めて認めたところで近時選擧人選擧運動者の側より結束して一定の利害關係を提示し之に關し有利なる約束を促がすの弊風を矯めんとするものである。

戊種は周旋勸誘の行爲であつて此種の類の活動が選與界を毒するは今更いふまでもない事である。以上の犯罪に對し舊法は一年以下の禁錮又は二百圓以下の罰金を以て臨んで居るが年を追ふて甚しきを加ふる選擧界の腐敗に對して此の如き刑を規定する事は甚だ其意義に乏しい嫌がある。既に一票二百圓以上の價額を以て買收をたすが如き實例ある今日に於ては之に課すべき罰金の額が二百圓を以て限りとするが如きは刑罰の効用をなさざるものともいひ得るのであるから新法が之を重くし體刑の長期を二年罰金の多額を千圓となしたのは當然の事である。尙最近に及んでは選擧人又は選擧運動者が數人の候補者に投票の賣込を申出て諸方から金錢をとる事例が夥しく是等の輩は選擧を利用して詐欺を働くものであつて是等に對して禁錮刑を課するのは勿體ないわけであるから此の如き陋劣の徒に對しては懲役刑を課し得る樣懲役刑をも認むる事とした。

此刑を重くした點及懲役を加へた點は、此犯罪のみならず選擧犯罪の中で同樣の事由を認め得る場合には新法はすべて本犯と同じ歩調をとる事にした從つて全般に亘つて選擧犯罪の刑が重くなつておるから將來は違反者は體刑にしても金刑にしても從來よりも重い刑を受けるものと覺悟しなければならないし又犯情によつて懲役を科せらるゝ處があるは禁錮刑の場合以上に將來の身分の上に不利益を受ける結果を見る事となるのである。

以上は選擧人及選擧運動者に對する買收行爲に對する說明であるが前に第二種買收行爲として述べた候補者に對する買收行爲についても大體同樣の事をいひ得るのである唯相手が候補者である爲本犯の目的が議員候補者たることと候補者たらんとす

ること當選人たることを止めしむる事又は止めたることの報酬とする事にあるのみである。此事犯は或る候補者を引退せしむるに當りてその既に使用した運動費を償つてやる形に於て從來屢々行はれその關係者は往々その犯罪たる事を深く考へずして之に干與した事例が少くない。

二　選擧の自由の妨害

買收行爲に次いで選擧場裡に屢々行はれる犯罪は不正の手段を用ひて選擧の自由を妨害する罪である。此種の行爲で從來屢々用ひられたのは、詐言若くは暴力を以て選擧人又は選擧運動者の自由を拘束する行爲であるが普通選擧が實施され選擧權者が多數となるに從ひ主從の關係又は債者被債者の關係を利用しその威力を以て選擧の自由を害するの手段をとるものであらうと思ふし或は進では相手方又はその關係する會社市町村等に對する特殊の利害關係を利用し之を威逼して選擧の自由を害するの方法に出づるものもあらうと思ふ。又新法實施の曉は選擧運動は專ら言論文章の力に依るの外なき次第である故演說集會を妨害する事は從來に比して一層選擧の自由を害する事となる關係上交通又は集會の便を妨け演說を妨害し其他種々不正の手段を以て此種選擧の自由を妨害する者を生ずる事と思はれる。是等の行爲は必しも選擧人選擧運動者に對するばかりでなく、議員候補者や當選人に對してもかゝる事がある故凡て是等の場合を含めて新法では是等の行爲者に對して三年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處する事にした。此法文は新法實施后の選擧に於て一般選擧運動の爲め尠からざる利便を供するものと豫想される。

新法は以上の外官吏公吏が故意の職務の犯行を怠り又は職權を濫用して選擧の自由を妨害するについて其刑を重くし三年以下の禁錮に處する事とした。此犯罪は之を大にしては全國に亘る選擧干涉であるから之に對し嚴重なる刑罰を科するのは當然の事といはねばならない。

其他新法に於ては選擧に關して行はるる官吏吏員等の不正行爲に對して各種の刑罰規定を設けたがその大部分は從來の規定と大差ないから玆には叙說しない。唯選擧事務に關係ある官吏吏員等が投票の數を增減する罪に付いては從來其施のあつた事件もありもし之が行はるゝに於ては其影響極めて重大であるから思ひきつて其刑を重くし、且此罪の搜査の困難なのを慮つて此罪の時效は特に一年に延ばす事とした。

三　不正なる言論

普法實施後の選擧戰は言論文章を唯一の武器として行はるゝ事を理想として居る。從つて不正なる言論の影響も亦從來に比して、更に甚しい道理である。舊法は議員候補者の當選を妨ぐる目的を以て其候補者に關し虛僞の事項を公にした行爲を處罰して居るが、新法は此規定を踏襲した外、新に、議員候補者が自ら當選を得むが爲め又は選擧運動者が自派候補者を當選せしめんが爲め、其候補者の身分職業又は經歷に關して虛僞の事項を公にする行爲をも處罰する事とし以上何れの行爲に對しても二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金を以て臨むべき事を規定してゐる。

選擧法は此外言論により人をして選擧犯罪を犯さしむる事を煽動した行爲を罰すべき事を定めてゐる。

四　選擧運動取締の規定に對する違反

選擧權の擴張を外にして新選擧法の特色は新法が新に選擧運動及選擧運動の費用に關する二十餘條の規定を置いた點にある。新法は是等の規定によつて從來の選擧運動に於ける巨額の費用と無益なる手數を省き一面不正行爲に對する取締を容易ならしめんとするのである。新法の是等の規定が果して如何なる程度まで選擧界の積弊を驅除し得べきかは新法による選擧の成績を見ずして今遽りに推測を下し難い。自分は是等の規定が些の無理もなく行はるゝのは新法により數回選擧が行はれた後であらうと考へる。從つて自分は今是等の規定の違反に對する處罰規定を述ぶるに當つて切に此等處罰規定の適用が當局者により最慎重に且周到に行はれん事を希望するの外はない。

新法の取締規定に對する違反行爲は大略次の所爲である。

一、議員候補者、選擧事務長、選擧委員又は選擧事務員に非ざる所謂第三者が、演說又は推薦狀による以外の選擧運動をなしたとき。

二、何人たるを問はず、投票を得又は得しめ又は得しめざる目的を以て戶別訪問をなし又は連續的に個々の選擧人に對し面接し又は電話に依り選擧運動をなしたるとき。

三、地方長官が、選擧事務長の解任退任選擧事務所の閉鎖、選擧委員事務員の解任を命じたる場合其命令に從はざるとき以上は新法の規定した選擧運動の基本的秩序を紊すものであるから最も重き罪として一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金を以て臨む事としてゐる。

四、法定數（普通の場合は七箇所）を越え選擧事務所を設置したとき、

五、選擧の當日投票所を設けたる場所の入口より三町以內の

區域に選擧事務所を設置したとき。

六、選擧運動の休憩所其他之に類似する設備を設けたとき。

七、法定數（普通の場合は合せて五十人）選擧委員及選擧事務員を選任したとき、

以上の罪は三百圓以下の罰金に處する事とした。但し官憲は右の處分の外事務所の閉鎖役員の解任を命令する事が出來る。

八、選擧事務長以下の者が事務所の設置選擧委員事務員の選任を爲したるとき、

九、選擧運動をなす資格なき者が選擧運動をなしたるとき、

一〇、選擧事務長の更迭の場合遲滯なく引繼をなさざるとき、

以上は六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられる。

一一、法律に定むる届出義務を怠りたるとき、

一二、選擧運動の爲頒布掲示する文書圖畫に付内務大臣の命令に從はざるとき、

以上は百圓以下の罰金に處せられる。

一三、選擧事務長が選擧運動の費用の法定制限を越へ費用を支出したとき、

一四、議員候補者選擧委員、選擧事務員が法定制限を越え費用の支出をなす場合選擧事務長が之に承諾を與へたるとき

此種の行爲は選擧運動の費用を制限した新法の趣旨を貫徹せしむる爲には嚴に之を取締るに必要ある故、新法は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金を科する事とした。尚此以外に於て新法は費用制限額超過支出の効果として議員候補者の當選が無効となる場合ある事を規定してゐる。

一五、議員候補者　選擧委員、選擧事務員が選擧事務長の書面による承諾を得ずして選擧運動の費用を支出したとき

一六、第三者が演説又は推薦狀に依る費用以外の選擧運動の費用を支出したとき

此種の行爲も亦之を許すに於ては選擧運動の費用を制限するの趣旨を破るが故に一年以下の禁錮を以て之に臨む事とした。此刑は聊か酷であるかの感を抱かせるが是等の行爲の結果支出した費用は選擧運動の費用として算入することが出來ない關係にあるので之を取締るに嚴重な刑罰を以てし斯る費用の支出を杜絶するに努める必要があるからである。

一七、選擧事務長が選擧運動の費用の記載、届出、書類帳簿の保存等に關する義務に違反したとき

右の行爲に對しては六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金を科せられる

五　其他の犯罪行爲

選擧法が選擧犯罪として掲ぐる行爲は以上に叙述した以外に尙若干存するのであるが犯罪の事例も少いし且其規定も刑罰の修正の外大體舊法通りであるから特に說明を略する

○

以上を以て選擧犯罪の性質の說明を了つたのであるが玆に最後に說明を要する事柄は選擧法は選擧犯罪に基き二箇の效果を認めてゐる點である。其效果の一は當選の無效の效果であり他の一は選擧權被選擧權の禁止の效果である。

舊法にあつても當選人が其選擧犯罪を犯し刑に處せられたときは其當選は無效となる事を規定して居る。蓋し不正な行爲より當選を得たる當選人は既に其當選に瑕瑾ありと言ひ得ると同時に一面斯る規定により當選を庶幾する候補者をして不正なる行爲より遠からしむる效果を齎し得べきが爲めである。新法は此樣に更に一歩を進め啻に右の場合のみならず、選擧事務長が所謂買收犯罪を犯し刑に處せられた場合に於ても同樣當選人の當選を無效とする規定を置いた。蓋し新法は選擧事務長の制を設け之をして選擧運動の中樞たらしめ一切の運動を而性指揮し其の責に任せしむる事にしたのであるから若し事務長が買收行爲に出て其の爲刑に處せられる樣な場合の出來つたときは假令其の候補者が當選したとしても其選擧運動には重大な瑕瑾があるものである事全く候補者自ら犯罪を犯して刑に處せられた場合と異なる所がない。故に此場合事務長が刑に處せられた結果として候補者の當選を無效にして敢て妨ない次第である。然しながら若し候補者が事務長の選任監督に付平素相當の注意をなし過失なき場合に於ては事務長の失態の爲忽ち當選を無效ならしめるのは甚殘酷である故斯る場合には候補者をして當選無效の不利益を受けしめない事とした。從つて事務長が刑に處せられた場合當選が無效となるのは訴訟の結果に因るのである。

選擧犯罪に因る第二の効果は選擧權被選擧權の禁止である

舊法ではその禁止さるる選擧權被選擧權は衆議院議員の選擧權被選擧權に限られて居たのであるが新法は此範圍を擴張して道府縣會議員市町村會議員市制第六條の市の區會議員水利組合議員の選擧權被選擧權をも有せしめざる事とした。從つて一度衆議院議員の選擧に於て選擧犯罪に因り處罰された者は一定の期間は以上に掲げた議員となる事も議員を選擧する事も出來ない次第となるのである。又舊法では選擧犯罪を犯したる者に對しては絕對に五ケ年間選擧權被選擧權を有せしめざる事としてあ

るが、其の犯罪者の中には情狀輕くして五年の長期間失權せしめるのは苛酷に失する嫌ある場合もあり特に新法は取締の必要上細密な規定を設けたところ偶々是等の規定に觸れた者に對し一律に五ヶ年間、而も廣い範圍に涉つて權利を失はしめるとするのは制裁として穩當を缺く場合もあるので新法に於ては裁判所は情狀に因り刑の言渡と同時に全然選擧權被選擧權の禁止をなさざる旨又は一部の權利のみを禁止する旨又は禁止の期間を短縮する旨の言渡を爲す事を得るものとして之に緩和の途を開いた。

○

自分は以上を以て新選擧法に於ける罰則の大要を盡したつもりである　しかし自分は冒頭にも述べた通り選擧罰則を如何に精密巧妙に作つたところで必しも現在行はるる選擧界の腐敗を一掃出來るものでないと信じてゐる。之が運用の任に當る當局の態度如何によりては最善の法も最惡の法と化し得るからである　自分は國民の政治的自覺の向上を外にして選擧界の廓清を期すべき途のない事を言ふの外はない。

衆議院議員選擧法

第一章　選擧ニ關スル區域

第一條　衆議院議員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

選擧區及各選擧區ニ於テ選擧スヘキ議員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル投票區ノ投票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條　開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ郡市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル開票區ノ開票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條　行政區劃ノ變更ニ因リ選擧區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章　選擧權及被選擧權

第五條　帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選擧權ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選擧權ヲ有ス

第六條　左ニ揭クル者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

一　禁治產者及準禁治產者

二　破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三　貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四　一定ノ住居ヲ有セサル者

五　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六　刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ揭クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七　六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ揭クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條　華族ノ戶主ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八條　選擧事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域內ニ於テ被選擧權ヲ有セス

第九條　在職ノ宮內官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行

政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計檢査官、收稅官吏及警察官吏ハ被選擧權ヲ有セス

第十條　官吏及待遇官吏ハ左ニ揭クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

一　國務大臣
二　內閣書記官長
三　法制局長官
四　各省政務次官
五　各省參與官
六　內閣總理大臣秘書官
七　各省秘書官

第十一條　北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三章　選擧人名簿

第十二條　町村長ハ每年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ一年以上其ノ町村內ニ住居ヲ有スル者ノ選擧資格ヲ調査シ選擧人名簿二本ヲ調製シ十月十五日迄ニ之ヲ郡長ニ送付スヘシ

郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ調査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ一本ハ十月三十一日迄ニ之ヲ町村長ニ返付スヘシ

市長ハ每年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ一年以上其ノ市內ニ住居ヲ有スル者ノ選擧資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選擧人名簿ヲ調製スヘシ

第一項又ハ前項ノ住居ニ關スル要件ヲ具備セサル選擧人ハ選擧人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ス

選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、住居及生年月日等ヲ記載スヘシ

第一項又ハ第三項ノ住居ニ關スル期間ハ行政區劃變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十三條　郡長及市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間郡市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選擧人名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

郡長及市町村長ハ縱覽開始ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ縱覽ノ場所ヲ告示スヘシ

第十四條　選擧人名簿ニ脫漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選擧人ハ理由書及證憑ヲ具ヘ其修正ヲ郡市長ニ申立ツルコトヲ得

縱覽期間ヲ經過シタルトキハ前項ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條　郡市長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ之ヲ決定スヘシ

其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタル時ハ直ニ選擧人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ直ニ名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六條　前條郡市長ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ郡市長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得ス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第十七條　選擧人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

選擧人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ据置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ郡市長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其旨ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ直ニ

名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ
天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選擧人名簿ヲ調製スヘシ
前項選擧人名簿ノ調製及其ノ期日、縱覽、確定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四章　選擧、投票及投票所

第十八條　總選擧ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以內ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス
議會開會中又ハ議會閉會ノ日ヨリ二十五日以內ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ總選擧ハ議會閉會ノ日ヨリ二十六日以後三十日以內ニ之ヲ行フ
衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選擧ハ解散ノ日ヨリ三十日以內ニ之ヲ行フ
總選擧ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス
第十九條　選擧ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル
第二十條　市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス
第二十一條　投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク
第二十二條　投票管理者ハ選擧ノ期日ヨリ少タトモ五日前ニ投票所ヲ告示スヘシ
第二十三條　投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ
第二十四條　議員候補者ハ各投票區ニ於ケル選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人一人ヲ定メ選擧ノ期日ノ前日迄ニ投票管理者ニ屆出ツルコトヲ得但シ議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ屆出テタル投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ
前項ノ規定ニ依ル投票立會人三人ニ達セサルトキ若ハ三人ニ達セサルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クヘキ時刻ニ至リ三人ニ達セサルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セサルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ投票區ニ於ケル選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムヘシ
投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス
第二十五條　選擧人ハ選擧ノ當日自ラ投票所ニ到リ選擧人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ
投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選擧人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス
第二十六條　投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選擧人ニ交付スヘシ
第二十七條　選擧人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ
投票用紙ニハ選擧人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス
第二十八條　投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス
第二十九條　選擧人名簿ニ登錄セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス但シ選擧人名簿ニ登錄セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選擧ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムヘシ
第三十條　選擧人名簿ニ登錄セラレタル者選擧人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選擧ノ當日選擧權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

自ラ議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條　投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理者之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ヲ受ケタル選擧人不服アルトキハ投票管理者ハ假ニ投票ヲ爲サシムヘシ

前項ノ投票ハ選擧人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ

投票立會人ニ於テ異議アル選擧人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第三十二條　投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ旨ヲ告ケテ投票所ノ入口ヲ鎖シ投票所ニ在ル選擧人ノ投票結了スルヲ待チテ投票函ヲ閉鎖スヘシ

投票函閉鎖後ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十三條　選擧人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選擧ノ當日自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル者ノ投票ニ關シテハ第二十五條、第二十六條、第二十七條第一項、第二十九條但書及第三十一條ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十四條　投票管理者ハ投票錄ヲ作リ投票ニ關スル顛末ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

第三十五條　投票管理者ハ一人又ハ數人ノ投票立會人ト共ニ町村ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日ノ翌日迄ニ、市ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函、投票錄及選擧人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ

第三十六條　島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アリト認ムルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票錄及選擧人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

第三十七條　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選擧長ヲ經テ地方長官ニ其ノ旨ヲ屆出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムヘシ

第三十八條　第七十五條又ハ第七十六條ノ選擧ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選擧ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第三十九條　何人ト雖選擧人ノ投票シタル被選擧人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第四十條　投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四十一條　選擧人、投票所ノ事務ニ從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ニ非サレハ投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十二條　投票所ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧騷ニ渉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ投票所外ニ退出セシムヘシ

第四十三條　前條ノ規定ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第五章　開票及開票所

第四十四條　郡市長ハ開票管理者ト爲リ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第四十五條　開票所ハ郡市役所又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第四十六條　開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第四十七條　第二十四條ノ規定ハ開票立會人

ニ之ヲ準用ス

第四十八條　開票管理者ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日開票所ニ於テ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第四十九條　前條ノ計算終リタルトキハ開票管理者ハ先ツ第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ投票所毎ニ投票ヲ點檢スヘシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選擧長ニ報告スヘシ

第五十條　選擧人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條　投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定スヘシ

第五十二條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一　成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二　議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選擧權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五　議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

六　議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七　議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八　衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル選擧ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十三條　投票ハ有效無效ヲ區別シ議員ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第五十四條　開票管理者ハ開票錄ヲ作リ開票ニ關スル顚末ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第五十五條　選擧ノ一部無效ト爲リ更ニ選擧ヲ行ヒタル場合ノ開票ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スヘシ

第五十六條　第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ開票ニ之ヲ準用ス

第五十七條　開票所ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第六章　選擧會

第五十八條　地方長官ハ各選擧區內ニ於ケル郡市長ノ中ニ就キ選擧長ヲ定ムヘシ但シ一縣一選擧區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官ヲ、一市一選擧區タル場合ニ於テ、其ノ市長ヲ、選擧長トス

選擧長ハ選擧會ニ關スル事務ヲ擔任ス

第五十九條　選擧會ハ選擧長ノ屬スル縣廳若ハ郡市役所又ハ選擧長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第六十條　選擧長ハ豫メ選擧會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第六十一條　第二十四條ノ規定ハ選擧立會人ニ之ヲ準用ス

第六十二條　選擧長ハ總テノ開票管理者ヨリ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選擧會ヲ開キ選擧立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スヘシ

選擧ノ一部無效ト爲リ更ニ選擧ヲ行ヒタル場合ニ於テ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧長ハ前項ノ例ニ依リ選擧會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

第六十三條　選擧人ハ其ノ選擧會ノ參觀ヲ求

ムルコトヲ得

第六十四條 選擧長ハ選擧錄ヲ作リ選擧會ニ關スル顛末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ署名シ第四十九條第三項ノ報告ニ關スル書類ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十五條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ選擧會ニ之ヲ準用ス

第六十六條 選擧會場ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選擧ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選擧ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選擧長ニ届出ツヘシ

選擧人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選擧ノ期日ノ前日迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

議員候補者ハ選擧長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス

前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選擧區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス

議員候補者選擧ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ被選擧權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選擧區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡モ亦同シキトキハ選擧會ニ於テ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム

第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ル場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキハ直ニ選擧會ヲ開キ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果又ハ第百三十六條ノ規定ニ依リ當選無效トナリタルトキハ選擧會ヲ開キ其ノ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出期限前ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ届出期限經過後ナル場合ニ於テハ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前三項ノ場合ニ於テ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者選擧ノ期日後ニ於テ被選擧權ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ當選人ト定ムルコトヲ得ス

第七十條 當選人選擧ノ期日後ニ於テ被選擧權ヲ有セサルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ

第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項ノ

規範たり、また一代の大經世家として先憂後樂するところに博士の眞面目が存するのである。隨つて博士の述作は凡てこれ教育改造の天籟であり、鄒國の大文字 あり、近代日本の論語にあらざるはなく、その斷簡零墨にも貴重なる教訓と暗示が含まれてゐる。即ち「澤柳全集」は單にこれを大教育書として見るべきにあらず、實にまた大政治書 大思想書、大警世書、大修養書として萬人必讀、萬戸必備の名著である。全集第三卷に收めたる「孝道」の如きは、實に「明治大正の孝經」ともいふべく、その他「讀書法」といひ「學修法」といひ、皆これ一般人士の一大修養書たるべきものである。今や時危にして思想、動搖甚しき時、何人もその最愛子弟のために本全集を家庭に備へる用意がなければならぬ。

全集の刊行は、今や滔々として一世の流行であるが、而もその多くは純文學に屬するもののみである。この際に於て「澤柳全集」の如きは堅實なる一大修養書が、堂々たる全集となつて出現するに到つたことは、深甚なる感動を以て迎へらるべき事實であると共に、また所謂全集物の刊行に新しき記錄を作るものといふべきである。これ本會が本全集の刊行を企てた所以である。敢て天下有識の士に望む。

顧問

德富猪一郎
高楠順次郎
上田萬年

編輯

吉田熊次
小西重直
長田新
三浦藤作

裝幀擔任 山本鼎

刊行責任者

冨山房 坂本嘉治馬
文化書房 曾根松太郎

贊助員 二千餘名士

内容 全六卷

第一卷
實際的教育學
教育學批判
我が國の教育
第二卷
教師及び校長論
時代と教育

退耕錄
隨感隨想
第三卷
孝道
第四卷
ペスタロッチ
教育者の精神

公私學校比較論
心理學
普通心理學
心理學講義
倫理學
讀書法
學修法

第五卷
普通教育學
特殊教育學
政治道德學
第六卷
論文選集

要項

□本書體裁 全六冊 各冊平均約七百五十頁 高雅天金 背皮最上特製
□刊 行 豫約者に限り頒布 第一卷大正十四年五月發行以下毎月一冊宛發行十月完結
□申込方法 豫約申込六月十日限 一時拂三十圓 每月拂五圓五十錢 申込金五圓(最後の月の拂込金に充當) 外に郵税を要す詳細規定及内容、本申込次第進呈

福田徳三著 社會運動と勞銀制度 定價二・五〇 送料・二〇

福田徳三著 社會政策と階級闘爭 定價三・〇〇 送料・二四

福田徳三著 ボルシェヴヰズム研究 定價二・九〇 送料・二二

小泉信三著 價値論と社會主義 定價三・〇〇 送料・二四

桑田芳藏著 ヴントの民族心理學 定價三・五〇 送料・二四

本庄榮治郎著 日本社會史 定價二・五〇 送料・二四

森戸辰男著 青年學徒に訴ふ 定價・三〇 送料・一二

ヨゼフ・ディツゲン著 山川均譯 無產階級の哲學 定價二・五〇 送料・二二

ウンターマン著 森晋一譯 哲學思想の史的考察 定價二・〇〇 送料・二二

ゲー・ジノヴィエフ著 富士辰馬譯 勞働政黨と勞働組合 定價・九〇 送料・一四

ニコライ・レーニン著 茂森唯士譯 レーニニズム 定價一・二〇 送料・一六

山川均譯 レーニンとトロツキー 定價一・五〇 送料・一八

昇曙夢著 露國現代の思潮及文學 定價四・八〇 送料・三〇

阿部次郎著 北郊雜記 定價一・九〇 送料・一八

若山牧水著 樹木とその葉 定價二・〇〇 送料・二二

中澤臨川著 嵐の前 定價一・五〇 送料・一六

野口米次郎著 先驅者の言葉 定價一・八〇 送料・一六

長谷川如是閑著 犬・猫・人間 定價一・八〇 送料・一六

堺利彦著 野外劇の一幕 定價一・五〇 送料・一六

高濱虚子著 朝の庭 定價一・七〇 送料・一六

大杉榮著 自叙傳 定價二・〇〇 送料・一八

武者小路實篤著 筆の向くまゝ 定價一・一〇 送料・一六

河東碧梧桐著 二重生活 定價一・二〇 送料・一六

北村壽夫著 幻の部屋 定價一・六〇 送料・一八

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社
振替東京八四〇二番
電話高輪四九九三番

規定ニ依ル屆出アリタル議員候補者其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ヲ超エサルトキハ其ノ選擧區ニ於テハ投票ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セサルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ投票管理者ニ通知シ併セテ之ヲ告示シ且地方長官ニ報告スヘシ

投票管理者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第一項ノ場合ニ於テハ選擧長ハ選擧ノ期日ヨリ五日以內ニ選擧會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選擧權ノ有無ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定スヘシ

第七十二條　當選人定リタルトキハ選擧長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名ヲ告示シ且ツ當選人ノ氏名、得票數及其ノ選擧ニ於ケル有效投票ノ總數其ノ他選擧ノ顛末ヲ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十三條　當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ選擧長ニ屆出ツヘシ

一人ニシテ數選擧區ノ當選ヲ承諾スルコトヲ得ス

選擧長第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十四條　當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ當選承諾ノ屆出ヲ爲ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十五條　左ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキヲ除クノ外地方長官ハ選擧ノ期日ヲ定メ少クトモ十四日前ニ之ヲ告示シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ但シ同一人ニ關シ左ニ掲グル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十八條第六項ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキ

二　當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ

三　當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

四　第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ

五　當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無效ト爲リタルトキ

六　當選人第百三十六條ノ規定ニ依リ當選無效ト爲リタルトキ

第九章ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選擧ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第一項ノ選擧ノ期日ハ第九章ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間滿了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セサルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通知ヲ受ケタル日又ハ第百四十三條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項各號ノ一ニ該當スル事由議員ノ任期ノ終ル前六月以內ニ生シタルトキハ第一項ノ選擧ハ之ヲ行ハス

第七十六條　當選人當選ノ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ告示シ且之ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

第七十七條　第九章ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果選擧若ハ當選無效ト爲リタルトキ又ハ當選

人第百三十六條ノ規定ニ依リ當選無效ト爲リタルトキハ地方長官ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第八章　議員ノ任期及補闕

第七十八條　議員ノ任期ハ四年トシ總選擧ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十九條　議員ニ闕員ヲ生スルモ其ノ闕員ノ數同一選擧區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補闕選擧ハ之ヲ行ハス

議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ内務大臣ハ議院法第八十四條ノ規定ニ依ル衆議院議長ノ通牒ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ地方長官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ闕員ト爲リタル議員カ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾屆出ノ期限前ニ於テ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ於テ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者アルトキハ直ニ議員闕員ト爲リタル旨ヲ選擧長ニ通知スヘシ

選擧長ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ第六十九條第四項乃至第六項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ

地方長官ハ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル場合ニ於テ第三項ノ規定ノ適用アルトキ及同一人ニ關シ第七十五條ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外其ノ闕員ノ數同一選擧區ニ於テ二人ニ達スルヲ待チ最後ニ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選擧ヲ行ハシムヘシ

補闕選擧ノ期日ハ地方長官少クトモ十四日前ニ之ヲ告示スヘシ

第七十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ補闕選擧ニ之ヲ準用ス

第八十條　補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第九章　訴訟

第八十一條　選擧ノ效力ニ關シ異議アル選擧人又ハ議員候補者ハ選擧長ヲ被告トシ選擧ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條　選擧ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選擧ノ結果ニ異動ヲ及ホスノ虞アル場合ニ限リ裁判所ハ其ノ選擧ノ全部又ハ一部ノ無效ヲ判決スヘシ

第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ニ於テモ其ノ選擧前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部又ハ一部ノ無效ヲ判決スヘシ

第八十三條　當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項及第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得但シ第六十九條第一項但書ニ定メタル得票ニ達シタリトノ理由、第六十九條第六項若ハ第七十條ノ規定ニ該當セストノ理由又ハ第七十一條第五項ノ決定違法ナリトノ理由ニ因リ出訴スル場合ニ於テハ選擧長ヲ被告トスヘシ

前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條　第百十條ノ規定ニ依リ當選ヲ無效ナリト認ムル選擧人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第百三十六條ノ規定ニ依リ選擧事務長カ第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處

セラレタルニ因リ當選ヲ無效ナリト認ムル選擧人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十五條　裁判所ハ本章ノ規定ニ依ル訴訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ口頭辯論ニ立會ハシムヘシ

第八十六條　本章ノ規定ニ依ル訴訟ノ提起アリタルトキハ大審院長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ

本章ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキハ大審院長ハ其ノ判決書ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ帝國議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ

第八十七條　本章ノ規定ニ依ル訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徵ス

第十章　選擧運動

第八十八條　議員候補者ハ選擧事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選擧事務長ト爲リ又ハ推薦屆出者（推薦屆出者數人アルトキハ其ノ代表者）議員候補者ノ承諾ヲ得テ選擧事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選擧事務長ト爲ルコトヲ妨ケス

議員候補者ノ承諾ヲ得スシテ其ノ推薦ノ屆出ヲ爲シタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セス

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選擧事務長ヲ解任スルコトヲ得選擧事務長ヲ選任シタル推薦屆出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同シ

選擧事務長ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得

選擧事務長ノ選任者（自ラ選擧事務長ト爲リタル者ヲ含ム以下之ニ同シ）ハ直ニ其ノ旨ヲ選擧區内ノ警察官署ノ一ニ屆出ツヘシ

選擧事務長ニ異動アリタルトキハ前項ノ規定ニ依リ屆出ヲ爲シタル者直ニ其ノ屆出ヲ爲シタル警察官署ニ其ノ旨ヲ屆出ツヘシ

第九十五條ノ規定ニ依リ選擧事務長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ屆出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ

第八十九條　選擧事務長ニ非サレハ選擧事務所ヲ設置シ又ハ選擧委員若ハ選擧事務員ヲ選任スルコトヲ得ス

選擧事務長ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選擧委員又ハ選擧事務員ヲ解任スルコトヲ得

選擧委員又ハ選擧事務員ハ文書ヲ以テ選擧事務長ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得

選擧事務長選擧事務所ヲ設置シ又ハ選擧委員若ハ選擧事務員ヲ選任シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ前條第五項ノ屆出アリタル警察官署ニ屆出ツヘシ選擧事務所又ハ選擧委員若ハ選擧事務員ニ異動アリタルトキ亦同シ

第九十條　選擧事務所ハ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス

選擧ノ一部無效ト爲リ更ニ選擧ヲ行フ場合又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選擧事務所ハ前項ニ掲クル數ヲ超ヘサル範圍内ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ前項ノ規定ニ依リ選擧事務所ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ選擧ノ期日ノ告示アリタル後

直ニ之ヲ告示スヘシ

第九十一條　選擧事務所ハ選擧ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以內ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス

第九十二條　休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選擧運動ノ爲之ヲ設クルコトヲ得ス

第九十三條　選擧委員及選擧事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十條第二項及第三項ノ規定ハ選擧委員及選擧事務員ニ關シ之ヲ準用ス

第九十四條　選擧事務長選擧權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選擧運動ヲ爲スコトヲ得サル者ナルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ解任又ハ退任ヲ命スヘシ

第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ選擧事務所ノ設置アリト認ムルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ選擧事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ第九十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選擧事務所ノ設置アリト認ムルトキハ其ノ超過シタル數ノ選擧事務所ニ付亦同シ

前條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選擧委員又ハ選擧事務員ノ選任アリト認ムルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ超過シタル數ノ選擧委員又ハ選擧事務員ノ解任ヲ命スヘシ選擧委員又ハ選擧事務員選擧權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選擧運動ヲ爲スコトヲ得サル者ナルトキ其ノ選擧委員又ハ選擧事務員ニ付亦同シ

第九十五條　選擧事務長故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ

推薦届出者タル選任者モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得スシテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ其ノ職務ヲ行フ

第九十六條　議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サレハ選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル選擧運動ハ此ノ限ニ在ラス

第九十七條　選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ハ選擧運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、休泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得演說又ハ推薦狀ニ依リ選擧運動ヲ爲ス者其ノ運動ヲ爲スニ付亦同シ

選擧事務員ハ選擧運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受クルコトヲ得

第九十八條　何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選擧人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス

第九十九條　選擧權ヲ有セサル者ハ選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ト爲ルコトヲ得ス

選擧事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域內ニ於ケル選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス

第百條　內務大臣ハ選擧運動ノ爲頒布シ又ハ掲示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第十一章　選擧運動ノ費用

第百一條　立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除クノ外選擧運動ノ費用ハ選擧事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス但シ議員候補者、選擧委員又ハ選擧事務員ハ選擧事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ妨ケス

議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サル者ハ選擧運動ノ費用ヲ支

用スルコトヲ得ス但シ演說又ハ推薦狀ニ依ル選擧運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス

第百二條　選擧運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス

一　選擧區內ノ議員ノ定數ヲ以テ選擧人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額

二　選擧ノ一部無效ト爲リ更ニ選擧ヲ行フ場合ニ於テハ選擧區內ノ議員ノ定數ヲ以テ選擧人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額

三　第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）必要アリト認ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ選擧ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ

第百三條　選擧運動ノ爲財產上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ他ノ金錢以外ノ財產上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ見積リタル金額ヲ以テ選擧運動ノ費用ト看做ス

第百四條　左ノ各號ニ掲クル費用ハ之ヲ選擧運動ノ費用ニ非サルモノト看做ス

一　議員候補者カ乘用スル船車馬等ノ爲ニ要シタル費用

二　選擧ノ期日後ニ於テ選擧運動ノ殘務整理ノ爲ニ要シタル費用

三　選擧委員又ハ選擧事務員ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選擧事務長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第百一條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

四　第六十七條第一項乃至第三項ノ屆出アリタル後議員候補者、選擧事務長、選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サル者ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選擧事務長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第百一條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

五　立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ選擧事務長ト爲リタル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ

第百五條　選擧事務長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ備ヘ之ニ選擧運動ノ費用ヲ記載スヘシ

第百六條　選擧事務長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ選擧運動ノ費用ヲ精算シ選擧ノ期日ヨリ十四日以內ニ第八十八條第五項ノ屆出アリタル警察官署ヲ經テ之ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ屆出ツヘシ

地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ前項ノ規定ニ依リ屆出アリタル選擧運動ノ費用ヲ告示スヘシ

第百七條　選擧事務長ハ前條第一項ノ屆出ヲ爲シタル日ヨリ一年間選擧運動ノ費用ニ關スル帳簿及書類ヲ保存スヘシ

前項ノ帳簿及書類ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百八條　警察官吏ハ選擧ノ期日後何時ニテモ選擧事務長ニ對シ選擧運動ノ費用ニ關スル帳簿又ハ書類ノ提出ヲ命シ之ヲ檢査シ、又ハ之ニ關スル說明ヲ求ムルコトヲ得

第百九條　選擧事務長辭任シ又ハ解任セラレタル場合ニ於テハ遲滯ナク選擧運動ノ費用ノ計算ヲ爲シ新ニ選擧事務長ト爲リタル者ニ對シ、新ニ選擧事務長ト爲リタル者ナキトキハ第九十五條ノ規定ニ依リ選擧事務長

ノ職務ヲ行フ者ニ對シ選擧事務所、選擧委員、選擧事務員其ノ他ニ關スル事務ト共ニ其ノ引繼ヲ爲スヘシ第九十五條ノ規定ニ依リ選擧事務長ノ職務ヲ行フ者事務ノ引繼ヲ受ケタル後新ニ選擧事務長定リタルトキ亦同シ

第百十條　議員候補者ノ爲支出セラレタル選擧運動ノ費用カ第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エタルトキハ其ノ議員候補者ノ當選ヲ無效トス但シ議員候補者及推薦届出者カ選擧事務長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シ且選擧事務長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選擧運動ノ費用ノ支出ニ付過失ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二章　罰則

第百十一條　詐僞ノ方法ヲ以テ選擧人名簿ニ登錄セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於テ虛僞ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十二條　左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若クハ約束ヲ爲シ又ハ饗應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ

二　當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

三　投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選擧運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

四　第一號若ハ前號ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

五　前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第百十三條　左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

二　議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラムトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ前條第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

三　前二號ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

四　前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第百十四條　前二條ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第百十五條　選擧ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮

又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　選擧人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選擧運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ

二　交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他僞計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選擧ノ自由ヲ妨害シタルトキ

三　選擧人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選擧運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選擧人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選擧運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ

第百十六條　選擧ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選擧人ノ氏名ノ表示ヲ求メタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十七條　選擧事務ニ關係アル官吏、吏員立會人又ハ監視者選擧人ノ投票シタル被選擧人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虛僞ナルトキ亦同シ

第百十八條　投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選擧人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選擧人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十九條　投票管理者、開票管理者、選擧長、立會人若ハ選擧監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選擧會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百二十條　多衆聚合シテ第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百二十一條　選擧ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第百二十二條　前條ノ物件ヲ携帶シテ選擧會場開票所又ハ投票所ニ入リタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十三條　前二條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帶シタル物件ヲ沒收ス

第百二十四條　選擧ニ關シ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサ

ル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十八條乃至第百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第百二十六條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ揭クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

一　當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虛僞ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二　當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虛僞ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第百二十七條　選擧人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ僞造シ又ハ其ノ數ヲ增減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十八條　立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十九條　第九十六條若ハ第九十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十條　第九十條第一項第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選擧事務所ヲ設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ヲ設ケタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選擧委員又ハ選擧事務員ノ選任ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

第百三十一條　第八十九條第一項、第九十九條又ハ第百九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十二條　第八十八條第五項乃至第七項又ハ第八十九條第四項ノ屆出ヲ怠リタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第百三十三條　選擧事務長又ハ選擧事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エ選擧運動ノ費用ヲ支出シ又ハ第百一條第一項但書ノ規定ニ依ル承諾ヲ與ヘテ支出セシメタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十四條　第百一條ノ規定ニ違反シテ選擧運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第百三十五條　左ノ各號ニ揭クル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第百五條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘス又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虛僞ノ記入ヲ爲シタルトキ

二　第百六條第一項ノ屆出ヲ怠リ又ハ虛僞ノ屆出ヲ爲シタルトキ

三　第百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿

又ハ書類ヲ保存セサルトキ

四 第百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虛僞ノ記入ヲ爲シタルトキ

五 第百八條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ書類ノ提出若ハ檢査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ說明ノ求ニ應セサルトキ

第百三十六條 當選人其ノ選擧ニ關シ本章ニ揭クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無效トス選擧事務長第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選擧事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百三十七條 本章ニ揭クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時效ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選擧ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會ノ議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ニ規定スル者ト雖情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ前項ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第百三十八條 第百二十七條第三項及第四項ノ罪ノ時效ハ一年ヲ經過スルニ因リテ之ヲ完成ス

前項ニ揭クル罪以外ノ本章ノ罪ノ時效ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

第十三章 補則

第百三十九條 選擧ニ關スル費用ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十條 議員候補者又ハ推薦屆出者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ選擧區內ニ在ル選擧人ニ對シ選擧運動ノ爲ニスル通常郵便物ヲ選擧人一人ニ付一通ヲ限リ無料ヲ以テ差出スコトヲ得

公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說ニ依ル選擧運動ノ爲其ノ使用ヲ許可スヘシ

第百四十一條 選擧ニ關スル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル選擧ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第百四十二條 第十二章ニ揭クル罪ニ關スル刑事訴訟ニ付テハ上告裁判所ハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得

第百四十三條 當選人其ノ選擧ニ關シ第十二章ニ揭クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ選擧事務長第百十二條若ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ內務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ

第百四十四條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第百四十五條 郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ニ、郡役所ニ關スル規定ハ島廳又ハ北海道廳支廳ニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市ニ於テハ本法中區ニ關スル

規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス
町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第百四十六條　交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第百四十七條　第三十三條ノ規定ニ依ル投票ニ付テハ其ノ投票ヲ管理スヘキ者ハ之ヲ投票管理者、其ノ投票ヲ記載スヘキ場所ハ之ヲ投票所、其ノ投票ニ立會フヘキ者ハ之ヲ投票立會人ト看做シ第十二章ノ規定ヲ適用ス

第百四十八條　本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第百四十九條　明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ衆議院議員ノ選擧ニ關シテハ之ヲ適用セス

第百五十條　本法ハ東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ內之ヲ施行セス

附則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選擧スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ總選擧ノ期日ヲ定ムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル總選擧ニ必要ナル選擧人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

フセン・フアンに一言

室伏高信

○

普通選擧の問題については、私たちは最初から傍觀者の態度をとつてきた。それが成立するもよし、せざるもよし、要は私たち民衆のかかわる所ではなくてただなる政治業家のたわむれにしか過ぎないものと思つてゐたのである。

既に、今度の普選法を成立せしめたところの政治家の諸君が、「曲りなり」に出來上つたものだといつてゐる以上、私たちがそれ以上に、この法律に批評を加へる必要はあるまい。まことに曲りなりに成立したのである。勿論その曲りなりは可成りに重大な曲りなりである。或はこの法律は普選法ではないといふべきである。貧困なることが、若しくは貧困なることを條件として結果するところのものが、選擧權から除外されてゐる以上、それは依然として有産階級のための制限選擧であり、從つて普選だといふことはできないのである。主義の上からいへば、今度の普選なるものは、普選ではないのである。

○

私たちから見れば、しかし、それが普選であるか否かといふことは、さして大問題だとは思はれない。私たちにとつて問題とされることは、普選そのものの價値である。それが曲りなりであると、若しくは、然らざるとにかゝわらず、凡そ普選なるものの價値判斷の問題である。

○

日本は今や普選日本となつた。一方にラヂオ日本であり、他方に普選日本である。日本の文明は漸くその形式を整備してきた。新らしい日本の日がこゝに輝きはじめてきたかに見える。ラヂオ・フアンが文明の利器を謳歌してゐる一方に、フセン・フアンが新らしき政治の日本を約束しはじめてきた。

○

普選が日本の政治上に何等の影響をも與へぬであらうとは勿論考へることはできない。古るき政黨は、今やその表看板を、幾分なりとも、塗り變へなければならなくつた。既成政黨の內部なる「新人なるものが、既に「新政策」を要求するの聲をなしてゐるのを見る。普選と交換に、若しくは普選のどさくさまぎれに乘じて治安維持法なる、世界始まつて以來の最大惡法を通過させ、そしてそれをもつて「成功」なりと誇るところの首相を戴く政黨それ自身がいよ〳〵普選の成立とともに自らの手になつたところの惡法を彼等自らの手によつて葬り去ることを餘儀なくされるの日もきたるであらう。

普選には、たしかにさうした効果がある。既成政黨は、たしかに、今日までよりは、より多く民衆なるものに媚びなければならぬのであらう。就中、政治家が農民に多くの媚を賣るに至るであらうことは想像にあまりある。ラヂオ・ソアンが文明のの最高利器に陶醉しつゝある時に、フセン・ソアンは、文明から取り殘され、そして文明のために滅亡しつゝあるところの農民階級に對して、阿媚、煽動の限りを盡くさなければならぬであらう。一方に農民をこの地上から滅亡せしめるところの使命をもつて生れてきたところのラヂオ文明を謳歌するところの都會的政治家の諸君が、他方に農村振興、農村救濟のために、建議案と決議案と法律案と、もろ〳〵の立法的奇術興業に多忙を極めるに至るであらう。そこに多くの矛盾が鬪ふのである「矛盾の鬪爭」がいよ〳〵露骨を極めるに至るであらう。文明が最極度にと近づいて、矛盾の鬪爭がまた最高潮にと達するのである。

○

私たちは普選の効用をそこに見るのである。文明の悲劇を政治的に高調するところのものが普選なのである。それは政治を完成するところのものではなくて、政治文明における悲劇を完成するところの職分をもつて生れ出でたところのものである。

まこと、普選の使命は政治の破産をもちきたすところにある。フセン・ソアンが普選によつて新らしい政治がもちきたされるものでとくにいななしてゐる間に、普選そのものは、政治の破産をこの地上に宣言すべく、生れてきたのである。

○

普選ソアンが、ある程度まで、民衆をおどらせるであらうことを、私は拒むものでは勿論ない。民衆の Fürsprecher は、普選を機會に、民衆なるものを、政治にと引きつけることに成功するであらう。そのことは、今日でさへ、最早半ば以上を成功してゐるのである。

多年の黨弊政弊に厭いたところの民衆、そして政治に惱みつ

かれたところの民衆、民衆のための Fürsprecher をして最早やその職分を使ひつくさせたところの民衆が、普選の登場とともに、再び政治に視線を向けてきたことは事實である。

勞働運動家の間にあつては、このことは一層顯著である。嘗つてサンヂカリズムを奉じたところのものはボルシエヰズムへと馬を乘りかへた。また嘗つてボルシエヰキ、ソヰエトの謳歌のために戰つてきたところの勞働政治家の諸君は、今や勞働運動から、その昨日まで宣傳してきたところのボル主義の排斥のために戰ひはじめてきた。フエビアンの安部磯雄先生と、超フエビアンの鈴木文治とが轡を並べて舞臺に登つてきた。勞働運動の全戰線に亘つて方向轉換が時の聲となつた。大山郁夫君の言葉でいへば、政治過程における進化なるものが着々としてその緒につき、勞働政治家の諸君のために、花咲き鳥歌ふの樂園が近づいてきたのである。

○

まこと、民衆政治家の諸君、民衆の Fürsprecher の諸君が、三菱派の政治家の諸君と對立せんとする時代が開けてきたのである。普選は、階級鬪爭を、議會の演壇に移すであらう。演説と、野次と、速記錄とのうへで、階級鬪爭が花を咲かせるに至るであらう。そこに勞働政治家の魅惑がある。そこに民衆政治家なるものの誘惑がある。民衆のうちの無反省なものが喜んでこれに喝采し、和製マクドオナルドが、日本の政治史のうへに、一つの挿話を作るに至るであらう。

○

それはしかし民衆のための如何なるものでもない。民衆によつての如何なるものでもありえない。それは階級鬪爭を言語化し、政談演説化し、野次化し、速記化し、要するに喜劇化するだけのものである。無産階級の政治家なるものが、三菱派議會政治家のそれのごとくに、そしてその後を襲ふて、同じ演壇に立ち、同じ詭辯式演説をなし、同じコップの水を飲むことを意味するにしか過ぎないのである。それによつて勞働政治家がレニンとなり、マクドオナルドとなることはあるにしても、そしてまた一時的には、民衆の喝采を博するにしても、一場の芝居はたゞ一場の芝居である。それによつて民衆なるものが政治のうへに代表されるのでもなく、また民衆が政治とともにあり、若しくは政治が民衆とともにあることを示すべき如何なる理由ともなるものではないのである。それはたゞ勞働政治家が試めされることを意味する。そして勞働政治家は最後の政治家である。勞働政治家のためされることは、それゆゑに政治家そのもののためされることを意味する。そしてまた同時に政治そのも

のの試めされることを意味するのだ。

私はそこに政治の破産の日のきたることを見てゐるものである。就中、農民との干係において、政治のやがて試めされることい日のきたるために、普選なるものがもちきたされたことを私は信んずるのである。（小田原に住みて）

藥石の效なき普選

高畠素之

◇

今の議會的人種にあつては、進歩主義の保守主義のといつたところで、所詮は目糞と鼻糞を比較するやうなものである。昔節十年の放言と賛成起立の詭辯に、偶然に進歩と保守の分別を決しはしたが、肚を割つたら五十歩も百歩もない。新藥を看板に三派が共同販賣した普選にしても、根が嫌々ながらの調合であるから、大阪仁輪加の鼻糞まるめたアンポン丹ほどにも期待されなかつた。その上、樞密院の貴族院のといふ素見客にいぢくり廻され、香氣も拔け、靈氣も失せ、さらでだに効目の點は怪しくなつて來た。

このまやかし普藥を化學的に分析し、一々ダメを押した日には際限がない。依つて茲のところは、商標や包裝紙のケチをつけるに止めて、新有權者未遂八百萬人の健康を祝することとしよう。

◇

勿體らしい斯道の理屈に從ふと、制限選擧が權利を與へぬことを原則とするに反し、普選は與へることを原則とするさうだ。納稅資格を撤廢し、神官僧侶、學生生徒、教員等にまで選被兩權を開放したことは、一見原則を裏切らなかつたやうにも見える。しかし華族の戸主を除外し、特科學校並に志願兵出身にして國民軍に編入された者を除外するなどは、一向に聞こえぬ理屈である。

衆議院だけを國民代表機關の如く吹聽し、何かといへば華族橫暴の貴院專斷のと出る辯に、肝心の華族をロツク、アウトし

ことうなるか。これでは兩院を名實共に對等ならしめ、國民六千萬の利害を華族五百に匹敵させることとなる。而もその保證を具體的ならしめたのは普選法の功績であり、將來の貴族院横暴を奬勵するものこれである。更に軍人出身者を無視したのは血税負擔者を不具廢疾者と同列ならしめるゆゑんで、これだけでも普選主義の根本を蹂躙したといへよう。

◇

問題の喧しかつた缺格條件にしても、如何にして權利享有者を少なからしめるかの苦心である。無意味ながらも年齡制限を二十五歳以上としたなら、馬鹿やチョンでない限り、機會を平等ならしめるのが普選主義とやらの精神らしい。これを鰻香を匂はせるだけで、權利行使者を嚴格に規定し、一定の住居に一ケ年以上とか、貧窮に依り公私の救助扶助を受けざる者とか、凡そ無意味な制限を設けて權利を享有させまいとする。

政府及び三派の揚言では、何よりも財産的差別待遇を撤廢するのが眼目だとのことだつた。冗談ぢやない、財産的差別といふのは納税差別に限られはしない。救助扶助を受ける貧窮者を除外したのは、法律を以て差別待遇を明記したことである。單にそればかりでなく、一年以上も一定の住居を構へるなどは、貧乏人に出來る相談ではない、單位的な貧乏人でなくとも、工場主や重役の風向きで失業を保證されてゐる勞働者や腰辨は、權利剝脫の可能率が甚だしく多からう。

◇

續いては『貧困』とか『住居』とかの、字義適用範圍の曖昧なことも困る。政府側の答辯では、市町村制に關する規定に準據すると、まるで鬼の首でも取つたつもりらしいが、肝心の市町村原制がヨタだから助からぬ。殊に市町村だけの範圍なら、一選擧區内の權利參加に公平を缺かぬが、甲開票區と乙開票區で資格の有無が分れては、所に依つて法の適用を二ならしめる譯である。況して住所プラス居所の住居などと來ては、下手な手品師には使ひ分け兼ねる難曲に相違ない。

◇

選擧方法に於いては、選擧期間短縮、開票區制、不在投票制等、少しは意味のある部分に見える。しかし二千圓の保證金制度などは、無きに越したことはない。

理由とするところは、孑孑候補の亂立を防ぐためだといふ。然るに孑孑候補とは貧乏候補とシノニムである。法定數を得票しなければ、保證金を沒收すると先手で脅しつけ、二千圓を溝に棄てても惜しくない人間だけを指定したあたり、さすがに周到な用意の程を窺はれる。

◆

最後は選擧區の問題だ。政友會の小選擧區主義と、革新俱樂部の大選擧區主義に挾まれた憲政會が、猿智慧にも中選擧區とは考へたものだ。しかし盜人にも三分の理はある。大選擧區は同志相食の弊あり、小選擧は黨爭激成の憂あり、そこで間を取つた中選擧區といふまでは無難だが、その實、兩弊兼備を忘れたのは飛んだ猿の尻笑ひである。

普通選擧を大選擧區と並用すべきは、尙ほニギリにワサビの關係である。死票を少なからしめるためには、大選擧區を土台とするしかない。仰るごとき同志相食を緩和する方法なら、江木翰長手製の比例代表を採用するがいい、而もこれを採用しないのは、國民に徹底してゐないからではなく、散票を掻き集められると既成黨人の當選率が激減するからである。

◆

これを要するに有るは無きに勝る意味で、アンポン丹なみの普選でも些かの興奮劑とはならう。しかし例の治安法を參院一致で通過させた程に、普選主義の根本とは緣の遠い目茶糞茶連の細工である。拔裏もあり間道もあり、ドテン返しも釣天井も仕掛けてあるに違ひない。

賢い世間には、普選と聞いただけで、無產政黨組織の準備を考へる人もある。共產黨、社會黨、勞働黨、小作黨、水平黨、それもよしこれもいい。だが、それを公然の結社と認めるか認めないかは、偏へにお上の方寸に屬する。ところで、お上の方寸そのものだが、獨り合點の善意的解釋どほりに動いて吳れると思ふのはどんなもんか。差し當つては例の治安法だ。鷺を烏といひくろめ兼ねない商賣で、無產政黨組織だけを法文の適用的解釋外に置くとは思へぬ。つもりとつもりの喰ひ違ひに驚ろく位なら、最初から頭上のウツバリに氣をつけるのが地道な世渡りである。

普選の贋札

山川菊栄

一

今回議會を通過した謂ゆる普選法案は、名は普選であつても、實質上單なる選擧權の擴張にすぎないものである。貧困者を除外し、女子を除外し、二十五才以下の成年男子を除外する等、種々なる制限によつて普選の精神と實質とを失つてしまつた「普選」は、十圓の納税資格を三圓に引下げたと同じ意味の、制限選擧法の改正以外の何ものでもないので、これを普選と銘打つて恥しげもなく賣り出す政府も政府なら、贋金と知りつゝ普選の名に目を眩まされて、受取る國民も國民である。

政府が樞密院に提出した最初の原案には、女子及び二十五才以下の男子を除外されてあつたにしても、被選權は二十五年以上とし、また破産者にして復權を得ざる者、貧困のため公私の救恤を受くる者、一定の住居とを有せざる者、を缺格者として除外するやうな條項は存在しなかつた。是等の條項はすべて無産者の選擧資格を制限するものであつて、苟くも財産資格の撤廢を眼目とする普選の精神とは相容れぬものであつたに拘はらず、政府は唯々として樞密院の命ずるがまゝに是等の條項を挿入し、よつて普選の實質を自から傷つけることを意としなかつた。普選に對する政府の無誠意は、樞密院に膝を屈して得た、既にその實質を失つた傷だらけのものにもせよ、申譯的の修正を經て議會を通過した法案を、再び完膚なきまでに修正した貴族院の横暴に對して何等の抵抗をも示さなかつたことによつて一層露骨に暴露された。議會の多數を制し、且つ少くとも普選案そのものについては輿論の支持を得ながら、猶且つ樞密院や貴族院の威嚇の前に一すくみにすくみ上つた政府の醜態は、自己の主義主張に對する確固たる信念なく、たゞ政權と地位とに戀々として何等の闘志もないでブルジョア政治家の墮落を遺憾なく語つてゐる。彼等は國民に訴へて普選案の徹底を期する代りに、國民を買つて樞府及び貴族院の鼻息を伺ふことに努め

た。彼等は自己の地位を賭して戰ふ代りに——戰へば勝算は歴々たるものがあつたに拘はらず、彼等は勝敗を思ふに堪へないほど、たゞ戰ひそのものを恐れたのである——卑屈な妥協と屈從とによつて目前の安きを求め、よつて普選の實質を犧牲にしたのである。

政府と與黨とが樞府及び貴族院の修正を承認した事實は、彼等の無氣力、無節操を語ると同時に、彼等も亦、內心普通選擧による民衆の政治的勢力の增大に對する猜疑と恐怖とを、樞府及び貴族院と共にするものであることを遺憾なく語つて居る。彼等は時代の趨勢に余儀なくされて、自己の地位を保つためには曲りなりにも普選を標榜せざるを得なかつた。けれども彼等が民衆の政治的自覺を恐れることは、現在の樞府貴族院、及び五年乃至七年前の彼等自身と何等の變りもないので、樞府及び貴族院の修正によつて普選案が骨拔きとなつたことは、內心彼等の歡迎する所であつたかも知れぬ。さもなくば、彼等が何等の不滿も動搖もなしに、あれほど普選の精神を蹂躪し、政府及び與黨の面目を踏みつけにした修正に甘んずる筈がないのである。國民の信望を裏切る點では飽まで圖々しく、威丈高に構へながら、元老及び貴族の前には平身低頭、醜態を極めた卑屈ぶりを發揮する政府の態度は、區役所の受付係や、官省の門番の態度そのまゝであるが、兎に角、國民としては名のみの「普選」に眩惑されることなく、少くとも廿一才以上の總ての男女が選擧權並びに被選權を得るように選擧法の改正を求めねばなるまい。

二

謂ゆる普選法案そのものゝ不徹底と共に、この不徹底不完全なる選擧法の改正が、その改正の意義——即ち無產階級の政治的勢力の增大——の實現されることを防止するための、治案維持といふ暴戾無比な法案と共に實施されるといふことは、一層驚くべき支配階級の陰險と恐怖心とを語るものである。普選の効果は、それを通じて無產階級がその地位を改善し、權利を伸張する點にある。然るに支配階級の最も恐れるのは此點である。そこで彼等は普選を骨ぬきにしたゞけではまだ氣が安まらないので、骨ぬき普選の防寨を突破して支配階級の城廓に溢れ込まうとする無產階級の政治的勢力を、一層有効に喰ひ止め、一擧にして屠り去る陷穽として治案維持法を考案したのである。この法案の實施によつて無產階級の政治行動は非常なる危險と迫害とを豫期せねばならなくなつた。そして彼等の政治的團結權は、根柢に於て否定され、破壞されることゝなつたのでも

る。子供だましの普選案と交換にこの××××××××××を受けるようになつた國民は、恰かも夜店で賣つてゐる鍍金の指環を純金と思ひ込んで、無けなしの財布の底を叩いて買ひ込んだ田舎者を思はせる。

ブルジョア政治家及び新聞は、今回の選擧法改正を以て、日本の民權發達史上に於ける劃時代的なものだと稱して居る。が、その實、今回の改正は、憲政會及び革新俱樂部の領袖連が、逆境時代にその八方詰まりの境地を切り開く唯一の方便として、民衆の意を迎へるために心ならずも振りかざした普選の看板の手前、厭々ながら實施したものにすぎないので、彼等はその實際の効力を殺すためには、樞府や貴族院の修正を諒としたのみか、前代未聞の惡法を以てすることをさへ辭しなかつた。彼等は徹底的普選の實現によつて樞府及び貴族院の御機嫌を害することより以上に、無産階級の政治的勢力の増大を恐れた。しかし兎にも角にも、普選と名のつくものを提出せぬ限り、世間に對する義理が濟まず、ひいては内閣の運命にも影響される。そこで貴族元老にも、又民衆にもどちらにも向くように、普選の骨拔きを以て前者を宥めると同時に、劃時代的改良と稱して後者を煙にまくことに努めてゐるのである。

とにかく國民は餘りに人がよすぎる。普選の買札に目が眩ん

で肝心の團結の權利を盗まれたことを忘れたならば、吾々は硝子玉と交換に國土を奪はれた土人を笑ふことは出來ないのである。

兩院協議會に於ける普選審議

——附普選實施に就いて——

石井謹吾

衆議院議員選擧法改正法律案は第五十議會に於ける最も重要なる法律案であつて、名は改正と云ふも實は選擧法全體は亘つて殆ど書き改めた新立法と云つてもよい位である。又本案は獨り第五十議會の最重要なる法律案であるのみでなく、我帝國憲政史上に於ける最大改革であり又劃時的法案であると云つても差支へ無い。從つて此の法案が普選案と呼ばれ世人より深甚の注意を喚起し其の成立及び實施に就て又非常の注意を拂はれてゐる事は獨り我帝國内のみならず英國のタイムス紙、米國の紐育タイムス紙等に之を論評してゐる點より見ても、世界各國に於て非常の注意を拂つてゐる事がわかるのである。故に普選法案が成立に至るまでの經緯及びその歸結に就て我國憲政史を研究する人士に對し當時の實情を記し、一の史料として殘す事は無益の事では無いのである。

故に余は先づ政府原案が議會に現れるまでの經過の大要を記し、（議會に上程せられた後においては兩院の本會議及び委員會の審議も共に既に世に公になつてゐるから此點は略す）次に兩院協議會の經過を差支へないと思ふ範圍に於て記し最後に普選實施後に就て一言を加へて置く。

先づ普選案が議會に提案される迄の經過から述べやう。三派聯合の内閣が成立するや普選斷行を以て其の政策の三大政綱中の第一に掲げた結果憲政、政友、革新の三派に於ては、三派聯合の普選調査會をもうけたのである。而して昨年の特別議會當時である七月十一日に大綱の打合せ會を開き調査項目を定めたのであつた。其の當時特別委員は憲政會七、政友會五、革新俱樂部三、都合十五名と定め、各派に於て人撰し憲政會は、安達謙藏、降旗元太郎、關和知、齊藤隆夫、鈴木富士彌、八並武治、賴母木桂吉の七君、政友會は、小川平吉、熊谷直太、岩崎幸次郎、前川米藏、の四君と石井謹吾、革新は、清瀨一郎、植

原悦二郎、松本君平の三君（後に清瀬君は秋田清君と代る）が選任され、それ等の人が九月迄數回の協議會を開き普選法案の大綱を決定したのである。只選擧區制に就て、八並、松本、關君と石井を小委員となし研究を盡し十月其の成案を得て、政府當局と聯合の協議會を開き、内務大臣官邸に數回會合を爲し、我々委員と若槻内相、江木書記翰長、塚本法制局長官、及び内務司法の次官、政務官、關係局長出席し、若槻内相座長となり政府及三派の意の在る處を明にしその協定に基いて出來たものが即ち普選法案の原案であつたのである。此の法案が樞密院の諮詢を經て二月二十一日衆議院に提出され翌廿二日本會議に上程せられたのである。之から議會と普選案との關係であつて、兩院に於て非常なる討議が行はれた事は世間公知の事實であるから此點に對しては之を述ぶる事を略し進んで兩院協議會の事に就て述べて見やう。

兩院協議會は今更ら云ふ迄も無く議員法第五十五條によつて開く事になるのである即ち、この問題に就て云へば貴族院が衆議院より、移したる普選法案に對し貴族院に於て修正をなし衆議院に回付したる處衆議院は貴族院の修正に不同意の爲め第五十五條の命ずる處により兩院協議會を開く事を求めたのである。之は甲院かが兩院協議會を開く事を求めた場合に於ては乙院は之を拒む事は出來ない規定になつてゐる。第五十六條に於ては兩院協議會は兩院より各十名以下同數の委員を選擧して會同せしめる規定になつてゐる爲めに、衆議院に於て十名の委員を選擧し貴族院に通じたる結果、貴族院に於ても亦十名の委員を選んだのである。衆議院の協議會委員は憲政會に於て安達謙藏、藤澤幾之進、賴母木桂吉、竹内作平、齋藤隆夫の五君、政友會に於ては岡崎邦輔、小泉策太郎、前田米藏の三君と、石井謙君、革新倶樂部に於て秋田清君、の十人であつて、貴族院に於ては、松平賴壽伯、青木信光子、渡邊千冬子、寺田榮君、内田嘉吉、斯波忠三郎君、鄕誠之助男、水野錬太郎君、花井卓藏君、矢吹省三男の十名である。茲に於て廿七日午後衆議院側委員は、交渉室に集合し先づ議長副議長の選擧をなし、安達君議長、小泉君副議長に選擧せられたのである。而して我々委員は協議會に臨む態度に就き種々打合せをなしたる結果、院議尊重を以て臨む事となし且つ協議會の場合に於ては、貴族院修正の理由を詳細に質問をなす事に定め、委員のうち齋藤君と余とが主として質問の衝に當る事を申合せ他の委員に於てはその不充分の點を補つて質問する事に陣立を整へ、いよ〳〵協議會に臨む事になつたのである。

貴族院側に於ては、松平伯を議長に水野錬太郎君を副議長に

選んだが、其の打合せの模様を傳へ聞くに、質問應答は混雜を招かざる樣水野、花井兩君及び渡邊子が主として之に當る事を申合せたとの事であつた。

廿七日午後五時兩院協議室に於て、愈々兩院協議委員は會同をなし協議會は始まつたのである。最初の議長は抽籤を以て定むる規定であり其の後は毎回交代にて兩院出の議長が議長席に就く事に定めてゐるのであるから、規定に從ひ抽籤の結果松平伯が當日の議長となり議長席について審議を始めたのである。會議の初めに於て貴院側の水野君先づ口を切つて、「何故に協議會を求めたるや」と質したるに對し安達君より其理由を大略述べたのである。その意味を要約すれば貴族院側に於て衆議院側の議決を經て送付したる普選法案に對し六箇所の修正をなしたるが衆議院に於ては之に同意する事は出來ない。この案は衆議院通過迄には非常に愼重に研究審議を盡したのであつて貴族院の修正には同意し難い故に一應貴族院修正の理由承りたいと述べたのであつた。之に對し渡邊子は貴族院の普選法特別委員長であつた關係上、大略その理由を述べたのである。之に對し余は直ちに衆議院側として詳細なる質問をなしたのである。その質問の要點を述ぶる前に貴族院修正の六ヶ條を玆に述べておく事が順序としてよいと思ふ。

一、第六條第三號を「生活のため公私の救助を受け又は扶助を受くる者」と修正し

一、第七條の「第一項復活」即ち衆議院が華族の戸主にも選擧權被選擧權を有せしむる修正をなしたるを削りて政府原案に戻したのである。

一、第十二條中の住居制限の「六月」を「一年」に改む。

一、第三十三條の不在者投票中「勅令を以て指定する業務に從事する」と「業務上の」及「其の投票區内に在らざる爲」とを削る。

一、第七十九條第一項を削る。即ち「議員に欠員を生ずるも其欠員の數同一選擧區に於て二人に達する迄は補欠選擧は之を行はず。」を削りて、補欠選擧は一人の欠員にても之を行ふ事に改めたのである。

一、第百三十六條但書削除即ち衆議院が修正して附加した但書たる「但し選擧事務長の選任及び監督に就て相當の注意をなしたる時はこの限りにあらず。」を削つたのである。

以上の修正に對し余は先づ其第一點である第六條第三號の欠格規定に就て修正の理由を質問したるに對し水野君の詳細の説明があり之に關し一時間以上に亘り、水野君と余との間に質問應答があつたのである。其要旨は貴族院の修正は政府原案であ

る「貧困により公私の救恤」といふのが不明であると云ふのも修正理由の重なる一つであつたが、貴族院の修正は一層その範圍が不明ではないかと尋ね、或は貴族院の修正の本旨とする處は自活し得ざる者と云ふ意味を斯様に書き表したのではないかと云ふ點まで問答を續け、其間に於て花井君は余に對し政府原案の公私の救恤 の意義に就き反問する等、非常なる討論を重ねたが果しがないので遂に速記をやめ、懇談會としたのである。懇談會における内容は之を詳細盡すことは能はざると又發表する事も如何と思ふが故に之は差控へたいのであるが其夜の九時頃會期が延長したと聞き其の日は午後九時半に散會したのである。

翌廿八日は、午前十時より會同せんとの事であつたが、貴族院の各派が、色々協議する必要があつたので午前十一時三十分より開會するに至つたのである。此日は貴族院の俗に奥の院と呼ばれてゐる階上の議員談話室に協議會を移し、議員法の定むる處により安達君議長となり議長席に就き協議を開いたのである。一二委員の發言等もあつたが、松平伯の提議によつて直ちに懇談會となり、午前中は速記を無くして隔意なき審議をしたのである。この日は主として前田君が懇談の衝に當り之に藤澤竹内の諸君、又貴族院側に於ては水野、渡邊、花井三君とその他の諸君も打解けたる協議をした。小泉君よりは政治上の實際問題として色々懇談を遂げ、又賴母木君も衆議院に於ける實情を述べる等して兩院委員の間に互に兩院の意のある處を略々了知する事を得たので、小泉君發言して「兩院の意の在る處は、すでに之を盡したるを以て、この上第六條第三號の點については、懇談を中止し、更に他の華族の戸主其他の問題の四項に就いて意見の交換をなしては如何。」と主張したが岡崎君は「第六條第三號の欠格規定の問題が決定しなければ他の問題が如何になるとも詮なき事故、寧ろ小委員を選びこの點に對し篤と協議を遂げ、其の他の修正條項についても協議しては如何。」と提議したるにより、この提議を容れて兩院に於て議長を加へ各五名宛の小委員を安達議長より指命する事に一致したのである。即ち貴族院側に於て、松平、渡邊、水野、内田、矢吹、の諸君衆議院側に於て、安達、竹内、岡崎、前田、秋田諸君合せて十名が小委員となり、別室に移り、其の他の青木、寺田、鄕、斯波、花井、藤澤、賴母木、齋藤、小泉、の諸君と石井の十名が協議員室に於て他の修正條項につき色々懇談を續けたのである

小委員會の方に於ては、第六條第三號について種々懇談を遂げたる結果、竹内君より妥協案として「貧困にして生活のため公私の救助を受くるもの」といふ案を出した即ち貴族院修正案

の扶助なる性を脱がせて貧困の爲めの帽子を冠らせた案であるが協議纏まらず、又岡崎君も「貧困により生活のため公私の救助を受け、又は他の施與受くる者」、では如何。との案を出したが之も容れらるゝ處とならず、秋田君より、「貧困により生活のため公私の救助を受け又は他の恩惠により扶助を受くる者。」との提議を爲したが、孰れも貴族院側の容るゝ處とならなかつたのである。この間に於て貴族院側に於ては幾回も休憩をなし、各會派に於て熱烈なる議論があつたとの事である。即ち或は妥協すべしと主張するものあり、或は破壞すべしと然するものもあり、議論囂々として決しなかつたらしい。貴族院協議委員側に於ても、妥協案として「他人の扶助により生活する者」では如何といふ案もあり、之に但し書を附け「但し中等學校卒業者はこの限りに非ず。」と付け加へてもよいとの提案もあつたが、之は衆議院側の同意する處とならなかつた

玆に於て問題の岡崎君の獨斷專行の案といふのが現れて來たのである。其の案は即ち、貴族院の修正に、「貧困により」の五字を冠したのであつ　「貧困により生活のため公私の救助を受け又は扶助を受くる者」といふ案であつたのである。結局この案が成立したのであつたが、而し之が兩院協議會の成案となる迄の經緯に就ては非常なる波瀾曲折のあつた事は事實なのである。この案でも小委員會では貴族院側に折合がつかず研究會に於ては總會を開き、非常の激論があり、寺田君の如きは總會より拔け出て協議員室に來りその情況を告げられたのであつたが何しろ非常なる騷ぎであつたらしい　研究會は二派に分れて有爵側と勅選との間に容易に意見の一致を見ず、この案の議るに就いては、有爵側に於て非常なる努力をなしたと傳へられてゐる。就中松平伯は勿論、林博太郎伯の如きは、この問題が協議員會に懸る前から非常に心配をなし、研究會常務委員の諸君と協力して衆議院と互讓の道を發見するために充分の努力をせられた樣に傳へられてゐる。交友俱樂部に於ても又總會を開き相當の議論があつた結果、水野君、花井君の兩委員に一任する事になつたもの丶、岡崎君氏の提案である貴族院修正案に「貧困により」の五字の帽子を冠らした案は、直ちに受け容るゝ事は出來ないとの事であつたらしい。かくして小委員會は遂に議纏らずして不調に了つたのである。此の間に於ける衆議院の各派及び政府の苦痛も、貴族院以上であつて、各員が非常なる興奮狀態にあつた　故に協議員會の結果に對しても種々なる揣摩臆說をなし、或は政友會は之を以て政變の動機たらしめんとするものであると云ふ樣な流言蜚語も放たれ、又政府、憲政會は、貴族院修正案に同意する隙だといふやうな事も傳はり、或は議會

に解散か？　內閣は倒壞か？　と云ふ樣に、今日より回想すれば、その蜚語紛々、流言橫行、政府及び兩院の興奮狀態は議會開けて三十有餘年未だ甞つて見ざる處であつたとの事であつた

小委員會は終に不調に歸し其の夜の九時、協議會を再會したが、當時岡崎案の院內に漏れ傳はるや政友會などにも色々の物議が生じ、ために協議會員も或は所屬黨派に歸つて打合せや報告等を爲す者もあつて、容易に全委員の顏揃ひとならず、漸く十時頃に至つて協議會の議事を始めたのである。小委員會不調後の協議會に於ては、やはり懇談會の形式をとつたが、岡崎君は發言を求め嚴肅なる態度で「余は他の同僚に協議せずして妥協案を提出した事の不隱當を痛感するものであるが、本案の死活に瀕した場合に臨み一身の責任を以て、その毀譽褒貶を省るの暇なく敢えて提議をなしたのであるから小委員會に於て貴族院側委員の容るゝ處とならず、不調を見るに至つた以上は止むなくこの協議は一たん中止をなし、各政黨に歸り更に協議を爲すべき必要あるにより休會をなすべし」と述べた。その當時の有樣は實に劇的狀景であつて、兩院の委員は緊張其の極に達し淒滄又壯嚴の氣が協議員室に滿ち渡つたのである。岡崎君の言終るや水野君より「岡崎君の衷情は委曲之を諒承したるにより貴族院側は一たんこの議を纏るため相談したし。」との事で岡崎君は休息頗る可なりとなしたに拘らず、衆議院側の他の委員は各々書類を取纏め、風呂敷に收めて決然席を立たんとしたのである。此の形勢を觀取した渡邊子は發言を求めて「研究會に於ては其の說二派に分れたが何れも協議委員にその措置を一任したるを以て事玆に至つては、岡崎君の妥協案に同意すべし。」と述べられたのである。玆に於て大問題は恰かも解決したるが如き形勢を呈したるを以て、衆議院側委員たる余は「此の問題は解決されたが、華族の戶主云々の問題と外四點は如何になるや。殊に第七條第一項の華族の戶主に選擧權被選擧權を與ふる件は貴族院側に於て同意せらるゝものであるか。」と質問をなしたるに對し、貴族院の大吹男は「この問題は、衆議院側に於て讓步困難に非ざるものと感ず。」と言ひ、渡邊子も同樣の事を言はれたるを以て、余は青木子に對して、「青木子及び花井の諸君とは、小委員會開會中この問題について篤と政友會がこれを死守しなければならない理由を申して考慮を求めて置いたものであるから、此の問題を輕視しては、第六條第三號の欠格問題の折合つくと雖も到底政友會としては同意困難であると主張し、小泉君前田君も熱烈強硬に余の主張を支持し、問題は第六條第三項の問題により更に第七條の華族の戶主問題に移り喧々囂々議論紛々の狀態に陷り、秋田君の如きも政友會の主張に共

鳴聲援せられ、又憲政會の諸君も、この問題の重大なるを察し、遂に議纏らずして、一たん休憩するの止むなき狀態となつたのである。時に午後十一時。

衆議院側は各黨に歸り各之が對策につき協議をなしたが政友會に於ては先に議會の解散を賭しても華族の戶主云々の問題は其他の修正項目と共に飽まで死守すべしと主張した關係上、貴族院修正に同意する事能はざるの事情もあり、當時の政友會最高幹部會等に於ける各員の苦衷は筆紙につくされない位であつた。結局政友會が本問題を死守するに於ては普選案の成立を見ず政局益々重大に趣く事、必至の勢であるとなし、普選案成立のために淚をのんで貴族院修正に同意する事に決し、午後十一時半再び協議會に臨んでこの意を明にしたのである。茲に於て兩院協議會の成案を得る迄の一致點が發見せられたため直に正式の協議會となし速記を附し順序を追ふて審議を進め、貴族院修正の六點について協議を進めたのである。即ち

第六條第三號の欠格條件については岡崎君修正動議を提出し、貴族院修正案に「貧困により」の五字を冠したるものが成立し、第七條華族の戶主云々、第十二條住居制限一年及び不在者投票の點に對しては、花井君修正動議を出して解決し、第七十九條の補欠選擧云々の點は、秋田君の動議により衆議院案に復活し、第百三十六條の連坐の規定に但書を附す事は余の動議により衆議院案通りに復活したのである。その結果として、第八十四條に、連坐規定の訴訟手續を加へる事を花井君より提議し、此點は議院法の解釋上幾分疑議ありたるも、協議員會の修正權限に屬すると決して決定したのである。

以上何れも滿場一致の贊成を得て兩院協議會は茲に成案を得たのである。時恰も廿八日午后十二時五分前。

右は兩議院協議會に於ける實況であるが翌廿九日薄暮、兩院協議會の成案は遂に貴衆兩院の通過を見るに至り、茲に初めて普選法は世に出づる事になつたのである。かくして大正十四年三月二十九日は我が憲政史上記念すべき日となつたのである。

普選實施後に就て

以上は普選法案の世に出る迄の兩院の本會議並委員會以外に於ける經緯の大要であるが終りに簡單に普選實施後の政界に就て一言附加せんとする、普選實施後に於て我國の政治上に如何たる影響を及ぼすやと云ふことは餘程興味ある問題であるが之れを輕口に豫斷する事は困難である何れ多數の有權者が新たに出來て約千萬人も增加し今日では我國の人口百人に對し六人の

割合のものが約二十五人前後に對す故我國政治上の「ペース」と其「インバイロンメント」に大變動を來し政治上には勿論社會上にも一大衝動を與ふる事は疑ふの餘地はない、元來今回の選擧法改正の趣旨は今更述ぶる迄もなく帝國臣民の政治能力ある者には普く參政權を與へ一方に閒くに政治上の責任を分擔せしめ即ち國民をして國家に對する政治上の義務を負擔せしめて國家の發展に力を盡さしむる事が我國今日の國情より急務であるとして普選法が生れた譯である如斯意味で新有權者は帝國の政治に參與する權利を與へられて政治的人格者となつたのであるから之れを形容して政治的國民總動員と云ふものもある位である故に普選による國民に參政權を與ふる反面には國家の發展上に國民が其責任を分擔すると云ふ義務が加はつたのである。

普選實施と新興勢力

普選を實施して選擧權が擴張せられた結果新しき有權者を目標として新興團體が起る事は間違ないと思ふ彼の新政同盟の如きものが如何になるかは問題だが少くとも勞働黨の如く又無產黨の如きものが如何なる形に於て生るゝかは判らぬが其生れる事丈けは疑ふの餘地はない普選の行はれざる以前に於ては之等無產階級と呼ばるゝ勞働團體等は議會に頼らずして其主張を達成せんとして種々考慮を廻らしたやうであるが愈々普選が實施せらるゝ事となつた爲め之等勞働團體等に於ても其内部の改善等に意を用ひて社會の信頼を博し延て議會に勢力を張らんと種々計畫して居るようであるから必ずや其勢力は實際に現はれ普選による選擧に於ては其數の多少は別として必ず議院内に其勢力が代表せらるゝに至ると思ふ只我國に於ける勞働團體又は農民組合の如き所謂無產黨の卵子とも云ふべきものゝ現在に於ける欠點は其政治活動の資源徴收の方法が欠けて居り又團體員の連絡と節約とがまだ出來て居らぬ爲めに之れを歐米各國の例に徴するときは直ちに有力なるものとなるや否やと云ふ點に至りては大なる疑問と思ふ此二點に付て相當の用意が出來た曉には漸次其勢力を議院内に增加する事となり而して既成政黨の間に介在して「キヤスチングボート」を握るようになれば其數少なりと雖も之れを輕視する事は出來ぬようになる、然し普選實施の後一回や二回の選擧にては果して夫れ程の勢力となるや否やは頗る疑はしく其一勢力をなすに至る迄には相當の歲月を要する事であらう。

既成政黨と普選

普選實施の既成政黨に及ぼす影響如何と云ふに此問題も亦相當興味ある問題である只既成政黨が民衆の意思を基調となし其最大幸福を增進する事を目標として政策を立てる事丈けは明である此政策樹立には各黨相當に苦心し其實行にも努力するに至り中産以下に對する社會的政策即ち小農小作人等の保護給料生活者又は勞働者の利益增進の政策が多く行はるゝに至り之れに反して一部の階級に利するが如き政策は漸次減少する事と思ふ此政策問題を別とし既成政黨たる憲政會政友會革新俱樂部又は政友本黨等の黨勢に如何なる變化を生ずるやと云ふに普選に反對した政友本黨には非常に不利益で黨勢に大打擊を蒙る事丈けは想像に難くない之れに反して他の所謂三派の黨勢には甚だしき影響はなく現在の憲政會百六十人前後政友會百十人前後革新の三十人前後は確定的のものであるが只我政友會が分裂後も地方地盤が餘り動搖して居らぬ事と脫出者が復歸の見込ある故我黨は既成政黨中の憲政會と伯仲の勢力を保つ事は餘り欲目の推側ではない勞働黨の如き新興團體は恰も實業同志會の如く當初の景氣は相當に揚かつても之れも實業同志會と伯仲の間にあつて議院内の勢力としては左迄力あるものとならぬと思ふ即ち我國の政界は利益の「グループ」にて一團をなし又は有產無產の各階級に政界が横斷せらるゝ形勢も甚だしくないよふであるから矢張政界は今日の如く縱斷的に別たれ政友會とか憲政會と云ふよふに別れて其内にも各種の利益を代表するものがある形勢が當分保たれて行く事と思ふ

絕對多數黨の出現困難

普選の實施の結果は甚だしき不自然の選擧でない限り即ち選擧干涉とか或る一派が黃金の雨を降すとか云ふよふの選擧にあらざる限りは既成政黨中に絕對多數黨の出現は困難のよふである、議員數四百六十六名中一黨にて二百名以上の多數を得る事が頗る困難な位である特に改正法は大選擧區に近き所謂中選擧區制を採用した點よりして絕對多數黨の出現には不向きである小數代表の餘地の多い改正法にては其區の一黨一派に屬する多數の投票が有力の一候補者に集中して其實勢力に伴はざる結果を見るに至り多數黨の不利にして小數黨に頗る便利であるから普選實施後に於て憲政會でも政友會でも絕對多數を得る事は餘程の無理をしても出來難いと思ふ此點は改正法實施後の餘程重要視すべき點である其結果としては普選實施後の我國の政局は如何なる狀勢になるかも亦重大なる―興味ある問題の一つである。

普選實施後は聯合內閣

普選實施後に既成政黨の絕對多數を得る事が困難なりとせば其內閣制にも之れに伴ふものが生れるのである即ち內閣組織は貴族院を其組織の要素とするや否やといふ問題に暫く之れを云はぬ事としても衆議院に於ける二黨又は三黨の聯合內閣が我國憲政の運用を圓滿ならしむる所以なりとして此聯合內閣制に趨く形勢は助長せらるゝ事は疑ない故に時には憲政會が中心となりて今日の三派を基礎とするが如き內閣が出來其內閣が何の政策の行詰り等の爲め引退の場合には其內閣を支持した他の政友會等が中心となつて先きの中心であつた憲政會と提携するなり又は革新や政友本黨と提携するなりして聯合內閣が出現する事と思ふ之れが憲政の運用を滑かにする所以である又國家に利ありとせば各黨各派共に國家に忠ならんとするに於ては同一であるから何も源平藤橘の如き爭をせずに國家本位に則して憲政を圓滿に運用することに努めねばならぬ今日の我々三派提携は或一部の人士は之れを評して二人三脚とか何とか云ふたが勿論其三派交渉には相當苦心もあり斯る事態は不自然なりとして絕對多數の夢を囘顧する者の多きは當然ではあるが然も又三派提携の妙味も其間にあり世間より横暴の誹の少なきが如きも其妙所の一である我々は憲政の常道を英國流の二大政黨主義の政治に求めんとする論に贊成ではあるが國狀止むなくんば佛國の如き常に聯立を原則とする內閣制の下にも憲政の運用が出來ぬとは思はぬ要は國家本位に則して政策の異同により離合集散し爭は君子の爭としたいのである聯合內閣の結果は各黨各派が大同に就き小異を棄つるにあるが之れを評して政策上の追隨とか二人三脚とか云ふ者の如きは憲政の運用に迂餘曲折ある事を深く究めざる一本調子の論と思ふ此內閣制の問題は普選法實施後には一層攻究を要する憲政上の重大問題の一つである

普選實施と社會の平和

普選實施を以て社會上危險なりと云ふ論は幾分世間にあるよふである又普選は我家族制度を破壞するとか國家の基礎を危ふするとか云ふ論も一部には少し位いあつたよふである普選も見方によつては心配をするに至るのであるが之れは誤つた見方と思ふ然し此危險は杞人の憂なりと確く信ずるものである國民に政治能力が或程度迄進んだ時に國民の一部のみが參政權を有し大部分が有して居らぬ事實に對しその多衆の不平不滿は相當注意を拂らはねばならぬ。故に如何なる程度迄が政治能力があるや否やの限界を立てる事は無形のものを測定するのであるから

之れは困難の事であつて國民を一々試驗した譯ではないから制限はせぬのは當然である夫れ故に今日に於ては小作人でも勞働者でも同じ帝國の臣民であるから三圓納税者と愛國心は異らぬにも拘らず政治上人格を與へられぬ無權者である事は如何にも理由なき差別的待遇であると云ふ感情が高潮して如斯不條の下に議會に代表せらるゝ途が開かれざれば止むなく其他の手段にて其意思表示をなし其實行をなさんとするやうになるのは政治學上「サイコロジー」の關係を知つて居る者には必至の現象と思はるゝのである其結果は諸外國にもある如く之等の者の直接行動の實行である或は總同盟罷業等種々國民の生活を脅威するやうの事が起るのである一部の人は勞働者によりて都會は脅威せらるゝかも知れぬが地方などは影響ないと云ふも之れは世界の歴史を無視するものである革命は都會に於て生じ都會に於て決せらるゝのである我國に於ても大正十二年九月一日の大震災の際帝都の治安完全に保れぬに至つた際近接府縣の人口に安定を欠き秩序は破れ殆んど警察力の及ばざる程度となつた事もある又經濟的には全國に大波動を及ぼした實例もある故に都會に於ける動亂は地方には關係なしと云ふては居れぬ都會亂れて全國亂れるのである故に此問題は非常に「デリケート」の問題であるから苟も不平不滿の結果都會に危險の分子が多く包藏せらるゝ事が制度上の欠陷より生じたものである以上之れを改める事は必要の事である普選が實施となりて勞働者や小作人が選擧權を有するに至りたる結果之等の不平不滿は取除く事を得て之等の意志を議會に於て表白の機會を得たりとなし近時勞働團體などに於ても其内部の改善に力を用ひ出して居るとの事實は普選が萬能でないとして此一點丈けでも非常の效果はあつたのである即ち到底服從する事能はざる合理的の欲求に對し之れを容れざる爲めの不平不滿に因りて生ずる社會の危險を防止する事を得るとせば普選は危險なりと云ふ論は正當を得ぬ論であつて却て普選は社會平和の安全瓣である

普選の前途

普選實施の前途は必ずしも悲觀はせぬが其目的を達成せんには至大の困難があると思ふ時礎又明礎狂亂又怒濤眞の目的である憲政の濟美眞の歸結である國民政治の實現には前途多難にして又遼遠である普選法案が成立したので目的が達したと思ふ如きは全く迷了の見である憲政濟美は之れから努めねばならぬ事である普選法が選擧權を擴張して普く國民に參政權を與へ國家の發展に就て負擔を分任せしめたことは勿論であるが又此法の精神には眞の民意の代表と云ふ事が主要の一點である故に國民

が選擧の方法を誤る事あらば決して民意は議會に反映せず如何に選擧權が擴張せられたと云ふとも何の効もないのである選擧の公正選擧界の廓清夫れには新しき有權者が普選を熱したと同樣の熱心を以て選擧界を廓清して黄金選擧の行はれぬよふに投票の賣買が行はれぬよふに警戒して眞に清き一票として行使せねばならぬ新たに有權者となつた者は既に或は市町村會議員の選擧に於て或は府縣會議員選擧や農會の選擧に於て幾分選擧の訓練は經たけれども此訓練は恰も川の中の水練のよふのものであつたが之れからは大海に於て憲政濟美の國に泳ぎ付かねばならぬのであるから途中の渦卷や怒潮の爲めに溺れて死なぬよふにしなければならぬ故に黄金萬能情實横行を排して眞に民意代表を主眼とする普選の精神に叶ふよふに國民は努力せねばならぬ。

帝國議會に於ける普選運動略史

林田雲梯

一　序論
二　第一期　普選案の先驅
三　第二期　普選案初めて衆議院を通過す
四　貴族院の否決
五　第三期　休火山
六　第四期　國民黨憲政會の豹變
七　結論

一　序論

「何をか普選と云ふ」と云ふ質問が第五十議會に於て而も賢明なる貴族院に於て發せられたと聞く。

普選の意義は夫れほど難解である。

且普選を實行すると稱する國に於ても其實法律を以て多少の制限を加へないものはないから、普選と云ふも嚴正な意味に於ては實に制限選擧の一である。で今日に於ける一般の見解に基いて只納税を以て選擧權の基礎としたのを廢した時期を普選實施の時と見より外はない。

列國に於ける其年次を示せば左の通りである。

一八四九(嘉永二年)	普國
一八五二(嘉永五年)	佛國
一八七一(明治四年)	獨逸
一八七二(明治五年)	瑞典
一八九三(明治二十六年)	白耳義
一九〇七(明治四十一年)	墺太利
同	西班牙
一九〇九(明治四十二年)	瑞典
一九一二(明治四十五年)	伊太利
一九一三(大正二年)	諾威

一九一七（大正六年）　和蘭
一九一八（大正七年）　露國
一九二一（大正十年）　加奈陀
一九二五（大正十四年）　日本

何れの國に於ても多少の制限なきはないと云つたが其制限に就て一二を語らう。先づ第一は身分である、

英國、獨、普、伊、白、墺、西、和、瑞、土、希等の諸國では單に國民であればよいが佛、米、瑞西、露、諾、加奈陀等では公民でなければならぬ。日本も新選擧法では一足飛びに前者の仲間入りをする樣になつた。

第二は性である。

普選と云へば女子にも選擧權を與へなければ其意味が徹底せぬが實は歐米に於てすら之を與へてゐないのがある、又與へるにしてもなか〱一齊である。左に之を附與した國と年次を擧げて見よう

一九一三年（大正二年）　諾威
一九一七年（大正六年）　露國
一九一八年（大正七年）　英國、
一九一九年（大正八年）　獨逸
同　普國
同　和蘭
一九二〇年（大正九年）　伊太利
同　米國
一九二一年（大正十年）　加奈陀

且與へ乍ら男子と資格に差別を設けたのもある、又全然未だ之を與へざるのもある。即ち

佛國
白耳義
瑞西
西班牙
土耳古
希臘

等之れである。

第三には住所である。單に國内に住居すればよいとするものは瑞、露、諾威等僅々二三ケ國に過ぎず、他は（英、佛、獨、普、伊、白、墺、西、加等の諸國）概ね其選擧區内に若干の日數間住居するを要することになつてゐる。

第四は年齡である。

十八年になれば之を與ふるものあり、露國之れなり、二十年とするもの獨、普、瑞、墺等然り、二十一年とするものは英、一

佛、米、伊、白、加奈陀、希臘等二十三年とするものは和蘭、瑞典、諾威、二十五年とするものには土耳古、西班牙と我日本である。叙上の如くして折角參政權の圏中に入り得た者も更に缺格と云ふ條項を設けて多數の者を除外して居る。其除外さるべき者は茲に悉くを枚擧するの遑なき程澤山であるが多くの國に於て共通的に規定せられてゐるものは禁治產及之に準ずべきもの、一種の犯罪者、現役の軍人等である。英國の如きは更に投票の當時記述可能者たるを要し、佛國に於ては高利貸、米國に於ては納稅の義務を果さざる者も同じく缺格者となつてゐる。

故に一口に普選と云つても實際選擧權を行使すべく法律で認められた者は非常に制減せられる。現に我新選擧法に於ても原案では千四百十五萬人であつたのを兩院の成案に依りては更に數萬人を減じ、實際の人口の二割三四分に過ぎない程度となつてゐる。

で我邦に於ける普選運動史は何れを起點とすべきかを定むるに當りても身分やら性やら住居やら、年齡やら缺格やらに就ては之を度外に置き、單に納稅資格撤廢を以て普選運動の開始とせねばならぬ。

予は此意味で本論を起草する。

二　第一期　普選案の先驅

我邦に於ける普選運動は其端緒を第十六議會（明治三十四年十二月十日乃至三十五年三月十日）に發した。

明治三十五年二月十二日長野縣選出代議士中村彌六氏（無所屬）は河野廣中（憲政本黨）花井卓藏（無所屬）降旗元太郎（憲政本黨）の三氏と共に提出者となり政友會の根本正、望月圭介、湯名信平、憲政本黨の箕浦勝人、大津淳一郎、野間五造氏等三十五人の贊成を以て普選案を衆議院に提出した。

此の提案の要點は二つある。一は選擧人及被選人の年齡の低下（選擧人を二十年被選人を二十五年とす）と一は納稅資格の撤廢である其の提案の理由に曰く

滿二十年に達する男子を成年と爲すは法律の規定する所にして認めて以て完全なる能力を具ふる者と爲す所なり、故に國家は之に兵役の義務を命じ之に公權及私權を行ふを許し戸主に在りては之が後見を解き一箇獨立の資格を認め、刑罪に在りては之が所爲に對し、全然其の責に任せしむ。而して獨り衆議院議員の選擧權のみを滿二十五年以上と爲すは帝國臣民の憲法上に有する參政權を輕重する所以にあらず、故に之を滿二十年以上と改む。

又曰く
一の國民には各々固有の性格あり、或は二十年未滿にして夙に聰明なる者あり、或は三十年以上にして尙痴鈍たる者あり、我國民の如きは之を歷史に徵するに其の夙才敏達なる世界に多く譲る所にあらず、被選人の年齡資格を定むる何ぞ滿三十年を待たむや、但し各國の制度に於て被選人の年齡資格をして多く選擧人に超越する數年ならしむる所以のものは直接立法に參與する者をして能ふだけ多く學識經驗を與へしめんと欲するに出づ、我國の現制に於て兩者の間に五年を置きたるも亦此精神に外ならず、而かも現制の滿三十年は高きに失す、改めて滿二十五年と爲す所以なり

又曰く
往昔立憲制度の歐洲に發生するに當りては文化未だ洽からず、之が創設を促したる人民は其の農民たると市民たるとを問はず中產以上の者多きを占めたり、是に於て乎選擧權の條件中に一定納稅の資格を置けり、爾後列國の同制を施行し、我國の現制を採用し、選擧資格に納稅の資格を置きたるは畢竟之を踏襲せしに過ぎず、而も今や人文の度は煥乎として其面目を革め文明の國家を形成せる人民の間には國民主義竝個人主義の意義深く其の腦底に印象し凡そ國民たる者は人人、國を荷はざるはあらず、從ひて先進國の憲政國に在りては夙に此の納稅條件を廢棄するもの尠からず且之を我國史に徵するに古來我國民の義勇公に奉ずるは毫も納稅資格の有無に關せず而して今に至り愈々其の然るを睹る、又之を理義に問ふも義務を國家に負ふ者は亦權利を國家に得ざるべからず、我が人民は一般に國防の義務を負ひ又直接若くは間接に多少納稅の義務を負はざるはあらず、何ぞ獨り參政の權利を十圓以上の納稅者のみに限するの理あらむや、即ち之を時運に觀、之を旁例に察し之を國史に徵し、之を理義に質し一も現制の必要を認めず、

三月十五日本案は議事日程に上り第一讀會に於て九名の委員に附托せられ鹿兒島縣選出鮫島相政君（政友會）委員長に互選山縣選出山口熊野君（同上）理事に當選し審査の結果本案を否決した。同月二十五日第一讀會の續會を開いた。委員の一人たる中村源六君少數意見を提出したが同案は脆くも失敗に歸した是れ實に西曆一九〇一年である。

當時若し之を採用したらんには佛獨の兩國よりは後れてゐたが、墺、伊、英、等よりは遙に先んずることになるのである。

第十六議會は帝國議會開設以來始めて四年の任期を完うしたる議會なるを以て記憶すべきのみならず普選案が院議に附せられた最初の議會として永久に我憲政史上に殘るべきものである

三　第二期　普選案初めて衆議院を通過す

第十七議會は記者が工夫したる大選擧區單記法の實施後最初の議會であつた。

本議會に於て政友會（百九十一人）憲政本黨（九十三人）提携して地租增徵案に反對したので桂内閣は再び停會を行ひ反省を求めたが得ずして終に解散を斷行するに至つた。此間開院より僅か十九日であつたので、選擧法問題に就ては何等の進展も見なかつた第十八議會は（自明治三十六年五月十二日至六月四日）特別議會として會期僅かに二十三四日になりしに拘らず千葉縣選出板倉中氏（政友クラブ）は第二の普選案を提出した。其内容理由共に第一案に同じ。

本案は六月二日第一讀會を開き板倉氏其趣旨を辯明し、九名の委員會に附托せられ、委員長は青森縣選出寺井純司君（無所屬）理事には大阪府選出植場平君（政友會）當選したが遂に審査に入らずして終つた。

第十九議會は有名な河野議長の奉答文問題で僅か一日にして解散せられ第二十議會亦會期僅か十日間で何等の暇もなかつたが、第二十一議會（自明治三十七年十一月三十日至三十八年二月二十七日）第二十二議會（自明治三十八年十二月二十八日至三十九年三月二十八日）第二十三議會（自明治三十九年十二月二十八日至四十年三月二十八日）には會期を全うしたるに拘はらず何等の提案を見なかつた。第二十四議會（自明治四十年十二月二十八日至四十一年三月二十八日）に於ては第三次の提案を見た。

靜岡市選出松本君平氏（政友會）左の單行法律案を提出した

帝國臣民たる男子にして滿二十五年以上の者選擧人名簿調製の期日前滿一年以上其選擧區内に住所を有し仍引續き有するときは衆議院議員選擧權を有す

衆議院議員選擧法中納税に關する規定は是を廢止す

其理由書に曰く

「選擧權をして國民全般に普及せしむるは憲政立國の大本たり、現行財産制限の制度は貴族專制の餘弊にして且人道の大義に反したるものなり」と

本案は三月六日の提出にして四月十日第一讀會に於て十八名の委員に附托せられ松本君委員長に桜家德次松原九郎兩君理事に當選し委員會は三に對する七を以て原案を可決したるも本會は之を否決した。

第二十五議會（自明治四十一年十二月二十五日至四十二年三月二十四日）群馬縣選出日向輝武氏（政友會）第四次の提案

一(松本案)を試みたが委員會を通過しなかつた。

第二十六議會(自明治四十二年十二月二十四日至四十三年三月二十三日)日向氏は十三名の連署を以て更に第五次の突撃を試みた。案は松本案と同じ只選擧人の年齢を二十五年に引上げたのである。其理由、曰く

維新の浩謨に基きて制定したる帝國憲法は實に滿天下の國民を基礎とする純乎たる立憲代議政體を認むるものなり、而して世界最良の政體が代議政體にして代議政體は普通選擧の制度に由て始めて運用の妙其極に達するものなることは古今萬國に通ずる法政の大義なり

國會組織の根底たる選擧法の如き宜しく此の大義、則ち遍く選擧權は國民の全階級に配當し等しく國民をして其の意思は國會に代表せしめ以て天壌無窮の皇基を翼賛せしむるを要す然るに現行の選擧法は選擧權に全人口の百分の三に過ぎざる少數の或階級に限定せり、其の狹隘にして而して不公平なるに至つては世界の立憲國に其の類例なし、即ち我國會は民選議院の假面を裝ふ純乎たる階級議會なり、須く普通選擧の制度を實施し廣汎なる國民代表の下に國會の組織を革め以て萬機を公論に決せしむべし

本案は二月二十八日提出、三月二十五日第一讀會に於て九名の委員に附托せられ日向君委員長に蔵原惟郭君理事に當選し委員會は一名を除く外全部賛成可決し、本會議に於て長野縣選出渡邊千冬氏(政友會)埼玉縣選出塚﨑啓太郎氏(同)の反對茨城縣選出根本正氏(政友會)東京市選出蔵原惟郭氏(國民黨)の賛成演說ありて院議之を否決した

明治四十四年二月二十五日(第二十七議會)日向氏は第六次の普選案(松本案)を提出した之に署名したもの二十一名、三月七日九名の委員に附托せられ山口熊野氏委員長に關和知氏理事に當選し原案を可決し十一日本會議に於て廣島縣選出荒川五郎氏(中央クラブ)渡邊千冬氏の反對松本君平氏の賛成演說あり院議原案を可決した、實に明治三十五年二月十二日(第十六議會)中村彌六氏の提案を見てより議會を重ぬること十二、年を閱すること九年と一ケ月提案六回にして始めて衆議院を通過した。

四　貴族院の否決

普選案が貴族院に送附せられたるは是を以て嚆矢とす。

本案は明治四十四年三月十三日を以て貴族院の議事日程に上つた。議案の朗讀了るや政府委員安廣伴一郎氏は演壇に進み曰く

此普通選擧と云ふことの理想は抑、天賦人權論と云ふ所謂一時歐羅巴に流行りました所の思想から起りました所のもので各人悉く生れながらにして選擧權を有つて居るものだと云ふ極めて杜撰なる、極めて危險なる思想に基く所のものであらうと存じます。今日に於ては最早此學說の勢力と云ふものはございませぬ。で、無論人々生れながらにして左樣な權利などを有つて居るものではない。即ち國家から與へられたる賜である。他の公權と同樣なるものであると云ふことは殆ど爭ふ餘地は無いと存じます。縱令多少の餘地はありましたと致しました所が民主國ならば其基礎があるかも知れませぬが君主國に於ては全然其基礎を有しない所のものと存じます。況や立憲の基礎に於て全然他の君主國と國體を異にして居る所の我帝國では到底適應しない制度だと考へる次第でございます。若し斯の如き制度を採用致したならば選擧人の識見が益々下がりは致しまするとと更に上ると云ふことは言はれませぬので決して之を以て一國の選良を得ることに於ては不充分たる結果を來し遂には多數なる下流社會が少數なる上流社會を壓倒せざれば止まない所の結果を來たしはしまいかと云ふ虞を懷いて居るのでございまして政府は徹頭徹尾之に反對を表します

本案に就ては別に何等の質問もなく直に委員に附托せられた其委員は左の如くであつた。

伯爵　松平賴壽　　子爵　野宮定穀
子爵　土御門晴榮　　男爵　尾崎三良
山脇　玄　　古澤滋
石渡敏一　　穗積八束
安樂兼道

委員會は十四日委員長理事の互選を行ひ引續き會議を開いて政府委員の意見を聽き審議に入り直に之を否決した。此の報告は三月十五の日程に上つた。委員長松平伯爵は曰く

唯今は時機でないと云ふことを全會一致を以て否決致しました。あとは諸君の御判斷に任す

報告は單に之に止まつた、此の如き大法案を只一回の審査で葬り去るとは實に慘酷である、果せる哉伯爵大木遠吉は起ちて委員長に向ひ

斯くの如き重大なる案に對して「今は其時機にあらず」と云ふが如き薄弱なる意味に於ての御否決でありますれば本員の意見と甚だ異るものがある、果して斯くの如き意見に委員長も御同意でありますや否や承りたい

とやつた。穗積八束博士委員長に代り答へて曰く

衆議院に於ける提出者の理由書も讀み又智識者の演說も委しく聽いて見ました。然れども其之を今日に必要とする所の具體的の理由を捉ふるのに甚だ困つたのであります。……

理由書の大意を摘んで申しますれば此立憲政體なるものは普通選擧に根據を置かねばならぬものである、今日の如き制限選擧の上、築かれたる立憲政體は眞の立憲政體ではないのである。それで普通選擧にせねばならぬと云ふ甚だ單純なる根本主義の議論でありまして其他に今日の衆議院選擧法に斯く／＼の弊害がある之を濟ふのには普通選擧に依らねばならぬとか或は彼此比較して今日普通選擧を行ふの利益があるとか云ふ利害得失の問題は更になくして只全く主義の議論でございます依りて私は此案に就て益々危惧を懷くのでござります

今日立憲政體なるものを何と心得て居らるゝか知りませぬけれども立憲政體は今日、制限選擧の下に於ても、或は場合に依つて普通選擧の下に於ても立派なる立憲政體であつて、何か今日の政體は虛僞であるかの如くに言ふと云ふのは甚だ僭越の至であると思ふのでござります。固より選擧のことは便宜の問題でござります。冷靜に考へて見ますれば國の大政に携はるに最も堪能なる者を選ぶには奈何なる方法に依つたら宜しいかと云ふ方法手段即ち便宜の問題でござりまする。夫れ故、選擧其物は目的ではない選擧に依りて出る人が目的であつて國政を議するに堪能である人を選び擧ぐる方法手段が最も肝要なのであります。夫れ故に極端に論じますれば場合に依りて普通選擧にしたならば實に適當なる人が擧かるとして見込が付きますれば普通選擧を行つた所が何も絕對に惡るいことはないのであります。けれども今日の場合に於きまして普通選擧を行へば今日の弊害は益々加わるが普通選擧を以て今日より好き結果を見ようと云ふことは斷じてないことでございます……

選擧權を國民に與ふることは實に立憲政體の根本である、と思ふが、併し選擧權を與ふることが目的でない。選擧權を與ふるに依つて宜しく此公論を代表し國家の大政を料理するに適當なる人物を擧げやうと云ふ爲め、選擧權を與ふるのである、唯選擧權さへ與へれば夫れで宜しいと云ふ樣な單純なる主張の問題に於きましては我々貴族院に於ては同意の出來ぬと云ふことに於ては全會一致を以て明かに表示して置きたいと思ひます

抑々此案が今日衆議院の門を潜つて這入つて來たのは如

何にも殘念でございます。故に之を否決すると同時に私の考では本日のみならず將來に於きましても此普通選擧の案は此貴族院の門に入るべからずと云ふ札を一つ懸けて置いて、さうして之を全會一致を以て否決して置きたいと思ひます。

隨分猛烈である。穗積博士の如き意見を有する人が貴族院に蟠居して居ればこそ普選も今日まで行はれなかつた。國民は須らく博士の名を牢記して可なり。

博士の議論中了解に苦しむ點あるは何人も容易に看做し得る所である。果せる哉鎌田榮吉君は起つた。

穗積博士「人物が擧がりさへすれば如何なる方法を以てしても宜しい」と云はれたが果して然らば普通選擧をも最も制限せられたる所の選擧法をも極端に云へば衆議院議員を官選にしても宜しいと云はれるのであるか伺ひたい。

又人物が擧がりさへすれば宜しいと云はれたが其人物と云ふのは英雄豪傑を指すのか學識經驗に富むのを云ふのか或は又國民の立場を忠實に代表して輿論を議場に反對せしむると云ふのであるか伺ひたい。

穗積博士之に對して「鎌田君の御質問は餘り抽象的であると前提して曰く立憲政體に於きましては固より國民一般の立憲に適ふて居る所の、所謂民望のある者を擧げて國事に參與せしむると云ふことが必要であります。夫れで民衆多數の望を寄せたる人を求めると云ふことが目的の一つとなつてゐるのであります。一つとなつて居ると申すので夫れが全目的であるとは申しませぬ。否らずんば何が故に貴族院あるか、何が故に公侯伯子男が世襲し或は選擧になつて茲に居られるか何が故に我々が勅選に依つて茲に居るか其理由は立たぬのである必ずしも唯人民から選ばれて人民を代表する者のみを以て國會を造ると云ふ樣なことは憲法に一言も申して居ませぬ。

鎌田君は更に突き込んだ。

唯今貴族院の例を御引きになりましたが貴族院は又別で、衆議院と云ふものは國民を代表すると云ふのが趣意になつて居ります。即ち人望の歸する所と云ふは或は專制政治をする人に民望の歸することもあり、又他の點に於て民望の歸することもありませうか代議政體と云ふものは即ち主として衆議院に在ることとである。穗積君の御說によると選擧と云ふことは人物を擧げさへすれば宜しい斯う云ふことに御解釋になつて民衆を代表すると云ふことは甚だ其の間に乏しいやうである。

質問に關して終了す。議長徳川公は第二議會を開くべしとする者に起立を命じた。起立者果して幾何、吾人が前述の質問を試みた鎌田君丈けは少くとも我々の味方だと思つて居た。然るに其鎌田君は

今日は普通選擧の時機にあらずと云ふことは本員に於ても同感であります。

と明言した位である。他は推して知るべし、議長は「起立者無しと認めます」と宣告した。嗚呼第十六議會以來院内外の志士が熱血を灑いで作り上げた法案に對して貴族院に於ては一人の同情者すらも見出し得なかつたのである。

五　第三期休火山

普通選擧が貴族院に於て受けた打撃は甚大であつた。併し其反比例に各政黨も眞面目に本問題を研究することゝなつた。

× × ×

原敬氏は小選擧區論者であるから西園寺侯の内閣成るに及びて直に其主義に依りて改正案を作成し之を第二十八議會(自明治四十四年十二月二十三日至四十五年三月二十五日)に提出した。

本案に就て猛烈なる議論が開かれたことは豫想に難くないが之が爲めに選擧法に關する爭點が此方面に轉換された觀があつた。

明治天皇の崩御に依りて此運動は一時頓挫を來し爾後

第二十八議會(自明治四十四年十二月二十七日至四十五年三月二十六日)　第三次西園寺内閣

第二十九臨時議會(自大正元年八月二十三日至二十六日)　同上

第三十議會(自大正元年十二月二十七日至二年三月二十七日)　第二次桂内閣

第三十一議會(自大正二年十二月二十六日至三年三月二十六日)　山本内閣

第三十二臨時議會(自大正三年五月五日至八日)　第二次大隈内閣

第三十三臨時議會(自大正三年六月二十二日至二十九日)　同上

第三十四臨時議會(自大正三年九月四日至十日)　同上

第三十五議會(自大正三年十二月七日至二十五日)解散　同上

第三十六臨時議會（自大正四年五月二十日至六月十日）　同上

第三十七議會（自大正四年十二月一日至五年二月二十九日）　同上

第三十八議會（自大正五年十二月二十七日至六年一月二十五日）　解散　寺内内閣

第三十九臨時議會（大正六年六月二十三日至七月十五日）　同上

第四十議會（自大正六年十二月二十七日至七年三月二十七日）　同上

第四十一議會（自大正七年十二月二十七日至八年三月二十七日）　原内閣

年を閲すること八、議會を重ぬること十四此の間選擧法改正に關する法律案は相變らず澤山に提出され納税資格は低下せんとするものはあつたが之を撤廢しようと云ふのは一もなかつた。

併し質問及討論の間に於て眞摯なる普選の潮流が刻々高調するを看過することは出來ない左に其一二例を示そう

第四十議會に於て宮城縣選出藤田幾之輔（憲政會）は納税資格を五圓に東京市選出高木益太郎氏（國民黨）三圓に低下するの案大分縣選出松田源治氏（政友會）は小選擧區制の案を提出したり大阪市選出今井嘉幸氏（無所屬）問ふて曰く

選擧權の擴張をやると云ふならば何故に今少し徹底的の大擴張をやらなかつたか、斯の如き生温るき擴張で今日の現狀に適すると思はれるか。今日歐米諸國と日本との選擧人の數、國民全體の之に對する比率とを比較して見たならば殆ど驚かざるを得ない。斯る少數の選擧人を代表する所の議會は果して國會と云ふ價値があるか疑はざるを得ない。現今歐羅巴の諸國中選擧人の數が國民の二十パーセント以下のものは一つもない。獨逸は二十二佛國は二十七、唯り英國は十七であつたが聞く所に依ると近頃非常な擴張をやつて八百萬人を增加したと云ふから一躍三十七パーセントになつたと思ふ。日本は百六十萬の選擧人外ない人口六千萬に對して二パーセント強に過ぎない、之を歐米諸國に比すれば十分の一にも足りない……歐洲大戰の後には世界の大勢は一變して益々民本主義に向ふのである、若し選擧權の大擴張をしなかつたならば或は恐る此爲め、國民の間に大爆發をするやうな事がないとも限らぬ……

提出者の一人たる三重縣選出堀川美哉氏（國民黨）之に對して曰く、

此普通選擧と云ふことは同感であります、併しながら是れは理想であります、現實問題として、今日法律を改正すると云ふ場合に於きましては先づ吾々の提出するが如く直接國稅三圓……を以て適當なりと信ず。

實に國民黨すら普選尙早論であつた。

今井氏又曰く、

政友會の態度が益々選擧權の擴張に吝なるものがある。今日世界中普通選擧を行つて居ないのは唯一ツ、即ち匈牙利のみである、なぜ之を行はぬかと云ふに匈國の三分の二は他の人種に屬する。若し普選を行つたならば匈人は勢力を失墜すべきことと火を睹るより明かである、故に……我今日の選擧法は閥族の勢力を維持する所の根底、政友會の勢力を維持する所の方便になつて居る。併しながら政友會の態度は其時から斯ふ云ふものではなかつた。

政友會も以前——自由黨時代——には洵に立派な敬服すべき態度を持して居られた。普通選擧案が初めて議會に提出されたのは明治三十五年其後三十八年、三十九年、四十年、四十一年、四十二年、四十三年と連年提出されたが四十四年即ち第二十七議會に於て大多數を以て此議會を通過した。此時の過半數の政黨は政友會であつた。而して現に今此席に列せらるゝ吉植君望月君、上野君、根本君、中村君も其提出者の一人であつた、夫に拘はらず今日普選に反對せらるゝは如何なる理由に基くか。政友會の是々非々主義は斯う云ふやうにぐら〳〵變るのであるか……（抄記）

改正案の提出さへ松田源治君は之を以て議論と稱し之が答辯を避けた。

第四十一議會は普選に關しては別に提案なかつたが政友會は納稅資格を三圓に低下するの案を提出し、憲政會及國民黨は二圓說を以て之に對抗した。

然れども今井氏等の運動は院外の聲援を得て着々奏功し憲政會に於ては尾崎行雄島田三郎の二氏黨議に服せざるあり東京市選出黑須龍太郎氏の脫黨となり國民黨に於ては黨議尙早論即行論の二派に分れ京都府選出神谷卓男大阪府選出高松正道山形縣選出伊東知也廣島縣選出湯淺凡平和歌山市選出大堀孝愛媛縣選出の村松恒一郎の六氏袂を連ねて脫黨し純正國民黨を組織し院外の佐々木安五郎氏等之に策應し大運動を開始した。

予は當時議員の籍を有せざるも顧問として聊か微力を此團體に致した一人であつた。

然れ共當時は政友會百六十四人の多數を擁し憲政會百十八人國民黨三十一人の力を以てするも之に敵する能はず三圓說に遂

に勝を制した。

六　第四期國民黨憲政會の豹變

第四十議會以來普選論は漸次其勢を加へ來り四十一議會に於ては脱黨者を見るに至つたが此形勢を看破したのは國民黨である、國民黨は忽ち其態度を一變し四十二議會（自大正八年十二月二十六日至同九年二月二十六日解散）に於て東京市選出古島一雄同高木益太郎岡山縣選出西村丹次郎三重縣選出堀川美哉長野縣選出植原悅二郎五氏の名前で純正なる普選案を提出したり即ち選擧人及被選擧人の年齢を二十年とし納稅資格を全廢し大選擧區制を維持せんとするのであつた。

當時國民黨は三十二人を包含するに過ぎなかつた天下の同情此小數黨に集まるの概があつた。で憲政會も默つて居る譯に往かず佐賀市選出武富時敏京都府選出片岡直温、宮城縣選出藤澤幾之輔熊本縣選出安達謙藏、兵庫縣選出下岡忠治同齋藤隆夫、靜岡縣選出鈴木富士彌等七氏の名前を以て國民黨の跡を追ふた。

併し憲政會案は被選人の年齢を二十五とし中選擧區制を採用せんとする外獨立の生計を要件とするのであつた。

右二案の提出は政界に甚大の衝動を與へた而して憲政界は百十八人に過ぎないから國民黨を合算するも仍過半數に遠きに拘はらず原内閣は之を以て其永年渇望した小選擧區制の通過を利用するの好機會とし普選を輿論に問ふを口實とし議會を解散した。其結果政友會は豫期の如く二百八十一人と云ふ壓倒的多數を獲た。

で憲政會は武富氏外七人の名を以て四十三議會に箕浦勝人氏外三人の名を以て第四十四議會に普選案を提出したが到底物となるべき理由がない。

茲に注意すべきは國民黨である、第四十二議會には純正なる普選を提出しながら第四十三議會には植原悅二郎氏等の名を以て第十一條第一號の項に左の一號を加ふるの案を提出せしめた、

二　貧困の爲め公費若くは慈善事業其他の救助を受けて生計を爲す者及之を受けたる後一個年を經過せざる者

此第二號が不思議にも今回兩院協議會に於て得たる成案――岡崎邦輔氏の提出したりと稱する――と酷似するは奇と云ふべし。

本案も素より憲政會案と運命を同くしたが第四十四議會に於ては關直彥、松本君平、濱田國松、古島一雄等の名を以て更に普選案を提出したが此案は前案と同く純正のものであつたことは申すまでもない。

院外の輿論は逐年進歩する、而して憲政會も政黨である以上は此進歩を度外視する譯には往かないで遂に獨立の生計を放棄することに同意した。是に於て第四十五議會に於ては憲政會の安達謙藏小泉又次郎森田茂小山松壽關和知、國民黨の西村丹次郎、高柳覺太郎、庚申クラブの森下龜太郎無所屬の松本君平等の四派十一名の名を以て國民黨案を修正して之を提出し、第四十六議會に於ても之を繰返へしたが政友會は一擧にして之を破碎した。

第四十七議會は臨時議會、第四十八議會は解散に逢ひ、第四十九議會は特別議會で共に會期至て短かつたので兩黨よりは何等の提案を見なかつた。只第四十九議會には長崎市選出西岡竹次郎氏（中正クラブ）より提案があつたが併し委員會すら通過しなかつた。

第五十議會に於ける普選案のことは天下の耳目に新なるを以て之を省く。

七　結　論

我邦に於て普選の議を唱へた者は隨分古くから在つた。併し普選案が始めて議會に顯れたのは明治三十五年、爾後九年にして初めて衆議院を通過し更に十五年を經たる今日やつと兩院を通過した。本案が初めて議會に上つてから前後二十四年になる、又議會の經過から見れば始めて提出されたのが第十六議會、兩院を通過したのが五十議會で此間三十五議會、隨分永い歳月を要したものだ、併し流血の慘……一八三二年の英國の選擧法改革運動の際に於けるが如き暴動をも……を見ずして此劃時代的大改革を斷行し得たのは實に至慶と云はねばならぬ。之を斷行し得たるに就ては護憲三派の强大なる力に藉りたるは勿論であるが、此强大なる力も民論の背景なくしては斯く迄も根强く働くと云ふのは期し難いのである。而して普選の論功行賞に當りては三派をして斯くまで隱忍し結束を堅からしめた策士就中兩院協議會に於て修正案を提出して破裂を萬一に救ひたる岡崎邦輔氏並に之を助成したる安達謙藏、秋田清氏等の勳功は實に沒すべからざるものである。然れども最初本案を衆議院に提出したる中村源六、故河野廣中、花井卓藏、降旗元太郎の諸氏並に永年之に沒頭したる松本君平氏、故日向輝武氏、第四十議會以來普選の急先鋒たりし今井嘉幸氏は正に功一級に値す。

更に常に民權の第一線に立ちたる故島田三郎氏並に尾崎行雄氏の如きは須らく元老を以て遇すべきものである。予は本論の脫稿に當り先づ之を島田、河野、日向の諸氏の靈前に供し而して之が施行に際しての英靈の加護を祈つた。尚此他にも論述すべき多々在るが紙數に限りあるを以て之を他日に讓る（大正十四年四月八日）

島田三郎と河野廣中

石川半山

第五十回帝國議會に於て、普通選擧案が通過し、これ迄三百餘萬人に過ぎなかつた處の有權者が、千二百萬人以上に增加した事は、誠に喜ぶべきことで有る、各地方に於て、之に對する祝賀會が、盛に行はるゝ中に、普選の功勞者として、島田三郎、河野廣中の兩君を追慕する者が多く、この普選成立の結果を兩君の墓前に報告した者が、少からず現はれた、これはこの兩君が、その生前に於て普選のために盡瘁されたる功績の顯著なりしを證する者で有る。

功勞者は多い

單に普選の功勞者と云へば、實は三人や五人ではない、僕等が始めて普選を提唱してから、凡そ三十年間、共にこの問題のために盡した人は、非常に多いのだ、特に無名の英雄が多かつた、此の運動のために、警官と衝突した者も有つた、反對黨の壯士のために叩かれて負傷した者も有つた、牢獄に繋がれた者も有つた、その資産を傾けた者も有つた、僕が現に普選の功勞者として記憶して居る人々ばかりでも、決して一人や二人ではない、例せば中村太八郎君の如きは、普選運動のために、其の私財を投じたことは、少からぬことだ、而して三十年間、終始熱心に奔走して居たから、僕等は「普選が成立したら、中村の銅像が、日比谷公園に建てられねばならぬ」と言つたものだ、彼れは明治三十年の春、信州松本に於て、普選期成同盟會へ或る富豪から寄付金を受取つたことに依て、木下尙江君と共に牢獄へ投ぜられた、それが振り出しで、彼れが此の問題に盡したことは、少しく普選運動に參加したことの有る人々の、大概記憶する處だ。それから松本君平君の如きも、終始一貫の普選論者で、確かに普選の功勞者として、特記すべき働きをした者だ、古るい先輩では大井憲太郎君も、熱心なる普選論者で、度

々僕等と共に演壇に立つた者だ、然るに普選の成立したる今日に於て、特に民衆が島田、河野の兩君を追慕し、彼等を普選の功勞者として、格別の敬意を表する所以の者は、全くこの兩君の偉大なる人格が、多くの人の間に深い印象を殘し、この兩君の普選運動に於ける働らきの功果が、極めて顯著で有つた爲めでなくてはならぬ。

島田君は最初普選反對

島田三郎君は實は最初からの普選論者ではなかつた。島田君が永眠された時、多くの新聞に現はれたる追悼の文や、諸名士の哀悼辭の中に、往々にして『三十餘年終始一貫の普選論者』と云ふことが有つたが、あれは間違ひで有る、本來普選は自由黨の主張で有つて、改進黨は制限論で有つた。大隈侯は改進黨を組織する時に、穩健着實を標榜し、自由黨を目して過激黨とした者だ、それ故に選擧權の如きも普選には反對であつた。それがなか／＼永く續き、明治三十年頃、僕等が早稻田を訪問して、普選論に贊成を求めても、老侯は種々の反對意見を述べて、決して同意せられなかつた。島田三郎、犬養毅、尾崎行雄の諸君も、同じく改進黨の制限說を固執して、久しい間、普選に反對で有つた、これは事實で有る。

第十五議會の演說

伊藤公は選擧權の擴張に就ては、大隈侯よりも進んで居た。彼は我が憲法政治の完美を期するがためには、選擧權を擴張しなければならぬと考へて居た、僕等が靈南坂の官邸へ出かけて、普選論を主張した時、彼れは『納稅資格十五圓以上を、直ちに撤廢するわけには往くまいが、其の納稅資格を低下して、選擧權を擴張することが良からう』と言つて居られた、而してその政友會を組織して、內閣を作るや、第十五議會へ其の意見を實行すべく、五圓案を提出した、僕等普選黨に取つては、この五圓案に滿足することは出來ないが、然しそれでも十五圓の納稅資格を五圓まで低下したのは、伊藤公の英斷で有つた。僕等は早速伊藤公を訪問して『何故に思ひ切つて全廢になさらぬ乎、五圓殘すとは如何にもケチで有る』と論じて見たが、彼れは例の『民度未だ進まず』の意見を固執し『五圓でも大擴張で有る』と言つて居られた、然るに此の五圓案が、衆議院に現はれた時に、第一に擴張に反對の演說をしたのは、島田君で有つた。その反對は、五圓では急激の擴張で有るから、須らく十圓となすべしと云ふので有つた、今日普選の功勞者として、追慕される島田君其人も、第十五議會の演壇に於ては、選擧權の擴張に反

對した人で有る。僕は當時、毎日新聞の主幹であつたが、島田君は社長で有るけれど、かゝる愚論を、議會で述べられたる以上は、容赦はならぬと考へて、紙上で之を攻撃し、尙この問題で激論を鬪はし、頗る島田君の感情を害したことが有る。

横濱の選擧區

島田君は改進黨の主張たる漸進主義で、僕や木下君の急進論とは相容れざる場合が多く、よく種々の問題で衝突したが、選擧權の擴張に付ても、その當時の貴族院と同論で、十圓案を固執した。當時衆議院では政友會が多數で五圓案を通過したが、貴族院では山縣公の號令で、守舊黨が極力反對し、終に妥協で十圓案が成立する樣になつた。

島田君が選擧權の擴張に反對して、十圓案を主張したのは、改進黨以來の漸進主義を固執したので有るが、實は其の當時の島田君は、横濱のブルジョア階級を代表して居たので有る、島田君の敵となつて、競爭場裡に現はれた人は、決して一人や二人ではない、その中で最も熱心に戰ふた者は、自由黨の鈴木稻之輔君で、何度やつても勝てなかつた。然かし鈴木君は無權者の間には、多少の同情を得て居たから、納稅資格十圓以上では、とても島田君に勝てないが、それが五圓迄擴張されるなら、鈴木君と雖も、一度は議政壇上に出でられるで有らうと期して、大に之を主張し、星亨氏や伊藤公の如きも、五圓案が成立すれば、政友會の大擴張が出來ると考へて居たので有る。僕等は單純なる理想論で、島田君に向つて、選擧權擴張論をやつたけれど、島田君には改進黨以來の漸進主義に加ふるに、その背後に、横濱市のブルジョア階級が控へて、決して選擧權擴張に贊成させなかつたのである。

明治三十六年の戰ひ

かくて明治三十六年になつた時、島田君は全然横濱のブルジョア階級から捨てられる事件が起つた、伊藤公と大隈侯が握手して、横濱の財閥を呼び附けて、二人の御用候補を命令した、曰く加藤高明君、曰く奥田義人君、即ちそれで有る、此の時横濱市の人口が增加して、代議士二人の選擧區となつたのに、第一期以來の島田君を排斥して、此の元老と財閥の天降り候補二名を推し立て、ブルジョア階級の全部が、島田君を捨てたので有る。それ迄ブルジョア階級に依つて支持されて居た島田君は、全く孤立となつた。島田夫人の嚴父西村喜三郎君が、唯一人女婿のために、島田派として屈しなかつた外、横濱財閥の全部が、島田君に叛いた。然かし島田君は屈せずして、陣頭に立

つと、天下の同情は、島田君に集まつた、島田君は市民の前に、その雄辯を揮ふた、當時有爲の青年なりし中村房次郎君等が、慨然として財閥元老に反抗し、その戰ひの結果、島田君は最高點、加藤、奥田兩君の得點を合しても、遙かに島田君に及ばず、加藤君は終に落選の悲運に會したが、此の時から、島田君の選擧權に關する意見が一變した。日本の文化は、ブルジョアよりも下層階級の進歩に著るしい者の有ることを體驗したことは、島田君をして最後に最も急進的普選論者とならしめたのである。

島田君の普選演説

島田君が帝國議會に於て、始めて普選案の演説をしたのは、大正九年二月十五日、第四十二議會の時で、實に堂々たる者であつた、これが議會解散の理由の一となり、原首相が極力島田君の演説を非難したので、島田君は大に憤り、日本全國に遊説して、普選の必要を説かれたが、この時の島田君の元氣の旺盛なることは、眞に目ざましい者が有つた。院外の示威運動にも、島田君は努めて出席し、時として反對黨の壯士が飛び出して、島田君に斬り附けんとして大騷ぎとなつたこともある。

島田君はその後、再び普選案に付て、議會に演説された、それは大正十一年二月二十六日で、これが島田君の議會に於ける演説の最後で有つた、島田君は第一期以來、百五十八回の演説をして居られるが、その最後の演説は、普選に關する大雄辯で、その聲は全國の津々浦々まで反響した。

河野君と普選

河野廣中君は自由黨の出身で有る、故に選擧權の問題に付ては、三十餘年一日の如く、終始一貫の普選黨で有つた。自由黨出身の人で、熱心に僕等と共に、普選期成同盟會の運動に盡力した人々の中に、政友會となりて、原敬が『普選は危險思想なり』などと云ふベラボウなことを宣明した爲めに、忽ち普選反對となつた人も多かつたが、河野君は星亨の全盛時代に、自由黨を脫退し、それから議長の上奏文事件で、進歩黨を脫退し、爾來暫らく單身で自由の天地に横行濶歩して居られたから、その政見は自由で有つた。日露戰爭の後、明治三十九年、僕が歐洲から歸つて、再び東京毎日新聞を引受けた頃、島田君と河野君の二大巨星を中心にして、政界革新同志會を組織するの運動が起つた、坂本金彌、細野次郎、大竹貫一、小川平吉、早速整爾諸君、其他當時の有力なる政客は、多く之に集り、僕や關城寺清、大谷誠夫、村松恒一郎諸君等記者團も、その中堅となつ

て、大に活躍したことが有る。當時僕は度々河野君と一所に、地方遊説をやつたが、河野君の演説は、全く熱誠の結晶の如き者で、言一たび選擧權の事に及ぶや、僕等の主張する普選論を、無遠慮に提唱された、河野君は勿論普選期成同盟會員であつた。

凡そ天下に立派なる會合多しと雖も、座長席に河野廣中君が座し、開會の辭を島田三郎君が述べる程、立派な會合は有るまい。我が政界革新同志會は、この兩巨星を推薦して、一時は全國を風靡したが、種々の事情で永くは續かなかつた、僕の如きも明治四十一年の十月から、支那研究のために、北京へ出かけ、爾來五年間北京に滯在し、その間には歸京しても見たが、島田君も河野君も、國民黨に入黨し、それから種々の變遷があり、大隈内閣の時、河野君は農相、島田君は議長で、餘まり經綸抱負を行ふ暇はなかつた。

不遇の政治家

この兩先輩は政治家としては、寧ろ不遇の人々で有つた、その人格は、一國の國務をその双肩に荷ふて、十分にその責任を果し得る人々で有つたが、順境に立つことが短かくて、行政の上には、何も殘さなかつた、然かしながら此の兩君が、我が帝國の憲法政治の發達に貢したる功績は、偉大なる者で有つた、この國民を今日迄に立憲的に教化したる努力に至ては、當代に多く其の比を見ない、これ今日に於て、民衆が大に兩君を追慕する所以で有る。

河野君の演説

島田君が帝國議會に於ける最後の演説が、普選案で有つた如く、河野君もその最後の演説は、普選案であつた。時は大正十一年二月二十三日、河野君が演壇に於て、普選案提出の理由を述ぶべく、獅子吼をやつて居る時、議會の外は、怒濤の如き大衆に包圍されて、「我れに選擧權を與へよ」と云ふ聲は、さながら天地を震憾せしめた。

河野君の演説は、島田君の懸河の如き雄辯とは、その性質を異にし、諒々として説く者で有つたが、その演説中には、後代に輝くべき言辭が、少からず記録に殘つて居る。

彼れは第一に、普選の實施が、國家に危害あるが如く考へて居る守舊の徒輩に向て、其の迷妄を開いた。第二に普選尙早論の愚かなることを説いた、「國民の文化が、未だ普選の施行に適せずと云ふは、現代國民を侮辱した者で有る」と言つて、その美しい白髯に波を打たせる時、滿場は水を打つたる如く感激

した。

第四十五議會と普選

此の第四十五議會は普選運動の高潮に達した時で有つて、大正十一年二月五日から普選の院外運動が始まつた。此の日は普選デーとして、芝公園で國民大會を開き、都下の九大新聞が一齊に普選要求の論文を掲げ、大會に集まる者數萬人、取締の警官ばかりでも二千人で有つた。二月十一日の紀元節は、普選デーの第二回で、同じく芝公園、此の日に議會へ普選案を提出し、大阪、京都その他各地に於て、普選要求の國民大會が催された。普選デーの第三日は、二月十九日赤阪山王台に催された、二月二十一日は築地精養軒の全國記者大會、二十二日神田青年會館の全國普選要求代表者大會、而して二十三日の普選案上程の日は、之を請願デーとして、請願書百五十萬枚は準備された。

河野廣中君は此の普選案上程の最初に、本案提出の理由を說明したので有る。而してこの普選案の討議は、數日に渡つた。尤も其第二日は混亂で、普選案の討議に入らなかつたが、第三日目には島田三郎君がその最後の雄辯を揮はれたので有る。

憲政の大功勞者

島田三郎君と河野廣中君、これは單に普選の功勞者としてばかりでない。實に我が憲法政治の發達に貢獻したる偉大なる政治家として、國民の永久に記憶すべき人傑で有つた。

島田君は改進黨の創立者、河野君は自由黨の創立者、島田君は基督教からユニテリアンに轉じ、河野君は神道から禪學に入つたが、共に宗教上の信仰が堅固で、品性高潔、人格優秀で有つた。共に第一期以來、死する迄議席に在り、政界に於ける二大巨星たる勢力を有し居た。島田君は嘉永四年に生まれ、河野君は同二年の生れで、年齡は三歲の差で有つたが、政界革新同志會に於て、此の兩君を推戴した時、天下の人心は、翕然として此の改革運動に向つた。僕はこれ迄永い間、幾多の政戰に參加したが、同會の常務委員として、會務を執り、四方に遊說した時の如く、快心のことはなかつた。今や普選案が成立して、國民の大多數が、この逝ける兩大政治家を追慕することの熱烈なるは、決して偶然でない。全くこの兩大政治家が相携へて、普選運動の第一線に立たれた時、始めて天下の大勢が、これに向ひ、さしも頑强なりし閥族も、もはや、普選阻止の難きを思ひ、閥族に阿媚追從する政黨も、大恐怖を感じ、終に今日普選の成立を見るに至つたからで有る。

普選とわが對策

松田源治

普通選擧の問題は、我が國に於て數十年來の懸案であり、單に議會のみに就いて云つてもそれが最初に議案として提出せられてから十數年を閲してをる。幾度か普選案は議會で否決せられ一度は衆議院を通過したが貴族院で葬られ、又これがためには衆議院は一回解散の厄にまで會つて國民の判斷に訴へたものである。かくの如く幾多の紆餘曲折と種々の論爭とを經て、漸く這回その成案を見るに至つた。その結果、現今、三百萬の有權者數は一躍して千二百萬內外となり、世界の憲法史上曾て其類例を見ないやうな急進過激な選擧權の擴張を行つたものと云はなければならぬ。

現政府は、最初無制限の普選を提出すべく樞密院に諮詢したが、樞密院に於て「貧困の爲め公私の救恤を受くる者」「一定の住居を有せざるもの」との制限を受けて稍其精神を傷つけられ議會に提出後貴族院で更に修正され遂に兩院協議會の審議となり、「貧困により生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者」との制限を受けた。然るに其制限を廣義に解釋すると狹義に解釋するとにより、選擧有權者數に二百萬の相違を生ずることとなり、獨立の生計と稍近き制限を受けたことは、政府の提唱した無制限普通選擧の精神を根本的に傷つけたものといふべく、その面目は蹂躪されその威信は失墜したものと云はざるを得ない。

殊に貧困者には選擧權なく、富者にはその權利ありとの解釋をたすことが出來て、貧富の差別に依り選擧權の有無を決定するに至つては、果して政府は選擧權を人に與へたるものであるか物に與へたるものであるかと疑はざるを得なくなつたことは、普選に對する主義上の一大變更だと云ふべきである。換言すればそれは財産又は生活の條件を附された普選であつて、政府又は與黨三派の聲明せる普選とは、全然その本質を異にするものだと斷言しても差支へがないのである。

吾々は選擧權の基礎を、責任觀念、義務の觀念の上におくこ

とが最も正當だとして、一家を支へる世帶主を本位とし選擧權の賦與を主張したのである、世帶主は内に於ては子弟を教育する責任あり外に對しては一家を代表する義務あり、この責任と義務とに選擧權を賦與することは、立憲政治の秩序ある進步を期するのみならず、又我國獨特の美風たる家族制度を保持する上からも當を得たるものと信じ世帶主の選擧權を主張したのであつた。而して兩院協議會の審議に係る成案には、われくが主張したる主義の幾分を包含するものと云つて差支ない。その選擧權賦與の根據には懸隔があると云へ、多少でも制限を附したことは成功と云はざるを得ない。

今回普選實施の結果、選擧民が千二百萬程度に擴張せらるゝことゝなつたのは、わが政治史上未曾有の變革だと云ふべく、政治家が如何なる政策を以て新有權者に對するであらうかは非常に興味ある問題である。

一部の煽動政治家が高調するが如く、國民が果して普選を要求しつゝあるか否かは疑問だが、普選成立の結果、それが政治上どう影響を持つであらうか。普選は決して政治改善の萬能藥でない。普選が實施されゝば立憲政治も進步する、國民生活も安定する、勞働問題も解決する、社會政策も確立する、と考へてをるものは大なる錯覺に陷つたのであつて、普選を實施したとて、急速に政治上何等かの進步改善を見るものではない。却つて過渡期に於ては其運用宜しきを得ずして、種々の弊害が續出しないであらうかと、私は憂慮に堪えないものである。

歐米に於ても、普選になつたからとて決して政治は改善されてをらない、經濟問題乃至社會問題も決してそれがために解決されてをらない。英國の如きは、普通選擧となり議會政治は却つて著るしく低調となつた觀がある。その總選擧に於ては、政治家が無責任な言論を弄するやうな傾きがないでもない。議會に於ても徒らに喧騷し議會の價値を低下するが如き趨勢を呈したものだ。政治は上品とならずして却つて低級下品となつた觀がある。元來、立憲政治なるものは、「秩序と責任の政治である」所が無制限の普選を實施する結果は却つて「秩序と責任の政治」を齎らさぬといふ結論を、わたくしは世界の政治に於て見聞してをる。即ち普選は議會政治終焉の端緒を開くものだとの說が外國に行はれてゐるが、蓋し此の言は多少の眞理である。

我國でも上述の如く普選を實施したからとて、社會上、經濟上、政治上に於て急速なる進步改善が齎らされるものとは到底考へられないが、折角、普選を實施した以上、政治家は國民を

指導訓練して普選に依る効果を最大限度に期すべきである。今後此點に就て、政黨は如何なる政策を以て國民に臨むべきかは緊要な問題である。

しかしながら主義政策に餘り新しいものがあらう道理がない。普選となつたからとて、即刻政黨が奇想天外的の新政策を案出し得るものでないことは瞭然としてゐるが、われ〳〵は第一に國民に對し政治教育をなすことが刻下の急務であると思惟する。學校の教育に於ても、立憲的公民教育を盛んにして選擧權の貴重なる所以を知らしめ、その選擧權の行使をして合理的たらしめることが肝要である。

次は國民生活の安定を如何にして保障解決するかといふことが緊急に調査研究すべき題目である。國民生活の安定には失業問題もあるであらう、物價問題もあるであらう、税制整理の問題もあるであらう、社會政策の問題もあるであらう、幼者老者保護の問題もあるであらうと思ふ。國民生活安定の問題は實にかく廣汎多岐に渉つての至難至大な問題である、將來、政治家の最大考察を要すべき問題であると確信する。

それから勞働問題である。今回選擧權の擴張により勞働者に多數の有權者が出來て、それらの選擧權行使は各政黨の勢力に大なる影響を及ぼすべきは論を俟たない。これ故に各政黨は、今後勞働問題に就て甚大の注意を拂ふであらう。又我國現時の狀態は一般民心緊張を欠くの弊あるを以て、民心作興と國力の充實とは是非實行せなければならぬ大問題であり、さうして國民を指導するに就て、我國が如何なる特種的使命を有するかを徹底的に國民に周知せしめる必要がある。といふのは、我國が東洋永遠の平和を確保する使命があつて、東洋全局の平和は我國獨自の大責任であるからである。外交問題も此點より考察すべきであり、經濟政策もそこに立脚して考慮すべきである。要は東洋全局の安定を我國の双肩に擔つてをるとの信念を國民に知らしめ、此信念を以てすべての東洋政策を確立することが我國の特種的使命だと云ふべきである。

以上述べ來つたやうな政策と題目を以て國民を指導し、一方には政治的の訓練を實行しかくて普選に對する策を徐ろに講ずることが必要だと信ずる。

普選實施の結果は、各政黨の分野も變革を來すであらうことは想像される。と云つても、勞働黨とか無産政黨が直ちに勃興して威力を持つとは考へられない。だが、大都市に於ける既成政黨の勢力は、變革される運命をもつものと見て差支へないのであつて、其間に各政黨の分野がいかになるかは俄に逆睹を許さゞるところである。政治家たるものは、普選がわが政治史上

一大新紀元を劃したるものとして、其完全なる効果を得る上に於て、萬遺算なきを期するであらう。われ〳〵も亦、此點に對つて考究を怠らざるものである。

選擧費用の節約と陰謀政治の撥滅

安　達　謙　藏

今回第五十議會を通過した普通選擧法について、我々が第一の主眼とし目的としてゐるものは、議員選擧の場合に、多額の選擧運動費用を要しない樣にすることであつた。該法案の原案の原案ともいふべきものは、昨年の夏我々が協議を重ねて作成したものであるが、當時我々は選擧運動の費用節約について、深甚且つ細心の注意を拂つて立案したのである。故にこの目的の爲めに新選擧法に於ては、

第一に戸別訪問を禁じ

第二に選擧運動員を制限し

第三に選擧事務所を制限し

第四に選擧期日を三十日以內に制限する等選擧の爲めに無徒の濫費をなすことを禁じたのである。

然らば、何故に我々は新選擧法立案について特に選擧費用節約を主眼とし、目的としたのであるか。想ふに現時政界の腐敗墮落の最大原因は、選擧に際し莫大の費用を要することに歸着してゐるのである。選擧運動費に莫大の費用を要するが故に、立候補者は、或はその所屬政黨の本部に補助を求め、或は深夜富豪の宅に出入して、費用の出處に非常な無理と苦心をしなければならず、爲めに莫大な負債と奇怪なる情實が生じて來る。故に當選後に於てもその爲め大なる束縛を受け、奇怪なる情實の爲めに、自己の意思に從つて爲政者としての公正なる行動が出來ないことゝなる。此處に政治の腐敗がある。

又立憲政治に於て、その必要に應じて議會の解散を斷行し得ないことは、妥協政治を誘致し、政治に清新の氣が溢れず、爲

めに健全なる憲政の運用が不可能となり、政治墮落の最大原因となつてゐるにも拘らず、選擧費に莫大の費用を要する時は、容易にこの解散の斷行が出來ないことになるのである。即ち一旦解散が斷行さるゝや、政黨の幹部終始選擧費用の捻出に非常な心勞と無理とをしなければならないし立候補者も之れが爲めに多大の苦勞をしなければならないことになるから、議會の解散に對して非常な恐怖を抱くことになる。その爲めに議會解散を斷行しなければならない場合に際しても容易に解散することが出來ず、期せずして政治の墮落を誘致することになる。故に政治の健全を期する爲めには、この議會解散の恐怖を除去することが、最も必要であり、且つ急務である。而してこの恐怖の除去には選擧費用の節約が何よりも必要でなければならぬ。

如上の次第で我々は現行議員選擧法立案に際して、選擧費用の節約に對して最大の注意を拂つた次第である。果して我々のこの希望が實現されるかは新選擧法の運用如何を待たなければならないのであつて、私はこの新法施行法の運用については、特にこの點に對して大なる注視を注ぐに吝でない。

普選法立案に際し第二に注意したいことは、該法律によつて、陰謀政治の撲滅を期することであつた。普選法が實施せられて始めて眞の民衆政治が確立されるのであつて、此れによつて政權の授受が常に公正に行はれることが確保される。換言すれば、常に我が政界を墮落せしめたところの陰謀政治が廢滅して公明正大な手段による內閣の更迭が行はれることになるのである。從來我國に於て政變ある每に即ち內閣の更迭に際して常に最も我々を苦しめたものは實にこの陰謀政治であつた。官僚或は軍閥の徒が、宮內省の一角と相策動して、議會の形勢を無視し民衆の輿論を蹂躪して、不自然なる內閣更迭を行つたことは、我國憲政の發達を、甚しく阻害して來たのである。斯る陰謀政治を撲滅し、根絕して、內閣の更迭即ち政權の授受が公正に行はれることこそ、國民の政治的思想の惡化を防止し、政治に對して眞に民衆の信賴を得る所以である。而して新選擧法實施後に於ては、民衆の公正なる輿論が政治の上に實現せられて、必ずやこの陰謀政治が廢滅し根絕せられるものと私は固く信じてゐる。今回普選法案の通過に際しても、貴族院の一角に蟠まる或る勢力團體中には一種の陰謀を夢みて、種々大いに策動するものがあつた樣であるがこの陰謀は余りに不合理であり、拙劣であつたか爲めに、遂に大勢を阻止することが出來なかつた。私は普選法案がこの陰謀に阻止せらるゝことなくして、見事に兩院を通過したことは、將來の陰謀政治廢滅の前兆として大いに欣快とする處である。

普通選擧法案實施後に於ては、選擧人の數が非常に増加する結果、選擧人に於ても候補者に於ても、その思想に一大進展を來たし、その影響を受けて、政黨も改造され、或は分解作用が行はれて、その波動は或は豫算の上に、或は法律、建議の上に、從來と變つた主張なり意見なりが、議場に實現されることを大いに期待してゐるが、私は特に大なる希望を、選擧費用の節約と、陰謀政治の廢滅を期することとにかけてゐるのである。

普選の後

岩崎勳

われ／＼が昨年の六月、所謂護憲三派の聯合内閣を組織した場合に於ける政策の大綱は、行政財政の整理と普通選擧の解決の二つを主要題目とし、加之に政友會は貴族院改革を主張し憲政會は綱紀肅正を提唱し、ともに之を政策の中に掲げたのであつた。

われ／＼は、その以前清浦内閣成立の當初即ち昨年一月、同内閣に對するわれ／＼の態度を決定するに當り、立憲の大義に基づきて三派の聯合を策し從來の小異を棄て、大同に就き、所謂護憲三派の聯合軍が組織されたのだ。この當時われ／＼は既に、之等の政治的大問題を解決するのでなければ、將來の政局と人心の安定を期待することは、甚だ覺束ないものと痛感してゐたのだ。要するに普選は、今やすべての論を超越した國民的欲求の最高潮に達した問題である。それは國民にとつて恰も飢者の食を求め渇者の水を求めるといつたやうな程度の必然的欲求となつて來てゐると、われ／＼は觀たのである。それにしてもわれ／＼は、同じく食を與へ水を與へるからには、その欲求に基きて出來得る質の善いものを以て之に充てたいと考へたのである。

尙又、一面に於て重大なる國策の遂行は、われ〳〵今日までの經驗に徴するに、よく一黨一派の力を以てしてはなし得ないところである。例へば、行政財政の整理であるとか、或る一地方の事業を削減するとか、一地方の官廳を廢止するとか、重要なる人物を淘汰するとか云ふ如き問題は、假令微力なる反對黨と雖之を阻止する場合に於ては、絶對多數の力を以てしてもよし之を決行するといふことは、必ずしも容易なることでない。況んや政治上たしかに劃時代的である普選の如き大問題に至つては、一黨一派の力で到底成遂げ得ないことは、わが政界四圍の狀況に徴して極めて明瞭であつた。

われ〳〵が、この護憲三派の大聯合を策したのは、決して區々片々たる一淸浦内閣の倒壞を以てその目的使命としたのでなく、日本現時の民意に立脚した大國策を遂行するが爲に、單にその經路を辿るの一段階、一手段として三派は提携したにすぎなかつた。

玆に、われ〳〵は、この大政戰の首途に出發するに當りて、本問題の解決に對して、率先我黨の主張を鮮明にするの決意を以てした。即ち五十議會に臨む迄の期間に於て、民意に基くところの普選法原案を作製してそれをば五十議會の使命の一ツとして本問題を取扱はんとした。さうして普選問題が、すでに下院の制度に關する根本的改革改善である以上は、その根本改革乃至改善を帝國議會の全部に及ぼすべき要あるは論を俟たない。この當然の歸結として、わが政友會は貴族院改革をも高唱したのであつた。

貴族院の改革は、一般民衆が衆議院制度に對して普選を要求すると同じい政治的必要と欲求とによつて迫られてをり、われ〳〵は兎に角も、現在の貴族院制度を以てしては、われ〳〵の政治的飢渴を治すことの出來ないのを痛切に感じてゐた。それでわれ〳〵は、一面行政財政の整理に對して三派の熱心な審査考究を遂げてその成案を得ると共に、他の一面には、この立憲政治の基礎根幹とも云ふべき二大問題に對し敢然として勇往邁進したのだ。

われ〳〵は、わが政界多年の懸案であつた普選に當面して、實に國家國民に對してかくの如き赤誠を以て終始したのである。そのためには、忍ぶべからざるをも忍び讓るべからざるをも讓つて、兎にも角にも此大法案の成立に對して渾身の努力を致した。われ〳〵の純潔無垢なる心事は、國の上下に透徹したことゝ思ふ。われ〳〵は、國民多數の欲求に從ひ、その飢渴を癒すだけの大事業を完成したといふ滿足を覺えるものである。だが、われ〳〵はこの大法典の運用せられる前途に對して、そ

れを百代の下に光輝あらしめる爲には、更に一層の努力と考究とを致さねばならぬことをも思ふ。

人は生きんがために食を求め水を求む。さうしてその求むる所を得た場合、直ちに思ひを致すべき問題は、いかにして生きることが人生の目的に適ひ人生の第一義であるべきかといふことである。今、この普選の大法典はこゝに成立を遂げたのである。これは蓋し立憲政治の理想を行はんが爲に、國民に與へられたるところの食と水とである。今後はこの大法典によつていかにして憲政有終の美をなすかに就ては、ひとり政治家のみならず、所有權者を初め國民全體が一率にその責任を痛感して之が實施運用に至大の考慮と努力を拂はねばならぬものと思ふ。即ち本法典に對する國民の第一に思念すべき所は、政治に對する國民の責任觀念である。凡そ、人はその生活の根本義に於て、公私共にこの責任觀念を失ふことさへなければ、殆んど公人としても私人としても大なる過はない筈である。公人として私人として大なる過に坐し、或は社會に害毒を流し罪惡を犯すが如きは、要するにこの責任觀念の欠陷に基くものである。この責任觀念の養成に就ては、政治か宗教か教育か、各その道に從て手段方法は自ら異るであらう。ここでは、暫らく政治的方面よりを考究して、其他の方面のことはそれ〴〵の方面の人の考慮に讓ることが至當であると思ふ。

われ〳〵は、先づ刻下の急務として、國民全體に對して政治智識の普及徹底を期さなければならない。政治教育は緊切である。即ち政治に關する是非善惡の辨別判斷は、政治教育の普及徹底によつてのみ到達し得られるものである。國民が政黨の政綱政策を考究しまた候補者の主義政見を聽取してその何れが是であり非であるかを辯別判斷し得る能力は、與へられたる選擧權を行使する上に第一義的の重要さをもつのである。これは元より一般國民教育の普及作興と平素の政治的訓練に俟たねばならぬものと思ふ。それはまた、國民の宗教的觀念の振興を計ることにも依存する。今日の教育では、善をなせ惡をなす勿れと大聲叱呼して教へてゐる。どんな人でも善はなさねばならない、惡はなすべきものでないといふことは知つてゐる。それでゐてなか〳〵善をなさぬものが多い。惡事を働らくものが少くない。世に盜人の種子は盡きずで、法を犯すものは濱の眞砂の盡きざるが如くに盡きないものである。これは畢竟するに、宗教的觀念の欠陷に基づく社會の病的現象である。ビタミンAが人體に欠乏し、若くはビタミンBCが欠乏した場合には、それぞれ人體に病的現象を惹起すといふが、それと同じく社會の教育方面または宗教的方面に欠陷があれば、從つて之に伴ふ病的現

象を見出すのである。われ／＼は、人體にビタミンA乃至Cを要するが如くに、この社會に教育の普及、知識の透徹、宗教的信念の確立を必要とすることを道破せねばならぬ。かくて一般國民の立憲政治に對する責任觀念は、漸次涵養せらるゝことゝ思ふ。

そこで政黨方面、政治方面及び政治家個人の方面に對して、初めて眞正なる政治的陶汰が行はれる。即ち眞に時代の要求を理解し眞に國民の輿論を察知し、これと適應すべき主義方針を掲げて、それの實現實施に努むる政黨と政治家は、次第に民衆の公正なる辨別判斷の偉大なる陶汰作用を享けてその存在を確立して行くであらうし、それが出來ない政黨と政治家とは、順次時の流れに置き去られ、結局その存在を失ふといふ必然の運命に服從するであらう。

しかし乍ら、凡そ政治家は時代の先覺者として時代を支配せねばならぬ。それ故に輿論は、これを指導すべきであつて決して輿論に引ずられる如きは、眞の時代の政黨乃至政治家たるの資格がない。かくして力なき政黨と政治家とは、一時は民衆の迎合を受けることがあつても、直ちにその存在の意義を失ふは明白な事實である。茲に、われ／＼は、從來の政黨と政治家とが一段の考察考究をせねばならぬ點があると思ふ。だが、私共は普選實施後の總選擧に於て、直ちに現代政治の上に大變革ありとは思はないのである。といふのは、この改善改革は漸次に國民の腦裏に培養せらるゝ責任觀念により初めてその實現を期し得べきであつて、一兩年の間に於て急激なる變化を政治的現象の上に見るとはあり得べからざることであるから、一面われ／＼は、選擧民が從前より四倍したることを思ふては、一に對する三の割で新有權者が大なる變革を政治の上に齎らすであらうとの期待をもたねばならぬのであるが、事實は都會はいざ知らず地方農村では在來の有權者が大體に於て選擧の大勢を支配するであらうから、茲一兩年の間に、多大の變化を見るとは期し得られないと見るのが至當であると思ふ。

要するに數年の内には、この政治的訓練が國民の側と、政黨と政治家の側とに、普及徹底して初めて、此大法典が立憲政治の上に意義ある光彩を放つものである。普選は、實に劃時代的の大法典ではあるが、それが劃時代的であるといふのは政治的に限られた意味に於てゞあり、政治的現象の上に劃時代的變化を齎らすまでには、尚相當の年月を經過せねばならぬ。

われ／＼は、かくの如き見解の下にこの大法典の運用をなし、將來の立憲政治の上に最善の努力を致さうと思ふものである。

普選實施後既成政黨の政綱はどうなるか

關口泰

一

制限選擧のお蔭で出てゐる今の議員、無產階級の爲には何一つした事のない今の政黨と、普通選擧とは凡そ一致しない觀念ではある。原敬氏が政友會を率ゐて、閥族官僚をジワリ／＼と壓迫する爲に選擧權の擴張を必要とした樣に、國民黨や憲政會に、局面打開の唯一策として、普選を以て政友會の絕對多數と戰つて來たので、それは黨勢擴張の手段であつて、國民權利の伸張を目的としたものではないから、普選が特權內閣倒壞の旗印であつた迄はよかつたが、愈々政權が已れの手に歸し政策實行の責がかぶさつて來れば、普選は既に厄介物となるのである。

普選案が樞密院の精查委員の手にまはつた時分に『普選の實施はもと／＼我等の希望する所でない。從來は多數黨政友會が反對してゐたから通過の懸念?!がなく、安心して主張して來たもの、、今議會では政府が提案すれば與黨三派は絕對多數で通さゞるを得ず、貴族院も輿論に反抗して阻止することも出來ないから、此の場合喰止めるのは樞密院の力に俟る外無い。右の事情御諒察の上普選阻止方お願ひ申上る』と樞密顧問官を歷訪した護憲派議員が一人ならずあつたといふ噂話も、滿更ウソでかためた作り話とは思はれない。

實は議員諸君で普選が眞に何であるかをはつきり知つてた人が何人あつたらうか。法文的の知識をもつてゐた二三の議員はあつたらうが、大部分は內務省案と三派案をつき合せて見た時代になつてもまだわからずにゐたので、本當に一般議員が普選の本體に衝き當つたのは、恐らく樞府の修正で政府案がどうかうと批評され、治安維持法提出の言質をとられたとか、諒解が出來たとか新聞で論じ立てた時分である。それから貴族院との衝突があり、會期が延長され、兩院協議會が開かるゝに至つて、普選といふものに直面し、そして普選後の自分達の立場を

やゝはつきり見出した位のものであつたのである。

二

勿論普選になれば選擧民が急に四倍にも五倍にもなつて、選擧方法も今迄の儘ではならず、第一に選擧費用が大に嵩まつて困るといふことは、眞先に氣が付いた事である。それ故に選擧費制限を必要とし、投票仲買人の存在による買收費の著しき膨張に惱まされざるが爲に、選擧取締の峻嚴に贊成した。併し乍ら一方選擧事務長にだけ罪をかぶせてをけるぬけ道を講じてをく爲に、所謂連座規定は但書をつけて骨をぬいてしまふのに、極力努めたのであつた。

それから選擧費用が八萬の十萬のといふのでは困るが、少なくて濟む爲に競爭者が澤山出て來て自己の地盤を荒されても困る、殊に無產者の競爭は恐ろしくもあり、煩さくもある。此に於て一千圓の保證金制度を設けて、事實上無產者の被選擧權を奪ひ、選擧費制限を大體一萬二千圓位迄に引上げて、金力競爭の余地を餘すに心掛けた。

それが樞密院や貴族院の修正に會うたを幸としたかの如く段々に選擧權擴張範圍を狹くする方向に進んだ。貴族院の修正は急激なる擴張を不可とし擴張範圍の制限を目的とするものだと明言した議員もあつたが、その反對を口には云つてる政府も與黨も同じ心でそれに力を貸した事は否めない。

獨立生計は普選にあらずなどと威張つてゐた者が、貧困にして生活の爲め公私の救助を受け又は扶助を受くる者を缺格者として、人に與へる筈の選擧格を、依然として物で制限する舊觀念を存續して普選の精神の根本を覆した。曾ては選擧權二十歳被選擧權二十五歳で憲政會と爭つた革新クラブも、一度も二十五歳說を離れた事のなかつた憲政會も、被選年齡を三十歳に引上げてをいて、國民に何の挨拶もしない。加之從來選擧名簿作成の爲の必要期間として認められた六ケ月の住所制限を、一ケ年の住居を資格條件として、之が爲に鑛山勞働者を初め、勤勞や勞働によつて生活を追ひ、失業の爲めに安定の住居を得られない無產者に、選擧權を與へない事とした。

こゝに選擧權擴張範圍を狹くしておけるだけ狹くしてをかうとする努力が露骨に見えるのである。それは兩院協議會の妥協案を一見しても直に明瞭である。政黨の選擧の便宜の爲の箇條のみは、衆議院は其の主張を通じて、國民の權利伸脹に關する部分は、凡て貴族院の修正に讓つてゐるのである。

三

此の如き旣成政黨が、普選後の新政綱を今更探しまはつたとても、一千萬新有權者が期待すべき何が生れ出でやう。治安維持法通過の際、貴衆兩院を通じて二十人の反對者を見出し得なかつた事實は、雄辯に現今の政治家階級が何であるかを物語つてゐる。

貴族院改革、樞密院攻擊位迄は可能な樣に、『政體』の文字だけは削つた三派修正が、萬世一系金甌無缺の國體と並べて、私有財產制を尊敬の座に祭り上げ、その神聖を犯す者は嚴刑を以て脅かさうと云ふのは、餘りに露骨ではあるが、無產政黨を萌芽の內に摘み取らうとする意識的企圖と、無產階級興起に對する無意識的恐怖との合作に他ならぬのである。

旣成政黨は普選の通過によつて特權階級の側に在る自己を發見したのだ。前門の虎よりも恐ろしき後門の狼を發見したのだ。官僚閥族特權階級の徒とは妥協術合の途があつた。利益で釣りもし釣られもする取引を結び得た。併し乍ら無產階級の大衆に與ふる何物もが、彼等の手にも頭にも無いのである。無產大衆は彼等が政權の座を退いて、その地位を全部與へる迄は滿足しないのである。

此に於てか、貴族院改革もいゝ加減にし、樞密院とも手を連ねて、無產政黨と戰ふの城寨を造らねばならぬ事になつたのである。長閥軍閥の最後の殘勢力を一身に集めた陸軍大將田中男爵を迎へて、裸にした高橋總裁を追ひ出す不信不義の一幕を演じなければならぬことゝもなつたのである。

由來我が國の政黨は、政見の異同で集まつたり分れたりしたものでは無い。政權維持の爲に閥族政治家が作り、政權接近の爲に政黨政治家が集まつて出來たものである。故に此の際昨日迄政界の急進黨顏してゐた政友會が、百餘の陣笠を並べて、陸軍大將の指揮刀の下に、絕對服從を誓はうとも、分裂してから年も經ず十日前迄は唯一の在野黨として事每に議會で爭つてゐた政友本黨の合同、或は曾ては非政友合同を策した革新クラブとの非憲政大同團結が傳へられやうとも、又之に對しては政友本黨と憲政界との接近が噂されても、政綱や政策で立つてゐない氣易さ、政權爭奪を唯一の使命とし、元老の奏薦を唯一の希望とする我が國の政黨としては何の不思議もないのである。

四

それだからどの政黨も、國防充實、產業振興、交通整備位はよいとして、綱紀肅正から思想善導、國民精神の作興と迄、我が身知らずの題目を並べて、識者の苦笑、嘲笑、さては哄笑を促さしむるのである。普選が通過したからと云つて急に國民生

活の安定を唱へ出した所で、やはり同じ抽象的なお念佛で、果してそれが何を意味するかは判らない。

農村振興は米を高くすることであり、産業振興は勞銀をやすくせよといふことであつた。國民生活の安定は、恐らく節約宣傳により、國民生活の向上を止める事である、德川家康の遺訓を奉じて『上を見るな下を見よ』『足らざるを常と思へば不足なし』と教へんとするのでなければ幸である。

税制整理の聲明もよい、併し乍ら地租二分減營業税全廢を唱へた同じ口から、負擔輕減は遺憾乍ら出來ないと、早くとも豫防線が張られた。地租税移譲が憲政會との喧嘩の道具になる迄忘れられてゐること勿論である。財政經濟調査會で税制根本整理の唯一の策として主張された財産税が、金輸出解禁の主張と同じ運命に置かれることと豫想出來る。地價整理は憲法違反だと反對した樞密顧問官や、土地增加税は、所有權不可侵の原則に反するとて之を不當とした貴族院議員の贊成を得られる筈が無いからである。かくて税制は整理されても富豪は脱税し、無産者は間接税に苦しみ、負擔の輕減も、惡税の改廢も期せられないのである。

勞働法制の完備といつても同じである。今更政綱に掲げ出さないでも、七年前我が國は對獨平和條約に於て、勞働非商品の原則を認め、勞働者團結權の保障、最低賃銀の公定、八時間勞働、週休制度、勞働婦人保護、少年勞働廢止、失業防止、勞働保險等を定めた國際勞働規約を締結し、調印し批准してゐるのである。そして今年で第七回目を開く國際勞働會議から送つた十五の條約案と二十の勸告は、殆ど其の儘放置されて顧みられずにゐるのである。健康保險法を改正工場法と工業勞働者最低年齢法は、法律が出來てゐたが、資本家側の不景氣を口實とした牽制によつて實施されずにゐ、勞働爭議調停法は、交通勞働爭議の苦い經驗は、一年を經ない内に忘れられて、一度顏を出した儘引込められてしまつた。

勞働立法の何よりも先である勞働者團結權は保障されずにゐて、治安警察法第十七條の撤廢さへもなされずに、ストライキは依然として事實上犯罪視され、勞働組合員なるが爲に解雇されて、失業洪水の内に溺れんとする者は今や多いのである。失業者街にあふれ、社會の不安日に甚しいが、之が對策は立たずにゐる。恐らくはやがて、行政整理によつて馘首された官吏の救濟的復活と、財政整理によつて打切られた地方の治水土木の事業を復活して、之が對策なりと爲すの時が來るのであらう。

我が無産者階級は、護憲内閣と政黨によつて普通選擧に添へて治安維持法を得たが、社會主義鎭壓法を片手にしたビスマー

クの社會政策さへも、我が國に行はれる見込は遠いゝのである。國家の名に於て官僚が勢威を揮ひ、産業の下に政商が私利を貪る。その兩者の中間にあつて寄生生活を營む既成政黨に、十分成熟してない内に行詰つた我が國の資本主義經濟を展開すべき經濟政策を求むるのは、求むる者の誤であらう。

五

忠君愛國、國威發揚の大日本帝國の政治は、常に擧國一致である。各既存政治勢力は何等異つた社會的經濟的階級的に異れる背景をもつてゐない。故に政變は一度も政策の如何で行はれたことはない。政爭は政見の異同で行はれた事はない。積極政策といつてはだらしなく國費を膨脹せしめ、消極政策といつては天引的の行政財政の整理を行ふ、たゞそれだけである。而して國策は中央集權の政府に任せて、政黨は地方問題に沒頭するのである。

鐵道も港灣も普及してゐない我が國の現狀にあつては、政黨が地方問題を利用する餘地が十分殘されてゐる。衆議員が短かい會期で國策はそつちのけにしてお土產案に賑ふのも已むを得ないが、此の事は一方、地方振興の叫びと交錯して、封建國家から統一國家にするが爲に、必要以上に中央集權的にした從來の過渡的制度を、矯正する力とならないこともない。郡制廢止につゞく郡長郡役所の全廢が、府縣の監督行政の擴張とならずに、市町村自治權の充實となれば、農村青年の離村も或點迄防げ、地方小都會の自力的發展も望み得られ、地方振興策としては、かの農商務省から農林省を分離させて農村振興策なりとするが如き馬鹿らしい誤魔化しの比ではないのである。

明治時代は法制で人爲的に其の政治と經濟と社會迄も作り上げたのである　法律制度に對する過度の信仰もそこに生ずる。法制の改廢變更だけが仕事の如く政府官僚は思ふに至つたのであるが、事實が法の前にウソにされ、假容が法によつて眞實にされ、惡法も法としてのさばり、從來法律によつて作り出された社會生活の故障も可成あるのであるから、或點迄は法制上の改革だけで社會惡を除き得る場合も多いのである　之を政治運動に見ても、第一第二の護憲運動も、普選と貴族院改革も、凡て是れ制度に對する要求である。政治は生活に即せず、米騷動の樣な現實生活に觸れた政治運動は未だなかつたのである。

我が國民は憲法を得る爲に血を流さないで濟んだ、それだけ憲法による自由と權利を、完全に身につける迄には、憲法發布後に於て、其の努力と奮鬪を小出しにしてゆかなければならなかつたのだ。そして今日に於ても、既成政黨が、立憲制度の整備

改善、憲法精神の徹底普及によつて、爲すべき多くが未だ殘されてゐるのである。政黨政治の主張の貫徹の爲には、もう一ト時憲法時代を經なければならぬ。

憲法起草者が考へてゐた大權中心超然內閣から、政黨內閣制に推移した時に、實體的の憲法は變更されたのであつて、之に伴ふ他の改正が續いてなされなければならなかつたのである。例へば超然內閣の政府を、民衆勢力を代表する衆議院から守る爲に作られた防風林であり防波堤である貴族院は、衆議院の勢力を中心として作らるゝ政黨內閣となれば、其の職務と性質は自ら異らねばならず、從つて組織にも權限にも變更が加へられねばならぬ筈である。

貴族院令の改正によつて、貴族院の分野に多少の變化があつても、改革の斧が權限に觸れなければ、普選による衆議院內閣が、その政策を行はんとしても、貴族院の特權政治家の意思に反しては何事も爲し得ぬ事を、第五十議會に於ける豫算案と議院法改正案と普選案とにとつた彼等の態度によつて、切實に知らしめられた。

帷幄上奏と軍部大臣武官制が政黨政治と責任內閣制度の確立に邪魔をすることも、屢々の實例を見せつけられたことである。

元老の存續はもはや永久性のある制度の問題でなくて、先の見えた個人の生命の問題に懸つてゐるに過ぎない。樞密院に就ては嘗て山本權兵衞伯が顧問官の地位は何等の保障なしとして威嚇した樣に、もと／＼其の性質上今日の如き出遮張つた活動は許さるべきではないのである。唯國際條約が立法議會の參與の外に置かれて、樞密院が權限ある機關と見られてゐる事は、重要なる國際會議が屢々行はれ國際條約によつて決められる國民の權利義務に重大なる關係ある事項の多い今日となつては、其の儘にしてをけぬ制度である。

國民は普選によつて立法に、陪審法によつて司法に、政黨內閣制によつて行政に、關與し得たのではあるが、外交と國防の國家機關に就ては、國民外交、國民の國防、が高唱されてゐるに拘らず、國民代表の全く手の屆かぬ所に置かれてある。之等は民衆の名によつて、代議政治の完成の爲に、特權政治に對して、既成政黨が無產者と利害の相反を見ずして主張して行ける事柄である。

之等の國政參與の擴充、各種特權機關の勢力に變更を生ずる事は、同時に既成政黨の性質そのものに變化を來すことでもある。特權階級との戰の矛を收めず、不十分な貴族院制度改正を、眞の貴族院改革とすると共に、普通選擧の缺陷補綴は、議

憲運動に完成の義務を殘してゐる。貧困者にも、一ケ年以下の居住者にも、二十五才以下の者にも、選擧權は擴張され、三十才以下の者にも被選擧權は與へられ、婦人參政權も、台灣朝鮮へも選擧法を施行しなければ、護憲運動はまだ完成しないのである。既成政黨と雖も之に協力を拒むわけには行かないであらう。

六

欽定憲法の恩惠に甘へて、立憲國民の自覺少なく、自由を愛する精神に乏しい我が國民は、憲法の與へた自由を十分享有してゐない。殊に憲法第二十九條の言論著作印行集會結社の自由は、警察政治によツて踏み躙られた儘でゐる。警察官憲の權力の下に我が國民の思想生活はあるのである。それが演説であつても文書の形をとつても、安寧秩序の紊亂を名として社會科學の討究は制限され、文藝作物は風俗壞亂の名によつて檢閲され禁示され、演劇も活動寫眞も、繪畫彫刻の展覧會も、さては建築も、凡ての藝術は警察取締の對象であり、警察は自由との間を隔離し、藝術品の改作迄する。そこに何の立憲國民の自由があるか。

有産階級の所有權と、無産階級の團結權は相對峙するものである。國家に對する抵抗權といふものが法律觀念上許さるればそれは言論の自由の形に於てゞある

普通選擧の法律が立候補に千圓の保證金を必要とした様に、新聞紙法は時事に關する新聞紙の發行に保證金を必要とし、治安警察法は屋外集會屋外演説を取締ることによつて、事實上無産者は、議會によつても新聞によつても演説によつても、其の政見を發表する機會を與へられてゐないのである。

普通選擧實施と共に政治教育の必要が殊更唱へらるゝが、政治教育が公民としての教養を與へる事以上に、現代實際政治に對して判斷力を養はしめんとする意味があるならば、それは性質上學校教育の能く爲し得さる所であつて、言論集會結社の自由によつて、國民の政治的各種意見について練磨する機會を與へる外はないのである。

經濟上の自由主義は育たなかつた。紡績業者の武藤山治氏の實業同志會が、自由黨の大を成さない先に、勞働黨の時代が來さうである。併し乍ら人格の自由、思想生活の自由は、眼醒め行く國民の生命よりも尊く、その抑壓は到底長く堪え忍び得さる所である。自由とか民權とかを反對出來ぬ筈の政黨としては、此の方面の權利の保護と伸張とによつて、新有權者の味方し、その投票を吸收する事は、賢明にして直接腹の痛まぬ方策

であり、政府としても無い袖は振れぬと云つて誤魔化せぬ問題であるから、經濟政策や社會改革に於て何者をか與へる代りに、讓步する前に、此の邊に新有權者引寄せの努力を拂はせる事が出來るかも知れない。

七

既成政黨は結局無產政黨と雌雄を決する時迄は、政綱も政策も必要が無いのである。所有權を誘ふ爲に、所謂社會政策も、勞働立法も其他諸々の名前だけの抽象的政綱を並べ立てるだらうが、それは飾り窓に並ぶ作り菓子か、どうともとれるが結局わけのわからぬお籤の如きものに過ぎない。

既成政黨は普選を機會として、却つてだん〳〵に保守黨の本質を慥にして行くのだ。憲政會も政友會も革新クラブも、分解しても聯合しても、畢竟政友本黨のとらんとする保守黨の立場をとるのだ。清浦特權內閣擁護の爲に出來た本黨はいはずもあれ田中大將を總裁にして舊老がとりまいた政友會も、犬養老人の私黨革新クラブも、加藤首相の下にある重くるしい陰氣な氣分をした官僚黨憲政會も、保守黨たる資格は十分ある。結局は貴族院や樞密院と手を連ねて無產政黨勞働黨を共同の敵としなければならぬ運命にあるものだが、それ迄は尻尾を出し乍ら袖をかくしてゆき、甲冑をのぞかせながら法衣の襟をかきよせてゆかなければならぬ。特權階級と手を固く握り乍ら、新有權者を誘ひ誤魔化してゆく爲には、政綱は明かにも出來れば、明かにしない程よいのである。

既成政黨は無產政黨の準備が出來る迄、それを壓迫しつゝ激發し、發達の刺戟と力とを與へ、彼等の間の爭ひに力を借りる爲に妥協し讓步し、無產政黨出現の爲に前途を作る役をするのだ。一千萬の新有權者といつても、今では統制もなく階級意識もなく、當分は既成政黨にだまされて使はれて行く外無いが、小作爭議や勞働運動によつて、一步一步自覺の道を進み、團結の力を知り、既成政黨は其の意思に反して無產意識の保育の下に無產政黨を成長せしめて行くのである（四月十一日）

普選後の各政黨を豫測す

田川大吉郎

一

この題は、漠然として、限界が無いのだから、想像を下し易い樣で、實は、なか／＼下しにくい、たゞ、思ひ浮ぶ二三の材料を組み合せて、所見の一班を述べ、後日の追憶の資と致します、

普選が成つたと言へば、勞働階級が、大いに興るだらうと答へらるるのが、普通の人の情であります、私も、さう答へたいのですけれど、日本の勞働階級に、この氣運に乘じ、この機會を捉む、相當鍛錬された準備があらるるだらうかを危ふみます、

英國に、フハビアン協會の出來たのは、一千八百八十三年、實に、今から四十二年も前の昔の、明治十五六年頃の事であります、當時の日本は、大隈侯の、國會急設の建言が破れて、伊藤公の漸進的計畫を容れ、僅にその調査の準備に取りかゝつたばかりの時であります、その時からの、フハビアン協會が、次第に發達して、實際的に、成功の果實を收むるに至つたのは、昨十三年の勞働問題の時に始まる、會の代表者シドニー、ウェツブは、この內閣に入つて、商務大臣の重地を占めました、藏相綏ノデンの如きも、亦、この結社の、有力なる先達の一人、フハビアン協會は、實に、勞働內閣成立の前後に於て、虹の如き異彩を中外に放ちました、

私は、英國の勞働階級が、この四十二年の、不斷の努力を經て、積戰、苦惱して來たから、日本の勞働階級も、亦同樣の、長い歲月の試練を經ねばならないとは申しません、――勞働者の議員が、初めて議會に入つたのは、一千八百七十四年であつたでせう、さすれば、今日まで既に五十年以上である――けれども、日本のフハビアン協會の出來たのは、僅に昨年以來の事、私は、遺憾ながら、その準備の、或は手薄くは無いかを疑はざるを得ないのであります。

附記、矢野文雄氏が、新社會を著されたのは、たしか、明治三十四年、氏は、フハビアン協會を、日本にも起したいとの希望で、社會問題講究會を、その頃に設立されました、但、社會問題講究會の名は、たしか、私の、進言に本づかれたのでせう、氏の初志では無つた樣、覺えて居ります、若し當時から繼續して居れば、二十四五年になる、その前から、勞働運動、社會運動のあつたことは申すまでもありません。

二

　以上の懸念に加へて、更に英國の政況を思ひます、自由黨と、勞働黨とは、もと〳〵、同一の主張、同一の地盤を背景とするもので、自由黨中の急進分子は、即ち勞働黨、勞働黨中の漸進分子は、即ち自由黨と申していゝでせう、私は、勞働黨が、今日の如く發達したのは、自由黨が多年の啓發の功に依るものと思ふてゐます、勿論、勞働黨員自身の活動もありますけれど、自由黨が、蒔いた思想の種子から、勞働黨は、その果實を收獲しつゝあるので、若し、自由黨の、多年に亘つて、蒔いてくれた思想、指導の準備が無ければ、勞働黨の功運は、近年の如く目醒しく開發し無つたでせう。

假に、さうして置いて、日本に、その自由黨がありますか、勞働黨のために、種子を蒔き、路を備へた、その自由黨がありますか、その備へなしに、突如として勞働黨が發達し、興起しませうか、私は、英國の、彼の如き狀況を思ふて、日本の、今後の狀況如何を、氣にする者であります。

　日本の政黨では、政友會は、常に保守黨と云はれ、政友本黨は、殊にその固陋分子と云はれ、憲政會は、進步派を云はれて來りました、若し英國の勞働黨が、その自由黨より、分解し、發展して來たものとすれば、日本の勞働黨も、亦我が憲政會より分解し、發展するでせうか、理は、そんなくらしく思はれますけれど、實は、さうとは思ひません、私は、憲政會は固より政友會にも、日本の政黨には、勞働階級を味方として立つ、純理的、進步的意見の政黨は無いと思ふてゐますが、假に、あるものとして、觀測すれば、それは憲政會でなくして、反つて政友會であらう、その方に、その傾向が、いく分か、有るやうだと思ひます、政友會の、平生の主張、方針が、純理的、進步的であることは謂へませんけれど、然しながら、政友會は、日本の政黨中で、一番、能動的な政黨であります、絕ゑず何物かを漁らんとして、動いて居ります、彼は、死水でなく、流水であります、決して一所に停滯して居りません、故に、汚染して惡臭を放つ場合もありますけれど、それが、洗滌しきれない彼の固陋

持ち前であるとは謂へず、その中には、肉を裂き、骨を削る、荒療治を施す勇氣も、時には有る樣であります。兎に角、彼は、動いて居ります、それで、舊政黨中、新政黨のために、若し嫁衣を作る政黨があるなら、それは、憲政會で無くして、反つて政友會であらうかと思はれます。

但、歷史が歷史、看板が看板、今日の若い者は、いづれも舊政黨に愛想をつかしてゐます。それだけ、新政黨の產の苦みが難儀でせう。私は、日本の勞働黨、若くば、それに類似の政黨の發達は、英國のそれの如く、容易に擧らなからうと思ひます――私は、英國の勞働黨の發達を、坦々たる大路を走るが如き、輕快、無雜作なるのであつたと申すのでは決してありませんけれど、

三

政友會は、時と共に變ずる敏感の士、若くば改變の士、若くば際物師の類があるとして、然も、彼は、田中大將を迎へて、今回、その黨首とした、これでも、彼れ政友會は、時代の進運に伴ふて、勞働黨に蟬脫し、若くば協調して往く識見、勇氣があらうかとの問ひが起りませう。

私は、日本は、伊太利の、ムツソリニ風の人物、事業を愛好する種類の國柄と見てゐます。田中大將を、そのムツソリニに似た、性行、氣風の人だと見てゐます。勿論、同一の人は、天下に無い、私は、大將を以て、彼にそつくり同型の人だと申すのでありません、けれども、田中大將が、突然として軍服を脫ぎ棄て、洒然として政友會の陣中に座り込み、滿を引いて痛飲、忽ちその牙營に廻り、本城を乘つ切り、新銳の氣に溯つて、正面から、側面から、遮二無二、內閣の中堅に斬り込まんとし、四十萬中男子なし、妾は閨中に在り何ぞ知るを得る、滿廷狼狽して、擧措を失つたる如く、ボンやり手を束ねて、出づる所を知らず、獨り大將一人をして、縱橫無盡に、飛び廻り、跳ねくり返りしつゝある。我が政界の近狀は、恰もムツソリニが、突如として躍り出した、伊國近年の政情に、よく似て居るものがあると思ふのであります、彼は、殆んどそれと同じ途を進みつゝある樣でありとす。その當否、得失、功罪、利害の論は別であります。

日本の勞働黨は、どこから起りませうか、英國は、工業國だから、製造工場の間から、起りました、日本は、今も尙、農業國ですから、その勞働黨は、農家、田圃の間から起りませう、目下、起りつゝある勞働黨は、英國と同樣、職工階級の中に在る、けれども、それだけでは、英國の勞働黨の大を爲すに至り

ますまい、農家の小作人を集めて、初めてこれに近いものになりませう、英國では、職工組合である――トレード、ユニオン――日本では、それが小作人である。そこに、英國の勞働黨と、日本の勞働黨との相違がありませう、そこに、日本の勞働黨と、伊太利のムツソリニ黨との類似點がありませう、その類似した所に、田中大將と政友會、政友會と小作人との契合點がありはしませんか、政友會は、曾て自ら農民黨と稱して參りました。田中男は、所謂在鄕軍人會の代表者、その組織者、その指導者である。日本のムツソリニ黨を作るに、恰好の資料が、略ぼ揃にて居る樣、私の眼には映ずるのであります。

假に、この觀察に、いく分の根據といふか、實際に近いものがあるとします。純粹の勞働黨を希圖して居らるゝ方々は、非常の逆差に憤慨せらるゝでせう、然しながら、他人の準備が進んでゐた、その割合に、こちらの準備が進んでゐなかつたと思ふの外はありません。それに拘はらず、純粹勞働派の諸氏は、屈せず、努力せらるゝでせう、然しながら、成功は、その多年の努力の後に在る、少くも、今後、二十年はかゝりませう、私は、大體、その頃まで、待たねばならないかと思ふ者があります。勿論、その間の起伏は見ものである、注意して之を見、且つ、警戒せねばなりませぬ、勞働派の先達こそ、光輝ある、又極めて重要なる當面の波瀾を閱せらるゝ譯でせう、

四

然らばどうなりませうか、その間はどうなりませうか、勞働派が、ものらしくなるには、まだ二十年もかゝる、遠いその頃まで待たねばならないとすれば、その間の、往きつ、戻りつ、攻防、盛衰の變はどうなりませうか、それが問題であります、そんな場合を思ひますので、私の想像は亂れて參ります、私は、それに、心强ゐ、はつきりした感想を以て應ずることができません。

私は、今日の政界を以て、降るみ、降らずみ、略ぼ、さみだれの頃の、はつきりしない天氣模樣と一般だと見てゐます、今後も、この樣な天氣工合がつゞきませう、つまり、普選になつたからとて、政界の天氣模樣は、嶄然一變するに至りますまい、私どもは、淸々する日本晴れの天氣を望んでゐますが、然し所謂普選だけではそこまで參りますまい、そこまで參りますには、前に申した二十年の鍛練を要しませう――私は、田中男を以て、ムツソリニに比しました、ムツソリニの伊太利を以て、日本晴れの伊太利と見ますか、そこに問題がありませう、それを日本晴れの伊太利であるとして、日本のムツソリ

ニ、日本の小作人が、そんな芝居を打てませうか、そこにも問題がありませう。

私は、その二十年を群雄割據の時代、まだ、織田、豐臣の時代に入らない、細川、山名の時代と見るのであります。慶應、明治の幕に入らない、嘉永、安政の時期と見るのであります。黨派は、いろ〱に企てられませうが、要するに小黨分裂でせう、獨逸の二の舞でせう、或は佛國流か、要するに大陸流であつて、英國流ではありますまい。

かくて、その二十年に、日本の立憲政治は、生くるか、死ぬかの、程の、強い試煉、大なる惱みを經驗しませう、日本は遂に救はれます、けれども、その救ひは、その大なる惱み、強る試煉、それに持ちこたへた、耐忍、努力の後に來りませう、人は、普選に由つて、日本は救はれようと申します、さうです、それに相違ありませんけれど、それは、活きた普選の後、普選が、民衆の間に、善く理解され、善く消化され、代表的政治の意義、精神が、日本人の血となり、肉となり、日本人のものとなつた後に參ります、それには、少くも二十年を要すると思ふのです。今日の普選、失禮ながら名のみである、本當に活用されません、私どもは、普選を慶すると共に、尙、遠く忍んで待たねばならないと思ひます。その間の政黨は、在るには在る、榮へるもあらう、衰へるもあらうが、いづれにも、民衆と一致し、民衆の心を捉へて、民衆と共に動き、民衆と共に躍るといふ譯に參りますまい、要するに、當分の日本は、政黨不信用の時代でありませう。

民衆が天下を取る方式

馬場恒吾

吾々は普通選擧を以て、何を爲すべき乎、世間には此槓桿(てこ)を使つて、或は天下を取らう、或は資本家を斃さう、或は貴族院を廢止しやう、或は新社會を建設しやうと種々雜多の理想、空想、野心を抱いてゐるものがある。併し先づ決定しなければならぬ事は、此普通選擧に依つて、何が爲し得られるか、そして吾々は何を爲さんと欲するか。それは新たに選擧權を得たる大

案が早速腹を決めなければならぬ事である。

生れざる前の苦難

普通選擧は生れざる前に、已に種々な形に依つて政治家に利用せられた。政友會の總裁であつた故人の原敬氏は、反對黨が普通選擧案を議會に提出した時、政府與黨の力で之を否決し得る事は分つてゐたに關らず、國民の輿論を問ふと云つて議會を解散した。其目的は政友會をして衆議院に於ける絶對多數を得せしめん爲めであつた。其は實に使はれたる生れざる普通選擧こそいゝ面の皮であるが、之を利用して政友會は政權を確實に握り得たのである。

今年の議會に於て、普通選擧が生れ出づる苦しみにもだへつゝあつた最中、之を利用して政府顛覆の陰謀が行はれた。普選案が貴族院に於て『生活の爲公私の救助を受け、又は扶助を受くる者』を有權者とせぬと云ふ修正を施された時、そして衆議院の一部に、故らに貴族院の修正を蹴つて普選案の成立を妨げやうとするものゝあつた時、其所に普選案を利用して内閣を潰ぶさんとする秘策があつた。貴族院に於ては研究會を牛耳らんとして失敗した所の勅選組、之と策應する政友本黨、政府與黨であるべき筈の政友會の一部が其陰謀に參加してゐた事は事實である。此時普選案の運命は風前の燈のやうに危殆に瀕したが、危機一髪の際、陰謀が良心に負けて、普選案は成立したのである。生れざる普選案を政權奪取の具に供せんとする運動は此時は失敗した。

大勢は變化する

生れざる前からして、かくの如く政治家に期待された普通選擧は理想的な形體を具へて世に出る事が出來なかつた。貴衆兩院協議會を經て、最後に成立した所の普選案は『貧困に依り生活の爲め公私の救助を受け、又は扶助を受くる者』を有權者と認めない。今日の國家が奬勵してゐる所の富の集中は、他方に貧困を生ずる論理的な結論を含んでゐる。貧困と云ふ事は今日の國家組織に於て免るべからざる社會現象なのだ。抽籤に依つて或人々を右に坐らしめ、或人々を左に坐らしめ、そして右の人は有權者とし、左の人は缺格者とするやうなとだ。其所に不合理と不道德が含まれてゐる。だから純理から云つて、今度の普選案に欠陷のある事は爭はれない。併し實際に於ては此普選案は普選案たる丈の効果は確かにある。政府原案で有權者の數千四百萬人、貴族院修正案で千萬人、成立した案で千二百萬人、それが概算である。今迄の選擧法で有權者の數であつた三

百余萬人が三倍若しくは四倍になる。今迄の有權者が悉く一致團結しても、新規の有權者の投票の三分一、若しくは四分一にしか當らない。これで天下の大勢は變化する。新らしき時代は來たのである。そこで吾々は決心の臍を固める必要がある。

既成政治家の苦惱

治安維持法が出た時に吾々は思つた。三年前過激運動取締法案出るとき、あれほど熱心に反對したる所の、憲政會や革新俱樂部が自發的にそれと同種類の法律を出す筈がない。これは必ず頑冥な樞密院あたりから强要されたのに違ひないと、然るに之を議場に諮つて見ると議員の大多數は之に贊成した。反對黨の政友本黨迄贊成したのである。今にして考へると、代議士の大多數が治安維持法に贊成したる理由は普選案を通過せしむる代價としていや／＼ながら贊成したと云ふのではなく、今一層深刻な意味が其間に含まれてゐたかの如く見へる。即ち種々の理屈を述べるものゝ、代議士それ自身は治安維持法に依つて其地位と財產を保護される立場に居るからである。

ナポレオンは戰爭に要するもの、一にも金、二にも金、三にも金と云つた如く、今の政治は一にも金、二にも金、三にも金である。高橋政友會總裁が若し何千萬圓かの富豪であつたならば、彼は總裁を辭さなくてもよかつたであらう。金の切れ目が緣の切れ目と云ふことは賣笑婦の信條であるのみならず、今日の多數の政客の信條である。何となれば政治家となるには代議士とならざるべからず。代議士となるには運動費が入用であると云ふ極めて平凡な常識が此信條の裏書きをしてゐるからである。

昨年の總選擧の後、政黨總裁の云ふ所によると、代議士選擧運動費は最低三萬圓、平均五萬圓、高きは一人で二十萬、三十萬に上つてゐると云ふ。政黨から其黨の公認候補者に出す金は一人前大低一萬圓前後である。政府黨とならば二萬圓出ると云ふ噂があつた。特別の緣故のある候補者ならば黨から五六萬圓を出したと云ふ話しを聞く。併しそれは例外として、黨から出す金を一人宛一萬圓とする。それでも黨が公認候補者を三百人立てるとすると、黨では三百萬圓の金を工面せねばならぬ。それは黨の總裁と幹部が拵へるのである。だから總選擧があると所謂政黨を中心とする疑獄事件が起る。大正九年には滿鐵事件阿片問題、大連取引所問題などが起つた。昨年の總選擧に際しては、東殖と政友本黨の關係が斯界の問題にされてゐた。

それは黨として拵へねばならぬ金である。代議士の方から云へば黨から貰ふ金は僅かに一萬圓内外である。而して選擧運動

費は平均五萬圓要る。其差額の四萬圓は四方八方から無理算段をせねばならぬ。元より財産があると見込まれた候補者は大抵の財産は之を全部投出す迄な無理にも費はせられる。それは十萬内外の財産を有つて代議士とならんと試みた連中の悲痛な告白である。が併し、自分の財産を費う分には罪が輕るい。問題が簡單である。然るに大部分の候補者は初めから金を持たぬ。だから色々の方面から金を貰うのである。たちの悪い候補者になると、申譯ばかりの選擧運動をやつて、貰つた金の大部分を殘す者がある。或は選擧期の間際になつて、他の候補者に自分の地盤を賣るものさへある。さうして彼等は次きの總選擧迄の生活費を稼ぐのである。

只不思議なのは斯の如き候補者、若しくは代議士に金を貢ぐ人の斷へざる事である。元より貢ぐ金が一人の候補者に對して何萬と云ふ額であるから、此貢ぐ人は少くとも何十萬、何百萬，多きは何千萬の資産を有する個人若しくは銀行會社の類である。選擧運動に出す金は大抵の場合返へして貰はうと思ふ金でない。代議士の歳費一年三千圓，中途で解散なくてし任期四ケ年，全部差押へても一萬二千圓，到底普通の貸借ではなく、一種の恩惠である。

富豪が代議士候補者に向つて、斯の如き恩惠を施すには，中には其人物に惚れて、無條件に選擧運動費を出す人もあるだらう。併し大部分は何か將來に期待する所があるからである。今は何の問題はなくとも，將來何かの問題か起つた時，其代議士の力を利用出來ると思ふからである。殊に金を出す本尊が會社若しくは銀行である場合には此打算なしに金の出る筈がない。

而して今迄の選擧の實狀に於ては、斯の如き恩惠を施こす富豪若しくは會社の背景なくして代議士となる事は絶對に想像出來ぬ事柄なのだ。若しそうでないたゞ代議士がありとすれば，それは自分自身が財産家である場合である。それ以外の代議士に於ては，それ等の人が三萬以上平均五萬の選擧運動費の出所を明言せざる限り、吾々は彼れが内所で何處かの富豪若しくは大會社と手を握つてゐるだらうと想像する。之が最も妥當性に富む推察である。

治安維持法は私有財産承認を嚴罰に處する。それは露骨な富豪擁護法である。之に大多數の代議士が反對出來ないのは，當然過ぎるほど當然ではない乎。

資本家專制の時代

此選擧運動費の關係は現在の代議政體の効用を零にするものである。之に付いて考ふべき點が二つある。第一は黨から出す

金、第二は富豪若しくは會社から貰ふ金である。黨から出す金は所謂公認料と稱して前にも云つた如く一萬圓内外のものである。自分に財産のある候補者は此金を貰はずとも、選擧の便利の爲めに公認される事を希望するものがある。其他は此金を得んが爲めに公認を求めるものだ。それは取りもなほさず、身賣りど云ふ外はない。之は代議士の方から云ふ事であるが、一方黨の方から云へは、黨は一萬圓出して、公認してやつて、そして代議士に當選せしめる。其公認するや否やを決めるものは黨の幹部である。さうして選擧された代議士に黨の云ふ事に從はしめるのは當然だ。恰も會社が月給を出して、社員を雇ふ如く、黨は所屬代議士を雇つてゐる。幹部の命令に絕對服從は理の當然になる。政黨の内部が官僚化し、會社化し、傭者、被傭者の氣分に溢れて來たのは其爲めである。而して黨それ自身は何處にも金を所有してゐるのでなく、矢張何處かの富豪若しくは會社から金を出さすのであるから、結局は代議士自身が直接に富豪若しくは會社から金を貰ふのと同じ結果になる。

第二の候補者が富豪若しくは會社から金を貰ふ事は政黨自身が全部の運動費を出す力がない今日、黨は其黨の公認候補者が反對黨から金を貰はぬ限り、何處から貰つて來るともそれは自由だと云ふ寛大なる態度を採る。黨は或候補者を公認する前に、お前は自分の力でいくらの金が出來るかと聞く。同じ選擧區に於て公認を求める者が二人以上もあるとき、大抵の場合金の最もゆたかなるものを公認する。實際の選擧は多くの場合金の競爭であるが、金の競爭は實戰に臨まぬ前から已に始まつてゐる實情である。だから、苟くも代議士候補者たらんとするものは、如何なる節を屈しても、富豪と會社に緣故を求め、其恩惠にならんとする。かうして、代議士は先づ其獨立を黨に賣り、殘れる自由を金を出して與れる所の富豪若しくは會社に賣入れして居る。すると人民を代表すべき自由や獨立は何處にも殘つては居らぬのである。

衆議院は形式に於ては人民を代表するとなつてゐる。併し現在の選擧の習慣が存續する限り、人民を代表すると云ふ事は有名無實で、代議士は黨の幹部を通して或富豪若しくは會社、自分の緣故に依つて或富豪若しくは會社の支配に屬してゐる。名は人民の代議政體である。實は富豪の專制政治である。それが吾々の堪へ忍び得られる所であらうか。

普通選擧の理想は凡べての專制政治を打破する所にある。日本は明治になつてからも色々の專制時代を經て來た。初めに藩閥專制があつた。それから官僚專制、軍閥專制、政黨專制などを經て、今は資本家專制とでも名づくべき時代に遭遇してゐ

る。資本家が政黨に資本を供給し、代議士に選擧費を供給し、そしてその手に富を集中せしむる事を以て國家の産業政策と稱せしめてゐる。而して普通選擧は此專制を打破すべき使命を擔つてる居る。

政治的槓桿の使用方法

今度の普選案は固より理想的な普選案でない。將來缺格條件、年齢婦人參政權其他種々の點に於て改正されるであらう。併し已に千二百萬人に選擧權を有たしめる事に依つて、日本の成年男子の殆んど全部は參政權を握つてゐる。其點に於ては百萬長者も其門番も同じ權利を有つに至つた。此權利を適當に行使さへすれば、百萬長者と其門番が同一の政治的權力を有するが故に、富豪專制の如きは夢の如く消へ失せる筈である。已に普通選擧の行はれてゐる國に於て、理論通りに資本家專制の打破されてゐないのは普通選擧制の罪でない。普通選擧は之を以て政治の改革を行ふべき槓桿である。道具は揃つても之を使用する人民の練習が足らなければ、充分に其道具の効果を擧げる事が出來ぬ。英米の如き國に於ても人民は如何に有効に其選擧權を使用せんかと今尚練習して居ると見てよい。政治的には勞働者も資本家と同等である。何故社會的にも經濟的にも同等でないか。これが勞働者の胸に蟠る疑問である。此疑問を解決せんとするのが、今日の政治問題の中心となつてゐる。だから政治問題は經濟問題に化した。英國の一評論家は政治時代は去つて經濟時代が來たと云ふほど、經濟問題以外に政治問題はないと云ふ趨勢を示してゐる。

然らば普通選擧に依つて何をなし得るか。既成政治家が普選萬能を唱へるのは間違ひであると云ふ。何故それが間違であるか。それは普選が萬能ならば彼等の地位は直ちに脅かされるからである。然るに民衆は如何なる富豪とも同樣な政治的權力を握つてゐる。之を適當に使へば以て天下を取り得ない理由は存在しない。只之を如何に適當に之を行使するかが問題である。

金のある候補者を忌避せよ

吾々の標語は運動費の豐富なる候補者を忌避すると云ふ事でなければならぬ。巨額の運動費を持つて來る代議士候補者は、自分が財産家でない限り、必ず其所に内所で富豪若しくは大會社の御用聞きたる關係を有つてゐるものと見ねばならぬ。今迄の有權者は迂濶に斯の如き候補者に票して、自分等の身の皮を剝がるゝを知らなかつたのである。代議士は本質的に云へば人民が自分の意見を代表せしむべく人民が選ぶべきものだ。然るに現在の如く、政黨幹部が公認して、天降り的、押賣

り的に投票を求めに來る候補者は先づ其の出發點に向つて疑惑の眼を向けられねばならぬ。民衆が斯の如き代議士を忌避して、先づ安全の策を取る爲め、民衆同志の仲間より素性の知れた仲間の一人を選擧して代議士とならしめる事に依つて出所不明の運動費を持つてゐる代議士を葬る事が出來る。全國の民衆が此趣旨で同一行動に出れば現在の政治家は悉く一掃される天下を取る槓桿は出來てゐるのである。之を有效に使へば、今迄虐げられたる民衆が天下を取るのは易んだるのみだ。

此民衆の襲來に對して、既成政黨は苦惱の色彩を濃はしてゐる。彼等は一列に普通選擧に對應する爲めに新政策を樹立せねばならぬと叫ぶ。國民生活を安定せねばならぬと云ふ。過激な議論を謹まねばならぬと警告する。それは新たに選擧權を得たる者の歡心を買はん爲めに空念佛を唱へてゐるのである。吾々は既成政治家に向つて、君等の選擧運動費は誰に貰つたかと聞くべきである。富豪と大會社の御用聞きが、如何なる名論卓說を吐いたとて、それが結局民衆の爲めになるものとは決して思はれない。既成政黨の新政策樹立は皺苦茶婆々のお化粧と同じく、吾々に嘔吐を催さしめるのみである。

民衆が自發的に選んだ代議士が衆議院に多數を占めて蟠居するとき、民衆は憲法に據つて天下に左右する權を握つたのである。今では内閣總理大臣を誰にするかを奏請するのは元老西園寺公一人の胸で決めるのである。然るに衆議院に民衆の代表者が蟠居するに當つては、西園寺公の推薦は何の價値もなくなる。衆議院を幾度解散して見ても、民衆は豫定の筋書通り、幾度でも自分の仲間を出すのであるから、其所に選擧運動費も要らず、何等の昂奮と混雑なく、事務的に同じ顔振れを出すのみだ。

普選は民衆に天下を取らしめる。そして民衆の中にうごめく吾々は之に依つて天下を取らんとするのである。

普選に反映した日本の政情

山川　均

（一）

『國を人をひねもす夜たゞおびやかす主義者てふ魔は誰か養ひ

し」。これは貴族院議員福原俊丸男の頭である。この歌を讀む時に、吾々はこの狹い日本にも、全く吾々の知らない、全く吾々の想像もつかない奇異な世界のあることを知るのである。

この別の世界に住む人々は、その脚下から潮の如く湧き上がる民衆の勢力に對して、『ひねもす夜だゞ』怖れおのゝいてゐる。彼等の眼には、民衆は大きな口をあいて、今にも飛びかゝらうとする妖怪——赤色の妖怪——の姿に見える。清盛は白い髑髏に惱やまされた。現代の清盛は赤い髑髏に脅やかされてゐる。擡頭し來る民衆が、自己の咽喉笛に飛びかゝらうとする無數の髑髏と見える世界のあることは、吾々には思ひも寄らぬことではあるが、世の中には、吾々の思ひも寄らぬ事實が少くない。歌は眞情の流露であるといふ。言葉を換へて云へば、僞らざる告白である。福原男の名吟は『ひねもす夜だゞ』斯ような脅迫感のことに震えおのゝいて生活してゐる人々の伸吟であり、民衆を敵として恐れる人の僞らざる告白であるといふ一點に於いても、たしかに名吟の性質を備へたものである。

日本の社會には、民衆に對してこれ程までに恐怖を抱いてゐる一群の人々がある。多くの人々に取つては、これは恐らく、信んぜんとして信ずべからざることであるに相違はない。けれども同時にそれは、信ぜざらんとしても信ぜざるを得ざる事實であつて、民衆に對するこれに均しい恐怖は、今度の普選案の成行きのうちにも、隱すところなく現はされゐるのである。

(二)

普選案が初めて樞密院に持ち出され、貴族院の難關にはゞまれて遂に兩院協議會に掛けられるまでの經路を見た者は、何人といへども、日本の社會の一隅には、民衆の姿をこれ程までも恐ろしいものと見てゐる一群の人々のあることを知つて驚いたに違ひない。この一群の人々は、民衆を國家の主要々素と認めるどころか、民衆は明らかに國家の外にあるものと見做してゐる。否な民衆は國家の外にあるものであるばかりでなく、國家は民衆に對して防衛しなければならぬものであると考へてゐる。この民衆が、今や國家の權力に關與しようとして、一票の投票權を要求して國家の門前まで押し寄せて來た。そして今日は最早やこの要求に從ふの外なき時勢となつた——とブルジョア政黨の政府は彼等に說き聞かせた。彼等は愕然として色を失つた。抑へることの出來ない力となつて既に國家の門前に殺到してゐる民衆の手に、更に投票權の武器を渡したなら、その結果はどうだらう。それは赤旗を立てゝ押寄せてゐる暴民に、竹槍を與へるようなものである。若し一千萬の新有權者が、社會

主義思想にかぶれたら何うするか。彼等は政府に對して、質問日にかう反問した。彼等は、選擧權を獲得したが最後、民衆は飛び掛つて彼等を取つて食ふものと思ふてゐる。

日本の社會に於けるこの一群の人々の立場と感情とを最もよく代表してゐる政治上の一勢力が、即ち官僚と貴族である。官僚と貴族は、ブルジョアジー以前の支配階級の遺物を代表する純然たる保守的反動的の勢力である。普選案が成立するまでの道程に於いて、最も明かに觀取せられたことは、この中世紀的な保守主義と反動主義との勢力が、依然として根强よく日本の政界に頑張つて居ることである。

（三）

この反動勢力の代表者が普選を阻止しようとしたのは、民衆に對する恐怖の爲めであつたが、それと同時に、彼等をして遂に普選案の成立を阻止することを得さらしめたものも、同じく民衆に對する彼等の恐怖であつた。

それでは普選案は、日本にかける中世紀的反動勢力と、無産階級の大衆の勢力とが直接に相ひ對峙し、そして大衆の勢力が反動勢力に打ち勝つたことを意味してゐるのだらうか。必ずしもそうでない。日本の無産階級は、その勢力を統制するところの指導的黨派を有しない。日本の無産階級は、また一個の獨立した政治勢力として結成されて居らぬ。そして反動勢力の代表者――そのうちの最も聰明な者――が普選を怖れるのは、普通選擧の實施は無産階級に斯ような政治的成熟の機會を與へるからに外ならぬ。普選案を中心して官僚貴族の相ひ對峙したものは、無産階級の政治勢力ではなくて、ブルジョアの政治勢力だつたのである。指導的黨派を持たぬ民衆は、或る程度まで、ブルジョア政黨によつて支配せられてゐる。ブルジョア政黨は、民衆の勢力を用ひて官僚貴族と闘つた。には違ない。そして民衆の勢力を背後に持つてゐたからこそよく官僚貴族に勝つことが出來たに相違ない。けれども闘つたのはブルジョア政黨であり、勝つたのはブルジョアの政治勢力であつて、普選の成立は、決して中世紀的な反動勢力に對する無産階級の對峙によつて得られたものでもなければ、官僚貴族の勢力に對する、無産階級の政治的勝利を意味するものでもない。普選成立の政治上の意味は、ブルジョア以前の支配階級的遺物に對する、ブルジョアジーの勝利に外ならぬものである。

今日、中世紀の遺物たる反動勢力と相ひ對峙してゐるのは、ブルジョアの勢力であつて、無産階級はまだ獨立した政治上の勢力として之に對峙して居らぬと云ふ事實は、日本の民主主義

的勢力が極めて弱いこと、官僚貴族の政治的敗北が、必ずしも民主主義の進歩を意味しないことの理由であつて、現在に於ける日本の政情を理解する鍵となるものである。普選の成立は、中世紀的遺物を代表する官僚貴族の敗北である。けれども吾々はこの勝利の眞實の意味を理解しなければならぬ。

（二）

然らば日本のブルジョアジーは、中世紀的反動勢力に對して、この闘ひを究極まで闘ひつゞけるであらうか。決してそうではない。日本のブルジョアは、中世紀的勢力に對して自己の支配を確立するために、民衆の勢力を用ひた次の瞬間には、早くも民衆の擡頭に對して、中世紀的反動勢力の助けを借らなければならぬ必要に迫られてゐる。であるから日本のブルジョアジーは、中世紀的反動勢力に對して、この闘ひを究極まで闘ひつゞけることは出來ぬ。日本には、資本主義以前の時代を代表する中世紀的勢力の遺物が、尚ほ有力に殘つてゐる。それは無産階級の行く手に立ち塞がつてゐるばかりでなく、ブルジョアジーの完全な支配の確立をも妨げてゐる。ブルジョアはこの中世紀的勢力の遺物に對しては、民衆の勢力を動員する必要がある。と同時にその脚下から擡頭し來る無産階級の新興勢力に對しては、ブルジョアジー自身が最早や反動勢力でなくて、中世紀的反動勢力との間に共通の利害と、共通の感情と、共通の必要とを持つてゐる。そこで日本のブルジョア政黨は、官僚貴族の政治勢力には普通選擧を以つて對する必要があると同時に、普選の實施によつて政治的に成熟する無産階級の勢力に對しては、官僚貴族の反動勢力を動員して、治安維持法を以つて臨む必要がある。

治安維持法の目的が、新たに勃興の勢を示してゐる無産階級の獨立した政治運動の抑壓にあることは、一點に疑ひがない。政府は治安維持法に對する反對を緩和するために、色々の偽りを云つてゐる。現に政府は、この法案の提出前に各新聞社の幹部に諒解を求めたが、近頃ある反動團體のために苦しめられた有力な某新聞社に對しては、近く提出しようとする治安維持法は、無政府主義者や共産主義者ばかりでなく、近來横暴を極めてゐる反動團體や暴力團體を取締るものだと云つて諒解を求めたと傳へられてゐる。議會に於ては、政府は、治安維持法の目的は、無政府主義や共産主義者の行動の取締であると云つてゐる。それにも拘らず、政府はこの法律の適用の範圍を、その通りに明確に限定することは極力反對し、適用の範圍を無政府主義共産主義に限定する位なら、この法律を制定せぬに若かずと

まで極言したさうである。政府がこの法律を、無政府主義や共産主義を奉ずる社會運動者や勞働組合運動者の上に適用することは無論であるが、治安維持法の眞實の目的は、これまで政府が共産黨の陰謀とか赤化宣傳とか名づけて專ら反對宣傳に用ひたような、社會運動者や組合運動者の個々の行動を取締るためばかりではなく、普選の實施によつて當然豫想せられるところの、無産階級の大きな力の擡頭を阻止する點にあることは疑ひがない。

（五）

ブルジョア政黨は、政爭の必要に迫られて、民衆の勢力を動員した。彼等が鹿を逐ふてゐる間は、山も見なかつた。彼等が普選を要求してゐる間は、普選の實施が政治勢力の分野の上に、どんな影響を齎らすかについては、彼等は決して明白な考へを持つてゐなかつた。然るにいよ／＼、普選が具體的な法律案となつて彼等の前に突きつけられ、これまでは反對勢力を打破するための、たゞ單に彼等の手にある便利な武器に過ぎなかつたところのものが、いよ／＼民衆の手に渡される鋭利な武器として彼等の前に突きつけられると、彼等は今更に、その結果について考へざるを得なかつた。そこで官僚貴族との、普選を中心とする鬪ひがまだ終らぬことに、ブルジョア政黨の間には一種の不安の空氣が漂つてゐた。衆議院が殆んど滿場一致を以つて、立法の精神に於いても適用に於いても疑義百出の法律案を、さつさと通過して怪まなかつたのは、固より怪むに足らぬことである。

普選案については、ブルジョア政黨と其の政府とは、中世紀的反動主義の干城たる樞密院とに對峙した。然るに治安維持法の制定のためには、政府とブルジョア政黨と樞密院と貴族とは――即ち中世紀的反動勢力と反動的ブルジョアとは――完全に一致の行動をした。普選の實施は、少くともその形式だけに於てだけでも、明らかに日本の政治の民主化を意味してゐる。然るに治安維持法の制定は、暴力政治の合法化に外ならぬ。この二つの相反した原則の上に立つ政策が、何等の矛盾をも感じることなしにブルジョア政黨によつて取入れられたこと、そして相反した二つの勢力たる官僚貴族とブルジョア政黨とが、この問題については、何等の矛盾をも感ぜずに一致の行動を取り得たこと、こゝに日本の政治的形勢の神髓があると云ふことが出來る。

（六）

　日本のブルジョアジーは、中世紀的遺物と反動勢力とを一掃してブルジョア・デモクラシーを確立し完成するために、この闘ひを闘ひつゞけるであらうか。吾々は之に對して、否なと答へるに躊躇せぬ。今日まで、ブルジョアの政治勢力は、漸次に官僚貴族の勢力を侵して來た。今日、ブルジョア政黨は普選案の通過によつて、官僚貴族の勢力に一撃を喰らはした。そして今日以後も、ブルジョアの政治勢力は一歩一歩と、官僚貴族の勢力を政界の分野から驅逐するに違ひない。

　けれども其の結果は必ずしも、中世紀的反動主義に代はつて、政治上の自由主義が確立せられることを意味しない。今日まで、官僚貴族に對するブルジョア政黨の勝利は、反動主義に代はる民主主義自由主義の確立によつて行はれたものではなくて、寧ろ官僚貴族の勢力の一部を、ブルジョア政黨とその政治勢力のうちに吸收し同化することによつて行はれたものであつた。そして今日以後も恐らくそうである。普選の成立は官僚貴族の敗北を意味してゐる。けれども官僚貴族の敗北の結果は、反動主義の凋落となつては現はれないで、官僚貴族の勢力の一角が崩づれてブルジョア政黨とブルジョア政治勢力のうちに吸收同化され、かくて反動期に達したブルジョアジーの保守的勢力を、一層擴大することゝなつて現はれるに違ひない。

『普選に對する對策』は、今やブルジョア政黨の當面の問題となつた。一千萬の新投票を吸收するためには、その政綱と政策とをどう更改したらよからうか。これがブルジョア政黨の當面の悩みである。國民生活の安定』や『勞働政策の確立』は、ブルジョア政黨の間に引張り蛸にされてゐる。斯ように普通選擧實施後の新形成に順應する必要は、いやでも應でも、既成政黨の間に、遲かれ早かれ分解作用を引き起すに違ひない。尤も各各のブルジョア政黨について、その離合集散を豫測することは六ケ敷い。そして既成政黨の離合集散が、必ずしも茲に云ふところの分解作用を意味するものではない。社會的に意義ある既成政黨の分解作用は、既成政黨を階級的基礎の上に整理するものでなければならぬ。例へば政友會と政友本黨とが合同しても、政友本黨の一部が切崩されても、それとも革新俱樂部が政友會に吸收されようとも、それは必ずしも重大な意味はない。ブルジョアの政治勢力が二つの大政黨に分かれるか、三つ四つの政黨となつて對立するかは、全く無意味ではないが、根本的に重大なことではないからである。けれども今後に起るべき既成政黨の離合集散は、多かれ少かれ前述の如き意味での既成政黨の分解作用を伴ひ、或は伴ふ傾向のあることは慥かである。

（七）

この作用の結果の一として豫想せられることは、今日の既成政黨のいはれよりも、一層明確にブルジョアの下層を代表した政黨の出現であるに相違ない。最近、革新倶樂部の犬養氏は、吾黨は新に興るべき無產政黨とも最も近い立場にあると云ひ既成政黨中にあつて、無產階級分子の新投票を吸收する可能性が最も多い點を擧げて、黨員を鼓舞せられてゐる。犬養氏が革新倶樂部と共に、この小ブルジョア黨になり切ることが出來得るかどうかは別として、ブルジョアの下層と中間階級その他の進歩分子（追々は勞働黨階級中の保守的分子をも）糾合した急進主義の政黨が成立することは、必要なことであつて、相當の一勢力となるに相違ない。

普選案を中心とする官僚貴族の敗北は、その勢力の一角が崩壞しブルジョアの政治勢力に同化され、かくて資本主義以前の反動勢力と新たに勃興した反動的ブルジョアの勢力との抱合の過程に一歩を進め、反動的資本主義の陣容を一層有力にすると同時に、他方に於ては、小ブルジョア進歩主義の政治勢力が、今日以上に明確な形を取つて結成する。將來恐るべき無產階級の政黨を外にしては、日本に政治上の自由と、デモクラシーを發展せしめる政治上の勢力を求めたなら、勢ひ吾々にはこの小ブルジョア急進黨に注目せねばならぬ。

けれども小ブルジョア急進黨も亦其の脚下からは無產階級の政治勢力の威迫を蒙つてゐる。それはブルジョア反動主義と闘ふために無產階級と提携する必要があるやうに無產階級の勢力に對峙するためには反動的ブルジョアの助けを借る必要がある從つて小ブルジョア急進黨は、獨立の政治勢力としては、日本の政治の民主化の上に大きな作用をすることは出來ぬ。それは單純な力としては、中世紀的遺物なる反動主義（況んやこれがブルジョア新反動主義と抱合した勢力）を向ふに廻はして、決定的の闘をする力はない。若し小ブルジョア急進分子が、この闘ひを闘ひ詰めるとしたならば、それは下からの無產階級の政治勢力が、彼等を引きずつて行く（乃至は押し上げて行く）場合に限られてゐる。

これは何事を意味するであらうか。第一には、無產階級が獨立した政治上の勢力となるために、階級的、指導的な黨派の成立の一日も欠くべからざることを意味してゐる。第二には、日本に於て中世紀的反動勢力が徹底的に打ち敗られるこの日は、ブルジョア、デモクラシーが確立し安定する時ではなくて、ブルジョア、デモクラシーが一歩向ふにあるものへの推移を始める時だといふことを意味してゐる。

政友會論

三宅雪嶺

政友會も憲政會も幾變遷し來つたけれど、三ツ兒の魂百までの諺に漏れず、當初起つた魂を遺こし、善いにつけ惡いにつけこれを現はし、むしろ弊害を減ずることの頗る遲いのを憾まずにおけぬ。

政黨と稱すべきものがなかつた時代、黨首が現はれて黨派が出來上り、黨首專制の形を呈しつゝ、幹部員なるものゝ意向次第で黨首を取換へることになつてゐる。昔、源頼朝が興り、源氏の天下になり、頼朝沒後、北條氏が源氏の子孫消滅したとて京都より公卿を迎へて將軍とし、更に親王を迎へて將軍とすることにした。この行き方が後に政黨に行はれ、幹部員が北條氏の態度に出てをる。

舊自由黨は伯板垣の下に糾合し、板垣あつての自由黨と見えた。板垣は藩閥と折合はず、藩閥の力に勝つことが出來ず、ひろく同志を求め自由主義を標榜した。自由の語こそなけれ自由の精神がないことがなく、貧乏士族が幕府及び大名を倒し錦旗の下に政府を建てたのは、自由の精神に基くのであつて、廣く會議を起し萬機公論に決すべしとの誓詔の出たのに關連してをる。人が自由の語をきいてすぐ理解するだけのことがあつた。士族とか庄屋の子とか特別に外國の知識あるでなく、それで一度自由の語をきゝ奮起して奔走したるのは、精神に共鳴するところあつたに外ならない。しかし歐洲立憲國で經驗したが如き經驗あるのでなく、同じく自由と稱しても生活上深刻に感ずるに至らず、どこか愉快で勢ひがよいといふやうなところからしてをる。自由を與へよ然らざれば死を與へよといふやうなことを痛快としてこれを叫びたく思ふ。痛快に感じて叫ぶものゝ、次第に政黨として組織立ち、實行運動に着手するに、自由の終局が國會開設にあるが如く心得、國會さへ出來れば萬願成就といふ狀態であつた。

明治十四年、十年後國會を開設すべき詔が出でゝより、年賀狀に國會開設に先んづること幾年と書くことが行はれた。自由黨員もさま〲であり、佛國革命の如きを說いたのもあるけれど、多くは國會開設を以つて自由の實現としその外を考へず、謂はゞ自由の觀念が單純であり、思想それ自ら單純であつた。

板垣は自由に關して理想を懷き、單に政治問題とするのみでなかつたが、理想と實際との接續について考へたことが少く、理想家として憧憬したスペンサアに面會し、やゝ意外に感じたところあるらしく、加ふるに周圍の事情があり、國會開設と共に進んで理想を實現するに努めようと意氣込むに至らなかつた。機會があらば入閣もしようといふのであり、伯後藤が大同團結を唱へ黑田內閣に入つたとき、いくらか心が動いた。二十九年伊藤內閣に內相となつたとき、官邸の立派なのを喜ぶの色があり、卅一年大隈內閣で再び內相となり、意地づくで喧嘩別れするを餘儀なくされた。

伊藤の下に內相となり、前に唱へた三大自由の如きに背折らず、發行停止を行つた。その頃漸く自由といふに飽きが來たらしく、帝國議會で政治を議すればよく、危激の論を事とすべきでないとし、自ら社會政策に目を轉じた。そこで理想を求めるところあるけれど、自由の理想の低くかつたことを察するに足る。

子谷は政治的に反對關係であつたにもよるが、板垣の自由說を嘲けつていふには、板垣が藩政改革をするとき、羽織の胸紐で階級を區別したほどであり、それが何の自由かと。さう一概にいふべきでもなけれど、自由の精神に富んでをつたと云へない。本來、軍人であり、軍人に適し、軍職を專らにしたならば立派な將帥となつたらうといはれるが、自由黨を組織する際に、いくらか軍隊の形に於てし、それで黨員のまとまつたところがある。板垣の創見といふよりも、當時の士族連が封建時代の傳統で軍隊式になるべき傾向あつたによるが、何んにしても陸軍が要所々々に師團をおいたのに似てをる。

黨ごとに事情を異にするとし、博徒の親分子分といふ關係のついてをるところが色々あり、特に關東方面で著しい。士族と平民とで違ふやうで、道理を爭ふよりも氣分で離合することが多い。日本で道理を正さぬでなく、非道なことを厭ふも、論理的に述べることが盛んにならず、學者でも堂々たる議論に乏しく、不學者は俗吏であつて、議論は止せ止せといふことになり易い。議論するよりも胡坐をかいて酒を飲み、打ちとけて手打ちにしようとする習慣が強い。議論をせぬでないが、簡單に片附けてしまひ、片附かぬときは腕力で片附けることになる。議論

なんか面倒臭いといふ風である。

自由黨で隨分議論が喧しかつたやうなもの丶、條理を立てゝ議論するよりも專制政府を轉覆すべしと叫ぶ方が主もになる。何が專制かと問はれゝば、何がといふに及ばぬ專制に定まつてをると云ひ切る。さういふ狀態で、議論が多いやうで頗る簡單、いつでも議論はどうでもよいとする調子がある。自由黨で一院論が出で主權在民說が出で機關新聞で盛んに唱へながら、ある期間を經て全く忘れたやうになり、自ら怪しまず人も怪しまない。それを問はれゝば、彼も一時是も一時、野暮をいふものでないと答へる。氣分で肌合が合へばいつでも一緖になり、感情を害すれば同主義同意見でも烈火の如く怒つて別れる。それで單に氣分を以てするかといへば、利害問題が潜んでをる。封建時代に祿を食むものはその祿のために死するといふことがあり、それが忠義となつてをつた。祿のあるなしで忠義立てするなど、低い道德であつて犬馬と隔たりないが、僅かの祿のためにも命を投出したことがある。博徒が一晩身を隱してもらつたがために、死を辭しないといふこともある。利害關係で事を爲すもの丶、その利害に淡白なところがあり、淡白であつさりしてをりながら、何等か利害がつきまとつてをる。欲張るやうで欲張らず、欲張らぬやうで欲張り、そこに氣分と利害とがつきまとつてをる。

板垣は軍隊式に黨員を統率し、黨員も板垣樣のことなればと畏まつてをつたが、どうも板垣では內閣組織の大命の降ることがなく、何とかせねばなるまいと考へ、元老の隨一公伊藤と關係のついたところからこれを黨首に仰がうでないかとなり、風向がさう變れば、雜作なく決してしまう。星を初めとし、幹部員なるものは北條の役目を勤めることになる。

伊藤は政黨を讓受けるのでなく自ら一新政黨を創立するのであつて、從ふものは來れ從はぬものは來る勿れと明言しても、星を初め從ふ旨を誓ふを辭しない。伊藤は無理と思ふ所を斷然刎ねつけ、黨員も敢て抵抗せず、ご尤もの次第とする。星は平氣で人に語るらく、今は逆はぬがよい、その內どうにかなると。伊藤を總裁と仰いで內閣を組織し、公西園寺の後に原が總裁となり、山本內閣で失敗し、大隈內閣で打擊を受けたが、寺內內閣でいくらか恢復し、次いで原內閣で絕對多數を制した。

原が長命すればどうなつたか、圖らずも橫死し、準備が整はず、高橋が後繼者となつて黨が二分し第二黨と第三黨とが出來た。その二分したのは、種々の原因よりするも、絕對多數を制するまで膨脹しては、異分子の多くが潜るのを免れない。徵候式にするところは伊藤、西園寺を經て原に至つても變はりな

く、全國を幾團體に分ち、或る團體で不平を訴へれば他の團體でこれを抑へるやうになつてをり、その呼吸を知りさへすれば無事に治めることができる。原は其邊に巧みであつて、高橋はさう行かず、横田、小泉等の面々が高橋總裁を擁し、貴族院より衆議院へ引張り出し、一轉機を造らうとした。そこで氣分に感じ利害を同じうする者は、殘留し、さういふ芝居めきたことでどうなるかといふ連中は、政友本黨を形造つた。博徒氣分は政友會に多く、明治の初め向見ずに自由を唱へたと同じく、危險を冒して新に仕事を起すを厭はない。前には普選に反對し後には之に贊成し、變說と云はれても矛盾と云はれても何とも思はず、前は前、後は後、餘計なことに拘泥すべきでないとし、尙前に貴族院の意を迎へるを旨としながら、後には貴族院改革案を出だし、正面よりこれと爭はうとする見幕である。前の行掛りを棄て、兩黨二派協調し、どこまでも戰はうとするところ面白い氣分と云はずにをれぬ。ナニ遣つけるといふ元氣がある。それで男らしく賴もしく天晴れの振舞かと云へば、底には底もあり盃もあり、普選案の通過を妨げて內閣の運命に關する樣なことを取計つてをる。

たしかに陰謀であつても當事者自ら惡いこと〻思はず、黨のために盡力するを信じてをる。政友會總裁ともあらうものが、

永らく憲政會の加藤首相の下に平大臣となつてをつては、黨務に影響すること多く、特に地方に影響すること甚しく、その上、憲政會が多數を占むる內閣は消極的に傾き、國運を發展するに不利で、黨員の儲け仕事をする餘地が少く、何分都合が惡い。もし現在の狀態で衆議院を解散し總選擧を行ふとなれば、自黨を犧牲にして憲政會のために計るやうになる。何とかして方策を一變せねばならぬと考へる。横田が存命すれば尙別に考へたらうが、それがをらぬとなつては、高橋の總裁を罷め新たに總裁を擔ぎ込むに如くはないとした。

小泉は高橋の隱居理由を發表したものであるが、豫期ほどの結果がないので新たに芝居を打出した。小泉は西原と關係があり、西原は寺內々閣に關係があり、これと切つても切れぬ男田中大將との關係がある。西原は一種の人物であると共に今尙疑問の人物たるを失はない。田中に金があるとは何の道行に於てしたか、虛傳か虛傳でないか、田中は金がなくて總裁になれるか、金あれば軍人の身でいかに作つたか、そこに疑問が起るのも無理はない。それで猫手を霧るやうな智慧なしでなく、其邊は立派に打出すに差支ないとし、何か疑問が殘らう。

板垣は軍人であつて初めに金もあつた。賞典祿一千石といふは少い額でなく　瞬く間に勢力を得たのは、これに由來すると

こんなことから、後に貧乏して勢力を失ひ、その同情で銅像が立つたとも云へる。

新たに田中大將が現はれ出でたとて不思議はなく、自身に金があるか、金の融通がきくか、何にせよ、金に緣故あるとされてをり、立派な親分となれるであらう。黨首あつての黨員といふ形でありながら、頭首が取換へられるところ、北條氏の遣り口そつくりである。北條のみでなく、德川時代の外樣大名は、織田より豐臣に移り更に德川に移つた連中であつて、世間の常習とも云へる。その勢ひは、今後急に變化はしまいが、かゝる爲體では日本の面目にかゝるところないとせぬ。憲政會も侯大隈をおいて公相を擔ぎ込んだことがある。最早、普選實施の時代となり、政黨は自黨から黨首を出すやうにならねばならぬ。今回は止むを得ぬとし、今後其邊に注意し、政派なくして政黨らしく發達せしめるやうにありたい。

出版だより

大山郁夫氏が心血を注いだ『現下日本の政治過程』は、四月一日出來の筈であつたが、いろ〳〵印刷の關係から遲延して五月一日頃發行となりました。『日本代表短歌集』は齋藤茂吉、木下利玄氏の分は既に上梓されたが、他の四著は五月中に出來します。それから近頃『普選』に關する著者が簇出されたが、本社は代表的著書出版の計畫があります、何れ五月中には出來する筈と思ひますから皆さんが、それまでお待ちをお願しておきます。

最新刊

佐藤充
庄司彦六 共著

近代物理學概論

四六判 上製 定價參圓 送料廿四錢

物理學の最近の新學說を誰れにも了解出來るように、數式を用ゐずに講述して欲しいと云ふ要求に應じて著者が昨夏仙臺市に於ける教育會の講習會で普通教育家の爲めに爲した講義で大好評を博したものである。難解の高等數學式を省いて代ふるに幾百の挿圖を以てし、高遠の學說を平易化したところに本書の特色がある。小學校中等學校の教師學生諸君の唯一の好參考書として本社が各學校、各家庭に向つて責任を以つて推薦し得る有益の最新科學解說書で現代に類のない著述です。

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

スチルネル著　辻潤譯

自我經

四六判　上製

定價貳圓八拾錢　郵送料廿三錢

訂正新刊

著者は拾九世紀中葉に彗星の如く出現せる大思想家にして、その徹底せる獨自の「自我」の哲理は夙にニィツエ、イブセン、アルツィイバアセフ等に甚大なる影響を與へ、從來の固定觀念と偶像の一切はこの書によつて微塵に粉碎せられたりと云ふも過言にあらず、譯者は多年著者の思想に私淑し、殆んどライフワークに對する情熱と心血とを濺ぎて譯出せるもの、譯者の提唱せるダダイズムも亦實にこの書に淵源すると稱せられる、この書を讀まずして記者のダダの根柢を理解せんとする如きはまことに憐笑に價するものと云ふべし、今訂正新裝を凝して出づ。大方高級具眼の士の淸鑒を俟つ。

發行所　東京市芝區愛宕下町　振替東京八四〇二番　改造社

吉田絃二郎著

運命の秋

（四六判上製）定價貳圓 送料十七錢

詩的感能の第一人者吉田氏が近業の秀れたる六篇より成る一書。特に本書に於ては氏の最大傑作たる『西郷吉之助』（五幕）を登載す。本篇は一代の英雄兒が大島に流鏑されてより、刀折れ、力竭きて城山原頭に運命の刄を受くるまでの詩的背景を氏が殉情的筆致もて纖細に浮彫せし名作で江湖の推奨歡呼を博し、劇壇の雄左團次も三嘆して自ら本郷座に於て試月興行をなした現下第一の人氣戯曲。其他『寒日』『人間を悲しむ』『霧の中』『故郷の町』『花梨の下』の五小説を收む。

吉田絃二郎著

タビデと子たち

拾版 四六判上製 定價壹圓八拾錢 送料拾七錢

吉田絃二郎著

芭蕉

拾四版 四六判上製 定價壹圓六拾錢 送料拾五錢

東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

新刊

大山郁夫著

現下日本の政治過程

四六判　定價參圓
上製　郵送料廿三錢

社會學の方法と法則とを利用して科學としての政治學を確立せんと試みた唯一の學者は我が大山氏である。學者として眞摯な氏は同時に毅然たる性格の持主であつた。現支配群の惡德を切實に感得した氏は遂に書齋裡に晏如たるを得ず、今や此の累惡に打勝つ唯一必然の澎湃たる新興勢力の政黨化と其正義の發揚に滔々懸河の辯を揮つて奮進するに至つた。此決然たる行動を基礎づけた現日本の政治過程に對する學的思索の蘊蓄は納めて本書に在る。政治が漸く其本然の民衆の所有に復歸せんとする現代に遭逢せるあらゆる新人に敢て必讀を薦む。

發行所　東京市芝區愛宕下町　振替東京八四〇二番　改造社

撮影所秘聞

長田幹彦

お志摩と敏江が、省線の蒲田の驛へ下車したのは、もうその日の午後の三時頃であつた。朝からしよぼしよぼ降りしきつてゐた名ばかりの春雨はいつかしら細かい糠雨に變つて、少しづつ北西の風が吹き添つて來たので、花も咲かうといふ昨日今日にしては珍らしく、氣温は減切り下つてゐた。混み合つた電車から下りると、コートも着てゐない二人はぞくぞくして思はず肩を縮めながら、兩方から體を摺り寄せた。

憧憬の蒲田、名を聞いてさへ胸の躍るやうなその蒲田へいよいよやつて來たのだと思ふと二人は唯もう無上に嬉れしくて耐らなかつた。二人はそれから三日ほど前に、實は活動寫眞の女優を志願して、故郷である福島の家を、親達にも無斷でこつそり脫けだして來たのであつた。お志摩は町の理髮師の娘で、敏江の方は相當に名の聞えた望翠樓といふ宿屋の娘であつた。二人は小學校が同じだつたので、小供の時から分けても仲の善い友達同志であつたが、活動寫眞に凝るやうになつてからは、同じ趣味が一層二人の間を離れ難いものにしたのであつた。つひ此頃になつて、敏江には縁談が持上つて來る、お志摩の方は家の暮らし向きの都合で町端れにある製絲工場へ出なければならないやうになつたので、感傷的な年頃の二人は、前々から憧憬してゐた女優生活を望んで到頭無斷で家出をする覺悟を極めてしまつた。途中の諸掛り萬端は敏江が引受け、彼女は店の帳場から百二十圓ほどの在金を持ち出し、それを懷にしてお志摩と諜し合はせ、夜行の列車で福島を飛び出してしまつたのであつた。二人は東京へ着くと、上野の驛前の小さな旅宿へ落着いて、それから今日迄國からの追手を氣にしながらもふらふら淺草公園で活動寫眞をみたり、三越や松阪屋をみたりして、日を消してゐた。東京へは二人とも修學旅行で一度來たことがあるつきりなので、もう何も彼もが珍しかつた。殊に震災後なの

で、見るもの、聞くものが總て新しくなつてゐて、唯町を歩いてゐても面白くて耐らなかつた。中でも眼につくのは若い、同じ年頃の女達の風俗で、銀座なぞへ出ると二人はもう茫然として、さうした女達の後姿をきよろきよろ見送つてばかりゐた。

愈々今日は蒲田へ行かうといふので、二人は旅宿の拂ひなぞも濟ませ、女中に買つて貰つた白粉で可笑しい程こつてり厚化粧をして宿を出た。二人とも着てゐるものは粗末であつたが、田舍育ちにしては相當に眼鼻だちの整つた顔つきをしてゐた。敏江は宿を出る時に、天氣を氣遣つて、明日にしようかと躊躇つたが、お志摩の方はもう張り切つた氣持ちでゐるので、無理に彼女を引張り出したのであつた。

二人は蒲田へ下車してはみたもの丶、初めて來た處なので、一向に案内が分らず、唯皆がぞろぞろ跨線橋を渡つていくので、その後にくツついて、兎にも角にも改札口を出た。そして驛前まで出てはみたが、撮影所が何方にあるのか、さつぱり見當がつかない。新開の、軒の低い家並は眞直に續いて、どろどろな泥濘道には、殺風景な荷馬車ばかりが大きな輪の音をたてて通つてゐる。

敏江は蒲田といふからにはどんなに美しい町だらうと思つて來たゞけに、何となく氣ぬけのしたやうな顔をして、

「ねえ、お志摩さん。撮影所はきつと遠いんだねえ。かうやつてみても、そんな家らしいものはみえないぢやないの。」と、いふ。

お志摩も茫ツとしながら、

「さうねえ。何んでも電車の中からスタヂオが見えるつていふんだから、さう遠い筈はないんだけど、……」と、呟いて、「兎に角、何處かで聞いてみようぢやないの。私、聞いて來るわ。」と、云つて、彼女はもう臆面もなく、すぐ傍の雜貨を賣つてゐるボックスへいつて、そこの店番の女に聞いてみた。と、その女は風つきでそれと見て取つたのか、にやにや笑ひながら、撮影所へいく道を敎へて呉れた。

お志摩は勇んで敏江の方へ歸つて來ながら、

「ねえ、敏江さん。そこの角を曲ると、直きなんだつさ。さ、早く行きませうよ。」と、急き立てゝ、やがて二人はこれもやつぱり上野の旅宿で買つて貰つた黄色い、派手い番傘をさしかけながら、町の方へ出ていつた。

町へ入つてみると、耳隱しに結つた女や、頭をもしやもしやにしたゲートル穿きの青年が眼につくので、お志摩は知つたか振りに、

「ねえ、敏江さん。きつとあゝいふ人は皆撮影所の人よ。きつ

と今に誰れかスターがやつて來るわ。うれしいわねえ。」と、一人で浮かれてゐる。

やつとのことで撮影所へ辿り着くと、二人は扨て何うして女優志願の旨を申出していゝか分らなかつた。胸ばかりがわくわくして、所内の様子が何うなつてゐるのか、それを見るだけの餘裕もなかつた。唯ぼんやり少時の間、門の處へ佇んで、入口の守衛小舍の方へは番傘で顏を隱しながら、默つて顏を見合はせてゐた。

萬事の懸合ひはお志摩がやる約束で出て來てゐるので、俊江はやがて、

「ねえ、お志摩さん。何うするの。何んとかしなけりや、いつ迄もこんな處に立つてちやあすこの人が變に思ふわ。あそこへ行つて打突けに頼むの。」と、居耐れないやうにいふ。

それでもお志摩の方はいくらか落着いてゐて、自信がありさうに合點きながら、

「え、さうするといゝんだつて話だわ。ほんとにかうしてゝも仕様がないから、思ひ切つて行つてみませうか。」と、息を彈ませながらいふ。

お志摩は少時躊躇つたあとで、到頭思ひ切つて守衛小舍の硝子戸を開けて、變にぎごちない格好をしながら中へ入つていつた。その日は天氣が悪いせいか、人の出入りがまるでなくて、守衛の爺さんは、椅子のうへゝ丸くなつて、講談本か何かを讀み耽つてゐた。

俊江はやつぱりもとの處へ立つて、傘の端からおづおづそつちを覗いてゐたが、もう胸が詰つて、顏ばかりがかつかとして來るのであつた。

お志摩は硝子戸を開けつ放しにしたまゝ、頻りにぺこぺこ辭儀をしながら、何か云つてゐる。守衛はそれを尻眼にかけて、冷淡な顏でぽつぽつ受答をしてゐたが、その様子をみると一向話が渉らないらしく、お志摩の態度は漸次に崩れてくる。

ものゝ二十分ばかりも經つと、お志摩はさも落膽したやうな顏をしながら、しよんぼり守衛小舍から出て來た。そして一度俊江の方へ來かけたが、又後戻りをして、そつとそこの硝子戸を閉め、もう一度ぴよつこり守衛にお辭儀をしてから、やつと此方へ歸つて來て、俊江の顏をみながら、彼方へ行かうといふやうに眼交ぜをする。その眼には涙が含んでゐた。

お志摩は門の前にある小川の板橋を渡ると、恨めしさうに撮影所の方を振顧りながら、初めて口を切つた。

「ねえ、俊江さん、駄目なのよ。あのね、撮影所では時々女優の募集をするから、その時に志願をしろつてから云ふのよ。そ

れもつひ半月ばかり前に締切つたから、又來年まで待たなけりやならないんですつて。」と、聲の調子まで變へながら云ふ。

敏江も白けた顔になつて默つてゐたが、やがて

「やつぱりさうでせう。私きつとさうだらうと思つたんだわ。私、汽車に乘る時にもさう云つた通り、入るのは中々難かしいんだつていふもの。」と、呟いて、「でも困つたわねえ。何んとかならないものか知ら、折角此處まで來たんだものねえ。」と、訴へるやうに云ふ。

お志摩は心もそこにないやうに、泥濘の中をうわうわ歩きながら、默つて考へ込んでゐたが、敏江は相手があんまり悄氣込んでゐるだけにひどく心細くなつて、

「ねえ、お志摩さん。あんたあんなに長く話してゐたんだから、他に何かいゝ手蔓があるか、何うか聞いて來ればよかつたのにさ。さうすりや又それで何んとかなるかも知れないと思ふんだけど、……」

お志摩は生唾を呑んで、

「それがね、敏江さん。私、隨分いろいろに云つて賴んで見たのよ。でも何うしても駄目だつて云ふんだもの。此頃は規則がやかましくなつて、大概なものは入れないことになつたから、もう思ひ切つて國へ歸れなんて云ふんですもの。」と、涙聲になつてゆく。

敏江も涙含んで、

「それで、あの、あんた家出をして來たことをさう云つたの。」

お志摩は眼をしばたいて、涙を紛らかしながら、

「いいえさ。そんなことは云やしないわ。そんなこと云やあ、きつと警察へ屆けるに極つてゐるもの。」と、云つて「あの、それでね、せめてそれぢや撮影をしてゐるところを觀せて下さいつて賴んでみたんだけど、觀覽許可證がなけりや入れないつて云ふのよ。隨分私酷いと思つてねえ。ほんとに泣き度くなつちやつたわ。」

二人は何うにも思案につきて、いつかしら又ぶらぶら停車場まで歸つて來てしまつた。そして寒い風の吹き込む隅の方のベンチへひと先づ腰をかけて、こそこそ當てのないことを相談しはじめた。

あれだけ希望を懸けて、しかも態々家出迄してやつてきたのに、かう簡單に片附けられてしまふと、さすがにお志摩も敏江も途方に暮れずにはゐられなかつた。併しさうは云ふものゝ、二人はまだすつかり絶望してゐる譯ではなかつた。キネマの小雜誌なぞでみると、始終先々と女優の新聞が現はれて來るのであるから、何か手蔓さへうまく摑めば、案外容易く入所が出來

るのかも知れぬ。募集に應じて入るといふのは、規則通りのことで、內實はきつと何かうまい拔道があるに相違ない。さうした考へは二人とも期せずして持つてゐるのであつた。

　お志摩は少時話し合つてゐるうちに、又元氣を持ち直して、

「ねえ、敏江さん。兎に角これ程決心をきめて來たんだから、何うしたつて、このまゝぢや歸れやしないわ。そんなことをすりや、私達は家出をして來た甲斐がないものねえ」と、云つて、寒さで紅くなつた鼻の頭をこすりながら、「さうかと云つて、もう正面から行つたつて駄目なのは分つてゐるんだから、こりやあんた、何うしたつて根氣よくやらなけりや入れツこないわ。さうするにや、まあ、何んとかしてこの蒲田へ落着く方法を考へなけりや駄目よねえ。さうすりやきつと私、何かいゝ手蔓があると思ふわ。」

　敏江は風に追はれてふらふら轉がつていく紙片をみながら、浮かぬ顏で、

「さうねえ。まあ、さうするより他はないわねえ。」と、云つて心細さうに、「でもお志摩さん。若しかさうするとしたら、何うしよう。あんた何かうまい考へがあつて?」と、訊く。

　お志摩は初めて笑つて、

「そりやあるわ。どうせこれから東京へ歸つたつて、又宿屋へ行かなけりやならないんだから、いつそのことこの蒲田で宿屋を搜さうぢやないの。成る可くお金のかゝらないやうな塲をね。」

「さうねえ。それもいゝかも知れないけど。」さうは云ふものゝ敏江は自分が金を持つてゐるだけに、そつちの方も心配でならないのであつた。東京までの汽車賃や、諸方を遊び廻つてゐた間の費へや、それに驛前の旅館では女連れとみて、法外にボラれたりしたので、彼女の懷ろには携帶して來た百二十圓の金がもう五十七圓某になつてしまつてゐるのであつた。比較的不自由な目をみずに育つて來ただけに、敏江はもう心細くてたらないのであつた。

　併し今の場合金のことなぞを云ひ出して、お志摩の氣を惡くし度くはないので、敏江は、もう萬事をお志摩に任せるから、何んとかいゝやうに取計つて吳れと云つた。お志摩は敏江に較べると、若い時から渡りものゝ職人達の間で育つて來た女なので、相當に不良性も持つてゐた。で、彼女はやがて一人極めに極めて、兎に角、あんまり暗くならないうちに、泊る處を搜さうと云つて、敏江を促して又停車場を出た。

　丁度その時、出會頭に向ふからは派手やかな風姿をした若い女が、二三人の脊廣の男達と何事か笑談を云ひ合つてはきや

つきやと笑ひながら停車場へ入つて來た。頭髪は大振りなオールバツクに結つて、さぐさぐしたホームスパンのやうな布地の外套を着て、巧みに厚化粧をしてゐるその顏は、ひと眼みて、映畫でお馴染のスター、高砂波路と知れた。

お志摩ははツとしたやうに立止つて、敏江の袂をぐいぐい引きながら、我にもなく、

「敏江さん、あれ、あれは波路よ。」と浮の空で云つたが、敏江もそれと同時に氣がついて同じやうに立止りながら自分の傍をすいと通つていく高砂波路の横顏をみた。

高砂波路はそのまゝ定期券をもつてゐるとみえ、

「さ、早く被來いよ。」なぞと蓮葉に云ひながら改札口を出て、跨線橋の方へ歩いてゆく。二人はもう足も地についてゐないやうにふらふらツと柵のところまで出ていつて、彼女の姿がみえなくなるまで見送つてゐた。

お志摩はやつと人心地に歸つたやうに、

「敏江さん。波路はとても素敵ねえ。ヱホルムよりずつといゝわ。とても素敵なスタイル!」と、云つて、敏江の手を思はず握りしめながらもう一度のプラツトフオームの方へ眼をやつた。四邊には暮れ早む薄闇がそろそろ掩ひかゝつて來て、混雜した歩廊にはもう白茶けた電燈の光が吹きすさぶ濕つぽい風の中に洗ひ出されてゐた。

常々から映畫で親しんでゐる高砂波路の素顏を、思ひがけもなく見ることが出來たので、二人はそれだけでもうすつかり元氣づけられてしまつたのであつた。

二人がその晩、落着いたのは、停車場から五丁ばかり離れた常盤館といふ怪しげな家だつた。表には旅館の看板がかゝつてゐたので、二人はその前を二度も三度も往返したあとで、やつと思ひ切つて上つてみたのだが、上つてみると、そこは料理屋も兼ねてゐて、帳場には酒樽などが麗々しく飾つてあつて、白粉臭い妙な女が二人も三人もゐた。

敏江は自分の生みの家がさうなので、眼早くそれとみてとつて、二階座敷へ通るとお志摩にそツと耳打ちをしたが、お志摩は案外平氣な顏で、

「それだつていゝぢやないの。まさか男のお客でなけりや上げないつて云ふんでもなからうから。構はないわ。向ふの出ようで又何んとかすりやいゝわ。」と、いふ。

そこへ女將らしい、年をとつた櫛卷きの女が上つて來たので、お志摩は二三日厄介になり度いからと云つて、宿料のことなんか訊いてみた。と、その女將さんは體でも惡いのか咳ばかり

しながら、給料は三食つきで、一泊三圓七十錢だといふ。さう云つたゞけで、別に嫌な顔もみせないので、お志摩は敏江にも相談して、ひと先づそこへ居つくことにした。

女將は早速御飯の支度をさせるからと云つて、階下へ下りていつたが、その口數の少ないのが、却つて親切ものらしくみえ、お志摩はもうすつかり氣を許してゐた。

やがて夕飯の時には、ぶてぶて肥つた二十歳ばかりの女中が給仕に出て來たので、いろんな話しから、お志摩は聞かれるまゝに何處か得意らしく、女優志願で蒲田へやつて來たことを語つた。

と、その女は別に驚きもしないやうに、

「へえ、さうですか。」と、云つて「あの、それで、もう彼方へお入りになることに極つてゐるんですか。」と、訊く。

敏江の方はそれ迄何んにも口にしなかつたが、ふつと氣がついて、もしやこんな處から何かいゝ手蔓がありやしないかと思つて、遠慮しいしい、

「あの、私達はまだ入ると極つた譯ぢやないんですけど、あの、何うかして入り度いと思つてゐるんですわ。何んでも彼方は募集のある時でなけりや入れて與れないんですつてねえ。」と、水を向けてみる。

と、女中は興味もないやうに、

「さあ、さうですかねえ。私達は近處にゐながら、さつぱり知らないんですよ。此處へもちよくちよく撮影所の人が遊びに來ますけど、別に聞きもしないもんですからねえ。」と、苦笑ひをする。

お志摩も口を出して、

「まあ、撮影所の方がみえるんですつて。」と、云つて、敏江の方をみながら「そんなら、ねえ、敏江さん、さういふ方に伺へば、きつといろんなことが分るわねえ。」と、いふ。

女中は二人の顔をぢろぢろみて、

「あの、何んでも女優になるには、名の出てゐる人のお弟子さんになるといゝなんて云ひますけど、それも私、よくは知らないんですよ。此頃ぢや隨分田舍から女優になり度いつてつちや出て來る方があるんですつてね。中にや家出をして來る人もあるんださうですわ。つい此間もねえ、女優になれないのを悲觀して、つひこの先の鐵道線路で、電車に轢かれて死んだ娘さんがありましたわ。隨分思ひ切つてますわねえ。」

敏江は眼を丸くして、

「まあ、死んだんですつて。よくよくですわねえ。」とは云つたが、何んだかわが身の上のやうな氣がして、いゝ氣持ちはしな

かつた。それに家川、家川と云はれると、妙に氣がひけて、何が嫌なやうだつた。

お志摩はもう熱心になつて、

「成る程、敏江さん、明星つて云はれてゐる人を頼つていきやいゝかも知れないわねえ。それがいゝんだわ。さうすりやきつとあの人達のことだもの、何うにかして呉れるわねえ。」と、そこへにさつぱり氣がつかなかつたといふやうな顔でいふ。

敏江は眼を伏せて、

「でも、さう右から左にお弟子にして呉れるか知ら。それも分りやしないわ。」と、云ふ。

女中は二人がそんな話をしてゐる間に、いゝ加減に切り上げて障を引いていつてしまつた。

その晩二人は白粉臭いやうな薄い夜具の中で寒さに慄へながら十二時過ぎまで又いろんな手段を話しあつた。お志摩は椎川君子が贔屓で、何度も何度もキネマ雑誌へ投書をしたことなぞもあるので、きつとあの女優に頼み込んだら何とかして呉れるだらうと、それを新しい希望にしてゐた。何んでも椎川君子はやつぱりこの蒲田に家があるので、明日は何うにかして彼女の家へ訪ねていつて話してみようと、そればかり云つてゐた。

隣りの座敷には十二時過になつてから客が一人上つたらしく、初めは酒を飲んでゐたが、直きに退けて、夜中まで女とぺちやくちや話し合ふ聲が聞えてゐた。二人はその聲が耳について、なかなか眠れなかつた。

その翌日は天氣もいゝ塩梅に霽つたので、二人は朝から街を出て、撮影所のまはりを見て歩いた。正門の方へ廻ると、昨日の守衛に見られるのが厭さに、彼等は工場の横手の泥濘路を田圃の方へ出ていつた。そこの小流れの岸に立つて眺めると、半分毀れかゝつた支那家屋や、ぼろぼろになつたセツトの殘骸が汚らしくみえてゐる。その彼方には新らしく出來たクーク、スタデイオの隣りに、巨大な溫室のやうな高いグラス、スタデイオが折柄雲の間から洩れる陽光にぎらぎら光つて、そこではもう撮影を初めてゐるとみえ、向側の入口からはいろんな風體をした男や女が出たり入つたりしてゐる。併し前にある建物が邪魔をしてゐるので、いくら土手のうへゝ足を踏けて伸び上つてみても、撮影の現場はみえなかつた。

お志摩はもう夢中になつて、どうかして中がみ度いと云ひながら、彼方此方といゝ場所を捜して歩いたが、何處へいつても、グラス、スタデイオの中のみえるところはなかつた。で、又先刻の小流れのところへ歸つて來て、寒い風に吹き曝らされな

から、二時間の餘も中を覗いてゐた。女優らしい者もちらちらみえるにはみえたが、遠く距つてゐるので誰れが誰れとも分らなかつた。

敏江はしまひには足がだるくなつたやうに、前屈になりながら、

「ねえ、お志摩さん。もう歸りませうよ。私、腰が冷えて耐らないわ。」と、云ふ。お志摩はまだ心殘りらしく、四邊をきよろきよろ見廻はしてゐたが、やつと思ひ切つて、

「ぢや歸りませう。」と、云つて、ぶらぶらついて來る。

敏江は青々と萠え出た若草を踏みながら、張りのない聲で、

「ねえお志摩さん、でも撮影所つて、話に聞いてゐたよりも、小つぽけなところね。私はもつと、立派なとこかと思つたわ。」と、云ふ。

お志摩も心ではさう思つてゐるらしく、

「さうねえ。」と、云つたが、「でも中へ入つてみたら、何うだか分りやしないわ。隨分廣さうだものねえ。」と、自ら慰めるやうにいふ。

二人は一度宿へ歸つて、晝飯を食べたが、今度はお志摩が、桂川君子の家へいつてみようとせがむので、敏江もその氣になつて、宿の女將に桂川の家の番地を調べて貰つて、やがて又出て行つた。桂川の家は女坂といふところにあつて、宿から細い横丁を斜に入つていくと、直ぐに分つた。

そこは幅一間ばかりの小流れを前にした、低い平家で、建てゝから間もないと見え、板羽目などはまだ生々しかつた。殆んど庭といふ庭もなく、ほんの三間か四間の小家なので、お志摩も、敏江も、これがあの有名な女優の住居かと、最初は疑ひながら、門の標札を何遍も何遍も見直した。何度見てもやつぱり桂川と書いてあるので、そこでもお志摩は自分で引受けて、先づ格子戸を開けて、先へ入つていつた。

「御免。」と、それでもしとやかな作り聲で案内を乞ふと、少時して、がさつにがらりと上框の障子を引開けて顔を現はしたのは二十歳ばかりの顔へばかりこてこてと白粉をつけた女だつた。その時、ひよいとみると、突當りの開いた紙襖の奥には、メリンスの派手な懸物をかけた炬燵が半分みえて、二十七八にもならうかと思はれる、色の淺黒い女が襟つきの粗末な袷を着て、眠不足さうな膨れぼつたい顔をしながら、口をもぐもぐやつてゐる。その女は障子が開くと殆んど同時に、ついと横へ顔を隱したが、瀬戸物の觸れ合ふやうな音がしてゐるところをみると、彼女は遲い朝飯をやつてゐる最中らしかつた。お志摩はほんのひと眼見たゞけではあつたが、それでもそれが桂川君子

であることは映畫で馴染みの鼻つきでも知れた。

お志摩は君子が在宅であるのを知るとひどく勢づいて、

「どうも突然お邪魔をいたしまして、申譯も御座いませんが、あの、先生は被居いますでせうか。」と、無理に笑ひながらいふ。

と、取次に出て來た女は立つたまゝで、

「誰方？」と、いひながら、胡散臭さゝうに、じろじろお志摩の顔をみる。

お志摩は眼を逸らして、もじもじしながら、

「あの、若しお宅においでゞ御座いますなら、一寸お眼にかゝり度いんで御座いますが、あの、私共は福島から出て參りましたもので、あの、一寸お願ひ致し度いことがあるもんで御座いますから。」と、成る可く言葉遣ひを他處行きにしながらいふ。

と、その女は外にゐる敏江の方もみて、

「一寸待つて頂戴。」と云ひながら、奥へ入つていつてしまつた。

少時の間、聞き耳を立てゝゐると、奥ではくすくす笑ふやうな聲が聞えたが、少し訛りのある聲が、

「又志願だらう。居ないつておさう云ひよ。又此間のやうに奥の奴に知れると悪いからさ。」と、云ふのが、とぎとぎ聞える。

女はやがて何喰はぬ顔をしながら又上框へ顔を現はして、

「あの、お氣の毒ですけど、先生はね、もう撮影所の方へ行きましたから……」と、云ふ。さう云ひ云ひ彼女は汚い足袋をはいた足の先で、敷居の滞をこしごしこすつてゐた。

お志摩は今顔がみえたのに、不在とは餘りだと思つたが、併しゐないといふものを此方から押問答を吹つかけていく譯にもいかないので、少しは腹立しい氣持ちにもなりながら、

「あの、お留守なら何んですから、又あの、伺ひますが、あの、撮影所へ行つたら、先生にお眼にかゝれるでせうか。」と、未練らしく訊く。

と、女は素氣ない調子で、

「さあ、此頃は撮影が忙がしいですから、とても駄目でせうよ。」と、いふ。

お志摩は猶ほも思切り悪く、そつと奥の方を覗込みながら、

「あの、それではいつ頃お邪魔に伺つたらいゝでせう。實は、あの、私共はどうかして撮影所へ入り度いと思ひまして、國を出て來ましたんですけど、あの、いゝ手蔓がないもんですからほんとに困つてゐるんですの。私共は國にゐます時分から、大の先生黨で、何うかして一度先生にお眼にかゝつて、御面倒でもお世話を願ひ度いと思つて實は思ひ切つて伺つたんですけ

と、……」と、口篭りながらいふ。

女はそれでも何の好意もみせて呉れず、唯默つて鼎汁を啜りながら棒のやうに突立つてゐた。

お志摩は何を云つても先が受付けて呉れないので、終ひにはもうむしやくしやして來て、それでは又伺ひますからと云つて、戸外へ出てしまつた。

敏江はもうその時には遠くの角のところへいつてゐて、お志摩がぷんぷんしながら歩いて來るのを待ち受けて、その顏を覗き込むやうにしながら、

「お志摩さん。やつぱり駄目でせう。だから私が云はないことぢやないんだわ。」と、それみろと云はぬばかりに云ふ。

お志摩は口を尖らかしながら、

「ほんとに人を馬鹿にしてゐるわねえ。居るのに留守を遣ふんだもの。あの人だつて、きつとお弟子さんなんだらうに、隨分同情のない奴ねえ。」と、云つて、「もうかうなりや仕方がないわ。今度はあすこの宿へ遊びに來る撮影所の人に賴んで何んとかして貰ふより他にないわねえ。」と、それでもまだお志摩は先に希望をつないでゐるのであつた。

敏江は眉を顰めて、

「でもそれにしても、あれ程有名な桂川君子が何うしてあんな家へ住んでゐるんだらうねえ。着てゐた褞袍は、ありや確かに銘仙だわ。それにあんた、炬燵へ入つて、御飯をたべてゐるんだもの、女優なんてあんなだらしのないもんか知ら。」と、さも氣に喰はなさうに云ふ。

お志摩はそれには返事もしなかつた。

二人は何處へ行く當てもないので、しよんぼり又宿へ歸つて來たが、それから夕方迄南向きの窓の下で火の消えた火鉢を中に、今後の方策を相談しあつた。お志摩はさうなつてもまだ空想らしいことばかり考へてゐたが、敏江の方はあべこべに漸次と里心がついてきて、もうとても目的を達する見込みはないからいつそ諦めて國へ歸らうと弱音を吹き出した。

「こんなことをして、ぶらぶらしてゐりや今にお金もなくなつてしまふし、もうあんた、私のところ幾らも殘つちやゐやしないわ。」と、云つて、彼女は帶の間から田舍風な紅い財布を出して、紙幣や銀貨を一々數へ出す。

お志摩はその手もとをみながら、

「でも敏江さん、福島へ歸つて何うするの。」と、少し劍だつた眼でいふ。

敏江は四十八圓餘りの金を數へ擧げるまで默つてゐて、やが

て、

「そりやあんた、私、福島へ歸りや、あの、兄さんに頼んで、お父さんに謝つて貰ふわ。何も悪いことをしたんぢやないんだもの。きつとお父さんだつて許して呉れると思ふわ。」

お志摩はぐつたりと横に臥て、

「そりやあんたはいゝわ。あんたはいゝけど。私やさうは行かないわ。家へ歸りや製絲場へやられちまふんだもの。もつともつと辛い思ひをしなけりやならないわ。どうせ同じ辛い思ひをするんなら、私や何處までも初めの望みどほりに、どうかして撮影所へ入るわ。あんたはほんとに意志が弱いのね。」と云つて、焦々したやうな瞳で天井の板を數へてゐる。

敏江は少時の間、眉を落として、横坐りになつて考へ込んでゐたが、やがて又金を財布へ戻しながら、

「でも、お志摩さん。今が一番大事な處なんだよ。今夜にもこれから歸りやどうにかお金が足りるけど、うつかりしてゐて明日にでもなりや、もう歸りの汽車賃が足りなくなつちまふもの。ねえ、お志摩さん。ほんとに歸りませうよ。その方がいゝわ。で又何かいゝ手蔓を探して、出直す方がいゝんだわ。ねえ、お志摩さん、さうしませうよ。」と、彼女は頻りに歸國することをせがみだした。

それでもお志摩は意地になつて、何うしてもうんと云はなかつた。そのうちに漸次二人は兩方から云ひ募つて、到頭激しい云爭ひをはじめてしまつた。

平常は素直な、温和しい一方の敏江も、もう矢も楯も耐らないほど國へ歸り度くなつてゐるので、終ひにはほんとうに腹を立てゝ顔を眞蒼にして泣き出しながら、

「ぢやいゝわ。あんたはあんたで勝手にするがいゝわ。私やもうこんな處にや何うしたつてゐられないから、これからすぐに東京へ行つて、晩の汽車で福島へ歸るわ。」と、云ふ。

お志摩も眼を光らかして、

「えゝ、もう放つといて下さつたら。私やあんたのやうな意氣地のない人にや國へ歸つて貰ふ方がどんなにいゝか知れやしないわ。私は私のいゝやうにするから、さつさと歸つたらいゝぢやないの。」と、顎をしやくつてづけづけ云ふ。

敏江ももう腹を据え兼ねたとみえ、つんつんしながら手を拍いて女中を呼んで、委細構はずに勘定を〆めて貰つた。女中は二人の顔色で様子をみて取つて、默つてにやにや笑ひながら階下へ下りていつたが、やがて八圓なにがしといふ勘定書をもつて來る。

敏江は財布の中から十圓紙幣を一枚取り出し、その盆のうへ

ゝ置いて、

「あの、剰錢は入りませんから。」と、云つて、そのまゝ立上つて、帯なぞを直し出す。

女中は愛想らしく、

「もうそれぢやこのまゝお國へお歸りになるんですか。」と、いふ。

俶江は羽織を着直しながら、

「えゝ私一人歸るんですの。」と、云つて、そのまゝ、

「ぢや、お志摩さん。私、もう行くわよ。何んにも言傳けはないわね。」と、さすがに打濕つた聲で云つたが、お志摩はまだ怒りが鎭まらないやうに、

「えゝ何んにもないわ。左樣なら。」と、云ひ放つて、つんとしてゐる。

俶江はその顏をじろじろみながら、到頭階下へ下りていつてしまつた。

お志摩はそれでも涙ひとつ零さずに、默つて火鉢の灰を搔き廻はしながら考へ込んでゐたが、もう彼此れ俶江が出ていつてから二十分ばかりも經つたと思ふ頃、又階段の方では人の足音が聞えた。その足音は忍びやかに此方の座敷の方へやつてきたが、やがて入口の紙襖がすうツと開いて、思ひ懸けもない俶江がそこから入つてきた。

俶江は立つたまゝで、少時の間お志摩の顏をみてゐたが、やがて泣きながら、

「ねえ、お志摩さん。私停車場まで行つてみたんだけど……あの、ねえ、あんた、あんた何うしても歸らない。」と、云ふ。

お志摩は下唇を嚙みながら、

「私、歸らないと云つたら、歸らないわよ。」と、云ふ。さうは云ひながらも俶江が歸つて來たので、彼女は幾分かほつとしたらしい顏色をしてゐた。

俶江は云ひそびれながら、

「ねえ、あんた、そんな意地の惡いことを云はないで。どうせ一緒に出て來たもんだから一緒に歸りませうよ。さうすりや家の方も都合がいゝんだもの。それにあんた、お金もなくつて、何うするの。そんな無茶なことをしずに、ほんとに歸りませうつたらさ。」と、心から云ふ。

お志摩はもう拗ねきつてゐるやうに、

「私、厭だと云つたら厭だわよ。あんたも隨分物分りの惡い人ねえ。もう何度云つたつて同じこつたわよ。」と、云ひ放つ。

俶江は何うすることも出來なくなつて又泣き出しながら、

「あの、そんならいゝわ。ぢや私、そんなにあんたが云ふんな

らほんとにもう一人で歸るわ。」と、云つて、帶の間から先刻の財布を取出して、中から十圓の紙幣を二枚出して、火鉢の傍へ置きながら、「あの、私、汽車賃だけありやいゝんだから、あんたにこれだけ置いていくわ。あんたももし明日にでもなつて氣が變つたら、ほんとに歸つて被來いよ。こんな處に長くゐりや、どうせ碌なことにやなりやしないわ。」と、啜り泣きしながら云つたが、お志摩が返事ひとつしないので、彼女はそれなりすごすご〲階下へ下りていつてしまつた。

もう障子の面にはそろそろ薄寒い夕影がさして居る。何處かの工場で吹き鳴らす汽笛の音が腹の底まで響くやうで、お志摩は俄に心寂しくなつて來た。もう今頃は敏江は電車に乘つて、東京へ向つてゐるであらう。さう思つただけでも、彼女は耐らなくなつて、人氣のない間内を心細さうな眼つきでまじまじ見廻はしてゐた。

その晩、お志摩はたつた一人で、その部屋へ寢たが、旅へ出てから初めて一人ぼつちになつたので、いくら意地を張つてみても、寂しくてとても眠れなかつた。生憎その晩は一人も客がなかつたので、鼠の騷ぐ音ばかりが耳について、いくら眠りを呼ばうとしてみても、却つて眼が冴えていくばかりであつた。久し振りに故鄕の家のことなども思ひ出されて、心細さはひとしほ身にしみて來る。明日からはどうしようかと思ふと、彼女はもう行く處まで行き詰めてしまつたやうな悲しさが自然と湧いて來るのであつた。

お志摩は曉方までであれか、これかと行く道を考へたが、それでも何うやら一縷の光明は殘されてゐるやうな氣がして來た。もうたつた一人になつてしまつたのであるから、もしこれで運よく何かの手蔓で撮影所へ入れゝば、あゝいつて歸つていつた敏江を見返してやることも出來るのである。それをするには却つて一人の方が足手纏ひがなくていゝ譯である。後になつて、それだから私があの時、さう云つたぢやないのといふやうなことを敏江に向つて云へたらどんなに痛快であらう、そんな心持ちに勵まされて、お志摩はいつかしら自分が女優になつて、キャメラの前に立つてゐる光景を頻りに空想しだした。その空想は先から先と、彼女を反對に輾轉して吳れた。

翌朝になると、お志摩もいよいよ腹を極め、朝飯が濟むと直ぐに女將に來て貰つて今日から身の振方に就いて相談を持ちかけてみた。彼女は一心に思入つてゐるやうな顏で、

「ねえ、お女將さん。私、そんな譯ですから實はお話し惱くいんですけれど、此方のお宅で女中さんに使つて貰ひたいんで

すわ。私お給金なんか要りませんから、唯置いてさへ頂きやいゝんですの。その代りどんなことでもして働きますわ。私、田舎にゐて、體は使ひつけてゐますから、大概なことは出來るつもりなんですの。」と云ふ。彼女は田舎へ歸つて製絲場へ出るよりも、こんな家で働いてゐる方がまだ樂だとさう思つてゐるのであつた。

女將は困つたやうな顏をして、四の五の云つてゐたが、あんまりお志摩が熱心に頼み込むので、まさか素氣なく斷る譯にもいかなくなつて、

「あの、それぢやすぐに御返事も出來ませんから、良人にも相談してみて、何んとかしますわ。」と、云つて、咳をしいしい階下へ下りていつた。

それから一時間ばかりすると、今度は下からお志摩を呼びに來た。お志摩はいそいそ階下の帳場へ下りていつたが、そこには瘦せた眼のぎよろぎよろした男が長火鉢の向ふに坐つてゐて、

「まあ、此方へお入んなせえ。」と、いふ。それがこの家の主人らしかつた。

主人はお志摩を長火鉢の向ふへ坐らせて、故郷のことから、親達のことまで詳しく聞いた。お志摩はもう何も彼も打明けて話して、撮影所へ入るのが唯一つの願ひだといふと、主人は鼻の先で笑つて、

「そんなにまでして女優になり度えかねえ。端からみりやいいやうだが、あの商賣もなかなか並大抵な苦勞ぢやねえつて話だぜ。はゝゝゝ。」と、いつて「まあ、いゝや。お前さんが好きこのんでこんな處にゐようつていふんなら、私の方ぢや置いてやつてもいゝが、そのかはり隨分辛えこともあるから、辛抱しなけりやねえ。それに警察の方との渡りが煩えから、まあ、しばらくゐてみて、そのうちにちやんとした證文を入れて貰ふんだね。それまではまあ、給金なしといふことで、眼見得の積りにでもして置くんだね。」と、長煙管で煙草を吸ひながら傍にゐる女將の方をみる。

お志摩は唯置いて呉れさへすればといふので、その場で到頭その常盤館へ奉公することに極めたのであつた。

十日、二十日は夢のやうにすぎてしまつた。お志摩は初めのうちは處馴れないので、直に下番の方を受持つて、膳椀の洗方から座敷の拭き掃除まで一切やらせられた。朋輩に渡りものが多いので、客から俄か奉公をしたお志摩は何かしら遠慮があるとみえ、いつも退けものにされてゐたが、併し三人の中でもお竹

といふ年増ばかりは、彼女の身のうへに同情して、いろんな世話を焼いて呉れた。お志摩も子供の時から他人の間で育つたので、別にさうした仕事も苦にはならなかつたが、時々はそれでもしみじみ辛いと思ふこともあつて、お竹に訴へたりした。そのうちに手が足りない時なぞには、お志摩も座敷へ出されるやうになつたが、それでも他の女達のやうに顔を賣る譯ではなかつたので、却つて氣樂で面白かつた。いろんな種類の男達が出入りするので、引繰返つて笑ふやうなこともあつて、お志摩は反對にこれも氣保養だなぞとも思つたりした。撮影所のことに就いても、いろんな人から、いろんな噂を聞いた。

花の時もいつの間にか過ぎて、隣りの石置き場にも滅切り青草が伸びて來た。雨の多い日が毎日續いて、道をゆく人達の袂も輕くなつて來たが、それと同時に蟲名物の蚊がもうそろそろ出てきて、お志摩には時候の移り變りが馴れない土地だけに、はつきり感じられた。月のいゝ晩なぞに、用聞きの小僧達が前の往來を流行もの〻小唄なぞを唄つてゆくのを聞いてゐると、お志摩は何となく故郷の空を思ひ出して、淚含ましいやうな氣持ちにもなつたが、併し彼女はもう敏江のことさへ念頭にはなかつた。初めはあんなに氣になつた汽車の音や電車の汽笛も今ではもう耳に馴れて、彼女はやがて座敷で酒を飲むことさへぽつぽつ覺えて來たのであつた。

或晩のこと、もう十時過ぎになつてから、三人ばかりの客がどやどや上つて來たが、やがてお竹が下りて來て、料理場で洗ひもの〻手傳をしてゐたお志摩の肩をぽんと叩きながら、

「ねえ、お志摩さん。あんたが焦れてゐた撮影所の人が來たわよ。今上つた三人連れのお客がさうなの。お前さんも直ぐにお化粧をして上つといでよ。私が紅をつけて貰つて上げるからさ。」と、云ふ。

お志摩は撮影所の人と聞くと、もう胸がどきどきして來た。此間から待ちに待つてゐただけに、彼女はそれを聞いただけでも嬉しくて耐らなかつた。で、直ぐさま奥の女中部屋へ入つて、念入りにこつてりと化粧をしたあとで、衣紋をつくろひつくろひ階上へ上つていつた。彼女は故郷を出る時には二枚重ねて着てゐた銘仙の着物を下だけぬいで一枚にしてゐるのであつた。

奥二階の八疊へいつてみると、撮影所の客といふのは、いづれも綺麗な洋服着の男で、もう餉臺のうへ〻いろんなものを並べて、さかんに飲んでゐた。何處か他處で今迄飲んで來たとみえ、三人とも隨分醉つてゐた。

お竹はお志摩が入つていくと、そつちをみて、

「おや、お志摩さん。とてもベリナイスねえ。ほゝゝゝゝ。」と、云つて、客の方をみながら、「ねえ、貴方、今お話しゝたのはこの人なんですよ。さあ、お志摩さん、そこいらへ入つてお酌をしてお上げよ。」と、いふ。

お志摩は初心らしくぼうツと紅くなりながら、もじもじしてゐたが、三人の中でも色の白い、くるくるツとした顔の男はいきなり彼女の手を握つて、自分の方へ引寄せながら、

「おい、此奴あ新顔だなあ。まあ此方へ來いよ。はゝゝゝ。」と、埒もなく笑つて、「君かい、女優になり度いつていふのは そんなこたあ譯ないぢやないか。僕等の云ふことさへ聞きやあ、いつでも撮影所へ入れてやらあな。まあ一杯、お酌をして與れ」と、云つて、盃を突き出す。

皆も一緒になつてゲラゲラ笑つてゐた。

お志摩は半分客の座布團のうへゝ坐つてゐるので、妙にぎごちなくて、少し後へ身を退いたが、その間も男は彼女の手を痛い程握りしめてゐて、離してくれない。

初めのうちはあけすけなことを云つて三人はかはるがはる女達に揶揄つてゐたが、そのうちに皆は何か仕事に對して不平があるらしく、頻りに英語なぞを交へながら、議論をやり出した。その樣子でみると三人ともキヤメラの方の人らしく、お志摩の手を握つてゐるのが、一番の年功者らしかつた。

お志摩も酌なぞをしてゐるうちに、漸次落着いて來て、今夜こそ何かいゝ手蔓をと思つて、胸をわくわくさせてゐた。それでも三人は先々と自分達の話ばかりしてゐて、ちつともお志摩の方を顧みて與れない。そのうちにもう十一時近くなつたので、三人の中の一人は歸つて、あと二人が退けることになつた。

お竹はその時、手招ぎをしてお志摩を階段のところへ呼びながら、彼女の耳へ口を寄せて、

「ねえ、ちよいと、お志摩さん、私はまだお帳場へはさう云はないんだけど、あんた何う。あの色の白い人ね、あの人ちよいとしてゐるぢやないか。あの人ならあんたに氣があるらしいから、いゝぢやないの。」と、耳打ちをする。

お志摩にもその意味は分つたが、今迄そんな意味で客に出たことがないだけに、彼女は返事をしかねて、俯向いてゐると、お竹はその頬ツぺたをちよいと突いて、

「そんなに耻かしがるもんぢやないわ。まあ、いゝから、兎に角奥の三疊へ行つて御覧よ。その時の都合で何うにでもするさ。」と云つて、彼女は支度をしにばたばた奥へ入つてゆく。

それから少時經つて、お志摩はおづおづ足音を忍びながら、奥二階の三疊へいつてみた。彼女は身を任せないまでも、此方

が色氣をみせたら、或ひは何んとかなるだらうと、それを當てに、男の傍へいつてみる氣になつたのであつた。無論その時には何うされてもいゝといふ考へはそれとなく働いてゐたのであつた

そつと入口の紙襖を細目に開けてみると、男はもう襯衣一枚になつて横になつてゐた。それをみると、さすがにお志摩は氣臆れが出て、又紙襖を閉めたが、その時、男は中から聲をかけて。

「お入りよ。」と、いふ――

お志摩は少時の間考へたあとで、到頭思ひ切つて、中へ入つていつた　そして狹い三疊の隅のところへ坐つて、何う云つていゝか分らないので、默つて俯向いてゐると、男はむつくり起き上つて、

「ねえ、君、君はいつ此處へ來たんだい。」と、訊く。

お志摩はにいツと笑つて、體をくなくなさせながら、

「私、一月ほど前に來ましたんですの。」と、云つたが、何うも工合が悪いので「あの、私、まだちつとも馴れないもんですから、……」と、口の中でいふ。

男は煙草を取上げて、

「それで何かい、ほんとに女優になり度いのかい。」と、訊いたが、お志摩は此處だと思つて、顏つきまで變へながら、

「ええ、私ほんとに何うかして撮影所へ入り度いと思ひましてね、それで家出までして來ましたんですわ。でも此方へ來てみると、何うしてももうまい手蔓がないもんですから、私、到頭こんな處へ奉公するやうなことになつちまひまして。……」と、憐れみを求めるやうに云つて「ねえ、貴方、何とかして撮影所へ入れないもんですかねえ。」と、首を傾げる。

男はふゝんと鼻に皺を寄せて笑つて、

「入れないことがあるもんか。今は研究所つていふものがあるんだもの。紹介さへあれば誰れだつて入れて呉れるさ。そんなに入り度いんなら、いつでも僕が紹介してやるよ。そのかはり……」と、云つて、彼は半分も吸はない煙草をぽいと枕許の煙草盆へ投げ込んで、此方をみながらにやりと笑ふ。

お志摩は男の云ふがまゝにそつちへ居坐り寄つていつた。彼女は男の經驗は初めてではなかつたが、それでもぶるぶる慄へてゐた。

お志摩は寢物語りに、敏江と一緒に家出をして來たことから、撮影所へいつて守衛に斷られたこと、それから相川君子の家を訪ねたことまですつかりその男に話してしまつた。男は始終合點いて、

「隨分熱心なもんだなあ。そんなにしなくつてもいゝのに、やつぱり様子が分らないと、つひうまい處へ持ち込めないんだねえ。」と、笑つて、直ぐにも入所が出來るやうなことを云つては彼女を煽て上げるのであつた。

男は午前の一時頃に歸つていつたが、別れる時にも、是非明日の晩、もう一度來て、ゆつくり話すからと呉れぐれも云ひ置いていつた。それからお志摩は朝まで主がついてゐると云ふので、又二階へ上つて男の體温りの殘つた臥床の中へ潜繰込んで、久振りにぐつすり寢た。

その翌日から、お志摩はもう夢中になつてその男の來るのを待つてゐたが、その晩はもとより、それから三日たつても、四日經つても到頭その男は再び顏を見せなかつた。お志摩は隙さへあると、よく撮影所の裏へ廻つて、そこの土手から伸び上つて中を覗いてみたが、その男に似た顏にさへ出逢はさなかつた。

それからはもうお志摩は常盤舘へ來る客の中で、撮影所の人と聞くと、必ず自分から進んで出た。中には監督と自稱する男や、撮影技師だと威張り散かすものもゐて、いゝ加減なことを云つては、お志摩を煽て上げ、結局は彼女に肉體の關係を強いてゆくのであつた。さうかうしてゐるうちに、お志摩は二月ばかりの間に、八人からさうした手輩と關係が出來てしまつた。而も誰れ彼も一度こつきりで、二度とやつて來るものはなかつた。それも大道具の若いものや、下端の助手などがそれからそれと噂を聞き傳へて、代るがはる揶揄ひ半分にやつて來るものだとは、お志摩は少しも知らないのであつた。唯女優になり度い一心で、先から先と來る男、來る男に弄ばれてゐるうちに、彼女はいつかしら猛烈な病毒まで感染させられてしまつたのであつた。そのうへ勘定なぞも立換へさせられたりしたこともあつて、彼女は帳場へ對して可成りな借金さへしてしまつた。

お志摩ももうすつかり絶望して、その時になつて初めて苦い涙の味を知つたが、併し今更國へも歸れず、それに金はなし、と云つて敏江のところへ手紙を出して、救ひを乞はふにも、どの面下げてといふやうな恥かしさが先に立つので、彼女はもう自棄になつて、到頭朋輩達と同じやうに、自墮落なその日、その日を送るやうになつてしまつた。一時間三圓の主で、誰れにでも安價な媚びをひさぐ淺猿しい女に成果てゝしまつたのであつた。あんなに丈夫であつた彼女も、さうした淫蕩な生活に祟られ、健康も日に日に衰へて、よく食物を嘔したり、眩暈かし

たりして、半日位頭のあがらないことがあつた。それでも野梁も知らずに手拭浴ばかりやつてゐたので、終ひには夜寝ても盗汗が頻りに出て、その爲におちおち眠れないやうな晩が幾晩も續いた。

お志摩はやつと無理な酒でその苦しさを押へてゐた。

それはもう七月の中旬過ぎのことであつた。その日撮影所では、鈴木組が豫ねてからかゝつてゐた「夢見草」といふ映畫をどうしても今夜中にラストシーンまで上げてしまはふと云ふので、新しいグラス、スタデイオでは皆總がかりで、車輪になつて撮影をやつてゐた。日が落ちると、食事時間もぶつ飛ばして、又別のセットへかゝつたが、皆年の若い人達のことゝて、疲れた顔もみせずに、せつせと持場持場へ廻つて、獨樂のやうに立働いてゐた。見るから暑さうなアークや、スポットはぎらぎら眼を眩するやうに輝き渡つて、監督の聲や、大道具の鐵槌の音が硝子張りの天井へぴんぴん反響してゐた。

セットは可成り大きな西洋室で、そこには桂川君子が眼の覺めるやうな令孃姿で男優の岡友と二人で登場してゐた。撮影技師がキャメラの位置を定める間一寸間があるので、君子は弟子の一人に化粧道具を持つて來させて、牡丹刷毛で鼻を叩きなが

ら。

「ねえ、岡さん、今夜はこりやとても十二時迄にや上らないねえ。まごまごすると又夜徹しだよ。ほんとに馬鹿にしてるねえ。」と云つて、一寸口紅を押してみて、「それにこの蒸し暑さは何うだらう。私や帶まで汗が透つちやつたよ。」と、いふ。

岡友は單衣一枚なので、矢鱈に平手で脛を叩きながら、

「いや、蒸し暑いのはまだしも、今夜の蚊と來たら、とつても耐らねえね。これで夜徹しやられちや刺し殺ろされつちまはあ。どうにかして與んねえかなあ。」と、云ふ。品のいゝ若様のやうな扮裝をしてゐるだけに、下卑たその言葉つきが可笑しかつた。

その時、アークの工合をみてゐた一團の助手達の間では、何事が起つたのか、がやがや笑ひながら囃し立てる聲が聞えた。とみると、セットの陰からは、大柄な浴衣を着た一人の女がよろよろしながら現はれて來た。それは思ひもかけないお志摩で、すつかり痩せて顔違ひがしてしまつてゐたが、それでも今夜は醉つてゐるとみえ、顔色だけは紅くて嫌に眼つきが据つてゐた。

助手の一人はカーボンを入れかへながら、

「到頭入つて來やがつた。仕樣がねえ奴だなあ。」と、舌打ちをし

たが、お志摩はそれを聞き付けると、ふんと云ふやうな顔をして、「入つて來たのが悪いの。私にだつて撮影位見せたつていゝぢやないか。」と、恨めしさうに云ふ。

もう一人の助手は邪險に、

「可けねえ、可けねえ。此奴今夜喰ひ醉つてやがるな。おい、此處は醉ツ拂ひなんかの入つて來る處ぢやねえ。邪魔だ、邪魔だ。さ、外へ出ろ。」と、靴の先で蹴る眞似をしながらいふ。

お志摩はそのまゝ蹌めきながらそこにあつた臺のうへゝ腰を下ろして、返事もしずに、うつとりセットの方を見てゐる。

そこへ大道具の一人はしやしやり出て來て、

「よう、誰れかと思つたら、お志摩ちやんか。へえ、これはこれは飛んだお客様の御入來だねえ。」と、滑稽けた格好をしながら云つて、彼女の前へ屈みながら、「一體お前何處から入つて來たんだね。」と、いふ。

お志摩はそつちはみもしずに、

「私、正門の方には恐い小父さんがゐるから、裏の垣根を乘り越えて入つて來たのよう。」と、自棄に云ふ。

大道具はくすりと笑つて、

「へえ、垣根を。とんだ荒事だね。姫御前のあられもねえ。はゝゝゝゝ。よく股がさけなかつたね。」

お志摩はいくら揶揄はれても默つてゐた。その眼にはよくみると涙ぐんでゐたが、それでも彼女はさも羨ましさうに桂川君子の舞臺姿に見入つてゐた。

やつとキャメラの位置が定つたので、監督の鈴木は臺本を鷲掴みにしたまゝ、大きな聲で「さあ、行かうツ」と、怒鳴る。

それから二分間ばかりの間はアクションが初まつたのでさすがにスタヂイオの中はしいんとしてしまつたが、又キャメラの位置を動かしだすと、今度は助手達もアークを彼方此方へ置き換へながら、ひとしきりざわざわ四邊が騒々しくなる。

「さ、おい、そこにゐちや邪魔だぞ、今度はその臺が要るんだ。退かねえと電氣をかぶつて燒け死んじまふぞツ。」と、がみがみ怒鳴りつけて、助手の一人は遠慮會釋もなくお志摩の肩越しに太いコードを引懸けたので、お志摩ももぞりと避けて、

「隨分だねえ。」と、又恨めしげに呟きながら向ふのセットの蔭へすごすご入つていつてしまふ。

その時、セットから出て來た桂川君子は此方へやつて來て、

「ねえ、ちよいと。今の女はありや何んなの。」と、物珍しさうに訊く。

と、大道具は笑つて、

「あれですかい。ありやあんた有名なもんでさあ。常盤館の共

用捨と云やあ、當時こゝいらぢや鳴つたもんでさあね。皆涼しい顔はしてゐるが、そこいらにゐる連中は大概一遍づゝはお剃刀を頂戴してゐるんですからねえ。はゝゝゝ。」

君子も噴笑して、評判には聞いてゐるとみえ、

「まあ、あれがさうなの。何んでも女優志願の成れの果てだとかいふ話は聞いてゐるが、………」

「え、女優、女優で、もう氣狂へたんだから可笑しいやね。馬鹿な女もあるもんさ。」と、云つて、大道具は四邊を見廻はしながら「おい、一番新入りや誰れだい。安さん、お前ぢやねえか。」と、素破抜く。

と、セットの中で卓のうへを形づけてゐた助手の一人は、照れたやうな顔をして眩ぶしさうにアークの光を避けながら、

「笑談云つちや可けねえ。俺よりも石阪君の方があとだよ。」

「あれまあ、石阪さん、あんたもやつたのかい。呆れたもんだ。此間聞いた時にや、口を拭いて知らん顔をしてゐやがつて、どうも實に食ひ隠しや卑怯だねえ。」

隅の方で當人の助監督はゲラゲラ笑つてゐた。

大道具は煙草を取り出して、

「だが、先生、お姫様方の前で恐入りやすが、あれでも何あに捨てたもんぢやありませんよ。何處かいゝとこがあるんでね。」と、えへらえへら笑つて、「あれであんた何にしろ惚れてやがる奴があるんだから可笑しいぢやありませんか。そこが素人の嬉れしいとこでさあ。」

桂川君子は弟子に後から團扇で煽がせながら、

「まあ、誰れがさ？」と、訊き返したが、大道具は一寸首を縮めて、

「いや、女の方で馬鹿な惚れ方をしてゐるんですよ。大きな聲ぢや云はれねえが、ほれ、村山組の北川さんね、技師の。あの人が何んでも先師を承つたつて云ふんで、もう北川さんのことばかり煩く聞きやがるんですよ。あの人も物好きぢやありませんか。」

君子も眼を丸くして、

「あらまあ、北川さんが、へえ。」と、云つて、くすくす笑ひ出す。

その時、支度が出來たので、今度はセットの中へキヤメラを持つていつて、國友一人だけの撮影が初まる。少時の間は又しいんとして、キヤメラの把手の廻る音だけが聞えてゐたが、今度は大寫なので、幾度も幾度も撮り直しがある。皆もセットの方をみながら神妙に鳴りを靜めてゐたが、ふつと聞くと、蚊の鳴く聲さへ耳に立ちさうな明るい靜けさの中へ、突如、何處か

でかすかに呻くやうな妙な聲が聞える。—

大道具に眞先に氣がついて、すぐ傍に立つてゐる下端の一人を突いて、

「おい、鐵公。何んか變な聲が聞えるぜ。又あの犬でも入つて來やがつたんだらう。あの犬あ胎んでやがるから、まごまごしてるとセツトの中で子をひり出しやがるぜ。お前一寸行つてみて來な」と、いふ。

鐵公は早速聲をしるべにセツトの裏へ入つていつたが、やがてそつちからは消魂しい聲が、

「おい、皆來て呉れ。大變だ。大變だ。」と、呼ぶ。

その聲に驚いて、大道具を初め、二三人の手のあいてゐる連中はばたばたセツトの裏へ入つていつたが、とみると、そこの狹ツ苦しい張物の陰には、歸つたとばかり思つてゐたお志摩が床の上へ打倒れてうんうん呻めきながら、頻りに苦しさうに嘔してゐるのであつた。

大道具は笑つて、うへから覗込みながら、

「はゝゝゝ。態あねえね。馴れねえ酒なんぞ食ひやがるから、そんなことになるんだ。こんなところで上げやがつて、あとで掃除をするのに困るぢやねえか。吐き度きや戸外へ行つて吐きねえ。」と、苛さうに云つて、「おい、誰れか、この子を連れてつて、戸外で介抱してやる特志家はゐねえか。何んならダークへ行つて北川さんを呼んで來てやんねえ。介抱は色男の役だあな。はゝゝゝゝ。」と、飽く迄笑談にしてゐる。

端で見てゐても、いかにも苦しさうなので、皆も笑つてはゐたものゝ、まさかにさうやつて置く譯にもいかなくなつて、鐵公はやがてお志摩の兩腕へ手を入れて、引起さうとしたが、それと一緒にお志摩はぐうッと體を海老のやうに痙攣させて、又がツと息が塞がるやうな聲で嘔す。今度は蒼黑い、ねばねばした變な液體が出て、張物の間から洩れてくるアークの光でみると、何やらその中には燐光のやうなものが薄氣味惡く光つてゐた。

そこへ何かと思つて心配しながらやつて來た鈴木監督は、じいつと吐物を覗いてみて、

「おい、こりや酒のうへで、嘔したんぢやないやうだぜ。どうも可怪しいな。猫不入を呑むとこんなものを出すが、……」と、唯ならぬ顏色になる。

後から面白半分にくッついて來た桂川君子や、女中に扮した下端の女優達は猫不入と聞くと、愕乎としたやうに鈴木監督の顏をみたが、それでも怖いもの見たさに一人一人セツトの方へ塊つてゆく。

鈴木監督はお志摩の頭のところへ跼んで頻りに聲をかけてみたが、お志摩は手を慄はすばかりで、もう口さへきけなかつた。

鈴木監督は眉を顰めて、

「こりやどうもいよいよ變だ。可哀想に。こんなことをして放つといて、若し手遲れにでもなると可かんから、おい、誰か大急ぎで醫者へ連れていつてやれ。笑談ごとぢやないぞ。ほんとに。」叱るやうに云ふ。

その聲と一緒に、森閑とした明るいグラス、スタヂイオには、一味の冷氣が漲つて來た。

やがて大道具は有合はせた塵芥を運ぶ竹製の擔架を持つて來て、それへお志摩を載せ、自分も責任を感じてゐるやうにその後からくッついて、最寄の醫師の家へ擔いでいつた。と、醫師の診斷も鈴木監督が云ひ當てた通りで、お志摩はやつぱり多量の猫不入を嚥下してゐたのであつた。そこの診察室には、生憎胃洗滌の機械がなかつたので、藥局生は早速前の酒屋の自轉車を借りて、大浦川の病院へ飛んでいつたが、併しそれも空しく手遲れになつて、あれほど苦悶してゐたお志摩ももうその間に毛筋一つ動かさないやうになつて、唇を耳の附根まで引歪めたまゝ、到頭惡鬼のやうな恐ろしい形相で死に轉歸してしまつたのであつた。

——大正十四年四月作——

南蠻酒に醉ひて

新村出

京は烏丸通りの西がはを二條からおの〳〵南北に少し上り下りするところに私の興味をそゝつた店が一軒ある。この二三年來暖簾や看板を電車の上から見ながらも、一條の停留場は私たちには用のないところであるから、つひおりて見るほどの氣もなくいつも見過ごしてばかりゐたのであつた。さて二條南の一軒の方はカステラ屋であつて、暖簾には上段に赤く BENIMODENRAI と横書してあり、その眞下には片假名で縱にカステイラと豎書し、その右方には花丸ボウル と書き、左方には越後屋としてある。暖簾の地はヅツクのやうな白木綿であるが眞ん中で縱に二枚をつぎあはしてある。幅も丈も五尺ほどあらうか。異様に古風な暖簾である。一年ほど前に私はTといふ經濟學士から、上記の横文字の何といふ意味であるかを尋ねられて、DEZIMADENRAI といふ綴りを間違へてあゝ書いたので、元はデジマデンライ即ち出。島。傳。來。といふ意味ではなかつたのかと故事附けておいた。長崎出島の蘭人からの傳來といふわけである。DがBに、ZがNに、そしてAがOに字體の轉訛やら書きちがへやらで變つたのであらうと私は考へて見たのであつた。然るに今度その家にいつてカステラを買ひながら主人らしい人にきいて見ると、先祖が長崎へいつて紅毛人から傳來して來たので、それをベニケデンライと書いたのだといふ。私は紅毛をベニケではなくして寧ろベニモと訓

んだのであらうと思ふが、私は自分が出した前說の少しく穿ちすぎた嫌ひのあることを微笑せずにはゐられなかつた。主人のいふには、百年ほどまへ先祖が長崎の和蘭人から習つて歸つたので、先祖はその頃三井家に仕へ黑船掛りを勤めてゐたので長崎通ひをしてゐたのだといふやうに語つた。すると越後屋といふ屋號も三井家に因んで名づけたものかも知れないと私は推測した。ともかくも私は物好きにもこんな事を聞き出すためにカステラを買ひにはひつたのである。それから家に歸り紅茶をすゝりながらそれを二切れ食べてこの原稿を書きはじめたのである。そのカステラがおまけに古い和蘭燒の小皿の上にとられて出て來たもんだから頓に興が乘つて來た。

然し私が最初この一篇を書いて見ようといふ氣を起したのはカステラのせゐではない。實はもう一軒の方の酒屋で買つた南蠻酒のおかげである。越後屋の前から烏丸通りの西側を步いて一條を橫ぎり凡そ十軒ほど上がつた所に中德といふ酒屋がある。間口はカステラ屋よりも二三倍ほどあるが、格子の前に、南蠻酒、ねり酒、みりん、燒ちう、と幅二寸五分ほど丈一尺ほどの板に文字を刻んで胡粉で塗つた雅致のある古めかしい看板が四枚並んで懸つてゐる。正月の中ごろだと思ふが、烏丸通りのプラターヌスの街路樹を電車の中からじいと見入つてゐたとき、ふと前々から念をかけてゐた南蠻酒の看板のみが一枚特に目にはひつたのであつた。私は今日こそはと二條で下車して步をはやめてその酒屋にはひつた。いきなり南蠻酒を一本と番頭さんに言つた。私は酒屋に酒を買ひにいつたのはこれが生れてはじめてである。壜詰はございませんと番頭さんはことわつた。一たいどんな酒なんだと私は尋ねた。まあ燒酎と味淋との間のものでございますと云ふ。私は少し失望せざるを得なかつた。看板の並べぐあひでもすぐに察しられさうにもあつたのだし、書物を見るなり人の話を聞くなりして自然會得がゆくはずであつたのに、私は名にひかされて何だかエキゾチツクな香りの未だ失せない或るものを求め得るかのやうな氣がしたので、突如とびこんでしまつたのである。店の中の右手に樽が四つ

五つ並べてあるところに導かれていつて見ると、磁製の樽に呑口がついてあつて樽の前面には寶の一字と南蠻の舶とが印刷してある大きなレッテルがはりつけてある。番頭さんは、ずんずん呑口から茶碗に一杯注いでくれた。私は言つた、こゝで飲むんぢやない、僕は元々酒は飲めない方だ、たゞその南蠻酒といふのがなつかしいので買つて歸らうと云ふわけなんだからそれを二合壜くらゐに一本つめてくれたまへ、若し南蠻酒の銘のあるレッテルがはつてあれば結構だがね。えんばんとレッテルはございませんと番頭さんは答へた。小さいのがなければ、あの樽にはつてある樣なのでもいゝんだと私はきり出した。番頭さんは益々不審なお客だと心中に怪んだにちがひない。

私はその日は七條までいつて歸りには下鴨の友人に私の近著『南蠻更紗』を贈るつもりでそちらにまはるつもりで烏丸通りを二條まで來たのであつた。風呂敷にはその本が一部包んであつた。それを見せるのも兒供じみるとは躊躇したが、えゝ儘よと風呂敷をあけて書物をケースごとちよつと見せて、まあこんな風に僕は南蠻好きなんだから君んとこの南蠻酒を買つて歸つて一盃味はつて見ようと云ふわけさ、まあ云はゞ風流心とでもいふかな、物好きの骨頂さね、と餘計な辯解を試みると、先方でも始めてわけがわかつたと見えて、奥へいつて熱心に南蠻酒のレッテルを探してくれなどした。その間に小僧さんが壜に詰めてくれたのを、なあに又そのうちに在つたら出しておいてくれたまへと、二合壜を外套のかくしにしのばせて、酒屋を出た。名にめでゝ買へるばかりぞ南蠻酒、などゝ口のうちで棄てぜりふをいひながら下鴨の友人をたづねて書物を贈り、いざそれからその近くの維舟博士をおとづれて酌みつゝ共に異香に醉はん哉と友の家を立出でかけたが、あひにく夕方に間もない程であつたので他日を期して家路を急いだ。途中外套のポケットから壜の口が少しはみ出てゐるのを氣にしながら家に歸つて衣服を更めるが早いか、小さなコップで一口飲むと、これはしたり、せめて屠蘇のつよいのぐらゐと高をくゝつてゐた所が、飲みつけない私には、强さも强し、味もわるし、全く幻

波のあはれさ、

南蠻の惡酒にゑひぬ冬ごもり

と或俳人の本に書いて置いたやうな始末である。聞けば、南蠻酒は普通に黴雨（つゆ）とする時へ盛夏に暑氣拂ひとして飲む燒酎まがひの酒だらうだが、さてその由來は如何であらうか。例のせんさく癖がむら／＼と起つて來たるのに執着して調べて行くと、先づ傳長老の異國日記に、慶長十七年の六月、ノビスパンヤ（新西班牙）即ちメキシコから家康公への貢物の目錄に斗景だの陶の道具だのと共に南蠻酒兩樽といふ名目が載つてゐる。村上博士はその異國日記抄に於てこの南蠻酒とあるのを葡萄酒だと註解された。一應尤もである。私も私の懺悔錄（コンフェッション）に書いた南蠻酒を、やつぱり粗製な葡萄酒、著しいはゆるチンク酒のたぐひと最初は思つたのであつた。チンタ酒とはポルトガル語で、チント、ヴイニヨ即ち有色酒、赤葡萄酒の意味のチントを訛つたもので、德川時代長崎に遊んだ人たちはよくこれを飲んだもんだ。私は南蠻酒はこのチンタ酒よりは、アラキの方に近いのではあるまいかと思ふ。然し慶長時代には、チンタをもアラキをも共に南蠻酒の名で總稱し得たかも知れない。

アラキは李時珍の本草綱目にも既に阿剌吉と出て居り、アラビヤ語より東西兩洋の諸國に傳播したものであるが、亦南蠻酒と稱し得ることは疑ない。譯せば火酒とも燒酎とも譯される。アラキはやはり米から釀造する酒である點に於ては、後世の南蠻酒と同じである。

寬永十五年に成り正保二年に出版された松江重賴の毛吹草に由れば、山城の土産のうちに南蠻酒が數へられてある。さすれば京都でも寬永時代にはそれが出來たものと見える。重賴の師匠になる松永貞德の文集の中には、名酒を擧げて葡萄酒、燒酎、美淋酎類各自異國來候とあつて、南蠻とは見えてゐないが、これ等の酒がエキゾチックなることを明示し

てをるのは面白い。

享保十七年京都附近の人三宅也來が著した萬金産業袋の卷六、酒食門のうちにねり酒燒酎みりん酒などゝ共に南蠻酒の製法を説いて、

上白米一石、こはいひにむし、かうぢ二斗、生燒酎一石、右三色を一つにして仕こみ、日數五十日斗してあぐる、あげやう常酒のごとし、但日數は夏冬にて少しづゝの相違有、かくのごとくいひてはいと安き事のやうなれども、かげんむつかしき仕こみなり、こはいひのさめ、かうじのあらひ、水氣のおきやう、手がけてよく其術を知るべし、酒にあげて木香を好まねば、ふるき樽に入るべし。

と云ひ、最後に異國酒には、アラキ、チンダ、アガヒイタ、ニツハ、ハアサ、マサキ等の名目を擧げてをる。本書によれば、南蠻酒は、異國的なものではなくなつてゐる樣で、アラキやチンタなどとも別な酒とされてゐたことがわかる。

南蠻酒の傳統は、實はもつと古い。ポルトガル人渡來以前少くとも三十年くらゐ遡り得るのである。牡丹花肖柏が晩年泉南に退隱して永正十三年七十四歲のをりに書いた三愛記といふ短篇の文章がある。三愛とは花と香と酒との三つを愛することをいふのであつて、そのうち酒について肖柏は次の如く贊してゐる。

酒はもろこし南蠻のあぢはひを試み、九州のねりぬき、加州の菊花、天野の出群なるを求め…………

之によると、唐土南蠻の酒の美さをほめたことがわかる。九州のねりぬきとは、博多の練酒をいふので、其ねり酒と云ふのは産業袋にその製造が見え、私が買ひに出かけた酒屋の看板にも見えて居る。してみると南蠻酒なるものは、ポルトガルやイスパニヤなどの黑船が南洋や支那近海に來始めない時分からの稱呼とも見え、それがその名その物共に今日に傳はつてゐるものと考へてよいのであらう。本草綱目に燒酎は元の時代からの飲用であると出てゐるが、葡萄酒が波

斯から更紗したが如く、阿剌吉酒の如き焼酒も阿剌比亞から傳播したのかも知れない。さういふ經路は他日の研究問題にゆづることにしよう。

私の『南蠻更紗』には鋤焼の話や喫煙の話は載せたが、菓子や酒のことは書かなかつたから、つひこんな閑談をしてしまつた。カルタやチャルメルのやうな遊戲方面のことをも入れてあり、外來の染織物や異國の草花類にも及びながら、酒や菓子のことを逸してゐたのは不思議だ。序でながら拙著に對して幾多の友人や未知の讀者から、種々有益なる增補と訂正とを賜はり、又新資料の寄贈や誤記誤植の指摘を受けた芳情を感銘するために、本誌の餘白を借りて主要な增訂を試み、大方の好意に酬いようと思ふ。誤植の夥しいことは叱責に對して辯解の辭に窮するが、重版の際甚しいものを出來るだけ訂正しておくつもりである。

喫煙に關しては、最近薔薇閑氏の『煙草禮讃』の如き趣味ある單行本や同じ社から出る雜誌『郊外』の煙草號の第一第二などもあつたが、私の取扱つた名稱問題には觸する所が殆どなかつた。大正十二年七月八日のサンデー毎日に福良竹亭君が煙草の原產地は臺灣の南東に近き紅頭嶼であつて天保年間に長崎奉行から幕府に呈した臺灣の古圖にはタバ島と記してあり、龜山島をキセル島と書いてあるといはれたのは、直に首肯きかねるが、私には一の新資料であつた。

時計に關しては、遠州の高林吉藏氏の新著『時計發達史』が私の研究を補ふ所多きは言を要しない。かういふ出版物のあらはれたのを私は慶ばれずには居られぬ。私の話が新聞や雜誌に出た以後、古い時計の寫眞を贈られたり見せられたりしたこともあつたが、私を目して時計の蒐集者とされたのには恐縮した。時計の古いのは一つも持たないが、その語源についても、私は未だ研究の終點に達してゐない。漏刻をも私は未だ見ないが、鎌倉の中居清太郎氏からの通信によると、東京の遞信博物館にたづねたらわかるだらうとの事で、七八年前遞信省で催された時に關する展覽會あたりで

見たことがあるとのことである。支那の漏刻の圖は嚢に新城博士より一書を得て知ることが出來た。

カルタに關しては往年雜誌に發表後三上博士辻博士から古畫の寫眞を見せられたことがあつたが、私に未だ實物を見て舊論文を增訂するまでに至らない。その後、東京の中川清次郎氏からもカルタに關して一二の異見を書き送られたが、私はその厚意に對しても未だ報いる假がなかつた。然し加留多の術語から出たと私が考へた先斗(ポント)といふ語に關しては、この春新年氣分に乘じて京都日出新聞に於て「のんきな話」と題して長談議を試みた。それについて中川博士や與平法學士から一二の意見をも頂戴したが、これも其儘になつてゐる。チヤルメルに關しては上田柳村の詩を錄したが、石川啄木が、

飴賣のチヤルメル聽けばうしなひしをさなき心ひろへるごとし。

と詠んだ名歌をおとした。これは家の兒供に敎へられたのだ。それが緣で晩學ながら啄木歌集を愛誦するやうになつた。

近世の外來染織品名に關しては、別に大に書いて見るつもりで材料もかなりたまつてゐる。更紗については先年太陽に書いておいた通りである。語源のわからないカイキといふ語に關して、中尾氏からは、繪絹に用ゐたことが多いので、描(カ)き絹(キヌ)即ちカイキヌの下略であらうといふ說を書送られたが、近世の轉音法や其物の用途の方から考へて私は首肯しかねるのである。花の名に關して、大阪の清水元太郎氏はアラセイトウはやはり洋語ではなからうかとの注意をして下さつたが、自分は未だその是非を明かにするに至らない。かういふ諸方からの新見解と私自身の未解決とは他にいくらもあるけれど、一々こゝに記るさない。

「ふれふれ粉雪」の童謠に似よつた現代の俚謠については俚謠集拾遺のうちから京都の分を抄錄したが、高知にも同じ

やうやものがある。それには下句が、

お寺の柿の木、降りやとまれとまりや

となつてゐる。徒然草に引いてゐる形に、この方がいくらか近い。「空に蟲が涌くはな」の句を面白くないと私が評したに對して東朝のSは、實際雪が降るとき空を見上げると灰色でむく／＼蟲がわくやうな感じがするばかりではなく、蟲の生活に親しみのある兒童の氣持をよくあらはしたものだと書いてよこしたのは私も同感だ。北原白秋氏の「思ひ出」を私が雜文で紹介したのは大正初年頃だとおぼえてゐるが、あれは京都の文科大學教官室そのころの實況を寫したもので、知る人ぞ知る、Tは原勝郎君、Kは多分狩野直喜君、第一のOは上田敏君、第二のOは深田康算君であつた。Nとあるは私である。上田君と原君とは既に故人になつてしまつた。感慨が深い。

スバル星に關しては、前記のSから、江戶でスバルを九曜星といつたのは、空も澄み、眼もよかつた時分のこととしては當然であらう、自分にも八つにも見え、時には九つにも十にも見えることがある。山岳のなかで空氣の透明なところでは常人には九つか十には見えると思ふと書いてよこした。尤もであると老生はうなづいた。丹波の茶摘歌にこんなのがある。

月は東にすばるは西に
いとし殿御は眞中に

やはり俚謠集拾遺に出てゐる。オリオンの參星をカラスキボシといふことは、あそこに述べておいたが、近頃松岡靜雄氏の『瓜哇史』を見ると、ジャバでもやはりそれを鋤といふさうである。農具の名稱をもつて來た所が面白い。

鋤といへば、鋤焼の話が『南蠻更紗』の讀者の感興を最強くひいたと見えて、これに關する增補が一ばん多く私のと

ころに達した。大毎の岩井武俊氏は山城の南部でも、その習慣のあつたことを報じ、東京の室津鯨太郎氏は、幼少お國での記憶に牛の鋤で牛肉を食べたことを思ひ出して北堂にたづねられた所が、郷里土佐では鯨の赤身や皮肉を醤油をつけては鋤で燒いて食べたことは珍しくはないとの話であつたとのことを通信してくれられた。自身でも明治二十二三年ごろ鋤を火の上にかけ鋤のへりに味噌で土手を作り其中へ牛肉や兎の肉などを入れて煮て食べたことを思ひ出すと附加へられた。室津氏は刀劍の研究家で、近時南蠻鐵雜考やそれで鍛へた刀工康継の事を研究してその專門雜誌の上に發表されたが、それに因んで私に南國の土俗について注意を喚起されたのであつた。改造社の濱本君からも土佐のスキヤキの話を聞いた事があつた。かういふ鹽梅に特に關西諸地方に廣くあゝいふ習慣が行きわたつてゐたのかと思つてゐると、關東にも昔も今もさういふ調味法があるといふことを更に知らしてくれた友人が二人もある。

その一は京都の小山源治君であつて、式亭三馬が文化九年の自序を以て出版した古今百馬鹿といふ戲作の第一回に「髭毛をのばす御亭主馬鹿」と題して江戸で或町家の夫婦が痴話喧嘩をした後で、仲直りに、亭主の方から、おまへも一盃飲みな、何ぞ取りにやらう、まづ其間そこの下にある皿をくれ玉へ、鴨の鍬燒をして食はう、ヲツト、鍬形を爰へ呉んな、といふ一條がある。木板本には、亭主が長火鉢に倚つて鍬形を五德の上に載せて、これから鍬で鴨の肉を入れようとしてゐる挿繪があつて、

鴨の鍬燒するを　　式亭三馬

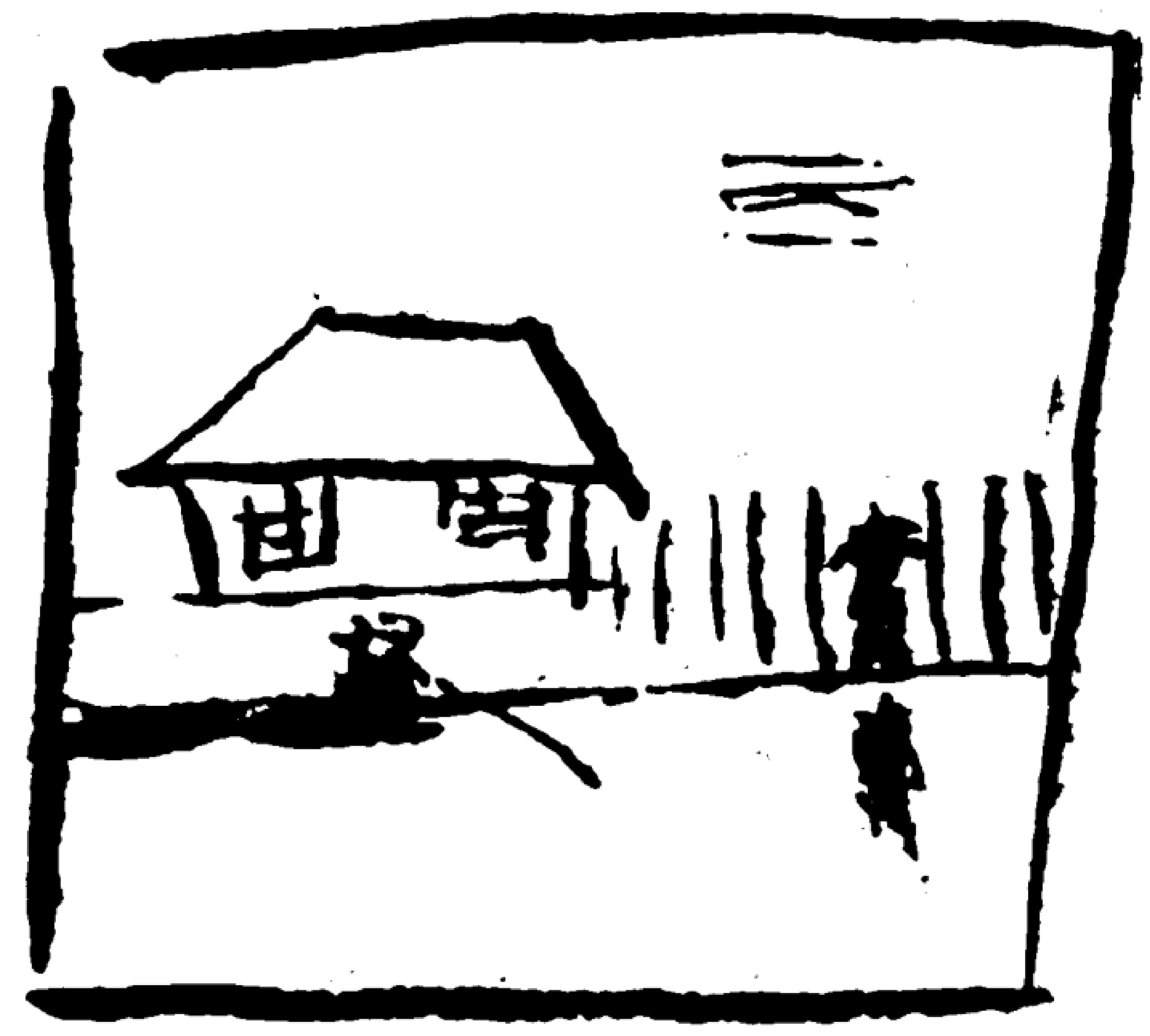
手料理の鴨と鍬にはひきかへてつけ燒刄では聞かぬ女房

といふ狂歌が讃してある。これは實に意外である。文化九年といへば、料理談合集よりも少し後だから、江戸での例

としては、既載の分の裏書きになるくらゐなものだが、スキヤキではなくて、クソヤキといふ名であるのが一段と面白い。料理談合集のことは、大阪の高安六郎博士の厚意によつて私が委細知ることが出來たのであるが、博士は更にその本を合刻せる料理早指南大全と題する四編合綴の一冊本を私に贈つて下すつた。その第四編が即ち談合集であつて文化元年十月の凡例があり醍醐陣人の記るす所である。

その二は東京の龜井文學士が其傳聞せる所を私に報道された鋤燒の話である。それは、宮内省の鴨猟のときの料理に、四角形の鋼鐵板を火の上にのせて、その上で鴨の肉を燒き生醬油でたべる、その味は無類の美まさだとのことを人から聞かれたさうである。料理談合集や古今百馬鹿に見える文化年間の遺風が今なほ高貴なあたりの御猟の食事に殘つてゐるのは面白い。關東の方には、昔からさまで下品な調味とも見えないのは或はこの食方が土地の下民から起つたのではなくて、他地方から傳來したがためではないかとも思はれる。

この外、海賊の話に横鎗を入れられた神崎氏、眞宗と切支丹との關係について一二の補遺を與へられた姉崎博士があるが、一々引用又は敷演するの煩に堪へないから大概にしておくが、私は以上先進諸賢や新舊既知未知の方たちに對して深く感謝し、殊に誤字、誤植を指摘して下すつた二三の方々にはかへすがへすお禮を申述べる次第である。私は進んで盜主聖範のことについても書きたいのであるが、かういふ標題の下で、而も專ら飲食のことを話題に上ぼせた後などに於て、聖範のことを一つなみに取扱ふのは何だか濟まない樣な氣がして來たから、こゝで擱筆する。たゞ私をして聖範のことを書かしめようとするに至つた渡邊氏手塚氏木村氏の御懇切に對しては玆に欽んで御挨拶を申しておかねばならぬ。いづれ稿を更めて微志を果したいと思つて居るのである。私信に對して貴名をあらはしたこともお詫するのであるが、南蠻酒の醉ひごゝち醒めやらぬ筆のすさびと御容赦を乞ふ次第である。



南窓雑記

中川一政

托ゝ思

人は誰か思ふぞ
わが子死すと。
病める子の枕頭にありて
この子死すべしと云ひ得るは
他人なり。

死なねばならぬ子をでも
死すと思はぬは親なり。
愛すれば生くと思ひ
愛さねばこれ死すと思ふ。
わが友よ
わが爲す事業も。

又

われは身をすてたれども
わが心の動くを如何せん。
わが心のまに／＼
われは扁舟のみ
行くべき力を知らず。

飛行見物

疑る人は云つてゐる。
『駄目だらう』
信ずる人は云つてゐる。
『飛ぶだらう』
さて飛行士は飛びかゝる。
心のうちでかう思ふ。
『飛べるかしらん』
『飛べるとも』
『飛べるかしらん』
『飛べるとも』

娘誕生百日目

子はいまだ犬ころくらゐかわゆらし

おとづれを友にするとて筆とりて娘娘と書くぞうれしき

ねむき眼を無理にひらきて見むとする未明(まだき)に起きてあーと云ふ子を

わが鼻をいらふ娘の爪のびて顔に生傷たえぬうれしさ

机より紙を出せば眺めをり娘よわれは書をばかくなり

あち向きて眠りたる子は起きぬらしはのかに白く息のたちたる

うららかに桃の花咲く麦畑、娘いだきてめぐる日となる

朝未明(まだき)鈴のおとすなり起きにけん吾が子が鳴らす鈴のおとかも

一寸歩曲

古泉千樫

病すこしく癒ゆ

日の光あたたかければ外に出でて今日は歩めりしばらくのあひだ

家をいでて清々と晴れし空を見つなべての物ら柔らかく照れり

み冬つき春の來むかふ日の光かくて日に日に吾れは歩まん

外にいでて歩めば今日のうれしもよしづかに吾れは行くべかりけり

きさらぎのひるの日ざしのしづかにて栴檀の實は黄に照りにけり

枯木みな芽ぐまんとする光かな柔らかにして息をすらしも

今日からの日々の散歩に吾れの來んこの墓原の道のしづかさ

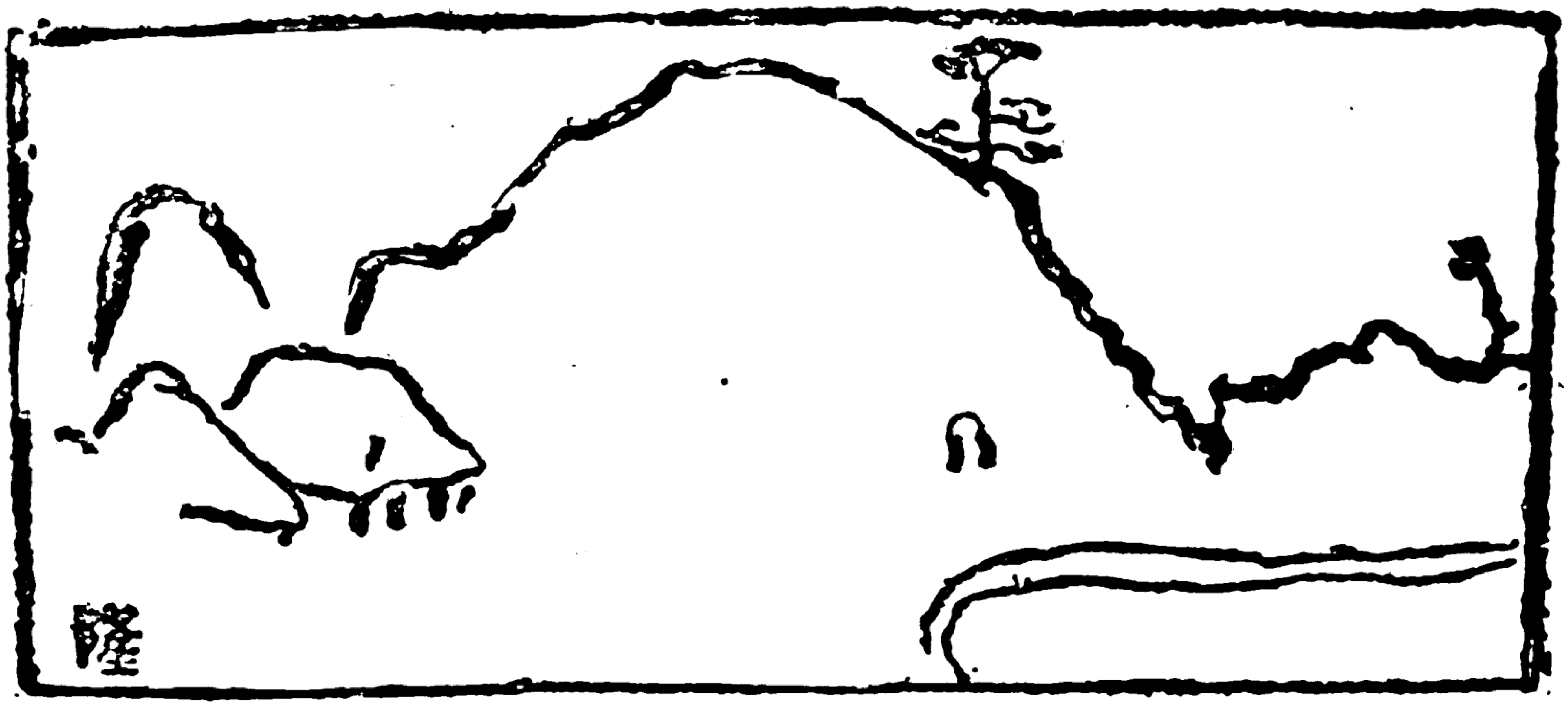
あゆみきてこころ親しも春日さす合歡の梢に枯莢の垂れて

いく年の散歩になれし墓原や今日あゆみ居るわれは病めるに

わが歩み疲れぬほどに歸り來りつめたき水を飲みにけるかも

日のてる外を歩みきたりつしかすがに臥所に入りて息しづめ居り

歸り來て獨の小床にただに入りぬこの親しさの寂しくはあらず



我が身邊日記

鮹釣の記

幸田露伴

予は雜記を作す。日記を作すを敢てせず、雜記を錄して强ひて責をふさぐといふ耳。

大正二年四月二十五日、本牧の下根に鮹釣を試む。下根は十二天の端より猶遙に南にあり。水深も可なり也。章魚釣ははじめてなれば、興無き釣なれどもをかしくおぼえぬ。餌はシャコの六七寸なるを一尾づけ也。鉤は何羨錄に見えたる隆見流の鉤などゝは大に違ひ、テンヤの本鉤のかはりに竹片を付け置き、別にシャコをさす爲の竹串を添へ、餌留の絲ありて卷き絡むの用とす。鉤は竹片の端に出づ、鐵無しにて二本なり。綸は丈夫なる天蠶絲なり。乘合の人、予を併せて四人、船の左右舷を釣る。ハネは用ゐず、手づり也。やがて七八百匁ばかりなるを得たり、あたり口、烏賊魚に似たり。小庖刀にて印をつけて、カメ(舟底の小區劃、魚を活かし置く處)に放ち置く、伸縮運動の狀、いとをかし。同舟の人、多きは三より、不運なるは一をも獲ざるに風起りて釣る能はざるに至りぬ。他の舟にて罵り喚ぐ聲するを何ぞと見れば一大章魚を得たるもの、章魚甚だ大なりければ擼綱よりすくひ溢して、船舷より船

底へかけて吸ひつかれ、取らんとして取る能はず、又其の逸し去らんを防ぐ術も無く、俗に頭といふところを引つかみて周章狼狽し、出刃庖丁をもつてこち放たんとして、却て章魚をきり引つかみたる手に力の入りたるまゝ、終に頭のみもぎ取りたるに、其の船の人々も他の船の観る者も、思はず哄と笑ひ、入道のしるしをあげたる。天晴釣師ぶりよ、とさゞめく。章魚は頭をとられて猶いよ〳〵吸付きて離れず、人は笑ひはやされて猶いよ〳〵狼狽ふためき、復庖丁をもて足二本を切りて取れば人々また笑ひくつがへる。其の後やゝしばらくして、辛くも残れるを引き放ち得、其の男これを高々と振りまいして人々に示せば、人々また哄と笑ひ、章魚も甚なれば人も甚なり、と小聲にそしるあり、いよ御手柄と聲をかくるあり。イヨー産科の御醫者様と嘲すもありて、人々また此の奇評適評に笑ひくつがへる。章魚は一貫目餘もありつらむ。釣をはじめしより奇なる事にも出あひしが、かゝる奇なる釣りざまを見たること無く。をかしさ止まらで涙をさへ我も人もこぼしたり。風いよ〳〵募りて已まねば、帆を張りて走り歸り、横濱埋立の石垣ぞひにゝあいなめを釣る。餌はハジキシヤコ、しかけはテンヤなり。大中四尾を得たり、歸路漁獲を各々分ち取るに及び、章魚三頭を獲し人の、其の二は見えず。船ガメの底の栓ぬけ居りて、それより逸したるとおぼしければ、誰ぞや此の栓を拔きたるなど、責め呵れども、ぬきたる者なし。よく〳〵人々の考ふるに、予が釣りし章魚、身を脱せんとして、カメの區劃の板の底の隙より手脚を出したるが、頭つかへて出づる能はず、手にさはりたる底栓を力にして、死力を出して之をぬきとりたれば、小なる章魚は、幸なりと、そこより出去りしなり、予が章魚は大なれば區劃の板の下の隙より頭出づる能はず、おのれが力にておのれを苦めて、殆ど死せんとし居たるに、事のさまは氷解したれど、失ひし者は反るべくもあらず、其の人しきりに予の章魚をいかりて打つぶやくに、氣の毒にはあれどをかしくもありて、また一滑稽を感じたり。

浦賀のてぐすや上野山永吉といふに船頭の家にて遇ひ、てぐすの談をいろ〳〵聞く。其中おもしろしとおぼえしは、予がてぐすの力の強弱を論じたるに答へて、成程仰の如く支那てぐすは英吉利てぐすより弱し、されど漁夫の言葉に「力は腕にあり、てぐすはすきとほればよし」と申候、てぐすの力を頼むは我が腕の力を頼むにしかず、手腕の力は活き、てぐすの力は死定せり、限り有るてぐすの力頼んで釣らば、魚少しく猛なれば、てぐすは力無く斷れん、此故に漁夫は、てぐすの力の強きを好むよりは、色のよろしく、まろみのむらなきを好み候、と

いひしことなりき。至理の言、いとおもしろく、禪家くさく言はゞ、予が轆轤は地に倒れたるなり。

又曰く、てぐすの力の強弱を申さば、すべて長きものは弱しとおぼすべし、長ければ是非弱きところもあり、長さ一尺にて弱きところ一ケ處あれば、長さ四尺にては四ケ處ある割合に候、英吉利てぐすは強く候かはりに甚だ短く候也、こちらにても「へちま八寸」と申言葉の候、へちま（テグスの種類の名）の良品を撰みて、其八寸だけを用ゐ候へば、強きこと驚くべく候、強をもとめ玉はば、弱きところを除て曳斷り曳斷りて繋ぎ繼ぎたまふに越すことなしと。此言は知りきりたることなれど、「へちま八寸」といふ諺おもしろしとおぼえぬ。

伊豆日記

島木赤彦

一月二十七日。

朝未明東京驛發。正午過沼津着。西風出でて土肥行汽船立たず。三島驛より修善寺驛下車。風劇しけれども空よく晴る。鹿野川兩岸より山へかけて竹林が多い。それが波打つばかりに伏し靡いて、夕日が遙か北方の富士山に殘つてゐる。

西吹くや富士の高根にゐる雲の片寄りにつつ一日(ひとひ)たゆたふ

富士が根を片削(かたそ)ぎにしてゐる雲の沈むともなし日の夕べまで

富士が根に夕日殘りて風疾(はや)し靡きに靡く竹(たか)むらの原

薄暮船原溫泉に著く。溫泉は鹿野川の支流船原川の溪流に沿うてゐる。高い橋を渡ると其所が旅館の門であり、門内には茅葺きの棟三つばかり立ち、廣い庭内には古木が茂つてゐる。淸楚閑寂の感があつて、今様粉飾の臭ひがない。案内された棟は小生一人だけであつてやゝ寂し過ぎる心地がする。

夕まぐれあやに靜けし山の上にとよもす風の谿に至らず

湯は巖壁より湧き、巖は直ちに浴室の壁を成してゐる。

巖が根ゆ湧き出づる湯に身は浸り心は遠く思ひ居にけり

湯の中に肩沈めゐて心安(うらやす)し音してすぐる山の上の風

いで湯湧く岩を枕らぎ思ふことありとしもなく我は思ふも

庭の木立の中で二本の椎は目立つて古く大きい。風が吹けば先づその枝葉を動かし、次いで他の木立に及ぶ。木立の下に梅が咲いてゐる。日のささぬ木蔭にも春は來てゐるのである。

二た本の椎の大木に注連張りて宜も古りけり湯の宿の庭

一月二十八日。

空曇れども時々日が照る。十七歳の少年を傭ふて荷を背負つてもらふ。山越しして土肥溫泉へ出ようとするのである。山道は緩やかで芒が多く、時々杉林の中を通る。

草枯のいづれの山を人に問ひても天城の山のつづきなりといふ

冬枯の芒うちつづく山道に親しくもあるか稀に人に逢ふ

山なかの枯芝道に親しけれ稀に逢ふ人のみな物を言ふ

道のへのヤシヤの莟は青黝し指につぶし見てわが熱ひ居り

山の上は篠原である。そこまで行くと、伊豆駿河の海が急に山の下から擴がつて水天微茫の界まで見渡される。海上から吹いて來る風が篠原を騷がし、その中に疎生してゐる灌木の枝を動かす。

わたつみの海をめぐらして山の上の小笹が原は騷ぎけるかも

下りは道が甚だ急である。道のほとりに椿が咲き、馬醉木の蕾が下がつてゐる。

わが脚の土を擦るばかりこの山の下りけはしさよ海に向ひて

下りきると、そこは土肥川に沿うた扇狀の小平地であり、扇のひろがりは直ぐ土肥の海に限られてゐる。ここまで來ると、溫泉の匂ひが鼻をついて來る。百穂畫伯の白田舍同人寺澤孝太郎氏が村はづれまで迎へに來てくれた。同氏に案內されて土肥館に入る。船原溫泉より三里と稱せられて居るが、四里はあるらしい。山の上やゝ寒く、道中概ね暖く、土肥に入つて外套を脫ぐ。

一月二十九日

晴れて暖い。室內日がさして明るく、日中火氣を要しない。信州の四月頃の氣候である。窓さきの畑に橙の果が紅果々としてゐる。溫泉はここも岩壁より落してある。浴室廣くて心地よし。女中等の調子變なり。朝言ひし用事夕方になりて辨ずるといふ具合である。

午后寺澤氏に伴はれて散歩す。山に隨つて海が出入し、海に

随つて道が屈曲し、屈曲の所々に富士が見える。八木澤まで一里、道多く平坦にて心地よし。櫟の枯葉が落ちるのは新芽がもう萌さしてゐるのであらう。道にも落ち磯にも落ち海にも落ちる。

八木澤の山下海に櫟葉の古葉の落つる春に向ひぬ

櫟葉は多くは落ちず入海の磯岩かげに音のかそけさ

三夜三様

堺利彦

—（我が身邊日記）—

一

三月廿六日夜。今夜こそ何事もない、來客もない、氣分もよい。『改造』の原稿（自傳）を書かうかと考へたが、どういふものか、その方は氣が進まない。こんな時にはと、大ぶん前から暇々の續き仕事にしてゐる。ジヤク、ロンドンの『ホワイト、ファング』の反譯に掛つた。この反譯は非常な難物で、それだけ樂しみではあるが、骨の折れること夥だしい。それでも今夜は、思ひのほかスラ／＼と筆が運んで、二時間あまりに二百字十枚以上出來あがつた。

これは大ぶん成績が好いわいと思つて、今ひとしきり勉強しようと意氣込んだ時、『あなた今夜守田さんの會があるんぢやないですか』と、下座敷からあがつて來たワイフに注意された。ア、さうだ！。有秋君の『石に打たるゝ女』の會だ！。スツカリ忘れてた！。時計を見ると九時半。今から急いで行けば散會間際くらいには間に合ふだらう。大急ぎで仕度して飛びだした。

『カフエ、ギンブラ』のドアを押して中にはいると、大泉黒石君と眞正面にブツかつた。ヤア！。ヤア！。すぐその横には、たしか尾嶋菊子君の白い顔が見えた。又そのうしろには宮地嘉六君が立つてゐた。彼等は既に歸りかけてゐたのである。それらの人々とは挨拶もそこ／＼に二階にあがると、殘つた十人ばかりの人達が食卓のわきに立つたり腰かけたりしてゐる。今ころどうしたのだ、どうしたのだと、白柳秀湖、山本實彦、山崎

今朝頼、高須芳次郎、安成二郎等の諸君が私を取り圍んで質問する。スツカリ忘れてゐたんだと白狀してしまへば大笑ひになつてよかつたのを、ツイその場のはづみで變にドギマギしてゐる中、當の守田君が例の改まつた切口上で、後ればせの僕の參會を非常に感激したので、とう／＼仕方がない、『どうしても手の拔けない用事があつて』とか何とか曖昧な口上を好い加減に口の中で胡麻化して、いよ／＼ます／＼守田君を恐縮させてしまつた。そして私は遂に會費の負擔を免かれた。

二

廿七日夜。『勞働總同盟關東地方評議會所屬組合合同大會』といふ、恐ろしく長い名前の會が『報知講堂』で開かれた。私は議場の東側の招待席に座つてゐた。うしろの方には傍聽人がギツシリと詰り、演壇の周圍その他には多數の警官が陣取り、その間に代議員の諸君が靜かに着席して、場內の緊張が一通りでない。此あいだ神戶の全國大會を傍聽して以來その後の紛擾の發展を色々に氣遣つてゐる我々としては、事ありげな今夜の光景に一脈の感動を覺えざるを得ない。

開會が宣せられて、例の通り友誼團體の祝辭がある。その中に何か『不穩な言葉』でもあつたものか、金筋の警部君が忽然として演壇に飛び出して臨席した。これが又、組合の大會には滅多にない光景なので、滿場に一段の緊張味を加へた。

忽然として傍聽席に金切り聲が起つた。『異議あり！異議あり！』と云つたような事を怒鳴りつゞけて、ドタバタをやりだした。スワこそと、一時滿場總立になつたが、やがてそれは摘み出されてしまつた。そして議長が、『場內には議場整理委員が數十名配置してありますので、如何なる、妨害者がありませうとも、代議員諸君も、傍聽人諸君も、斷じてお騷ぎない樣に願ひます』と落ちついて宣明したのは、如何にも賴もしげに聞き取れた。

それから議事は思ひのほか平靜に進行して、熱性も憤慨も攻擊も罵倒もありながら、大體の空氣が如何にも節制ある決意を示してゐた。そして『今夜大阪に於ける總同盟中央委員會は、既に左翼分子の除名を決議してゐるかも知れない、或は丁度今ごろ猶ほ其の問題の論爭中であるかも知れない』といふ時刻に、こちらでは正にその幹部の橫暴と專斷とを摘發して、總同盟內部の刷新運動を提案し決議したのは、其の先を越した戰術に於て、而も同時に前に云ふ樣な節制ある態度に於いて、非常に好い出來榮だと感心した。

三

廿八日夜。一組の老人夫婦が南座の三階に坐つてゐた。その一方は即ち私であつた。實はその朝の新聞で『同志の人々』の批評を讀んで、急にそれが見たくなつたのであつた。『同志の人々』は、伏見寺田屋の事變の後、倒幕論の同志の面々が薩州に護送される船中の出來事を仕組んだもので、監禁された船室の中で、他の船底の一室に監禁されてゐる筈の同志の安否を知りたい爲、コツ／＼コツ／＼と床板を叩いて合圖を試みる所など、今の監獄の様子と似通つた趣きがあつて、先づ私は身につまされる感じがした。

それから同志の面々がお互にイラ／＼した氣持で『それほど命が惜しいのか』『ナニ！命が惜しくないと云ふのか』などと相疑ひ、相憎み、相爭ふ所が、如何にも左もありさうに思はれた。

船底の一室では、京ざむらひの田中河内介父子が只つた二人で寂しく監禁されてゐる。息子の青年はしよさいなさに蟻の這ふのを一心に見守つてゐたが、遂にはそれを片はしから扇子で叩きつぶした。奴等が自由に活動してゐるのが我々を馬鹿にしてゐる様に見えると云ふのであつた。

それから結局、薩州の同志達は、田中父子を死なせて、幕府に對する薩州藩の立場を作り、そしておもむろに再擧を計るより外はないと云ふ事になつた。こゝの理義の現はし方が少し不足な様に私は感じた。然し我々の手で盟約の同志を殺す事が出來るか。誰が其の任に當るか。然らばクジを引かう。所が、最初から最も強く田中を擁護した是枝が、忽然として田中を殺す役を自らに引受けた。その是枝が菊五郎で、そして田中が吉右エ門であつた。

是枝は田中父子に自殺を求めた。田中の子は斷乎としてそれに反對した。是枝は泣いて謝し、泣いて訴へた。田中の子は、自殺はしない、斬るなら斬れと迫つた。是枝は遂にそれを拔き討にした。河内介は始終たゞ默然としてゐたが、子が斬られたのを見て、父が苦痛を鎮めてやると、刀を取つてその子の咽喉を搔き切つた。是枝は更に平伏して河内介に謝罪した。そして自分も死ぬると云つた。河内介は沈痛な語氣でそれを叱した。我々を犬死させてくれるな。息子のあの執着は、只だ討幕の爲に働らきたいからではないか。あなた方は我々に代つて飽くまでも働らくのが任務ではないか。

是枝は死ぬるにも死ねなくなつた。河内介は靜かに自殺した。菊五郎、吉右エ門の合同劇が、最も善くこゝに發揮され

た。

『畑の平右エ門』にもチョット泣かされた。芝居でも、講談でも、浪花節でさへも、義士傳にはいつも泣かされる。

『髪結新三』も菊吉の對照が濃かつた。松助の大家が殊に濃かつた。これは先年も一度見た事があるが、今度の方が一段善かつた樣に思ふ。

開戰當時の伯林日記

小泉信三

私は一九一三年の秋倫敦から伯林に轉學して、翌年八月、日獨開戰の爲め退去を餘儀なくせらるゝ迄此地にゐた。左に抄出するのは開戰の前後二十餘日間の日記である。

一九一四年七月廿一日 酷暑。商業學校にてはゾムバルト教授病後始めて講義す。未だ恢復十分ならざるものと見えて聲に力なし。

廿二日 酷暑。街路のアスファルト融解して鮮かに車輪馬蹄の跡を印す。屋臺車を推し來り、子供相手にアイスクリイムを賣るものあること日本に異ならず。部屋の窓ガラスは日中密閉して暑を遮ぎり、夜、外氣の冷ゆるを待ちて始めて之を開く。此時宛も同じく開かれたる向側の家の窓よりピヤノの漏れ來るを聽くは、此頃の樂しみの一つなり。暑熱の爲め消化機能全く廢して、たゞ苦が味あるビイルのみを欲す。

廿五日 爽涼。橘井君（清五郎）を案内して王立圖書館を觀る。（中略）

墺太利政府は昨日セルギヤに對して最後通牒を發したり。回答期限は今夕の六時なり。市中到處戰爭談を聞く。（中略）

ツエルテンに往き、橘井氏とスプレエ河に舟を泛べ、流に任かせて下る。河畔の料理店の庭にて軍樂隊の演奏を聽く。客の中に「萊因の守り」を所望するものあり。漸く風雲の急なることを感ず。

夜に入りて各新聞の號外出づ。セルギヤは終に墺太利の要求を拒絶したるなり。或は歐洲の大亂となるべしといふものあり。

廿六日「フォルヹルツ」の社說は極力墺太利政府を攻撃す。火曜日には社會民主黨主催の非戰運動大集會伯林各區に催さる等なり。

廿八日 社會黨の非戰演說會市の內外二十餘個所に催さる。夜、ゾムバルトの講義終れる後、其の一つを傍聽す。辯士は徒らに大聲を發するのみにて演說其者は甚だ拙劣なり。カラアの代りに頸にハンカチイフを巻ける勞働者聽衆の大半を占む（これは伯林東部の地區なるが爲めならん）。演說の最も喝采を博するは、その自由の名に於て露西亞皇帝を攻撃する時なり。此喝采は半ば社會民主々義より出で、半ば對露敵愾心より出づるものの如し。

歸路ウンタア・デン・リンデンに出づれば、騎馬巡査の一隊列をなして群集の流れを堰き止めんとしつゝあり。社會黨員がマルセイエエズの節を取れる黨歌を歌ふに對して、愛國民衆は「萊因の守り」其他の愛國歌を高唱して其聲を打ち消さんとす喧騷其極に達するに及び、警官隊は終に馬を中央人道に乗り入れて、社會黨側の彌次馬を驅逐したり。所々に格鬪起れり。」

卅一日 晴。帝國憲法第六十八條に基づきて、カイゼル獨逸全國に戒嚴を宣す予は正午高等商業學校にありて此報をきゝ、午後更にオッペンハイマアの講義（經濟原論）を聽かんが爲め大學に赴きたるに、緊張の爲め顏色蒼白となれるオ氏は、定刻に後れて講堂に入り來り、直ちに講義の中止を宣す。國難迫れり、我等は學業を擲たざるべからず。我等が再び此講堂に相見ゆるは我國土に敵の一兵を留めざるに至りし後の事ならざるべからずと。語氣悲壯を極む。予も獨逸學生と共に床を踏み鳴らして之に應へたり。

大學の門を出づれば、リンデンの大道は人を以て埋められたり。路傍の廣告塔には既にブランデンブルグ衛戍總督フオン・ケッセルの名を以て戒嚴心得掲示せらる。

夜日本倶樂部に居合にせたる數人の知人と共に再び歩行してウンタア・デン・リンデンに出づ。伯林全市民此處に集まれるかと疑はる。ブランデンブルグ門內佛蘭西大使館に向つて罵る者多し。平服青少年の四列縦隊を作り、軍歌を歌ひつゝ行進するもの相踵いで往來す。忽ち一料理店內より國歌合唱の聲溢れ來るを聞く。其前を過ぎて、偶々內を窺へば、最も窓に近く立ちて低音の聲を張り上ぐる一人は、實に左に講義草稿を藏めたる黑革の鞄を抱へ、右手に葡萄酒杯を擧げたるオッペンハイマア

其人なり。

轉じてポツツダアメルプラツツに出で、カフエ・ピカデリイに入る。客の一人椅子の上に立ちて新聞號外を朗讀す。政府は露西亞政府に對し、十二時間の猶豫を以て最後通諜を發し、又同時に佛蘭西に對して獨露開戰の場合に於て佛蘭西の取るべき態度に就きて回答を求めたりといふ。衆之を聽きて熱狂す。

八月一日　午後動員令下る。食料品價格暴騰。五馬克紙幣夥しく市場に現はる。銀行商人が硬貨を手離すことを嫌忌する爲めなり。

帝國銀行の正貨取付。帝國銀行市中に掲示して、同行兌換券の强制流通力を有すること、及び同行正貨準備の基礎强固なることを説明す。

貯蓄銀行（市營）取付。内務大臣ロエエル公告して貯蓄預金の安全を説明す。

人心恟々たり。カフエの女中等コサツク兵の侵入を怖るること甚し。カフエ・ピカデリイは「カフエ・フアテルランド」と改稱す。他にも此類の事多し。

社會民主黨の態度一變して、好戰的輿論に屈從す。「フオルワルツ」の社説は哀調を帶びたり。

カイゼル再び宮城の露臺に出でて演說す。朕は今國內に黨派の別あることを認めず。平時朕に攻撃を加ふるを事とせる黨派をも、今喜んで寛恕せんと欲す云々。

二日　英國より來るべき郵便物來らず。英獨間の交通既に杜絶せるものと見ゆ。獨逸より國外に發送する書信の、開き封となさず且つ獨逸語を以て記さゞるものは、凡べて不通達なる旨日本倶樂部に掲示せらる。留學生中送金不着の爲め窮するもの尠からずといふ。

日本が露西亞に對して宣戰したりとの風說ありて、其爲め街頭に於て胴上げに逢ひたる日本人あり。

動員開始せらるゝに及んで、伯林全市は愁色に蔽はれたり。今日は終日、家々の戸口、公園のベンチ、到る處に目を泣きはらせる女を見たり。獨逸にては、殆ど毎戸兵士を出ださゞるもののなきこと、日露戰爭當時の我邦の比に非ず。

三日　露西亞國境に於ても、佛蘭西國境に於ても衝突は既に開始せられたるものゝ如し。或は佛蘭西の飛行機ニユルンベルグに爆彈を投下すといひ、或は露兵ヨハニスベルヒを襲撃すといふ類の報導頻々として到る。

ノルレンドルフプラツツに佇みて見れば、出征軍人と近親とを乘せて停車場に向ふ自動車相踵ぎて絶ゆることなし。廣告塔には再び衞戍總督の命令掲示せらる。曰く、

大麥粉　一封度　二七ペニヒ
小麥粉　〃　三〇ペニヒ
鹽　〃　二〇ペニヒ

を最高價格とす。又法定支拂手段は凡べて其額面價に於て收受すべし。背く者は業務の閉鎖を命ず云々と。戰亂の巷といふ感あり。

夜半キルヘルム街にて出征の途に上る槍騎兵の一隊に逢ふ。兵士は灰色の戰時服を着け、灰色の覆ひをかけたる冑を戴き、長槍も亦た灰色の布にて卷けり。露西亞戰線に向ふものならん。

四日　臨時帝國議會召集。

伯林全市露佛の間諜を怖れて半ば狂せるが如し。市中に於て露西亞人（若しくは露西亞人と認められたる者）の暴行を加へられたるもの多し。甚しきは射殺せられたるものもありといふ。メッツに於て佛蘭西の間諜井戸にコレラ菌を投ぜんとして發見せられ銃殺せられたりとの報あり。又そは虚報なりとの報あり。

高等商業に登校したれども、既に門を閉ざせり。

夕、英吉利大使旅券を請求せりとの號外出で、市民色を失ふ。日本は英吉利の同盟國なるを以て、これより濫りに市中に出づるは危險なるべしといふものあり。

五日　上略。昨夜英國大使旅券を請求したりとの號外出づるや、一團の暴徒は同大使館を襲擊して窓ガラスを破壞し、偶々同大使館より出で來れる西班牙大使は奇禍を被れりといふ。ホテル宿泊中の英人にして害を被れるもの亦尠からず。而かも警察官は之を見て見ざるものゝ如し。間諜の嫌疑を以て殺されたる者も皆な間諜にはあらざるべし。後日の爲め特に此事を記す。

六日　漸く日本人の伯林滯在危險なりとの說起る。夜、三邊君（金藏）來訪。相談の上ミュンヘンの澤木（梢）小林（澄兄）二君に上京を促すことに決す。カフエに行く。甚だ客少なく、寂寥を感ず。

七日　獨逸退去の準備として先づ講義筆記を淨書す。和蘭を經て英吉利に引上ぐべしとの說有力なれども、和蘭に至るまでの通路果して安全なりや否や覺束なし。

獨逸軍リュッチッヒ（リエエジュ）の要塞を拔けりとの號外出で、市民歡呼す。

八日　講義淨寫了る。日本は日英同盟に拘束せられて中立宣言をなさずとの記事一新聞に出で、在留日本人間に恐慌を惹起せり。これ當然豫期すべきことならん。日本倶樂部附近には探偵らしき擧動不審の人物徘徊すとの報あり。南獨逸諸市より留學生の上京するもの多し。大西（猪之介）君は途中銃口を胸に

禁せられて身體檢査を受けたりといふ。

九日　昨日最高價格法に據つて伯林市當局者が定めたる日用品最高價格左の如し

裸麥粉（一封度）	二二片
小麥粉	二七片
裸麥麵包	一七片
小麥麵包	二〇片
鹽	一六片
料理用砂糖	三〇片
角砂糖	三五片
鷄卵（一個）	一〇片

帝國大使館に身元證明書を請求す。明後月交附すべしといふ。執務の悠長なること戰時も平時と異らず。

三邊、原（太三郎）二君と共に適當の時機を見て獨逸を退去することに決す。漸く不安を感ず。

十日　大學に旅劵返附を請求す。日本人は伯林を引上げんとするかと問はれて答辯に困しむ。此頃は何處に行きても人に顏を見らるるが如く感ず。

十一日　エルトハイムにて木箱、手提鞄其他の旅行用品を買ふ。此處にても日本人は退去するかときかる。小林君ミユンヘンより着す。殆ど終日日本倶樂部にて雜談す。家に居れば不安を感ずるを以てなり。

十二日　獨逸銀行より預金金額を引出し、中××馬克を偶々發見したる一猶太人兩替店にて英貨に兩換す。率は昔一馬克五十片――一磅なり。

夜、西村（富三郎）三邊小林三君とリンデン附近のカフエに出入して曉に及ぶ。開戰以來アウト（タクシ自動車）影をひそめたるを以て、四輪馬車に同乘し、テイヤガルテンを拔けて歸る。

十三日　澤木君着。

留學生某々君等發起し、在留日本人の間に醵金を募りて獨逸赤十字社に寄附し、以て獨逸人に對する好意を示さんとするの企てありて、予も出金を求められたれども、今は敵國人に阿ねるの嫌あるを以て之を拒絕す。

十五日　三邊、澤木、小林、原四君と共に朝アンハルテルバアンホフより除行車に搭じて、和蘭に向ひ、ロッテルダムに一宿し、翌日海峽をフリッシンゲンよりフオオクストオンに渡り、夜九時倫敦に着す。

鎌倉生活の一日

久米正雄

四月四日。起きて見ると氷雨。昨日の祭日は快晴で、鎌倉は隨分人出があり、御用邸横の空地で、何處か近所の若い衆が、醉つて寢てゐた位だつたのに、今朝は雪の上へ氷雨が降つてゐるとは驚いた。

四五日前から、洋行してゐた兄が歸朝し、彼、任地の滿州へ歸るため、家族を連れて滯留してゐるので、九ツ、七ツ、四ツと、三人の子供が賑かだ。其子供の聲で、八時半起床、顏を洗つてゐる中に、九時のラジオの天氣豫報を聞き損なふ。どうせ降つてゐるんだから、どうでもいゝ。

九時の汽車の少し前に、北川君が寄つて與れる。種々の拂ひに詰つて、國民圖書會社から印稅を前借したら、横線の引いてある小切手を與れたので、取引銀行と云ふものなどは一度も持つた事のない「其月暮し」の私は、受取るのにすつかり困つて了ひ、昨日寺木君の家で鎌倉少壯實業家連に會つた時、其話をして相談したところ、北川君が自分の取引銀行で切り換へて、金を東京から持つて歸つて與れる。と親切に云つて、わざ〳〵其爲に寄つて與れたのだつたが、今朝になつて見ると、雨こそ降つてゐるが、どうも私自身上京しなくてはならない別な用もあるので、折角の親切を辭する。

十時半の汽車に乘る。例により寺木君と一緒になる。九時のは重役列車の別名があるが、十時半は一名不良列車と云ひ、鎌倉の少壯中産智識階級の不良な連中を網羅してゐるので、私も途中が退屈しない爲に、好んで乘る事にして居る。寺木君はお隣りの鳥渡美しい夫人と、直ぐ何か話を始め出した。聞くと其夫人の宅で備へつけたラヂオの話である。長谷の後ろの高い所なので、よく聽へると云ふ。眞空管幾つかと聞いたら、幾つだか分からないが、三越から取つた小さい函だと云ふから、一眞空管のだらう。「ラツパをつけて、大きく聽くには、三つか四つ眞空管を増やして、擴大しなくては駄目ですよ。」などゝ寺木君が講釋して居る。

前には、鳥渡立派な顔容をした、若夫人だかお孃さんだか分らない人が、弟妹三人を連れて乗つてゐる。そして釣合はない位黑い大きな鞄から、毛絲の編物を出して編んでゐる。兄だか、良人だか、家庭教師だか分らない大學生も一緒だ。

「マダムだらうか、マドモアゼルだらうか。」

と寺木君に聞いたら、寺木君は直ぐお隣りの夫人に、――其夫人と其女性とは前に會話をしてゐるので、――何方だかを聞いて呉れた。Mと云ふ、テニスコートの持主のお孃さんだつた。其處へは暖くなつたら直ぐ、田中たちと出かけて行つて、テニスをする事になつてゐたが、僕は健康の都合で、それが出來ないのは殘念だと思つた。

菅忠雄が、義兄と一緒に向うに乗つてゐたが、横濱で一人になると、此方へやつて來た。前のお孃さんを見に來たのかも知れない。――彼は慶應病院へ行くとかで、品川で下りる。お孃さんたちも下りる。

新橋下車。俥で内幸町の國民圖書會社へ向ふ。庶務の人に譯を話し、何とかして貰ふ事にする。實に横線なんて面倒だ。一體文士などに金を支拂ふには、もつと簡單にして呉れないと困る。社から銀行へ電話をかけて、横線でも普通の小切手同樣に、直ぐ受取れるやうにして貰ふ。

其處の應接間で肝入役の仲木君に會ふ。强盜に入られた話を詳しく聞く。「俺がこんな事をするのは、社會制度が悪いからだ。」とか、「脚本書きは儲かるか」とか云つた由。そして仲木君が妻君に命じて、取つて置いた電燈代まで、洗ひざらひ出したところ、「困るだらうから電車賃を置かう」とて、五十錢返して呉れたさうだ。――それから活動寫眞の話。野球の話。

それから直ちに、銀座の山口銀行へ行き、金を受取り、其足で三菱へ廻る事にする。兄が、倫敦で三菱から借りた金を、支拂ふためだ。

甚だ迂濶な話だが、僕は三菱の本社が何處にあるかよく知らなかつた。八重洲町とは知つてゐたが、あの三菱村の何處が一體さうなのか。どれもこれも同じやうで見當がつかなかつたので、何でも俥屋に命じたらいゝと思つて、只「三菱へ行つて呉れ、」とすつかり呑み込み顔に云つたら、俥屋の奴も知らなかつたと見えて、三菱銀行の前で梶棒を下ろした。仕方がないから、通りがかゝりの給仕みたいな少年に聞いたら、教へて呉れた上に、いつまでも此方の後を見送つてゐた。道を間違ふとでも思つたのでらう。

成程、さう云はれて見れば、何んだ、あれだつたかと、すぐ商事會社は知れた。丸ビルの隣りの白い建物だ。が、其大きな

入り口に立つた時、さア又少々逡巡せざるを得なかつた。建物の案内もよく分らない上に、此方に取つては少々大金だが、向うに取つては恐らく零碎な金を、わざ〳〵此處まで當人自らが、仕拂ひに來るなぞは、甚だ氣がきかない話のやうに思はれて來た。何だか、この大きな資本主義の建物に、白い大口を開いて嗤はれさうな氣がした。で、よつぽど郵便にして、出して了はうかと思つたが、又かう云ふ機會に、三菱の一瞥でもして置きたいと思つて、玄關脇の案内人に、會計部の在處を聞いた。直ぐ上だと云ふから、其處へ行つたら、二階だと云ふ。階段や廊下をマゴ〳〵して、やつと廣い事務所みたいな室の前へ出た。成程、會計部と書いてある。そして勇を鼓して、中へ入り、受附の給仕に來意を告げた。と、其處で又「これは器械部の會計」です、と云はれた。やれ〳〵又マゴつくのかと思つてゐると、請求書にある私の名を見た事務の人が、それぢや此方で取計らつて差上げませう。氣の毒さうに云つて吳れた。紙幣を渡して給仕に勘定して貰ひ、兎も角も仕拂ひを濟ませた。見渡すと、晝飯が濟んだばかりの時刻で、廣い室内の事務卓には、人々が煙草を吹かしたり談笑したりしてゐた。別な部屋へやつて吳れたので、請取書の來るのは長かつた。少々てれ氣味に待つてゐると、「やア、」と云つて近づいて來た人があつた。見ると七八年頃前、いやもつと十二三年前になるだらう、——私が俳句をやつてゐた時分、同じ若い俳人仲間だつた友人だつた。鳥渡懷しい氣がした。そして其頃の俳人仲間の噂や今の俳壇の狀況や、いろ〳〵な事を話し合つた。其處へ矢張り其室に居る、演劇を研究してゐる人も來合せた。久しぶりで碧梧桐先生の話なぞをすると、其頃の事が懷しまれた。「碧師」と云ふ呼び名を久しぶりに口に出した。師はもう根岸に居なくて、四谷加賀町へ越した事なぞを聞くと、何だかすつかり俳壇も變つたのだな、と今更のやうに思はれた。「相變らず俳三昧と議論は盛んですよ、」と聞くと、一度訪ねて見たい氣もした。——三菱の、勘定卓越しに、そんな話をするのも面白かつた。

其中に受取證が出來て來た。

三菱を出て、身を避けるやうに、丸ビルへ飛び込んだ。そしてプラトン社か婦女界社へ寄らうと思つたが、億劫だつたのでよした。

丸ビル内の十字道を、久しぶりで散步しながら、飾窓を一々覗いて見た。一見粗末で、しかも上等なネクタイを見つけたので、一本買つた。それから家に居る兄の子供たちの爲に、カステラ饅頭と甘納豆を買つた。滅多にない事だ。身體を惡くして、鎌倉なぞへ引込んだおかげだ。

それから、中央驛から電車で、牛込まで行き、プランタンに松山君を訪ねた。此間、麻雀をしてゐたところを、無理解な神樂坂署の手にかゝつて、飛んだ災難に合つたのを、慰問旁々、彼處に置いてある、僕の活動寫眞映寫機と、フイルムとを持つて歸るためだ。そのフイルムの中には、兄が横濱を出發する狀況を、三百尺ばかり實寫してあるので、歸朝して來た此際、兄や其妻子のために映寫して見せる必要があつたのだ。

行つて見ると松山君は、二時だと云ふのにまだ寢て居た。眠さうなのを起して、三四言話をした。神樂坂署ではまだ麻雀を返して呉れないので、何だか玩具を引上げられた子供同樣の淋しさを覺える、と云つてゐた。何でも神樂坂署へ檢事が來て見て「少し研究したいから、檢事局へ持つて來い。」と云つて持つて行つたさうだ。道具を返して呉れゝば、いつでも行つて教へてやる、と松山君は苦笑してゐた。何でも警察では、よく春畫や春本やを「研究なさる」さうだから、大方その類だらうと僕が云つた。何にしても、ムヤミな警察權の發動と、人民のものを沒收することは、一番無政府共產思想を養成する。結構なことだ。——其上、警察では僕の活動寫眞機で、猥褻フイルムを映寫してゐるだらうなぞと云つたさうだ。そんな出鱈目な嫌疑で沒收されてもしては堪らない。

見に仍、重い映寫機を函につめて、タクシーを呼んで貰ひ、その上へ運び載せた。私製アンバーと稱する百八十圓の機械だが、家庭で試寫するには充分だ。

三時半東京驛着。四十分の横須賀行きに乘つた。今逗子に居る一高同窓の友人と一緒になり、話しながら退屈せずに、薄暮鎌倉へ着く。雨に濡れた灯火の中を、俥に器械を載せながら、直ぐ其處の家まで歸つた。

兄の子供たちは、もう待ち兼ねてゐた。洋服を脫ぐ間もなく、早速、映寫機の組立にかゝる。四百燭をつけるので、二三度電燈のヒューズを飛ばしたが、電氣技師の兄は早速修繕して呉れた。

かうして萬端整へて置いて、夕飯を食ふ。子供たちは早く飯を濟まして、一盃傾けつゝある兄と私とを、頻りに催促する。私は健康の都合で、四五杯に節酒してゐるが、兄は一本ほど飲む。

其中に、ラジオの懸つて來る時間になつたが、ニュースは兎も角所謂名士の講演なるものには、さう興味を持ち得ないから、いゝ加減に掛けつ放しにして、よくも聞かなかつた。それに今夜の音樂は謠曲なので、私にはどうでもよかつた。たゞし、此のラジオに依つて、私は尠からず和樂の興味を覺えるやうに

なつたが。——

八時頃から、やうやく待ち兼ねの活動を映し初めた。もう小さい子供の方なぞは、待ち草疲れて眠がつてゐたが、お父さんの出る活動が初まると、さすがに大喜びだつた。兄が家を出る所から、自動車に乘るところ、東京驛で電車が發車して、見る〳〵遠ざかつて行くところなぞは、大喝采を博した。それから、電車内の大寫し。横濱埠頭。船の甲板での別離。テイープの亂れ。打振る帽子。欄干によつて、帽を振る兄の姿に、子供たちは歡びの叫びを上げる。いよ〳〵出帆だ。船の横腹から吐き出す水。船はだん〳〵岸壁を離れる。船尾の船名。見送り人へのカットバック。船は見る〳〵遠ざかり行く。……三百尺全一卷は忽ちにして濟んで了つた。

此の寫眞は、病床に居て、見送りに行けなかつた母を、涙ぐませたものだ。今日は子供たちが、「父ちやんの活動もう一度、」と云つて、二度も三度も映さない中はきかなかつた。

ラヂオの謡曲は、——觀世さんには濟まないが、——とうとう活動寫眞の伴奏をつとめる仕儀になつて了つた。

「ラジオを聞きながら、活動を見るなんて、これがほんとに文化生活と云ふんでせうね。」

嫂はそんな事を云つて、私たちを苦笑させた。

十一時、疲れて就寢。

鎌倉へ移つてから、滅多に上京しない。それが上京して、金を取つたり拂つたり、そして急いで歸つて來て、此のラジオとキネマの「文化生活。」これでは靜養になるよりは、少々疲れ過ぎるが、毎日日南ぼつこをしてゐると、偶にはかう云ふ疲れる「文化生活」も、生き甲斐があるやうな氣がする。依つて特に此の日を選び、一日の日記を記す事右の如し。(慈)

時評

政治現象を基礎づける變態的感覺

長谷川如是閑

「主人が奴隷を殺すのは何でもないことであるが、奴隷が主人を殺せば大騒となる」と云ふやうなことをマクドナルドが何處かで云つてゐたと思ふが、同一の事態が如何してさう云ふ感覺上の差異を生ずるかと云ふに、それは畢竟、人間の感覺と云ふものは、生活の過程をその現狀に於いて受け容れるのみであつて、その過程が生活の上で如何云ふ傾向を取つてゐるかを批判するものではないからである。非常に暗い所に棲息してゐる魚は視覺を持つてゐない。それは感覺がたゞ暗黒の過程に順應してゐるのであつて、さういふ魚には、より完全な生物が視覺を持つてゐると云ふことは全く理解し得られない。その魚の感覺は唯その暗黒狀態に順應するに止る。ところが、その魚が若し、少しづゝ明るい所に移されて行くと、失はれた視覺は次第に恢復して、遂ひに物が見えるやうになる。そこで初めてその魚は、暗黒の狀態が彼等の生存過程に於いて絶對的なものではなかつたといふことを知らせられるのである。環境が明るくなつて、その視覺が恢復されるまでは、その魚の感覺は、何處までも光覺と一致しない。無論暗黒よりは光明の方が生存過程に於いて豐富な生活を持ち來たし得るものであると云ふことを承認する力はその魚にはない。主人が奴隷を殺しても、猫が鼠を殺したと同じやうに、少しも社會的感覺を刺戟されないのは、その社會の現狀が主人奴隷の關係を猫と鼠との關係に同じものとしてゐるからである。而かも此の時代には、奴隷が主人を殺す

と云ふことは、鼠が猫を殺したと同じ事であつて、さう云ふ事態の發生は、その當時の社會的感覺に一大衝擊を與へる。此の事情は社會の制度習慣に現れて、例へば法律に於いても、今から僅一世紀昔の法律は、奴隷を殺した主人は無罪であり、主人を殺した奴隷は極刑に處せらる。刑罰は凡てその當時の社會的感覺に基いて設定されるのであるが、此の場合も、二つの全く同じ事態に對し、無罪と極刑との兩極端の待遇を與へるのは即ち、社會的感覺は判斷力ではなく、たゞの感覺だからである。

今日の社會に於においては斯樣な事態の多くは矯正されてゐるかのやうに云はれてゐる。生活過程の上で同じものである現象は、これに對する感覺の因習的の差別が徹廢され、次第に同じ待遇を受けつゝあると云はれる。即ち、例へば奴隷といへども人間であり、その生活が主人の怠けた生活よりも人間的であると云ふ生活過程の上の事相は、社會的感覺に於いても、同一に現れて、奴隷が殺されても主人が殺されても、之に對する社會的感覺が同一となつてゐる。爲めに、それに對する刑罰も同一になつた。つまり社會的感覺が一層生存過程に一致して組立てられてゐるかのやうに思はれる。親子の間も昔のやうに、子は親の所有物と云ふやうな制度習慣は、畢竟、生存過程に於ける或る機構から出來た一時的現象であると認められ、さう云ふ機構が社會的に成り立たなくなるに從つて、親も子も社會的生存の機構の上に、同じ人間的單位を與へらるゝに至つた。その他凡の關係に於いて生物的事實が、一時的の制度に基く感覺を打ち破つて、その事實の上に社會的感覺を基づけるやうになつたと云はれる。因習的虛僞が成り立たなくなつたのといふことの云はれるのはその意味である。主人が奴隷を殺せば尋常事であり奴隷が主人を殺せば一大事であると云ふやうなことは間違つた感覺であると認められるのが、近代的特徴であると云ふのである。

ところが、今日も尙ほマクドナルドがそれを云つてゐるのでも分る通り、右のやうな錯誤的な感覺が全く成立してゐないなどと云ふことは決してない。例へば奴隷制度撤廢の今日、主人と奴隷とが社會的に、同じ感覺上の地位を持つてゐるかと云ふに決してさうではない。主人的の人間に對する一般的尊敬、奴隷的の人間に對する一般的侮蔑は依然として存在してゐる。從つて兩者の間に法律上の平等と云ふことすらも完全には行はれてゐない。現に、文明國の領土になつてゐるアフリカの諸州に於いても奴隷制度は撤廢されてゐるが、奴隷が主人に對して行つた犯罪は重く罰せられ、主人が奴隷に對して行つた犯罪は輕く罰

せられると云ふことは、常に起り勝である。アメリカのニグロが、白人と同じく公平に取扱はれると、白人の社會は却つてそれを憤慨して往々ニグロに私刑を加へる。かう云ふことは決して色を異にする人種の間にのみ存することではない。社會が今日の制度の下に進行してゐる間は、さう云ふ現象は必然それに附隨して起つてゐるのである。それはつまり、今日の制度は大體に於いて右に述べたやうな、錯覺的感覺の上に築き上げられてゐるものだからである。現に今日の時代が、戰慄すべき不安動搖の時代であると呼ばれてゐるのは、決して殊に今日不安な社會的事實が存在するといふのではなく、唯だ現在の社會的感覺が、今日生起しつゝある事態に對してショックを感じてゐる政治に過ぎない。動搖してゐるのは社會的事實ではなく、寧ろ社會的感覺である。主人が奴隷を毆打した場合には、感覺が刺戟を感じない故にいくらその事實があつても、社會は不安を感じないが、之に反して、奴隷が主人を毆打すると、その人間的動搖の性質が同じものであるに係らず、社會は之を不安に感じ又動搖と感ずるのである。それは主人側の感覺の錯誤で、奴隷の感覺では二つの事態は全く同じものである。もし奴隷だけの立場から云へば、前の時代——主人が奴隷を毆つてゐた時代——の方が不安動搖の時代だと云はねばならぬのであらう。

普通選擧も數年前迄は、その主張が社會を脅かすものであると考へられたが、それは、社會的感覺が、その何んでもない事態を一種の衝擊として感じたからである。それは畢竟多數人が選擧權を得る云ふ事實を、今までそれを多數人に與へることを拒んでゐた少數人の感覺によつて云ひ現はしたに過ぎないのである。若し此の反對に、多數人の投票權が成立してゐた場合に、此の多數者の權利を撤廢して少數者の手に收めやうとしたならば、社會はまた、今日安全と認められてゐる少數者の獨占を危險と感ずるであらう。共和國では、君主獨裁の思想が危險思想であり、君主國では共和國の思想が危險思想である。

政治の現象は、元來、特殊の社會的感覺の組立に依存するものである。言ひ換れば、一定の政治現象に、特殊の社會的感覺が伴はないと、その政治狀態は成立たない。主人と奴隸との關係は、一定の政治的現象に伴つて發生した現象であるが、此の制度は、殆どそれと同時に、主人特有の感覺と奴隸特有の感覺と及び此の兩者の感覺の交渉から生れる特殊の一般的感覺を作つてゐる。之は政治が一般に特殊の感覺の組立てを伴ふことの一例に過ぎない。而して、その制度の成立が、特殊の感覺を生んだと同じやうに、その制度が崩壞すると、それに伴つてその感

覺が消滅する。奴隷の感覺、主人の感覺と云ふものは、今日では各人が無意識には抱いてゐるが、意識的にはそれを消滅せしむることが却つて社會的であると考へらるゝに至つた。從つて主人の感覺と奴隷の感覺との交渉から成立つ特殊の一般的感覺は昔は社會的――安全な――感覺と認められたが今日は反社會的の感覺と認められるに至つた。

苟くも政治過程のすべてに於て、右の場合と同じやうな、特殊の感覺の成立してゐないことはない。此の政治現象を基礎づける感覺の特徴はどこにあるかといへば、それは生存過程と必然の關係がない――場合に依つては生存過程に反する――特殊の制度的の生活をその感覺の基調とする點にある。生存過程に於ける社會的感覺は、それが常に生存持續の過程に一致し、その持續に反する過程に背反するのである。故に此の感覺は、ある場合に於いては本能的であり、また他の場合に於いては、本能を制約する作用に一致する感覺である。つまり本能的生活が、生存の持續と一致する場合には、社會的感覺は本能と一致し、之れに反し本能が生存の持續と背反するに至り、之を制約することが生存の持續と一致する場合には、社會的感覺は、その本能を制約する作用と一致する。そこに社會的感覺の自然淘汰が行はれるのである。つまり、社會的感覺にも、適者生存の理法が行はれるのである。元來社會的感覺とはさう云ふやうなものである。人間的生存の持續に一致するものに一致し、それに背反するものに背反するのが、社會的感覺である。然るに政治過程は、社會的感覺のこの本來の性質を變質せしむるのである。そして變態的の感覺を發生せしめ、保存せしめる。例へば、家族の間柄は本來ならば政治過程ではないからその間に政治現象はあり得ない。然るに、家族の生物學的本質が失はれて、家長を中心とする複雜な團體になると、親子兄弟の間に於けるやうな、自然の感覺――社會的感覺――が失はれて、そこに恰度政治過程に於けると同じやうな現象が起る、家長は恰度征服者と同じ地位を取り、家族は政治的被征服者と同じ地位を取る。さう云ふ風に發達した家族制度は、家長と家族との間に政治現象が成立つのである。さうなると、親子兄弟間に於ける家族的感覺――社會的感覺――は失はれて、家族と家長との間に、征服者の感覺と被征服者の感覺との交渉から成立つ特殊の一般的感覺が成立つ。此の感覺に於いては、家族は家長を、まるで政治的首長の如くに感覺し、家長は家族を政治的奴隷の如くに感覺する。而してかやうな感覺の變態が、あらゆる政治現象を基礎づけてゐるのである。斯樣な變態的感覺が成立たない以上、決して政治現象は成立たない。

政治は如何に發達しても、此の變態的感覺に一致する事情に變化はない。獨裁政治でも民主政治でも、この點に變りはない。民主政治は比較的、變態の度が少いとは言ひ得らるゝにしても、それも實は理論的であつて、實踐的には甚だ疑はしい。近代政治の特徴は政黨政治にあるが、政黨の機構は、それ自體、政治現象に伴ふ特殊の感覺に存してゐる。それは軍國時代の黨派が、軍國的征服者と被征服者との特殊の感覺に依存してゐたのと本質上變りはない。軍國時代の黨派は、軍國的征服者の軍國的事業に對する被征服者の歸依に基いてゐる。而して被征服者の間に、此の歸依が生ずる所以は、征服者の軍國的行動に依つて、被征服者自身の生活目的が實現されることとの一種の憧憬である。豐臣氏に就く徒黨は、豐臣氏の征服事業に依て自個の生活目的を實現せしめやうと空想する被征服者である。反之、德川氏に就くものは、同じことを德川氏の征服事業に求めるのである。近代的政黨はそれと同じ性質の事柄を政治的征服の手段に依つて持ち來たさうとするのである。無論政黨の起りは特殊の生活態度を基調とするもので、例へば、軍人は軍人、貴族は貴族、商人は商人、とそれ〴〵その生活態度に依つて徒黨を作るのであるが、而もその黨の行動は、生產者の組合のやうに、それ〴〵異る生活態度に依存して、生活の組織に於ける協同を求めやうとするものではなく、特にその黨が、生活の協同でなくて、生活を決定する特殊の力――政治的權力――を爭奪しやうとするのである。故に政黨政治に於ける一政黨としての農民黨は、其生活組織に於ける農業の有機的關係に於いて社會の他の分業と協同しやうとすることが目的ではなく、農民の利害關係を基礎として他の生活分業と敵對關係の下に、他の生活を決定する力即ち政治的權力を得やうとするのである。それは軍國貴族が得やうとする權力と、本質的に違つたものでない。たゞその手段が腕力に依つて強制せずに、もつと狡知的の方法に依るのである。進化はその手段には存するが目的には存しない。

初期の政黨に於ては、此の現象は、一層顯著である。ジョセフ・チエンバレンが自由黨から統一黨（保守）に轉じた時には、その選擧民は悉くチエンバレンと共に自由黨から保守黨へと移つて了つた。こう云ふことを以つて、選擧民が政治的節操を缺いてゐると批難するものもあらうが、然しそれは軍國時代に於いて、豐臣氏が北條氏を討つと云へば、その徒黨は譯けも分らず、北條氏の敵となるのと同じで、選擧民も畢竟、チエンバレンの政治的征服に依つて生活目的の實現を期待するものだからである。我國に於ても、政友本黨が、政友會から分裂して

その敵黨となれば、その本黨の選擧民は相率ゐて、昨日までの政友を敵とするに躊躇しないのである。彼等は政友會を成立せしめてゐる分子であり乍ら、政友會の分裂に就いては、毫も關知する所が無い。無論その動機を作つてゐるのでもない。政友會の分裂は彼等選擧民の頭の上で、彼等と沒交渉に行はれてゐる特殊の現象である。而してこの特殊の現象が——此の特殊の現象だけが政治現象なのである。それは豐臣氏と徳川氏の分裂が双方の兵卒又は双方の領土の人民等と沒交渉に、彼等の頭の上で行はれてゐる特殊の軍國的現象であるのと異らない。

斯樣な政治現象の特徴をいよ〳〵明瞭に發揮してゐるのが、此の度の政友會の總裁更迭の問題である。政黨政治が、人民の政治であるならば、政黨は人民の生活過程と有機的の關係で出來上つてゐる集團でなければならない。大工の組合でさへも突然隣村の百姓を連れて來て、その組合の頭取にすることは決してしない、それは大工の組合が、大工と云ふ生活分業の組織を有機的關係に於いて組立てられてゐる集團だからである。而も政治は決して、さう云ふ意味の生活過程の有機關係に於いて成立してゐるものではない。若し生活の分業が、社會的協同を組立ててゐるその有機關係に於いて政治が成立するものであるとするならば、政治は、生產組織の機構に依つて基礎付けられ、組織立てられねばならぬ。言ひ換へれば、生產者が支配者でなければならぬ。何んとなれば、生產者の組織をおいて社會的生存を支持する組織なるものは考へ得られない。——征服者の組織だけでは社會的生存は決して支持されないが、生產者の組織だけで社會的生存は支持される。——今日までの政治が、生產者を除外したと云ふことだけでも、政治が生產者を奴隷とした軍國的の征服組織に共通した組織——それの延長——であることが思はれる。故に政治の現象は今日の政黨政治に於いても依然として生活過程と沒交渉な、征服過程に於ける現象が支配してゐるのである。政治するものは生產に協同するものではなく生產者を被征服者とする征服事業に協同するものである。征服者は、生活を支持する過程即ち生產過程全體を自個の生活圈外に於いて、それと別な支配過程を組立ててゐるのである。此の過程は何處まで行つても、生活過程と必然の關係には入り込まない。政黨の機構は支配過程の機構であつて、生活過程のそれではない。生活過程に於いては、生活の分擔者の組織がそれ〳〵支配する。大工の組織は大工に依つてとなければ支配されぬ。その支配者は、たゞに抽象的な「支配」といふもの、有能者でなく即ち「支配者」といふものではなく、大工でなければならず大工の有能者であらねばならぬ。農夫も鑛夫も、船員も、機關

手も、皆夫々、その生活分擔の有能者がその組織の機構を組立て又働かせ、その組織が支配する。それが生活過程の組織であり支配である、反之、支配過程の組織は、農民でもなく大工でもなく鑛夫でもなく船員でもなく、要するに生活の何の分擔者でもないものが、特に「支配」と云ふことを一つの生活分業として組立てるのである。所が、何等生活の分擔を持たないものが支配するといふ過程は、生活過程それ自體に於いては決して發生しない。それは軍國的征服の過程に於いて始めて發生した現象である。何等生活の分擔を持たないものが、生活分擔者を支配した所から軍國が生れ政治が發生したのである。それが政治的支配の過程である。之は生活過程に於ける支配即ち大工や農夫やの支配とは異る過程であつて、今日は其の後者を前者の「政治」と云ふのに對して「管理」と云ふ言葉で云ひ現はすやうである。要するに此の政治過程の支配と、生活過程の支配とは決して一致しない生活の機構である。而して征服狀態が持續する間は——征服狀態の機構が存續する間は——支配は、決して「管理」ではなく「政治」である。それは、生活過程とは別な過程である。今日の政治が、政治の過程であるか管理の過程であるかと云ふことは殆ど問題にならない、從つて政黨政治に於いても、政治の現象は、征服過程に於ける政治の現象と共通の性質を保つのである。

政友會が思ひも掛けない軍閥主義者を、その首領に戴くに至つたことも、右の說明に依れば毫も怪しむに足らないことが分る。豐臣氏が、敵方の淺野氏と結婚すると云ふことは、摩訶不思議のやうではあるが、何かの動機からそのことが行はれた場合は、豐臣黨の全員は、昨日までの敵を主公の夫人として尊敬することに少しも差支ない。政友會の人々が、新な黨首に對して服從を誓ふのは、政黨政治が依然たる政治現象であることを思へば少しも不思議はない。それは普通の感覺に依つては受け容れられない事柄であるが、前に言つたごとく、政治は特殊の變態的感覺の成立である。家族制度も變質的墮落的家族制度に於いては、親でも身内でもないものが、突然家長として名乘りをあげた場合にも、それを家長として尊稱するに少しも感覺の上で矛盾を感じない。それほど家族間の感覺が變質墮落してゐるのである。政治現象に於いてもそれと同じことで、生活過程に沒交渉な支配過程の進行に於いては、生活的感覺は變質して、社會的には意味を成さぬやうな組織構造が、政治的感覺に於いて故障なく受容れられるのである。自由黨から保守黨に變つても少しの不思議も感じないやうに、平民から軍閥に變つても少しの矛盾を感じない所に政治感覺の變態的特質が現はれる。

然し政治の進化は、それ自身の中に崩壞過程を含んでゐる所に有する。右のやうな感覺の變態は、社會的事實の進行に依つてのみその社會的性質を恢復する。政黨政治の進化としての勞働黨の發生は既に、因習的の政治的感覺に取つては一大ショックであつた。イギリスの政黨は貴族と富豪との對抗であつた。自由主義も急進主義も、革命主義も、それ等の團體の何れもが、始めの中は巨額の入會金を徴收したといふことに依つても、政治が權力者の支配狀態として感覺されてゐたことがわかる。そこへ一文なしの勞働者が政黨を作ると云ふのであるから、それは軍國時代に於いて女が軍隊を組織した程の驚異であつたに違ひない。が其勞働黨が次第に有力なるにつれて、因習的感覺は打ち破られて、今は誰もそんなことに驚くものはないが、日本の如きは未だ勞働者が投票權を得たと云ふことに、恐れと驚きとを感じてゐる時代である。從つて政治感覺は、凡てその變質的なるものに一致して、本來の社會的感覺と矛盾してゐる。然して政治の全體は此の矛盾の上に安定を得てゐる。政治的感覺を打破つて、社會的感覺と一致する政治現象を持ち來たさうとする企ては凡て、危險視せられ、不安と考へられてゐる。然しイギリスに於てすら、かうして發生した勞働黨は、政治過程に於ける一勢力として、傳來の政黨政治の機構のうちに歸化してしまう段がある。「生活過程に於ける支配」の實現を目的とした組織さへ、政治過程に於ける行動そのものに左右されて、動きの取れない「政治」の渦動のうちに永久に旋回する危險がある。政治過程と生活過程との本質的の差異が、さういふ事態を招くのである。

戀愛の迷路

倉田百三

戀愛は、いふまでもなく、人性の根本要求の一つである。其れは我々の生命の原本要求たる自己完成の要求の性的方面であり、其の結果が新しき生命の創造といふ具體的なる、特異なる、著しき果實を齎らすばかりでなく、更に人生に於て最も貴むべき愛の典型を示し、加之、其の愛が骨肉の愛の如く、單に存在に關するのみならず、又實に價値に關するものとして、眞善美の要求と一つとなつて燃え上るものである。これ戀愛が人生に於て、其の生活内容の最も重要なるものの一つであるとともに、又かねて、其處に重要なる迷路の存する所以である。しかも戀愛は其れが我々の生命内に於て開發し、成長する時期が、恰も我々の身心の開發し、成長する青年期であるが故に、戀愛の人生に於て占むる位置、戀愛の現實的なる事實に關する理解、即ち戀愛に關する認識と體驗とのまだ成熟しない時に於て、此の重要事に當面しなければならないといふ特別な事情が存在する。即ち、其の戀愛の體驗を全體として理解する爲には其の體驗を通過する必要があり、此の體驗と他の戀愛以外の體驗との關係を理解する爲には、我々は戀愛以外の立場に身を置かなければならない。此の事は其の體驗の中にある青年期に於てよく爲し得ることではない。從つて戀愛は青年にとつて實に一つの冒險である。其の中に船を乗り出して、若し誤つたならば、難破するかも知れない航海に似てゐる。我々は嵐の海を乗り切

つて進まねばならない。然し或る時はあらぬ方向に進路を失ふたり、淺瀬に乘り上げたり、無人の荒磯に漂着したり、或は妖魔の港に淹留して、空しき時を過したり、樣々の避け難き障碍が多い。かくて遂に樣々のさまよひの後に目的地に到達し得れば猶幸であるが、不幸にして難破してしまふ場合がある。又は其のさまよひの間に炭水を使ひ果して最早目的地に進む力盡きて老朽する場合もある。また假令目的地に達し得ても、其の間に造つた多くの犧牲や、又自ら受けた手傷は如何ともする事が出來ない。出來得るならば一度も進路を迷はず、自他を傷けず、其の航海を果す事の望ましいのはいふまでもない。戀愛は必ず此の如き迷路を通らねばならないのではなく、通る方が名譽なのでは猶更ない。まして此の如きさまよひは既に通過した後では物語の種――恐らくは後悔と痛惜とに滿ちたる――ではあつても、はたして其の途中に於て難破してしまはないかが不明であるに於て猶更である。故に我々は出來得る限り警戒して此の航海の無事を計らなければならない。唯人生に對して要求する處多き、生命感强き、インテンシテイ深き生活者はそれが余りに著しき生活内容であるが爲にやゝもすれば此の迷路に船を乘り入れる。それは彼のダンテの神曲の煉獄篇の冒頭にある詩句の如くである。(阿部次郎著「地獄の征服」中「迷へるダンテ」參照)然し乍ら我々が此の如き迷路に乘り入れるのには自ら一定の原因がある。恰も航海に於て、潮流や暗礁等の難所が自ら一定してゐるが如くである。もとより當初より良き航海をなさんとする意志なきものは論外であるが、たとひ眞面目に之れを熱望しても、否眞面目であるが爲に却つて陷り易き迷路がある。自分はそれ等の迷路に踏み入つて自ら艱難を經驗した限りに於て、これを指摘して後進者に警戒したいと思ふのである。素よりこれ以外にも自分の經驗せざる、そして他人が踏み入れるかも知れない迷路が存在するかもしれない。然しそれに就ては自分は語る資格がない。自分は唯自分の經驗した限りに於て、これを語り得るのみである。

戀愛は人格に對して生ずる感情でなければならない。此處に人格と言ふ時それを單に精神的なるものと誤解してはならない。かく誤解する時戀愛の肉體的要素が無視されてゐる如く感じて、我々は人格的戀愛と言ふ概念に不滿を感ずるやうになる。時として此の不滿から戀愛の肉體的要素を反動的に强調して迷路に陷る場合がある。我々が或る女性に戀愛するのは其の精神が高貴であるから許りではなく、其の肉體が美しく、生命に滿ちてゐるからである。我々は如何に高貴な精神を持つた聖女であつても、唯それだけで戀愛するとは限らない。戀愛が人格に對する感情でなければならぬと云ふ時、此の如き優れた精神性に對してのみ生ずる感情でなければならぬと云ふ意味にとつてはならない。かく誤解する時、人格的と云ふ語は冷めたく響く。然し乍ら人格とは全部生命の意味である。肉體と精神とを一如とした、分つ可からざる或るものである。故に人格と云ふ語は生命と云ふ語と同義であるが、それを特に全體としての立場から見る時、人格といふ語を用ひるのに過ぎない。生命に對する感情であると云ふ時、やゝもすれば生理學的若しくは肉體的意味が强調されて感じられる事を恐れるが爲に、人格と云ふ語を用ひるのに過ぎない。これを全部生命と呼び換へても同一であるが、かくする事に由つて、全體としての生命と言ふ意味が現れるよりも、生命全部、其のあらゆる部分の總和とで言ふ意味が表はれ勝ちであるから、之れも誤解を生ずる危險がある。然るに部分の總和は全體ではない。全體は部分の統一である。此の間違ひ易き、然し乍ら極めて重大なる點を避けんが爲に、我々は全部生命と言ふ語よりも人格と言ふ語を選ばなければならなくなる。故に戀愛を人格に對する感情であると言つてもそれは決して生命の中の精神性のみを指すのではなく、全體としての生命を指すのである。人格と言ふ語を生命の中の骨組みの部分、恰も肉體内の筋肉や血液や、あの美しき肌ではなくして、其の骨格のみを指す如く感じてはならない。かく感ずる時、生命の肉體的要素を反動

的に强調して其處に迷路に踏み込むのである。我々は決して單に其の肉體が如何に美くしく、生々としてゐても、それだけで戀愛を感じないのは恰も其の反對に優れた精神性のみに對して戀愛を感じないのと同樣である。戀愛は必ず此の兩方面を統一した、全體としての生命即ち人格に對して生ずる感情である。然るに此の迷路に踏み入るゝものは、精神が優れてゐる肉體醜き女性に對しては戀愛を否定するにも拘はらず、肉體美しく精神の醜き女性に對しては此れを戀愛であるとして肯定するのである。然し此れは我々が人格の肉體的部分を切り離して、對象としてゐるのであつて、相手を物として對し、其の物が自分の肉慾的若しくは美的要求に適するが故に、此れに價値を感ずるのである。それも一種の價値ではあるが物的價値であつて人格價値ではない。我々は物が我々の何等かの慾望に適する時、此れを財として用ひる。此の如き財に對する時、我々は素より快感を感ずる。それは相手が人格である時、相手を侮辱するものである。然るに我々は往々にして此の如き態度を以て相手に對し乍ら、相手を侮辱したりとの感を持たずして、相手を愛したりとの感を持つ事がある。又相手も斯く感ずる事があるのは何故であるか。其れは相手が人間である限り、我々が同時に種族的愛を實際に感ずるからである。然かも一緒に散歩し、交際し、まして肉交迄もする――即ち其の限りに於て共生(ミットレーベン)するが故に益々此の種族的愛を强く感ずる。我々が尊敬してはゐるけれども共生しない女性に對するよりも、其の相手に對して種族的愛をより强く感ずる。然し此の事は決してそれが戀愛である證據にはならない。それは此の相手に對する種族的愛と肉慾との結合したものであつて、決して戀愛ではない。性慾を機緣にして生じた、種族的愛が戀愛ではない。彼は相手の女性を種族的愛で愛しつゝ、同時に肉慾の對象としてゐるのである。一層嚴密に時間的に言へば、肉慾の對象として、即ち物として對してゐる瞬間には種族的にも愛してはゐない。種族的愛で愛してゐる時には肉慾を感じてゐない。此の二つがばら／＼に混淆してゐるのである。これは決して戀愛ではない。彼女は自分が種族的愛で

愛されてゐる事を思つて、肉慾の對象とされた事を忘却する。其の感謝を以て其の侮辱を償ふ。我々も亦彼女を種族的愛で愛し、彼女に親切にする事を以て、彼女を侮辱する事を擁護する。然し之れは明らかに僞瞞である。それは靈魂の鋭敏なもの、感情の無漏なもの丶堪へ得ることではない。此の二つは相互に帳消しする事は出來ない。戀愛は必ず其の肉體と精神とに切離さずに全體として牽きつけられるのでなければならない。戀愛と種族的愛とが伴ふのであつて、肉慾と種族的愛とが伴なうのではならない。我々が此の如き感情を以て戀愛と呼ぶのは種族的愛の名に隱れて我々の戀愛ならぬ肉慾を覆ふものである。此の事は明らかに辨別しなければならない。精神性のみに對する牽引を戀愛でないとして斥けながら、肉體性のみに對する牽引を戀愛であるとして肯定するのは矛盾である。我々が此の矛盾に目を塞ぐのは唯肉慾の充足が我々にとつて快樂であるからに過ぎない。そして快樂はそれ自身に善ではなく、其の快樂の主體たる慾求が善である時にのみ善である。(「惡の様態に就いて」參照)又たとひ此の快樂には肉慾の充足以外の我々の美感の滿足が伴ふてゐても、其の滿足を目的として、其の目的を成就する爲の手段として人格に對する事は依然として罪惡である。戀愛は必ず相手を人格として對する感情であり、如何なる瞬間にも此れを物として——假令美感を滿足せしめる物としてであつても——取扱ふ瞬間を許す事は出來ない。我々は此處に一つの迷路を持つ。

二

次の如き考へが我々を一つの迷路に導き入れる事が多い。

現實の個々の女性が我々の永遠の女性でなく其の屬性を分有してゐるのに過ぎない爲に、我々は個々の女性に於ては

戀愛の要求の飽和を感ずる事が出來ない。故に我々は個々の多くの女性と戀愛の交はりを爲す事が許されねばならぬと。然し乍ら此處には三つの袋道が存在して、此れが互に交錯する事に由つて、一層此の迷路を複雑なものとならしめて居る。第一に我々が個々の女性に對して戀愛を感ずるのは其れが永遠の女性の屬性を分有してゐるからではなく、永遠の女性の人格に其の女性の人格が相似してゐるからである。例へば、色白く、魅するが如き目を持つた、才能ある女性がゐたとする。そして此の三つの性質が我々の永遠の女性の屬性の一部分であつたとする。然し此の三つの屬性を分有してゐると云ふだけで、此れに牽きつけられるのは戀愛ではない。其の女性の全體としての人格が永遠の女性の全體としての人格に相似してゐる場合に限り、戀愛である。此の事は非常に間違ひ易い事であり、自分も此の誤謬に陷つた事を告白する。人格は個々の性質の總和ではない。其の統一である。故に此等の部分的屬性が我々を牽きつけても、其れは人格が牽きつけるのではない。若し此れが戀愛として許されるならば、我々が或る點に於て興味を感ずる總ての女性の牽引は悉く戀愛となり、そして其の戀愛が肉交をチヤスチフアイするならば、如何なる好色家の色情も悉く是認されねばならない。我々は人格の重要なる部分の醜劣なる女をも其の容貌や、甚しきは其の肉體の或る特殊の小部分の優れてゐる故を以て（素より其の點も永遠の女性の屬性には違ひないから、）此れを愛でる事が出來る。此の事に就いては「自由戀愛論」の中に詳しく述べたから再び繰り返さない。又或一點若しくは數點が我々の望むところと反しても、全體としての人格が我々を引き付けるならばそれは戀愛である。例へば、色黑く、嫉妬深き女性があつて、其の二つの性質が我々の永遠の女性の性質でなくても、其の全體としての人格が我々を引きつけるならば戀愛であり得る。此の事に就いても「自由戀愛論」の中に詳しく述べて置いた。第二にたとひそれが全體としての人格に引き付けられてゐる場合即ち戀愛であつても、斯の如き個々の女性を集めてモザイク的に永遠の女性を造り出す事は出來ない。全體は部分の總

和ではないからである。故に如何に多數の異りたる色合の戀愛の交はりを爲しても、それを以て永遠の女性と戀愛の交はりを爲したと言ふ事は出來ない。故に我々が個々の女性に於て、永遠の女性を得られないが故に、多くの女性と戀愛の交はりを爲して、之れを置き換へるといふ事は理論上成立しない。第三に次の如き謬見が生ずる。即ち成る程永遠の女性は個々の女性の總和ではない事は認めるが、我々が個々の女性に對した時、これに戀愛を感ずる事は、それに由つて永遠の女性を造り上げやうとする希望を放棄する限りは、合理的な事である。故に我々はそれを以て永遠の女性の戀愛に置き換へやうとするのではないが、然も多くの個々の女性と戀愛の交はりを爲す事は許される。そしてそれは勿論全體としての人格に牽きつけられてゐる場合を指すのであるから、我々は何のやましき處もないと。此れが即ち自分の「自由戀愛論」の根據であつた。然し此れが誤謬である事は「一夫一婦の根據に就いて」の中に詳しく述べた通りである。此の考へ方の誤謬は、戀愛を我々の生命の全要求の中に於て占む可き位置に置く事によつて、戀愛の目的を發見し、此の目的に適ふやうに即ち戀愛をして所期の果を結ばしめるやうに、統制せんとする意志を缺いでゐる所にある。即ち原本要求によつて派生的要求を統制するのである。戀愛が自己完成の一つなる、性的自己完成の要求であるならば我々は此の目的を達せしめる爲には相手と一體にならねばならないが故に、相手を一人に限定せねばならないのである。此の合理的な根據に承服せずして、猶多くの女性との戀愛の交はりを要求するものは、人格の分裂を承認するものである。然もそれは人格の死滅である。何んとなれば統一こそ人格の本質だからである。我々は一人以外の女性との戀愛の交はりを捨てる事によつて、何物も失ふのではない。唯生命の浪費を防ぐだけである。生命が本當に欲して居るもののみを追求して、生命にとつて無駄であるもの（それは唯生命の有機化が不完全な爲に或部分的機關にとつてのみ必要であると云ふ假面に由つて、我々を惑はすもの）を捨てるのみである。理性者は、人格者は斷乎として此れを棄てね

ばならない。我々は一人の女性が永遠の女性と成り得ると信じ得る根據を持つのである。個々の女性を如何に多く集めても永遠の女性を造り得ないが、一人の女性が至上善に達する時、彼女は永遠の女性と成り得る。その時彼女はあらゆる女性の優れた性質を包攝して無限に豐富なる女性と成るからである。そして我々は至上善到達の可能を信じる事が出來る。（「一夫一婦の根據に就いて」參照）

三

相手の異性を戀愛してゐる事が眞實であると云ふ事は直ちに其の戀愛を相手に打ち開ける事をジヤスチフアイするものではない。我々は婚姻の意志を生じた時に限り相手に戀愛を打ち開ける可きである。まして其れ以上に、婚姻の意志なくして戀愛の交はりを、特に肉體的接觸をなす可きではない。何んとなれば、戀愛は性的自己完成の要求であつて、相手と一體とならなければ効果のないものである。（「一夫一婦の根據に就いて」參照（從つて婚姻の意志を生じない時、戀愛の交はりをする必要がない。生命の浪費は一種の惡である。（「惡の樣態に就いて」參照）更にそれは浪費である許りでなく、實際に自分の將來配偶たるものに對する貞操の、若しくは純潔の責任に反し、其の上に自他の心を傷ける場合が多く、更に運命に取返へし難い歪みを與へる危險な業である。それが單なる「遊び」である時にも猶火遊びに類する。」然かもそれは最良の場合にも、少くとも感情耽溺として生命感の緊張を害する。（「結婚前の戀愛に就いて」參照）

四

他人の妻若しくは夫との戀愛の交はりは彼等が離婚しない限りは、如何なる場合にも許されない。彼等を戀愛する事

が不隨意であつても、戀愛の交はりを爲す事は意志を以て避け得る。彼等の結婚が正しからぬ結婚であつた場合、即ち婚姻の當爲を盡さないものであつたならば、離婚して後に戀愛の交はりを爲す可きである。此處に離婚と云ふのは法律上の手續を指すのではない。一體たらんとする意志の斷念の相互承認を指すのである。然し乍ら法律上の手續きも出來得る限りは踏む可きである。然し其れが他人の惡意に由つて、其他やむ事を得ない事情に由つて行ひ難い時、其れは離婚と認めても道德上差支へない。然し自分に婚姻の意志なくして、然かも離婚せざる夫、若しくは妻と戀愛の交はりを爲す事は決して許されない。戀愛の自由と云ふ事は其れが既婚者の戀愛の交はりの自由を意味する時には、單なる個人主義の原理に依つて主張される事は出來ない。（「嫉妬に就いて」參照）婚姻は超個人的なる一體の理念に基礎を持つからである。

五

所謂三角關係或ひは其れ以上の多角關係は其れが戀愛の交りを意味する限り、悉く許されない。結婚前に於ても結婚後に於ても同樣である。心の內にて思ふ事は不隨意であつても、其の意志表示や、交りや、約言すれば一體たらんとする意志の現はれであるやうな一切の行爲は只一人の相手に對してのみ正しい。そして其の事は我々の隨意の範圍に屬する事である。我々が相手を一人に限らなければならないのは凡そ婚姻の觀念そのものの必然的の要求なのである。此の事は「一夫一婦の根據に就いて」及び「嫉妬に就いて」の中に詳論したから此處には再び繰り返へさない。三角關係の場合に於ける當事者の良心はせめて其れが悲劇的である事である。其の戀愛が本質的に正しい限りは必ず一人の失戀者が出なければならない。其れが圓滿に犧牲者なしに調和すると云ふ事は婚姻の觀念そのものと矛盾する。自由戀愛の立

場に立てば、それは當然な事である。一夫一婦の立場に立てばそれは決して許されない。此の二つの立場を混淆する事から曖昧を生ずる。そして此の二つの立場の何れが眞理であるかに就いては自分が詳論した通りである。此の二つの何れかに決定せずして、三角關係を是認したり、非認したりする事は無意味である。

六

婚姻の當爲に於て缺くる處なき結婚は永久的なものでなければならない。自分の妻若しくは夫よりも一層強く戀愛を感ずる異性を生じても、離婚は許されない。(「一夫一婦の根據に就いて」參照) 又結婚後に於て、妻に對する戀愛殊に性慾が衝動的でなくなると云ふ事は其の戀愛が衰へた證據ではない。それは精神的にも肉體的にも次第に一體となつて來た爲に、一體となる必要が段々減じて來た爲であつて、自然の過程である。生物學的に云へば、子供を造る必要が當初よりも少くなつて來た爲である。かくて老年期に於ては最早や肉交の慾望なく、戀愛の衝動も激情的でなく、靜かな調和した關係と成るのである。それは恰も中和した電氣の如く、一體化が高度に進んだ證據である。若しも絕へず性慾の衝動を激情的に感じ度いと云ふならば、それは戀愛を快樂の爲に求めて「實」の爲に求めないのである。戀愛の、そして結婚の目的が果されて來た事が不服であるならば、彼は「實」なき「樂」を求めるものである。それは生命本來の要求に反する。(「樂」と「實」との一致に就いて」參照) 我々は新婚の夜の快樂を二度味はうと思つてはならない。それは天理が許さないことだからである。何んとなれば、其の時二人は一體化の必要が最も強き時であるが故に、生物學的に云へば、子供を造る必要が最も強き場合であるが故に、其の肉交慾が果された時に生ずる快樂が一層強いのである。我我が「實」を離れて「樂」を求めるならば、結婚生活は當初より愚かなものである。それは「戀愛の墓」である。此の

事は明かに辨別しなければならない。我々は天理の許さない快樂を要求してはならない。其の快樂は我々の生命にとつて本當には必要でないものであるのを、唯我々の部分的機關が間違へるのに過ぎない。我々の生命の有機化が未だ不完全なるために生ずる迷妄に過ぎない。

七

無邪氣な肉交が、單に無邪氣でありさへすれば許されると思つてはならない。肉交は夫婦間のそれのみが正しい。又夫婦間の肉交でありさへすれば悉く正しいと思つてはならない。夫婦間に於ても其の肉交は無邪氣でなければならない。約言すれば夫婦間の無邪氣な肉交のみが正しい。(正しき肉交參照)戀愛が存在する男女間の肉交は正しいと言ふ事はよく言はれる事であるが、それは相手を弄ばないと言ふ點に於ては正しいが、相手と一體たらんとする營みの肉體的方面である肉交を、一體たらんとする意志なくして爲す點に於て正しくない。此の意志がないならば肉交は無意味だからである。又それは自分の妻若しくは夫たる可き人に對して不忠實な事である。婚姻の意志ある戀人同志、即ち本質的の意味に於て夫婦の間に於てのみ肉交は正しい。(「一夫一婦の根據に就いて」參照)又夫婦間に於て必ずしも無邪氣な肉交が爲されるものではない。寧ろ其處には相互の運命に就いて責任を負ふてゐると言ふ良心の安心がある爲に、却つて肉交其ものは有邪氣と成り易い。そして之れを相互に許容し易い。互に弄び合ふ事を許し易い。之れは肉交が夫婦間に於て衝動的でなくなる爲に猶更そうなり勝ちなのである。夫婦間に於て其の肉交を無邪氣たらしめる事は二人の精神の純潔と緊張した生命感と倦まざる修道心とに由つて初めてとげられる事であり、それは一般に、肉交以外の夫婦道の全般に渡つた精進と伴なふ可きものである。(「正しき肉交」參照)我々が快樂の爲に、快樂を目的として肉交すると言ふ誤

謬を捨てない限りは、肉交を正しくする事は望む可からざる事である。

八

戀愛を子供に對する愛の手段と爲してはならない。子供に對する愛は別の爲方で果たさなければならない。結婚す可らざる男女が結婚し、當然離婚しなければならない場合に、二人の間に子供がある爲に、子供に對する愛の爲に其の結婚生活を繼續すると云ふ事は戀愛を子供に對する愛の爲の手段となす事である。それに由つて子供は幸福であるかもしれない。然し兩親の生活は死んでゐる。又子供にとつても斯の如き結婚生活の間に育てられる事が果して本當に幸福であるか否かも甚だ疑はしい。たとひ幸福であるにしても、それは兩親が自分等が其の罪過の責を負ひつゝ、子供に負はしめなければならない不幸を、子供から脫れしめやうとする姑息である。誤謬は其の生じた源から正されなければならない。此の場合には兩親は離婚して、子供に對しては親として協同して愛と奉仕とを果すか、或は事情に由つて共同生活を續けなければ子供の養育が果されない時には、其の兩親の關係を明瞭にしなければならない。即ち夫婦關係を解除し、從つて夫婦間にのみ存在す可き種類の交はり（例へば肉交の如き此の一つである）をやめなければならない。たとひ夫れが重大な罪過であるにもせよ、彼等が今爲す可き、そして爲す事の可能なる道は此の外にないのである。若し之れさへなさないならば、益々罪過を重ねるものである。彼等が其の懺悔の眞實を證しす可き道は此道の外にないのである。子供に對して、其の罪過はもとより終生殘るであらう。子供が成長の後夫れを怨んだ時、謝罪するより道はない。然し若し子供が彼等が離婚した事を非難するならば、それは子供が間違ひなのである。此の際に於ける子供としての當爲は、自分の負はねばならない運命を負ふ事である。我々は善き目的の爲に惡しき手段を用ひてはならない。負ふ可

きものは負ひ、負はしむ可きものは負はしめ、總て私情を以てせずして、公の道に從はなければならない。懺悔の心と償ひの誠とは正しき方法のみに由つて果されなければならない。戀愛を生計の爲、虛榮心の爲、情實の爲、種族的愛の爲に手段とする事が不正であると同樣に、子供への義務や償ひの爲に手段となす事も亦不正である。此等は一つの原則の特殊なる場合に過ぎない。

九

戀愛の體驗の豐富なる事を人生の生りがひであるやうに思つてはならない。我々が生命の本當の要求、本當に生命に必要なる要求、生命にとつて利益である要求に適ふ戀愛のみを爲せば、それが最も望ましき事であり、從つて本當に幸福な事である。戀愛の體驗に種々な誤謬と罪過とを含み、其の度毎に他人の運命を傷け、犧牲者を造り、斯くして種々の戀愛の體驗を味ふと言ふ事は決して望ましき事でもなく、又幸福な事でもない。之れを幸福と考へるのは三つの誤謬から生ずる。一つは其の體驗中に我々が難破してしまふかも知れない場合を考へずに、其の難破を脫れ得た人の場合のみを考へることである。然し事實はそれによつて難破したものが如何に多いであらう。或ひは又立つ能はさる手傷を負ふたものが如何に多いであらう。幸にして脫れ得た人でも、彼がその罪過と誤謬とを犯さなかつたならば、彼の運命は一層健やかに祝福されてゐたのである。我々が此の事を信じないのは快樂が即ち幸福であると言ふ僻見を持つてゐるからである。即ち二に戀愛を快樂の爲の手段となすからである。然し快樂は度々くり返した如く、徵候であつて實質ではない。生命が其の本當の利益に反して浪費されて快樂を生じた時、其の快樂は無價値である。結ぶ可き果を伴なふ戀愛のみが價値ある戀愛である。快樂と價値とを同一視するものは頭腦の昏迷せるものである。認識者の事ではない。三にそ

れは善と福との一致を信じないからである。悪には必ず罰をともなふ。最も善人が最も幸福である。此の恐る可き、枉ぐ可からざる天理を信じない傲つた心が、我々が罰なくして悪に由つて快樂を盗み得ると思はしめるのである。(「善と福との一致に就いて」参照)戀愛に關する正しき原理は「を味ふ」でなく「となる」である。多くの女性を味ふても一人の女性ともならないならば、それは永久の本質的損失である。戀愛は「一夫一婦の根據に就いて」の中に詳論した如く、我々が人間型を完成せん爲には同時に女性でもあらねばならず、そして此の事が先天的に不可能である爲に、自分が若し女性であるならば、其の如くあり度いやうな女性を見出して、此れと一體となつて生きんとする要求である。女性を味はんとする要求ではない。總て對象を味はんとするには自己と對象とが對立しなければならない。我々が享樂的になればなる程この對立意識が强調される。然し戀愛の意識は相手と一致するのである。自分が相手となるのである。Gegen Einander ではなく In Einander である。これが戀愛の眞僞を驗す試金石である。ここに一人の女性が自分にとつて牽引力を持つてゐるとする。若しその時に我々が彼女を味はんとするのであるならば、彼女が我々の肉慾的、若しくは官能的享樂に適するならば、若しくは或る好奇心や或る表象的美感に訴へ得るならば、それで足りるであらう。然し若し自分が彼女になるのであるならば事柄は全く一變する。自分は決して彼女の通りに成りたくはないであらう。若しくは自分の娘が彼女の通りである事を望みはしないだらう。彼女が人格として優れた女性である事を望むに相違ない。そして戀愛の正しき原理はまさに之れである。我々は自分が相手の女性の通りになるのであるならば、選擇に選擇を重ねて、あらゆる點からつゝしみ深く熟考して、遂に一人を決定するであらう。そして戀愛の選擇はまさにかくの如くあるべき皆のものである。我々はそれを味はうには適するが、それと成るには適しないやうな女性と戀愛の交はりを(それは眞の意味に於て戀愛ではないが)如何に多く積み重ねても、それは生命の浪費であつて、益ではない。之れを

益と思ふのは我々の迷妄である。

十

最後に重要なる戀愛の迷路は人生に於ける戀愛の位置に就いての誤認である。既述の如く、戀愛は人生の最も重要なる要求の一つではあるが、至上のものではない。又唯一のものでもない。戀愛は我々の原本要求たる、自己完成の要求の一つの方面である。從つて自己完成の要求の全體より以上のものではない。戀愛至上主義は戀愛を以て人生の唯一の若しくは至上の要求であると誤認するものである。我々は至上善に到達せんとして努力しなければならない。從つて戀愛に於て、最も正しき戀愛を爲さんとすると同樣に、他の方面に於ても、例へば、自己の使命や、子供の養育や、更に生命の太源との冥合や、等をも最も正しくなさなければならない。我々は寧ろ其の重要さの順序より云ふならば、生命の太源との冥合、即ち信仰を第一とし、人類全體に對する義務、即ち使命を第二とし、戀愛を以て第三と爲す可きを至當と思ふ。即ち生命に關はる處大なる意識を以て一層重要なものとなさなければならないからである。戀愛は性的自己完成の要求であつて、關はる處は個人であり、然も此れなくしても獨單性としては完成する事が出來、又人類に對する奉仕を爲す事も出來、神と冥合をなす事も出來る。然し戀愛のみに於て完全であるとき、我々は性的自己を完成する事は出來ても、人類全體に對する奉仕や神との融合を爲さないならば、我々の生命の意識は遙かに狹いと云はなければならない。即ち宇宙的本能と人類的本能とが生かされてゐない。それ許りではない。戀愛至上主義の誤りは其の戀愛の感情の中に浸るあまり、他の要求を捨てて此の一つの要求のみに耽溺し、かくして生ずる蠱惑と陶醉との中に生きんとするが爲に、戀愛の結ぶべき果實を無視する點である。戀愛は我々の生命の一つの欲求として必ず實なる目的を持たねば

ならない。即ち性的自己完成と云ふ目的である。若しくは、生物學的に云へば、良き子供の出產と云ふ目的である。我我は此の實なる目的を離れて戀愛の與へる快樂や、歡喜、恍惚そのものを目的としてはならない。此等は此の實なる目的の遂げられつゝある、若しくは遂げられたる徵候である。然るに戀愛至上主義者は此の徵候のみを目的として、遂に其の爲に實なる營みを捨てゝ其の感情に沒し、甚しきは生命其のものをも其の感情の强調の爲に犧牲に供するに至る。」これは生命の或る一つの要求が、生命全體の要求以上に自己を主張した結果である。かくして生命は其の中から戀愛の要求を分泌し乍ら、其の要求の爲に自己を滅したのである。もとより其の戀愛に生命を失ふ程に賭け得た事は少くとも其の點に於て生命感の强烈と熱誠とを示すものではある。輕く、表面をかすめ去るやうな戀愛よりも、其の價値の大である事は云ふまでもない。然しそれは全體から見る時、尙人生に對する誠實と生命感の緊密との、更に約言すれば、生命に對する忠義の不足である。生命に對して眞に忠義なる爲には、我々はあらゆる方面から完全に、隅なく生命の望ましき狀態を望まなければならない。生命の或る一つの要求だけを强調して他を顧みない事は生命の分裂であつて、生命に對する不忠、惡の一つの樣態である。(「惡の樣態に就いて」參照) 宇宙的本能や、人類的本能を生かさず、更に戀愛の實なる目的をも果たさずして、戀愛の與へる感情の歡喜と恍惚との中に溺れ去る事は生命に對する不忠でなくて何であらう。只それが同情に價するのは、其の缺點の生じた原因が、唯人格の分裂といふ點のみであつて、其の他の點ではない事である。即ち彼が戀愛に生命をさゝげて他の重大なる要求、例へば人類的本能を捨てたのは彼が人類的本能を重んじなかつたためではない。彼は同じ熱誠を以て人類的本能をも生かし得るやうな人格だつたのである。只彼は此の二つの要求を統一することが出來なかつたのみである。其のいづれの要求に對しても中途半端な、情熱なき態度をとる人間よりもはるかに人格價値を持つてゐる。然し人格價値は、幾度かくり返したやうに、其の强さと共に、その豐かさと

其の統一とが相並んで三つの條件である。我々はその強烈なる個々の要求を統一しなければならない。此處に我々の精神生活の努力の課題がある。彼の普通に二重人格と稱せらるゝ人格に於ても、例へば、彼が一方に於て、自己を慈愛のために犧牲にし盡す程の愛を持つてゐ乍ら、他方性慾に於ても、その性欲のためにあらゆるものを犧牲にしつくす程の強烈な本能を持つてゐるのであつて、此の各々のものはそれ自身としては、立派に價値を持つてゐるのである。それはそれらの本能の微弱なるものよりも人格の力である。彼が戀愛のために何物をも犧牲にするのは、慈愛のためには何物をも犧牲にし得ないといふ證據ではないのである。然かも一人格に於て、此の二つの要求が同時に充たされる事が出來ないならば、我々はこれを統一するより外はない。彼が惡なのはその慾望が強烈な點にあるのではなく、それが分裂する點にあるのである。故に我々は人格の分裂をいふ事を、その弱少といふ事と同樣に恥ぢなければならない。我々はそれ自身の惡、他人の人格を傷けんとする意志をもつた惡に對しては敏感であるものも、この人格の分裂に就てはこれを看過する傾向がある。然し乍ら如何に多くの禍ひが、自他の不幸がこの人格の分裂より生ずる事であらう。特に今日の教養ある智識階級に於て、我々はも早野蠻なる惡意に依つて、互いに傷ける場合よりも、寧ろ人格の分裂によつて自他を傷ける場合の方が遙かに多いのである。ギリシヤ主義とキリスト教主義との間の分裂や、夫婦道と戀愛との間の分裂や、我々の道徳上の墮落は惡意によるよりもむしろ分裂に起因するのである。故に我々は此の分裂が惡の一つの樣態である事を牢記しなければならない。我々が生命の太源との一致を得ないならば、使命や戀愛も畢竟根なき浮草である。使命を生かさないならば、戀愛の充足も余りに個人的なるに失する。我々は信仰と使命との要求を戀愛の要求と共に生かさなければならない。斯くする事は戀愛の要求の價値を減ずるものではない。それは生命全體に於て、それが果すべき役目を丁度果すのである。人生に於て占む可き位置を丁度占めるのである。かくて全人格に根ざした強き戀愛と、一體た

らんとする嚴肅たる意志と、自己完成の要求に伴ふた夫婦道の精神と、新しき生命の出産と及び其の發育とに於て、戀愛の價値と内容とは完全に充實する。それは果しきれない程な重き課題であつて、決して物足りないものではない。それは根のある實なる營みであつて、浮いた空しき「樂」ではない。更に信仰と使命との要求は我々が夫婦道に於て、精進しなければならないその當の目的たる、自己完成の努力に、その内容を供給するものである。夫の使命を助けて共に働く事、更に夫と共に神に仕へる事が戀愛の主要内容でなくてなんであらう。我々は彼のファンエックの描いたヨセフとマリアとの繪に於て、此の如き夫婦の美しき典型を見るのである。凡そ戀愛の要求として意識せらるゝ生命のエネルギーを、寸分も浪費せしめずして、そのあるべき方向に集中せしめ、結ぶ可き實を結ばしめる事——これこそ戀愛の當爲そのものである。我々はこの當爲に從つて、戀愛の要求を全部的に生かさねばならない。

（十三、十二、二十五。）

附記。此の論文の讀者は「一夫一婦の根據に就いて」（不二、一、二月號所載）を併讀せられんことをお願ひする

短文二十

武者小路實篤

一　天才

自分は天才讃美者である。言葉を換へて云へば讃美すべき藝術品をつくるものを天才と云ふ。それを讀むなり見るなり聞くなりして心が純粋に夢中によろこべる作品をつくるのを自分は天才と呼ぶ。自分は自分の心が夢中になつて喜ぶことを喜ぶが故に天才を讃美する。だからいくら他の人があの人は天才だと云つても、自分が夢中によろこべない作品をつくる人は天才とは思はない。それに反して自分が夢中によろこべる作品をつくる人は誰がなんと云つても自分は天才だと思ふ。

我々の心を純粋によろこばしてくれるものなら自分はどんな藝術でも讃美する、古今東西を問はない。たとへその喜ばしてくれるくれ方はなるべく深く、又全心的でありたい。自分の心の一部をよろこばすが、他は半眠狀態のまゝに置かれると云ふ作品は夢中に好きになるとは云へない。自分はこの心のよろこびに鈍感者なものが、藝術を一つの型に入れたがつたり、一つの主義に押し込めたがつたりする時、小ぼけ頭の持主だなと思ふ。人間の心と云ふものはさうせまつくるしくはつくられてはゐないのだ。

たとへば脚本に獨白をいやがる人があるとする。所がそのいやがる人が、舞臺の上で名人が獨白を云ふのを聞いて心が自づとよろこんでくるのを、無理によろこばないやうに努力したとする。その人は自分の主義に忠實な人とは云へるが、自分の心に忠實な人とは云へない。自分は主義に固執して自分の心に謀反するものをちつぽけ頭と云ふのだ。

ある社會主義者の母が自分の子供にブルジョアと云ふものを惡魔のやうに敎へこんだ、少くも不倶戴天の敵のやうに敎へこんだとする。そして子供にブルジョアと云ふものをあり得ないものに空想させたとする。そして子供がいよ〳〵小學校に入ることになつたとする。その時、その母は自分の子がブルジョアの子供をすきになつては困ると思つたとする。その母は主義に忠實だとは云へるが、人間の本性に忠實だとは云へない。僕はさう云ふ主義者を實に嫌ふ。さう云ふ馬鹿な主義者はないと云ふ人があると思ふが、現にさう云ふ心配してゐることを平氣でかいてゐる人があつた。もしその人が本當の貧民だつたり、勞働者であつたり、又水平社の人であつたりしたら、ブルジョアの子供を好きになれと云つても一寸なれない方が自然であらう。それならやむを得ない。しかし自然に心の内に起る愛を無理に否定させる敎へは愚である。又自然に起る愛を恐れる主義者は政治家としてはともかく、思想家としては一番下等な部類に屬する。殊に藝術家でありながら自分の心に忠實になれない人間があるとすれば、それは致命傷である。尤も自分の心の出來が人並より偏狹であるために、反つて一方に圖抜けられると云ふ人もあり得る。しかしその人も自分の心に忠實であつたが故に一方圖抜けることが出來たので、不忠實なるが故に自分の仕事を完成出來たのではない。

ルノアールやセザンヌの言葉を見ても、又ブレークなぞの書いたものを見ても、その他天才と云はれる多くの人は、中々頑固であり、好き嫌ひがはげしい。しかし彼等は自分の好きなものは何處迄も好きであり、自分の嫌ひなものは何處までも嫌ひであり、自分の愛する作品は何處までも愛する。他人とか、時代とかの御機嫌は氣にしない。其處から新

鮮なもの、生々したもの、全心的なものが生れるのである。天才で自分の趣味、内心の要求に不忠實な人間なんてあり得ない。自分の心に不忠實になり出したものは何に、忠實になつたらいゝのか。

ある主義の寄生蟲になつて滿足出來るもの、ある個人の思想、言行許りをたよつて生てゆかれるものは、そしてその他からは何ものもとらうと思はないものは、そんな寄生蟲的な人間は輕蔑しないわけにはゆかない。人間を一色にぬりたがる人は輕蔑すべき、お弟子根性の強い人である。

自分の主觀は何處までも大きくし、鋭くし、生々させるのがいゝ。同時に何處までも忠實でなければならない。時々自己に不忠實になつてまで特色を出さうとする人もあるが、そんな人間の面白くないのは當然である。他人からとり入れるものがあれば遠慮なく取り入れるのがいゝ。どんな大天才も最初の作は師の感化が露骨に見へてゐる。まちがへられる程だ。それを正面からとれるだけとつてゆく内自づとその人の生命があらはれ出すので面白い。感化を恐れすぎるものは小人である。特色を意識して出したがるものも小人である。

天才は他人の思はくを氣にするには、自己の要求が強すぎる。他人にわかつてもらうためにふみとゞまつてはゐない。常に自分の内の要求に支配されてすゝんでゆく人だ。

僕は煮え切らない天才、はがゆい天才、様子ぶる天才、技巧を弄する天才、他人の主義から脫するのを恐るゝ天才。そんなものは信じない。

鬼才と天才とちがうのは、鬼才は人間の心の一部が恐ろしい程發達した人に名づけるべきもので、天才は人間の心を全部的に動かす力をもつ人に名づけるのが本當である。

天才を尊敬しない人間は、心のよろこびを純粋には知らない人である。そして世間にはさう云ふ人が多い。だからつ

まらないものを天才とよんでゐる。一寸面白味がある程度のものをつくるものは小才子であつて、天才でないのは云ふ迄もない。

天才は生れつきなものにはちがいないが、しかし死ぬまで進歩する人にのみかぎる。ドイツの雜誌で見たのだが、能才は生長力がよはいが、天才は何處までも生長するものゝやうに區別してあつたが本當と思ふ。能才の頭腦はすぐ一パイになり、すぐあふれるが、天才の腦はいくらでもとり入れる力があり、あふれると云ふよりも、時々噴出すると云ふ方が本當である。内の内からあふれ出るのが天才である。

だから能才の仕事は味がわかりやすいかはりにすぐ味がなくなる。一寸見はおどかすが、深かい味はない。天才の仕事は見かけがどうあらうと、奇拔であらうと、平凡であらうと味はへば味はう程味が出て來、愛すれば愛する程、正味を見せてくれるものである。

二　通俗小説

通俗小説を讃美することがはやる傾向がある。トルストイの「戰爭と平和」ユーゴーの「ミゼラブル」ドストエウスキーの「罪と罰」さう云ふものを通俗小説と云ふのなら讃美してい〻。日本の多くの小説のやうに專門家以外の人には面白くない作品許りでは困る。誰が見ても面白がり、誰がよんでも夢中になり得る作品、そして其處には作者の精神が全部的に動き、調子を少しもさげてゐない。さげてゐない所か、上るだけ上げてゐる。

人類全體の心にふれやうと云ふ意氣込みでかいた作品、それを通俗小説と云ふのなら、僕も通俗小説をいつかかきたく思ふ一人だ。僕は小説よりも脚本の方が自分にむくと思つてゐるが、脚本は殊にすべての人の心をつかまへてはなさ

ない力がある方がいゝと思ふ。しかし僕は一方に專門的な、少くも高級な小說や脚本もあつていゝと思ふが、どんな場合でも一人よがりはよくない。

しかし通俗小說と云ふ言葉はどうも少しよくない意味がふくまれてゐるやうに思ふ。調子をさげると云ふ意味がふくまれてゐる。又面白くよませるために意識した用意が必要だと云ふ意味にとれる。それでは困る。創作と講談の間が通俗小說ではほめるわけにはゆかない。さう云ふものもあつてもいゝものだが、それは時間つぶしにすぎない。藝術品と云ふ名を呈するわけにはゆかない。しかし通俗小說と云ふのは一般の人の心に徹底させるものと云ふ意味なら、僕は大藝術家は皆さう云ふ心がけをもち、又もたなければならないと思ふ。わざ／＼他人にわからないやうにかくと云ふことは文學の精神に背く、一種の探火女的現象だ。或は反動的現象である。或は鬼才の人のやることで、天才の人はすべての人の心に自分の心をしみ通さうと云ふ意志を感じるにちがいない。

それは强烈な光、强烈な熱と性質を同じくしてゐる。誰の心も照したい。誰の心もあたゝめたい。たゞその力が弱い時その希望を果すことが出來ないだけだ。

つまり實力問題である。實力がないくせに皆の心にしみこむものを書かうとすれば、勢ひ熱のない、要領を得ない、あぶく見たいなものをかくより仕方がない。それよりは小さくてもいゝから、熱の内にこもつた、ふれることの出來た人には人間の心を進步出來るものをかく方がいゝ。文藝の世界は量よりも質である。自分の心を空虛にしてまで他人に氣に入るものをかかうとしたら、それは輕蔑されても仕方がない。

自分に實力がありすぎれば、そして自分の心の内に誰の心とも共通なものを多量に持つてゐるならば、そして自分の本音をはけばはく程、多くの人の心にふれられゝば、僕はその人を仕合せものだと思ふ。

尤も文學にもいろ〳〵ある。廣くもあり、深くもあり、大きくもあり、高くもありと云ふ作品があり得る。大海のやうな、たとへばイリアッドや、神曲や、ドンキホーテや、ファウストのやうな。まだいくらでもある。かう云ふのは勿論立派である。

同時にある少數の人にだけ限りない深いものを見せる作品があり得る。ブレークの如く、シュウエデンボルグの如く、老子の如く、それにふれることの出來る人は前者に優るとも劣らない程感心出來るが、一般とはゆかない。かう云ふ作品は少數の人には實に立派なものであるが、多數の人とは無關心だと云ふことが云へる。自分はかう云ふものも尊敬する。

小粒であるが寶玉のやうな作品も自分は愛する。愛することが出來る作品を自分は愛しないわけにはゆかない。

だが一般の人には愛讀され、夢中によまれるが、心ある人がよむと空々しく、空虚で、つぎはぎで、ごまかしでと云ふ作品はほめるわけにはゆかない。部分的にはいゝ處があつても全體としていつも同一の味切りくりかへらないものを無理にながくしたものは、退屈しないわけにはゆかない。

要するに誰だつて、創作的本能を感じ得る人なら他人の心にふれたい、他人の心にしみこみたいと思はないものはあるまい。ひねくれた人間でない限り。しかし調子をさげてまで多くの人に愛讀される位いなら、多くの人に憎讀されても調子をあげたいと云ふのが、眞の創作家の本能であらう。

しかし本當に力のある人なら、そして創作的本能を最も健全に全部的に生かすことが出來たら、全世界の「人の心をもつ人」の心にふれ得るものをかくであらう。そしてその心のこらずに愛を送るであらう。それが出來ないのは創作家として恥るべきことであると思ふ。

しかしいくら耻かしくとも、自分の全力的仕事をしてゐるものは許さるべきである。自分の本心が生きない道で自分の創作的本能が生きない道で通俗的なものをかくよりはずつと作家らしい良心をもつものである。

今の日本の通俗小説はまだ調子をさげる方のゆき方が多いと思ふが、眞に賞讃すべき通俗小説と云ふものが存在し得るならば、それは調子をますく高めて、すべての人の心に喰ひ込む力を强めることでのみ達せられるものである。それをねらつてゐる人もあると思ふが、まだこつを本當にはのみこんでゐないと思ふ。

三 心の要求

文藝は心の要求で進む。だからある種の文學が起ると、そのすぐあとにはそれと正反對のものが起りやすい。クラシツクの冷靜なものゝあとにはロマンチツク、ロマンチツクの空想的なものゝあとには現實的な自然主義。等。

人間の心の一方だけを滿し得るものが人間の心をながい間滿足させるわけにはゆかない。人間の心が禁斷の果を食ひたがるのは、餓えさせられた心の半面が生たがるためである。健全に發達したがる心のあらはれである。流行思想がいろいかはるのも、つまりは心が全部的に生きたがるためにすぎない。自分の心を全部的に生かすものを求めることが何より大事である。

その人にとつての唯一の道を歩くのが賢い。內心の要求なしに流行のおともをしてゐるのを見ると、滑稽である。

四 滿足するまで

他人の作品を見て、感心することはいくらでもある。殊に西洋のものを見ると。そして自分にはとてもかけないと思

ふことを實に立派にかき、あざやかな特色を出してゐる。

しかしその作品で滿足出來るかと云ふと出來ない。何處が自分の求めてゐるものとちがう。自分の求めてゐるものを滿足に充たしてくれるものは自分がかくより仕方がない。しかし自分で滿足出來るものがかけるかかけないか。それはやる處までやつて見なければわからない。自分は自分の作品で滿足してゐるものは一つもない。之からだ、之からだと思ふ。滿足することの出來る域までは進み切りたいものだ。

五　創作家でない人の自傳

創作家でない人の自傳には、事實の面白さはあるが、かく動機が淺いのが目につく。何のためにかくのか自分でもわかつてはゐないのだと思ふ。たゞまん然と自分のことを人に話したい本能にかられてゐるだけのやうだ。

眞創作家が自分のことをかくのは、自分を通して一個の人間の正體をどうかしてつかみ出したいからである。恥や外聞以上の力に支配されることがまるでなしには創作はかけないものである。

六　兎と龜

兎と龜がかけつくらして龜が勝つた話は、諸君は御存知と思ふ。兎が居眠りしてゐたために龜に負ける。之は教訓話である。しかし事實は時々その反對のこともあり得る。

龜が日向ぼつこして居眠りしてゐるにかゝわらず、兎は一生懸命に永遠の目的に向つてかけてゆく。龜は普通の文士で兎は天才になつた文士である。

七　地球を超越

今日大阪每日を見たら、地球からとび出して月でも火星でも金星にでもゆきたい處にゆける方法を考へついた人の話が出てゐる。まだ僕には腑におちない處があるがしかし今にそんなことも出來ると云ふことを信じることが出來さうな氣がして來た。人類は地球と心中しないでもいゝ時が來ることが信ぜられるのは愉快なことである。しかしその內には地球がつぶれずにすませる方法も考へ出す人が出來るかも知れない。少くも地上の資をもつて人類が地球以外の世界へ移住することが出來ると云ふ想像をすることが出來るのは愉快なことである。之で月や火星まで行つて、又歸つてこれることが發明出來ればなほうれしい。そしてそのことは不可能なことでない時が來さうに思へるのはうれしい。

中々人間と云ふ奴は奇拔なことを考へ出すものである。

人類があと二三萬年今の勢ひで進んでいつたらどんなことを仕出すかたのしみである。

どうせ生てゐないのだからどうでもいゝやうなものゝ、人類の亡びることを考へるのは心細く、人類の榮へるのを豫想するのはこの上なく明るい感じがする。自分は人類の意志を其處に感じる。

八　ある階級

ある階級のために働くと云ふこともつまりはそれが人類の生長に役立つから人類からよしと見られるのだ。人類の立場に立たずに、人類はどうなつてもいゝ、ある階級、ある國だけが勝利を得ればいゝと云ふ考へは、人類の意志に逆ふ。

自分は人類の意志を無視する點のある運動には、その點だけ反對するものでありたい。

九　自分の覺つたこと

自分は一つのことを知つた。それで僕は萬事について自分の考をはつ切りもつことが出來るやうになつた。それは「自分も生き、他人も生きる」と云ふ世界が本當だと云ふことである。このわかり切つたことがわからないのが多すぎるのに自分はおどろく。このことを自分は根本から知つた事が、自分の確信をもつ理由である。この兩者が矛盾しない道があり得ることを自分は知つてしまつたのである。

この點で僕の道徳、僕の人生にたいする態度、社會にたいする態度が確立したのである。あまりにわかり切つたことが、自分にはつ切りしたにすぎない。

一〇　この人の價値

大概の人は境遇に支配される。しかし支配されないものも持つてゐる。自分は境遇に支配されるものはどうでもなるものだから、信用しない。

自分が信用出來る人と云ふのは、境遇に支配されない自我をもつ人である。どんな時と處でもその人の持ち味を强く出せる人である。

如才ない人間は組しやすいが、信用は出來ない。どんな時と所でもその人の頭の動く程度は大概きまつてゐる。その頭の動きでその人の頭の質と量を知る。それさへ知れば、その人の仕事の程度が知ることが出來る。

僕は作品を見る時、第一にそれをかいた人の頭の質と量と傾向を見る。之以上のことは出來る人か、出來ない人か見

る。その人がどの位いの程度の人かを見る。だから作品のかき方とか、傾向とか、主義とかにはだまされずにすむ。稀牛が「家鴨はいくら洋行しても白鳥にはならない」と云つたのを二十何年前によんだことがあるが、それは本當である。その頭の本體、質や量は文藝上の主義や運動によつて變化するものではない。だからその人のものとして出來のよしあしはあるが、その人以上の作品はその人には絕對に出來るわけはないのである。

頭をよくすること、技巧を冴えさせること、材料を豐富にすること、それは出來ることであり、又大事なことであるが、その人の頭の程度に限りがあることはまぬかれない。その限りを知ることが、その人の大きさを知るカギである。

役者がいろ〳〵の役をして出て來ても、つまりはその役者だけのこと切り出來ないやうなものである。

自分の持ち味を完全に大きく生かす。それだけが藝術家に許されてゐることである。いくら變化して出て來ても持ち味が貧弱では、僕は尊敬出來ない。しかし自己の持ち味を完全に生かすことが出來たらいつのまにか、無理なものに根をさしこむであらう。さうしたら持ち味が貧弱とは云へないことになる。

しかし自分の持ち味を殘りなく生かす根氣と、自分の藝術的良心をいやが上にも鋭くすると云ふことは誰にもゆるされてゐることではない。それを持つことの出來るものは、小さくとも美の世界に一つの星として、或は一つの草花として人類と共に生ることが出來るであらう。

一一　徹底した嫉妬

竹田全集をひろいよみしてゐたら新納武藏守忠元と云ふ男が、自分の最愛の女中が居間で字をかいてゐるのを見てあやしく思つて、それを見ようとしたら、おどろいて女がその紙をかみしめて吞んだので、忠元は「あやしみ怒りて、卽

座に手打して、其腹をさぐり見るに、一首の古歌をかきたり」で
「人ならばうき名を立ん小夜深て、
　枕にかよふ軒の梅が香」
とかいてあつたと云ふ話が出てゐたが、一寸昔の日本でないと見られない話と思つた。
證據のつかみ方が簡單明瞭すぎてへんな氣がした。性急にも程がある。その事實をかいたあとで竹田は
「さすがにたけき忠元も、其風流に感心して、そゞろに淚にくれけるとぞ」とかいてゐる。時代や、境遇で人間の考がちがうものと思ふ。

一二　ひろいよみ

僕は本を始めつからしまひまでよむことは滅多にしない。小說や脚本類は別だが、隨筆や詩や感想、評論のやうなものはひろいよみをするのが好きだ。僕は一寸の時間をぬすんで本をよむのが好きだから、滅多に長いものはよまない。長い原稿をよんでくれと云はれるのは隨分僕には苦痛だ。僕はどんなにいゝものだと聞いても長いものは中々手をつけない。二十二三迄は長いものゝ方が好きだつた。小說のおはりがちかづくと殘念だつた。もうあと百頁位い切りないと思ふとがつかりした。今は百頁のものをよむのさへ中々だ。齡をとるに從つて頭が頑固になり、自分の頭の軌道からはなれたくない。自分の頭が自づと考へること以外に頭を向けることは苦痛である。

手紙の返事をかくのでも頭を向けたい時が來ない內に頭をあつちこつちに向けさせられるのが閉口で返事のかけない時がある。第一自分がものを考へてゐる時、人から話かけられて考を中斷させるのも閉口な時が多い。だから無遠慮に

永年難治の習慣も忽ち改まる

簡易な禁煙方法

驚くべき『カロット』の効力

三月五日の讀賣新聞はポー型の天才富ノ澤麟太郎氏の死を報じてゐるが、その後に『彼の生命を奪つたものはバットではないかと思はれる。彼は一日に十三箱も吸つてゐたからだ』とある。バットの十三箱とは聞くだに物凄い。兎に角煙草の害は過度に用ふるに依つて起ることは事實だが、吸つてゐる中に段々多量に吸ふ樣になるので不知不識の間に身體を惡くしてゆくものである。

煙草を止めると云ふ言葉はよく聞くが、絕對に禁煙したと云ふ人は餘り多くない。それは如何に禁煙が困難であるかを物語つてゐるもので永年の習慣は容易に改まるものではない。

所が玆に面白い一つの禁煙方法がある。『カロット』を口にすれば煙草を用ふるに少しも異ならないから手持無沙汰でないばかりでなく、適量の朝鮮人蔘の精氣を含んで居るから、根氣をよくすると同時に溫雅な香氣と忘れ難き精凉な甘味は輕い刺戟と快感を長く口中に殘して之れを口にすれば煙草に對する永年の嗜好を忘れて煙草を吸ふ氣にはなれない。殊に口中の惡臭又は食後や夜中に口の中がねばる時に用ゆれば忽ち爽快になり、暫く常用すれば永年のニコチン中毒も完治する效力がある。但しこれは眞劍に煙草をやめようとする人でなければお勸め出來ない何故なら、再び煙草がまづくて吸ふ氣になれないからである。これは實業之日本社あたりでも實驗してこの效力に驚いてゐるのでもわかる。煙草の害を知りつゝ、永年禁煙出來なかつた人、神經衰弱、慢性胃腸病、消化不良その他禁煙したら屹度治り肥つて來ると感じてゐる方は是非之のカロットを試みられるが良い。大倉男爵と大阪朝日の村山社長との禁煙の約束なども面白い一例である。

賀川豐彦・著

死線を越えて 下卷
壁の聲きく時

我家庭になくてはならぬ一夫一婦聖愛の小說

愛の感激であり、靈の生活であり、人格主義を體驗づけた本書が、此の不景氣の空に唯だ一書、飛ぶやうな賣行きを示すはそれは當然の事である。凡百の讀みものの總てが淫蕩を對象として書かれたるに拘らず、本書は實に一夫一婦家庭道德の純愛を基調とし、三角戀愛を排し、陰慘なる修羅場—貧民窟—誘惑多きゴロツキの群——にも感激の生活を徹底せしめた大男子の凱歌である。殊に彼が死を誓つて勞働爭議の陣頭に立ち、震災救護の最前線に立つた勇氣ある涙ぐましい血の記錄を讀むものは、唯一人として首を上げ得ない。特に彼が唯物主義の弟の爲に捧げた熱烈な唯神主義は讀者の心臟を强く鼓動させではおかない。眞に人格主義の勝利に共鳴する人々、純聖愛の一生に强く生きんとする若き人々の爲に本書を捧ぐる。

◎四六上製　定價貳圓八拾錢　送料貳拾四錢

（上卷）死線を越えて　二百八十四頁　定價參圓　送料貳拾壹錢

（中卷）太陽を射るもの　百七十六頁　定價貳圓八拾錢　送料貳拾壹錢

發行所　東京市芝區愛宕下町　改造社　振替東京八四〇二番

話かけられる人は時に閉口する。

自分は自分の頭には常に考へたいことを考へさしておくことにしてゐる。本をひろいよみするのも、時による。時にいろ／＼のものがよみたくなると、たのよみたい本をとつて來て、あつちこつちをひろげて見、少しよむと滿足して、又ぶら／＼したり、何かかいたりする。かう云ふよみ方はいゝかわるいか知らない。人によつては害があるかも知れないが、自分はさう云ふよみ方がすきである。

さう云ふ自分は佛教についての左のたとへ話をよんだ時、同感した。

「或る旅人があつて喉がかはいて仕方がなかつた、處がやつと水をもとめて湖水のほとりに出ることは出來たが、あまりに水が多すぎるので何處からのんでいゝかわからないので、とう／＼水をのまずにその旅人は渇へ死にした。」誰でもこの話をきいて旅人を馬鹿にしないものはあるまい。

しかし我等が佛教を研究しやうと思つて、佛教に關する本を見たとする。とても之を皆よむことは出來ないと思つて、がつかりして、研究する氣がすつかりなくなると云ふ事實はあり得ないことではない。僕なんかもよくその一人のことがある。

水をのむものは何處からのんでもいゝ。そしてのみたいだけのめばそれでいゝ。渇へさへなほればいゝ。それのやうに眞理を求めるものはその內のよみいゝ處からよんでゆけばいゝ。そして心が滿され、清められ、よろこべばそれでいゝはづである。

始めつから終りまで順序によむと云ふ必要はない。よみたい處からよめばいゝ。手あたり次第よめばいゝわけである。自分の要求さへしつかりしてゐれば。

くだらない學者は内の要求なしに勉强する。又要求なしに本をよむ。よみすぎる、だから暗記は出來ても自分の血や肉にはならない。自分の内面生活を枯死させ實感を貧弱にする。そんな人間のかいたものをよむと凡そ不愉快である。自分の心の滋養分にならないものをよむことはおよそ馬鹿氣たことである。自分の心を練りたいために讀書することが大事である。

一三、教科書と僕のかいたもの

教科書が國民の精神上の唯一の糧のやうに思つてゐるものは利口ではない。教科書だけよんで他のものをよまない人はどんなものをよましたつて安全である。僕のものを教科書上にのせなければそれで安心出來る人には安心させてやりたい。さう云ふお人よしを見ると可愛いくなる。低腦な人間と云ふものは憎らしくないものである。いゝ齡して教科書でさへ安全第一を教へれば、それで新時代は來ないものと思へるものには安眠さしておいてやるがいゝと思つてゐる。

僕も教科書のおかげで應擧が一番偉い畫家であり、惡い事をしても正直に云ひさへすればほめられるものであり、松非よりもしい非の方が有用だと云ふやうな先入主を得たが、その他は逸話文庫を一冊讀んだ位い切り、讀本では利益を得てゐないやうだ。

僕のが文部省の本にのせたがらない人のあるのを怒つてくれた人があるが、僕は滑稽に思ひ、名譽に思ふ位いである。今の教科書にのるやうではあまり安全思想すぎるやうで不安さへ感じる。僕は自分の思想を危險とも思つてゐないが、文部省の人のつくりたい人間さへ出來れば天下泰平だとは思へない人間である。

もう少し生きた人間が必要である。そして生きた人間は教科書許りよんで滿足してはゐられないものである。

一四　新しき村にゐる人

しかし僕のものを敎科書にのせることを非難した宮崎市だけでは有名な代議士のその理由は少し珍妙である。僕の思想がよくない。新しき村の四海同胞主義はよくない。人間は人間らしく生ない方がいゝと云ふ議論から僕のかいたものを非難するのならわかつてゐるが、新しき村に社會主義の人や、共産主義の人がゐるからいけないと云ふのだからおかしい。

何處何處の村には社會主義者や、共産主義者が居るからその村に住んでゐる間は、その人のかいたものは敎科書にのせてはいけないと云ふのとよく似てゐて滑稽だ。僕の思想が社會主義や、共産主義と何處か共通があると云ふのならまだわかつてゐる。又新しき村ではさう云ふ人許りをあつめたがつてゐるとか、さう云ふ人を養生してゐるからと云ふなら、事實とまちがつてゐても理窟にはあつてゐる。しかし村にさう云ふ人も住んでゐると云ふのでは理窟にあはない。處が實は現在にはさう云ふ人は一人も住んでゐないのである。

勿論僕は村には何に主義者の人はすんではいけないなぞとは云はない、人間であつて、村の規定を守るなら何に主義を持つてゐると云ふことは問題にはしない。社會主義になつたから出てもらつたことも一度もないし、國家主義だから出てもらうと云ふこともない。唯物論者でも唯心論者でも、國家主義でも、社會主義の人でも赤裸々の人としていゝ人なら敬愛する。しかし社會主義の人はこの山のなかにゐるよりは巷に出てさわぐことがすきだ。だからたまに來てもおちつかずに出てしまう。又僕も一個人としては社會主義や共産主義の人とは考がちがう。しかしそれで村を出てもらう必要は認めない。自分で出るのは自由である。

しかし新しき村は四十人切り人を入れないつもりでゐたら二三月前誰かゞ數へたら五十人になつてゐた。之で歸る人が歸つてくると五十五六人になる。當分他の人を入れる餘地がないと云ふ貧弱村である。

しかし人數は少ないが元氣者が多いから面白い。皆何かしたがつてゐる。

一五　何かする

人間は何かすると云ふ意氣があるので面白い。自分の頭を使はずに、命じられたこと許りしてゐては面白くない。青年の活氣がなくなるまで學校生活をし、出るとすぐ與へられた仕事を上役の云ふ通りに處理してゆくのでは人間の內の生命が生きやうがない。だからそんな人間は自分の頭でものを考へ、自分の頭で自分のしたいことをしたい通りにやつてゆくと云ふ力を失なつてしまう。主義も意志もない、他人の使用人になつてしまう。そんな人間からは面白いものは生れない。自分は生々した人間が好きだ。自分の內の生命に支配されるものが好きだ。自分で考へ、自分で計畫し、それを自分で實行し、まちがつた處や、考へたりない處は他人に教はり、力の足りない處は助力をたのむなり、他人に任せたりして、自分の內の力相當の仕事をし、又自分の實力の生長するやうに仕事をしてゆくことが大事である。それでこそ人間である。

自分は他人の世話をやく人間は先づ第一に自分の仕事をもつて、それは內發的に立派にやつてゆかうとする意志の强いものであることを要求する。他人のことをかれこれ云ふのは誰でも出來るが、立派に自己の生命を生かすと云ふことは當人より他の人には出來ないことだ。新しき村の仕事に自分が變らない期待をもつのは、皆が自分の要求で生てゐることだ。他人の要求に自分をあはせないことだ。そして自分の仕事を各自が研究し立派に一人前以上の人間になりたが

つてゐることだ。

杉の林が立派になるのはすべての杉が生々することが何より大事だ。自分の生命を卑屈にすることは第一にさけなければならない。又他人の生命を卑屈にすることは更にさけなければならない。各自が自分の生命、自分の仕事に忠實になればなる程、その社會は立派になり、幸福になり、生長する。さう云ふ社會で村がある故に自分は村を信じるこさう云ふ社會が少くも日本に他にあるかと云ひたい。新しき村を科學的社會主義以前のものと思つてゐるものは生命の要求を内に感じることの甚だよはい人間にちがいない。

自分は生命を信じる。人類の意志を信じる。それより他に人類がよく生る道を見出し得ないことを知つてゐる。

一六　獨立と協力

獨立と孤立とをごつちやにして、獨立心の強いものは協力心がよはいと思つてゐるものがある。しかし獨立したもの同志以外には協力は存在出來ない。それは征服者と服從者を意味する。眞の協力は獨立したもの同志で出來る。獨立したものは協力の價値を眞に知ることで始めて協力する。協力の價値を知つて協力するもののみ、本當の協力家である。

協力の仕方を最も賢くするためには、教へをうけることも、又他の人と折れあい、ゆづりあふことも必要であらう。

獨立者は協力する時、最上の方法をとる。自分がいゝと思ふことが出來ないのはひねくれ者で、獨立人ではない。

一七　國民の義務教育と選擧

選擧する人の資格問題がやかましい。殊にやかましく云ふのが貴族院なのは國家の未來のために心配すべきことだ。一

階級爭鬪の意識を強めるより他に役に立たない。自分で自分の足の下に穴を掘つてゐるやうなものだ。

選擧する資格があるかないかをきめる唯一の標準は國民の義務教育を果したかどうかできめるべきである。國民の義務教育と云ふ以上はそれを果せば一人前の國民になれたはづだ。國民を一人前の國民にしたいためにのみ國民の義務教育と云ふものはあるべきである。義務は果したしかし權利は與へられない。それでは義務と云ふ言葉に對してすまないはづだ國家が責任をもつて教育する以上は、その教育をちやんとうけたものは一人前と見てい丶はづだ。それで一人前と見られなければ國民教育の目的と云ふものは何處にあるのだ。教育の仕方を根本からかへなければならないことになる。國民の義務教育でそれを果した以上は當然、ある年齡に達したら選擧權を與へるべきである。その他のことは問題にする必要はない。そして正當な理由で國民の義務教育を果せなかつたものもそれを果した者と同じ程度の實力があることがわかれば許してい丶。いくら誰を選擧したつて貴族院の内の低腦連よりはましな人間が選擧されるにちがいない。貴族院にだつてい丶人もゐる。僕が厚意をもつてゐる人も四五人はゐる。しかし僕の級にも一年ゐた落第名人の圖拔けて低腦だつた人も貴族院にはゐるはづだ。世間ではいくらなんでもそんな馬鹿は選擧されない

しかし選擧權があるからと云つて見ず知らずの人間、どんな考へをもつてゐるか、どんな人格の人か、信用が出來る人か出來ない人かを知らずに選擧するのは愚である。い丶人がない限りは高見の見物がい丶。い丶人だけ、自分の信じる人だけに投票して、あとの人には投票しないと云ふことは必要なことである。僕なんか誰もわざ〳〵議員にして見たいと云ふ人はない。今に出來るかも知れないが。しかし國民の義務教育だからやれと云つて、それをやつたものに、お前は國民として一人前の人間にまだなつてゐないと云ふのは、國家を侮辱し、教育家を侮辱し、國民をあざむくものだと云つてもまちがいではあるまい。

國民を教育する人を養ふ金をへらして、そして義務教育の價値をへらすことに骨折つてそして義務教育を終つた人間は、一人前の資格のない人間なぞとすまして云つて、そして待合なぞで政治的野心をつつ張してゐる連中は自分の足の下に穴を掘つてゐる人間だ。

その犧牲になる子弟はたまらない。自分は子供を愛するなら政治的野心はすてゝ、百年の計をたてることが必要である。

一八　政治的野心

僕は政治的野心家を嫌ふ。之は人間のくづである。國民の生命のことを考へずに、自分の利益、名聲、野心の滿足のために他人はどうなつてもいゝと云ふ奴は實際不愉快な奴である。金もうけるために戰爭のあることを望んだり、自分が出世するために親友や上官の死を望んだり、他人を幸福にすることを考へずに、自分の虚名をのぞむ。

こないだ論語をひろいよみしてゐたら、孔子が「紫の朱を奪ふを惡む。鄭聲の雅樂を亂るを惡む。利口の邦家を覆すを惡む」と云つてゐるが、小理窟云つて國民の運命に無知な、あとで恐ろしいことが起ることを知らない。利口がりは不愉快なものである。自分より馬鹿者を利用して天下をあやまる男、そして善良な人間に取りかへしのつかない迷惑を平氣で與へるものを自分はよろこばない。

すべての人がよろこんで生きられる世界を熱望しない政治家、そんなものに時を得顏にふるまはす時代はもうすぎてゐるはづだ。

時代おくれの代物は困りものである。

一九　政治家は

政治家は第一に自分の野心から超越すべし、眞に人間がどう生るのが、本當かを考へるべし。そしてその目的にたつする一番まちがいのない、そして一番安全な道を考へるべし。

人間の生命、個人の價りを尊敬すべし。

人類全體が幸福になり得る道を見通し、その方に進むべし。

自國のことを考へるのも今の場合必要と思ふ。他國のまちがいより自國内に行はれるまちがいを先づなほすべし。米國の日本にたいする無禮を氣にする前に、日本人同志、及び日本人の朝鮮人、支那人にたいする態度を反省すべし。利慾に目がくらむのは甚だ困る。

勿論、我等は人間を理想的なものと思ふわけにはゆかない。だから理想的な態度をとりさへすればいゝとはゆかない。國民の實力相當なことを我等は望むべきであるが、自分達の利益を考へる時ではない。もう少し眞劍になつて國民の運命、人類の運命を考へるべき時である。日本の政治にも、確乎たる理想が必要である。

つまらぬことにムキになつて大事なことを忘れてゐるのは恐るべきことである。

自分は日本が眞理によつて、又人間の生命にたいする熱愛で他國にまさる時がくることを切望してゐる。自分は日本が今度は人類のゆくべき道を暗示する使命をもつてゐると思ふ。自分は正直なことを云ふと現存する政治家や實際家に望みをおくことは出來なくなつてゐる。たゞ我等の內に生てゐる生命の力を信じる。若きものは自己の生命に徐々すなほになることが出來、新しき日本を生み出すであらうことを信ずる。

二〇　生　命

自分はたゞ人間の內の生命を信じる。

人間らしく生きたいと思ふ、人々の意志を信じる。それにすなほになれる人を信じる。

自分の內の生命にすなほになれるものを信じる。其他は信じない。(二五、三、三一)

野口米次郎著

四六判 並製

定價壹圓八拾錢 送料十六錢

先驅者の言葉

新刊

ヨネ・ノグチは詩以外文明批評が天下獨特だ、本社は氏の此天分を知る人なきを遺憾とし本書を出版し彼の文明批評家としての價値を世に問んとするのである。謙讓の德を知る彼が、先驅者を以て自任するに於ては、何事か語るに相違ない。彼は想像と現實との間に音樂を奏する樂天家である。一地方主義を世界心から批判し價値付けて精神的破産から逃れる近代人である。人生の偶然を眞理の必然から眺めて群から離れる勇者である。然し先驅者として彼の悲哀は盡きない。請ふ本書を繙いて彼の樂觀が悲觀と一變する場合の痛ましい叫を聞け。

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

現代代表自選歌集刊行

現代日本の歌壇代表作六冊を本社より出版することになりました。此の六氏の歌壇に於ける地位は改めて玆に申すまでもない。大正歌壇を永久に記念すべき金字塔として各家の一讀をおすゝめします。「朝の螢」「立春」は既に出來、他の四著は五月中旬までに出來します。

齋藤茂吉著　朝の螢　定價壹圓五十錢　送料十五錢

島木赤彦著　十年　定價壹圓五十錢　送料十五錢

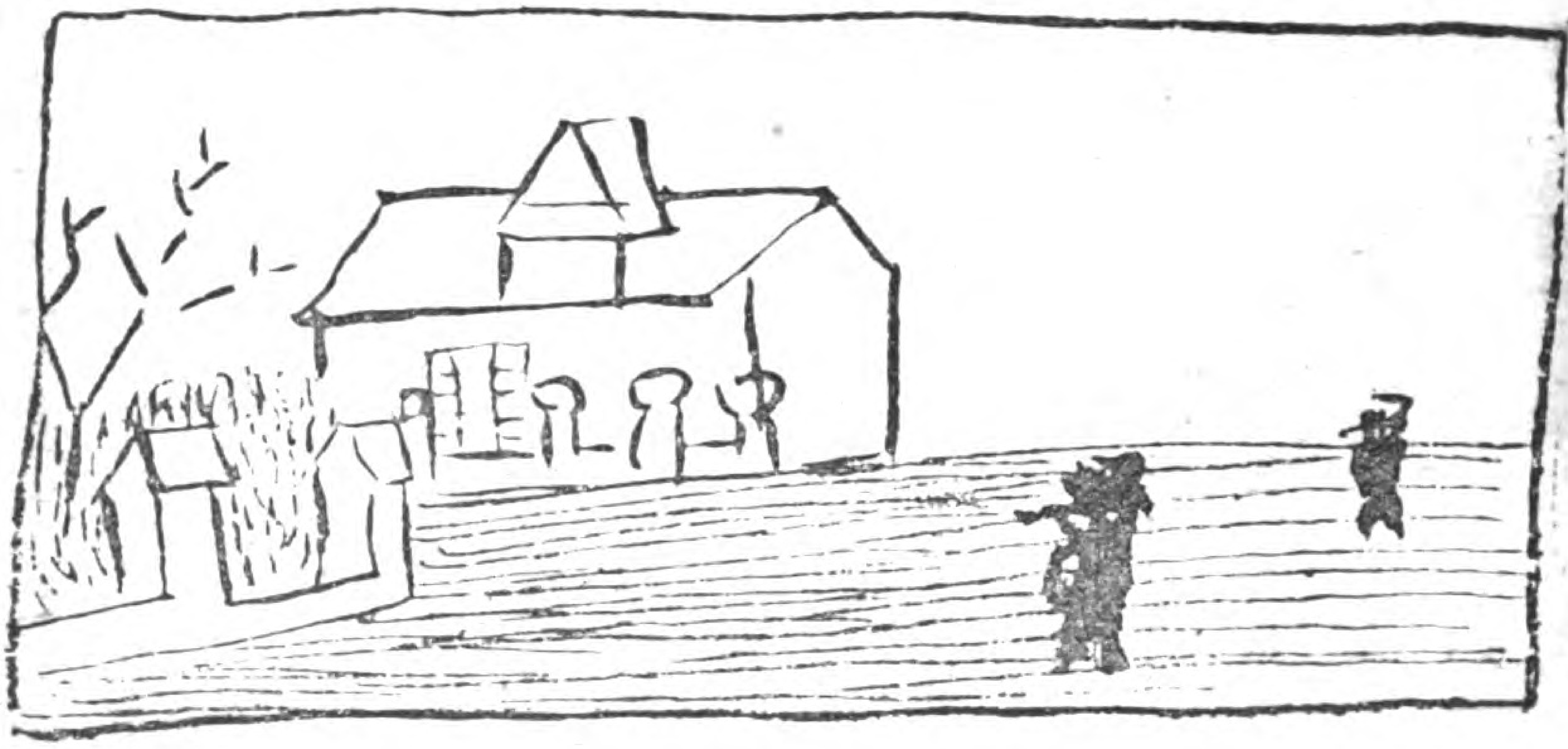
古泉千樫著　川のほとり　定價壹圓八十錢　送料十五錢

中村憲吉著　松の芽　定價壹圓八十錢　送料十五錢

釋迢空著　海やまのあひだ　定價壹圓八十錢　送料十五錢

木下利玄著　立春　定價壹圓八十錢　送料十五錢

改造社



あめんちあ（遺稿）

富ノ澤麟太郎

『この一篇は私がいちばん力をいれた作です。どうか一讀して下さい。すみませんがこれですこし旅費を？』と卒直に云つて記者の前に差出された。あの謙遜な、そして煙草好きであつた富ノ澤君はこの一篇を殘して飄然と山深き紀州へと旅立つた。受取つた記者は故ありて數ケ月の旅行をなし、歸つて直に君の浪漫的な訃報に接した。此篇を手にし、そして極端な『女嫌ひ』であつた故人が異常の心血を注いだこの一篇を讀んで深い感銘に打たれた。茲に登載して哀悼の意を重ねてす。思へば君の短かかりし青春は惜しき限りであつた。（記　者）

彼はどつしり掩ひかぶつてゐる雨催ひの空を氣に病みながらもゆつくりと路を歩いてゐた。さうして水溜のやうに淡く耀いてゐる街燈の下に立止るたびに、靴の上へ積つた砂埃を氣にするのであつたが、彼自身の影さへ映らない眞暗な路へさしかかると、またしても妙に落着きを裝うて歩きつづけるのであつた。

彼がやうやく辿り着いたこの路は、常に歩きつけてゐるなじみの場所である。さうしてたつた今、彼の歩いてゐる左手には、二軒の葬儀社が店を構えてゐる。しか

しいまはそこが見えない。さうしてその一軒の大きい方の店頭には、いつも一匹の黑斑の猫が顏も動かさずに、通りの人人を細目に眺めながら腹這つて寢てゐる。彼はその猫の鳴き聲を聞いたことがただの一度もない。若しかしたなら彼女は瘖かも知れない。たとひ彼が路傍の一人の男としても、さうたびたび歩き合はせてゐるうちには、一度ぐらゐ彼女の鳴き聲を耳にしてゐてもいい筈である。さうして必ず日に一度、彼はその店の筋向ひの三角卓子のあるカフエのレコードに聞き惚れて、そこに立ちつくすこともあるからには、その猫の聲を味はつてゐなければならない。

　彼は常に思ひ惑ふてゐることを、またしても氣に病むまま想ひ浮べてゐるうちに、一軒の古本屋の前を通り過ぎてゐた。赤い電球が電柱の陰に見え隱れして、歪んだ十字架のやうな岐路の一方に、ひとり夜の心臟のやうに疼いてゐる。その標的は交番所である。彼は急に足早に歩調を刻んだ。この時突然、彼には二間とは間隔のない路巾が、彼自身の軀を壓しつぶすやうに、同じ速度を踏んで、左右から盛り上り盛り上り迫つて來るやうに感じられた。彼は右へ曲らうとするはづみに、ちらりと交番所のなかを窃み見した。鬚のない若い警官が、手にペンを握つたまま入口へ乘り出して、彼の樣子をぢつと瞰めてゐた。彼の瞳には、開らかれたままの白い帳簿が映つた。彼は瞬間に心持ち歩み惱んで、その足並みを崩さず、交番所に隣接した郵便局へ心を向けてゐた。

「金……………金……………金……………」

　彼は胸のうちで呟いて、後ろを振り返つてみた。警官の土龍のやうな眼は、突き出る首とともに彼の後姿を追ふてゐた。彼は自分が踏み早める靴音に驚いてゐた。さうして彼はまつしぐらに路地から路地を滑り拔けながら、黑色の深い杉森の寺院のなかを縫ふて、やうやく煙草店のある路地へ忍び込み、そこから宿の前へ跫音を止めた。

　この宿の戸は夜中でも鍵の必要がないほどやかましくがたつくので、彼はその開閉のたびに宿の人人へ大へん氣の毒

な思ひをする。それにいまは決して必要もなささうな振鈴が、軋む戸とともにその倍以上も鳴り響くので一層氣がひけていらいらとさせられる――――しかしいまはそんな臆病な氣持に捉はれてゐてはいけない、絶體絶命の時ではないか。どんな種類の犯人でも、一度は逃げのびられるだけは逃げのびたいと願ふものである。たゞたいまの彼の心もそれと少しの變りもない。交番所に隣接した郵便局には、女事務員が四人も働いてゐる。さうして彼女等に雜つて一人の老人がゐるに過ぎない。そこで、彼は夜中こつそりとこの郵便局へ忍び込んで、金庫をねぢあける、さうしてそこにある金錢をみな持ち出す。これがうまうまと成就すれば、彼はこの金錢を自分の部屋の火鉢の灰の底へ掩蔽してしまう。この思ひつきは、彼にとつては一つの誇りであるとさへ思へる。さうして彼はそしらないふうを裝うて小金から費ひ出す。彼が先日以來氣まぐれに考へてゐたことを、あの鬚のない若い警官がちやんと飲み込んでゐる。彼の胸のなかを傳心的に見破つてゐる。警官は彼の考へをすつかりと胸のなかに感じてゐる。彼は怕しいと思つた。

彼は狼狽てない態度で部屋のなかを見廻した。部屋のなかの疲れたやうな靜寂は、急に室内の壁の表面へ喧噪な響を波打ちはじめた。彼は歩き廻つてゐた。

彼は捕へられて法廷へ引き出される。彼は考へ續けた。さうしてその裁判の結果、彼は七年ぐらゐの刑を受ける。こんな凡俗な智慧を誰が彼へくれたのか。こんな放肆な精神を誰が彼へ授けたか。こんなものと無二の仲間になるやうに誰がしたのか。この不幸な考へは、彼を三倍も四倍もの苦みに惱ませる。しかし彼はこの親密な關係から離れることが出來ないのである。彼の人生へ對する役割は、かうした薄命な悲慘と煩悶との桎梏であらうか。彼はしばしの慰安もこの世に持てない。彼は文字通り本當に棄てられて途方に暮れてゐる、否、彼は人生から放逐されてしまつた。それといふのも、彼自身の艀が大船に寄りそこねたその反動で、彼は艀のまま押し流されてゐる。戻るにも戻れない羽目に彷徨

ふてゐる。嘗て彼は神のやうな心を持つてゐたが、捉へるべき機會を捉へ損ねた。さうして彼は自分自身にすら豫想されずにゐたその割當てられた役を、後生大事に演ずる機會を永久に失つてしまつた。それともかうなつたことが、彼自身の役割であつたのであらうか。果してどうであらうか。

それに彼が貧乏に見舞はれてからは、一層外部との調子が不和になりはじめた。さうして彼の一人の親友を除いた他の債權者は、彼をあらゆることで侮辱した。彼はあらゆる誘惑の罠に嵌つて呪はれてしまつた。彼自身は不義者であり、惡徳の保持者でもあるかのやうに言ひふらされた。心ある人間であつたなら、疾うの昔に自殺してゐた筈であるとさへ言はれた。

「自殺！」

彼はこの言葉を幾度か彼自身の胸のなかへ叫び返した。さうしてこの精神の力を實感に求めやうと藻掻いた。彼には自分で無限の力と信じてゐた、このことが出來かねた。しかし彼は他の人人が毒藥や兇器で自殺したやうに每秒每分、時といふ輪廓のないもので自殺してゐた。――否、自殺した。さうして彼のこの考へは、友人を訪問してゐる途中とか、散歩の折とかに、奇妙にも失戀の反擊のやうに飜つてしまうのであつた。

彼はこの自殺の考へから連想される彼自身の本能が、直ちに一種の熱情に變へられるのを感じた。これは彼が人間生活へ對して知り得た最初の熱情であつた。彼はこの熱情のために自分の軀が、希望で心から顫へるのを知つた。しかし彼自身の周圍には、一種の羨望と卑屈と冷淡と隱蔽とで組合せられた多角型の陰謀が散在してゐた。彼は自分の息を吐くにいい生活のなかに、かくも重苦しい重荷の存在のあるのを知つた時、溜息の生活に過ぎない彼自身の生活を充すものは何一つなくなつてしまつたと思つた。彼の熱情は、一瞬の閃きすら耀かさずに消えようとしてゐた。彼は神のやうな

心を抱きながら、或機會をとり逃がさうとしてゐた。しかし彼は自分の内心を疑へなかつた。さうして彼は何らの懸念も危險もなくなるに違ひないと知つた。彼は※數を知らない、思想を知らない、これらの相手になれる彼自身ではない――

「おれが相手として望む者はおれ自身に外ならないではないか!」

彼は血の滲み出るやうに叫んだ。この時、彼自身の内心は決定した。彼は自分の胸を平手打ちして悦んだ。しかしこの悦びとても、瞬間にしてその小波を曳き去つてしまつた。同時に彼は自分で自分を揶揄してゐるのではないかと疑つた。さうして彼には自分の考へと感情とが、嫌惡と憎怨とに制限されてゐるのではないかと、呪はしく思はれないこともなかつた。さうして彼は虚無的な憤恨を抱いてゐるかたはら不正型な意志を持つてゐることを知つた。

「とうとう遂行した?」

彼は他人の言動のことのやうに自分自身を振り返つてみた。さうして彼は徐ろに卷煙草へ火をつけて喫みはじめた。彼の考へは吐き出される煙草の烟のやうに渦卷いた――彼は刑事に尾行されてゐる――彼は郵便局の現金を盜み出したのであらうか。否、決してそのやうなことは全然ない筈である。それにしても彼は自分自身が怕しいと思つた。彼は妙な氣持からこつそりと部屋ぢゆうを歩いた。さうしてかなり苛立つ氣持が落着いたと思つた時、彼は服を脱ぎはじめた。彼はワイシャツを脫がうとして、右の方のカフスボタンが紛失してゐるのを知つた。けふ、彼は他人と喧嘩はしなかつたし、また酒を飮みもしなかつた――こんなものの相手になれる彼自身ではない――それなのに、どうしてこのボタン一つだけが見えなくなつたのであらうか。けさ、ちやんと嵌め込んだカフスボタンを失つたと思へばいやな氣持になつた。部屋ぢゆうを見たところで落ちてはゐない。それとも途中でおとしてしまつたのであらうか。それにしては餘

りに物足りない。から考へたからと言つて自慢になるものではないが若しかしたら彼は疾うにあの郵便局へ闖入してゐたのかも知れない。彼は自分の心にはそんなことのなかつたやうに肯定させて置いたにも拘らず――それとも若しかしたら彼自身ではない別の人が、彼の胸のなかをすつかり讀み知つてゐて、彼が決行しようと思つてゐたことをなしとげてしまつたのかも知れない。そのためにその人は、彼のカフスボタンをいつの間にかこつそりと盗み取つたのかも知れない。そのボタンがその人に必要なことは疑ひもないことである。その人は彼自身が考へた盗みをするために彼のカフスボタンを盗んだ。さうしてその人はカフスボタンを故意に犯罪の現場へ捨てる心であらう。すでにその人はその盗みをしてしまつたかも知れない。その人とは誰であらう？あの若い警官であるかも知れない。警官であらうと、盗みをしないとは限らない。警官などはうまい口實を見つけるにいい境遇にある。それとも彼自身の第二體が、彼の決行しようと思つてゐたことをなしとげてしまつたのかも知れない。その時、そのドッペルゲンゲルは彼自身である本體には知れないやうにと、餘り急ぎ過ぎたので、カフスボタンをうつかりしてゐるうちに、現場へ取りおとしたのかも知れない。それとも彼等は彼のかうまで落魄してゐる境遇へつけこんで、同盟して彼一人を奈落の底へ突きおとすのであるかも知れない。さうして彼はたつた一つのカフスボタンのために、窃罪の悲運に陷るのであらう。それにしても先刻、あの警官の睨んだ眼はなんと怖しいことであらう。その眼光は、或確さを持つてゐるのみでなく、更に人の心を射るやうな或もので輝いてゐた。それは警官を注意してみる者にとつては、或不安であると同時に冷淡の表示でもある。あの眼は、單に往來をただ一人、路傍を歩き廻る者を穿鑿吟味するだけのものではない。あの眼の底には、隱れた意味が含まれてゐる。警官とそれを見る者の相手との外には、解らない謎が含まれてゐる。その説明は、事實が暴露しない以上第三者の誰にも解らないのである。しかしその二人だけなる者は、一人の警官を中心にして幾十人幾百人をゐるか知れない。

さうして彼は、恥かしいながら、そのうちの一人であると思つてみてもいいのであるが、すでに行はれてしまつたかも知れないその犯罪には、何らの關係もない。否、しかし虛空のなかへ除ろに流れ込んで行く水の響のやうなざわめきたつ事實は、全然彼自身に關係のないことでもない。彼は自分で盜みを考へたが、何者かはつきりと解らない者が、それをものの見事に盜み取つた。その人は彼の考へを橫領してしまつた。その人は彼の盜心を盜み去つた。さうして彼は二重に苦しまなければならなくなつた。何故であらう？その人は彼自身のカフスボタンを竊取してしまつたから。

此苦惱は彼の腦裡のなかへ黑雲の旋風を捲き起した。彼が豫想するすべては、彼自身の最期を感じさせる電燈などは默つてゐても消えてゐても一向差支へなくなつた。さうして怕しい靜さは室內に溢れはじめた。其靜寂のうちに彼を見張つてゐる何者かが潛んでゐるさうである。其者は彼の心臟の動悸を數へてゐる。彼は自分がもう堪えられなくなつた。

彼は立ち上ると蹣跚めいて行つて、北窓をがらりと開けた。その刹那、彼の胸は、ひやりと夜の空氣に打たれたと同時に、何ものかにナイフででも切られたかのやうに掠められた。彼は眼が眩んだやうに感じた。その時、彼はその何者か解らないものは、いままで部屋のなかに潛伏してゐた一人の陰謀者の輪廓のないたましひではないかと思つた。彼がから思へば當然であると會得出來る。しかしこれは莫迦莫迦しいほど無智な表白ではなからうか。ところが、この無智こそ人間に對する一つの威嚇である。この愚鈍と交流してこそ人生は莊嚴になるのである。何故なら、自己の絕えない失脚は、自己の實現に無駄骨を折つてゐるから。若しも――彼は考へつづけた――一流の賭博者は、素人である相手に、現金を山と積まれて勝負に熱中したところで、その札の山を切り崩して行くことは出來ない。この羅針盤の紛亂こそ人間の胸のなかへ挑まれる內心からの抵抗の動亂である。この電流と稻妻との焦燥は、物理學上の實驗とも合致する。これは兎も角として、人間が自分一人で自慢出來るやうになるのは、あの奇妙に角張つた威嚇が存在するために外

ならない。人間は一種のマニアのポーズを持つてゐる。そのために彼等は人間らしく見えるのである。さうして彼等は人生の矛盾を中和して行く技巧家である。彼は何か纏めてみやうと企ててゐたが、それは全く無益のことであつた。それどころではない。彼は自分の陰謀者のたましひを見た。この怕しさ、この苦しさ、この快さは、彼自身を悲しませなかつた。さうしてこの陰謀者が逃げて行つたといふことは愉快に感じられた。こんな思ひに耽りながら彼はひよつくりと、十間とは離れてゐない杉森の間を透して、北向ひにある墓地の最初の列の石塔が、部屋から洩れる電燈に、その半面を鈍く輝かしてゐるのを見た時、自分のたましひがひやりと慄いたのを感じた。さうして彼は日毎に見馴れすぎてゐるこの墓地が、常と違つて振向いても見たくなかつたので、直ぐカーテンを引いた。カーテンの環はかすかに軋んで、その響を消したと同時に、セピア色の染のはいつたカーテンは、彼の眼を外界から遮つてしまつた。カーテン自身がひとりでこんな作用をしたかのやうに。

彼は自分の耳朶の熱く燃えるやうに火照るのを感じた。誰かが――確かに彼の陰謀者であるに違ひない者が、彼の悪い噂をしてゐるに相違ない。これは彼にとつて、彼自身が殺されることよりもつらいのである。さうして實際、眞實の出來事は、さうしてまた眞實の出來事になり得る可能性のあるものは、彈けるやうな力強さで、かうした觀念を無意のうちにすら呼び起さしめるものである。これは一種の潛流的の作用であるに違ひはない。彼はどうしてもさう信じない譯には行かない。それともこれは、彼自身のやうに、たましひの影さへ抱かないやうになつた者が、常に心を苛立たせて、神經過敏になつてゐるこの役にも立たなくなつた焦燥の證據を、何か別の事物へなすりつけやうとする僻み根性であらうか。たとひこれが僻み根性であらうとも、彼は自分でひととほりは考へてみたければならない。――

「世には因果といふものがある！」

彼はペンで書きつけるやうに、心へ言つた。彼の弱を掩ふものは、全くその輕蔑に外ならなかつた。何ものとも名ざされない者が、彼を輕蔑し侮辱してゐるといふこの無作法な事實があればこそ、彼はそれを感じて氣を腐らし、最後には自分へ向つてさへ怒り出すのである。否、その輕蔑其物は、それ自身の價値を持つてゐるのだからそれでもいゝが、彼自身に堪えられないことは、この輕蔑をもつて、人を踏んだり蹴つたりするやうに、寄り集つて來ては慰みものにして痛快がつてゐることであつた。その侮辱と嘲弄とは、彼にしてもどうして感じない譯には行かない。それは彼自身の敵である。それともそれは、彼自身の幻影であらうか。彼はこの明るい日の下に自己欺瞞に陷つてゐるのであらうか。さうすればそれは、二重の欺瞞に變へられないとも限らない。彼は單にその幻覺に醉ひつぶれてゐるのであらうか。彼は自分の不幸に惑ひながらも「不幸と錢の三擘嘲格」を謳つた人の眞似をしようとしてゐるのであらうか。しかしそれを謳つたジョン・カーターその人は、泣ごとや不平をこぼしたことすらなかつたではないか。その人は笑ひ聲一つさへたてなかつたではないか。紙屑とボール紙との貼り合せであると思つてゐたこの世が、その人には神の烙印と見えたのであらうか。それにしても、彼は泣きごとや不平をこぼしたことが、果してあつたであらうか。それが若しもあつたとするなら、馬鹿氣たことではあるまいか。二重の欺瞞に魅せられて悔恨を蹴散らすとすれば、彼は本物の道化者と何らの變りもないではないか。

「道化者！」

彼は、誰かゞ囁いたかのやうに、かう呟いた。彼は妙な氣持ちになつてしまつた。彼がかう呟いたゞけで、內側のない紙屑とボール紙とで貼り合せられたこの地球儀のやうな地球が、げつそりとひしやげてしまひさうに思へた。

彼は割り當てられたその役を踏み外らして途方に暮れてゐると愚かにも考へるが、どうやら彼は道化者としての役を

振りあてられてゐるらしい。さうして彼は何とでもして生きなければならない。彼には並外れた野心のあるためではないが、さうしてまた、よしそんな野心があつたにしたところで、彼はその犧牲となるのは好ましくないのであるが、彼は自分の家族と生活を共にしなければならないのである。一生にたつた一度より外は持てない親──彼の父親は最早この紬爛な空氣を呼吸してはゐない──たつた一人の片親である母親を養はなければならない。それは彼自身の義務である、その義務を果すために、彼は生きなければならない。これは彼自身の空な言葉でないと同時に、彼の妄想でもない。彼はその義務を果すといふことを、彼の專門としておしつけられたくはないのである。兎に角、彼にはその生活の眞似ごとだけでもしてみなければならないと思ふ心が强いのである。こんなふうに彼は自分を一人前の者のやうに考へてもみたいのである。道化役に當て嵌められた彼は、それが恐るべき呪咀であるとは知らないのである。さうして彼は人間が受けるあの威嚇を知りながらも、人間が生むあの模倣の呪咀を知らなかつた。

さうして彼は全く夢遊病者のそれのやうに、押入を開けて、四個の行李を引き摺り出した。今更そのなかを檢べてみたところで仕方はないのであるが、彼はいつもしてゐたことを繰り返してみなければ氣がすまないやうに、第一の行李からはじめて、次き次きとその蓋を取り拂つて、そのなかを覗いてみた。さうしてそのなかに覗かれるだけのものは、みな讀みふるされた書物の間に積み込まれた活動寫眞のプログラムとか芝居の筋書とかに限られてゐた。

× × ×

ここの見たところかなり見すぼらしい下宿に、彼が轉宿して來た時──一たいおれの宿の何處に入口があるのか解らない──と轉居を報らすハガキを自分の親友青沼白心へ出した。彼はその文面が少し誇張しすぎてゐると思つた

が。それでもいいと思つた。何故なら彼の親友は、そのハガキを讀んで苦笑したであらうから――殆ど笑ふといふことを知らない親友を苦笑にしろ笑はせたといふことは、彼自身の悦びであつた。彼はそのことを豫想してハガキを書いたのであつた。彼はこのやうな男を未だ嘗て友としたことがない。といふのは、いろいろの意味で言ふのであるが、――兎に角、この宿へ來る前、彼は少しは現金を持合せてゐた。それは大學ぐらゐは普通に卒業出來るだけの金高であつた。ところが、急にその持合せた現金が溶けてなくなるやうに、何處へかその姿を隱してしまつた。彼は大へんなことになつたと心に思ひながらも、其行方を捜索しはじめたのであつたが、どうしてもその見當がはづれがちであつた。彼は警察へ訴へて見やうかとさへ思案したのであつたが、その煩はしさを考へて止してしまつた。それにその證據になるべきものは、何一つ殘つてゐなかつたと言つてもいい――しかしここにその證據物件となるものがたつた一つあつた。それは彼自身の胸のなかに蓄へられてゐたその最初の金高であつた。それにしてもそれは彼自身の愚かな氣持の證であつて、事を暴露する爪の垢ほどのききめにもならないことは、考へ惑ふとが子供じみてゐるだけに、聞く人にとつては實につまらないことであつた。しかし彼自身の生活をいくらかでも古風なロマンテックにしてみたい癖のある彼には、一そんなふうに思ひ迷ふのが興味を惹かないこともなかつた。さうして彼は人間が生きると言ふことは、嘘の殿堂を築くことに過ぎないと思ひながらも、相談にならない幻想を抱いてみたくにしようがない。その幻想にひたりきつてゐる間、彼は自分が彼自身ではないもつと別のものになつた氣がしてゐる。それこそ僞善を上塗りする高貴と言ふものではないかと考へるのであるが、そこからは絶えず天啓とでも言はれるものが感じられるやうな氣がしてならなかつた。そんなふうにこだはつて行く彼であつたから、その金の問題にしたところで、若しかしたら置き忘れたのであるかも知れないと、考へながらもそんな途方もないところへひきづられて行つて、そこへ迷ひ込むのであつた。

そうして彼はかなり部厚い書物のなかを札の形に切り抜いて、そこへその現金を隠して置くか、挾み込んで置くかしたのであらう。それを彼はすつかり胴忘れしてゐるのかも知れない。こんな疑念が絶えず彼自身の心のなかを往來してゐた。そのために彼は一層本氣になつて、その金の行方を探し求めたが、それは全く無駄であつた。さうして彼はこんな無駄骨を折る前に金はちやんと使ひ果してしまつたと知つてゐたことを、いまになつてはじめて氣づいたやうに思ひ出すのであつた。さうして彼は疲勞と困憊との二樣にいぢめさいなまれるのであつた。それにもこりずに、彼は手匣とか行李とかを、もう一度一々性急に、しかも丹念にひつくり返して檢べてみるのであつた。ところが、そのなかに見られるものは、きつときまつてみな活動寫眞のプログラムとか芝居の筋書とかそんなものに限られてゐた。

さうして彼自身の背丈の半ばにも過ぎるに違ひないそのプログラムのなかには、不思議にもいまだに心のなかに殘つてゐるユニヴアサル・サアカスのグラフイツクなども雜つてゐた。彼はそんなものを現に目前に見物してゐるかのやうに思ひ出してゐた。

或日、彼はそんなものの常設されてゐる所へ遊びに行つて、紫色のシヤツを着たローズアが、ただひとり一本繩に倒にぶらさがつて、喇叭を吹いてゐるのを見た。その次の日、彼は彼女に逢はずに彼女へ花環を贈つた。多分その幸運な花環は彼女の腕に抱かれたことであらう。果してさうか？その日は雨が降つてゐた。彼はその日も映畫で娯んだ。その歸りがけに、彼は鏡の壁のあるカフエへ寄つて、椅子にかけてゐてちようどいい具合に上半身の映る鏡を覗き覗き、自分の映像を相手に大へん大きな下顎を上顎へ摺り合せながら食事をした。さうして彼はその店を出て、細い小路を拔け、通りへ出ようとした角のところで、突然呼び止められて吃驚した。

「傘に入れて下さい、お願みします。」

彼が注意してみたそこには、花賣娘の支度をした少女が雨にうたれて氣恥かしげにではあるが、泣きもせずに佇んでゐた。彼にそのひとをちらりと見ただけで、口を噤んだまま傘を差し出した。さうして彼はそのひとを怜しむ心にもなれずに歩き出した。

「しづかに！……」

「……おや！おや！」

その少女は妙なアクセントで呟いた。

「……」

「泥がはねかへつたの、靴へ。」

彼の頸が振向く瞬間に、その少女の右足は、宙に浮いてゐた。さうして彼はその少女の靴へほんの少し蛞蝓の糞ほどの泥がはねあがつてゐるのを見つけた。

「何か持つてゐない？」

「……」

「拭くもの！」

彼はこの言葉で狼狽てながらも、懐中から先刻貰つたプログラムと眞新らしいハンカチとを一束たに掴み出した。彼にとつて、そのプログラムは日記の全頁に相當してゐた。笑ひごとではないが。彼は一時の虚榮からではなく、そのハンカチを彼女へ與へた。彼女は雨にうたれていまに消えてなくなつた靴の上の泥のあつた跡を、そのハンカチで拭つてからそのままそれを捨ててしまつた。赤黒い泥の上で眞白なハンカチが皺くちやになつて笑つた。

「ストップ！」

その聲は人の度胸を貫くやうな命令であつた。その大きな聲の叫ばれた瞬間、彼はどきんと胸を叩かれたやうに感じた。彼は馳け足をする最初の時のやうに項を擡げた。幾千萬の眼が傘の下から彼等二人を眺めてゐた。こんな場合ではあるが、よく見てみると、町の一角に撮映機を据ゑ附けた外人の一隊が、機械のハンドルを止めて、こちらを見守つてゐた。

「〰〰〰〰〰」

「〰〰〰〰〰」

「〰〰〰〰〰」

人人の聲がいつせいに和したのであつたが、彼にはその聲が完全な言葉としては聞きとれなかつた。さうしてそれは人の名前が叫びあげられたやうにも感じられた。その時、彼は蜜蜂の一群が、彼自身の周圍に小さな旋風の渦を捲いて飛び亂れたかのやうに感じたので、思はず腰を折つて馳け出した。

「誰だ？」

「あの男は？」

「誰だ？」

彼は律動してゐる蓄音機のなかから飛び出したやうに感じた。さうして彼はそれらの聲に逐ひかけられながら、やうやく逃げのびて、土藏の立ち並んだ黒い色の感じのする町のなかへ、彼自身の姿を見出した。その時、彼は何者かに逐ひかけられてゐるやうに感じた、その瞬間、彼は一人の男に呼び止められて、振向いた。さうして彼は若しも鳥ならば何よりも先きに羽擊きするやうに驚いた。

「影佐君？」

「…………？」

彼は返事もせずに機械的に立ち止まつた。靴は泥のなかへめり込んだ。その男は馳けて來たらしく息を彈せてゐた。ちよつと見ると、ポオル・ゴオガンのやうな感じのするその青年は、彼の學校であるT——大學の制服を着てゐた。

「影佐君ではありませんか？」

「…………え！」

彼はかう答へたものの、何故に見知らぬこの男はこんな氣恥しいシインを見逃がしてはくれないのかと不快に思つた。それともこの男は、彼のいまの苦境を全然見なかつたのかも知れない。しかしそれはそのいづれのことにしてもいいのであるが、この男は彼自身の名前を知つてゐる。彼はそのことに疑念をはさんだ——

「このごろは少しも教室へ見えませんな！」

この場合ではなくとも、この質問はこの頃の彼にとつては詰問である。誰に問ひかけられるとも。しかし——彼はこの男もやはり自分と同じクラスの者であるに違ひないと思つた。それにしても彼が教室へ出席しなくなつてから、彼は餘程の日數を數へるにいいのである——教室にあつて、彼は彼自身の溜息とセコンドとの數の交響樂のリズムをひとりでに教へられた。彼はふと教室の模樣を目前へ描いてみた。さうして教室の窓越しに豐麗な四月の町が、彼自身の瞳へ映つてゐるやうにさへ感じられた。さうして彼は自分の唯一の樂みであるその窓から、人間の言葉とか動作とか人生の影とかを摑えふと夢みたことを、いまだに忘れてはゐない。さうして彼はそれらもろもろのものの說明を聽きたいばかりに！不安な感じに抱かれながらも、日光を浴びた町の光景のなかへ誘ひ込まれた。そこへ跳び出た。さうして彼は眼

眩みながらも、そこここを歩き廻つた――

彼はふと思ひ出したやうに、自分の目前の青年を顧みて、ひと口てれかくすやうに訊ねてみた。

「どなたでしたか？」

「青沼白心です――どうでせう、コーヒーでも飲みませんか。」

かう言つて青沼は周圍を見廻した。さうして青沼は歩き出して、ちよいよちい彼を振返つて見た。さうして彼等はその町の出鼻のところで、一軒のカフエを見つけた。彼等は寒水石ではないが純白な色の圓卓子へ向き合つて坐つた。彼が氣づくと、その圓卓子の緣一寸ほどのところを一本の金線が細く圓を描いてゐた。彼はその金線に添ふて、火をつけない一本の卷煙草を置いてみた。そのうちに青沼は自分の獨り言のやうに小さな聲で、彼へ話しかけた。彼は圓周の上へ直線がきちんと重ならないことは知りながらも、考へ深かさうにそれを幾回でも繰返してみた。

「さつきのは素晴らしいスクリーン・スナツプ・シヨツトでしたな！」

その時、彼はちようど一線に擬へた煙草の直線の一點へ金色の圓周の一點を接點さしてゐた。――突然、接點は離れてしまつた。

「えツ？え、え、え、え！」

彼の相手はその顏を彼自身の眼から外してうつむいてしまつた。彼はかすかに微笑んだ。彼等は一種の暗合のやうに同時に立ち上つた。町は明るい光に淀んでゐた。四月の雨は止んで、桃色の雲はあざやかに浮びあがり、その中心を西の方へ惹いてゐた。彼等二人は再會を約しながら快く別れた。

×　×　×

彼は四個の行李と、書物と、プログラムとの間に埋もれしながら、自分の親友青沼白心のことを考へてゐた。彼自身の氣持は晴々と澄んでゐた。

この時、突然のことのやうに、彼は戸外に雨の降る音を耳にした。雨滴をきいて一段と彼は安心した。さうして何心なくしかも自然であるかのやうに呟いた。

「これですつかり、足跡は消えるぞ！」

さうして彼は再び不安な氣持に捉はれた。それと同時にいまの言葉で盛りかへされたかのやうに惡い連想はまたしても生き生きと尾を振りはじめた。それに巢を離れて活動してゐる梟は、墓地の森のなかでしきりに鳴きはじめた。

「あいつがおれの思ふこと一切を世間へ告げ散らしてゐる。あの兇鳥が……あいつはおれの臆病な敵の間諜だ……」

彼にはまたしてもこの電流のやうにすばやい閃きが、何れにも感じられて來た。さうして緊張は一秒一秒に增してくる。彼は自分の最後の賴りになる唯一の親友のところへ行けばいいのであると考へに逐はれてゐた。それは精神的の悅びのやうに彼自身の軀のなかを馳け巡つた。いま彼は自分の名聲を毀損されるといふやうな安易な不幸に陷らうとしてゐるのではない。それは彼が彼自身の身をもつて當らなければならないほどの不幸である。かういふふうに彼が考へれば、彼は自分の親友のところへ行くことを斷念しなければならないやうになつた。といふのは、若しも彼が青沼を賴つて味方になつて貰ふものなら、親友は彼自身とともに彼の敵の例にならなければならない。これは斷乎とした論理を含んでゐる。可笑味のある馬鹿氣たことではないのである。それにしても彼は自分が盜みをしようとした考へにこだはつてゐて、それ

が看破されたことを恐れてゐるのであらうか。否、彼はすでに愚鈍な技巧と真面目くさつた態度の倫理家の妄語に苦しめられてはゐない。しかし彼は自分へ對する言譯には、抵抗出來なくなつてゐる。否、それはちようど、偶然の出來事か、記憶を去らうまいとする考へかが、いづれにしても一瞬はそれらの生命を保つて、人間精神のなかへ、一生に一度ぐらゐは巣喰ふてみようとするその輪廓のない生物によつて起させられる或印象と等しい價値を持つてゐるものであるかも知れない。しかしそんなことはもうどうでもいいことになつてゐる――……雨！　雨！　雨よ降れ、降れ！　あの兇鳥が吐き出すおれの惡口を土のなかへ葬むるやうに強く降れ！　おい、追放された憐れな雨！……――彼は雨が彼自身ででもあるかのやうに呟いてゐた。――……お前はいま涯しない虚空を失はうとしてゐる。悲しんでなどはゐさい。そんなことなどはあり得るものか。氣儘勝手に自由な跳躍を恣にするにいい雨ではないか。お前の見えない脚で何にもかも蹴散らしてくれ、思ふさま叫んでくれ！　虚空さへ掴み損ねて呻吟してゐるおれのために！……――さうして彼は彼自身の心臓を虚空へ掴み出して投げ捨てたかのやうに藻掻いた。その投げ捨てられた心臓は、赤く燃え廻つてその真赤な尾を打ちふりながら部屋ぢゆうを跳んで廻つてゐるかのやうであつた。さうして彼自身の周圍に取り散らかされてゐるものみなは、紙と言はず書物と言はず狂ひ廻る彼自身の心臓の跳梁のためあらゆる存在を嘲けるかのやうに飛び散つた。さうしてそこには散亂したる誠實がすばやく眠りから醒めて嘲り笑つてゐた。

その翌朝、彼は飛び散つた紙片の下敷のなかに短かい眠りを醒した。この日は日曜日であつた。

昨夜の雨はその夜のことを忘れたかのやうに晴れ上つてゐた。彼は綿密な注意を配りながら部屋のなかを見廻した。

さうして今や彼は荷造りでもはじめやうとするかのやうにしかも手荒に行李をかたづけ、押入のなかへしまひ込んだ。

さうして彼は路地の入口の店へ煙草を買ひに行くついでに、街路の様子を覗つてみた。乾き切らない路は、タイヤーと

か糺讃とかのために無慘にも掘り返されてゐた。ちよつと氣を奪はれて見ると、まるまると毛にふくらんだ小犬が、向側の寺院の石段を脚早に登つて行くのであつた。小犬の胴は重さうに見える。いかにもその足並みが苦しさうに見える。しかしその小犬は、石段の上の見えないところから漏れてくる口笛を目當てに急いでゐた。

彼が求めた煙草はかなり香味を失つてゐた。さうして彼が部屋に戻つて、三本目かそこらの煙草を喫み終らないうちに、障子の外で人のけはいがした。

「居るかね。」

「うむ……」

部屋へ這入つて來た青沼白心の顏は、一瞬わざとらしく歪められた。

「や、これはひどい烟だね……君、君の死んだ後で、君の肉體を煙草にして喫んだら、さぞ美味しからう!」

青沼の呟くやうなこの言葉は、彼をいたく苦しめた。これは青沼の冗談であらうか。と、またしても奇妙な考へに耽けらうとした時、彼は時計の打ちひゞく音を階下の方から聞いた。

「みじめなものさ……さうむちやに喫むのはよし給へ。」

この言葉で、彼は親友も亦、彼自身の敵の連累者になつたのではあるまいかと疑ひはじめた。

「おれは多分死ぬだらう!」

彼は自分へ言ひ惑ふやうに言つた。

「また君は興奮してるね。」

「さうかも知れない、見る人によつては……ただ、そんなことは萬々あるまい。」

「さうかね、それならいゝのだが……少し狂氣でもありはしまいかとも思つた、それとも何か考へごとでもあつたのか？」

「うむ、考へたかも知れない……」

さうして彼は唇のあたりへ苦笑ともつかない青沼の俊しい微笑を見逃しはしなかつた。彼には左右へ首を動かしてゐる熊にも似た親友の態度が煩さく思はれた。

「また何かね、それヴエトウエンが大工でなかつたと言ふことかね、それともゲエテは彼の生涯のうちに幾回口笛を吹いたかと言ふ例の事柄かね？」

かう言つた青沼は、腕を胸の上へ組み合せて、部屋のなかを調子でもとつてゐるかのやうに歩き廻つた。

「莫迦な、アハ、ハ、ハ、ハ……」

彼は自分の額を拳で叩きながら笑つた。

「あゝ、興奮はよくないよ、アスファルトなどの煮りたつやうな興奮はよくないよ……今度僕は二間の部屋のある家を借りたのだが、君もそこへ來てはどうだらうかね？　少しは靜養にもなるし……そこは郊外でね、さうしたまへ！」

「うむ」と、彼は思はずも口を滑らしてしまつたのだが、おれは殺されたくはないよ。殺されたくは……」

「殺す？　誰が？……君をかね？」

「アハ、ハ、ハ、ハ、解りはしまいね？」

「狐狩りをするのか、困るよ。」

「君はどう考へた？」

「何を？」

「萬事休す、そして生きた人間の魂を買收するのだよ。」

「誰の？」

「人間の……つまり確かな證據を握るために……しかし多分その人間が、いや、その男が捕へられた時には、彼はすでに破産者になつてゐるだらう——狼狽と攪亂と滅亡とそして眼には見えない悲慘との犧牲者になつてゐるだらう……二重の復讐になつて……」

「よし給へ、君の言つてゐることは、僕には嚥込みかねるね、一たいそれは悔恨かね、それとも自己保存かね……僕には解らない……君は何かへ對して挑戰でもしてゐさうだ。そんな健全でない自己嘲笑はよし給へ……それとも皮肉かね……君は君自身で妙な秤で評價しようとしてゐる……」

「さうだね、歪んだ秤だよ。」

「もういい加減のところで止すのだね、君はどうかしてゐるのだ？」

「うむ、忘れるな、希望が湧いたのだよ。」

「希望？」

「いや、貪婪な惡魔……」と、彼は言ひかけて、彼自身を顧みて見ようとする氣になつた。その時彼にはそんな衝動が感じられたのであつた。さうして彼の言つたことが、ついには滑稽な樣子で解剖臺の上へ轉輾とするのではあるまいかと思ふと、彼は自分の狡猾な態度が呪はしくなつて來た。さうして彼は、かなりぼんやりした文句でゞも、親友青沼はすでに自分の敵であると悟らせようとしたことが恥かしくなつて來た。それに兩眼を閉ぢて頬を顫はしてゐる親友が氣

の毒でもあつた。よし彼の言つたことが狡猾とは言はれないまでも、取るにも足らない憤慨の發露であつた。言はゞ憎惡にはじまつた復讎の態度であつた。さうしてそれらは唾を吐きかけられるものでなければならない、同時に意義を求める人々にとつては笑ふべきことであつたらう。それこそ文字通りに彼自身が言つた貧楚な惡魔の身振りに違ひなかつた。彼は彼自身をメイフエストやヨブに擬へようと無意識のうちに考へてゐたのであつたと思へば興味がないでもなかつたが、却つて肉體的の憂鬱を感じさせられる方が遙かに多かつた。さうして彼は自分の手で仕掛けた罠に陷つたやうたものであつたと思へば、自慢の出來る話ではない。さうして彼はたうとう獨り言を言ふやうにしかも何氣なくちよつとは思へ出せない人の言葉を呟いて見た。

「や、これは全く日毎日毎の悲劇の永遠的な喜劇だ!」

さうして彼は自分がその場にただ一人でゐて、勝手な妄想に耽りきつてゐるかのやうに振舞ふた。

間もなくして彼と青沼とは散歩に出かけた。電車は頭を痛めるといふ我儘な彼の申し出から二人は歩いた。空は重苦しく垂れ下つて來さうであつた。それに少し歩くとびつしよりと汗が滲み出て來た。彼は不思議に落着かなかつた。こんな氣分が相手へ感じたせいか、彼が親友と腕を組まふとしたら、親友は恥かしさうにそれを拒んだ。彼は聲を出して笑つた。青沼は打たれた後のやうな顏色をして餘り口も利かずに、絶えず何かを聞かうとするかのやうに耳を澄してゐる樣子であつた。

彼等は自動ピアノの据ゑ附けてあるレストランで、輕い晝餐をとつた。そこを出てしまふと、彼は突然思ひ出したことがあるかのやうに、親友へ別れを告げた。青沼は無言のまましかも彼自身の氣のせいか、眼を潤はせながら、數回頭を下げて挨拶した。彼はもう少しのところで、親友の傍へ近寄つて行き、その手の力強く握つてみる氣になつた。しか

し彼は遠くの方に電車のカアブする響を聞いて、ひよつくり氣が拔けてしまつた。さうして彼は自分の足が、親友のそれとは反對の方向へ歩みはじめた時、全く別な考へに捉へられてゐた。さうして彼の目前には、華かな躁狂の光景が、はつきりとしかも細やかに描き出されてゐた。すると彼は現に自分が金の持合せを缺いてゐることに淋しさを感じた。ふとこんな考へを逐ひかけると、彼は自分の軀の置き場所に苦しむやうに感じた。彼は自分の軀が、足の指先きから痺れて來るやうにさへ感じた。さうして今彼が歩いてゐる弓型に撓むその町の通りは、急にその反對の方へ反り返へるやうに思はれた。彼はそんなとりとめない考を樂しみながら歩いてゐた。さうしてこんなふうに考へ續けてゐる一方では、これらの考へを、夕暮時、氣まぐれにであるが、反射のために輝やく金色の潮ででもあるかのやうに思つてゐた。それにしても現實の姿を失ふこのことが、彼自身には大へんグロテクスな面影のやうに思へた。さうして彼はデカダンスのやうな熱情に煽られて、そんな物象の陳腐な幻想に多分の興味を惹かれてもゐた。

その夜、彼は美角（みすみ）夫人を訪ねた。彼女は生きた良人を持つてゐる未亡人であつた。さうして彼と彼女との關係は、彼女が彼の母親の遠い親族であるといふに過ぎなかつた。彼女は三十初代の婦人であるにも拘らず、胃が弱く、その上惡い血が彼女自身の顏に薄赤い斑點を描いてゐた。彼女は類なく老婆心が強く、同情心も多分に持つてゐる。

彼は美角夫人の前で血を漲らせながら、かなりの注意を怠らずに語つた。彼は彼女の言葉ごとにその意味を探索した。彼は彼女の考へを彼自身の胸のなかで臆測した。彼は僞欺を固く包んで話をすすめた。——

「……で、僕はもう六ケ月もすると大學を卒業します。その時周章てたところで仕方がありませんから……あなたは信じて下さいませうが……あの田舍の優しい母親をこちらへ呼び寄せて一つ家に住みたいのです。僕は十分に落着いて、短かい六ケ月の間にでも勉強したいのです。それについては過分の金が必要だらうと思ひます。」彼はずるく微笑

みを隠したがら、「そして御存じの通りいろいろ事情が起りませうが………事情と言つても、今のところ僕にもはつきり解りかねます。ま、金が土臺になる事柄です………と、から考へてゐます。で、いつもながらそのお金を貸して頂きたいのです。」

「ええ、そのやうなことになるのでしたら、お母さんはどんなに悦ばれることでせう。ほんに、ほんに！」

彼女は直ぐに答へて、この最後の聲を本當に女らしい聲に發らせて、彼には見えない何ものかを遠く眺めるかのやうに息を潤らせた。

さうして彼は故郷を出る時、彼の母が自活するやうにと與へてくれた當時の大金は、未だ豫定通り殘つてゐるが、それは彼自身が卒業するまでは費ひたくはない、なほ彼が學校を卒業してしまへば、直ぐ就職するにいいのであるから、さうしたならその借用金は、いままでの分とともに漸次に返濟するであらう。それともそれは、彼の母親が直接に返濟するかも知れない………それから家の方であるが、それはすでに友人へ賴んで置いたのが郊外の方にあること、さうしてその家は、相應の家賃でしかも間取もいいなどと、彼の言ふことを、美角夫人は、女の一種特有な綿密さをもつて聞き返しながら聞き受けた。

彼は馬に一鞭あてて、危險な細い峽谷を眞一文字に馳け過ぎるやうに、自分の宿へ歸つた。さうして彼は今夜のことを昨夜に變る幸福と稱んでしまつた。この有頂天で、彼は美角夫人の先刻の微笑と涙とを幻にすら見た。しかしこの幸福と稱んだものは、彼自身が滿足した誇りであつたらうか。

…………

彼が舌を咬みしめて、三百四十圓と書かれた小切手を目にした時、彼女の顏は明かに微笑むともつかず、かすかに歪

められてゐた。さうして彼女は、低い聞きとれないぐらゐの聲で、その小切手を指差しながら、この餘分は彼女の贈りものとして受けて置いてほしいと言つた。彼は輕く頭を下げて、直ぐその座を去つた。彼女は玄關まで送り出てきて、關に兩手をついたまま彼が門を出てしまふまで、彼の後ろを見送つてゐた。いま彼には彼女のそんな樣子がまざまざと見えるやうな氣がしてならなかつた。さうして彼女は「あの男は何をあんなに喜んでゐるのだらう、あたしにはその譯が解らない！」とでも考へてゐる樣子であつた。この考へが彼の氣持であるだけ、それほど彼は譯もなく有頂天になつて、その歸りには足早にしかも輕々しく步調を亂してゐた。

「では御機嫌よう！」

「彼は門を出てしまふと後ろを振向かずに、小聲で囁くやうに呟いた。

……………

その夜、彼の胸は、有頂天に亂れてはゐたものの、與へられた謙遜と同じ程度に暗く濁つてゐた。彼は梟の聲を耳にしなかつた。彼は外面的にはかなり落着いてゐた。彼は自分の計畫の齟齬しなかつたことに興味を覺えた。さうしていまは彼自身の迫害者さへこの非道に似た一種の犯罪を嗅ぎつけなかつたと思へば、彼には何とも言へない無思慮の愉快感が感じられた。

その翌日、彼はわきめもふらずに、町の貴の雜沓をその中心から遠退いた。さうして彼がM――銀行で用を達してから約一時間は經過してゐた。――――

彼の債權者は彼へ笑ひかけて挨拶した。彼は口を噤んで、眼球を風車のやうに動かした。しかしその時、彼のポケツトには、一日の煙草錢さへなくなつてゐた。さうして彼の貧しい札にありつけなかつた債權者の一部の者は、彼の顏を

煩く覗き込んだので、彼は一こと物を言はなければならなかつた。

「三日後にするのだね、ではこの次に……いまは仕方がないのだから……」

彼がそれらの債鬼へかう言つたその三日目の前日は、彼が親友青沼の家へ移轉する日であつた。

× × ×

冷かな風はすばやい忍び足をして、青い空を横切つて行つた。彼はこんな天候の對照でさへ自分の胸のなかが冷たくなつて行くやうに感じた。

彼は粃音のやうな喜びと驚きと怖れとの雜つた一種の苦しみで、彼の母親から送られた手紙を讀んでゐた。彼女は明日にでも上京して來るやうなことを書いて寄越した。さうしてそのことのみをその一本の手紙のなかに口やかましく繰返してゐた。彼自身にとつて必要なことは何一つ書いてなかつたと言へるほどであつた。こんなことになつたのも、美角夫人からの手廻しであらうと、彼は不快になつて後悔した。母親は彼が何事もせずに、我儘勝手に歩き暮してゐると考へてゐる。さうして彼女の考へに間違ひはないのであつた、ところで、その用もなくぶらぶらと歩き廻ることは、この機會を利用して止めてほしいといふのであつた。彼自身としても、かう言はれるまでもなく、一日一日と遊び暮してゐることは、退屈であるばかりでなく、更に心苦しいことであるから、このことを思ふ瞬間からでもすぐ止めてみたい、さうして學校へも出席してみたい。と、彼は願つてゐる。しかし彼はかう自分自身へ願つただけでどうにもならなかつた。さうしていつのころからか。彼は彼自身へ向つて一種の好奇心を抱くやうになつてゐた。いまのところ、彼は彼自身へは分相應のつとめをつくしてゐると考へてゐるのであつた。先づ彼は學校へ出席してみたいと願つた。しかし

彼はすでに學校の方は放校されてゐた。彼はこのことを思ひ出しはするのであつたが、未だに學校には籍があるやうな氣がしてならなかつた。こんなふうに思ひ耽つてゐると、彼は型の見えない巖石の階段を少しづつ降りてゐるかのやうな恐怖に襲はれるのであつた。

さうして今日と言はれるその日その日は、更に彼自身の氣持を暗くして行つた。彼は母親の手紙を讀んだだけで、最早萬事は露見してしまつたのではないかと疑つた。さうしてその疑惑は一瞬ごとに波紋をひろげて行つた。美角夫人は彼を監視してゐるのであらう、それなのに何故彼女は金を與へたのであつたらう。彼女は嘘を吐かれたとは思はなかつたのであらうか。彼女は微笑みに輝いた眞ならぬ僞を理解しかねたのであらうか、彼の言葉が彼女を惹きつけたのであらうか、彼の聲の調子は彼女の心を衝き返さなかつたのであらうか。それとも彼女は彼の心のなかに見てはならない何ものかを約束したのであつたらうか。否、彼はすべて善い方面のみを見ようとしてゐる——しかし實際彼は彼女の氣に入るやうに骨折つた。彼は自分の心からの憔悴を彼女の前で隱した。彼女はいままでに見せつけられなかつた彼の態度から多少なりとも驚愕と嫌惡とを感じなかつたのである——さうして彼女には彼自身へ向ける疑惑の心などは更にないのである、否、そんな態度などは少しも見せなかつたのである——と、するなら彼の生活を誰が彼の母親へ告げしらしてやつたのであらう。彼の母親には彼を見張るために密偵を差向けるだけの餘裕はない。それなら？　彼は考へなければならない。それは慥かに何ものかが、その間に介在してゐなければならない。

「傳心？」

「分身？」

「陰謀者？」

彼はまたしてもこんな考へのなかへ惹き入れられようとしてゐた。その時、親友青沼白心と約束しておいた荷車が今ゐる宿へ着いたので、彼は自分を不可解な彼自身から呼び醒したやうに感じた。さうして彼は秩序もなく荷物をかたづけて送り出した。彼は埃のなかを蹌踉めきながら進み行く人のやうに、その荷車の後ろへ従いて行つた。

×　　×　　×

彼自身は、人が言ふやうに、決して堕落しようとは夢想だにしてゐなかつた。彼自身には、他人から軽蔑されるだけの行爲はあつたにしても、それは自己の我執を剌戟したまでのことである。その行爲の動機は、それこそすべて、他人の冷淡と卑劣と羨望と臆病とから生れる彼自身の恐るべき不安を愛することに根ざしてはゐなかつたであらうか、と、―かう考へ至るなら、彼にとつては、最早こんな事柄はどうでもいいことになる。いまの彼にとつては、何でもないことである。いまや彼は自分の敵に向つて宣戰を布告するのであるから。

「宣戰を布告する……どんなものだらう？」と彼が肩をそびやかして威丈高になるのに對して「お前は馬鹿だ！」と誰かがその聲のない言葉を舌の先きでまるめこんでしまつた――彼は歩きながらこんなことを繰返し惑ふてゐた。突然、彼の歩調は亂れはじめた。彼は息をはづませた。彼は坂を登りかけてゐた。車はためらひがちに進んだ。彼は見るともなく前方を見てみた。青沼白心は坂の上で、頭上高く手を打ち振りながら、彼へ合圖をしてゐた。

「君、遲いね、また君は悲しさうな顔をしてゐるよ！」

彼は親友のその合圖を彼自身の言葉に飜譯してみた。

その夜、彼は床へ横たはりながら、襖越しに親友と次の會話を取り交した。

「この家は坂の頂上にあるのだね？」
「さうでもないよ、少しは離れてる。」
「………いまにこの家は坂の上から轉落して行くぞ、おれの軀と一緒に………」

彼は最後に自分の胸のなかで思はずも言つてみた。

×　×　×

日毎に彼は青沼の學校歸りが待たれると同時に、親友の顏を日の光のなかに見てみたいと思ふ心が劇しくなりはじめた。さうして彼は町の方へも出掛けてみたいと時折はひよつくりと思ひ出すこともないではなかつた。こんな場合、いつも彼には夜の町を彷徨ふてゐる彼自身の姿が聯想された。さうして彼は戸外の光を煩さいまでに浴びてゐるかのやうに、床のなかで轉輾としてゐた。しかし彼が親友の家へ來たその翌日から、彼自身の心に求めやうとするもののあらゆる機會は失はれてゐた。

「少しは早く床を離れて、そこらを散歩してみてはどうか。」と、言つてくれる親友の心持は、彼にもよく飲みこめるのであるが、彼は一言、「ありがたう。」と、言つただけで、口を噤んでしまふ。さうして彼は親友の外出する跫音を、輕く自分の耳にいれながら、彼自身の胸のなかの我と話しはじめるのであつた。

「おれは朝起きする、いや、少くとも晝前には起きなければなるまい。だが、おれはそんな資格などは、疾うの昔に盜み去られてしまつた。おれは自分勝手におれの持つてゐたものをみな盜み出してしまつた。それでおれは自分で凍氷してしまつた。おれ自身の内も外もいまは冬の最中に閉ぢこめられてしまつた。そしておれはおれ自身へ對して力がな

い。何故なら、おれは自分の魂をおれ自身で剽竊して、誰かに賣らうとしてゐるうちに、うつかりそれを取りおとしてしまつた。」彼は自分の胸のなかでのみ怒鳴るやうにぶつぶつ言ひつづけた。「それでゐておれの熱情は恐怖とともに滿月のやうに輝いてきたが、その火花は見るかげもなく、何ものかに蔽ひ隱されるやうに吹き消されてしまつた。そしてそれは定められた一點に發した一直線か一曲線かのやうに、何處へか見當のつかないところへ逃走してしまつた。ちようどそれは、神樣でも探すかのやうに、忍び足をしながら、何處かの廊下でも歩き廻つてゐることだらう。そしてそれは禁斷の扉でも敲くかのやうに、一つの秘密の跡を逐ひ廻してゐることであらう。若しかしたら、その秘密は、おれの嫉妬であるかも知れない。それにしてもおれなどには、最早嫉妬の感情などを持つただけの資格はない。おれはそれほどの凋めたりであるかも知れない。しかしおれは未だに過去の忘却の饗宴の席へつれられてはゐないのかも知れない。何故なら、このおれの執拗な抵抗を見てみろ！」と、彼は誰へ言ふともなく呟いてから、彼自身を顧みて、この言葉が自分の氣持の上だけのものであることを恥て怕れながらも、優しく續けるのであつた。「おれは眞實悲觀はしてゐたらう。そして無限に欠伸をするほど草臥れてしまつた。しかしおれは絶望はしてゐない。おれはおれ自身で取りおとした自分の魂を新らしく探さうと彷徨ふてゐるのかも知れない。そしてそれに逢ひない。」彼は決定的に寧ろ言ひ含めるのであつた。「それに逢ひはない。おれは産前のありとあらゆる精力を盡したかのやうに、何ものかを切望してゐた。それには先づ手近いところからと思つて、いまさら言ふまでもなく、一人の母親を、あの田舎のくすぶつた他人の家に瞼をこすりながらやつと生きてゐる……一人の法外もない馬鹿な子を夢にみてゐる母親を……裏切られたとは感じながら、未だに彼女の子を胸のなかに描いてゐる母親を……」と、彼は囁きつづけて、はたと言ひ淀んだ。

「それはおれだ！」

「それはおれの母親だ！」

さうして彼はいまさらのやうにびつくりしてしまつた。今のいままで彼は彼自身ではない他の人のことを夢に見てゐたかのやうにさへ感じてゐたそのことが、彼自身のものであると思へば、寧ろ奇妙な氣持になつた。彼は想像の發明に耽つてゐた譯ではないが、自分ながら己のうかつなのんき者にはあきれてしまつた。かう氣づけば、彼はその不眞面目な、鉛製の玩具のやうな彼自身が、更に形而下のものに思へた。彼はこんなふうに、彼自身を嘲りながらも、言葉では自分の身振りをつづけてゐた。

「おれは自分の母親をこの都へ呼び寄せる……おれは自分が身のほどに働いて……お前はもう働けないのだ。お前には最早働くなどといふ能力はないのだ。よく見てみろ、蜂の巣のやうに破れたその頭！　姿勢の外は飾れないその軀！　賣却したも同じその胸のなかの魂のない心！……いや、これらは昔からの固定觀念かも知れない。そしてこれらはおれの舞台上の過程であるかも知れない。こんなもののシンメトリーが、おれといふものを、或型に入れるのかも知れない。それこそいままでにない新らしい型の混合の最初かも知れない。そしておれは形而上形而下以外の別のものになるのかも知れない。そしておれは不死の約束に入れられて、新らしいものの繼續をつづけるのであるかも知れない。」

彼は半信半疑の心で、自分自身を嚇しながらも、黄金の都會へでも來てゐるかのやうに獨り言を囁いた。「それにしても、おれは淺薄にも溜息とともに大學を止した。一たいその遠因は何に據つたのであるか。それは思ひ出さなければならないほど遠い昔のことであらうか。あ、それはそれほど遠い過去のことであつた、それ以來、おれはずつとアンニユーイといふ生物のやうな智力に苦しめられつづけて來た。それは闇のなかに佇む眞黒な刺客と何らの變りもないものである。それは人間生活のうちで最も古くそしてまた最も新らしく、時に從つて更生を繰返してゐる、その人生初期の觀

金に破れた、その反動のためであつた。少年期の失戀だ。それ以來おれは天井裏を這ひ廻る夜の蝠のやうな哲學者になつてしまつた。おれは黄金の都會から墮落した裡面のエピキユリアンになつてしまつたのかも知れない！……」

彼は虚言を吐きつづけて、のたれ死にする倫理學者のやうに、迷妄の境に彷徨ふてゐた。

――影佐が青沼へ物語つた或小説の筋――

「金貨のジヤツク！」

娼婦達は、夜毎に繰返すこの言葉を胸のなかに呟いて白粉刷毛を動かした。

彼女等のクインは、窓邊に凭れて、灣内の船舶を數へた。

ダブリンの町とその灣とは、蒼白い光に慌しい雜音を織返してゐた。

「仕事着の情人！」

港の娘達は、戸口へ佇んで、灣内を渡つて來る快い軟風を吸ひながら、彼女等の胸へ叫びかけた。

彼女等の母親は、台所で食器を友として立働いてゐた。

夕方に三十分は猶豫のある五月の暮方。

E・E・E――商標。

Fine Old Scotch Whisky ――看板の黒い文字は逆に讀まれる。――

このレストランのなかの卓子に、二青年が座つてゐた。彼等は、先刻、海岸で互に言ひ交した言葉を、もう一度、胸のなかからカツレツの皿の上へ吐き出した。

「競争者、決闘だ」

「決闘？　競争者」

「ふむ」

「よし」

「決闘！」

「決闘！」

「今夜、客の前で――」

「客の前で――綱の上で――」

「フレンド・シップ・ダンスの時」

「フレンド・シップ・ダンスの時」

「眞劍勝負」

「眞劍勝負」

綠や赤の灯は、港町を飾つた。舷燈は灣内の潮に浮動した。

場末のサアカスの木戸は開らいた。

ベルが鳴つた――眞鍮のベルであつた。樂隊のはやしは子供等の足を調子づけた。

十五錢――サアカスの普通席。

子供等は、母の頰へ粗忽なキスをして、町の方へ走つた。

娘等は戸口を去つた。

夜は影をひいてひしめき合つた。

母船を離れた大小のボートは、陸を目がけて夜光虫のやうに這ひ寄つた。「金貨のジック」は娼婦の窓を見上げた。

「決闘！」

ペテロは、胸へ十字を切つて、樂屋へ這入つた。

「眞劍勝負！」

サルフィユは、樂屋の入口で舞台を覗いてみた。

滿員

鯨波

拍子

…………

「どうせ金で買はれて行く流の身なんですもの唄ひますわ、唄ひませう！」

コールテーアは胸へ兩手を組合せた。

「金は肉だ！」

青服は顔を歪めた。

「金は血だ！」

大工はパイプを銜へた。

「金は呼吸だ！」

壁塗職人は口笛を吹いた。

「マコトノヨ、ヒトリノヲナゴ……」

「嘘だ」

「昏倒せえ」

「地獄へ出てゆけ」

「マコトノヨ、ヒトリネミドリゴ……」

「豚の子」

「尻尾をちよんぎれ」

「ヘヘノウデ……」

「スカートが燃えるぞ」

「金髪をとれ、その髪だ」

「栗色」

「不快」

「金」

「血」

「肉」

「呼吸」

「ヒッス」

「ヒヤア、ヒヤア」

「ヒッス」

…………

女は男の前方へ腰かけて、靴下の穴をつくらうてゐた。灯は柱時計の下に點つてゐた。部屋は薄暗い。

「あたしのウヰリイは……」

「何だと？　勝手にサアカスなどへやつて」

男は銜へたパイプを鼻の先で弄んでゐた。

「…………」

「あいつは好くはならんぞ」

「神様、あの子、ウヰリイを守り給へ」

暗く彼女の膝の上では、靴下の穴が大きくひろがつてゐた。

………………

「始めた！」

…………

[illegible]

拍手

ベルが鳴つた――――騒音のなかに、ベルは聲高く鳴り響いた。

拍手

大太鼓。小太鼓。喇叭――――クラリオネツト。タンバリンはブリキのバネ仕掛の汽船のやうに浸へる。アダムの父は後脚を空へ蹴上げる馬の背に威張つてゐた。いま、彼はミリタリズムの型に熱中してゐる。

「猿！」

彼は劍を拔いた。百花燈に反射した一本の指揮劍は數千の瞳のなかへ閃いた。彼は無言である。馬は鞭の響に一段と跳び廻つた。その度に將軍の尻尾は服のなかから空へ踊り上つた。

…………………

「煙草」

「ポケツトだ」

閉らききらない娼婦の指にはダイヤが閃いた。

喊波

拍手

「ペテロ！」

「サルフイユ！」

二青年はレースの襞で白く緣どつた靑い上衣に赤い半ズボンを穿いて現れた。彼等の劍は左の腰に佩つてあつた。

鯨波

拍手

青年二人は高く張り上げた綱の反對の兩端に乘つて彈動した。

ウヰリイは頬笑んだ。

「おれの世界だ！」

彼は意味もなく空を見上げた。天幕の裏が波打つてゐた。彼は淋しかつた。彼がペテロでもサルフイユでもなかつたので――――彼は騷擾のなかに呟をした。一瞬、彼の瞳は曇つたが、泣いてゐたのではなかつた。

「おれの憧れは憧れ以上のものではない」

彼は身内を顫はした。彼の疲れた瞳には輕い頬笑みの色が浮いた。

「おれの才能はペテロを見るだけにも足りない。ただ彼を樂しむに過ぎない」

彼の眼は綱へ平行して走つてゐた。

「おれの才能はサルフイユを見るだけにも足りない。ただ彼を樂しむに過ぎない」

彼の掌には油汗が滲みでてゐた。

樂隊

鯨波

拍子

「フレンド、シップ、グンス」

「おいらのサルフイユ、しつかりせえ。足元をしつかりせえ」
ペテロは相手を少々馬鹿にしてかかつた。サルフイユは先づ彼の劍を突き出した。
カチン
火花
ペテロは輕く腰を引いて、相手の顏を睨めつけた。
カチン
火花
ヒユツ――――ヒユツ
火花
火花
汗――――
熱狂
動悸
熱い呼吸
血の熱狂
肉の躍動
汗

——あめんちあ——

熱い呼吸
心臓の鼓動は綱の上に波打つた。
群——
群
怒
怒
火花
憤怒
「おいらのペテロ」
「おいらのサルフイユ」
「しつかりせえ」
「それツ」
「右だ」
カチン——カチン
恐るべき光景
笑ふべき光景
観客は兩人の事情を露さへ知らなかつた。

樂しむべき光景
恐るべき光景
觀客は兩人の決鬪を演技の一つと思つた。
「ヤツ」
綱は波のやうに彈んだ——空氣は血の色をして閃いた。
「畜生」
「右だ」
カチン——カチン
火花は散つた。
サルフイユは背撃を食つて、身體の中心は落下に奪はれた。瞬間、彼はもんどりうつて、兩手でしつかりと綱を掴んだ。綱は大波を打つて、空氣を裂いてはげしく搖れた。
ペテロも亦、はづみを食つて轉落した——しかし彼は頭部を倒にして、足をもつて綱にぶらさがつた。綱は彈んで鳴つた。
拍手
鯨波
觀客は荒された丘の畑のやうに亂れ、どよめくままに鯨波とともに總立になつた。
渦卷く聲——

渦卷く聲――
高翔する聲――
空氣は意識あるもののやうに鳴つた。
この記念すべき光景――
この記念すべき言葉――
狼煙のやうに、サルフイユの言葉は空中へ突進した。
「滿場のみなさま、御覽下さい。ペテロの靴の踵に附いてゐる金具を御覽下さい。ペテロ君が、けふまで、綱の上で落して來た金具を御覽下さい。おれよりもすぐれたやうなふうをして……」

彼はかう語り終つて、空を見上げながら自分でも解らないことを低い調子で獨り言してゐた。さうして彼等二人は、いままで思ひ思ひの考へごとを樂しんでゐたかのやうに、無言のままでしかも顏を隱し合ひながら、淋れてゆく秋の庭を眺めてゐた。
「ペテロとサルフイユとの心理は一應呑込めるが、話としてもその表現はイーヂーゴーイングだね、しかし大へんすばらしい思ひつきだよ……」
彼の親友青沼白心は、突然投げつけるやうに言つて、折り立てた膝の間へ自分の顎を挾んで、庭の隅の方を眺めてゐた。
「思ひつき……書けるかね？」

「ふむ、イマヂナテイヴ、コンポジションと言つた方がいい、書くとするなら……」

「ふむ、しかしこれは、おれがいままでに見た映畫のつぎはぎさ、本心を言ふと。で、おれは（夢に見た映畫）と題をつけておいたぐらゐだ。形式についてもかなり作意したつもりだ。いま話したあのまま書くつもりだ。それにしても純然たる竊盜かも知れないが——くだらないテイマでね、うつかり書いてしまふものなら子供じみたモラル風の味の外はでさうにもない、それともそんな味さへ消えてなくなるかも知れない。焦點がなくなつて。つまりやぶにらみになつて……」

彼はいままでに默つてもゐなかつたことを言つてから、かすかに忍び笑ひをした。それは彼自身のためにであつた。さうして彼には、柄にもたく大仰なことを言つてしまつたことが、劇しく後悔されはじめた。彼の言つたことは、すべて過失として後悔されはじめた。彼は出來るだけの機會を捉へて親んで來た所謂イマヂナテイヴ・コンポジションが、たつた一言で無慘にも蹴散らされたと思へば、それまでのことであるが、蜂の巣のやうに破れてゐる頭を信じてゐる自分が情なく感じられた。さうして彼は未だに彼自身の自惚れに醉ふてゐないこともなかつた。

さうしてあのコンポジションのうちに、ひよつこりと思ひついたあの氣の毒なウヰリイこそ彼自身に外ならないではなからうか。ところで、あんな筋の話は、所々方々、いたるところに捨ててあるものだ。それを彼はいかにも自分が作意したかのやうに言ひふらした。彼は親友の氣持を欺いてもいいと思ふほど、彼自身の虚勢が大切であると考へてゐたのであらうか。それにあの氣の毒な少年は、彼自身の對象として、直面的に見、極く簡單にではあるが、かなり貴重な置地においてある。勿論それはあれだけの説明では足りない。と彼は考へてゐる。しかしいくらかは何事かを訴へるだけの力は含まれてゐないこともない。それともそんなことは少しもないのであらうか。神のやうな心をもつてゐるあの

少年が、彼自身と同じくあらゆる機會を取り逃がしてゐる。少年は何事をかなさうと考へてゐる。家を逃げ出してサアカスへ加入させて貰ふことを夢想してゐるのかも知れない。少年は果して何を考へてゐるのか。しかしウヰリイは泣き笑ひの生活で滿足してゐるらしい。これは兎に角として、彼は親友の言葉でかなり機嫌を惡くした。彼は親友をいままで見誤つてゐたのであらうか。しかし彼は親友の言葉を意地惡く受けいれてみたとしたところで、どうして惡からう。さうして若しも彼が親友を欺いたとしても、彼自身の虛勢は本物の虛勢であつたらうか。それが果して本物であつたとするなら、それこそそれは、嫉妬の感情などを持つも恥かしい彼が、自分の親友の抱いた嫉妬の感情ではなからうか。さうして彼は僅かばかりの考へと僅かばかりの感受性とをもつて、幻の表現に過ぎないこの人間生活のなかから、あらゆるものを見た目だけで確實なものであると見取つたこのことを、彼は恥かしく思ひはじめた。彼はものの影――言葉の言葉、動作の動作――を見極められないことを情なく思つた。彼は重々しい霧のなかを彷徨ふてゐるかのやうであつた。突然、彼は人の歔欷を耳にしたやうに感じた。その歔欷は何處からともなくかすかに流れてくるともなく彼自身の胸のなかへ深く沁み込んできた――彼はただ一人淋れはじめた秋の末の庭先の緣へとりのこされてゐた。親友は彼一人をそつととりのこしてそこを立ち去つてゐた。――そのことに氣づくと、彼は自分が噦び泣きしてゐるのであると思ふより外はなかつた。彼は自分の噦び泣きさへ感じないほどの反動的の靜寂のなかへ浸り切つて、無意識のうちに噦び泣きしてゐた。

× × ×

彼が東京のイルミネイションを見なくなつてから二週間以上にもなつてゐた。彼のいま住んでゐる町――東京に接續した西北の町は、秋の荷の往復でせわしい。遠くの森の色は色褪せはじめた。秋の季節も過ぎ去らうとしてゐた。さう

してこの間にあつて、彼は田舎の母親へ數回手紙を出しそこねた。――身のおちつくまでお待ちください――――といふのが、彼の母親への文面の主要なるものであつたが、しかし彼にはどうしてもそのことが書き流せなかつた。そのうちについ書くことが消えてしまひ、さうしてたうとうそれは忘れるともなく全く忘れ果ててしまつた。

――――

私には悲しく思はれます。あなたが決して噓を申されたとは思ひませんが、此度あなたのなされた態度は無情なものです。私は親切を賣物にしたのではありませんが、すべて水の泡となつて消えたのでせうか。善は急げとか申して居ります。一刻も早くお話のこと實行なされては如何です。井上からは三度程お手紙がありました。……

――――

彼は横に腹這ひながら美角夫人からの附箋づきの手紙を讀んでしまつて、思はずも……――――これは全く――――……

……と、譯の解らない一種の不快をおさへるかのやうに、彼自身へ言つてみた……――――おれは母の信用を質入したやうなものさ。ところで、まだその期限は切れさうにもないぞ。――――……

彼には最早自分の母親を呼び寄せるだけの望みも樂みもなくなつてゐた。彼の心も身もともに、闇が冷たい風とゝもに狂はしくひしめき合つてゐるそのなかに彷徨ふてゐるかのやうであつた。

×　×　×　×

――――南と北とから家屋が建てこめてゐるため、常に日光に遮られてゐる薄暗い道路の行當りに、芥溜が見える、そこにミノルカではないが大きな黒い一羽の鷄が餌をあさつてゐる。彼はそこを目當に歩いてゐる、そこまではかなり長い道程があるらしい。左右の家は書割舞臺ででも出來てゐるかのやうに、絶えず震へてゐる。歩いてゐる彼ははたと立ち惱んだ。彼の足元には五錢白銅貨が、一ツ、二ツ、三ツ、四ツ、……十一、十二、十三と數へただけおちてゐた。鈍く光つて彼の瞳をひいた。彼はその白銅貨を拾はふともせずに、頸を傾けながら歩きはじめようとした。その時彼は芥溜の方へ向つて、左手にあたる一軒の屑物屋を見つけた。蒼白い顏の小娘が障子の穴から戸外を覗いてゐた。彼は彼女をちらりと一瞥した。彼はびつくりした――この瞬間、彼の曉の夢は音もなく影繪のやうに崩れて消えてしまつた。

彼はひよつこり夢みたこの夢を餘り氣持のいいものとは思はなかつた。十三個の白銅貨は、期せずして彼自身の惡い兆を豫告されたやうなものであつた。しかし彼は奇妙な興味を喚られない譯でもなかつた。

――――

その日の午後遲く、太陽がまだ空に輝いてゐたころ、彼は自分の親友の家へ來て以來、はじめて外出する氣持になつた。

彼はこのへんの醫者ではないが、人力車に乘つてみたいと思つた。一たいこの考へは何處から湧いて來たものか、彼自身にも解らなかつた。それにしても妙な思ひつきであると思つた。これはてつきり彼がまだに曉の夢に憑かれてゐる證據ではないかと思はれないこともなかつた。彼は車へ乘ることを止めてしまつた。

彼が半ケ月も前まではよく歩きつけてゐたその通りへ彼自身の姿を見つけた時、彼は一種の暗示にかけられてゐるの

ではないかと思つた。その瞬間、彼は突然に思ひ出すことがあつて、自分の路をもと來た方へ引き返した。さうして彼はいままでに一度か二度ぐらゐは通り合せたことのある、その裏通りの密集家屋へ誘ひこまれて、一歩毎にめりこむやうな路上を足早に過ぎて行つた。彼は自分が逃れてゐるといふ氣持に逐ひかけられてゐた――彼の行手は不意に妨げられた。母の手を離れた小兒が路傍へ這ひ出て來て泣き叫んだ……と、彼の靴は地面を離れなかつた。彼は驚いた。その刹那、彼の目前には、色あざやかに影繪のやうなものが浮動した。頰のこけおちて、瞼のたるんだ、見るからに生氣のない若い男が、無意識といふよりも故意に、彼の足元を塞いでゐるその小さな人の子を撮みあげて、傍の溝のなかへ捨てようとした。彼は躊躇ひがちに、その男を摑へた。同時に彼は除ろにその小兒を拾ひあげて、途方に暮れた。その時彼は兩手でしつかりと支へられてゐたその小兒は、誰か他の人のために無理やりに引きとられてゐた。彼は驚き以上に戰きを感じた。――彼は目前には、今朝、彼が夢に見たと寸分變りない、あの蒼白い顏色の小娘が佇んでゐた。さうして不潔ではないが色褪せた花形模樣の着物を着てゐる彼女は、いまは泣き止んでゐるその小兒を抱いてゐた。

彼は淡い氣時から彼女をなつかしんだのであつたが、一言も物を言ひかけなかつた。彼には何事かが豫想されるやうに感じられた。それにしても、あの若い男、あの頰の恐ろしくこけた男、あの瞼の垂れ下つた男は、一たい誰であつたらうか。一たい何處から現れて何處へ消えて行つたのであらうか。かう考へると、彼は自分を嘲弄した自分の敵のやうに、彼自身を嘲弄してみたくなつた。

しかし彼は眞面目に考へてみなければならなかつた――あの蒼ざめていぢけきつた醜い男は、一たい何者であつたらうか。彼自身の敵であつたらうか。しかしどうみたところで、あの男は彼自身によく酷似してゐた。それならあの男は、彼自分のドツペルゲンゲルであつたらうか。それにしても、彼は現在離魂病をわづらつてゐるであらうか。兎も

角、あの男は、一たい何の目的で、あの場へ現れたのであらうか。彼を苦しめるためにか。小兒を殺す目的であの場へ現れ、その罪を彼へなすりつけるためにか。それならそれは彼の敵の仕業であるに違ひない。――から考へながらも、彼は彼女の後へついて、彼女の家まで行つた。彼女の家は、彼の夢とは多少の相違があつたにしても――そこは材物屋ではなかつたが――略相似た樣子だつた。玄關のない出入口を持つてゐた。彼女は彼が無斷で他人の家へ近づくのを咎めはしなかつた。彼女は彼を振り返つてみた。うちみたところその顏は、十七八にも見えたが、その眸ざしは小兒らしく悲しさうに見えた。さうしてその飾りけのない眸は、見榮えはしなかつたが、どことなく氣品のある彼女の顏につりあつてゐた。この樣子は眞直ぐに彼自身の胸へひびいて沁みこんで來た。

彼は彼女の樣子を覗ひながら、とつつきの障子の隙間からそつと內のなかを窺つてみた。その上り口から直ぐの薄暗い部屋には、人の動く氣配がしたと思ふと、力のない咳が彼の耳をコホン〳〵と打つた。

「姉さん！」

彼女は床のなかの人を呼びかけて、抱いてゐる小兒を、その床のなかへしづかに押しこんでやつた。

「部屋を借して下さいませんか。」

突然彼は言つた。彼は自分のうはべを隱さなければならなかつた。彼は彼女に對して興味以上の何ものかを感じてゐた。それは破れ切つた夢の滓であつたかも知れない。彼はこんな滓のやうなものにさへ縋らなければ生きてはゐられなかつたのであらうか。彼女は當惑した樣子で前掛の紐を弄んでゐた。

「歸れ！」

彼は自分の胸のなかへ叫びかけた。しかし彼はもじ〳〵してゐる彼女の態度を見守つてゐた。彼女は無言で立ち上つ

た。彼女は庭へ下りて戸外へ出た。さうして彼へも跟いて來るやうにと、その身振りで示した。彼は彼女の背を逐ふた。彼等二人は、上半身を斜に扱つて、やうやく通れるぐらゐの路地を潜り抜け、餘り廣くもないその裏の廣場へ出た。そこには先づありさうに思へる井戸があつた。その傍には崩れかけた小さな土藏がひしやげて立つてゐた。そこは彼女の家の裏口に當るところであつた。

「ここはどう?」

彼女はその土藏の戸を開けながら言つた。彼は砂を噛んで默つた。彼は開けられた戸口から内の様子をひとわたり覗いてみた。がらん堂でしかも淋しく默した内部は、彼の疲れてゐる瞳を迎へた。そこは外見よりは綺麗でもあつた。

「明日から來ます。」

彼は低い調子の嗄れた聲で言つた。

――――――

青沼は影佐が明日一人で轉居するといふことを聞いた時、默したまま頭を振つて點頭いた。さうして青沼はペン軸を讀みさしの書物の間へ挾んだ。親友は何か物を言ひたげであつた。彼はしづかに部屋を去つた。月が昇つてゐるのか、まだ閉めてない廊下の上はほの白く灰色に錆つてゐた。そこを踏む彼の足裏はひやりと冷氣を感じた。

×　　×　　×

彼の自由な生活は冬と春との境のやうに活氣づいて來た。八疊敷ぐらゐに見えるその土藏のなかに、彼は床を敷いたまま枕元には――「寶石培養法」――「毒人參（ヘムロック）」――シュワルツ・ホフマン博士が、人間の影を水銀のなかへ保存

したことを書いた「灰色のスフインクス」――その姉妹篇とも見える「影人形」といふのは、ヘレナ・ベルベルといふ旅行好きの伯爵令孃が、或廢墟となつた古城の壁のなかから拔き出して來た人間の影と交渉する小說である。――「ヴエラ・リカルド夫人の楕圓形の指輪」といふ、これはヴエラ・リカルド夫人が、アフリカ探險に行つた良人に死別して、間もなく再婚するその結婚披露式の夜、或未知の外國人から貰つた楕圓形の指輪の怪奇的物語で、ちよつと見ると寶石のやうたその楕圓形のものは、實は獅子の生きてゐる右眼が嵌込んであるといふところから、その物語は二百頁も續く。――「聲論」といふ題で、紀元前二百年頃のアンセルムと呼ばれた哲學者の研究した、我々人類その他の生物及び無生物の音聲、音響、即ち「聲の行方」に關する論文――それから人の口の端によく言はれてゐる「カアバスのカアレンダアス」や「カアマシヤアストラ」や「十萬白龍」――「等その他數十冊の書籍を積み重ねてみた。これは一つには、屏風代りで風を防ぐのに役だつた――彼の部屋の空氣は、これらのもので怪しく顫へてゐた――さうして彼は、なほ自分の手のとどく限りのところへ水差や煙草や罐詰等を並べてみた。

――――――

. . .

Itself,

by itself,

solely ONE everlastingly

and single

. . . .

Ce grand malheur,
de ne pouvoir être seul.

・・・

時として彼の部屋は、故人の書籍から忍び出て來たと思へる文字で、深夜のシャンデリヤのやうに奇妙に寂しく戰きつつ輝いた――そうして彼はそれからの幽靈を相手にして樂みに耽つた。

さうしてこれらの文字の幽靈は、おや！おや！と飽きれ果てるほどの蝶や蜂のやうに入雜り、入亂れて飛び廻るかと思へば、不意に家のなかへ飛込んで來て驚き廻つてゐる小鳥のやうに、彼の部屋のあらゆるところを飛び廻り、ついには食器のなかへまで飛びつき這ひ廻つた――それはちやうど、歡喜とか恐怖とか死とかの極印のやうであつた――蝙蝠のやうに、何處から現れるともなく、何處へ消えるともなく、ひらひら、ひらひらとファンタスティックに明滅してゐた。それは最初こそ、彼には樂しい想像の接穗としても插されたが間もなくするうちに、それは怕ろしい恐怖の豫言のやうに思はれはじめた。さうしてそれは、呪文の影でもあるかのやうに、彼の腦のなかへ射込んで來た。

「おれの敵は姿を變裝して來た、ちよつと油斷をしてゐるうちに！」

かう思ひながら、彼は自分の眼を四方へ見張つた。

×　×　×

「雪だらう！」

「霧だらう！」

或日の夕方であつた。——

ひよつこり彼の耳へ、こんな會話が表口の方からひびいてきた。

「雪だらう？」

彼はうつかり寢床のなかで呟いた。さうして彼は自分の部屋のなかへひしひしと喰ひこんでくる寒さを身慄ひしながら感じた。たつたいま、そんな寒さが急に自分の部屋を訪れて來たかのやうに、彼は大へん迷惑にさへ思つた。さうしてこれからの日に見えないものどもは、彼の部屋の唯一の樂しみでもあり、夜の話相手でもあるランプの光の周圍へかぢかみながら遠慮會釋もなく集ひ寄つた。——その時の彼の身震ひは、あながちその寒さのためばかりではなかつた。彼は自分の敵を自然現象のそんな一つにも空想してみたから——彼の敵——彼は最早その一種の壓迫を空想の仲間にはして置かなかつた。

「敵の襲來？」

この奇異な神經發作を、彼は自分が彼自身によつて連絡されてゐる病癖と思はないこともなかつた。しかし彼は——おれの敵はおれの油斷を見すましてゐるからには——と、自分の心へ向つて、注意を怠らせまいとした。さうして彼は自己催眠にでもかかつてゐるかのやうに、何ごとにつけても、自分自身へ向つては、——「おれの敵」と言ひ含めてしまうのであつた。

「おれの敵。」

この言葉は彼の口を離れなかつた。さうしてこれは、彼の極く不健康な折の神經的の惡氣癖であつて、彼の日常用ひてゐる器物へ附着し、時としてこれが極偏性の感觸を作用しながらふとした機會で彼の皮膚へ觸れ、何ごとか奇妙な副

作用を起してゐるもののやうであつた。それは神經的と言ふよりも寧ろ肉體的のものであつた。肉體的破綻の壓迫を鼓動してゐた。その波動が擴がるにつれて、すでに滅亡してゐるも同然な彼の心臟は顫へた。何らの反動も起らなかつた。しかしその虚ろな心の臟のなかでは、目に見えてない盲目的な颶風が疾驅し廻つてゐた、

こんな時、彼は自分を奇妙な氣持でいたはりながら、華かな群集の一團でも眺めるやうに、瞬間的にではあるが彼自身を顧みて呟くのであつた。

「この不幸！」

この次にきつときまつて叫ばれる言葉。

「何？破廉恥漢、泥醉漢！」

彼は譯もなく罵つてゐる自分の聲のない聲を聞くのであつた。彼は意味のないものへ意味をつけて、非常に不快な氣分に襲はれてゐた。さうして彼は自分を折檻する自分の敵は、すでにその陰謀を暴露したとも考へた。彼は危險の近づいてゐることを嗅ぎつけたとも考へた。――それは灰色の影ではなかつた。それは隈なく感づる成長しかけた夢ではなかつた。それは不規則な連想ではあつたが、彼の胸を目がけて、死の烙印を落しつけてくるものであつた。彼はそれから逃れることを考へなければならない。

「死？」

「死！」

「僞ならぬ眞實！」と、東洋の詩人が謳つたそのことが、彼には賞牌の浮彫でも見るやうに、手探りの敏感さで、自分の皮膚へ感じられたやうに思へた。その賞牌の表面へ堅牢に浮き上つてゐる線！彼には、その線を指先ででも觸れたが

ら楽しむやうに、言葉で呼ぶ死といふものが大へん興味をもつて眺められた。しかし彼は自分へ向つて、その死といふ連續的の眞實を見たことがなかつたとは言はなかつた。その死の自存を感じなかつたとは言はなかつた。また屍灰から生れ屍灰のなかへ沒して行くその死を知らなかつたとは言はなかつた。さうして彼には、その死といふものが一種の生物で、しかも死自身はまさしく殺生鬼であると思へた。この殺生鬼は、空想から現實へ、足音もなく忍び寄つてくる。この死は、大股に濶歩して、あらゆるところを歩き廻る。死を背負ふた人間。この殺生鬼は、彼の胸のなかへ、眞昼の幽靈のやうに、姿もなく巣食ふてしまつた。

「死を珍客として歡待する者が、この世に幾人あるか。」

彼は底知れない神秘な直覺に逐ひまくられて、不意にこんなことを呟いた。彼は思ふさま、自分の聲を揃つて笑つてみようと決心したのであつた。——この瞬間、何ものかの啜泣く響が、彼の耳もとをとぎれとぎれに過ぎてゐた。さうして屋外は恐らく雪が降つてゐるのであらう、さらさら、さらさらと輕いこまかい音がしてゐる。どつしりした空氣其物の重みのやうな淋しい沈默が、彼の體全體で感じられた。輕く細かに雪が降つてゐるのであらう。さうしてそのなかをとぎれとぎれの啜泣が伴奏してゐる。彼は耳をそばたてた。ものの十秒とも經たないうちにその啜泣は波打つ慟哭と變つた。——慟哭の早潮となつた。——

「お柳……？」

彼は自分の聲でびつくりした。

「お柳が泣いてゐる……おれに部屋を貸してくれたお柳が泣いてゐる……」

彼の部屋（土藏）にたゞ一ケ所より外はない窓から流れこむ日光は、彼の顏へ輕くじやれついてゐた。彼は日脚の操りで睡りを醒した。しかし悲しい荷物を背負つて旅歩きしてゐる人のやうに、淺い眠りより外は眠つたことのない彼には、未だに夢のなかに取殘されてゐるやうに感じられた。さうしてあの出來事は、恍惚として醒めきらないこの苦い快感のなかに、未だに織りこまれてゐる。彼はお柳のことを考へはじめた。彼は怪しく織りこまれたその糸口を手探りはじめた。さうして彼は夢のなかのことのやうなその空想によつて、しばらくの間を樂まふとした。彼は自分の空想のなかで、お柳とともに話し合ふてみたいのであつた。――殆んど話と言つては互に語り合つたことのないお柳と。――否、彼は自分を奈落の底へ陷れた、彼自身の胸のなかの最初の對象であつた相手と話し合つてみたいのであつた。そのために彼は自分とその女との間へお柳をさしはさんでみなければならなかつた。それが嬉しかつた。一層はつきりと彼の瞳へ映つてくるものがあつた。十年も以前、彼はその女を愛した。――戀した。――しかしその女は、花火のやうな愛情の閃きを殘して、その家族とともに遠くへ旅立つた。彼女の離別の言葉は、彼を悲しませた。さうして間もなくして、その言葉は、彼女のこの世への死別の言葉となつてしまつた。――その時彼女は一人の少女の母親であつたと、少年であつた彼は聞いた。彼は花嫁姿の彼女を目前に見たやうに感じた。その彼の幻想に映じた彼女の姿は、たゞ光り輝く眸ざしが深い印象を殘した。さうしてその後、彼は夢のなかで、彼女の逢つた。しかしその時、彼女は、その姿の消える瞬間に、米の色をした顏へ形の大きな眞白な眸を現はした。――彼は自分自身が怕ろしいと思つた。

さうしてその後、彼の生活は一匹の蟲の生活にも慣しなくなつた。彼は地上を這ひ廻つた。彼は一種の處女機械のやうな成人になつた。極く短い期間のうちに、彼の軀は陰鬱と恐怖と悲嘆との雲に蔽はれた。彼は純粹と情熱とを失つた。――少年の智慧を失つた。――疑惑は彼を捉へた。さうして彼は、悲しくも彼自身を見失つてしまつた。

——お柳が現れた。——あの女と全き「同一性」を持つたお柳は、忽然として彼の目前を過ぎて行つた。——お柳があの女の子としたなら。——年限から言つてもそんなことはあり得ない。——彼女自身？——彼は刻み込むやうな戰慄を感じた。——お柳とあの女との物柔かな聲……蒼白い顏……頬の線……鼻そのものが宿す深い影……冷たく輝く感情の窓である眼……額……これらの相似はこの世にあり得る暗合であるかも知れない……しかしその表情？——彼はいま寂然としてゐる自分の心へ言ひかけてみた。答へはなかつた。彼は冬の日の淡い日光の直射から自分の顏をそむけてこの穩和に幸福なしかし淋しくないこともない思ひ出とその幻想とに耽つてゐた。彼には自分が何ものかに唆かされてゐるといふ考へが湧いて來た。さうして彼の敵が目には見えないところへ伏線を敷いて待伏せしてゐるやうにさへ感じられた。しかも彼女といふ肉體のない內聲を使つて、彼の蜂の巢のやうに破れた腦を煽動してゐるやうにさへ思へた。さうしてお柳といふ女を使つて、彼女の肉體を再現せしめてゐる。彼は怕ろしいと思つた。

「惡魔！」

彼は思ひかけない驚愕に襲はれたかのやうに、床を蹴つて立ち上つた。彼は憎惡に歪んだ顏を打ち振りながら戶外へ出た。彼は眩暈を覺えた。彼は跛のやうに蹌踉いた。彼の眸ははぢけるやうに疼いた。物の色別も出來なかつた。頭は叩かれてゐるやうに痛んだ。さうして鋭利に彼の眸へ射流れてきたものは、淺く雲に蔽はれた日陰の屋根であつた。彼はまぶしく天空を見上げた。淚が漏れた。汚く濁つた土壌は、遊糸のやうな日光を貪り吸ふてゐた。水蒸氣がゆらめいてゐた。

彼は思ひ出したやうにお柳の家の方を見た。お柳は台所の隅で、立ち惱むまゝに顏を蔽はすにまた泣きじやくつてゐ

た。お柳は昨夜から泣きつゞけてゐたのであつたらうか。

彼は再び部屋へ戻らなければならなかつた。彼はお柳へ向けて湧きはじめた思ひやりを殺さなければならなかつた。

彼は彼女を恐れた。

―――

「お柳は祖父さまが死んだので泣いてばかり居ります。」

その日の夕方、彼は井戸端の會話の一節に、かう言ふてゐる老婦の言葉を聞いた。

お柳の祖父？彼はついぞその人を見かけなかつた。

「永く床についてゐた人であらう？」

彼はふと自分の故郷の言葉で、死の意味を現はす言葉を無意識に呟いた。

「床？」

彼は再びかう呟いて、自分自身を顧みた。さうして彼は彼女の祖父の死よりも、彼女の悲觀にも増して、この床と言ふ言葉に惱まされた。彼は自分の腦が、裂け、破れ、亂れ散るやうに、惱亂した。さうして彼は、自分が晝も夜も辨へずに床に横はつてゐることを怕れはじめた。

「死ぬぞ！おれは死ぬぞ！」

彼は死期の間に迫つて來てゐるかのやうに叫んだ。さうして俺はこの「死」を嚥下したかのやうに、――それは精神を錯亂させながら、徐ろに生物の生命を毒殺するアルカロイドを嚥み込んだかのやうに、感じさへした。否、彼はこの言葉を自分の敵の毒藥と思つた。彼はその敵がこの毒藥を、無理無體に自分の體へ注ぎこんだやうにさへ考へた。

――――

お柳の祖父の葬式がすんで、二十八時間經過した。お柳の姿は、不慮の神隠に會つたかのやうに、その家には見られなかつた。

彼は破れた土藏の立退を申込まれた。それは命ぜられたと同じことであつた。彼は怒つた。彼は胸を戰かせた。一言の返答も出來なかつた。しかし彼はついに一兩日の猶豫を請ふて、黑皮カバンを抱へたその男を歸した。

その夜、彼は何處に入口があるのか解らない宿を訪ねた。その途中、彼にはあの葬儀社の黑斑の猫も、あの警官の眼も氣にはかゝらなかつた。彼はそれほど急いでもゐた。さうして彼の内心で强く大きく振子を振つてゐるものは、「否」といふたゞ一語であつた。この一語は、絶えず憤恨と憎惡と復讐との重々しい身振りを繰返してゐた。

×　　×　　×

彼は再び下宿生活をはじめた。新鮮な感興は湧かなかつた。彼は日夜卷煙草を喫んだ――彼の手の指の内側は、黃褐色の脂で爛れてしまつた――指の爪は、寶石ででもあるかのやうにセピア色に輝きはじめた。さうして彼の胃は彼を憎み嫌ふかのやうに自ら損じはじめた。

――――

「おれはおれの猫を愛しそこねた……何もかも最後に近づいた……惡口の矢をたてられ……誹謗の批難……惡感情の齟齬……憎惡と意地惡……讒謗……嘲笑と挑戰……嫉妬？……嫉妬！……復讐……おれはおれの猫を愛しそこなつた……」

彼が自分へ向つて呟く小言は、日に日に同じことを幾回でも繰返すやうになつた。ただ口に言ふより外の言葉は知らない小兒ででもあるかの樣に――――

――――――

×　×　×

「けふはやめる。」

「どうしてですか。」

「それでは……君の言ひなりでは、物の道理に合はない……」

彼は言ひ切つた。

ものの二時間も費して、さんざんに取散らかした書籍をかたづけようともせずに、古本屋の主人は歸つた。

彼はけふ古本屋の主人を呼び、書籍全部を賣却する考へであつた。さうして彼はその金で何處へか旅行するつもりであつた。ところが彼には古本屋の主人の言ふことが一一癪に觸つた。本屋は流行の本ででもなければ價値がないと思ひ込んでゐる。この賣れゆきのことは別としても、書物を手に持つたか持たぬさきに、直ぐ無造作にそれを投げ出す本屋のしうちに、彼は腹をたてた。彼は内心怒つた。彼にはその樣子が見てゐられなかつた。ちようどそれは指一本づつ切つて捨てられるやうな苦痛であつた。それに三十前後のその主人は、一ことごとに變に語尾を長く引きながら、へ、へ、へと笑ふ。その笑ひを飲料物のやうに飲みこんでから、にやりと顏全體で笑ふ。反古紙のやうな顏。彼はその顏に嫌惡を催した。大方はこんなことで彼は一切その申出を受けつけなかつた。さうして彼は肉眼には見えないものの聲に耳を

傾けた。

「君はおれを忘れたのか——」

「それは忘恩といふものだ——」

「おれは十分君を憎む——」

「それはおれを愚弄したことになる罰だ——」

「おれは十分君を憎む——」

「おれは冷たい吹息を吹きかけられたところで、決して坐るやうなものでないからね……ま、君の燃えかけた蠟燭のやうな心を憎む——」

「おれは懇願するのではない——」

「君の態度はよくないと忠言する——」

「壁の表にぶらさがつてゐる時計へ向つて欠伸ばかりしてゐる君は、くたびれて飛べなくなつた鳥のやうなものだね——
——」

　取り散らかされた器物は、——彼へ話しかけてゐた。彼は途方に暮れた。さうしてそれぞれの器は　ちようど同一の音調を打ちつづけて、何處までも進んで行くいろいろのキイでもあるかのやうに、それぞれのおしやべりをつづけてゐた。さうして彼は、人間の言葉を聴くことを奪はれた永遠の島のなかの人のやうに人間の言葉を聴き得なくなつた。人間の言葉を忘れてしまつた。

×　×　×

或日――

親友の青沼白心は、突然にひよつこり現はれた猫のやうに、彼の下宿を訪ねた。親友は大へん落着いた調子で話しはじめた。しかし彼には、親友の喋つてゐることが一體何ごとであるか少しも飲みこめなかつた。

「で　君は是非とも浦和博士に面會してみるのだね――」

いつの間にか彼の耳はこんな言葉を捉へてゐた。

「浦和博士？」

彼は彼等の會話が、たつたいまここからでもはじめられたかのやうに訊返した。

「うむ、君にしたところで、教室では一面識がないといふ譯でもなからう。倫理學の大家の――」

「あ。」

彼は思ひ出すことがあつたかのやうに、しづかに應へたのではあつたが、その貧、その名ざされた博士の俤さへ思ひ出してはゐなかつた。

「君、部屋のなかに閉籠つてゐるので、散歩がてらそこへ行つてみ給へ。」

「そこと言ふと――」

「困るね、その態度では。中學校の教師にでもならうといふ者が。――博士はそこの顧問だ……」

「中學校？」

「うむ、君はリーダーの一つを數へるやうになるだらう。多分さうだらう。」

「おれが？」

「君、困るな――」

「解つた！」

彼は答へた。さうして自分の身にふりかかつてゐる就職口の件について、最初のところから訊き返してみる考へであつた。彼はただこのことに興味を感じたに過ぎなかつた。一面彼は面倒なことが持ち上つて來たと考へないでもなかつた。さうして就職口を探し廻つてゐるといふそんな幻滅的なことに苦しめられるのは、彼自身としても嫌いなことであつたから、就職を强いられることについてなどは一層かなりの反感をもつた。彼は親友の顏を瞶めた。何のためにこんなひがみが湧いたのか、彼自身にも解らなかつた。しかし彼はいつか就職口のことを、靑沼へ依賴したことがあつた。――彼は彼はそのことを忘れてゐた。彼が忘れるのも無理はない筈であつた。もう一年以上も前のことであつたから。

親友の心を尊重しなければならなかつた。

「で……」

彼は不機嫌な顏を擡げた。靑沼はすぐ彼の言葉を受けついだ。

「で、君は明日にでも博士に會つてみ給へ。」

親友はかう言つて、地圖の略圖面を書いた紙片を殘して歸つた。

×

××

彼は記憶に浮いてこない町の片隅で、輕い溜息を吐いてゐた。彼は目には見えないものを眺めてゐるやうであつた。彼は悲み且つ喜び、泣き、笑つてゐたのではない。港町のやうに綺麗でしかも非常に混雜してゐるその町の片隅で、彼は煙草をゆつくりと喫んでゐた。その時は夕方と夜との境であつた。鮮かな紺色の空氣のなかにはいろいろの光が隠されてあつた。彼はその光景にみいつてゐた。一たい何を眺めてゐるのかと訊ねられたところで、彼はその時即座に應へられはしなかつたであらう。

その日彼は自分の書物を二冊賣り拂つた。その金で、彼は二杯のコーヒーと一皿の菓子と夕飯を食べた。彼は愉快であつた。彼は清新な氣分を味つた。

さうしてその翌日も、その次の日も……彼は自分の書物を二冊づゝ賣り拂つた。——さうして彼はこの生活を出來るだけ永く續けようと決心した。彼には新らしい感興が湧きはじめた。彼は生活するといふことを感じはじめた。さうして彼は好んでストーヴの設けてある飲食店を求めて、町を往來した。

————

あの男はいつも今時分に見かけるが、なんと變な樣子をしてゐることだらう、あの歩調を見給へ、あれは土を踏んでゐるのではない、空氣を踏んでゐるのだ、見給へ、口笛を吹かないだけが似合はしくないよ——あ、あの男だ、それ見給へ、ブラツシをかけた線がみえるね、それ帽子にまで……ところで、あの不恰好な不自然な元氣のいい足どりを注意し給へ……それにあの氷のやうな顏を見てみ給へ——

彼はあらゆる場所で、こんな言葉を人人の顏からも眼からも、自分の胸のなかへ感受した。

× × × ×

彼が青沼白心と會つてから一週間經つた。その日、――空の雲は低く太陽の下を北へ流れてゐた、――彼は一葉の略圖面を皺くちやにもみつぶして、御影石で出來た二階建のS――中學校の玄關を訪ねた。

彼は浦和博士へ面會を申込んだ。――彼は二脚の椅子の外に、裝飾りもしてゐない應接室へ案内された。彼は大へんに待たされた。――隣の部屋で人人の笑ひ合ふ聲が、彼には不快であつた。彼にはそれが、自分の噂へふざけかかつてゐるかのやうに感じられた。彼は自分の躯が消えてなくなることを願つた。

戸口があいた。――彼のそんな事へも何ものかが感じたかのやうに。――彼は心持躯を顫はして、後ろを振向いた。

「お待たせしました……君ですか、影作君といふのは……何を研究されましたか……外國語は……英語ですか……
……」

博士は部屋のなかを歩き廻りながら、輕い機敏と當惑とを現はして、獨り言のやうに言つた。

「さ、掛け給へ、外國語は英語ですか。」

博士は一種動物的の眸を光らせて、はつきりと訊いた。彼は博士がこの部屋へ這入つて來る前から椅子へは腰掛けてゐた。彼は博士へ挨拶する機會を窺つてゐた。彼は博士一人が水車のやうにコトン〳〵と床を踏んで、歩き廻つてゐるのを眺めてゐた。その背に、彼の眸のなかで、をかしく歪んだり、ふくれたり、伸びたり縮んだりしてゐた。實際、彼は博士が彼自身の方を振向くのを待ち構えてゐた。しかし博士はうつむきかげんに床を睨んで、靴で床を蹴りながら言ひつづけた。

「あ、さうさう、背沼君はさう言つてきました……で、失禮だが、君の主要たる研究は、何についてでしたか…」

彼は危く、「雄辯なる博士」と言ふところであつたが、それを呑みこんで應へた。

「寶石です。」

「A GEM、」

「A PRECIOUS STONE」

博士は笑ひつづけて、窓の外を眺めてゐた。玄關の太い石柱が見えた。彼は博士の顔を見た。

「ほ、それは大へんな御熱心――ま、考へて置きませう。ふ、ふ、ふ、ふツふ……」

彼は恥を感じた。　外を歩きながら、彼は非常に恥ぢたのである。「考へて置きませう。」彼はこの言葉を考へたければならなかつた。倫理學と實生活との間には、萎縮し疲勞した智的のワルツが繰返されてゐる。彼は幻のやうに飛び廻つてゐる町の人人を眺めながら、こんなことを空想して歩いてゐた。さうして彼は一つの連想から、思はずも彼自身へ言つた。

「A PRECIOUS MAN!」

彼は歩き悩んだ。彼は歩きはじめた。この言葉は彼の心に導かれるもののやうに、ZEIT の型で、彼の目前へ浮遊した。

「A……

……Precious

……Man.

×　××　×

彼の散歩は、その後日を追ふて續いた。彼にとつてそれは日課であつた。――彼の一日は二冊の書物で役立つた。さうしてそれらの書物は、何らの思慮もなしに、彼の手を離れて行つた。――小言も惡口も惡意も更になく、快活を裝う明け放しの老人のやうに、彼等は氣どつた足どりで、彼の手から古本屋の手へ渡つて行つた。

或朝――霰が糸車のやうな響をたてて、寺院の黑い森へ降りしきつてゐた。

彼れはその日の書物を物色してゐた。彼はたつた二冊の書物のために、そんな氣骨を折らなければならなかつた。彼は古本屋を憎み切つた。彼は自分へ怒つた。

・彼れは手ごろの書物を探し出して、行李へ蓋をしようとしたはづみに、彼の軀は奇妙な恰好に捩れて、歪められた鐵管のやうになつた。その瞬間、何とすばやい速度であつたらう、咳が破れる風船玉のやうに、彼の口から飛び出た。彼の軀はそのまま強直してしまつた。前襟に添ふて開け放された胸の下の方へ、その中心を外れて右の方へ拳大のものが皮膚とともに突起した。

「胃だ？」

「胃だ！」

彼は涙聲で、叫んだ。

「おれの胃が軀を脱け出ようとしたのだ！」

彼はその突起した背をそれがあるべきところへ踏みこんだ。彼は非常な痛みを感じた。

この日以來、彼はぢつと寢床へ横はつてしまつた。――三日經つた。四日、五日と時は過ぎて行つた。――彼自身を床のなかへ殘して、白と黑とのその時は、ゆつくりと一定の圓周線上をリズミカルの歩調で、前方へ進んでゐた。この間にあつて、彼は幻影の進化が生活の上に現れる。といふやうな法外もないことを妄想してゐた。

「物騷な人！」

彼はこの言葉を忘れはしない。

「物騷な人だ！」

下宿の女主人は、かう言つて、來る人、會ふ人ごとに彼のことを饒舌つた。

――――

おれは物騷な人と言はれるだけのものかも知れない。少なくともおれの感情……おれの最も厭はしい感情を、おれがおれの胸の奥底へおし隱してこのかた、おれはその感情を汲み出さう汲み出さうと藻掻きつづけた。……と、おれは思ふのだが、ともかくおれは大變感じやすかつた。……そのゝち、おれは疑ふことを覺えた。憎むことを覺えた。おれは因循姑息に犯された。この蟲こそおれの寄生蟲であつた。そしておれを引込思案の壺の中へ封じこめてしまつた。おれはその壺の中で侮辱を感じた。そしておれはおれの敵を見た。敵を感じた。猜疑心を養つた。その壺のなかで。憎惡を育てた。そしておれは自分を愛しそこねた。

おれは何ものからも見棄てられたではないか、親友の青沼さへ、おれの身のほどを誤つて、揶揄つたではないか。博

士は意地きたなく侮辱した。おれは自分の軀を愛しそこねたために、自分で我が身を殺すのかも知れない。それにしても常に眞實を考へ、眞實を思ひ……おれは常に眞實を話した。しかしその眞實はおれ以外の誰へも共通しないものであつたかも知れない。おれは勝手に自分の眞實を喋つた。おれは自分の第二體、分身。おれは自分の數あるドツペルゲンゲルへ向つて眞實を話したのだ。親友の青沼さへ、あの偉大な博士でさへ、彼等はおれ自身であつたかも知れない。あの敵でさへ、おれ自身に逆ひはないのだ。いや、彼等こそおれ自身のドツペルゲンゲルであつた。そしておれは、おれ自身の分身どもがつけてゐた、あらゆる假面を見たのだ。そこにはどれほど澤山のものが明滅してゐたことであらう。嫉妬、陰謀、嘲笑、復讐、侮辱、猜疑、竊盗心、その他あらゆる惡が横行したのだ。あらゆる假面。………

——————

しかしいま、彼は孤獨であつた。彼は自分の友を感じてゐたであらうか？　彼はただ一人であつた。彼は自分のドツペルゲンゲルさへ失つてゐた。彼はたゞ一人であつた。彼は鉛のやうに重い頭を枕へおしつけてゐた。

彼は何といふこともなしに、「おれはただ一人だ！」といふ感じを深くした。彼は半ば恐る恐るこの言葉を幾回か口へ出した。この言葉ははつきりしてゐた——この言葉は氷のやうに冷かであつた——この言葉はしづかにぢつと彼自身の眸を瞠めてゐた——この言葉は瞬間的の有頂天と少しの變りもなく單純であつた——この言葉は一といふ基數で代表されるものであつた。

彼は冷く溶けた鉛を嚥下したもののやうに感じた。彼はすさまじくも寂しかつた。

「お母あさん！」

[illegible]

×　×　×

ここで筆を擱く。――――

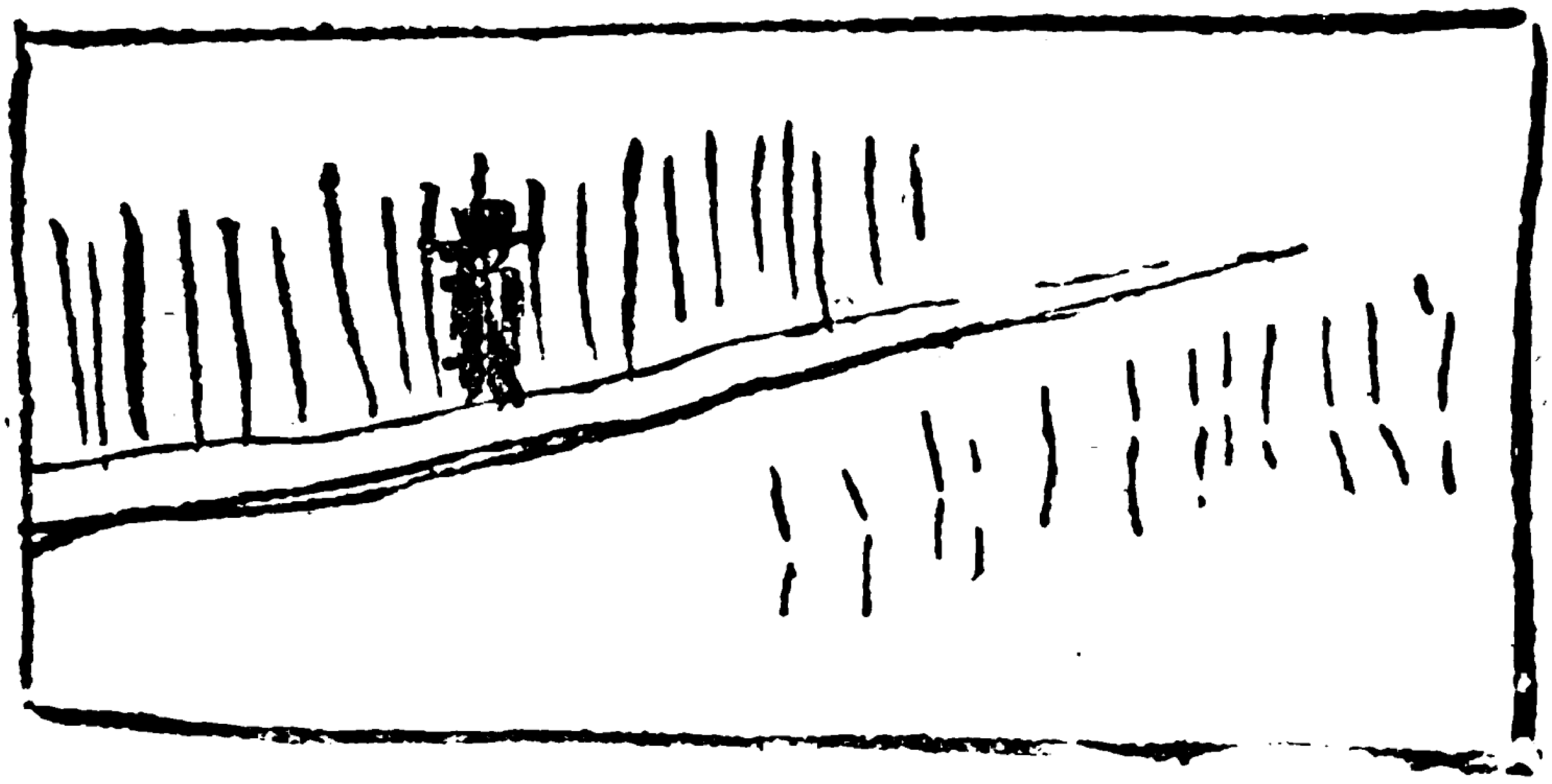
これは私の友A・Kが、M・――腦病院へ入院するやうになつたそれまでの斷片的物語である。氣の毒な彼A・Kは、つい先日院内で死去した。

おれは夢と現實とを分つことが出來ない、のみならず、何處に現實がはじまり、何處に夢が定まるか分らない。それを決定することが出來ないのだ。クラリモンドに愛された僧侶……（以下十數字不明）……詩人たちが謳ふ人生の滓のなかにあつて。

一人の男　A・K

彼は右に再錄した文面を、その病院の部屋の壁へ亂雜に書き遺して置いた。

彼の病名は、そこの醫者が私に敎へてくれたことに間違ひなければ、AMENTIA といふのである。（終）



公孫樹

豊島與志雄

「この頃の洋式の建築は可笑しなことをするもんだね。砂利を煮て何にするんだらう。」

そう云つて、青作が煙草に火をつけながら立止つたので、私も一緒に立止つて、やはり煙草に火をつけた。

「まさか砂利だけを煮るつもりでもなかろう。」

だが、實際砂利だけを煮てゐるのだつた。長方形の大きな鐵の釜が二つ並んでゐて、一方のには真黒なアスファルトが、一方のには大粒の砂利が、何れも七分目ばかりはいつてゐて、下から薪が盛んに焚かれてゐる。アスファルトはもくもくと煮立つてるまゝであるが、砂利の方には一人の男がついてゐて、シャベルの先でしきりにかき廻してゐる。やがて、高い建築の上から斜に下されてる足場を傳つて、兩端に石油罐の桶を天秤棒で荷つた男達が、幾人も下りてきて、或者はアスファルトを、或者は砂利を、煮え立つたまゝ石油罐の桶へ一杯すくひ取つて、幾台りやうな高

い建築の中に、運び上げてゆく。釜が空になると、またアスフアルトや砂利が盛られ、その煮え立つたのが、石油罐の桶で運び去らるゝ。いつまで見てゐても同じことだ。

「おい、行かうよ。」と私は促した。

「まあ待て、面白いぢやないか。」

吉住はさも感心したやうに、アスフアルトと砂利との釜を見比べてゐて、動き出さうともしなかつた。

砂利から立つ湯氣と、アスフアルトの蒸氣と、釜の下から來る火氣とに、私は少し辟易して、四五歩しさりながら、あたりを振返つてみた。沈みかけた五月半ばの太陽が、淡い光を投げてる中に、大講堂の廢墟の壁がくつきりと聳えてゐて、その前に公孫樹の新綠が萌え出してゐた。十二年の大地震の折、大講堂と法文科の建物との猛火に挾まれたがら、不思議に生き殘つて、春が來ればやはり可愛いゝ小さな葉を出してる公孫樹だつた。それが大講堂の燒け殘りの壁を背景に、四五本づらりと並んでゐた。

「ねえ君、」と私は吉住を呼びかけた。「砂利の煮えてるのなんかより、この木を見てみ給ひ。この方がよつぽど面白いぢやないか。兩方から火に挾まれても、不思議に命が助かつて、あんなに芽を出してるところは……廢墟を背にして芽を出してるところは、一寸いゝぢやないか。」

吉住はくるりと向き返つた。

「あゝ、公孫樹か。」そして一寸間を置いた。「そいつあ火に强いんだ。」

「いくら强いつたつて……。」

「そして不思議な木なんだ。」

「不思議な木だつて、公孫樹が。」

「不思議だといふのは……。」

「何だい。」

「いやア僕だけにかも知れないか……兎に角變な木だよ。」

私達はもう歩き出してゐた。そして、青作は最後の言葉を投げ出すやうに云ひ捨てゝ、憂欝さうに黙り込んでしまつた。

彼が憂欝になると、一つの癖がある。下唇の端を犬齒で輕く嚙んで、眼をしよぼしよぼとさせるのである。でそのす——といふのをくはしく云へば、朝から碁を囲んでいゝ加減疲れて、夕飯でも食はうとて出かけて、帝大の西門から正門へぬける途中、砂利の蹴られるのから次に公孫樹のことになつて、彼が急に憂欝な態度を取つてしまつたため、私まで變に氣が挫けて、彼のしよぼしよぼした眼から何かを讀み取つたり、犬齒で輕く押へられてる唇をほどかしたり時ろ、そんな努力が大儀になつて、默つて彼と肩を並べて歩いた。

初め私達は、大學をつきぬけたら正門前から電車に乘つて、日本橋の方へ行くつもりだつたが、それも面倒くさくなつて、どちらから云ひ出すともなく、正門の近くのレストーランで、簡單に飯を食ふことにした。

所が、そのレストランの二階に腰を落付けると、自然と眼の向く表通りに、やはり公孫樹の街路樹が植つてゐて、小さな可愛いゝ葉の萌え出してゐるのが、硝子戸越しに見えてゐた。まだ時間が早くて、電氣の來ない室内がぼつつとしてるだけに、外の明るみが際立つて、公孫樹の梢がすぐ眼先にまざまざと浮出してきた。

「公孫樹は不思議な木だつて、どうしたんだい。」

そんな風に私は問ひかけざるを得なかつたのである。すると、吉住はなほ厳粛な顔付になつたが、やがて料理を食つたり酒を飲んだりしてゐるうちに、變に眼をぎらぎら光らしてきて、向ふから進んで、次のやうなことを話し出した。

………………

僕の家の庭の隅に、大きな……といふほどでもないが、可なりな公孫樹が一本ある。あんな往來にあるのなんかより、もつと美しい瑞々しい若葉を出してるし、秋には眞黄色になつて、庭一杯落葉が散り敷く。いくら枝を刈り込んでも、すくすくと威勢よく伸び上つてゆく。いつ頃誰が植ゑたものか分らないが、小さい時にその落葉を拾つて遊んだといふ記憶はないし、その代り、末の妹なんかがさうして遊んでた記憶はあるので、多分僕の生れる頃に小さいのが植ゑられたのだらう。いや、僕が生れるより一二年前に植ゑられたのに違ひない。なぜなら……。

だが、それは先の話だ。公孫樹といふものは早く大きくなるものだ。もう立派な大木になつてゐる。

その庭の隅の公孫樹を、父は大變大事にしてゐた。なぜだか僕には初め分らなかつた。今でもよくは分つてゐないが……。

父には妙な癖があつた。足の蹠の胼胝を丹念に鋏で切り取るのだ。月に一二回は必ず切り取らなければ承知しなかつた。胼胝といつても、踵やなんかに出來るのではなくて、小指の根本の蹠に、五十錢銀貨くらゐの大きさに、まん丸く出來るのだつた。切り取つてもすぐに固くなる、固くなると歩くのに痛い、痛いよりも氣持が悪い。それで月に一二回は鋏で切つてとるのだつた。

大抵日曜日やなんか、比較的朝遲く起きる日、飯を食つて新聞などを見てしまうと、それから、朝日のさしてる座敷の椽側で、ゆつくりと足の胼胝を切りにかゝつた。裁縫に使ふ握鋏で、少しづゝ固い皮を切り取つて、[illegible]

べになるまでは、いつまでも氣長にやつてゐた。

嚴めしい長い口髭や荒い髮の毛などが、朝日の光を受けて赤茶けて見えてゐて、大きな額の下に、太い眉根をきつと寄せ、片足を投げ出して身體を變な風にくねらせ、眞面目に一心に足の皮を切つてゐる。その姿を見ると、僕は滑稽な氣がしたり悲慘な氣がしたりした。そしてさういふ父は、いつも平素よりは年が老けて見えた。

時によると、自分は椽側に長く寢轉んで、母や女中達に胼胝を切らせることもあつた。そんな時は殊に氣むづかしかつた。手の指先で觸つてみて、柔かくすべすべと平らになるまでは、どうしても承知しなかつた。

「自分で切つても平らにゆく。お前達に出來ないわけはない。」

さう云つて、氣に入るやうにならなければ許さなかつた。そして兩足とも濟んでしまうと、立上つて一つ大きく伸びをして、愉快さうに云つた。

「あゝ、これでさつぱりした。」

父にとつては、足の胼胝を切り取ることは、髮を刈つたり入浴したりすることなんかよりは、もつと精神を爽快になすかのやうだつた。

それにまた、切り取る皮は散らさないで、下に敷いた新聞紙の中にまとめなければならないので、それが切る者には一苦勞だつた。固いこちこちの皮を握鋏で切るのだから、どうしても遠くへ飛び易かつた。然し皮の一片でも遠くに飛び散ると、それを必ず拾はせられた。

「たとひ足の皮でも、やはり身體の一部分だ。土足に踏み蹴られるところに打捨るのは不快だ。」

それが父の理屈だつた。然しそれ以上にもつと本當の理由があつたらしい。

父はどこからか、植物には人體が最上の肥料であると、變なことを聞いてゐたものと見える。戰爭後の滿洲の野がどうだとか、昔火葬場だつた跡の野原がどうだとか、そんなことを話してきかしたことがある。そのためだかどうだか知らないが、足の胼胝の皮は必ずまとめて、庭の隅の大事な公孫樹の根本に埋めることになつてゐた。

公孫樹は隣家の軒に近いため、半日しか日が當らなかつたが、非常な勢で伸び上つて、毎年枝を切り落さなければならなかつた。勿論、父が足の皮を公孫樹の根本に埋める癖は、いつ頃から初つたのか僕は覺えてゐない。然し父が公孫樹の根本に立つて、すくすくとした幹を見上げながら、快心の笑みを洩してる姿は、今でもはつきり眼の中に殘つてゐる。

「俺の足の皮の養物を吸つて、この伸び上つた勢を見てごらん。」

さう云つて父はよく高らかに笑つた。

けれど實際、足の皮つてそれはいくらの量でもなかつた。五十錢銀貨大の胼胝を薄く切り取つたものだから、溜めても小指の先ほどしかなかつた。月に一二回として一年分まとめても、ごく僅かな量にすぎなかつた。

「あんな少しばかりのもので………。」と云つて母は嘲つた。

然し父は、人體の肥料價を主張して止まなかつた。そして他に何の肥料もやらなかつた。

「だけど、あなた、」と母は別な方面から父を揶揄した。「そんなに公孫樹を大きくしてどうなさるの。銀杏がなるまでにはなかなかでせうし、それに、もし引越しでもするやうになつたら………。」

「その時は持つてゆくさ。俺が植ゑた木　から枯やしない。………銀杏なんかどうだつていゝんだ。兎に角、あゝ勢よく伸び上つてるところは愉快ぢやないか。」と父は答へた。

その公孫樹が果して隣公孫樹かどうかは、父にも分つてゐなかつたらしい。然し父の云ふ通り、年毎にずんずん大きくなつてゆくのは、見てゝも氣持がよかつた。移轉する折には持つてゆくなどゝいふことは、とても出來さうにないくらゐ大きくなつてゐた。そして後には父も、持つてゆくとは云はないでやがてはこの借家を買ひ取るつもりだと云ひ出した。それには母も贊成だつた。可なり古い家ではあつたが、普請も間取りも相當によかつたし、表にも裏にも地面の餘裕があつて、庭もわりに廣かつた。そして自分の家を一軒所有するといふことが、何よりも母の望んでゐることだつた。

さういふ風にして、公孫樹は父の「足の皮の養分」を吸つて、次第に大きくなつていつた。

ところが、僕が高等學校の折、その公孫樹は隣家の火災のために、半燒になつてしまつた。

十月初めの夜中のことだつた。「火事だよ、火事だよ。」といふ母の聲に呼び起されて、僕は驚いて飛び起きた。雨戸が一枚開かれてゐて、そこから眞赤な明るみがさし込んでゐた。その雨戸の開かれた眞中に、くつきりと一人の男の立姿が浮出してゐた。それが父だつた。

「慌てるな、大丈夫だから。」と父は怒鳴るやうに云つた。「荷物を濟てしまうんだ。」

そこで僕達は皆荷物を濟た。そして父の指圖で、母や弟や妹や女中達は大事な物の荷造りにかゝつた。

「雨戸を開け放しちやいけない。電氣をつけるんだ。俺が相圖をするまで、荷物は運び出すな。」

その時何で雨戸を開け放すなと父が云つたのか、僕には分らない。がその時まで、電燈のことは全く忘れられてゐた。それくらゐ、戸の隙間や窓から赤々とした光がさし込んで、家の中はぱつと明るかつた。

[illegible]

がつて、その先を掴んで外に飛び出した。僕もその後について外に出た。ぱつと明るいものが眼にぶつかつた。家の中から見た眞赤な光ではなく、電光のやうな感じのする光で、それがあたりを一面にぱつと照らしてゐた。瞬間に、ひどい物音がして、隣家の背にひらひらと焔が傾つてゐた。

父はホースの先を小さくしぼりながら、水を家の軒先にかけてゐた。然し、隣家の火はひらひらと蛇のやうに這つてゐるだけで、火の粉も飛んでこなければ、熱くもなかつた。それに隣との間には、可なりの空間と公孫樹の茂みとが挟つてゐて、その厚ぼつたい葉が無數に重なり合つてゐるのが、綺麗に浮出して見えてゐた。

「お前は荷造りの手傳をして來い。まだ荷物を出しちやいけないぞ。」

父にさう云はれて、僕はまた家の中に驅け込んだ。家の中はごつた返してゐた。大事な物も何も見分けがつかなかつた。僕は皆と一緒に手當次第のものを持つて、あちこち驅け廻つた。

長い間のやうでもあれば、短い間のやうでもあつた。すさまじい物音がしたので、皆あつと息をつめた。そこへ父がやつて來た。

「家は大丈夫、騷がないでいゝ。」

それでも僕は氣になつて、臺所の方へ飛んで行つた。外に出てみると、隣家が半ば燒け落ちたところだつた。濛々とした火の焔が立つて、一丈ばかり上から先は、眞黑な中に無數の火の粉となつてゐた。それがみな家と反對の向ふ側になびいてゐた。ばらばらと雨の降るやうな氣配に氣がつくと、あたり一面に水だつた。蒸汽ポンプが來て、隣家は四方から水を浴びてゐた。その餘沫が頰に飛んで來るのを覺えると同時に、顏一杯に火のほてりを感じた。そしてあたり近所の騷ぎに、耳がごーつと遠鳴りするやうだつた。垣根も半壞されてゐて、消防夫が驅け廻つてゐた。

僕はまた家の中にとつて返して、父と同じやうに、大丈夫だ、大丈夫だ、とくり返した。それから皆一緒になつて[illegible]た裂目から覗きに來た。隣家の火勢は強かつたが、危險の度は減つてゐた。皆[illegible]へたからぼんやりと立つてゐた。

火事は隣家を燒いただけで濟んだ。そして僕の家は、垣根を壞されたくらゐの損害だつたが、公孫樹は隣家に近く聳え立つてゐたので、火氣と火の粉とを受けて、憐れな姿になつてゐた。まだ青々としてゐた頭は、小さく焦げ縮れてしまつて、殊に隣家に面した方は、可なりの枝まで燒け爛れてゐた。そして幹の半面には、一間ばかりの長さに大きな傷を負つてゐた。とても助かりさうになかつた。

然し父は、なほ公孫樹を見捨てなかつた。植木屋を呼び寄せて、すつかり手當をしてやつた。

「この木のために家は救れたのだ。」と父は云つた。

實際その公孫樹の茂みがなかつたら、家はもつと直接に火氣を受けて、或は大事に至つたかも知れなかつた。それで父ばかりでなく皆の者も、一種の感謝の念を覺えたのだつた。

そして公孫樹は、枝をすつかり切り落され、全部藁包みにされて、庭の隅に淋しくぽつりと立つてゐた。植木屋も助かるかどうか分らないと云つてゐた。でも父は確信があるらしく、垣根の修繕の時にも、公孫樹に障らないやうにと頼んでゐた。

さう父自身が云つた。當時は誰も氣付かなかつたが、頭をひどく柱にぶつつけて、それから一種の神經衰弱みたいになつてゐた。あれほど沈着だつた父が、どうして頭を打つけたのか、皆の者は不審に思つたし、父自身でも不思議だとさう云つてゐた。[illegible]そのために頭が惡くなつて、冬の間中ぶらぶらしてゐた。

翌年の春、[illegible]の神經は[illegible]に[illegible]て、[illegible]の窓から[illegible]を[illegible]てゐた。[illegible]、[illegible]に[illegible]んで[illegible]の[illegible]に[illegible]

れて、靜かな爽かな晩だつた。で一寸庭にでも出たくなつて、坐敷の椽側の方へやつてゆくと、そこの雨戸が一枚半分ばかり開いてゐた　不思議に思つて、そつと覗いて見ると、月の光がぼんやり落ちてゐる庭の植込の向ふの、藪包みの公孫樹の根本に、老人がしよんぼり立つてゐる。それがよく見ると父だつた。ひどく老けた姿で、背も少し前屈みになつてゐた。するうちに、父は着物の前をはだけた樣子で、いきなり公孫樹の根本にしやーと小便をひつかけ始めた。僕は呆氣にとられたが、何だか見て悪いものを見たやうな氣がして、こそこそ引返していつた。

　足の皮以外に一切肥料を與へない父が、而も土足に踏まれるのは不快だといふ足の皮を埋めてゐるところに、いくら自分のものだとは云へ、小便をひつかけてゐるのは理に合はないことだつた。で僕はどうも腑に落ちかねて、それから注意してみると、父はやはり時々、人の目につかないやうに、公孫樹に小便をやつてゐるのだつた。それがはつきり分ると、僕は理屈をぬきにして、一人でに微笑が催されたのである。

　その小便の利目かどうか知れないが、五月末に、不思議なことには、とても駄目だと見えてゐた公孫樹の枝から、可愛いゝ若葉が萌え出してきた。

「おい來てごらん。どうだ、公孫樹の芽がふいたぞ。」

　父は何度そんなことをくり返して、僕達にその新芽を見させた。新芽が大きくなり枝が伸び初めると、毎朝のやうに誰かをその根本に呼び寄せた。そして如何にも晴れ晴れとした顔をしてゐた。僕は小便のことを思つて一人で可笑しかつた。餘り可笑しいのでつい母へ告口してしまつた。母は苦笑したが、次には父へ小言をもち込んだ。

「いくら何だつて、汚いぢやありませんか。庭の中ですもの。」

　それには父も閉口したらしかつた。小便の効能で生き返つたのだと冗談を云ひながらも、もう生き返つた以上……と

小便を止めてしまつたらしかつた。足の皮ばかりの肥料となつた、

その頃から、父は元のやうに元氣になり、頭もよくなつたとみえて、前に倍して働き初めた。そして二年後には、本當に家を買ひ取つてしまつた。

その晩は一家中の喜びだつた。僕達まで何だか嬉しかつた。母は眼に涙をためてゐた。父はいつまでも酒を飲んでゐた。

「少し古いけれど、いつでも建て直せるんだからね。……それにもう長年住み馴れてゐるから、元々から自分の家のやうなものだ。だから俺は、あの通り公孫樹を大きくして根を張らせたんだ。」

そんなことを父は感慨深さうに云つて、やがては地所も買ひたいなどゝ云つてゐた。

然し父のさういふ元氣には……といふより、父の頭には、火事の時以來ひどがはいつてゐたのかも知れなかつた。三年後に、腦溢血でふいに死んでしまつたのである。遺言を聞くひまもなく、醫者も間に合はないくらゐだつた。入浴をしてから、二階の書齋で暫く何かしてゐるうちに、ふいにぶつ倒れたきり、もう再び意識を回復しなかつた。

父の死後、僕は長男として家督を繼いで、いろんなものを整理し初めた。そして、古い手文庫の抽出をかき廻してゐると、その底に意外なものを見出した。

それは六つ折りの奉書紙で、折り疊んだ眞中に公樹と二字認めてあり、表の上に、何年何月何日生としるしてあつた。みな父の筆蹟だつた。よく調べてみると、僕達兄弟のと同じ形式の七夜の命名式の紙で、その生年月は僕より二年三ケ月前だつた。

僕は初めたゞ意外な驚きだけを感じたが、やがて變な胸苦しさを覺えてきた。いろんなことが綜合されて、一つの空

想にまとまつてきたのである。

僕はその本書の紙を秘密にしまひこんで、いろいろ事實の調べにかゝつた。然しはつきりしたことは何も分らなかつた。たゞ斷片的な事實を列擧すると、父は初め國から出て來て、祖母と二人で暮してゐた。それから、國許の從妹と結婚した。その結婚は僕が生れる一年半ばかり前のことだつた。次に、その公樹といふ名前と、父が生前大事にしてゐた公孫樹、それ以外に何もなかつた。然しそれだけのことから、僕の頭に一つの小說が自然と出來上つていつた。馬鹿げた空想かも知れないが、僕の場合に立つたら、誰でもさうより外に考へようはないだらうと思ふ。

父は祖母と二人で暮してゐる時、或る女と關係した……といふより、戀をしたと云つた方がいゝ。相手の女は、恐らく一時手傳ひの女か女中か或は看護婦か、何でも家に親しく出入りした女に違ひない。さう云へば、祖母がまだ生きてた頃、家にしばしばやつて來て、祖母と話しこんでいつた女がある。昔からお千代さんと呼ばれてゐた。祖母が亡くなつてからはぱつたり來なくなつた。その、顏の細長いどこかきさくな性質の、そして餘り上品でないみなりの「お千代さん」が、相手の女だつたかも知れない。その女が遂に姙娠して子を産んだ。ところが父の田舍の家は、古風な堅固しい家風だつたので、前々から從妹と婚約がしてあつた。そこで父はいろんな義理にからまつて、從妹と結婚するやうになつた。そして女とその子供とをよそへやつてしまつた。戶籍も初めからはいつてはゐなかつた。その子供が即ち公樹だ。結果は初めから分つてゐるので、父は女と共にセンチメンタルな感情に驅られて、庭の隅に公孫樹なんかを植ゑて、心の中を誓ひ合つた。そしていつまでも、あんな風に公孫樹を大事にしてゐたのに違ひない。

人の頭は何て馬鹿げた想像を逞うするものだらう。然し僕のその想像は、恐らく事實に近いものだと思ふのだ。

僕は自分の想像に固執していつた。そしていつしか頭の中では、それが動かし難い事實となつてしまつた。と云へ

誰からもはつきり聞いたのではない。まさか母に尋ねるわけにもゆかないし、他に事實を知つてゐさうな者はゐない。その上僕は、自分の異母兄たる公樹のことを考へてゐると、妙に憂欝な氣分にとざされていつた。何かしら漠然と不安なのだ。事實を明るみに曝け出すよりも、一人で空想に耽つてゐる方が氣安かつた。たゞ一度、「お千代さん」のことをそれとなく母に尋ねてみたが、昔祖母が世話になつた人だといふきりで、母は本當に何にも知らないらしく、今は音信不通で居所も分らないと、顔色一つ動かさずに答へたのだつた。

そして僕は、他に探る手掛もない異母兄のことや、父のロマンスのことなどを、いろいろ想像しながら、父があの公孫樹に、足の皮とそれから、時小便とをやつてゐたことに思ひ及んで、何とも云へない暗い氣分に落ち込んでいつた。

固よりそれは、父がしさうな事柄ではあつた。どこか呑氣で脱俗的な而も實利的な父の性格としては、由緒ある公孫樹に足の皮を與へるくらゐは何でもないことで、場合によつては小便を與へるのも不思議ではなかつた。然し、若い頃のロマンスの唯一の名殘として、感情的に深く拘泥してゐたに違ひないあの公孫樹へ、他の肥料は一切與へないで、足のたばかり與へてゐたといふことが、そして遂にあの古い家まで賣つてしまつたといふことが、僕の感情にはどうしてもぴたりとこなかつた、それは何かしら重苦しい陰欝な事柄だつた。丁度蛇の死骸でも見るやうな氣がする事柄だつた。

僕はその憂欝な氣分にとざされて、長い間苦しんだ。父のロマンスを否定してかゝらうとしたり、反抗的に凡てを母の前にぶちまけてみようとしたり、公孫樹を切倒さうかと考へたり、一切を忘れようとしたり、いろんな風に頭を向け變へてみたが、やはり氣持は晴れ晴れとしなかつた。先刻僕はあの大學の中で、砂利の煮られることを口では云つてゐたが、心ではアスファルトの方を見てゐた。あの漆黒な硬いどんよりとしたやつが、ぐらぐら煮立つてるのを見てゐると、當時の氣持がふと蘇つてきたのだ。全く、釜の中に煮立つてるアスファルトを見るのと同じ氣持だつた。

所が不思議なものだ。學校から世の中に出て、厳めしいビルデイングの中の狹苦しい室なんかに、毎日出勤するやうになり、貧しい家庭生活にいぢめつけられたり、社會の裏面を覗き見たりするやうになると、父の氣持が――美しいロ

マンスの潜んでる公孫樹に、足の皮や小便なんかをやつて、伸びよ伸びよと心で叫んでゐた父の氣持が、ぴたりと胸に來るやうになつた。はつきり説明することは出來ないが、何だかかうどす黒い力强い氣がするのだ。昔の日本風の建築と今の洋式の建築との違ひだ。もう今では、香りのいい檜材なんかを鉋で削つてばかりはゐられない。さういふことも必要だが、それ以下のことが――趣味的に以下のことが、更に必要なんだ。

そして僕は、これからあの公孫樹に小便をひつかけてやらうかとさへ思ふ。父の意志を受け繼いで、家敷の地所をも買ひ取りたいとさへ思つてゐる。とてもそんな金は及びもつかないが、それが出來たら愉快だらう。家屋なんかどうだつていい。父が家屋だけを買つたのは間違ひだ。家屋は他人の所有でもいゝから、地所だけは所有したい氣がする。地面から公孫樹はつゝ立つてるのだ。

勿論これは比喩的な話で、僕は實際そんなに所有慾はない。たゞ僕には父の感情がぴつたり胸に來るやうになつた、といふそれだけのことなんだ。

……………

「僕にもその氣持は分るよ。」と私は吉住が話し終つて暫くして云つた。

「本當に分るのか。」と彼は不審さうに見返してきた。

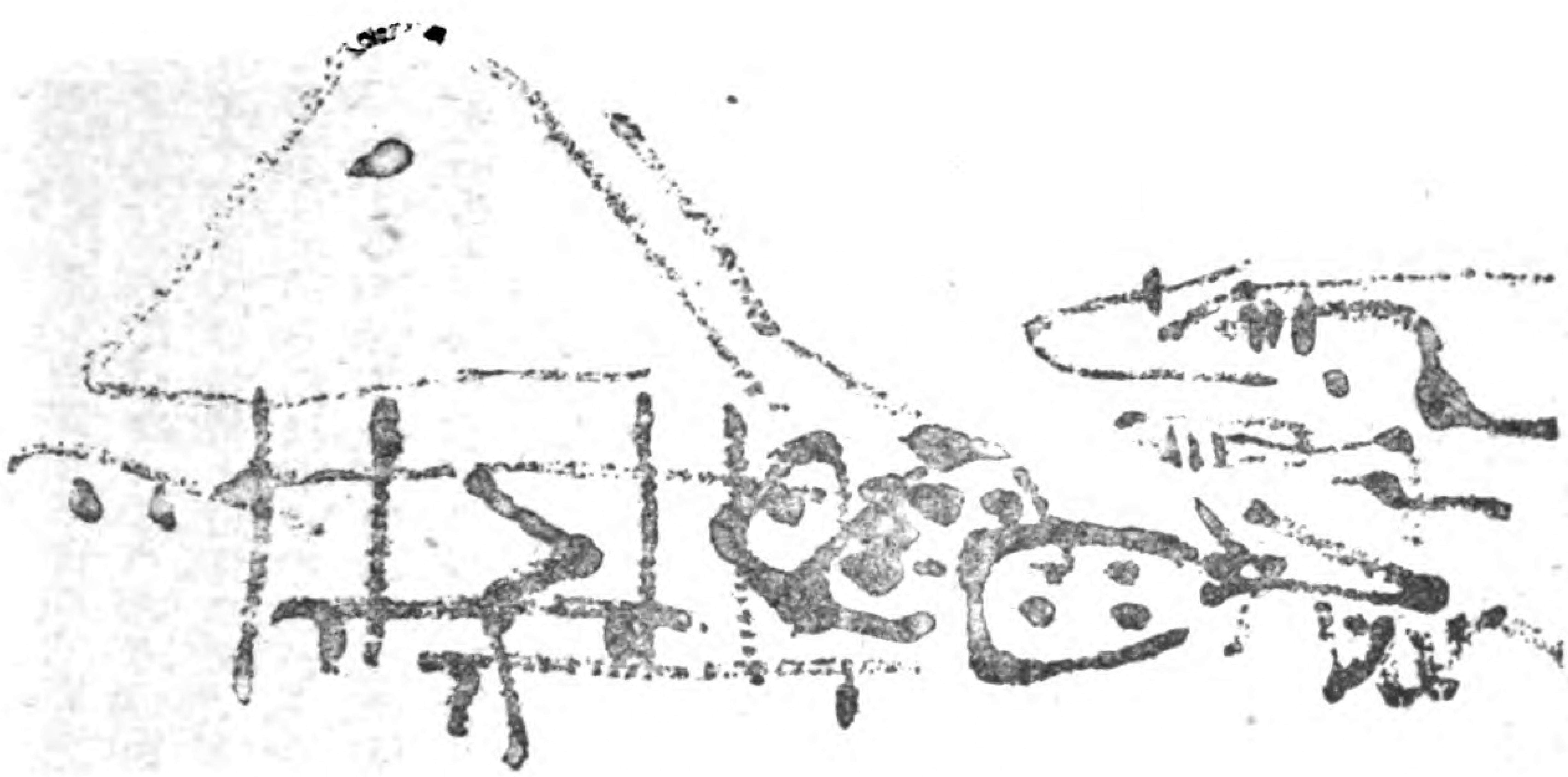
「分るやうな氣がするよ。」

「ふむ。」

彼は曖昧に口籠つたが、眼に涙をためてゐた。

「だが、」と私は敢て尋ねてみた、「その父の話といふのは、本當のことなのか。作り話か、それとも君自身の……。」

「いや本當に父の話だ。……こんどその公孫樹を見に來給へ。すばらしい樹で空に伸び上つてるんだ。僕も大事にしてゐるよ。」



西瓜ひとつ

近松秋江

昨夜深更になつて少しく落着いて眠つた病人は、翌曉になると又夢中に眼を覺まして、暴れ出さうとするやうに手を踠いた。それは、いくら灌腸をしても快よく通じがないのと、夢中ながらにも、便通を感じながら、床の上ではどうしても思ひ切つて用を達すことが出來ないので、自分で起つて便所へ行かうといふ意思を表はしてゐる動作とも受取れるのであつたが、變に白眼を見据ゑてゐる相形を見てゐると、どうしても憑ものでもしてゐる精神病患者とよりほかには思はれなかつた。そして、傍に附いてゐる者が、いくら賺かしても說いても應じないで、たう／＼自分で起つて便所にいつた。それは、醫者としては、最も嚴禁するところであつたが、その時はまだ宇治も二階の寢所から下りて來なかつたし、傍に附いて居つた看護婦や弟の慶吉もゝう散々持てあつかつた後なので、どうせ駄目な病人なら、好きなやうにさせたがよからうと思つたのであつた。すると病人は兩方から扶けられながら途中の緣側で、もう堪え切れなくなつて、そこへ放屎してしまつた。着物も緣側も

海のやうに濡れてしまつた。

宇治もその騷ぎに眼を覺まして二階から下りて來た。大きな聲をする妹のお茂などが多勢の雇女と一緒に仰山にいつて、病人の穢れた着物や蒲團などを洗つてゐた。

やつと尿利の通じた病人はそれで又少しは氣の落着いやうに仰向きになつて、すや／＼してゐるかと思ふと、すぐに又瞳の隱れてしまつた白い眼を見開いて、何かいはうとするやうに無意味な單調音を、たゞ「うゝ／＼」と發するのみで渾沌としてゐた。宇治は病人の枕元に獨りで坐はつてゐたが、昨夜のとほりに又夢中にそんな氣味の惡い白い眼を見据ゑたりしてゐるにも係はらず、欲目にか、まだ、これで死ぬ病人とは、何となく思はれなかつた。

父親は朝飯を濟ましてから、又いつものとほり病室の奧の納戸の三疊に來て大きな趺坐をかいてゐた。開け放した北向の肱掛け窓から雨氣を呑んだ濕つぽい風が流れてゐた。窓の外は、やつと一坪ばかりの空地を殘してすぐ直隣りとの境の目隱しになつてゐた。そして、そちらの方の屋根の上には、地主の庭の大きな樺の枝が高い空を蔽ふてゐた。

宇治は又そこへ來て無雜作にその肱掛窓に凭れかゝつて朝の風にあたりながら、そこに默つて煙草を吹かしてゐる父親の方を向いて、

「病人をどうしたもんでせう。どうも病院に入れた方が好くはないかと思ふ。」

昨日の朝新宿の方の病院の河村博士が來て診てくれた時には腦の疾患から來てゐるものか又は神經系統の病に屬するものか、輕卒に、診斷を下さないで歸つたのであつたが、宇治が素人で氣使ふのは、もしそれが神經系統の病であつた場合には、病人自身の難澁はいふまでもなく、實に、宇治にとつては殆ど運命的な不幸で、悲慘なことであると思つた。そんなことを、いろ／＼胸に描きながら思案に餘つてゐると、病室の方に居つた醫者がそこへ顏を突出して來て、

嘲るやうな荒々しい調子で宇治に向ひ、

「お前、それは昨日爺父が此處へ來た時にいふことだ。今それをいふのは遲い。」

と、窓際に寄つて大きな聲を出した。そこからは目隱し一つ隔てた眞隣の家である靜かな話し聲さへよく聞えて來るのであつた。

宇治は、又しても慶吉の不作法千萬なるその物の言ひさまによつて、昨夜深更あれから、自分の自制力によつて、いくらかなごんでゐた憤怒の感情が再び赤裸のまゝ神經をいゝかれるやうな氣がして、勃然となつたが、こんな馬鹿者を對手にしてゐると、自分もそれと同じ馬鹿にならなければならないと思つて、凝乎と沸き返へる胸を抑へて、それには知らん顏をしてゐた。すると慶吉は尙ほも宇治の方へ屈みかゝつて來て鼻の先へ顏を覗けるやうにしながら、

「お前はまるで鬼子母神のやうな人間だ。自分の子さへ大事にすればいゝんだ。……」

慶吉がさういふと、先刻から默り込んでゐた父親も又宇治も口を開かうとしない前にそつちの方で自分の子供に乳を飮ましてゐた妹のお茂が横から口を差出した。

「自分の子が可愛ければ、姉さんだつてお父さんにとつては、やつぱり自分の子だから大切だ……」お茂は、そんな明白なことをも宇治が心得て居ないものゝやうに大きな聲を出した。

「一昨日お前が餘處から戻つて來てからといふものゝたゞの一度だつて病人の傍に少しは附いてゐて優しく介抱したことでもあるか。それが自分の家内に對する爲方か？」

慶吉は圖に乘つたやうにさういひ續けた。

昨夜は夜も更けて、四隣も寂靜まつてゐたし、戸も鎖してゐたので、少しくらゐ高い聲を出しても容易に戸外へ洩れ

る氣づかひもなかつたが、早朝開けつ放しにした端近い處でそんな人聞きの悪い、下等な聲を出されたので、宇治は何よりも先きに、それが、すぐ目と鼻との間である隣家へ聞えるのを恥しく思つた。無智で淺慮な慶吉やお茂などがこの混雜の際一寸一日や二日來てゐてたゞ皮相を觀察したゞけで、彼等に相當の見解から、からでもあらうと、宇治の心事を見當違ひして僻んでゐるのは、宇治の立場からいふと、それは、むしろ彼等の愚昧と無智とを憫んでいゝことになるのであるが、彼は、其等の者共によつて自分に加へられた卑俗な悪罵を憤るよりも、そんな者等を弟や妹に持つてゐるお悦を自分の妻としてゐることが、自分に對して、いいやうのない侮辱であると思つた。しかし、それも、傍から誰れが強ゐてさうさしたことでもなく宇治自身の一存でさうしたのであることを思ふと今更悔んでも取返しの附かぬことであつた。それで、さうだとは諦めて居るものゝ、お悦もまた其等の弟や妹と甲乙のない愚昧な兄弟の一人であることを考へると、その爲めには如何なる事をも自分は忍ばうとするくらゐ可愛くてならない自分の子供に、其等の者共の愚昧で無智で端(はし)たない性情の血筋が繋がつてゐるのだといふやうなことにまで、自然思ひ及ぼし、自分の一命に代へても厭はないと思つてゐる愛するその子供が涜されてゐるものゝやうな冷酷なる幻滅を感じた。自分の可愛い子供がこんな奴等の血續であるといふことは何といふ情けない皮肉な運命であらう、と思ふと、宇治は、これから先き子供を育てる希望も興味も大半索然として來て、自分の生きて居る世界が急に暗くなつたやうな氣がした。何の因果で、是等の者共の血筋の通ふてゐる子供を自分は愛しなくてはならぬのだらうと思ふと、そこに存する矛盾が笞の苛責のやうに辛かつた。こんな奴等の一族と一生の緣を結んだことは、取りも直さず宇治の一生涯を破滅したも同然であると思つた。

つい昨日まで母親の手から離れたことがなく、母乳よりほかの物をやつたことのない乳兒を他人の手に放任して置くことは、宇治にしては實に斷腸の思ひであつたが、瀕死の病人を抱へて、子供の世話まで自宅でしてゐることは困難で

あつた。鷹吉やお茂等の淺敢果ない努力から離れて見ると、それが、宇治は子供の事ばかり心配してゐるもの丶やうに思はれた。たつた一人で、この降つて湧いたやうな病難に當らなければならぬ宇治は、自分でお悦の枕頭にばかり附つきりでは居られなかつた。

宇治は、鷹吉やお茂の顏を見てゐるのも、聲を聞くのも嘔吐を催うすやうな不快を感じた。そんな人間が大きな顏をして居る場處が自分の家であるといふことは、宇治にしては全く自殺したいくらゐな侮辱であつた。勿論一口に言葉を交はすさへ厭で堪えられなかつたが、それでも宇治は、やつぱり默つてばかりも居られず。

「自分が一人で八方に心を配らなければならないんだから、私が落着いて介抱などして居ることは出來ないぢやないか……」

宇治がさういふと、それでも父親は年功だけにさすがに少しはこの子供達よりは物が解つてゐると思はれて、

「うむ。」と、たゞ口の中でいつた。

さうしてゐるところへ村松醫者が早朝から來診してくれた。

病人は先刻尿利が通じたところで、少しは落着いてうと／＼としてゐたが、やつぱり何か知ら、解らぬ譫言のやうなことを時々いひながら、白眼を上向けて、「あ丶／＼」と單音を發するのみであつた。

醫者は例のとほりざつと診察したあとで、見込のなささうな顏をしながら、

「どうも經過が良くありませんなあ。」といつた。

宇治は、昨夜深更氷の砕片を少しばかり口に入れた時の模樣では、昨日の晩方村松がいつたほどまださう悲觀したものではないと思つてゐたのであつた。そして今朝になつても、そんなに悪化したとは思へなかつた。

宇治は醫者の顔色を見守りながら、

「今朝は早くそのとほり尿利もありました、昨日あたりよりか大分落着いてゐるやうですが、それでも可けませんですかなあ……？」

「えゝ、やつぱり好い變化は認められませんよ。別に落着いてはゐませんよ。このとほり夢中でゐるんですから。」村松は遠慮のないことをいつた。

父親は庄吉やお茂などゝ皆な傍に來て居並んでゐた。

宇治は、醫者がそんなにいつても、まだ直ぐに死んでしまふものとは思へなかつた。

「何處か病院に入れたら、どんなものでせう……？」

宇治の素人考には、やつぱり精神に異狀を來してゐることを變へてゐた。たとひ幾らか回復しても、永久に廢人になられるのが心配であつた。

村松醫者は精神病院に入れることの不可を唱へた。

「病院に入れると、あんた、こんな病人は却つて惡くなる。あんな處ぢや手や脚を縛りつけたりして、酷いめに遇はすやうなことをする。」

村松醫師がさういふのに嚇かされた父親は、

「病院に入れることは私も反對です。」と、贊成した。

すると姉のお茂もその言葉尻に乘つて、

「わたしも病院に入れるのは好くないと思ひます。」といつた。

勿論宇治にしても、そんな手荒い狂人扱ひをする病院へ入院さすることを思つてはゐなかつたが、一昨日の晩から殆ど不眠不休で附添つてゐる看護婦や醫者の疲れることを思ふと、今の状態で此の先き幾日も手數を掛けさせられたら、傍の者がみんな參つてしまふことが心配になつた。しかし宇治をはじめ誰人にも、病人のことは少しも見當がつかなかつたと同じやうに村松醫師にも確かな見極めはつかなかつたのである。醫者はたゞ、この病人は死ぬ病人であるといふことを、婉曲にどうも經過が良くないといつてゐるに他ならなかつた。けれども宇治にしては、醫者が見放した病人だからといつて、このまゝ空しく死ぬのを待つても居られなかつた。どうしていゝか實に途法に暮れてしまつた。

「急變があつたら、知らして下さい。すぐまゐります。」といつて、村松醫師は歸つた。

病人は相變らず上を向いて白眼を半ば開きながら、「あゝゝ。」と微かに唸つてゐるばかりであつた。そして夢中に時々囈言を發した。

妹のお茂は、その枕頭に坐はつて囈言から何か正氣のことを訊き取らうとした。

「あらツ、あんな人、とても見込みがないといつてゐる。」

病人が、おぼろげにこれと聽き取られるやうな言葉を發したのを、明かにさう翻譯していつた。

これが父親にもお茂にも醫者にも、病人が平常宇治に對して心に思つてゐることが、夢中ながらにも囈言になつて洩れたるものと受取れた。

宇治には、無智で、そんな重患者などの取扱ひについて深い思慮も愼みもないお茂のやうな者が、單へに婦人の俗情から、瀕死の病人を弄ぶやうなことをするのが、ひどく反對であつたが、それを制止することはその場合二重の意味で看過してゐない譯にはいかなかつた。その場合もし宇治が、それを強いて制止しようとしたならば、彼等は、病人のいは

うとすることを訊くのが何で悪いと、つまらぬ理屈をいふに定つてゐる。そして、宇治自身が、囈言の間に、自分に都合の悪いことでもいはれるのを嫌つて、それを止めるかと思はれるのが厭であつた。

「あんな人　とても見込みがない……」

そんな、病人の囈言を父親やお茂がもし、彼等の邪推の通りに信じてゐるとしたならば、實に何ともいひやうのないほど、彼等は、身の程知らずであると、宇治は苦い顔をして、堅く口を緘んでゐた。

さうしてゐると病人は又　何か知ら譯の解らぬことを口走つてゐたが、お茂はその中から今度は、次のやうなことを聽き取つた。

「あらッ、よく揃つた二人連れだといつてゐる。」

お茂は何か深い意味のあるやうな聲でそれをいつた。

宇治は默つて父親やお茂や慶吉の顔をじつと見わたした。父親はその枕頭を離れて何時も自分の居る場處にしてゐる納戸の室の方にいつて大趺坐をかいてゐたが、彼は、お茂の飜譯したその囈言の中にも、お悦の不幸なる境遇を讀み取つてゐるものゝやうに、口邊に憤懣に堪えない色を浮べながら　鬼のやうな恐い顔をしてそうつと涙を拭つてゐた。

宇治はその時思つてゐた。病人の發してゐる囈言が少しでも正氣が交つてゐるとすれば、するほどお悦が平常心の底にいくらか思つてゐることゝ、彼女の父親や弟妹どもが皆なで思つてゐることゝに、一點共通した疑惑が潜んでゐるのであつた。それは宇治が凡ての點でお悦のやうな女を妻にして滿足してゐる道理がないといふことであつた。それはお悦や彼女の一族の者がさう思ふのが本當であつた。まだお悦に子供の生まれない前彼女が、宇治の處に何といふ名目もつかずに同棲してゐた時分弟の慶吉は妹のお茂夫婦と三人で姉のお悦に向つて隨分手厳しい苦言を呈したのであつた。そ

の時お悦は、

「あの人は今まではどうであつたか知らんが、もう今はそんな氣はないんだ。自分でもさういつてゐる、……」

といつて、宇治を信じてゐるやうなことをいつた。すると慶吉は言下に姉を冷笑していつた。

「馬鹿！お前は何といふ馬鹿だ。甘いにも程がある。今に放り出されるのを知らないで。騙されてゐることが解らないんだ。」

これにも係はらず宇治のその後ずつと實行して來たことはお悦の信じてゐたとほりであつた。しかし、お悦にしても、それがあまりに自分の意外であつたりするところから却つて疑心暗鬼の眼を以て宇治の腹を邪推するやうなことが多かつた。そしてそんな邪推が彼女の不謹愼な言行となつて表はれることが屢々あるので、その爲に宇治の心を騙つて、宇治の方でこんな關係を馬鹿的に觀察してゐるのと、彼の長い間の經驗から獲得した節制力との爲に彼は決して自暴自棄には陥らなかつた。宇治は、自分の行爲に一點の非難を容れさることを確信してゐるのであつた。動もすれば却つてお悦の妄想してゐるやうな方面に向はしめようとする傾きがないでもなかつたが、

それゆゑに病人の囈言から、何か平常お悦が親や兄弟にも打明かすことを憚つてゐるやうな秘密を胸に抱いてゐて、それで苦しんでゐるのではないかといふやうな事實の端緒を得ようとしてゞも居るらしいお茂などの淺薄果な所作が宇治には腹が立つといふよりも、そんなことがお悦等一族の者相當の智識程度であるといふことを考へて、宇治はどこまでも嫌悪を感じた。そこで、どうしたら自分の子供を彼等の關係からきつぱり絶つことが出來るかと思ふと、これは血統上どうあつても出來ないことであるのか、宇治をして厭世的にならしめるのであつた。

父親は、昨夜も取り出して讀み返してゐたお悦からの手紙のこと、今少し甲に病人が口走つてゐることなどを前後考へ

合してみると、たしかに宇治がお悦を非道く虐待してゐるに相違ないと思つた。彼は宇治に對する憤怒とお悦に對する憐憫との昂奮のあまり鬼のやうな恐い顔をぶる〳〵慄はしながら、

「これでもし死にでもしたら………」

といつて、又手巾に涙を拭ひながら、どんなことをしても娘の仇を取るぞといつたやうに、悔しそうに唇を噛みしめてゐた。

對手が皆な揃つた野蠻人であるだけに、宇治は實際、これでこのまゝお悦が死んだら面倒なことになると思つてゐた。飛んでもない者共に繋り合つたものだと後悔した。

そのうち病人は何かいふのを止めて、又少し眠りそうになつたので、

「あゝ、もうそんなにいろんなことを訊かうとしないで、そうつと眠らさないといけない。」

宇治は、尚ほ枕頭に覗いて、何か話しかけようとするお茂をたしなめた。そして心の中で、全く仕方のない無智な連中だと思つてゐた。

父親は昨日の朝電報を見ると早速飛んで出て來たので、一應お悦の容態を見屆けたうへで、今日はこれから一旦歸國して二三日して又出直すことにしてゐた。そして何處までも不滿に堪えないやうな顔をして凝乎と默り込んでゐた。

宇治は一昨日の晩遲く旅行先から歸つてみるとその騷ぎで、まだゆつくり前後のことを考へてみる間もなかつた。五六日不在の豫定で出ていつた自分の留守中月末の諸拂ひや當座の小使は間に合ふだけお悦に渡して置いていつたのであるが、留守を頼んでゐた女中に訊くと、三十一日の拂ひは、まだお悦が寢床に居て、自分で金を出し入れしたといふの

であるが、それから後のことは一切分らなかつた。少許の證劵や保險證書のやうなものを一包みにしてお悦に藏はしておいたのであるが、そんな物を何處に置いてゐるやら分らなかつた。

宇治は一昨日からずつと打通しに病人のこととそれに作つて子供の始末についてばかり、一方向きに心を奪はれてゐたのであつたが、これから先き病人が何れになるにしても金の準備をして置かなければならぬと思つた。宇治はもう昨日から、時々それを思ひ出してそんな大事な物の藏つてある處を探してゐたのであつたが、押入れの夜具の中にその包みを見出した。

「あゝ、此處にあつたこゝにあつた。」といつて、宇治はそれを取り出しながら、

「別に銀行に金を預けて居る譯でもないし、これでも賣つて金を拵へよう。」といひながら、包の中から數枚の債劵を抽き取つてそこに居た父親に見せた。

父親はそれを見ると、やゝ顔色を和げてゐた。

宇治は心の中で思つてゐた。お悦が父親に宛てた手紙の中には、宇治が碌に小使さへ與へないで、たつた五圓なにがしの煙代をさへ吝むといふやうな不埒な讒謗をしてゐた文句を、昨夜遲くあの手紙の中でちらりと見たのであるが、宇治の一家の生活にはどんな節約をしても一ケ月に三百圓から四百圓の金は消えた。それはたつた三人の小家族にしては決して少い經費とはいへなかつた。彼は、お悦が、何の權があつて、そんなことをいひうるかと思つた。そして、夏のはじめ「私には罰なんか當らないんだから、まだ一度も病氣になぞ罹つたことはないんだから。……手前こそ何だ、あのさまは。げい／＼反吐をついて。」と、お悦が毒づいたことさへ、ふと思ひ起した。宇治は實際、今度のお悦こそ俺の罰が當つたんだと思つてゐた。

お茂はそこで自分の子供の泣くのを賺しながら、乳を飲ましてゐたが、

「お父さん今度出て來る時、一遍お芳を連れて來て見せてやるといゝねえ。……見じまひだよ。お芳が可哀さうだよ。」と鼻聲を出した。

お芳といふのはお悦が田舍の方に居る時生んで祖父母の手許で育てゐる子であつた。

宇治は傍でそれを聽いてゐて、無理からぬことであるとは思つたが、今病人は生死の瀬戸際に立つてゐるのである。少しでもその神經を刺戟させたくない。それが爲に宇治は自分の子供でさへ實に斷腸の思ひをしながら、人手に任かせて餘處へ預けてゐる次第なのである。病人はそんなに夢中で、他の事は何をいつても分らないにも係はらず、一昨日の夜もあちらの室で子供がひどく泣いてゐると、その聲ばかりは不思議に耳に入ると思はれていつも添乳をする時のやうに、自分の寢床の脇をそうつとたゝく眞似をしてゐた。宇治は男涙をじつと噛みしめて、そんな感傷的な氣持を抑制してゐるのであつた。

「子供を連れて來たりすることは何うかなあ！」

とお茂のいふことに反對の意向を表はした。

すると慶吉はすぐ宇治に反對した。

「神經を刺戟するのが惡いといつたつて、もう神經も何も無いぢやないか。あのとほり夢中で居る者の處に連れて來たつて構やしない。」

彼は、いかにもじやらしいことをいふやうに、そんな屁理屈をいつた。

宇治は、こんな連中を對手にしたつて、とても仕方がないと思つて、そのまゝ默つてしまつた。

「一生の分れだ。口は利けなくなつても、たゞ一と目見せるだけでいゝんだもの。」お茂は又いつた。

宇治はもう何にもいはなかつたが、心の中では、何を犠牲にしても、今は瀕死の病人の生命を取留めることが第一であるにも係はらず、思ひ分けのない俗情に稚けたことをいつてゐて、それで萬一の事でもあつたら、やつぱり自分の所爲にして、沒分曉（わからずや）なことをいふにちがひないと思つた。

「子供を傍に置いとくと病人に障ると思ふから、病院に預けたのだ」

宇治は不滿な顔をしていつた。そして、自分がこれほどに感傷的な氣持ちを腹の中で殺してゐるのに、無分別なことをいふと思つてゐた。

するとお茂は又いつた。

「乙女（おとめ）ちやんは宇治さんが附いてゐるから仕合せだよ。お芳は親はあつても無いも同じなんだから可哀さうだよ。」

宇治はもうその相手にはならなかつたが、昨夜からのことを思ふと、どうしても腹が癒えなかつた。父親を始め、弟妹が、お悦が平常宇治に對してどんな仕向けをしてゐるかといふことを、少しも知らないで一圖に宇治の人格を無視してゐるのは、何度思つても、彼等の無智蒙昧なる理解力に相當した考であつたにしても、やつぱり彼にしては、さうまで自分の方だけで量見を廣くして思ひ分けては居られなかつた。

そこへお茂の子供がわあッと泣き出した。

「あゝ喧しい。………自分の處の子供でさへ病人に障ると思つて此處に置かないやうにしてゐるんだ」

宇治は大きな聲を出した。そして、自分の家宅が何だか彼等の爲に踏み荒らされてゐるやうな氣がした。

暫く默り込んでゐた父親は、その時どう思つたか、憤激した調子で、

「さあ、皆なもう歸らう。」と、蹴立てるやうにいつた。

「あゝ歸らう。」還吉もお茂も聲を揃へて父親に和していつた。

「それでは困る。」

と、宇治は云つた。彼の本心をいへば、此の連中に居つてもらいたくはないのであつたが、彼等が皆な居なくなつて、もしお悦に萬一の事があつたら、とても始末にならぬことを言ひ掛けるであらうと思つたのであつた。

宇治はやがて又　わざと笑ひを含んだ顔をして、父親の方に向つて、

「どうです、大抵私のいふことは解つたですか。」と言葉を掛けてみた。

「うむ。本人があのとほり口を利かないんだから。」と顎で病人の方をしやくるやうにいつた。

「癒つたら、よく分るですよ。」宇治は又笑ひながらいつた。

「今日はまあ一と先づ歸るから。二三日の間に又必ず出て來る。昨夜の話はも少し後にしよう。その時は私もあんたに向つて、いひたいだけのことはいふから。」

父親は又殺氣立つた顔をしてさういつた、宇治もそれに對して決して負けてはいなかつた、

「えゝ、」と、宇治は確信の面持ちをしてつよく首肯いて見せた。「その時は私の方でもいひたいことがうんとある。」

宇治がさういふと、父親はそのまゝ默つてしまつた。宇治は實際いひたいことが山ほど胸に痞えてゐるのであつた。

しかし宇治は、そこにばかり落付いては居られなかつた。昨日連れていつた牛込の病院の子供の様子も見に行かなければならなかつたし、急にどんなことがあつてもまごつかないだけの金の準備も調へて置かなければならなかつた。彼はあちらの方の用を足しては、又父親等の傍に戻つて來て、決心したやうな顔に微笑を浮べながら、「それでは取つと

きの債券を三百圓ほど買つて來るかな。これは私が病氣にでもなろうとか、死んだ後にないと手を着けぬことにしてあつたが……」と獨り言のやうにいつた。そしてさういひながら、はやつぱり落着いて居られぬやうに又すぐ起つて今度は病人の枕頭について、覗いて見ながら、「私の方が先へ死ぬと思つてゐたのに……」といつたが、夢中ですや／＼としてゐる病人の顏を見ると、さすがに咽喉が塞がつたやうであとの口が利けなかつた。

宇治には、いろ／＼なことが思ひ浮んで來た。つい此の間頃のことであつた。子供もこう生まれて十月くらゐになつたので、母乳ばかりでなく少しづゝ牛乳を吞ましたり、輕い菓子のやうなものをやつてもいゝのだが、それにはまだ八月で氣候が好くないから、今に涼風が立つやうになつてからにしようと、いつたりしてゐたのであつた。それが十月も立たぬに、最も健康體であると誰れも思つてゐたお悅がこんなことにならうとは夢にも思はなかつた。十月の中旬は滿一年の誕生であるから、その時には、生れた時餘處から祝つてもらつて、まだ仕立てずに藏つてある錦紗の着物をこしらへてやらうなど、母親と二人で話し合つて居たことも、宇治にしては、もう此の先き誰れを對手に、子供の爲にそんなことを話し合ふことも出來ないのであると思ふと、今死なうとしてゐる者に對する憐憫と、母親の死ぬことも知らずに居る幼兒に對する不憫とそんな哀れみを獨りで味はゝなければならぬ彼れ自身の悲しい不幸の感情とが一つに融け合つて、たゞ悲しいと敢果ない氣持ちが、ひた／＼と胸に入組んで來た。人の生命くらゐ當てのないものはないといふやうな朝露の感がして來た。

父親はやつぱり元の坐に据はりながら、

「病氣になつてから、貴方の爲てゐることに異存はない。」何處までもお悅の發病が宇治の所爲であるのを憾むやうにいつた。

それを聽くと宇治は又、今眞純な感情で病人を悲んでゐた氣持ちが忽ち霧散するやうな反感が起つて來るのを覺えた。病人のお悦が平常さうであつたばかりでなく、彼等の一族は凡て自分達の僻見や邪推によつて、本當ならば感謝しなければなら宇治の尊い感情を傷けてゐるのであつた。

しかし宇治は今はもう何にもいふまいと強く決心をしてゐた。

そのうち朝からもう落ちて來さうな空模様であつたのが、ばら〱降つて來た。

「あゝ雨が降つて來た。お父さん急がないと。」

お茂は自分でも歸りを急いだ。

「うむ。」といつて、父親も歸り支度をしながら、

「生命のないものなら、それは爲方もないが、……かうなるまでの事が殘念だ。」

といつて、もし、これで死んだならば、たゞ事では濟ます譯にはゆかないといふやうな氣勢を見せて、宇治の方を、じろり〱白眼で睨みつけて、

「今日はまあ一と先づ歸るから。二三日の内に又必ず出て來る。」

「えゝ、どうぞ早く。」

宇治はそれに返辭をしてゐたが、彼にとつてはお悦の生死が自分の運命を試めす一つの大きな賭博のやうなものであつた。

弟の慶吉を一人だけ手傳ひに居殘らしておいて、父親はお茂と連れだつて立ち出でた。宇治はそれを玄關まで送り出したが、父親もお茂も宇治に向つて左様なら宜しく賴むともいはずに、膨れつ面をして歸つていつた。

その連中が引揚げて去つてしまふと、家の中がやつと靜かになつた。

病人も今のところ一寸落着いてゐるので、宇治はその間に用を達しかた〴〵、昨日あれからどうしてゐるか、子供の樣子を少しも早く行つて見たかつた。

附添ひの女はいろんなことを氣にすると思はれて、「こんな着物を着て來てゐるのは内のお孃さんだけだ。」といつて、昨日病院へ往く時一緒に送つていつた、も一人の女中が歸つて來てから、彼女同志で話したらしい、そんなことをいつて聞かしたので、宇治は子供に着せる物などを押入れの中から取り出した。そんなことは母親がして居たことなので、何處に藏つてあるのか分らなかつた。宇治はそこら中の入れ場を探しながら押入れの中に顏を突込んでゐると、ひとりでに熱い男涙がぽた〳〵と頰に傳ふて來た。お悦がいよ〳〵死ぬやうなことになると、生まれてやう〳〵十ケ月か立たぬ子供を男親獨りの手に抱へて、これから先き、このとほり子供の着物のことまで氣を付けてやらねばならぬのだ。死んで往く者の哀れはいふまでもないが、後に殘された子供は長い生い先きにどんな寂しい思ひをしたり、不幸を喞つことであらう。宇治は他の者に見せぬやうに、いつまでも押入れの中を探してゐる風をして、少時黯然としてそこに佇んでゐた。そして昨夜慶吉の爲に眼が眩むほど非道く頭を打たれた時指先が左の眼瞼に觸つた處がいくらか眼球の膜をとがめたと思はれて、涙とゝもに眼に霞がかゝつたやうで、取り出す着物の文色をはつきり見分けかねた。

昨日は、急いだので、家で着てゐたまゝを連れていつたのだが、平常着飾つて外に連れ出すことなど殆どないので、別に餘所ゆきの着物もなかつた。お悦は縫ひ針の仕事など達者な方であつたが、いつも子供の手が掛るので、落着いて仕事などに坐はつてゐる間もなかつた。宇治はやつと子供の物の入つてゐる處を探しあてた。その中にはネルの單衣だ

の、つい此の間仕立てたきゝのモスの單衣などがあつた。それは丁度今の季節にふさはしい紅と水色とのぼかしに秋の七草を染め出してゐた。

今日は雨が降つてきたほどあつて、まだ九月の差入りであるが急に秋涼を感じた。宇治はそのほかに、そこにあつたちやん／＼なども一緒に風呂敷に包んだ。それを女中に持たして、自分もすつかり雨具に身を堅めて出掛けていつた。

昨夜からの苦々しい家内の醜狀が嘔吐を催すやうに胸に痞へて、彼は自分の家でありながら、まるで地獄のやうな感じのする其處から一刻も早く逃げ出したかつた。まるで不意打ちを喰つたやうな一昨日からの騷ぎに、二た晩といふものの殆ど熟睡しないで心配をし通しにしてゐるので、身體は綿のやうに疲勞してゐたが、彼は出來るだけ氣を張つてゐた。本來お悅などと比較にならぬほど虛弱な自分が又今此處で倒れるやうなことであつたら、それこそ暗だと思つた。そしてまだ何の性根もない子供の立場を思ひやつて考へて來ると、その母親は醫者から見放されてたゞ死を待つばかりであるところへ、その父親を、一時眼の暗くなるほど毆打つたりする慶吉を、子供に性根があつたならば、果して何と思ふであらう………しかし宇治は今の場合凡てを穩便にしてゐるより他はないと思つて、凝乎と胸を靜めるやうにしてゐた。

昨夜は子供は病院でどうして一夜を明かしたであらうと、それが氣に懸りながら、いつてみると、診察室に顏を覗けた宇治を見て、院長は快活に、

「やあ、大變好いですよ。よく牛乳を飲みますよ。」と、聲を掛けた。宇治には、それが宛ながら天國からの響のやうに思はれた。

「あゝさうですか。難有うございます。」と、彼は心からの感謝の辭を洩したから、それからすぐ縁側づたいに、やつと奥まつた庭にある病室の方に廻つてゐた。隨分古くなつた普通の住宅をそのまゝ病室に用ゐてある座敷は、しと／＼と降り出した秋雨にいとゞ薄暗くて陰氣であつた。子供は大きな寢臺の上に小さい身體を載せて、すや／＼と眠つてゐる處で、その傍には附添ひの女がぽつんと坐はつてゐた。宇治はそこへ入つていきながら、

「どうだね。」

と、聲を掛けると、彼女は笑顏で迎へながら

「いらつしやいまし。今よくお寢みになつてゐらつしやいます。」

「あゝさうか。そして牛乳はどのくらゐ飲むね？」

「牛乳は昨日あれから又夜までに二合召上りましたの。今日はまだ一度ですけれど、もう又直きお晝の分が來る時分です。先生も看護婦さんも、これから段々多くしてゆくと申されて居ります。今日はおほかた四合か五合くらゐになりますでせう。甘さうによく召上りますから。」

宇治は安心したやうに、

「さうか、可し／＼。家に居ては、あのとほり困つたが流石にお醫者さんだなあ。」

「えゝ、私も、こちらに來てはよく召上るのに感心して居ります。」

母乳を離れてからこの間中三晩か四晩どうしても他の物を口に入れないので手古擦つてゐたのであつた。

「寢るのはどうだ、よく寢ないだらう。」

「えゝ、夜はやつぱり時々眼を覺まして泣かれます。」

「そいつに困るなあ。」

そんなことをいひながら、宇治はレインコートを脱いで、さも疲勞し切つたやうに、子供の足の方に寢臺の上にどつかと腰をおろした。

そして、ネルの着物を着て、小さい手や脚を投げ出して無心に寢入つてゐる子供の顏にジツと見入つてゐると、宇治の心は獨りでに子供を愛する氣持ちによつてだん／＼に柔らいで來るのを覺えた。それと﹅もに今まで緊張し切つてゐた心に弛みが出て來て、彼はそのま﹅子供の裾の方にぐつたり横はつた。そして心地よいクションに頭を載せてゐると、もう起きるのが億儀になつて、何時までもさうして居たいやうであつた。天地の間に唯子供ばかりが自分の最も親しい道づれであるといふやうな氣がして來た。彼はさうしてゐると何だか引込まれるやうに睡眠を覺えて來て、いつしか前後も知らずそこに昏睡してゐた。

それから三十分ばかりして、ふつと眼を覺ましたが、家には今死にか﹅つてゐる病人の居ることが催促するやうに又胸を突いて來た。

「あ﹅疲れた。」と太息を吐くやうにいつて、彼はそこから跳ね起きた。

「ぢや、一寸これから用を達して、又來るからね。」といつて、宇治はそれから秋雨の降る街中に出ていつた。

やがて彼は雨の中を自動車で郊外の家に急いで戻つて來た。

きつと、歸つてみると病人は死んでゐるであらうと思つた。生か死かそれを知るのが怖いやうな氣持ちで門の外で自動車を飛び降り、玄關に入ると、そこへ出迎へた者に、いきなり、

「どうだ、死んだか？」
と訊ねた。すると、
「いえ、今落着いてゐらつしやいます。」
といつたので、案外な氣持ちがしながら、彼はいくらかほつとして、
「あゝ、さうか。落着いてゐるか。」
と、いひながら急いで靴を脱いで玄關から病室の方に入つて來た。と、座敷の中は靜かで、枕頭には看護婦と女中とが附いてゐた。慶吉は端の方で轉寢をしてゐた。
なるほど病人は、先刻宇治の出て行く時よりは、もつと落着いてすや／＼眠つてゐた。
「おゝ、落着いてゐる／＼。あれからずつと此の通りか。」
「えゝ、ずつとお眠りになつてゐます。」
「さうか、それはいゝ。」
宇治は少し安心した。
「お氣はなか／＼確かでゐらつしやいます。先ほど、一寸お眼をお覺ましになつて、私に、どうも濟みませんなあ。あちらにいつて少し休んで下さいと仰有いました。」
傍に居た、村松醫師の處から今朝手傳に來てくれた女中はさういつて話した。
「あゝ、さうか。そんなことを。あんたに向つていつたか。……うむそれは確かだ。」
「なか／＼お確でゐらつしやいます。それから、こちらの手に蚊が一匹留まつてゐたのを、かうお手をお上げになつ

て、そちらの手でお打ちになりました。」

「うむ、そんなことをしなしたか。そんなことをするやうでは、なかなか確りしてゐる。今朝まではそんな様子はまだなかつたのだ。」

宇治は、今朝村松醫師がいつたことが、どうやら好い方に外づれさうな氣がして來た。

「あゝこの調子なら大丈夫だ。」

宇治はやつといくらか自分の身體になつて來たやうな氣がして、それから二階に上がつて一昨日旅先から戻つたまゝにしてゐた鞄などを形付けて一と休みすることが出來た。

その夜も別に變つたことがなくて夜が明けた。

翌朝になつても氣は一層確かであつた。

宇治はその騷ぎにまぎれて、訊いてもみなかつたが、二三日前から、窓際の板の上に大きな西瓜がひとつ轉がつてゐるのを知つてゐた。それを今朝になつて漸く、

「これは誰れが持つて來たのだらう？」

と訊くと、

「お掃除屋さんとかゞ持つて來て、これを上げますといつておいていつたのだとかいつてゐました。」

そこに居つた者がさういつた。

「あゝさうか分つた／＼。」

といつて、宇治はうなづいた。それは三四里も離れた武藏野の[illegible]から便所の掃除に來る百姓があつた。いつも來る時

には自分の處で作つた野菜を積んで新宿の方の市場へ持つていつた歸りに寄つていつた。お悅はその百姓から新しい青物を買つたりしてゐた。そして椽先で辨當を使つたりする時に土瓶に茶を汲んで出したりしてそのお百姓を撈つてゐた。

宇治はその大きな西瓜に附いた泥を洗はして、それを兩手に抱いてお悅の枕元に持つていつて、

「おい、これが分るか。」と訊いてみた。

すると病人は大分輕い顏をして、

「西瓜でせう。」と、細い聲を出した。

「うむ西瓜だ。これはねえ、便處を汲みに來るお百姓があるだらう。あのお百姓が此の間くれていつたのだ。どうだ大きい、好い西瓜だらう。」

「えゝ、好い西瓜ですねえ。」

お悅も宇治も西瓜は大好物で、夏の中は氷は飲まなくつても每日のやうに西瓜をたべてゐた。

「どうだ、これを少し食べてみる氣はないか。」

「食べてみませう。」病人は微かにいつた。

それから宇治は又臺處にそれを持つていつて、自分で鉋丁をあてた。眞青な皮を割くと、中實は紅玉の如く甘熟してゐて何ともいへない西瓜獨有の香ばしい匂いが鼻に通つて來た。それを洋皿に二片ばかり載せて食鹽を添えて病人の傍に持つていつて、匙を以つて口に入れた。病人はそれをさも〱甘さうにして三角形の西瓜を二片とも奇麗に食べてしまつた。宇治はそれでもう病人が癒つたやうにひどく勇んで來た。

「おい〱西瓜を食べたよ。」と家の中に布れた。

その時病にやつと睛を醒したのであつた。

此の一篇は、昨年十二月の中央公論に掲載した「子の愛の爲めに」の續篇でありますから、期作をせずにこれを續く物と思つて見て頂きたいのであります。

編輯だより

◇これが骨抜き『普選』であつたにせよ、三百萬の選擧人が四倍になる、國民の五分の一が選擧權を新に獲得したのであるから、維新以來の大變革であり、劃時代的の記錄をつくつたものには違ひはない。

◇その功勞者　曰く河野曰く島田曰く何處の誰それがし等々、しかし議會に現るるまでの陣痛の苦しみは何處にある。それは無産階級の永年の血みどろの戰に、功一級の榮譽は名もなき無産階級の荷ふべきものだ。

◇『普選法』の起草者たる坂內務書記官が八十數枚の長篇釋義を寄稿され、尙ほ『細則』の起案者たる三宅司法參事官が細則の要義を寄稿されたことは本社の厚く感謝する所だ。此二篇は當局の方針を示す極めて重要なる研究であるが故に我國民の總て必讀を要する。

◇又、立法者としての花形であつた清瀨一郎、石井謙吉君が立法者としての釋義を寄せられたことと、下院書記官長として永年該案に當面した林田龜太郎氏が普選略史を執筆されたことも一役である。其他執筆の諸君又普選に深い關係のある人のみであれば、本號は我『政治變革史』、及『解義誌』の本流を汲む一書として永久に記念が出來るものと思ふ。

◇普選後の政界はどうなる、既成政黨の政治家が本誌で其將來する豫測をのべているが、本誌愛讀者も參考として一見して下さい。

◇普選の成立と共に、ブルジョア政黨の看板塗替へ、社會立法、勞働立法に注目するやうになつたことは後れたりと雖、先づ上出來だ。末弘博士の本誌本年一月號四月號に發載した長論は將來我國勞働立法の中核をなす重要な文獻であるから議者の味讀に依つ。

◇愈々六月より月刊雜誌『社會科學』を本社より發行する、內容の清新潑溂として新興學界に貢獻する所、蓋し莫大なものあるを思ふものである。

◇かう云ふ時代が必然的に來るだらうとは震災直後感じたことであつたが、世は全く『義賊時代』といふ感がある、泥棒、强盜、義賊、强姦等の文字が毎朝いくつともなく一號、初號の大活字で新聞紙に表れる。末はどうなることかとの社會不安、社會恐怖が一日は一日と募つてくる。ウヰルソンやリンカーンよりは『次郎長』や『鼠小僧』に趣味を持つ我國の現狀は如何なる研究に値せずや。

◇普選が實施されたといつて無産階級大喜びとは早計だ。普選の選の字にもありつけぬ普選以下の階級の精神苦、經濟難は普選とは何の關渉もなく隅の隅から隅に悶へもがいてゐる。

◇『大正代表歌集』が本社から出版される。茂吉、赤彥、千樫、憲吉、迢空、利玄の六歌人皆これ當代の瞻仰するところである。この六卷は大正代表歌集の權威として後世に永く光るものであらう。そしてそれが類のない自選であるだけに一層或種の意義を有つ。

改造定價

冊數	定價	郵税
壹冊	八拾錢	貳錢
半ヶ年	四圓六拾錢	増大號共郵税不用
壹ヶ年	拾壹圓卅錢	増大號共郵税不用

註文の注意

▲御註文は凡て前金に申受く前金切の時は送本を停止す

▲増大號其他定價變更に依る前金拂込不足の時は再拂込を待つて發送す

▲外國よりの御註文は郵税實費を申受く

▲見本御請求の向は振替又は郵券にて定價通り御拂込ありたし但し郵券代用は一割増の事

▲御拂込は振替によるゝを最も便利とす

大正拾四年四月廿日　印刷納本
大正拾四年五月一日　發行

編輯兼發行人　東京市芝區愛宕下町一ノ一
印刷人　東京牛込區市谷加賀町一ノ一二　平田貫一郎

印刷所　秀英舍

（價壹圓）

發行所　東京芝區愛宕下一ノ一　改造社
振替東京八四〇二
電話高輪四九九三

菊池寛著

（拾版）

戀愛病患者

菊池寛氏は、現文壇に活躍せるが威盛んなる活火山である。その天に冲せる噴焰に、あらゆる讀者人の注目を惹かずにはいないだらう。本集は、氏が最近の創作中より、小說の粹と戯曲の精とを蒐めたもので、就中「戀愛病患者」の如きは、氏が戀愛至上に對する猛烈なる否定を主題とし、戀愛至上主義者に對する一大痛擊をなすものだらう。小說「狩衣」の如きは、その奔放なる構想と大膽なる落筆と相俟つて、天人共に揶揄し去つたものだらう。その他小說戯曲十數篇、悉く快刀人の肺腑を抉ぐるが如き、痛快味を藏してゐる。

目次

信康母子　震災餘譚（戯曲）　浦の苦屋（戯曲）　戀愛病患者（戯曲）
ある記錄　頸縊り上人　微苦笑　狩衣
世評（戯曲）　丸橋忠彌（戯曲）

四六判上製　定價壹圓五十錢　送料十八錢

正宗白鳥著

（新刊）

戯曲 ある心の影

文壇の雄將たる正宗氏の近什「ある心の影」「人間の幸福」「秘密」「白壁」を收めたものである。練熟の筆を以て錯綜せる世相を寫し、人心の機微、運命の不思議を浮彫の如く讀者に示す、流石は白鳥氏の腕と何人をも首肯せしむる。

四六判上製　定價壹圓六拾錢　送料十八錢

發行所　東京市芝區愛宕下町　振替東京八四〇二番　改造社

THE KAIZO, A MONTHLY REVIEW OF POLITICS, LITERATURE, SOCIAL AFFAIRS, ETC.
PRICE: EIGHTY SEN A COPY, TWELVE YEN A YEAR
OFFICE: KAIZOSHA, 1 ATAGOSHITAMACHI SHIBA, TOKIO.

大正八年三月廿一日 第三種郵便物認可



株式會社秀英舍印刷